

契約の適正な執行に関する行政評価・監視
結果報告書

平成 20 年 12 月

総務省行政評価局

前 書 き

国の公共調達については、様々な問題が指摘され、これまで政府としても逐次改善に取り組んできたところである。

特に、随意契約については、その競争性・透明性を高め、適正化を図るため、平成18年2月に、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」の申合せが行われ、各府省は、18年3月末までに随意契約の緊急点検を行い、同年6月及び19年1月には、随意契約のうち、真にやむを得ないもの以外を一般競争契約等に移行すること等を内容とする「随意契約見直し計画」を策定して、その実施を推進してきている。

しかし、随意契約については、いまだに競争性・透明性の確保が不十分で、調達コストの増嵩すうを招いているといった指摘があることから、平成19年10月、内閣総理大臣から、随意契約の適正化の更なる推進のため、各府省における一般競争契約への移行等の見直しを徹底すること、また、公共工事以外の契約も含めたすべての契約を監視する第三者機関を設置するとともに総務省が横断的立場から監視を行うこと等により、各府省及び政府全体の監視体制の構築を図るよう指示が行われた。

これを踏まえ、平成19年11月に、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、「随意契約の適正化の一層の推進について」の申合せが行われ、総務省が「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」を20年1月から重点的に実施することとされた。

本行政評価・監視は、これらの状況を踏まえ、契約の適正化の更なる推進を図る観点から、各府省等における契約の実施状況、第三者機関による契約の監視状況等を横断的に調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	
1 国の契約の適正化に向けた取組の概況	
(1) 国の公共調達に適正化に関する取組の経緯と最近の動向	2
(2) 各府省全体の契約の概況	8
2 各府省における契約の適正化の推進	
(1) 随意契約の見直し等	
ア 随意契約見直し計画の進捗状況	14
イ 競争性の高い契約方式への移行の推進	21
ウ 応募（応札）条件等の見直し	26
エ 再委託の適正化	34
オ 契約に係る情報の公表の推進	37
(2) 監視体制の整備状況	
ア 契約を監視する第三者機関の設置及び活動状況	39
イ 内部監査等の実施状況	43
(3) 所管公益法人等との契約の実施状況	47
3 特殊法人における契約の適正化の推進	
(1) 随意契約見直し計画の策定状況	56
(2) 契約に係る情報の公表の推進	62

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、内閣総理大臣の指示により、契約の適正化の更なる推進を図る観点から、各府省等における契約の実施状況、第三者機関による契約の監視状況等を横断的に調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

全府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

(2) 関連調査対象機関

沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、放送大学学園、農林漁業金融公庫、日本中央競馬会、中小企業金融公庫

（注）国民生活金融公庫、国際協力銀行（国際金融）、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は、平成20年10月1日に統合し、株式会社日本政策金融公庫となった。

(3) 協力要請機関

内閣官房、内閣法制局、人事院、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、日本放送協会、事業者等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

4 実施時期

平成20年1月～12月

第2 行政評価・監視結果

1 国の契約の適正化に向けた取組の概況

(1) 国の公共調達に適正化に関する取組の経緯と最近の動向

調査の結果	説明図表番号
<p>これまで、国の公共調達に関して様々な問題が指摘されてきており、政府としても以下のとおり逐次改善に取り組んできている。</p> <p>〔公共工事関係〕</p> <p>例えば、公共工事に係る入札・契約の適正化に関し、最近 10 年間では、次のような取組が行われている。</p> <p>① 公共工事をめぐる贈収賄、談合等の問題を背景に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）が制定され、各省各庁の長に対し、入札者名・入札金額、落札者名・落札金額等の公表、談合等の公正取引委員会への通知、一括下請負（いわゆる丸投げ）の全面的禁止、発注者による現場の点検等が義務付けられた。また、同法に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）が策定され、第三者機関（入札監視委員会等）による監視、適切な審査体制を伴う一般競争入札、公募型指名競争入札等の実施等を行うこととされた。</p> <p>② 依然として続く官製談合の問題を背景に、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）が制定され、公正取引委員会による入札談合等関与行為に対する排除措置要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求等が規定された。</p> <p>③ 橋梁談合問題等を背景に、平成 17 年 7 月、国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会において「入札談合の再発防止対策について」が取りまとめられ、一般競争方式の拡大、総合評価方式の拡大と充実、入札情報の公表方法の改善、談合の疑義案件を発見するための審査内容の改善、本省における調査・監視の強化、大規模・組織的な談合等に対する指名停止措置の強化、違約金特約条項の強化等の再発防止策が決定された。</p> <p>④ 国・地方公共団体等の職員が談合に関与している、いわゆる官製談合事件が続発していることから、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 110 号。改正後の法律名は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」である。）が成立し、入札談合等関与行為を行った職員に対する刑罰規定の創設、入札談合等関与行為の範囲の拡大等が規定された。</p>	<p>表 1 - (1) - ①</p>

〔防衛調達関係〕

また、防衛調達の適正化に関し、次のような取組が行われている。

- ① 防衛庁の調達実施本部の元幹部背任事件（平成 10 年 9 月）を背景に、平成 11 年 4 月、「調達改革の具体的措置」（防衛調達改革本部決定）が決定され、防衛調達制度調査検討会及び防衛調達改革本部の設置、防衛装備品への民生品・民生技術の活用の促進、調達実施本部の廃止等の方針が決定された。
- ② 防衛施設庁官製談合問題（平成 18 年 1～2 月）を背景に、平成 18 年 6 月、防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会の報告書が取りまとめられ、入札手続の改善、防衛施設庁の業務の見直し、財団法人防衛施設技術協会の解散等が決定された。また、同年 7 月、契約本部の契約業務と防衛庁管理局原価計算部の業務を一元化し、装備本部を設置し、さらに、19 年 9 月、防衛施設庁を廃止するとともに、同庁建設部の実施部門を装備本部に統合し装備施設本部を設置した。
- ③ 防衛装備品過大請求等問題（平成 19 年 10 月）を背景に、平成 19 年 11 月に防衛省改革会議が開催され、20 年 7 月、i) 規則遵守の徹底、ii) プロフェッショナルリズムの確立、iii) 全体最適を目指した任務遂行優先型の業務運営の確立を改革の原則とするなどを内容とする「報告書－不祥事の分析と改革の方向性－」が公表された。防衛省では、本報告書に示された提言を計画的に実施するため、同年 8 月、「防衛省改革の実現に向けての実施計画」を公表し、必要な立法措置、予算措置等を講じていく予定としている。

表 1 - (1) - ②

〔その他の取組〕

上記のほか、契約の適正化に関しては、IT 関連事業の多重委託問題、分割少額随意契約問題等が発生したことを踏まえ、「行政効率化推進計画」（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議決定。19 年 7 月 2 日最終改定）において、一般競争入札の拡大、適切な入札参加資格の設定、随意契約の適正な運用等に取り組むこととされた。また、平成 17 年 2 月に、随意契約に関する事務の取扱い等を定めた財務省主計局長通知（注 1）が各省各庁会計課長等あてに発出され、随意契約の公表対象の拡大（少額随意契約（注 2）等を除き、契約先、契約金額、理由等をホームページで公表）、一括再委託の禁止、再委託の承認制の導入等の措置を講ずることとされた。

（注 1）「随意契約に関する事務の取扱い等について」（平成 17 年 2 月 25 日付け財計第 407 号財務省主計局長通知）及び「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」（平成 17 年 2 月 25 日付け財計第 408 号財務省主計局長通知）

（注 2）予定価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条で定める金額を超えない場合の随意契約をいう。

表 1 - (1) - ③

〔公共調達関係省庁連絡会議の設置〕

このような取組が行われてきた中で、公共工事において入札談合事件が摘発されるなど談合排除の徹底が求められているほか、随意契約について透明性・効率性の確保に問題がある等の指摘があることから、公共工事の入札契約の改

善のみならず、随意契約の適正化等公共調達の適正化を図るため、平成18年2月、公共工事の入札契約の改善のために17年12月に内閣官房に設置された「公共工事の入札契約の改善に関する関係省庁連絡会議」を改組し、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）が設置された。連絡会議は、20年4月現在、議長が内閣官房副長官、副議長が内閣官房副長官補、構成員が各府省の官房長等となっており、他に衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院及び公正取引委員会の事務（総）局の部局長がオブザーバーとなっている。

表1-(1)-④

連絡会議においては、平成18年2月、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日連絡会議申合せ。以下「18年連絡会議申合せ」という。）が取りまとめられ、①公共工事の入札契約に関して一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充等を行うこと、②随意契約に関して、各府省は、平成17年度に所管公益法人等（注）と締結した随意契約について、18年3月末までに緊急点検を行い、この結果を踏まえて「随意契約見直し計画」を作成することとされた。これを受けて、各府省では緊急点検が実施され、同年6月、所管公益法人等との随意契約について「随意契約見直し計画」が取りまとめられた。その後、所管公益法人以外との随意契約についても同様の見直しを行い、19年1月、「随意契約見直し計画」の改定が行われた。

表1-(1)-⑤

（注）独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人及び所管公益法人並びに特定民間法人（公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」（過去3か年分）において掲げられている民間法人及び各省各庁が必要と認める法人をいう。）をいう。

また、平成18年8月、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知。以下「18年8月財務大臣通知」という。）が各省各庁の長あてに発出され、随意契約の一般競争契約等への移行、一括再委託の禁止等再委託の適正化、契約に係る情報の公表等の措置を講ずることとされた。

しかし、このような政府としての取組にもかかわらず、随意契約について、平成19年10月以降の衆議院・参議院の予算委員会等における、国土交通省地方整備局と所管公益法人との契約をめぐる質疑等において、「競争的手続に移行したのに、特定の者以外が事実上満たすことのできない条件を設定し、結果として競争が成立せず、特定の者と随意契約を交わしている」、「競争が行われない結果、契約額が予定価格に近似し、調達コストの増嵩^{すう}を招いている」、「入札契約を監視する第三者機関が設置されていない、あるいは、十分に機能していない」等の指摘が行われた。

このような状況を踏まえ、平成19年10月、内閣総理大臣から、随意契約の適正化の更なる推進のため、各府省における一般競争入札への移行等の見直しを徹底すること、また、公共工事以外の契約も含めたすべての契約を監視する第三者機関を設置するとともに総務省が横断的立場から監視を行うなどにより

表1-(1)-⑥

各府省及び政府全体の監視体制の構築を図るよう指示が行われた。

これを受けて、平成19年11月、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日連絡会義申合せ。以下「19年連絡会議申合せ」という。）が取りまとめられ、①各府省は随意契約見直し計画の厳正な実施を徹底すること、②監視体制の充実強化を図るため、すべての府省に契約の監視を行う第三者機関を設置すること、また、総務省は各府省の取組を一元的・横断的に監視するため「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」を20年1月から重点的に実施すること等とされた。

現在、各府省においては、前述の随意契約見直し計画等に沿って、公共調達
の適正化を推進しているところである。

なお、各府省の随意契約の見直し状況については、18年連絡会議申合せにより各府省が自らそのフォローアップ（以下、この結果を「フォローアップ結果」という。）を定期的に行う仕組みとなっており、平成19年度のフォローアップ結果は20年10月28日に公表されている。

〔随意契約見直し計画の概要〕

18年連絡会議申合せにおいて、各府省は、平成17年度に締結した随意契約のうち所管公益法人等との間で締結したものについて、国の調達は一般競争入札が原則であり随意契約は例外との原点（注）に立ち帰って緊急点検を行い、その結果を踏まえ、所管公益法人等に係る「随意契約見直し計画」を作成することとされた。また、随意契約見直し計画は、平成17年度に締結した随意契約について、問題があるものは18年度以降、新たな随意契約は行わない、見直しの余地があるものはやむを得ない場合を除き直ちに一般競争入札等に移行する等の分類に従って作成することとされた。

（注）政府の契約については、会計法（昭和22年法律第35号）及び予決令において、売買、貸借、請負その他の契約（支出原因契約）を締結する場合には、一般競争契約により行うことを原則とし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合等にあつては指名競争契約により、また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等にあつては随意契約により行うものとするとしている。

各府省は、18年連絡会議申合せに沿って、所管公益法人等との随意契約について緊急点検・見直しを行い、その結果を踏まえ、平成18年6月、全府省の所管公益法人等との随意契約について「随意契約見直し計画」を策定・公表した。

さらに、各府省は、所管公益法人等以外の者との随意契約についても、所管公益法人等との随意契約と同様の考え方により見直しを行い、その結果を踏まえ、平成19年1月、「随意契約見直し計画（改訂）」を策定・公表した。

随意契約見直し計画（改訂）の概要は、次のとおりである。

ア 国全体の随意契約見直し計画

「随意契約見直し計画（改訂）」においては、国全体で、平成17年度実績に照らして、競争性のない随意契約（随意契約のうち、企画競争・公募等に

表1-(1)-⑦

表1-(1)-⑧

よる随意契約を除いたもの。後述 1 (2) ア参照。) 合計約3.4兆円のうち、約2.1兆円(約6割強)を一般競争、企画競争・公募等に逐次できるだけ速やかに移行することとしている(注)。

(注) 平成17年度の実績額は、少額随意契約等に係るものを除いたものである。

これの内訳をみると、次のとおりである。

i 平成17年度に締結した随意契約の実績は、表1のとおり、国全体で契約件数10万1,118件、契約金額3兆8,937億円となっている。

このうち企画競争・公募等による随意契約を行ったもの(いわゆる競争性のある随意契約)は1万6,537件(16%)5,119億円(13%)で、競争性のない随意契約は8万4,581件(84%)3兆3,817億円(87%)となっている。

ii 随意契約見直し計画においては、表1のとおり、平成17年度に締結した随意契約3兆8,937億円のうち、1兆3,163億円について競争契約等を、また、1兆3,357億円について企画競争・公募等による随意契約を行うこととしており、これにより、競争性のない随意契約とすることがやむを得ないものを17年度の3兆3,817億円(随意契約全体に占める割合87%)から、1兆2,416億円(同48%)に減少させることとしている。

表1 国全体の随意契約見直し計画の概要 (単位:件、億円、%)

契約方式		平成17年度実績		随意契約見直し計画		差引き	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
随意契約	企画競争・公募等による随意契約	16,537 (16)	5,119 (13)	33,500 (57)	13,357 (52)	16,963	8,238
	競争性のない随意契約	84,581 (84)	33,817 (87)	25,526 (43)	12,416 (48)	△59,055	△21,401
	小計	101,118 (100)	38,937 (100)	59,026 (100)	25,773 (100)	△42,092	△13,163
競争契約等				42,092	13,163		
合計				101,118	38,937	—	—

(注) 1 「随意契約の適正化について」(平成19年1月26日連絡会議の公表資料(以下「連絡会議公表資料」という。))に基づき当省が作成した。

2 端数処理の関係で合計が一致しないことがある。

イ 契約の相手方別の随意契約見直し計画

随意契約見直し計画における契約の相手方別の契約件数及び契約金額をみると、次のとおりである。

i 所管公益法人等との随意契約

平成17年度に所管公益法人等との間で締結した随意契約の実績は、表2のとおり、契約件数3万1,848件、契約金額2兆2,922億円となっている。そのうち企画競争・公募等による随意契約を行ったものは1,078億円(5%)で、競争性のない随意契約は2兆1,844億円(95%)となっている。

随意契約見直し計画においては、平成17年度に所管公益法人等との間で締結した随意契約2兆2,922億円のうち、6,712億円について競争契約等を、また、9,006億円について企画競争・公募等による随意契約を行うこととしており、これにより、競争性のない随意契約とすることがやむを得ないものを17年度の2兆1,844億円（随意契約全体に占める割合95%）から、7,204億円（同44%）に減少させることとしている。

表2 所管公益法人等との随意契約 (単位：件、億円、%)

契約方式	平成17年度実績		随意契約見直し計画		差引き		
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
随意契約	企画競争・公募等による随意契約	1,735 (5)	1,078 (5)	13,339 (65)	9,006 (56)	11,604	7,928
	競争性のない随意契約	30,113 (95)	21,844 (95)	7,201 (35)	7,204 (44)	△22,912	△14,640
	小計	31,848 (100)	22,922 (100)	20,540 (100)	16,210 (100)	△11,308	△6,712
競争契約等			11,308	6,712	11,308	6,712	
合計			31,848	22,922	—	—	

(注) 1 連絡会議公表資料に基づき、当省が作成した。
2 端数処理の関係で合計が一致しないことがある。

ii 所管公益法人等以外の者との随意契約

平成17年度に所管公益法人等以外の者との間で締結した随意契約の実績は、表3のとおり、6万9,270件、契約金額1兆6,014億円となっている。このうち企画競争・公募等による随意契約を行ったものは4,041億円（25%）で、競争性のない随意契約は1兆1,973億円（75%）となっている。

随意契約見直し計画においては、平成17年度に所管公益法人等以外の者との間で締結した随意契約1兆6,014億円のうち、6,451億円について競争契約等を、また、4,351億円について企画競争・公募等による随意契約を行うこととしており、これにより、競争性のない随意契約とすることがやむを得ないものを17年度の1兆1,973億円（随意契約全体に占める割合75%）から、5,212億円（同55%）に減少させることとしている。

表3 所管公益法人等以外の者との随意契約 (単位：件、億円、%)

契約方式	平成17年度実績		随意契約見直し計画		差引き		
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
随意契約	企画競争・公募等による随意契約	14,802 (21)	4,041 (25)	20,161 (52)	4,351 (45)	5,359	310
	競争性のない随意契約	54,468 (79)	11,973 (75)	18,325 (48)	5,212 (55)	△36,143	△6,761
	小計	69,270 (100)	16,014 (100)	38,486 (100)	9,563 (100)	△30,784	△6,451
競争契約等			30,784	6,451	30,784	6,451	
合計			69,270	16,014	—	—	

(注) 1 連絡会議公表資料に基づき当省が作成した。
2 端数処理の関係で合計が一致しないことがある。

(2) 各府省全体の契約の概況

調査の結果	説明図表番号
<p>各府省は、平成17年度以降、随意契約見直し計画を策定するなどして随意契約の一層の適正化に取り組んでいるところである。この間（17年度から19年度まで）に締結された各府省全体の契約の概況は、以下のとおりである。</p> <p>ア 契約方式の概要</p> <p>＜一般競争契約の原則＞</p> <p>各府省が売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合に契約の相手方を選定する方法、すなわち契約方式としては、会計法等の規定により、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の3つの方式があり、機会の均等及び公正性の保持の原則に従いつつ、最も有利な条件の相手方を選定するため、一般競争契約が原則とされている（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項等）。</p> <p>ただし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとする（同条第3項）。</p> <p>また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする（同条第4項）。</p> <p>＜競争性のある随意契約と競争性のない随意契約＞</p> <p>このような法令上の契約方式とは別に、近年、随意契約について、競争性と透明性を高めるための方策として、企画競争や公募を行う取組が進められており、随意契約見直し計画等においては、企画競争や公募を行った随意契約等を「競争性のある随意契約」と称し、それ以外のものを「競争性のない随意契約」と称する区分が行われている。</p> <p>企画競争や公募は契約手続の準備行為として行われるもので、企画競争とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法であり、実施に当たっては、特定の者が有利とならないよう、参加者の公募や複数の採点項目による採点等を行うこととされている。また、公募とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにした上で参加者を募る方法であり、従来、特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、特定の者と随意契約していたものについて、当該契約を履行できる者が他にいないかを確認するために行うものである。公募の結果、要件を満たす応募者が複数の場合は競争入札又は企画競争を行い、1者の場合はその者と随意契約を締結することとなる。</p>	<p>表1－(2)－①</p> <p>表1－(2)－②</p>

イ 各府省全体の契約の概況

平成17年度から19年度における各府省全体の契約の締結状況は、次のとおりである。

(契約件数と契約金額の推移)

各府省が締結した契約の総件数及び総金額の推移は表4のとおりで、契約件数は毎年度18万件前後で大きな増減はないが、契約金額は平成19年度約8.3兆円で17年度より約1.1兆円（15%）増加している。

表4 各府省が締結した契約の総件数及び総金額の推移

(単位：件、億円、%)

区 分	平成17年度 A	18年度	19年度 B	増減(B-A)
総契約件数	181,411	171,168	175,791	△5,620 (△3.1)
総契約金額	72,512	75,431	83,249	10,737 (+14.8)

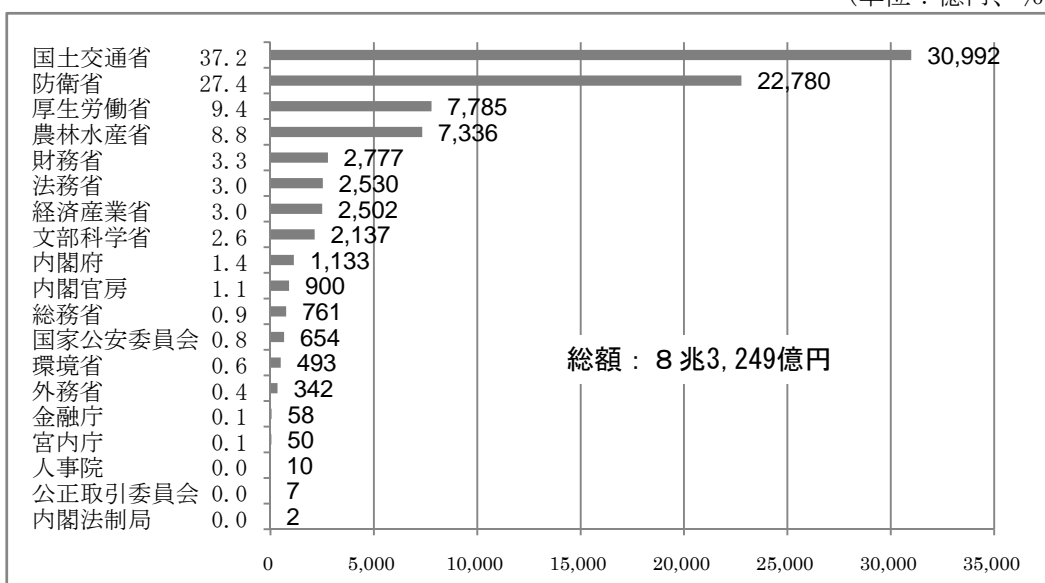
(注) 連絡会議公表資料及び18年8月財務大臣通知により作成することとされている「契約に関する統計」(以下「契約統計」という。)に基づき当省が作成した。

(府省別の状況)

平成19年度における契約金額を各府省別にみると、図1のとおり、総契約金額約8.3兆円のうち、国土交通省が約3.1兆円（37%）と最も多く、次いで、防衛省が約2.3兆円（27%）、厚生労働省が約7,800億円（9%）、農林水産省が約7,300億円（9%）となっており、これら4府省で総契約金額の83%を占めている。

図1 各府省における平成19年度の契約金額

(単位：億円、%)



(注) 契約統計に基づき当省が作成した。

(契約方式別の状況)

各府省が締結した契約について、契約方式別にみると、競争契約については、平成19年度の契約件数及び契約金額はともに17年度より増加している(契約件数は16% (約1万3,000件)、契約金額は22% (約7,300億円) 増加)。

随意契約については、平成19年度の契約件数は約8万1,000件で17年度より19% (約1万9,000件) 減少しているが、19年度の契約金額は約4.2兆円で17年度より9% (約3,400億円) 増加している。

このうち競争性のない随意契約については、契約件数及び契約金額ともに減少傾向にあり、契約件数は平成19年度約3万6,000件で17年度より25% (約4万7,000件) 減少しており、また、契約金額は19年度約2.3兆円で17年度より32% (約1.1兆円) 減少している。

他方、競争性のある随意契約については、契約件数及び契約金額ともに増加傾向にあり、契約件数は平成19年度約4万5,000件で17年度の約2.7倍に増加しており、また、契約金額は19年度約1.9兆円で17年度の約3.8倍に増加している。

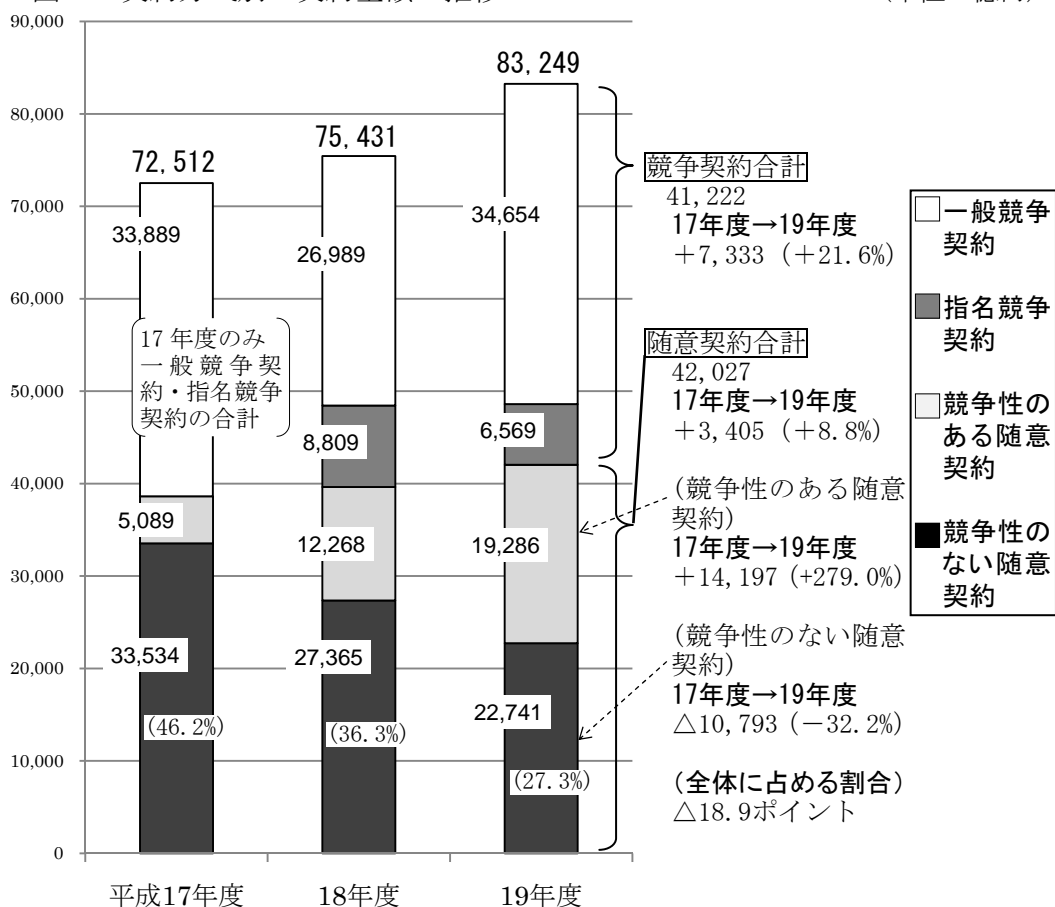
これらの結果、総契約金額に占める競争性のない随意契約の割合は、平成19年度27%で17年度の46%より19ポイント減少している。

表1-(2)-③

表1-(2)-④

図2 契約方式別の契約金額の推移

(単位：億円)



(注) 1 契約統計及び連絡会議公表資料に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しないことがある。

(契約種類別の状況)

各府省は、契約の締結状況について毎年度、契約の種類別に「公共工事等」(注1)と「物品役務等」(注2)に係るものに分けて公表している。平成18年度及び19年度に各府省が締結した契約について、この区分(契約種類)別にみたところ、次のような状況であった。

(注1)「公共工事等」とは、18年8月財務大臣通知における契約統計の公共工事及び公共工事に係る設計業務等をいう。

(注2)「物品役務等」とは、契約統計の対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。

① 契約件数及び契約金額はともに「物品役務等」の方が「公共工事等」を大きく上回っている。平成19年度の契約件数は、「物品役務等」が約13万件(総契約件数に占める割合は73%)、「公共工事等」が約5万件(同27%)となっており、また、19年度の契約金額は、「物品役務等」が約5.2兆円(総契約金額に占める割合は62%)、「公共工事等」が約3.1兆円(同38%)となっている。

② 平成19年度の契約締結状況(契約金額)について、契約方式別にみると、「物品役務等」は随意契約の占める割合が72%と高いのに対し、「公共工事等」は一般競争契約の割合が76%と高く、随意契約の割合は15%、指名競争契約の割合は10%となっている。また、「公共工事等」は、平成18年度から19年度にかけて、指名競争契約金額が18年度の約5,900億円から19年度は約3,000億円と48%減少している。他方、一般競争契約は26%、随意契約は11%増加している。

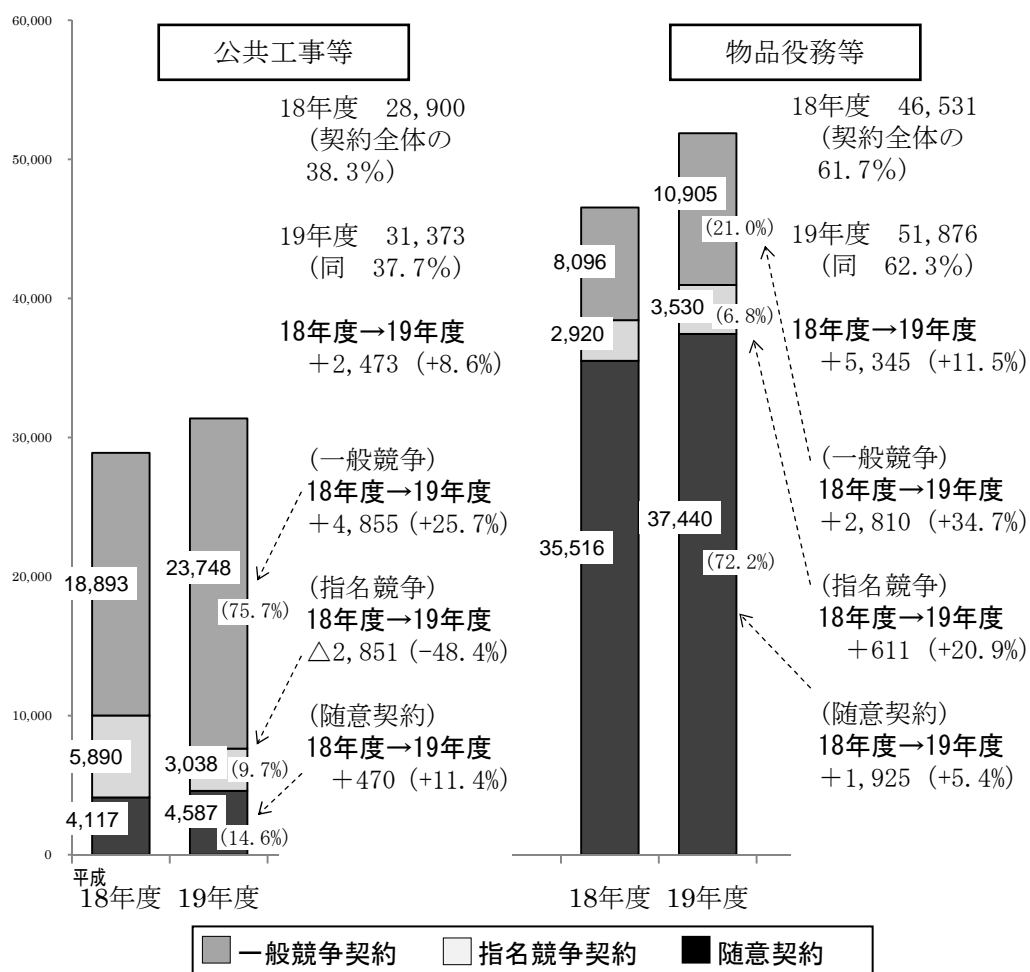
これに対し、「物品役務等」は、平成18年度から19年度にかけて、すべての契約方式で契約金額が増加しており、中でも、一般競争契約の増加率が35%と高くなっている。

表1-(2)-⑤

表1-(2)-⑥

図3 契約種類別の契約金額の推移

(単位：億円)



(注) 1 契約統計に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しないことがある。

(契約の相手方別の状況)

各府省は、契約の締結状況について毎年度、契約の相手方別に所管公益法人等とそれ以外の者に分けて公表している。平成17年度から19年度に各府省が締結した随意契約について、この契約相手方別にみたところ、次のように、所管公益法人等との競争性のない随意契約の金額が減少している。

① 各府省が締結した随意契約の金額の合計が平成17年度から19年度に9% (約3,400億円)増加している中で、所管公益法人等及びそれ以外の者との随意契約の金額も増加している。その増加額は、所管公益法人等が約2,500億円 (11%)、それ以外の者が約1,000億円 (6%)となっている。

ただし、随意契約の総契約金額に占める契約の相手方別の割合をみると、所管公益法人等が約60%、それ以外の者が約40%で、この割合は、平成17年度以降大きな変化はしていない。

表1-(2)-⑦

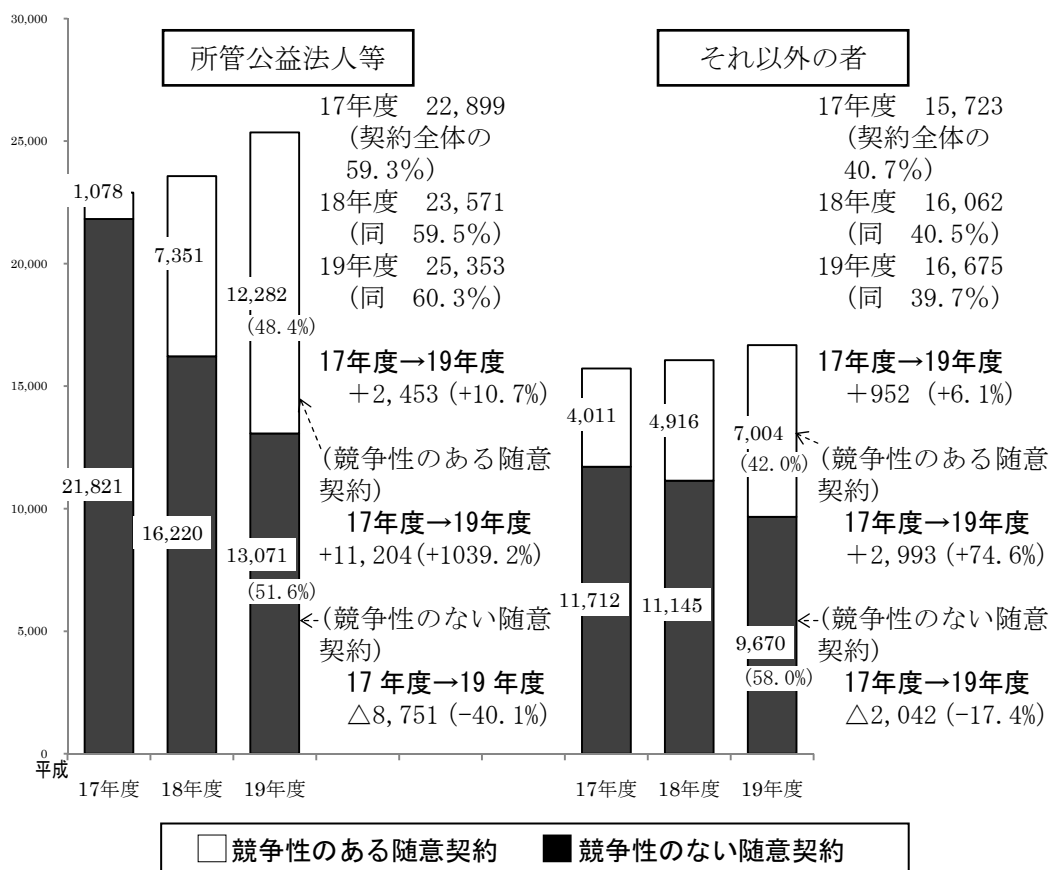
表1-(2)-⑧

② 所管公益法人等との随意契約のうち、競争性のない随意契約による契約金額の状況をみると、平成19年度約1.3兆円で17年度より約8,800億円（40%）減少している。他方、競争性のある随意契約による契約金額は、平成19年度約1.2兆円で17年度より約1.1兆円（11倍）増加しており、競争性のある随意契約への移行が一定程度進んでいる状況がみられる。

なお、平成19年度の随意契約の総契約金額に占める競争性のない随意契約金額の割合は、所管公益法人等が52%、それ以外の者が58%となっている。

図4 随意契約の相手方別の契約金額の推移

(単位：億円)



(注) 1 契約統計及び連絡会議公表資料に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しないことがある。

2 各府省における契約の適正化の推進

(1) 随意契約の見直し等

ア 随意契約見直し計画の進ちょく状況

調査の結果						説明図表番号																											
<p>前述1の(1)の随意契約見直し計画の概要の項に記述したとおり、各府省は、「随意契約見直し計画」を策定して、随意契約の適正化に向けた取組を進めているところである。</p> <p>各府省の随意契約見直し計画全体の達成目標は、平成17年度実績に照らして、「競争性のない随意契約」（随意契約のうち、企画競争・公募等による随意契約を除いたもの）合計約3.4兆円のうち、約2.1兆円（約6割強）を「競争性のある契約」（競争契約及び企画競争・公募等による随意契約）にできるだけ速やかに移行することとされている。</p> <p>今回、各府省における随意契約見直し計画の進ちょく状況を調査したところ、次のように、一定の成果を上げつつあるものとみられるが、更に迅速かつ厳正な取組が必要となっている状況がみられた。</p> <p>(ア)各府省全体の随意契約見直し計画の進ちょく状況</p> <p>① 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合</p> <p>競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合について平成17年度と19年度を比較すると、表5及び表6のとおり、17年度の46%に対して19年度は27%となっており、17年度に比べ19ポイント減少している。また、随意契約見直し計画においては、これを17%にするとの目標が立てられており、この目標と比較すると19年度の目標達成率は65%となっている。</p> <p>表5 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画の進ちょく状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円、%、ポイント)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成17年度実績</th> <th colspan="3">19年度実績</th> <th rowspan="2">17年度の割合と19年度の割合の増減</th> </tr> <tr> <th>総契約金額</th> <th>うち競争性のない随意契約金額</th> <th>競争性のない随意契約金額の割合(B/A)</th> <th>総契約金額</th> <th>うち競争性のない随意契約金額</th> <th>競争性のない随意契約金額の割合(E/D)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>(F-C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>72,512</td> <td>33,534</td> <td>46.2</td> <td>83,249</td> <td>22,741</td> <td>27.3</td> <td>△18.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。</p>						平成17年度実績			19年度実績			17年度の割合と19年度の割合の増減	総契約金額	うち競争性のない随意契約金額	競争性のない随意契約金額の割合(B/A)	総契約金額	うち競争性のない随意契約金額	競争性のない随意契約金額の割合(E/D)	A	B	C	D	E	F	(F-C)	72,512	33,534	46.2	83,249	22,741	27.3	△18.9	表2-(1)-ア-①
平成17年度実績			19年度実績			17年度の割合と19年度の割合の増減																											
総契約金額	うち競争性のない随意契約金額	競争性のない随意契約金額の割合(B/A)	総契約金額	うち競争性のない随意契約金額	競争性のない随意契約金額の割合(E/D)																												
A	B	C	D	E	F	(F-C)																											
72,512	33,534	46.2	83,249	22,741	27.3	△18.9																											

表6 随意契約見直し計画における目標の達成状況（競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた場合）

（単位：％、ポイント）

競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合					目標達成率 （減少割合 ベース） (E/C)
平成 17 年度 実績	随意契約見直し計画における 達成目標		19 年度実績		
	17 年度実績との差 (B-A)	17 年度実績との差 (D-A)	A	B	
46.2	17.0	△29.3	27.3	△18.9	64.6

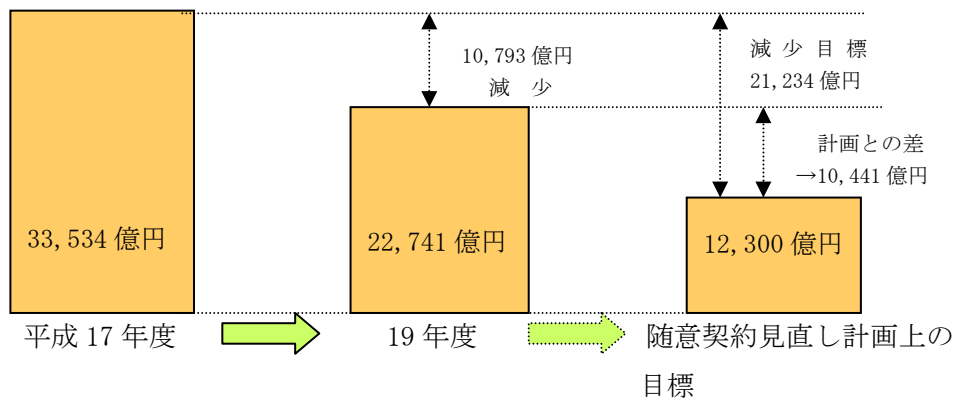
(注) 1 連絡会議公表資料、フォローアップ結果及び契約統計（以下「契約統計等」という。）に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

② 競争性のない随意契約金額

競争性のない随意契約を契約金額でみると、図5及び表7のとおり、平成19年度は17年度の約3.4兆円より約1.1兆円少ない約2.3兆円となっているが、随意契約見直し計画の目標額約1.2兆円と比較すると約1兆円の未達成となっており、目標達成率は51%となっている。

表2-(1)-ア
-②

図5 競争性のない随意契約金額（各府省全体）



(注) 契約統計等に基づき当省が作成した。

表7 競争性のない随意契約金額からみた随意契約見直し計画の進捗状況

(単位：億円、%)

競争性のない随意契約金額							目標達成率(金額ベース) (G/D)
平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B	17年度実績との差 (B-A)		19年度実績		17年度実績との差 (E-A)	
		17年度実績との差 (B-A) C	減少目標割合 (C/A) D	19年度実績	減少割合 (F/A) G		
33,534	12,300	△21,234	△63.3	22,741	△10,793	△32.2	50.8

(注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

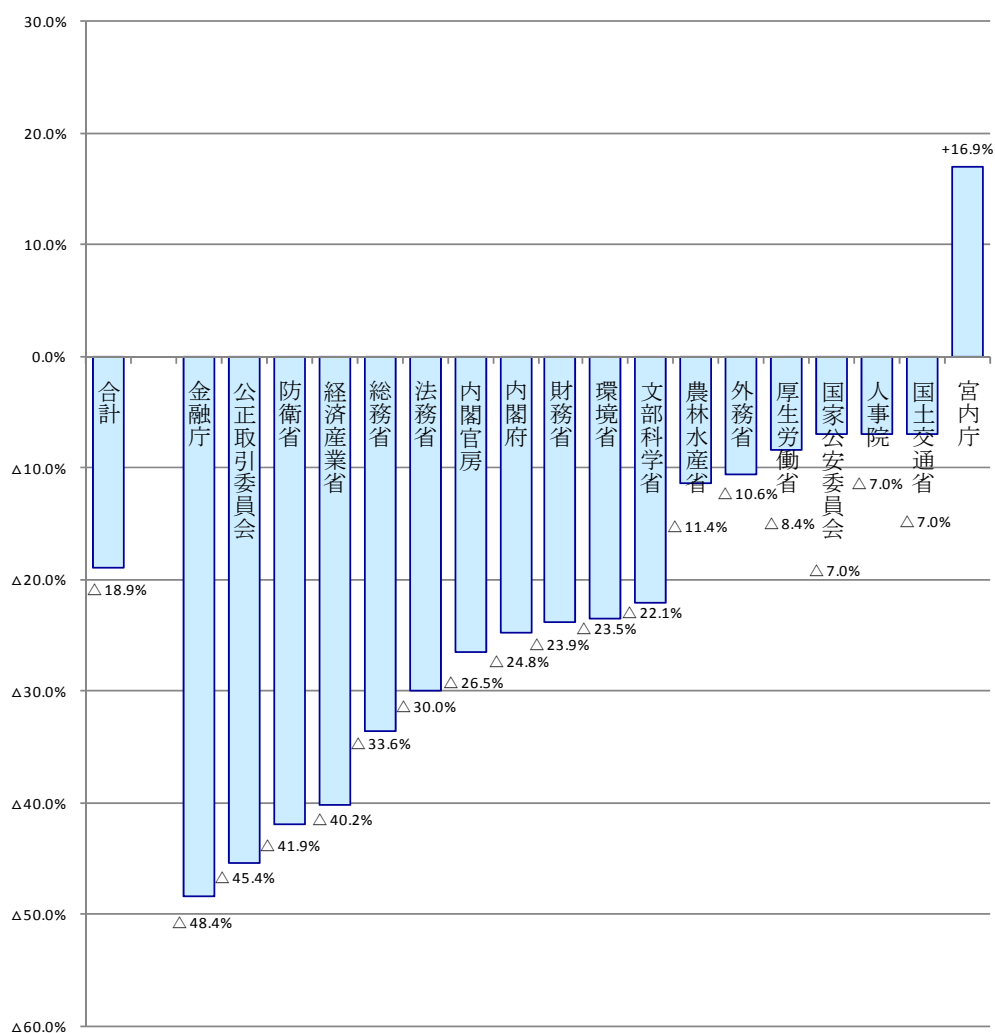
(イ)府省別の随意契約見直し計画の進捗状況

① 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合

競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合について平成17年度に対する19年度の減少率を府省別にみると、図6のとおり、減少率が高いのは、金融庁(48%)、公正取引委員会(45%)、防衛省(42%)、経済産業省(40%)等となっている。

表2-(1)-ア-①(再掲)

図6 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合の減少率



- (注) 1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。
 2 平成19年度の減少率が高い府省順に並べた。
 3 平成19年度の競争性のない随意契約金額が少ない内閣法制局（1億円未満）は除いた。

また、平成19年度の競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた場合の随意契約見直し計画の目標の達成状況を見ると、表8のとおり、国家公安委員会及び内閣官房が目標を達成しているほか、内閣府（96%）、文部科学省（95%）、経済産業省（89%）、防衛省（87%）等が比較的高い達成率となっている。

表2-(1)-ア
 -①（再掲）

表8 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画における目標の達成状況

(単位：％、ポイント)

府省名	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合					目標達成率 (減少割合 ベース) (E/C)
	平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B	19年度実績		17年度実績との差 (D-A) E	
			17年度実績との差 (B-A) C	D		
国家公安委員会	42.2	40.7	△1.5	35.1	△7.0	483.1
内閣官房	98.8	76.1	△22.7	72.4	△26.5	116.3
内閣府	41.5	15.7	△25.7	16.7	△24.8	96.4
文部科学省	52.5	29.3	△23.2	30.4	△22.1	95.3
経済産業省	58.6	13.6	△45.0	18.4	△40.2	89.3
防衛省	81.8	33.8	△48.0	40.0	△41.9	87.2
法務省	49.4	12.2	△37.1	19.3	△30.0	80.9
公正取引委員会	80.0	20.0	△60.0	34.6	△45.4	75.7
金融庁	74.4	7.7	△66.7	26.0	△48.4	72.5
総務省	52.7	5.6	△47.1	19.0	△33.6	71.5
農林水産省	20.9	3.3	△17.6	9.5	△11.4	65.0
国土交通省	17.1	5.8	△11.4	10.2	△7.0	61.3
財務省	63.8	21.7	△42.1	39.9	△23.9	56.7
環境省	59.3	12.4	△46.9	35.8	△23.5	50.2
外務省	69.7	11.8	△57.9	59.1	△10.6	18.2
人事院	58.3	16.7	△41.7	51.4	△7.0	16.7
厚生労働省	78.3	17.8	△60.5	69.9	△8.4	13.9

(注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。
 3 目標の達成率の高い府省順に並べた。
 4 平成19年度の競争性のない随意契約金額が少ない内閣法制局（1億円未満）及び競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合が17年度実績より増加している宮内庁（図6参照）は除いた。

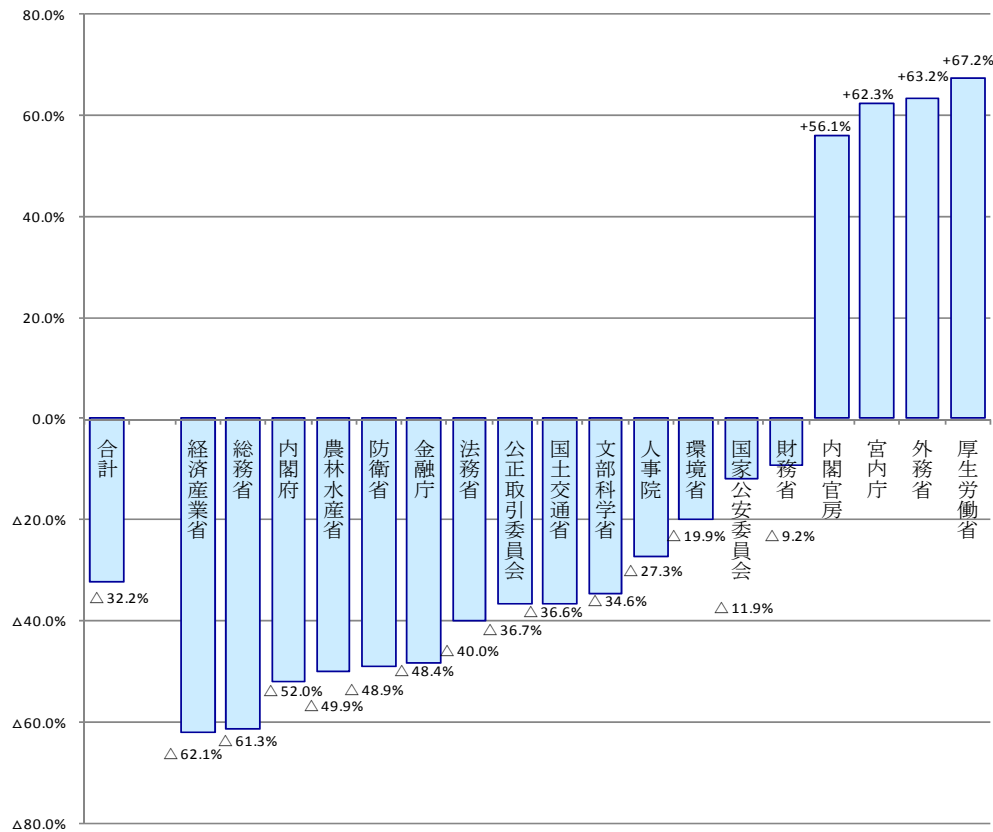
② 競争性のない随意契約金額

平成19年度の競争性のない随意契約金額の減少率について府省別にみると、図7のとおり、経済産業省（62%）、総務省（61%）及び内閣府（52%）の減少率が高くなっている。

他方、厚生労働省、外務省、宮内庁及び内閣官房では、平成19年度の競争性のない随意契約金額が17年度より増加している。その理由について、国庫債務負担行為を活用した情報システム等に係る複数年度の随意契約を締結したこと等を挙げている。

表2-(1)-ア
-②（再掲）

図7 平成19年度の競争性のない随意契約金額の減少率



- (注) 1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。
 2 平成19年度の減少率が高い府省順に並べた。
 3 平成19年度の競争性のない随意契約金額が少ない内閣法制局（1億円未満）は除いた。

(ウ) 随意契約を競争性の高い契約方式に移行する時期

随意契約を競争性の高い契約方式に移行する時期を調査したところ、次のように、随意契約見直し計画においては必ずしも移行時期が明確に記載されていないものもみられたが、平成19年度以降毎年度、各府省において行われる随意契約見直し計画のフォローアップにおいて、移行時期の明確化を図ることとされている。

- ① 各府省の随意契約見直し計画における競争性の高い契約方式への移行時期の記載状況をみると、人事院、公正取引委員会、外務省、財務省、国土交通省及び環境省においては、移行時期が記載されていたが、他の府省においては、移行の準備期間が必要であるがその期間を特定し難い場合に「平成〇年度以降に移行」としたり、情報システムや複写機等の次期更新時期に合わせて移行することとするが、予算要求等の関係もありその時期が未定であるような場合に「次期更新時に移行」等と記載している例があった。
- ② 平成19年度の随意契約見直し計画のフォローアップにおいて、各府省は、同年度に締結した競争性のない随意契約の競争性の高い契約方式への移行時期（随意契約見直し計画の達成見込み時期）の明確化を図っていくことと

表2-(1)-ア-③

表2-(1)-ア-④

している。

その結果、平成 19 年度に各府省が締結した競争性のない随意契約の合計約 3.6 万件（約 2.2 兆円）のうち約 1.3 万件（約 8,800 億円）について、20 年度以降できるだけ速やかに競争性の高い契約方式に移行することとされている。主な例としては、複数年度契約を前提としたリース契約や情報システムの次期更新時に一般競争契約等に移行しているもの等がある。

イ 競争性の高い契約方式への移行の推進

調査の結果	説明図表番号
<p>各府省が締結する契約の相手方の選定については、会計法等の規定により、一般競争契約によることが原則であり、契約の性質、目的等に照らし、一般競争契約によることが不可能な場合又は不相当である場合等一定の場合に指名競争契約又は随意契約によることとされている。</p> <p>随意契約によることができる範囲や随意契約によることが適切ではないと考えられる事例等については、一定の整理が行われてきており、18年8月財務大臣通知においては、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の例（注1）と、従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきた業務のうち行政補助的な業務等に係る契約（注2）については、一般競争契約又は企画競争若しくは公募による随意契約を行うとの方針が示されたところである。</p> <p>（注1）法令の規定により契約の相手方が一に定められている契約、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 等</p> <p>（注2）行政補助的な業務に係る役務等の契約、調査研究等に係る委託契約、リース契約、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付帯する業務に係る契約 等</p>	<p>表2-(1)-イ-①</p>
<p>また、19年連絡会議申合せにおいて、随意契約見直し計画の厳正な実施を徹底するため、各府省は、「一般競争入札、企画競争・公募など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続きが適用されているか等の観点から適切に点検し、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講じる」こととされている。</p> <p>今回、各府省の227機関（内部部局29機関及び地方支分部局等198機関）並びに協力を要請した内閣官房、内閣法制局及び人事院の3機関の合計230機関が平成19年度に締結した契約について、随意契約とした理由、より競争性の高い契約方式への移行の余地等について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>表2-(1)-イ-②</p>
<p>（ア）随意契約とした理由の概況</p> <p>229機関（調査対象230機関のうち国土交通省関東地方整備局を除く。）が平成19年度に締結した契約件数の合計は8万7,706件で、そのうち、一般競争契約は3万2,238件、指名競争契約は8,321件、随意契約は4万7,147件となっている。</p> <p>随意契約4万7,147件について、その理由を会計法令上の適用理由別に整理してみると、表9のとおり、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合（会計法第29条の3第4項）」に該当するとしているものが3万9,059件（83%）と大半を占めており、次いで「不落・不調による随意契約（予決令第99条の2及び第99条の3）」が4,982件（11%）、「競争に付することが不利と認められる場合（会計法第29条の3第4項）」が948件（2%）の順となっている。</p>	<p>表2-(1)-イ-③</p>

表9 調査対象機関における随意契約の理由別件数

(単位：件、%)

区分	契約の性質又は目的が競争を許さない場合	緊急の必要により競争に付することができない場合	競争に付することが不利と認められる場合	不落随意契約、不調随意契約	その他	合計
随意契約	39,059 82.8	266 0.6	948 2.0	4,982 10.6	1,892 4.0	47,147 100.0
うち所管公益法人等	14,326 86.3	20 0.1	56 0.3	1,956 11.8	237 1.4	16,595 100.0
うち所管公益法人等以外	24,733 81.0	246 0.8	892 2.9	3,026 9.9	1,655 5.4	30,552 100.0

(注) 当省の調査結果による。

また、随意契約の中から企画競争・公募を行ったもの及び不落・不調による随意契約を除いた「競争性のない随意契約」は1万8,383件で、その理由について、18年8月財務大臣通知に示された「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の例」に沿って分類すると、次のとおりである。

最も多いのは、「当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約」で3,931件(21%)、次いで「外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等」が1,545件(8%)、「電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務」が1,056件(6%)の順となっている。

調査対象機関は、「これらの契約については、今後も「競争性のない随意契約」によらざるを得ない」としている。

(イ) 競争性の高い契約方式への移行の推進

230機関が平成19年度に締結した契約の中から、随意契約8,002件及び指名競争契約1,375件を抽出して、当該契約方式を選定した理由等を調査した結果、次のように、より競争性の高い契約方式に移行する余地がある例がみられた。

<競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地がある例>

① 庁舎等の警備や維持管理、広報、タクシーの借上げ等の各府省共通的な業務の契約方式を府省横断的に比較したところ、一般競争契約等の競争性の高い契約方式としている例がある一方で、競争性のない随意契約としている例がある。また、随意契約見直し計画では一般競争契約に移行するとしているが、仕様書等の作成に準備期間を要すること等を理由に、公募又は企画競争による随意契約や指名競争契約としている例がある。

なお、各府省共通的な業務のうち、今回の調査の結果、より競争性の高い契約方式に移行する余地があると認められたものは、庁舎の警備、庁舎の電気・機械設備等の保守、昇降機の保守、電気の供給、ポスター作成等の広報

表2-(1)-イ-④

表2-(1)-イ-⑤

表2-(1)-イ-⑥

<p>業務、タクシーの借上げ、荷物の運送、職員の健康診断、外国雑誌の購入及び国家試験問題の印刷に係る契約である。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等で305件)</p> <p>② その他、価格競争する余地がないこと等を理由に競争性のない随意契約としている例や、契約の条件を満たす者が1者しかいないこと等を理由に公募による随意契約としている例等があるが、契約内容からみてより競争性の高い契約方式に移行する余地がある。(内閣府、宮内庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で277件)</p> <p>③ 庁舎の警備や清掃、国民年金電話納付督促業務等のように年度当初から契約をする必要があるものについて、当初の2か月間程度、前年度の契約相手方と競争性のない随意契約(いわゆる「つなぎ随契」)を締結し、その後の10か月程度については一般競争入札による契約の相手方に業務を委託しており、結果的にコスト高となっている例もみられる。(厚生労働省(社会保障庁))</p>	<p>表2-(1)-イ-⑦</p> <p>表2-(1)-イ-⑧</p>
<p><総合評価方式による一般競争契約への移行を推進すべき例></p> <p>④ 総合評価方式による一般競争契約を行う場合には、予決令第91条第2項の規定に基づき、財務大臣との協議が必要となるが、「調査」、「研究開発」及び「広報」に係る契約については、平成18年7月に財務大臣との包括協議が整い、同年9月以降、各府省は、財務大臣との協議を行うことなく、総合評価方式による一般競争契約を行うことが可能となっている。</p> <p>しかし、本府省から総合評価方式の導入促進に関する通知を発出したり、マニュアルを作成したりするなどしてこれを積極的に推進している府省(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省及び環境省)がある一方で、導入が進んでいない府省(国家公安委員会、金融庁、外務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)がある。</p>	<p>表2-(1)-イ-⑨</p>
<p><指名競争契約とする理由が乏しい例></p> <p>⑤ 一般競争契約の可能性を全く検討せずに、本府省が示した「一定金額以下のものは指名競争契約とすることができる」との基準を機械的に適用しているため、庁舎解体工事等特に専門的技能が必要なく一般競争契約を行うことが可能とみられる業務であるにもかかわらず指名競争契約としている。(法務省、農林水産省、国土交通省及び防衛省で50件)</p> <p>⑥ その他、指名基準を満たす者が多数存在し、一般競争契約を行うことが可能と見込まれるにもかかわらず指名競争契約としている。(宮内庁、農林水産省、国土交通省及び防衛省で92件)</p>	<p>表2-(1)-イ-⑩</p>

(ウ)公共事業に関する契約についての競争性の高い契約方式への移行の余地

各府省における公共事業に関する契約（毎年度財務大臣が取りまとめる契約統計において「公共工事及び公共工事に係る調査及び設計業務等」に区分される契約をいう。以下同じ。）の実績は、次のとおりとなっている。

- ① 各府省における平成19年度の公共事業に関する契約は、4万6,696件、3兆1,373億円で、これを府省別にみると、国土交通省が3万5,402件（76%）、2兆5,445億円（81%）、農林水産省が5,242件（11%）、2,139億円（7%）、防衛省が2,637件（6%）、1,726億円（6%）等となっており、この3省で契約金額の93%を占めている。
- ② 平成19年度の公共事業に関する契約を契約方式別にみると、一般競争契約が1万8,131件（39%）、2兆3,748億円（76%）、指名競争契約が1万7,178件（37%）、3,038億円（10%）、随意契約が1万1,387件（24%）4,587億円（15%）となっている。

前記（イ）において把握した競争性の高い契約方式に移行する余地がある事例は724件であり、このうち公共事業に関する事例は186件（26%）であった。これら186件を更に公共工事に係るものと公共工事に付随する調査、設計業務等（以下「公共工事設計業務等」という。）に係るものに区分すると、表10のとおり、前者が58件（8%）、後者が128件（18%）であった。また、改善の方向別にみると、次のような状況がみられた。

- ① 公共工事に係る契約については、46件が「指名競争契約とする理由が乏しいもの」で、12件が「競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの」であった。
- ② 公共工事設計業務等に係る契約については、97件が「競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの」で、31件が「指名競争契約とする理由が乏しいもの」であった。

表10 公共工事及び公共工事設計業務等に係る契約の競争性の高い契約方式に移行する余地がある事例

（単位：件、%）

改善の方向	事例数	うち公共工事		合計
		に係るもの	設計業務等に係るもの	
競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	582 〈100.0〉	12 〈2.1〉	97 〈16.7〉	109 〈18.7〉
指名競争契約とする理由が乏しいもの	142 〈100.0〉	46 〈32.4〉	31 〈21.8〉	77 〈54.2〉
合計	724 〈100.0〉	58 〈8.0〉	128 〈17.7〉	186 〈25.7〉

（注）1 当省の調査結果による。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

表2-(1)-イ
-⑪

表2-(1)-イ
-⑫～⑯

したがって、関係府省は、契約の競争性の向上を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 競争性のない随意契約又は公募若しくは企画競争による随意契約としている案件について、随意契約とする理由を再点検し、一般競争契約等への移行を推進すること。

(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)

② 調査、研究開発及び広報に関する契約については、先行府省における実施状況を参考に、実施マニュアル、仕様書、評価基準の整備等の措置を講じつつ、総合評価方式による一般競争契約の導入を促進すること。

(国家公安委員会、金融庁、外務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)

③ 指名競争契約を行う場合は、指名競争契約とする理由を契約案件ごとに十分検討し、合理的な理由があるときにこれを行うよう徹底すること。

(宮内庁、法務省、農林水産省、国土交通省及び防衛省)

ウ 応募(応札)条件等の見直し

調査の結果	説明図表番号																
<p>随意契約の適正化を推進する上で、競争性のない随意契約から一般競争契約等のより競争性の高い契約方式に移行した後においても競争性が十分確保されることが必要である。</p> <p>19年連絡会議申合せにおいては、随意契約見直し計画の厳正な実施を徹底するため、各府省は、随意契約見直し計画における措置について、次の観点から適切に点検し、「公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講ずる」こととされている。</p> <p>i) 一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続が適用されているか</p> <p>ii) 移行後の契約形態において、制限的な応募(応札)条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか 等</p> <p>今回、各府省の227機関(内部部局29機関及び地方支分部局等198機関)並びに協力を要請した内閣官房、内閣法制局及び人事院の3機関の合計230機関が平成19年度に締結した契約を中心に、応募(応札)者数の状況、応募(応札)条件等の設定状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>(ア)応募(応札)者数の状況</p> <p>各府省が平成19年度に締結した一般競争契約、企画競争による随意契約及び公募による随意契約への応募(応札)者数の状況をみると、表11のとおり、応募(応札)者数が1者以下の件数の割合は、公募による随意契約が86%と高く、一般競争契約は34%、企画競争による随意契約は32%となっている。これは、従来、特定の者と随意契約していたものについて、他に当該業務を行える者がいないか確認するために公募を行うケースが多いこと等によるものとみられる。</p> <p>表11 各府省の応募(応札)者数の状況(平成19年度) (単位:件、%)</p> <table border="1" data-bbox="205 1581 1217 1818"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>契約件数</th> <th>応募(応札)者数が1者以下の契約件数</th> <th>応募(応札)者数が1者以下の契約件数の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争契約</td> <td>72,404</td> <td>24,353</td> <td>33.6</td> </tr> <tr> <td>企画競争による随意契約</td> <td>19,137</td> <td>6,104</td> <td>31.9</td> </tr> <tr> <td>公募による随意契約</td> <td>18,873</td> <td>16,222</td> <td>86.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) フォローアップ結果に基づき当省が作成した。</p> <p>また、企画競争及び公募による随意契約について、契約の相手方別(所管公益法人等又はそれ以外の者)に応募者数の状況をみると、表12のとおり、応募者数が1者以下の割合は、両契約とも、所管公益法人等との契約において高く</p>	区 分	契約件数	応募(応札)者数が1者以下の契約件数	応募(応札)者数が1者以下の契約件数の割合	一般競争契約	72,404	24,353	33.6	企画競争による随意契約	19,137	6,104	31.9	公募による随意契約	18,873	16,222	86.0	<p>表2-(1)-ウ-①</p>
区 分	契約件数	応募(応札)者数が1者以下の契約件数	応募(応札)者数が1者以下の契約件数の割合														
一般競争契約	72,404	24,353	33.6														
企画競争による随意契約	19,137	6,104	31.9														
公募による随意契約	18,873	16,222	86.0														

なっており（企画競争による随意契約が49%、公募による随意契約が96%）、府省全体の数値（企画競争による随意契約が32%、公募による随意契約が86%）を9ポイント以上上回っている。

表12 各府省の契約相手方別の応募者数の状況（平成19年度）

（単位：件、%）

契約相手方	区分	契約件数	応募（応札）者数が1者以下の件数	応募（応札）者数が1者以下の割合
所管公益法人等	企画競争による随意契約	5,871	2,859	48.7
	公募による随意契約	10,568	10,120	95.8
それ以外の者	企画競争による随意契約	13,266	3,245	24.5
	公募による随意契約	8,305	6,102	73.5

（注）フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

（イ）応募（応札）条件等の設定状況

230機関が平成19年度に締結した契約の中から、一般競争契約4,505件、指名競争契約1,375件及び競争性のある随意契約4,899件（うち企画競争による随意契約2,115件、公募による随意契約2,128件及び不落・不調による随意契約656件）の合計1万779件を抽出して、応募（応札）条件等の設定状況を調査したところ、次のように、応募（応札）条件等を緩和する余地がある例がみられた。

〈公示書に契約を予定する事業者名を明記している例〉

① 公募を行う際に、公示書に契約を予定する事業者名を明記している。

公示内容としては、業務の実施に必要な条件を記載すれば足り、具体的な事業者名を明記することは、他の事業者の応募を阻害する可能性がある。（国土交通省及び環境省で316件）

表2-(1)-ウ-②

〈応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例〉

② 平成19年度契約においては、同種又は類似業務の受注実績がある者を応募資格がある者とし、この同種業務の受注実績を「当該地方支分部局の受注実績」に、類似業務の受注実績を「当該地方支分部局管内の各県、政令市の受注実績」に限定して、他府省や他の地方支分部局管内の都道府県、政令市における受注実績を認めておらず、20年度契約においては、同種業務の受注実績を「地方支分部局又は特殊法人等の受注実績」に、類似業務の受注実績を「都道府県又は政令市の受注実績」に緩和したものの、他府省の受注実績は認めていないなどの例がある。（国土交通省。これを含め類似する例が内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で366件）

表2-(1)-ウ-③

なお、防衛省（海上自衛隊）は、平成19年11月に、参加資格要件の設定に当たっては、新規参入意欲を阻害することのないよう留意し、契約実績を資格要件から削除するなどの措置を講じるとの方針を決定し、以後の契約から当該方針を適用している。

<p>〈応募（応札）条件として官公庁の受注実績を設定している例〉</p> <p>③ 庁舎清掃、車両管理等の役務契約について競争性のない随意契約から一般競争契約に移行しているが、入札参加資格として「官公庁の受注実績がある者」との条件を設定し、この実績を有していない者は入札参加資格なしとしている。</p> <p>庁舎清掃、車両管理等の業務内容からみて、官公庁における受注実績を入札参加資格とすることの合理性に乏しい。（農林水産省及び国土交通省。これを含め類似する例が内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省で54件）</p>	<p>表2－(1)－ウ －④</p>
<p>〈その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例〉</p> <p>④ 会計証拠書類編集・製本作業の役務契約について競争性のない随意契約から一般競争契約に移行しているが、入札参加資格として「国の会計機関の会計経理事務に1年以上従事した経験を有する者を本契約に1名以上従事させることが可能であること」との条件を設定している。この条件は、国の行政機関の退職者を雇用している事業者以外は満たすことが困難である。結果として、平成18年度から20年度までの応札者は1者のみとなっている。（農林水産省。これを含め類似する例が内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省で126件）</p>	<p>表2－(1)－ウ －⑤</p>
<p>〈企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例〉</p> <p>⑤ 入札契約情報の分析支援の役務契約について、競争性のない随意契約から企画競争による随意契約に移行し、応募条件も、従来の「同種業務の実績を有すること」から「同種又は類似業務の実績を有すること」に緩和している。しかし、企画書の採点においては、同種業務の実績に対しては10点を付与するが、類似業務の実績に対しては、それが1件の場合0点としており、応募条件を緩和した意義が乏しい。（国土交通省。これを含め類似する例が総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省で50件）</p>	<p>表2－(1)－ウ －⑥</p>
<p>〈入札等に必要な情報が明示されていない例〉</p> <p>⑥ 園地及び歩道の維持管理の役務契約について一般競争契約を行っているが、公告及び仕様書等に、清掃、芝刈り等の作業回数や所要時間等の具体的な業務内容や業務量が明示されていない。</p> <p>新規に参入しようとする事業者にとって、適正な入札価格を算出することが困難となっている。（環境省。これを含め類似する例が内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省で26件）</p>	<p>表2－(1)－ウ －⑦</p>

(ウ)公募期間の設定、公募方法等

230機関が平成19年度に締結した契約のうち、一般競争契約4,505件、指名競争契約1,375件及び競争性のある随意契約4,899件の合計1万779件について、公募期間の設定、公募方法等を調査したところ、次のような例がみられた。

① 公募又は企画競争による随意契約を行う場合の公募期間は、一般競争契約を行う場合の定め（急を要する場合を除き、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなければならない（予決令第74条。））に準じて、適切に定めることとされている（18年8月財務大臣通知）。また、競争入札における開札日から役務等の履行開始日までの期間については、法令等の定めは特にない。

しかしながら、公募又は企画競争を行う場合、新規に応募しようとする者は、業務遂行に必要な人材や資源を新たに用意する必要があること、特に、企画競争にあっては示された仕様書等を基に企画提案書等を作成する必要があること等から、契約の対象となる業務に応じて、公募期間を可能な限り十分確保することが望ましい。また、競争入札における開札日から役務等の履行開始日までの期間についても、新規参入業者が準備を行えるよう可能な限り十分確保することが望ましい。

このような観点から、公募又は企画競争における公募期間の設定状況、一般競争入札等における開札日から役務等の履行開始日までの期間等の設定状況を調査したところ、次のような例がみられた。

i 公募期間として、公示日の翌日から20日間以上後に企画書の提出期限を設定している例（国土交通省）がある一方で、公示日から応募締切日まで、あるいは、説明会開催日から企画書提出締切日までの期間が短期間（10日未満）となっている例（法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省で14件）がある。また、一般競争入札における公告日から入札日までの期間が10日未満となっている（総務省及び農林水産省で11件）。

ii 一般競争入札等における開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間（10日未満）となっている（法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省で64件）。

② 会計法において一般競争契約が原則とされているのは、この契約方式が機会の均等及び公正性の保持の原則に最も適合するものであるばかりではなく、広く多数の参加者による競争を通じて国にとって最も有利な条件の申込者を選定できることにある。このため、一般競争契約については、できる限り広く多数の参加者による競争を行い得るような公告の方法を採ることが重要であり、これは、公募又は企画競争を行う場合の公示も同様であるとみられる。

一方、「契約事務の適正な執行について」（昭和53年4月1日付け蔵計第875

表2-(1)-ウ-⑧

表2-(1)-ウ-⑨

表2-(1)-ウ-⑨(再掲)

表2-(1)-ウ-⑩

号大蔵省主計局長通知)において「掲示のみで公告を行っている契約であっても、その種類、金額等に応じて、適宜、新聞、官報等を活用すること等により、さらに広報性を高める方向でその改善を図る」こととされ、また、「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方(指針)」(平成16年11月12日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において「告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供する」こととされている。

以上の点を踏まえ、229機関(調査対象230機関のうち国土交通省関東地方整備局を除く。)における一般競争入札に係る公告及び公募又は企画競争に係る公示の方法について調査したところ、庁舎の掲示板に掲示するのみで当該機関又は上部機関等のホームページによる公告又は公示を行っていないところがみられた。(総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省の15機関)

表2-(1)-ウ
-⑪

(エ)公共事業に関する契約についての応募(応札)条件等の見直しの余地

前記(イ)及び(ウ)の①において把握した応募(応札)条件等の見直しの余地がある事例は延べ1,027件であり、このうち延べ653件(64%)が公共事業に関する事例であった。これら延べ653件を更に公共工事に係るものと公共工事設計業務等に係るものとに区分すると、表13のとおり、前者が3件(0.3%)、後者が延べ650件(63%)であった。また、改善の方向別にみると、次のような状況がみられた。

表2-(1)-イ
-⑫~⑯(再掲)

① 公共工事に係る契約については、2件が「制限的な応募(応札)条件を設定しているもの」で、1件が「募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの」であった。

また、これら3件の事例を契約方式別にみると、そのすべてが一般競争契約に係るものであり、契約相手方も民間企業等であった。

② 公共工事設計業務等に係る契約については、606件が「制限的な応募(応札)条件を設定しているもの」で、そのほか「企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの」が31件などであった。

また、これら延べ650件の事例を契約方式別にみると、表14のとおり、その580件(89%)が公募による随意契約であった。

さらに、これら延べ650件の事例を契約相手方別にみると、表15のとおり、その548件(84%)が所管公益法人との契約であった。

表13 公共工事及び公共工事設計業務等に係る契約の応募（応札）条件等の見直しの余地がある事例

(単位：件、%)

改善の方向	事例数	契約方式		合計
		うち公共工事に係るもの	うち公共工事設計業務等に係るもの	
制限的な応募（応札）条件を設定しているもの	862 〈100.0〉	2 〈0.2〉	606 〈70.3〉	608 〈70.5〉
公示書に契約する予定事業者名を明記しているもの	316 〈100.0〉	0 〈0.0〉	278 〈88.0〉	278 〈88.0〉
応募（応札）条件として同種又は類似の業務実績を設定しているもの	366 〈100.0〉	0 〈0.0〉	229 〈62.6〉	229 〈62.6〉
その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めているもの	126 〈100.0〉	0 〈0.0〉	93 〈73.8〉	93 〈73.8〉
その他	54 〈100.0〉	2 〈3.7〉	6 〈11.1〉	8 〈14.8〉
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	50 〈100.0〉	0 〈0.0〉	31 〈62.0〉	31 〈62.0〉
入札等に必要な情報が明示されていないもの	26 〈100.0〉	0 〈0.0〉	8 〈30.8〉	8 〈30.8〉
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	89 〈100.0〉	1 〈1.1〉	5 〈5.6〉	6 〈6.7〉
合計	1,027 〈100.0〉	3 〈0.3〉	650 〈63.3〉	653 〈63.6〉

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「合計」は延べ数である。
 3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

表14 契約方式別にみた公共工事設計業務等に係る契約の応募（応札）条件等の見直しの余地がある事例

(単位：件、%)

改善の方向	事例数	契約方式			
		一般競争契約	指名競争契約	企画競争による随意契約	公募による随意契約
制限的な応募（応札）条件を設定しているもの	606	4	1	57	544
公示書に契約する予定事業者名を明記しているもの	278	0	0	0	278
応募（応札）条件として同種又は類似の業務実績を設定しているもの	229	2	1	51	175
その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めているもの	93	2	0	4	87
その他	6	0	0	2	4
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	31	0	0	3	28

保されていないもの					
入札等に必要情報が明示されていないもの	8	0	0	1	7
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	5	0	4	0	1
合計	650 (100.0)	4 (0.6)	5 (0.8)	61 (9.4)	580 (89.2)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「合計」は延べ数である。
3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

表15 契約相手方別にみた公共工事設計業務等に係る契約の応募（応札）条件等の見直しの余地がある事例

(単位：件、%)

改善の方向	事例数	契約相手方			
		所管公益法人	その他公益法人	民間企業	その他
制限的な応募（応札）条件を設定しているもの	606	515	44	39	8
公示書に契約する予定事業者名を明記しているもの	278	250	25	1	2
応募（応札）条件として同種又は類似の業務実績を設定しているもの	229	174	18	32	5
その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めているもの	93	87	1	4	1
その他	6	4	0	2	0
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	31	30	0	1	0
入札等に必要情報が明示されていないもの	8	2	6	0	0
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	5	1	0	4	0
合計	650 (100.0)	548 (84.3)	50 (7.7)	44 (6.8)	8 (1.2)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「合計」は延べ数である。
3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

したがって、関係府省は、競争性のない随意契約から一般競争契約等に移行した契約等の競争性を十分確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 公募の際の公示書に契約を予定する事業者名を記載しないようにするとともに、応募（応札）条件を見直し、同種又は類似業務の実績等の条件について過度の制約とならないよう必要最小限のものとする。こと。（内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

また、企画書・提案書の採点基準を見直し、競争性・公平性が確保された適

正なものとする。 (総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)

- ② 仕様書等に、新規参入を希望する業者が業務内容や業務量を十分理解し適正な入札価格を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載すること。(内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)
- ③ 公示日から応募締切日までの期間や開札日から役務等の履行開始日までの期間については、契約の対象となる業務の内容に応じて、新規参入を希望する業者又は新規参入業者が必要な準備を行えるよう、十分な期間を確保すること。(総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
- ④ 一般競争入札に係る公告及び公募又は企画競争に係る公示の方法については、庁舎の掲示板への掲載のみではなく、当該機関等のホームページにおいても行うこと。(総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)

エ 再委託の適正化

調査の結果	説明図表番号
<p>試験、研究、調査、システム開発等を委託する場合、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠けることのないよう、その適正な履行を確保することが必要である。</p> <p>このため、18年8月財務大臣通知等において、各府省は、契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することを禁止（以下「一括再委託の禁止」という。）し、契約の相手方が再委託を行う場合には承認（以下「再委託の承認」という。）を必要とするなどの措置を講ずるものとされている。また、18年8月財務大臣通知において、「契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約の相手方の履行能力が十分でないと認められる場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。」とされている。</p> <p>なお、「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針等について」（平成13年7月23日政府行政改革推進本部了承）では、国から公益法人に交付された補助金等の50%以上が外部に再補助・再委託等されている補助金等を対象に見直しを行い、見直しの結果、必要性の認められない補助金等は廃止するなどの方針が示されている。</p> <p>今回、各府省の226機関（内部部局29機関及び地方支分部局等197機関）並びに協力を要請した内閣官房、内閣法制局及び人事院の3機関の合計229機関を対象に、平成19年度における再委託の適正化を図るための措置状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>(ア)一括再委託の禁止</p> <p>契約書における一括再委託の禁止条項の設定状況についてみると、権利譲渡の制限条項を一括再委託の禁止条項と誤認したこと等を理由に一括再委託の禁止条項を設定していないものがあった。（内閣府、公正取引委員会、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び防衛省で24件）</p> <p>なお、このうち、内閣府の1件は、平成20年度に改善措置が講じられている。</p> <p>(イ)再委託の承認</p> <p>a 再委託の承認状況</p> <p>229機関における平成19年度の再委託の承認件数は3,745件となっており、総契約件数8万7,706件に占める割合は4%である。</p> <p>これを契約方式別にみると、随意契約によるものが2,674件（71%）、一般競争契約によるものが740件（20%）、指名競争契約によるものが331件（9%）となっており、随意契約によるものが多い。</p>	<p>表2-(1)-エ-①</p> <p>表2-(1)-エ-②</p> <p>表2-(1)-エ-③</p> <p>表2-(1)-エ-④</p>

また、所管公益法人等との随意契約によるものは、658 件（再委託承認件数の 18%）となっている。そのうちの 559 件（85%）は、農林水産省（230 件）、国土交通省（113 件）、文部科学省（111 件）及び経済産業省（105 件）の 4 府省が締結した契約で、その主なものは、研究開発や調査等の業務を所管公益法人、独立行政法人、国立大学法人等に委託する契約となっている。

b 再委託の承認審査の実施状況

再委託の承認審査を適切に行うため、経済産業省（原子力安全・保安院）では、応募条件において「再委託比率（注）を原則 50%以内とする」としている。

（注） 委託契約金額（入札価格）に占める再委託金額の割合をいう。

環境省では、通達で「請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委任等してはならない。」「外注費は、原則として直接費（人件費及び業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の 2 分の 1 未満の額にとどめる」としている。

農林水産省（森林管理局等）では、国有林野事業における収穫調査業務のうち、総括的な企画・調整、国有財産の管理に直接関係する極印の管理・押印等 6 項目について再委託できない業務としている。

国土交通省では、通達で次のように定めている。

① 再委託してはならない業務

i 物品役務等

総合的な企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

ii 設計業務等

- ・ 設計業務等における総合的な企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- ・ 解析業務における手法の決定及び技術的判断

② 再委託比率

設計業務等については、随意契約により契約を締結した業務において、再委託の承認申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承認を行うこと。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。

しかし、上記 4 府省以外では、再委託比率や再委託してはならない業務の内容・範囲について具体的な基準（目安）を特に定めておらず、中には、委託業務のうち主要な業務とみられる部分について再委託を承認している例（農林水産省及び国土交通省で 4 件）や、契約の相手方が公益法人で再委託比率が 50%を超えている例（農林水産省及び国土交通省で 3 件）がみられた。

また、契約の相手方における再委託の承認への認識不足等から承認を得

表 2 - (1) - エ
- ⑤

表 2 - (1) - エ
- ⑥

表 2 - (1) - エ
- ⑦

表 2 - (1) - エ
- ⑧

ることなく再委託している例（国土交通省及び環境省で3件）、再委託の承認審査事項として必須の再委託金額等を把握せずに承認している例（国家公安委員会、金融庁、法務省、農林水産省等で8件）、承認申請時に提出を求める資料等が定められていないため、承認審査の質が確保されないおそれがある例（法務省で1件）もみられた。

したがって、関係府省は、再委託の適正化を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 一括再委託の禁止条項を契約書等に適切に設定すること。（公正取引委員会、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省及び防衛省）
- ② 再委託の承認に係る審査基準等の整備を推進するとともに、契約の内容に応じて、再委託してはならない業務の具体化と再委託比率の上限の設定を図ること。また、契約の相手方に対する再委託の承認に係る申請を督励すること。これらの措置を講ずることにより、再委託の承認審査を一層厳格に行うこと。（国家公安委員会、金融庁、法務省、農林水産省、国土交通省及び環境省）

オ 契約に係る情報の公表の推進

調査の結果	説明図表番号
<p>契約に係る情報の公表は、契約内容の透明性を確保するために重要であり、18年8月財務大臣通知において、各府省は、契約締結後、原則として72日以内に、契約の名称、締結年月日、契約金額、予定価格、落札率等の必要事項を、競争入札契約と随意契約に分けて、ホームページに公表することとされている。また、随意契約については、当該契約方式の選定に係る会計法令の根拠条文と具体的かつ詳細な理由を公表することとされている。</p> <p>今回、各府省の226機関（内部部局29機関及び地方支分部局等197機関）並びに協力を要請した内閣官房、内閣法制局及び人事院の3機関の合計229機関における契約に係る情報の公表状況について、平成20年9月11日時点で調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>表2-(1)-オ-①</p>
<p>① 公表の有無</p> <p>契約に係る情報の公表を全く行っていないところがある。（内閣府の3機関（経済社会総合研究所、国際平和協力本部事務局及び日本学術会議事務局））</p> <p>なお、これらの機関においては、平成20年10月に改善措置が講じられている。</p>	
<p>② 公表の時期</p> <p>調査日時点において公表が義務付けられている平成20年6月までに締結した契約（契約締結後72日以内に公表する原則）に係る情報を公表していないところがある。（総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省の23機関）</p>	<p>表2-(1)-オ-②</p>
<p>中には、平成20年4月当初に締結した契約（契約締結後150日以上経過）に係る情報を公表していないところがある。（総務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省の12機関）</p>	<p>表2-(1)-オ-③</p>
<p>③ 公表の内容</p> <p>i 予定価格、落札率又は所管公益法人と随意契約を締結する場合の契約相手方への役員再就職者数の項目を公表様式に設定していないところがある。（総務省、厚生労働省及び国土交通省の17機関）</p>	<p>表2-(1)-オ-④</p>
<p>ii 随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載していないところがある。（厚生労働省の2機関）</p> <p>iii 18年8月財務大臣通知において、予定価格については公表することによる支障がない場合等に行うこととされているが、平成20年1月以降に締結した物品役務等に係る契約の予定価格の公表の状況は、次のとおり、区々となっており、このうち、公正取引委員会及び法務省においてはこれらの予定価格の公表が行われていない。</p>	<p>表2-(1)-オ-⑤</p>
<p>i) 競争契約の場合、全契約を公表しているところは6府省41機関、一部</p>	<p>表2-(1)-オ</p>

<p>の契約を公表としているところは 15 府省等 101 機関、全く公表していないところは 9 府省等 76 機関となっている。</p>	<p>-⑥ 表 2 - (1) - オ</p>
<p>ii) 随意契約の場合も同様で、全契約を公表しているところは 6 府省 53 機関、一部の契約を公表としているところは 16 府省等 114 機関、全く公表していないところは 9 府省等 50 機関となっている。</p>	<p>-⑦</p>
<p>④ 公表の方法</p>	
<p>18 年 8 月財務大臣通知において、公表は、本府省のホームページにおいて、地方支分部局等で締結した契約を合わせて公表する方法によるほか、地方支分部局等のホームページでそれぞれ公表する方法によることとされており、地方支分部局等のホームページで公表する場合には、本府省のホームページに各地方支分部局等の公表ページへの直接のリンクを行うこととされている。</p>	
<p>利用者の利便性の向上の観点から、本府省のホームページに、公表された契約情報の検索機能を設けているところや、契約実績がなかった場合についてもその旨を明示するなどの工夫を行っているところがある。(文部科学省及び農林水産省)</p>	<p>表 2 - (1) - オ -⑧</p>
<p>他方、地方支分部局等 197 機関のうち 101 機関ではホームページで公表しているが、本府省のホームページに地方支分部局等の公表ページへのリンクがそもそも設定されていないところがある。(厚生労働省及び農林水産省の 3 機関)</p>	<p>表 2 - (1) - オ -⑨</p>
<p>また、地方支分部局等のホームページへのリンクは設定されているが、地方支分部局等のトップページにリンクされているなど契約情報の公表ページへの直接のリンクが適切に設定されていないところがある。(総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び防衛省の 22 機関)</p>	<p>表 2 - (1) - オ -⑩</p>
<p>なお、このうち、財務省の 1 機関では平成 20 年 11 月に、農林水産省の 5 機関では同年 10 月に改善措置が講じられている。</p>	
<p>したがって、関係府省は、契約内容の透明性の確保を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 契約に係る情報の公表については、18 年 8 月財務大臣通知を踏まえ、公表の時期、公表内容及び公表方法に関し適切な実施を徹底すること。(総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省)</p>	
<p>② 予定価格については、公表することによる支障がないもの等は公表すること。(公正取引委員会及び法務省)</p>	

(2) 監視体制の整備状況

ア 契約を監視する第三者機関の設置及び活動状況

調査の結果	説明図表番号
<p>入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、これまで、各府省が発注する公共工事については、入札及び契約の過程並びに契約の内容に第三者機関の意見を反映させる仕組みが導入されてきた。その後、平成 19 年 11 月には、19 年連絡会議申合せにおいて、随意契約の適正化を一層推進するため、すべての府省において、公共工事以外の物品・役務等の契約についても第三者機関が契約を監視する仕組みを導入することとされた。</p>	<p>表 2 - (2) - ア -①</p>
<p>この方針を受けて、各府省において第三者機関の設置が進められた結果、平成 20 年 1 月末には、すべての府省にすべての契約を監視対象とする第三者機関が設置された。第三者機関の設置数は、平成 20 年 5 月現在、内部部局に 37 機関、地方支分部局等に 122 機関の合計 159 機関となっている。このうち、85 機関（内部部局 23 機関、地方支分部局等 62 機関）は 19 年連絡会議申合せの後に新設されたものであり、残り 74 機関（内部部局 14 機関、地方支分部局等 60 機関）は既存の公共工事に係る契約を監視対象としていた第三者機関を改組等したものである。</p>	<p>表 2 - (2) - ア -②</p> <p>表 2 - (2) - ア -③</p> <p>表 2 - (2) - ア -④</p>
<p>今回、第三者機関の設置状況及び契約の監視状況について、各府省の 84 機関（内部部局 34 機関のすべて及び地方支分部局等の 50 機関）並びに協力を要請した内閣官房、内閣法制局及び人事院の 3 機関の合計 87 機関を対象に調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p>(ア) 第三者機関の実施体制</p>	
<p>第三者機関を構成する委員数をみると、最も多いのは 9 人（1 機関）で、次いで 8 人（6 機関）、7 人（2 機関）、6 人（1 機関）、5 人（27 機関）、4 人（7 機関）、3 人（43 機関）となっており、合計で 369 人の委員が選任されている。なお、1 機関当たりの平均委員数は 4.2 人となっている。</p> <p>これらの委員の主たる役職は、大学教授等が 194 人（53%）と最も多く、次いで弁護士が 71 人（19%）、公認会計士が 41 人（11%）、税理士が 12 人（3%）、その他が 51 人（14%）となっている。</p>	<p>表 2 - (2) - ア -⑤</p>
<p>委員については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）において、「第三者機関の構成員については、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査等を行うことができる学識経験等を有する者とする」とされている。</p>	<p>表 2 - (2) - ア -①（再掲）</p>
<p>しかしながら、委員の中には、当該第三者機関を設置している機関と過去に契約実績のある所管公益法人の役員となっている者がいるなど、中立性・公正性の観点から疑問のある例がみられた（農林水産省及び国土交通省の 3 機関）。</p> <p>なお、このうち、農林水産省の 1 機関では平成 20 年 3 月に、国土交通省の</p>	<p>表 2 - (2) - ア -⑥</p>

<p>1 機関では同年 10 月にそれぞれ改善措置が講じられている。</p> <p>(イ) 第三者機関における審議案件の抽出方法</p> <p>第三者機関が設置された趣旨を勘案すれば、審議案件の抽出は第三者機関又はその委員が行うことが必要である。また、19 年連絡会議申合せにおいて、政府の方針として、第三者機関は応札者（応募者）が 1 者しかないものなどは重点的に監視することとされている。</p> <p>しかしながら、第三者機関における審議案件の抽出方法等について、平成 20 年 1 月から 7 月までの間の状況を調査したところ、次のように改善を要する余地のある例がみられた。</p> <p>① 審議案件の抽出を事務局（行政機関）が行っている。（国土交通省の 1 機関）</p> <p>② 1 者応札の契約案件が全く審議されていないところが 2 機関あり（国家公安委員会及び国土交通省の 2 機関）、そのうち 1 機関（国家公安委員会）では、審議案件の抽出に当たって、1 者応札に関する情報が委員に提供されていない。</p> <p>また、1 者応札の契約案件は審議されているが、審議案件の抽出に当たって、1 者応札に関する情報が委員に提供されていない。（農林水産省の 1 機関）</p> <p>なお、国家公安委員会及び農林水産省の 2 機関については、平成 20 年 9 月に開催された委員会に際して、1 者応札に関する情報を委員に提供することにより、1 者応札の契約案件が審議されており、改善措置が講じられている。</p> <p>③ 建設コンサルタント業務に係る随意契約及び物品・役務に係る指名競争契約について、その実績がありながら審議案件として抽出されていない。（国土交通省の 1 機関）</p> <p>(ウ) 第三者機関における契約案件の審議状況等</p> <p>① 第三者機関の開催状況、審議案件の抽出率等</p> <p>第三者機関の開催状況（契約案件の審議が行われた場合に限る。）について、平成 19 年 4 月から 20 年 7 月までの間の状況を調査したところ、87 機関において延べ 267 回開催されており、審議対象契約の合計件数（以下「審議対象件数」という。）は 77,384 件で、このうち 2,295 件(3.0%)が抽出され審議が行われている。会議 1 回当たりの平均審議件数は 8.6 件となっている。</p> <p>これを第三者機関別にみると、契約内容や契約件数等に差異があることを考慮する必要はあるものの、抽出率が 100%となっているところがある一方で 1%未満となっているところがあるなど、抽出率に大きな差異が生じている。中には、次のように、他の第三者機関と比較して会議 1 回当たりの審議対象件数が極めて多いがそれに見合った審議体制になっているか疑問のあ</p>	<p>表 2 - (2) - ア -② (再掲)</p> <p>表 2 - (2) - ア -⑦</p> <p>表 2 - (2) - ア -⑧</p> <p>表 2 - (2) - ア -⑨</p>
---	--

<p>る状況がみられた。</p> <p>i 1回当たりの会議で1,000件を超える契約件数が審議対象とされ、その中から抽出・審議されている件数は5～10件程度(抽出率1%未満)となっている(国家公安委員会、文部科学省、経済産業省及び国土交通省(気象庁))。ちなみに、87機関の会議1回当たりの平均審議対象件数は290件となっている。</p> <p>このうち、国家公安委員会及び経済産業省においては、いずれも地方支分部局等が締結する契約件数が年間1,000件を超えているが、第三者機関は内部部局に1機関が設置されているのみで、当該機関が地方支分部局等の締結した契約を含めすべての契約を監視することとされている。また、経済産業省の地方支分部局である経済産業局における契約は、これまで1件も審議対象となっておらず、地方支分部局等の契約全般を監視しているとは言い難い状況にある。</p> <p>他方、国家公安委員会及び経済産業省の地方支分部局等の契約数と同規模あるいは規模が小さい機関であるが、別途、第三者機関が設置されている例(内閣府(沖縄総合事務局)、農林水産省(水産庁)及び国土交通省(気象庁))がある。</p> <p>ii 都道府県単位又はブロック単位に設置されている同一の地方支分部局において、第三者機関の年間開催回数、開催時間等が異なることもあり、審議案件の抽出率に差違が生じている(国土交通省の地方運輸局において5.0%～54.3%、厚生労働省の都道府県労働局において16.7%～100.0%)。</p> <p>このような状況となっている一因として、各府省の第三者機関の設置運営規則等においては、会議の年間開催件数の目安はおおむね定められているものの審議案件の抽出率等については特に定められていないこと、また、第三者機関が審議対象契約のうちどの程度の案件を抽出して審議するかについての各府省共通の目安が明らかになっていないことが考えられる。</p> <p>② 第三者機関の意見具申等の権限の保有状況</p> <p>第三者機関の審議結果に基づく意見具申等の権限の保有状況については、第三者機関の設置規定等において、行政機関の長等への意見具申又は勧告を行うことができる旨の規定があるのが85機関、意見具申等に係る規定がないのが2機関(総務省、国土交通省(公正入札調査会議))となっている。</p> <p>ただし、今回調査した87機関で、意見具申又は勧告を行った例はなかった。</p> <p>なお、総務省では平成20年10月に、国土交通省では同年11月に意見具申等に係る規定を設けている。</p> <p>(エ)審議概要の公表</p> <p>19年連絡会議申合せにおいて、第三者機関の審議概要は公表することとされており、調査した87機関のすべてにおいて何らかの方法により公表が行われていたが、次のとおり、審議概要を公表することにより契約の透明性を確保するとの趣旨に照らし、公表の方法、公表時期及び公表内容が不十分となって</p>	<p>表2-(2)-ア-⑨(再掲)</p> <p>表2-(2)-ア-⑩</p> <p>表2-(2)-ア-⑪</p> <p>表2-(2)-ア-⑫</p> <p>表2-(2)-ア-⑤(再掲)</p> <p>表2-(2)-ア-⑬</p>
---	---

いる例がみられた。

- ① 公表方法について、窓口での閲覧等が行われているが、ホームページによる公表は行われていない。(農林水産省及び国土交通省の14機関)
- ② 審議概要をホームページにより公表することとしているが、一部未掲載となっている。(内閣府、農林水産省及び国土交通省の5機関)
- ③ ホームページによる公表時期について、会議の開催後相当期間(約6か月)経過した後に掲載されている。(農林水産省の1機関)
- ④ 公表内容について、会議で契約に係る審議を行っているのに、審議概要に契約に係る具体的な審議内容が記述されていない。(公正取引委員会及び農林水産省の2機関)

したがって、関係府省は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保する観点から、第三者機関による契約の監視が一層厳正かつ効果的に行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 第三者機関の委員については、契約の相手方の役員等を選任しないようにすること。(国土交通省)
- ② 第三者機関の審議案件の抽出は第三者機関又はその委員が行うことを徹底するとともに、第三者機関において応札者(応募者)が1者しかないもの等の重点的な監視が行われるよう、1者応札(応募)契約に関する情報等を第三者機関に十分提供すること。(国土交通省)
- ③ 第三者機関の審議概要については、迅速な公表を推進するとともに、明確かつ分かりやすい公表内容とすること。(内閣府、公正取引委員会、農林水産省及び国土交通省)

イ 内部監査等の実施状況

調査の結果	説明図表番号
<p>随意契約の適正化を推進するためには各府省の内部監査や決裁体制を強化することも重要であり、18年連絡会議申合せ、18年8月財務大臣通知等において、次のような取組方針が示されている。</p> <p>① 各府省は、内部監査の実施に際して随意契約を重点的に監査することとし、その旨を監査計画等に定めるとともに、監査マニュアル等に随意契約に関する監査方法等についての記載を充実するなどにより監査の質の向上を図る。</p> <p>② 随意契約を行う場合には、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を行うなど、各省各庁の実情に応じて決裁体制を強化し、内部牽制を有効に機能させるよう努める。地方支分部局等においても、それぞれの実情に応じて同様の措置を行う。</p> <p>今回、各府省の226機関（内部部局29機関及び地方支分部局等197機関）並びに協力を要請した内閣官房、内閣法制局及び人事院の3機関の合計229機関における随意契約に関する内部監査の実施状況及び決裁体制の強化の状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>(ア) 随意契約に関する内部監査の実施状況</p> <p>① 229機関のうち内部監査の実施部局は93機関（内部部局29機関及び地方支分部局等64機関）である。これらの機関において、平成18年度及び19年度の監査計画等に随意契約を重点的に監査する旨が定められているか、また、随意契約に関する内部監査が重点的に行われているかをみたところ、74機関（80%）では両年度又はいずれかの年度の監査計画等に随意契約を重点的に監査する旨が定められていたが、19機関（20%）では両年度とも定められていなかった。</p> <p>監査計画等に随意契約を重点的に監査する旨を定めていないなどの理由について、上記の19機関は次のように説明している。</p> <p>i 監査計画等に契約関係を重点的に監査する旨を定めており、その中で随意契約の監査を行っている。（国家公安委員会、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省の11機関）</p> <p>ii 監査計画等に重点監査事項を定めていないが、契約関係の監査は行っており、その中で随意契約の監査も行っている。（厚生労働省及び国土交通省の5機関）</p> <p>iii 内部監査としては実施していないが、会計法令に基づく資金前渡官吏の臨時検査及び物品管理官等の定期検査の際に併せて契約関係の確認・指導を実施している。（内閣府及び国土交通省の3機関）</p> <p>なお、国土交通省では平成20年3月に監査規則を改正し、同年4月か</p>	<p>表2-(2)-イ-①</p>
<p>(ア) 随意契約に関する内部監査の実施状況</p> <p>① 229機関のうち内部監査の実施部局は93機関（内部部局29機関及び地方支分部局等64機関）である。これらの機関において、平成18年度及び19年度の監査計画等に随意契約を重点的に監査する旨が定められているか、また、随意契約に関する内部監査が重点的に行われているかをみたところ、74機関（80%）では両年度又はいずれかの年度の監査計画等に随意契約を重点的に監査する旨が定められていたが、19機関（20%）では両年度とも定められていなかった。</p> <p>監査計画等に随意契約を重点的に監査する旨を定めていないなどの理由について、上記の19機関は次のように説明している。</p> <p>i 監査計画等に契約関係を重点的に監査する旨を定めており、その中で随意契約の監査を行っている。（国家公安委員会、総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省の11機関）</p> <p>ii 監査計画等に重点監査事項を定めていないが、契約関係の監査は行っており、その中で随意契約の監査も行っている。（厚生労働省及び国土交通省の5機関）</p> <p>iii 内部監査としては実施していないが、会計法令に基づく資金前渡官吏の臨時検査及び物品管理官等の定期検査の際に併せて契約関係の確認・指導を実施している。（内閣府及び国土交通省の3機関）</p> <p>なお、国土交通省では平成20年3月に監査規則を改正し、同年4月か</p>	<p>表2-(2)-イ-②</p> <p>表2-(2)-イ-③</p>

<p>らは入札契約監査官を設置し契約関係の監査を重点的に行うこととしている。</p>	
<p>② 監査マニュアル等の整備状況をみると、すべての府省において監査マニュアル等が作成されていた。</p>	
<p>しかしながら、その具体性や詳細さの程度等の内容は機関ごとに差異があり、工夫している例としては、随意契約に関する監査項目やチェックポイントを具体的かつ詳細に例示しているもの（財務省）や、監査水準の標準化と監査項目の未実施の防止を図るため、随意契約等の監査に係るチェックリストを導入しているもの（農林水産省）等があった。</p>	<p>表 2 - (2) - イ -④ 表 2 - (2) - イ -⑤</p>
<p>また、監査マニュアル等について、過去の主な指摘事項を記載する工夫もみられた（農林水産省）ことから、他府省における一般競争契約等への移行例を記載するなどの工夫も有効であると考えられる。</p>	
<p>③ 契約に関する監査での指摘事項について、平成 18 年度及び 19 年度の監査報告書への掲載状況をみたと、監査報告書を作成していた 90 機関のうち、55 機関では何らかの指摘事項が掲載されていた。</p>	<p>表 2 - (2) - イ -⑥</p>
<p>しかしながら、今回の調査において、前述 1 (1) イ及びウのとおり、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているものの中には、その理由に妥当性がなく競争性の高い契約方式に移行する余地があるものや、仕様書等において制限的な応募（応札）条件を設定しており、競争性を阻害しているおそれがあるものなど、今後改善する余地がある例が多数（個別に調査した契約案件 13,882 件のうち延べ 1,751 件）認められたが、これらの例については、いずれの機関の内部監査においても指摘されていない。</p>	<p>表 2 - (2) - イ -⑦</p>
<p>内部監査を厳格かつ効果的に行うためには、内部監査の実施部局において各府省共通的な業務に係る競争性の高い契約方式への移行状況や応募（応札）条件の緩和状況等の情報をできる限り把握し、これを用いることが有効であると考えられる。</p>	
<p>(イ) 随意契約に関する決裁体制の強化の状況</p>	
<p>① 随意契約に関する決裁体制の強化の状況をみると、内部部局 32 機関のうち 31 機関においては必要な措置が講じられていた（措置内容は②参照）が、1 機関（宮内庁）については、従前から要求部門（原課）と契約部門（主計課）の間でのダブルチェックを実施していること等を理由に特段の強化措置を講じていなかった。なお、宮内庁は今後、更に審査体制を強化すべく、各省庁における随意契約審査委員会の設置等の体制強化の取組について情報収集を行っているところであるとしている。</p>	<p>表 2 - (2) - イ -⑧</p>
<p>一方、地方支分部局等においては、197 機関のうち 189 機関（96%）においては本府省と同様の強化措置が講じられていたが、8 機関（4%）においては特段の強化措置は講じられていなかった。強化措置を講じていない理由について、関係機関は、管理部門の定員削減が進み、重層的な審査体制を整</p>	<p>表 2 - (2) - イ -⑨</p>

<p>備することが困難であるため日々の決裁を厳格に行うことで対応している（法務省の4機関）、従前から要求部門（原課）と契約部門（財務課）のダブルチェックを実施している（総務省の2機関）などを挙げている。</p>	
<p>② 各府省が講じた主な随意契約に関する決裁体制の強化の内容は、次のとおりである。</p>	<p>表2-(2)-イ-⑩</p>
<p>i 官房会計課等の職員で構成される随意契約審査委員会等を設置し、決裁前に、随意契約によることとした理由等について審査することとした。（12府省187機関）</p>	<p>表2-(2)-イ-⑪</p>
<p>ii 契約担当部局以外の監査担当部局等の職員を決裁者に追加し、決裁過程で、随意契約によることとした理由等を審査することとした。（13府省50機関）</p>	
<p>iii 一定の契約については、地方支分部局等において決裁を行う前に本府省の官房会計課等の審査を受けることとした。（5府省39機関） しかしながら、これらの中には、次のように、随意契約審査委員会等を設置したものの、その運用方法について改善を要する例がみられた。</p>	
<p>i 公共工事に係る契約は入札・契約手続運営委員会等により事前審査が行われているが、役務に係る契約はその対象とされていない。（国土交通省の3機関）</p>	<p>表2-(2)-イ-⑫</p>
<p>ii 本府省から省内関係機関に対し、随意契約を締結する場合は、各組織の実情に応じて、随意契約審査委員会を活用するなど、会計事務の担当者以外の者等の決裁を必ず経る体制を構築するよう指示したが、契約担当者以外の職員を決裁者に追加していないところがある。（厚生労働省の9機関）</p>	<p>表2-(2)-イ-⑩（再掲）</p>
<p>③ 上記①及び②のように各府省においては随意契約に関する決裁体制を強化するための措置が講じられているものの、今回の調査において、前述1(1)イ及びウのとおり、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているものの中には、その理由に妥当性がなく競争性の高い契約方式に移行する余地があるものや、仕様書等において、制限的な応募（応札）条件を設定しており、競争性を阻害しているおそれがあるものなど、今後改善する余地がある例が多数（個別に調査した契約案件13,882件のうち延べ1,751件）認められた。</p>	<p>表2-(2)-イ-⑦（再掲）</p>
<p>契約方式等に関する審査を厳格に行うためには、連絡会議等を通じ、各府省共通的な業務に係る競争性の高い契約方式への移行状況や応募（応札）条件の緩和状況等の情報の把握に努め、これを用いることが有効であると考えられる。</p>	
<p>したがって、関係府省は、随意契約の適正化を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 監査マニュアル等に随意契約に関する監査項目やチェックポイント、他府省における一般競争契約等への移行例を記載するなどの工夫を行い、内部監査を</p>	

<p>一層厳格かつ効果的に行うこと。(全府省)</p> <p>② 随意契約に関する決裁体制の強化を行っていない機関は強化を図ること。 (宮内庁、総務省及び法務省)</p>	
---	--

(3) 所管公益法人等との契約の実施状況

調査の結果	説明図表番号																
<p>各府省は、随意契約の適正化を図るため、平成18年6月に所管公益法人等との随意契約について、「随意契約見直し計画」を策定・公表し、その推進を図っている。</p> <p>今回、各府省並びに協力を要請した内閣官房、内閣法制局及び人事院における所管公益法人等との契約の実施状況及び随意契約見直し計画の進ちょく状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 所管公益法人等との随意契約見直し計画の進ちょく状況</p> <p>(ア) 各府省全体の随意契約見直し計画の進ちょく状況</p> <p>① 競争性のない随意契約金額の推移</p> <p>所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の推移をみると、各府省全体では、表16のとおり、平成17年度が約2.2兆円（総契約金額の65%）、18年度が約1.6兆円（同59%）、19年度が約1.3兆円（同58%）となっており、契約金額及び総契約金額に占める割合が減少している。</p> <p>表16 競争性のない随意契約金額の推移（契約相手方別） （単位：億円、%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約相手方</th> <th>平成17年度実績</th> <th>18年度実績</th> <th>19年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管公益法人等</td> <td>21,821(65.1)</td> <td>16,220(59.3)</td> <td>13,071(57.5)</td> </tr> <tr> <td>それ以外の者</td> <td>11,712(34.9)</td> <td>11,145(40.7)</td> <td>9,670(42.5)</td> </tr> <tr> <td>合計（総契約金額）</td> <td>33,534(100)</td> <td>27,365(100)</td> <td>22,741(100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。</p> <p>② 随意契約見直し計画の進ちょく状況</p> <p>i 競争性のない随意契約金額の減少率及び目標達成率</p> <p>随意契約見直し計画においては、各府省全体で、平成17年度に所管公益法人等と締結した競争性のない随意契約金額約2.2兆円のうち、約1.5兆円（67%）を競争契約及び企画競争・公募等による随意契約にできるだけ速やかに移行することとしている。</p> <p>平成19年度の実績をみると、表17のとおり、所管公益法人等との競争性のない随意契約金額は、17年度に比べ約8,800億円（40%）減少しており、目標達成率は60%となっている。</p>	契約相手方	平成17年度実績	18年度実績	19年度実績	所管公益法人等	21,821(65.1)	16,220(59.3)	13,071(57.5)	それ以外の者	11,712(34.9)	11,145(40.7)	9,670(42.5)	合計（総契約金額）	33,534(100)	27,365(100)	22,741(100)	<p>表2-(3)-①</p> <p>表2-(3)-① (再掲)</p>
契約相手方	平成17年度実績	18年度実績	19年度実績														
所管公益法人等	21,821(65.1)	16,220(59.3)	13,071(57.5)														
それ以外の者	11,712(34.9)	11,145(40.7)	9,670(42.5)														
合計（総契約金額）	33,534(100)	27,365(100)	22,741(100)														

表17 競争性のない随意契約金額からみた随意契約見直し計画の進ちょく状況（契約相手方別）

（単位：億円、％）

契約相手方	競争性のない随意契約金額							目標達成率(金額ベース) (G/D)
	平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標			19年度実績			
		B	17年度実績との差(B-A) C	減少目標割合(C/A) D	E	17年度実績との差(E-A) F	減少割合(F/A) G	
所管公益法人等	21,821 (65.1)	7,196 (58.5)	△14,625 (68.9)	△67.0	13,071	△8,751 (81.1)	△40.1	59.8
それ以外の者	11,712 (34.9)	5,101 (41.5)	△6,611 (31.1)	△56.4	9,670	△2,042 (18.9)	△17.4	30.9
合計	33,534 (100)	12,300 (100)	△21,234 (100)	△63.3	22,741	△10,793 (100)	△32.2	50.8

(注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

ii 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合

随意契約見直し計画においては、各府省全体で、所管公益法人等と締結した競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合を、平成17年度の30%から10%に減少させることとしている。

平成19年度の実績をみると、表18及び表19のとおり、所管公益法人等と締結した競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合は16%で、17年度の当該割合に比べ14ポイント減少している。また随意契約見直し計画における当該割合の目標達成率は71%となっている。

表18 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画の進ちょく状況（契約相手方別）

（単位：億円、％、ポイント）

契約相手方	平成17年度実績			19年度実績			17年度の割合と19年度の割合の増減 (F-C)
	総契約金額 A	うち競争性のない随意契約金額 B	競争性のない随意契約金額の割合(B/A) C	総契約金額 D	うち競争性のない随意契約金額 E	競争性のない随意契約金額の割合(E/D) F	
所管公益法人等	72,512	21,821 (65.1)	30.1	83,249	13,071 (57.5)	15.7	△14.4
それ以外の者		11,712 (34.9)	16.2		9,670 (42.5)	11.6	△4.5
合計		33,534 (100)	46.2		22,741 (100)	27.3	△18.9

(注) 1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

表2-(3)-②

表19 随意契約見直し計画における目標の達成状況（競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた場合）（契約相手方別）

（単位：％、ポイント）

契約相手方	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合					目標達成率(減少割合ベース) (E/C)
	平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B	19年度実績			
			17年度実績との差(B-A) C	17年度実績との差(D-A) E	D	
所管公益法人等	30.1	9.9	△20.2	15.7	△14.4	71.4
それ以外の者	16.2	7.0	△9.1	11.6	△4.5	49.7
合計	46.2	17.0	△29.3	27.3	△18.9	64.6

（注）1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

③ 競争性のある随意契約金額と競争性のない随意契約金額の推移

所管公益法人等との競争性のある随意契約（企画競争・公募等による随意契約）金額の推移をみると、各府省全体では、表20のとおり、平成17年度の約1,100億円から19年度は約1.2兆円と約1.1兆円増加している。

表20 所管公益法人等との随意契約金額の推移

（単位：億円）

契約方式	随意契約金額の推移		
	平成17年度実績	19年度実績	増減
競争性のある随意契約金額	1,078	12,282	11,204
競争性のない随意契約金額	21,821	13,071	△8,751
合計	22,899	25,353	2,453

（注）1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

（イ）府省別の随意契約見直し計画の進捗状況

① 所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の推移

所管公益法人等との競争性のない随意契約金額について府省別にみると、表21のとおり、平成19年度の実績では、防衛省が最も多く約6,600億円（50%）、次いで厚生労働省が約4,400億円（34%）、国土交通省が約500億円（4%）等となっている。

また、平成17年度と19年度の実績を比較すると、大半の府省が減少しているが、厚生労働省、内閣官房、国家公安委員会等は増加しており、その理由について、国庫債務負担行為を活用した情報システム等に係る複数年度の随意契約を締結したこと等を挙げている。

表21 所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の推移

(単位：億円、%)

府省名	平成 17 年度実績		19 年度実績	
	金額	構成比	金額	構成比
防衛省	14,742	67.6	6,571	50.3
国土交通省	2,274	10.4	540	4.1
厚生労働省	2,060	9.4	4,377	33.5
経済産業省	870	4.0	307	2.3
財務省	408	1.9	340	2.6
文部科学省	374	1.7	152	1.2
農林水産省	322	1.5	36	0.3
法務省	261	1.2	26	0.2
総務省	230	1.1	56	0.4
内閣府	117	0.5	46	0.4
環境省	97	0.4	99	0.8
外務省	56	0.3	62	0.5
内閣官房	3	0.0	429	3.3
金融庁	3	0.0	2	0.0
国家公安委員会	2	0.0	26	0.2
人事院	1	0.0	0.8	0.0
公正取引委員会	1	0.0	0.6	0.0
宮内庁	0.3	0.0	0.4	0.0
府省合計	21,821	100.0	13,071	100.0

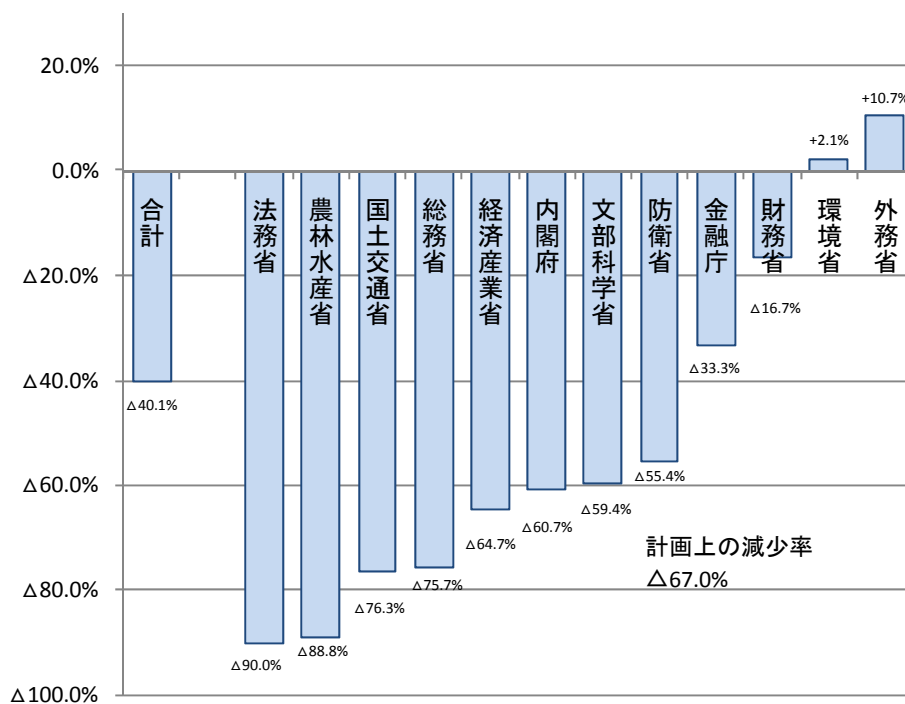
- (注) 1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。
 3 平成 17 年度における競争性のない随意契約金額が高い府省順に並べた。
 4 所管公益法人等との競争性のない随意契約を締結していない内閣法制局は除いた。

② 所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の減少率

平成 19 年度の所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の減少率について府省別にみると、図 8 のとおり、法務省(90%)、農林水産省(89%)及び国土交通省(76%)の減少率が高くなっている。

表 2 - (3) - ①
(再掲)

図8 平成19年度の所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の減少率



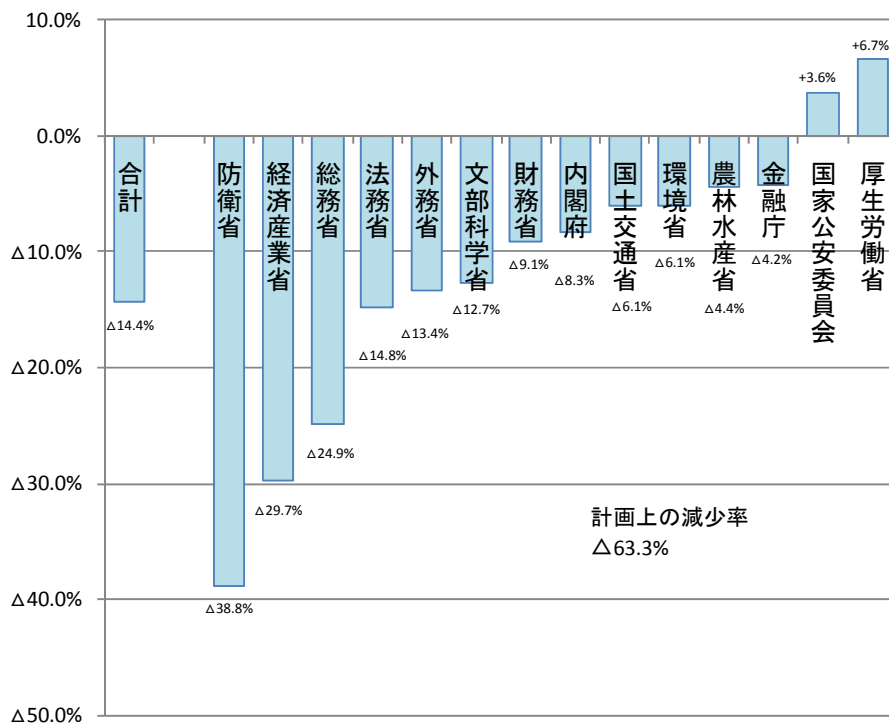
- (注) 1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。
 2 平成19年度の減少率が高い府省順に並べた。
 3 平成19年度の競争性のない随意契約金額が1億円未満の内閣法制局、人事院、宮内庁及び公正取引委員会を除いた。
 また、減少率が+100%を超える厚生労働省(+112.5%)、国家公安委員会(+1,200%)及び内閣官房(+14,200%)を除いた。

③ 所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合の減少率

所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合について平成17年度に対する19年度の減少率を府省別にみると、図9のとおり、減少率が高いのは、防衛省(39%)、経済産業省(30%)、総務省(25%)、法務省(15%)等となっている。

表2-(3)-②
(再掲)

図9 所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合の減少率



- (注) 1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。
 2 平成19年度の減少率が高い府省順に並べた。
 3 平成19年度の競争性のない随意契約金額が1億円未満の内閣法制局、人事院、宮内庁及び公正取引委員会は除いた。
 また、減少率が+10%を超える内閣官房(+47.0%)は除いた。

④ 所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画における目標の達成状況

平成19年度の所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた場合の随意契約見直し計画の目標の達成状況をみると、表22のとおり、財務省、内閣府及び法務省が目標を達成しているほか、防衛省(97%)、農林水産省(92%)、総務省(91%)等が比較的高い達成率となっている。

表2-(3)-②
(再掲)

表 22 所管公益法人等との競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画における目標の達成状況

(単位：％、ポイント)

府省名	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合					目標達成率(減少割合ベース) (E/C)
	平成 17 年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B	19 年度実績			
			17 年度実績との差(B-A) C	17 年度実績との差(D-A) E	D	
財務省	21.3	18.5	△2.8	12.2	△9.1	327.7
内閣府	12.3	4.6	△7.7	4.1	△8.3	107.6
法務省	15.8	1.3	△14.5	1.0	△14.8	102.1
防衛省	67.7	27.8	△39.9	28.8	△38.8	97.3
農林水産省	4.8	0.1	△4.7	0.5	△4.4	91.9
総務省	32.3	4.8	△27.5	7.4	△24.9	90.6
国土交通省	7.8	0.8	△7.0	1.7	△6.1	86.8
文部科学省	19.8	4.4	△15.3	7.1	△12.7	82.6
経済産業省	42.0	4.6	△37.4	12.3	△29.7	79.6
金融庁	7.7	1.3	△6.4	3.5	△4.2	65.8
外務省	31.5	2.2	△29.2	18.1	△13.4	45.7
環境省	26.1	4.0	△22.1	20.1	△6.1	27.4

- (注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。
 3 目標の達成率の高い府省順に並べた。
 4 平成 19 年度の競争性のない随意契約金額が 1 億円未満の内閣法制局、人事院、宮内庁及び公正取引委員会並びに競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合が 17 年度実績より増加している内閣官房、厚生労働省及び国家公安委員会(図 9 参照)は除いた。

イ 所管公益法人との契約に係る競争性の高い契約方式への移行及び応募(応札)条件等の見直しの余地等

① 所管公益法人との契約の締結状況

各府省が平成 19 年度に所管公益法人と締結した契約件数は 8,190 件である。これを契約方式別にみると、表 23 のとおり、随意契約が 5,833 件(71%)、一般競争契約が 2,146 件(26%)、指名競争契約が 211 件(3%)となっている。

表 23 各府省における所管公益法人との契約の締結状況(平成 19 年度)
(単位：件、%)

契約相手方	一般競争契約	指名競争契約	随意契約	うち競争性のある随意契約		合計
				うち競争性のある随意契約	うち競争性のない随意契約	
所管公益法人	2,146 (26.2)	211 (2.6)	5,833 (71.2)	4,898 (59.8)	935 (11.4)	8,190 (100)
それ以外の者	70,258 (41.9)	22,636 (13.5)	74,707 (44.6)	39,602 (23.6)	35,105 (20.9)	167,601 (100)
合計	72,404 (41.2)	22,847 (13.0)	80,540 (45.8)	44,500 (25.3)	36,040 (20.5)	175,791 (100)

- (注) 1 フォローアップ結果及び契約統計に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

② 所管公益法人との契約に係る応募（応札）者数の状況

各府省が平成 19 年度に所管公益法人と締結した一般競争契約、企画競争による随意契約及び公募による随意契約への応募（応札）者数の状況をみると、表 24 のとおり、応募（応札）者数が 1 者である契約の割合は 75% となっており、それ以外の者との契約における当該割合（40%）に比べ高くなっている。また、応募（応札）者数が 1 者である契約について、契約方式別にみると、所管公益法人との契約においては、公募による随意契約が 93%、一般競争契約が 70%、企画競争による随意契約が 55% となっている。

表24 各府省の契約方式別及び契約相手方別の応募（応札）者数の状況（平成 19 年度）

（単位：件、%）

契約方式	所管公益法人			それ以外の者		
	1 者以下	2 者以上	合計	1 者以下	2 者以上	合計
一般競争契約	1,504 (70.1)	642 (29.9)	2,146 (100)	22,849 (32.5)	47,409 (67.5)	70,258 (100)
企画競争による随意契約	1,052 (55.2)	855 (44.8)	1,907 (100)	5,052 (29.3)	12,178 (70.7)	17,230 (100)
公募による随意契約	2,637 (93.1)	194 (6.9)	2,831 (100)	13,585 (84.7)	2,457 (15.3)	16,042 (100)
合計	5,193 (75.4)	1,691 (24.6)	6,884 (100)	41,486 (40.1)	62,044 (59.9)	103,530 (100)

(注) 1 フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

③ 所管公益法人との契約に係る競争性の高い契約方式への移行の余地等

前述 2 の(1)のイ及びウのとおり、今回調査した 230 機関が平成 19 年度に締結した契約 13,882 件について調査した結果、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例及び応募（応札）条件等の見直しの余地がある例が延べ 1,751 件みられた。

このうち所管公益法人に係る例は 796 件（46%）であり、これらについて改善の方向別の件数をみると、表 25 のとおり、「制限的な応募（応札）条件を設定しているもの」が 651 件、「競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの」が 76 件となっている。

表 2 - (3) - ③

表 2 - (3) - ④

表 25 所管公益法人との契約に係る競争性の高い契約方式に移行する余地等のある例

(単位：件、%)

改善の方向	事例数	うち所管公益法人に係るもの	
		事例数	構成比
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	724	76	10.5
応募（応札）条件等の見直しの余地があるもの	1,027	720	70.1
制限的な応募（応札）条件を設定しているもの	862	651	75.5
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	50	38	76.0
入札等に必要な情報が明示されていないもの	26	11	42.3
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	89	20	22.5
合 計	1,751	796	45.5

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。
 3 「合計」は延べ数である。

また、所管公益法人との契約に係る競争性の高い契約方式に移行する余地等のある例について、契約方式別にみると、表 26 のとおり、公募による随意契約が 599 件（75%）と最も多く、次いで、企画競争による随意契約が 83 件（10%）、一般競争契約が 59 件（7%）等となっている。

表 2 - (3) - ⑤

表 26 所管公益法人との契約に係る競争性の高い契約方式に移行する余地等のある例（契約方式別）

(単位：件、%)

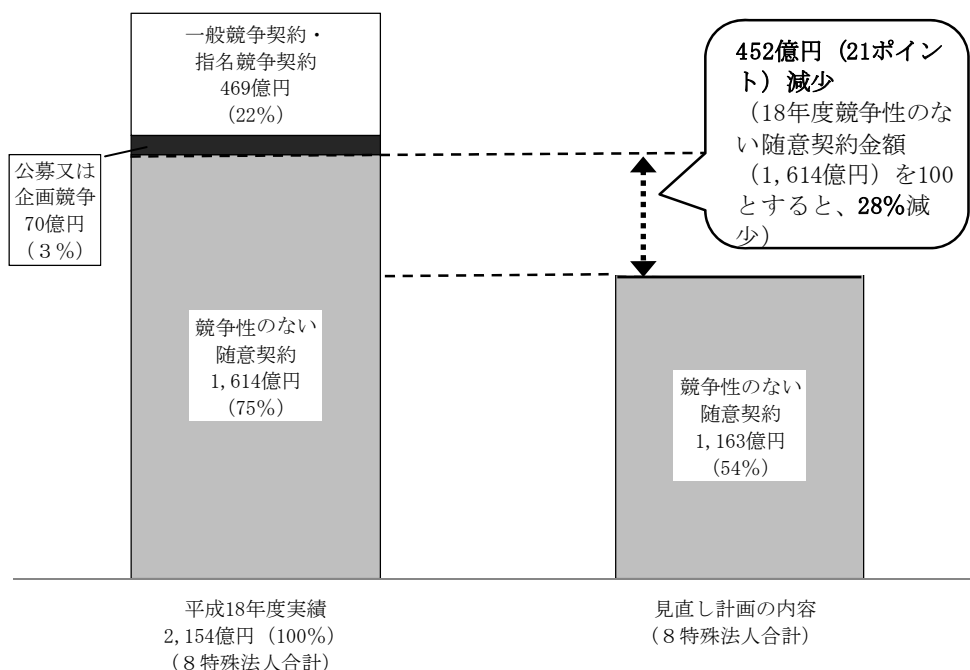
改善の方向	事例数	契約方式					
		一般競争契約	指名競争契約	企画競争による随意契約	公募による随意契約	競争性のない随意契約	その他
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	76	-	1	9	17	49	-
応募（応札）条件等の見直しの余地があるもの	720	59	2	74	582	-	3
制限的な応募（応札）条件を設定しているもの	651	43	2	52	551	-	3
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	38	-	-	10	28	-	-
入札等に必要な情報が明示されていないもの	11	6	-	4	1	-	-
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	20	10	-	8	2	-	-
合 計	796 (100)	59 (7.4)	3 (0.4)	83 (10.4)	599 (75.3)	49 (6.2)	3 (0.4)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。
 3 「合計」は延べ数である。

3 特殊法人における契約の適正化の推進

調査の結果	説明図表番号
<p>特殊法人における契約の適正化を推進するため、19年連絡会議申合せにより、関係府省は、所管法人の監査役等に対し入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックをする旨を要請するとともに、連絡会議においてその契約状況をフォローアップすることとされた。</p> <p>これを受けて、平成20年4月、8特殊法人（沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、放送大学学園、農林漁業金融公庫、日本中央競馬会及び中小企業金融公庫（注））は、随意契約見直し計画をそれぞれ策定・公表しており、その内容は同月に開催された連絡会議に報告されている。</p> <p>（注） 国民生活金融公庫、国際協力銀行（国際金融）、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は、平成20年10月1日に統合し、株式会社日本政策金融公庫となった。</p> <p>上記8法人のほか、日本放送協会も同様の随意契約見直し計画を策定・公表しているが、同協会の自主的な取組として行われているものであることから、その取組の内容については本調査の参考として後述している。</p>	<p>表3-①</p> <p>表3-②～⑩</p>
<p>(1) 随意契約見直し計画の策定状況</p> <p>8特殊法人が策定した随意契約見直し計画の内容を調査したところ、次のとおり、随意契約見直し計画で目標として定めている競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合が各府省における割合より高くなっており（8特殊法人合計54%、各府省合計17%）、また、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているものの中には、各府省又は他の特殊法人では同種の契約を一般競争契約、公募又は企画競争による随意契約等の方式で行っており、速やかに競争性の高い契約方式への移行を推進すべきものがみられた。また、随意契約見直し計画への計上漏れ等もみられた。</p> <p>① 随意契約見直し計画においては、8特殊法人の合計で、競争性のない随意契約金額1,614億円（平成18年度実績）のうち452億円（28%）を一般競争契約、公募又は企画競争による随意契約等に移行し、これにより、競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合を、18年度実績に比べ21ポイント減少させることとしている（図10参照）。</p>	<p>表3-⑪</p> <p>表3-⑪（再掲）</p>

図 10 8 特殊法人における随意契約見直し計画の内容



(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

競争性のない随意契約金額の減少目標割合を特殊法人と各府省で比較すると、特殊法人の方が各府省より 35 ポイント下回っており（特殊法人 28%、各府省 63%）、また、見直し後の競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合は特殊法人の方が各府省より 37 ポイント上回っている（特殊法人 54%、各府省 17%）状況となっている（表 27 参照）。

表 3 - ⑪（再掲）

表 27 平成 18 年度実績及び随意契約見直し計画における競争性のない随意契約金額の減少目標割合等

(単位：億円、%、ポイント)

	随意契約見直し計画の対象年度における実績		随意契約見直し計画による競争性のない随意契約の減少目標			
	総契約金額 A	競争性のない随意契約金額 B	見直し後の競争性のない随意契約金額 C	総契約金額に占める割合 (C/A)	競争性のない随意契約減少目標額 (B-C) D	減少目標割合(金額ベース) (D/B)
8 特殊法人合計 (a)	2,154	1,614	1,163	54.0	452	28.0
各府省合計 (b)	72,512	33,534	12,300	17.0	21,234	63.3
a 及び b の割合の差 (a - b)				37.0		△35.3

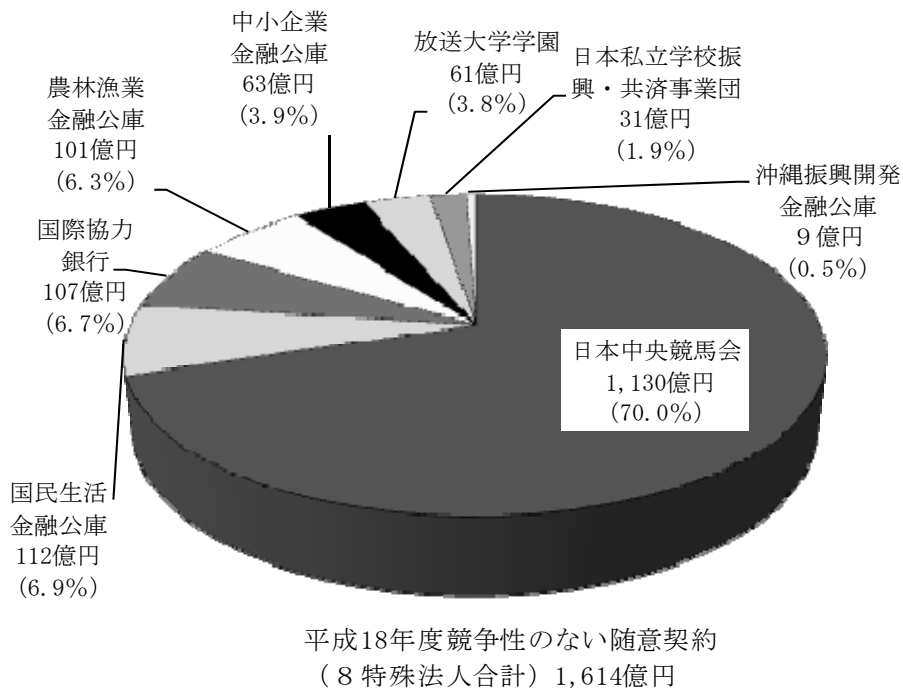
(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画、フォローアップ結果、連絡会議公表資料等に基づき当省が作成した。
 2 「随意契約見直し計画の対象年度における実績」欄の値については、「8 特殊法人合計」欄は平成 18 年度実績、「各府省合計」欄は 17 年度実績を示す。
 3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

② 随意契約見直し計画の内容を特殊法人別にみると、次のとおりである。

i 8 特殊法人が平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約金額の合計は 1,614 億円で、そのうちの 1,130 億円（70%）を日本中央競馬会が占めている。次に多いのは、国民生活金融公庫 112 億円（7%）、国際協力銀行 107 億円（7%）等となっている。

表 3 - ⑫

図 11 競争性のない随意契約金額の内訳

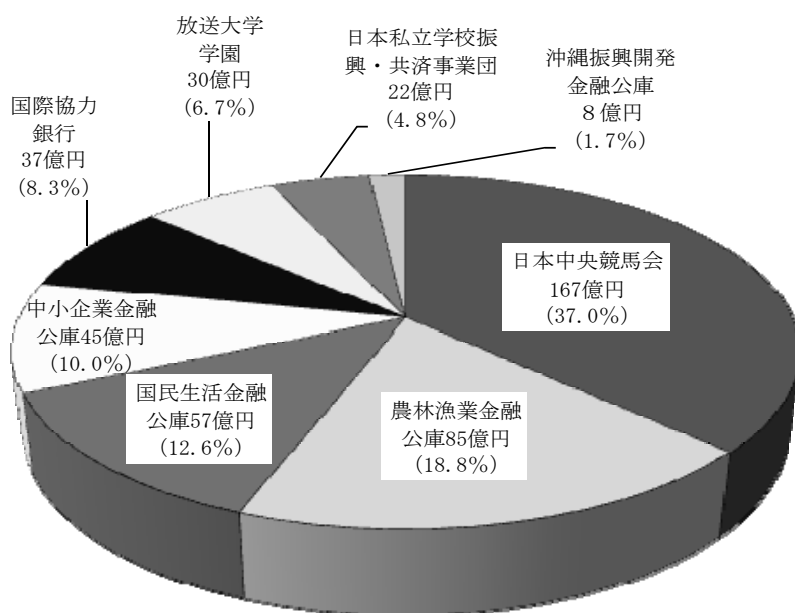


(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

随意契約見直し計画においては、これらの競争性のない随意契約金額の 8 特殊法人の合計 1,614 億円のうち 452 億円を一般競争契約、公募又は企画競争による随意契約等に移行するとしているが、452 億円のうちの 167 億円（37%）を日本中央競馬会が占めている。次に多いのは、農林漁業金融公庫 85 億円（19%）、国民生活金融公庫 57 億円（13%）等となっている。

表 3 - ⑫ (再掲)

図 12 随意契約見直し計画において一般競争契約等に移行するものの内訳



随意契約見直し計画において一般競争契約、公募又は企画競争による随意契約等に移行するもの（8特殊法人合計）452億円

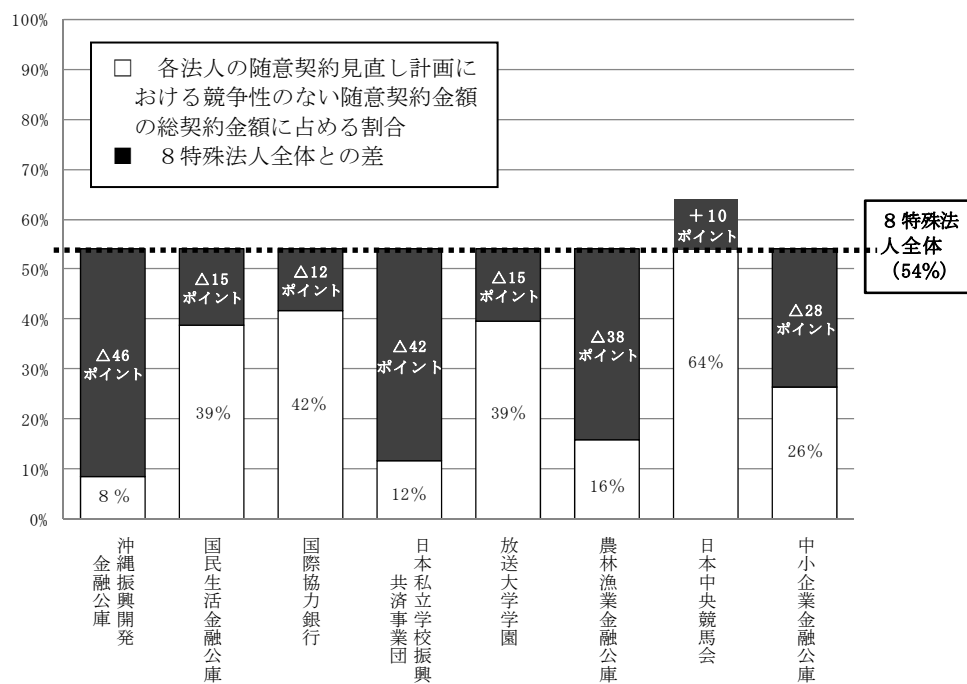
- (注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

ii 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合は、8特殊法人全体で、平成18年度実績（75%）に比べ21ポイント減少させ54%とすることとしている。特殊法人別にみると、見直し後の当該割合が高いのは日本中央競馬会の64%で、他の特殊法人は、沖縄振興開発金融公庫が8%、日本私立学校振興・共済事業団が12%、農林漁業金融公庫が16%など、いずれも8特殊法人全体（54%）を下回っている。

なお、日本中央競馬会は、競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合が見直し後も64%を占めていることについて、「随意契約見直し計画の策定に当たり、一般競争契約の導入を前提に検討したことから、競争性のある随意契約方式（公募又は企画競争）への移行の検討が十分ではなかった。このため、平成20年5月から、随意契約見直し計画の改定作業を行っているところである。」としている。

表 3 - ⑪（再掲）

図 13 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合

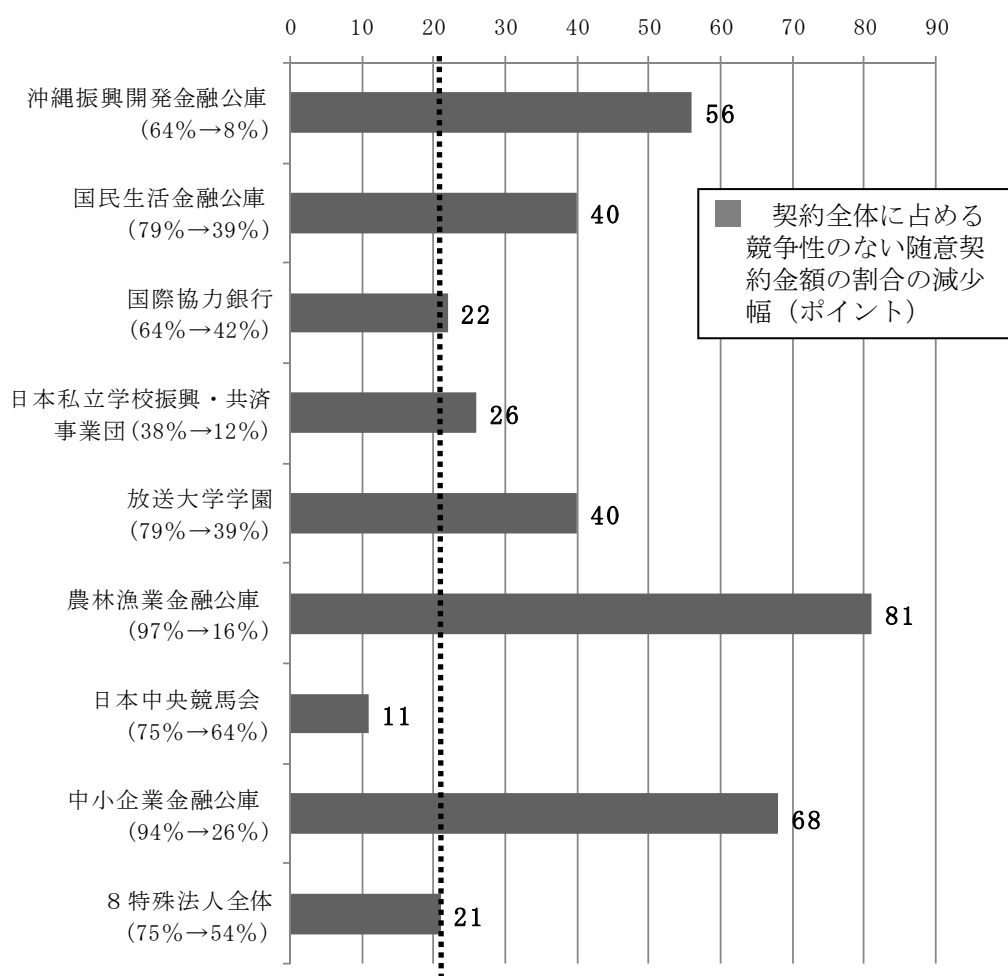


- (注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

また、当該割合の減少幅が8 特殊法人全体の減少幅△21ポイント（75%から54%に減少）を下回っているのは日本中央競馬会で△11ポイント（75%から64%に減少）、他の特殊法人は、農林漁業金融公庫の△81ポイント（97%から16%に減少）、中小企業金融公庫の△68ポイント（94%から26%に減少）など、いずれも8 特殊法人全体（△21ポイント）を上回っている（図14参照）。

表 3 - ⑪（再掲）

図 14 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合の減少幅



(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。
 2 () は、左が平成 18 年度の競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合であり、右が随意契約見直し計画による見直し後の同割合を示す。

③ 8 特殊法人の随意契約見直し計画において、見直し後も競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているものは、合計で 2,190 件(契約金額 1,163 億円)である。

表 3-⑬

これらの中には、特定の場所の土地・建物の賃貸借等、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に該当するものもあるが、次のとおり、競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべきものがみられた。また、随意契約見直し計画への計上漏れ等がみられた。

表 3-⑭

i 機械設備の保守や維持管理、情報システムの賃貸借や保守・運用、施設運営業務等の各特殊法人に共通する業務に係る契約について、見直し後も競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているが、各府省又は他の特殊法人では競争性の高い契約方式(一般競争契約及び公募又は企画競争による随意契約)によっている。(8 特殊法人すべてで 79 件)

- ii タクシーの借上げ契約について、随意契約見直し計画に計上されておらず、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているが、各府省又は他の特殊法人では競争性の高い契約方式（公募による随意契約）によっている。（国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業金融公庫、日本中央競馬会及び中小企業金融公庫で5件）
- iii 随意契約見直し計画の策定に当たり、一般競争契約の導入を前提に検討し、競争性のある随意契約方式（公募又は企画競争）への移行の検討が十分でなかったことから、一般競争契約を導入したもの以外は、随意契約によらざるを得ないものとなったとしている。（日本中央競馬会で6件）

(2) 契約に係る情報の公表の推進

特殊法人が締結した契約に係る情報の公表については、各府省と異なり、公表範囲、公表事項等に関する共通的なルールは定められておらず、各特殊法人がそれぞれ公表基準を定めるなどにより対応している。

ただし、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる契約、公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第127号）の対象となっている特殊法人（今回の調査対象法人では日本中央競馬会が該当）が締結した公共工事の契約については、国と同様の又はこれに準じて契約に係る情報を公表することが義務付けられている。

今回、8特殊法人における契約に係る情報の公表範囲、公表事項等に関する基準の設定状況と平成20年度上期に締結した契約に係る情報の公表状況を調査したところ、次のとおり、随意契約見直し計画の策定に際して随意契約の公表基準を国の基準に準じることとした特殊法人があるものの、公表範囲や公表事項が国の基準を下回っている例やホームページでの公表が適切に行われていない例がみられた。

① 契約に係る情報の公表基準の内容が国の基準を下回っている例

i 公表範囲

- i) 物品役務等に係る一般競争契約のうち、政府調達以外の契約を公表対象としていない。（日本中央競馬会）
- ii) 一般競争契約のうち、直営病院が発注する契約と宿泊施設等が発注する500万円以下の契約を公表対象としていない。（日本私立学校振興・共済事業団）

ii 公表事項

競争契約及び随意契約に係る予定価格、落札率等を公表事項としていない。（日本私立学校振興・共済事業団及び日本中央競馬会）

② ホームページでの契約に係る情報の公表が適切に行われていない例

平成20年度上期に締結した契約に係る情報のホームページでの公表状況について、20年9月1日時点で調査したところ、次のとおり、公表事項の一部について必要な情報が掲載されていない例がみられた。

表3-⑮
表2-(1)-オ
-①（再掲）

表3-⑯、⑰

表3-⑱

表3-⑲

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">i 競争契約に係る契約締結日や契約の相手方の住所等が公表されていない。(沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、日本私立学校振興・共済事業団及び日本中央競馬会)ii 随意契約を締結する場合の契約相手方への役員再就職者数や随意契約によることとした根拠条文等が公表されていない。(国民生活金融公庫、日本中央競馬会及び中小企業金融公庫) | |
|--|--|

したがって、関係府省は、特殊法人における契約の適正化の推進及び透明性の確保を図る観点から、所管の特殊法人に対し、国や他の特殊法人等の取組状況の情報提供等を通じ、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表の励行を促進させる必要がある。(内閣府、財務省、文部科学省、農林水産省及び経済産業省)

資料編

(説明図表)

図 表 目 次

1 国の契約の適正化に向けた取組の概況

(1) 国の公共調達に適正化の経緯と最近の動向

表 1 - (1) - ①	公共工事に係る入札・契約の適正化に関する最近の主な取組の経緯	65
表 1 - (1) - ②	防衛調達の適正化に関する主な取組の経緯	71
表 1 - (1) - ③	行政効率化推進計画（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議、平成 19 年 7 月 2 日最終改定）＜抜粋＞	73
表 1 - (1) - ④	公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議の設置について（平成 17 年 12 月 26 日関係省庁申合せ、平成 20 年 4 月 22 日一部改正）	77
表 1 - (1) - ⑤	公共調達に適正化に向けた取り組みについて（平成 18 年 2 月公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）	78
表 1 - (1) - ⑥	随意契約の適正化に関する内閣総理大臣指示の概要（平成 19 年 10 月 30 日閣僚懇談会）	82
表 1 - (1) - ⑦	随意契約の適正化の一層の推進について（平成 19 年 11 月 2 日公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）	83
表 1 - (1) - ⑧	国全体の随意契約見直し計画の概要	85

(2) 各府省全体の契約の概況

表 1 - (2) - ①	国の契約に係る規定	86
表 1 - (2) - ②	国における契約方式等	88
表 1 - (2) - ③	契約方式別の契約金額の推移	89
表 1 - (2) - ④	契約方式別の契約件数の推移	92
表 1 - (2) - ⑤	契約種類別の契約金額の推移	95
表 1 - (2) - ⑥	契約種類別の契約件数の推移	97
表 1 - (2) - ⑦	随意契約における相手方別の契約金額の推移	99
表 1 - (2) - ⑧	随意契約における相手方別の契約件数の推移	102

2 各府省における契約の適正化の推進

(1) 随意契約の見直し等

ア 随意契約見直し計画の進ちよく状況

表 2 - (1) - ア - ①	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画の進ちよく状況	105
表 2 - (1) - ア - ②	競争性のない随意契約金額からみた随意契約見直し計画の進ちよく状況	106

表 2 - (1) - ア - ③	随意契約見直し計画における移行時期の記載状況	107
表 2 - (1) - ア - ④	平成 19 年度に締結した競争性のない随意契約の競争性の高い契約方式への移行時期等	108

イ 競争性の高い契約方式への移行の推進

表 2 - (1) - イ - ①	18 年 8 月財務大臣通知	113
表 2 - (1) - イ - ②	19 年連絡会議申合せ	117
表 2 - (1) - イ - ③	調査対象機関及び協力要請機関における契約の契約方式別等の内訳（平成 19 年度・府省等別）	118
表 2 - (1) - イ - ④	調査対象機関及び協力要請機関における競争性のない随意契約の理由別内訳	119
表 2 - (1) - イ - ⑤	調査対象機関及び協力要請機関において詳細調査を行った契約の契約方式別件数	120
表 2 - (1) - イ - ⑥	各府省共通的な業務に係る契約のうち、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例	121
表 2 - (1) - イ - ⑥ - i	（府省共通的な業務：庁舎の警備）	122
表 2 - (1) - イ - ⑥ - ii	（府省共通的な業務：庁舎の電気・機械設備等の保守）	131
表 2 - (1) - イ - ⑥ - iii	（府省共通的な業務：昇降機の保守）	143
表 2 - (1) - イ - ⑥ - iv	（府省共通的な業務：電気の供給）	150
表 2 - (1) - イ - ⑥ - v	（府省共通的な業務：ポスター作成等の広報業務）	155
表 2 - (1) - イ - ⑥ - vi	（府省共通的な業務：タクシーの借上げ）	164
表 2 - (1) - イ - ⑥ - vii	（府省共通的な業務：荷物の運送）	171
表 2 - (1) - イ - ⑥ - viii	（府省共通的な業務：職員の健康診断）	175
表 2 - (1) - イ - ⑥ - ix	（府省共通的な業務：外国雑誌の購入）	181
表 2 - (1) - イ - ⑥ - x	（府省共通的な業務：国家試験問題の印刷）	184
表 2 - (1) - イ - ⑦	競争性の高い契約方式に移行する余地がある例	187
表 2 - (1) - イ - ⑧	競争性の高い契約方式に移行する余地がある例（いわゆる「つなぎ随契」）	228
表 2 - (1) - イ - ⑨	各府省（内部部局）における「調査」、「研究開発」及び「広報」に係る契約に関する総合評価方式導入の取組状況	230
表 2 - (1) - イ - ⑩	指名競争契約とする理由が乏しい例	232
表 2 - (1) - イ - ⑪	公共事業（公共工事等）に係る契約実績の推移	252
表 2 - (1) - イ - ⑫	改善の方向別の事例数	253
表 2 - (1) - イ - ⑬	改善の方向別の事例数（契約方式別：公共工事）	254
表 2 - (1) - イ - ⑭	改善の方向別の事例数（契約方式別：公共工事設計業務等）	255
表 2 - (1) - イ - ⑮	改善の方向別の事例数（契約相手方別：公共工事）	256
表 2 - (1) - イ - ⑯	改善の方向別の事例数（契約相手方別：公共工事設計業務等）	257

ウ 応募（応札）条件等の見直し

表 2-(1)-ウ-①	各府省における平成 19 年度契約の応募（応札）者数別件数	258
表 2-(1)-ウ-②	公募において公示書に契約する予定事業者名を明記している例	260
表 2-(1)-ウ-③	応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例	271
表 2-(1)-ウ-④	応募（応札）条件として官公庁の受注実績を設定している例	295
表 2-(1)-ウ-⑤	その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例	306
表 2-(1)-ウ-⑥	企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例	320
表 2-(1)-ウ-⑦	入札等に必要な情報が明示されていない例	328
表 2-(1)-ウ-⑧	企画競争において公示日の翌日から 20 日間以上後に企画書の提出期限を設定している例	337
表 2-(1)-ウ-⑨-i	公募又は企画競争において公示日から応募締切日までの期間が短期間(10 日未満)となっている例	338
表 2-(1)-ウ-⑨-ii	企画競争において説明会開催日から企画書提出締切日までの期間が短期間(10 日未満)となっている例	338
表 2-(1)-ウ-⑨-iii	一般競争入札において公告日から入札日までの期間が 10 日未満となっている例	339
表 2-(1)-ウ-⑨-iv	一般競争入札等における開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間(10 日未満)となっている例	340
表 2-(1)-ウ-⑩	行政情報の電子的提供等に係る通知等	343
表 2-(1)-ウ-⑪	当該機関又は上部機関等のホームページで一般競争入札等の公告を実施していない例	344

エ 再委託の適正化

表 2-(1)-エ-①	再委託の適正化に係る関連通達	346
表 2-(1)-エ-②	行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針等について（平成 13 年 7 月 23 日政府行政改革推進本部了承） <抜粋>	348
表 2-(1)-エ-③	契約書に一括再委託の禁止条項を設定していない例	349
表 2-(1)-エ-④	調査対象機関及び協力要請機関における再委託承認実績（平成 19 年度）	351
表 2-(1)-エ-⑤	再委託比率報告書（原子力安全・保安院）<抜粋>	355
表 2-(1)-エ-⑥	請負契約における再委任等の取扱いの運用について（平成 16 年 11 月 30 日付け事務連絡各局部課室（事務所等）契約事務担当者あて環境省大臣官房会計課通知）<抜粋>	355
表 2-(1)-エ-⑦	国土交通省における再委託の適正化に係る関連通達	356

表 2 - (1) - エ - ⑧ - i	委託業務のうち主要な業務とみられる部分について再委託を承認している例	357
表 2 - (1) - エ - ⑧ - ii	契約の相手方が公益法人で再委託比率が 50%を超えている例	359
表 2 - (1) - エ - ⑧ - iii	再委託の承認を得ることなく再委託している例	360
表 2 - (1) - エ - ⑧ - iv	再委託金額等を把握せずに承認している例	361
表 2 - (1) - エ - ⑧ - v	承認申請時に提出を求める資料等が定められていないため、承認審査の質が確保されないおそれがある例	364

オ 契約に係る情報の公表の推進

表 2 - (1) - オ - ①	公共調達に適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号各省各庁の長あて財務大臣通知）＜抜粋＞	365
表 2 - (1) - オ - ②	契約締結後 72 日以内公表の原則を励行していない機関	366
表 2 - (1) - オ - ③	平成 20 年 4 月当初に締結した契約（契約締結後 150 日以上経過）を公表していない機関	367
表 2 - (1) - オ - ④	予定価格、落札率等の項目を公表様式に設定していない機関	368
表 2 - (1) - オ - ⑤	随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載していない機関	368
表 2 - (1) - オ - ⑥	物品役務等に係る契約における予定価格の公表状況（平成 20 年 1 月以降締結分）	369
表 2 - (1) - オ - ⑦	物品役務等に係る契約についての予定価格を公表していない例（平成 20 年 1 月以降締結分）	376
表 2 - (1) - オ - ⑧	ホームページでの公表に当たって、工夫している例	377
表 2 - (1) - オ - ⑨	本省庁からのリンクが設定されていない機関	378
表 2 - (1) - オ - ⑩	本省庁からのリンクの方法が適切に設定されていない機関	378

(2) 監視体制の整備状況

ア 契約を監視する第三者機関の設置及び活動状況

表 2 - (2) - ア - ①	公共工事に関する入札及び契約の適正化のための第三者機関に係る法令等	379
表 2 - (2) - ア - ②	19 年連絡会議申合せにおける第三者機関の設置等に係る事項	380
表 2 - (2) - ア - ③	契約を監視する第三者機関の設置状況	381
表 2 - (2) - ア - ④	契約を監視する第三者機関の名称、対象機関、対象分野	382
表 2 - (2) - ア - ⑤	契約を監視する第三者機関の委員構成、付議案件の抽出方法等	386
表 2 - (2) - ア - ⑥	契約実績のある所管公益法人の役員等が委員となっている例	390
表 2 - (2) - ア - ⑦	審議案件の抽出方法等について、改善を要する余地のある例	391

表 2 - (2) - ア - ⑧	契約実績がありながら、審議されていない契約方式がある 例	391
表 2 - (2) - ア - ⑨	契約を監視する第三者機関の審議状況	392
表 2 - (2) - ア - ⑩	抽出率が 1 % 未満の機関のうち、地方支分部局等の契約件 数が 1,000 件以上あるが、第三者機関の設置が内部部局のみ となっている府省の状況	397
表 2 - (2) - ア - ⑪	国家公安委員会及び経済産業省の地方支分部局等の契約件 数と同規模あるいは規模が小さい機関であるが、別途、第三 者機関が設置されている例	397
表 2 - (2) - ア - ⑫	同一府省の地方支分部局に設置された第三者機関において、 審議案件の抽出率に差がみられる例	398
表 2 - (2) - ア - ⑬	審議概要の公表方法、公表時期及び公表内容が不十分と なっている例	399

イ 内部監査等の実施状況

表 2 - (2) - イ - ①	内部監査等に関する通知等	401
表 2 - (2) - イ - ②	内部監査における「随意契約」の重点監査状況	403
表 2 - (2) - イ - ③	契約関係（随意契約を含む）の内部監査を実施していない 例	404
表 2 - (2) - イ - ④	随意契約に関する監査事項を詳細に定めている例	405
表 2 - (2) - イ - ⑤	監査の標準化、未実施の防止等を図るためチェックリスト を導入した例	406
表 2 - (2) - イ - ⑥	内部監査における契約に関する指摘状況	407
表 2 - (2) - イ - ⑦	府省ごとの改善の方向別事例	408
表 2 - (2) - イ - ⑧	決裁体制の強化の措置状況等	409
表 2 - (2) - イ - ⑨	決裁体制の強化措置が講じられていない機関	409
表 2 - (2) - イ - ⑩	各府省における決裁体制・仕組みの充実・強化の状況	410
表 2 - (2) - イ - ⑪	随意契約審査委員会等の設置による審査・決裁体制の強化 の状況	414
表 2 - (2) - イ - ⑫	入札・契約手続運営委員会等における役務契約の審査状況	415

(3) 所管公益法人等との契約の実施状況

表 2 - (3) - ①	競争性のない随意契約金額からみた随意契約見直し計画の進ちょ く状況	416
表 2 - (3) - ②	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随 意契約見直し計画の進ちょく状況	418
表 2 - (3) - ③	所管公益法人とそれ以外の者との契約方式別応札者数	420
表 2 - (3) - ④	改善の方向別の事例数（契約相手方別）	426
表 2 - (3) - ⑤	所管公益法人との契約に係る改善の方向別の事例数（契約方式 別）	427

3 特殊法人における契約の適正化の推進

表3-①	「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)〈特殊法人関係抜粋〉	428
表3-②	特殊法人の概況等	429
表3-③	特殊法人の監査役等及び内部監査機関の設置状況	430
表3-④	特殊法人の契約の適正化に向けた主な取組	431
表3-⑤	特殊法人の随意契約見直し計画の構成	432
表3-⑥	特殊法人における随意契約によることができ得る基準(少額随意契約)	432
表3-⑦	特殊法人の随意契約見直し計画の策定状況	433
表3-⑧	特殊法人における随意契約の適正化の達成に向けた取組内容等	435
表3-⑨	特殊法人の平成18年度の契約実績	437
表3-⑩	特殊法人の随意契約見直し計画の内容(全体像)	439
表3-⑪	特殊法人の随意契約見直し計画の内容(減少目標)	440
表3-⑫	随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の特殊法人別比較	441
表3-⑬	特殊法人の随意契約の見直し計画における競争性のない随意契約によらざるを得ない契約の理由	442
表3-⑭	競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき主な契約	444
表3-⑮	契約に係る情報の公表に関する法令	462
表3-⑯	特殊法人における契約に係る情報の公表対象基準(契約金額)の見直し状況	463
表3-⑰	契約に係る情報の公表範囲が国の基準を下回っている例	464
表3-⑱	特殊法人の契約に係る情報の公表事項の見直し状況	465
表3-⑲	特殊法人における契約に係る情報のホームページでの公表の実施状況	469

表 1 - (1) - ① 公共工事に係る入札・契約の適正化に関する最近の主な取組の経緯

年度	背景	取組状況
平成12年度	<p>・公共工事をめぐる贈収賄、談合等の各種の事件が多発</p>	<p>○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の制定（平成12年11月27日公布）</p> <p>⇒①情報の公表（入札者名・入札金額、落札者名・落札金額等の公表）</p> <p>②不正行為等に対する措置（談合等の公正取引委員会への通知等）</p> <p>③施工体制の適正化（一括下請負（いわゆる丸投げ）の全面的禁止、発注者による現場の点検等）</p> <p>④適正化を図るための措置に関する指針の策定 等</p> <p>○公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の策定（平成13年3月9日閣議決定）</p> <p>⇒①第三者機関（入札監視委員会等）による監視</p> <p>②入札及び契約の方法の改善（適切な審査体制を伴う一般競争入札、公募型指名競争入札等の実施）</p> <p>③不正行為の排除の徹底（談合情報対応マニュアルの整備、指名停止等厳正な対応等） 等</p>
13年度	<p>・地方公共団体等における公共工事に係る不正行為事件の発生</p>	<p>○「公共工事の入札契約のより一層の適正化に向けて」（平成14年3月27日公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会報告）～左記に対応して、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の徹底及びフォローアップを図るとともに、不正行為の排除をより一層進めるための方策について、国土交通省の次官・関係局長等からなる省内検討委員会においてとりまとめ～</p> <p>⇒①公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の徹底及びそのフォローアップの実施（地方公共団体を含む。）</p> <p>②入札契約に係る透明性の向上（予定価格の事前公表の特殊法人等における試行、現場説明会の廃止等）</p> <p>③入札契約に係る競争性の向上</p> <p>i) 詳細条件審査型一般競争入札の試行の拡大</p> <p>ii) 民間企業の技術力の活用を図る総合評価落札方式の試行の拡大</p> <p>iii) 工事費内訳書の提出の促進 等</p> <p>④監視機能の強化、ペナルティの厳正化（指名停止、監督処分等の厳正な実施等） 等</p>
14年度	<p>・官製談合が依然として発生</p> <p>北海道庁農業土木談合事件</p> <p>道路公団道路保全工事談合事件</p>	<p>○入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の制定（平成14年7月31日公布。議員立法）</p> <p>⇒①公正取引委員会による入札談合等関与行為（国の職員等が事業者等に入札談合を行わせること、特定の者をあらかじめ指名すること、秘匿情報を特定の者に教示・示唆すること等）に対する排除措置要求</p> <p>②入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求 等</p>
15年度		<p>○「入札契約適正化の徹底のための当面の方策について」（平成15年4月15日、国土交通省）～公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一層の徹底を図るとともに、公共工事の品質確保等の発注者責任を果たすため、競争性・透明性の向上、技術力による競争等の推進等を一層促進する方策についてとりまとめ～</p> <p><国土交通省直轄工事等における入札契約の改善></p> <p>⇒①競争性・透明性の向上（詳細条件審査型一般競争入札の拡大、</p>

		<p>混合入札の促進等)</p> <p>②技術力による競争等の推進</p> <p>i) 総合評価方式等の推進</p> <p>ii) 工事成績を重視した入札の導入</p> <p>iii) 技術提案を重視した入札の導入</p> <p>iv) 入札参加者の技術力審査等の強化</p> <p>v) 施工監督の強化 等</p> <p>③不正行為等の防止</p> <p>i) ペナルティの強化(指名停止基準の強化等)</p> <p>ii) 談合等に係る違約金特約条項の創設</p> <p>〈地方公共団体等における入札契約適正化の促進〉</p> <p>入札監視委員会等第三者機関運営指針の策定 等</p>
16年度	<p>・ I T 関連事業の多重委託問題、分割少額随意契約問題等</p>	<p>○「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議決定)</p> <p>〈公共調達の効率化に関する主な施策内容〉</p> <p>⇒①一般競争入札の拡大(不良・不適格業者排除及び適正施工確保のための措置強化等とともに一般競争入札を逐次拡大)</p> <p>②公募型指名競争入札等の推進(公募型指名競争入札等による調達の割合に関する目標を定め、実施状況を公表)</p> <p>③特定JV(建設工事共同企業体)結成の義務付けの原則廃止</p> <p>④再度入札の繰返し回避(再度入札を繰り返すことは可能な限り回避し再度公告を実施) 等</p> <p>○「随意契約に関する事務の取扱い等について」(平成17年2月25日付け財計第407号財務省主計局長通知)及び「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」(17年2月25日付け財計第408号財務省主計局長通知)</p> <p>⇒ 随意契約の公表対象の拡大(少額を除き、契約先、金額、理由等をHPで公表)、一括再委託の禁止、再委託の承認制等</p>
17年度	<p>・ 橋梁談合問題(国土交通省、旧道路公団)</p> <p>・ 防衛施設庁官製談合問題</p> <p>・ 防衛施設技術協会、建設弘済会等との随意契約問題</p>	<p>○入札談合の再発防止対策について(平成17年7月29日国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会)～国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、鋼橋上部工事の発注に係る入札・契約の実態の調査把握とこれまでに講じてきた不正行為防止策の効果の検証を行った上で、以下の再発防止策をとりまとめ～</p> <p>⇒①競争性向上のための入札方式の改善等</p> <p>i) 一般競争方式の拡大</p> <p>ii) 総合評価方式の拡大と充実(適用工事の拡大、評価項目の充実、透明性の向上)</p> <p>iii) 入札情報の公表方法の改善(指名業者名の事後公表の推進、入札結果に係る情報の公表方法の改善、不落随契の原則廃止等その厳正化)</p> <p>②入札契約の過程に対する監視の強化</p> <p>i) 談合の疑義案件を発見するための審査内容の改善等(入札執行段階での個別チェックの改善、入札結果の事後的・統計的分析の実施)</p> <p>ii) 本省における調査・監視の強化(談合の疑義案件についての審議の実施、入札結果の事後的・統計的分析の実施、「公正入札審議委員会(仮称)」の設置等、誓約書提出に当たっての企業側の責任ある対応)</p> <p>iii) 地方整備局等における調査・監視の強化(入札結果の事後的・統計的分析の実施、入札監視委員会によるチェックの拡充)</p>

		<p>③ペナルティの強化</p> <p>i) 大規模・組織的な談合等に対する指名停止措置の強化(最長24か月のルール化) ii) 違約金特約条項の強化等</p> <p>iii) 競争参加資格を定める際の総合点数へのペナルティの反映</p> <p>iv) 建設業法上の監督処分の強化</p> <p>④受注企業におけるコンプライアンスの徹底</p> <p>⑤再就職・早期退職慣行の見直し</p> <p>i) 重大な法令違反に関与した企業への再就職の自粛</p> <p>ii) 直轄工事受注企業への幹部職員の再就職の自粛</p> <p>iii) 早期退職慣行の是正への取組</p> <p>⑥発注担当職員による的確な職務遂行</p> <p>○公共工事の入札契約の改善に関する関係省庁連絡会議の設置(平成17年12月26日)</p> <p>○公共調達に適正化に関する関係省庁連絡会議の設置(平成18年2月15日)</p> <p>○公共調達の適正化に向けた取り組みについて(平成18年2月24日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)</p> <p>⇒①公共工事: 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充</p> <p>②随意契約: 緊急点検の実施、随意契約見直し計画の作成、随意契約の情報公開の充実</p>
18年度	<p>・国・地方公共団体等におけるいわゆる官製談合事件の続発</p>	<p>○公益法人等との随意契約の適正化について(平成18年6月13日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)</p> <p>⇒ 所管公益法人等との随意契約を見直し、約7割(平成17年度金額ベース)を一般競争入札等に移行</p> <p>○「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)</p> <p>○入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部改正(改正後の法律名は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律)(平成18年12月15日公布)</p> <p>⇒①入札談合等関与行為を行った職員に対する刑罰規定の創設</p> <p>②入札談合等関与行為の範囲の拡大(ほう助行為の追加)</p> <p>○随意契約の適正化について(平成19年1月26日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)</p> <p>⇒ 所管公益法人等以外との随意契約を見直し、契約全体で約6割(平成17年度金額ベース)を一般競争入札等に移行</p>
19年度	<p>・緑資源機構(独法)の官製談合問題</p>	<p>○国における公共工事の入札契約制度改善に向けた取り組みの公表(平成19年4月6日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)</p> <p>⇒①平成19年度総合評価実施割合設定状況又は取組状況</p> <p>②入札ボンドの導入状況</p> <p>○国有林野事業における治山、林道、生産、造林の各事業及びこれらの事業に係る調査・設計等業務について、一般競争入札に切り替え</p> <p>○会計検査院報告(平成18年6月7日に参議院(決算委員会)から検査要請を受け、検査結果を平成19年10月17日に国会へ報告)</p> <p>○随意契約の適正化の一層の推進について(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ①の付表 公共工事に係る関係法令

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）〈抜粋〉

（国による情報の公表）

第4条 （略）

第5条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

（公正取引委員会への通知）

第10条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

（一括下請負の禁止）

第12条 公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

（各省各庁の長等の責務）

第14条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

○ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）〈抜粋〉

（定義）

第2条

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

(各省各庁の長等に対する改善措置の要求等)

第3条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができる。

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があったと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3 公正取引委員会は、前2項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

4 各省各庁の長等は、第1項又は第2項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

6 各省各庁の長等は、第4項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べるることができる。

(職員に対する損害賠償の請求等)

第4条 各省各庁の長等は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等は、前2項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 各省各庁の長等は、第1項及び第2項の調査の結果を公表しなければならない。

5 各省各庁の長等は、第2項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

6 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第3条第2項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長（同条第1項に規定する公庫の長をいう。）は、第2項、第3項（第2項の調査に係る部分に限る。）、第4項（第2項の調査の

結果の公表に係る部分に限る。)及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第4条第4項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。)に係る同法第4条第1項の調査の結果を添えて」とする。

7 (略)

(職員による入札等の妨害)

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

表 1 - (1) - ② 防衛調達適正化に関する主な取組の経緯

背景等	取組等
<p>「中期防衛力整備計画」(平成7年12月閣議決定) 「調達価格等の抑制を図るため、情報化等に対応しつつ効率的な補給態勢の整備に努める」</p>	<p>「取得改革委員会」(委員長: 装備局長) を設置 (平成8年5月) 民生品の活用や修理方法の見直しによる装備品の調達・維持コストの抑制 等</p>
<p>調達実施本部元幹部背任事件 (平成10年9月) 調達実施本部が調査した結果、装備品の納入に関し、4社に防衛庁から多額の過払いをしていたことが発覚したが、2社からの返還処理に当たり、元調達実施本部長及び元調達実施本部副本部長等が会計法令などに違反して返還額を不正に減額し、国に損害を与えた背任容疑で逮捕・起訴されたもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「防衛調達制度調査検討会」(有識者で構成) 及び「防衛調達改革本部」(本部長: 防衛庁長官) を設置し、「調達改革の具体的措置」をとりまとめ (平成11年4月) 防衛装備品への民生品・民生技術の活用の促進、調達実施本部の廃止 等 ・調達実施本部を廃止し、契約本部を設置 (平成13年1月) 契約と原価計算の業務を分離し、原価計算は内部部局へ移管
<p>防衛施設庁官製談合問題 (平成18年1～2月) 米軍横田基地などの受変電設備や電機設置工事の競争入札を巡り、防衛施設庁OBである財団法人理事長のほか、同庁技術審議官等2名や、談合に参加した業者などが競売入札妨害罪で検挙</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」(平成18年6月報告書公表) ①入札手続の改善、②防衛施設庁の業務の見直し、③(財)防衛施設技術協会の解散 等 ・契約本部の契約業務と防衛庁管理局原価計算部の業務を一元化し、装備本部を設置 (平成18年7月) ・防衛施設庁を廃止。また、同庁建設部の実施部門を装備本部に統合し、装備施設本部を設置 (平成19年9月)
<p>防衛装備品過大請求等問題 (平成19年10月) 輸入装備品(海上自衛隊救難飛行艇US-2で使用するプロペラ整備用機材)について、事業者が過大に請求 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「防衛省改革会議」(平成20年7月15日報告書公表) 不祥事の分析を踏まえ、改革の原則(注)を示すとともに、これに基づく提言を公表 (注) 改革の原則とは、①規則遵守の徹底、②プロフェッショナルリズムの確立、③全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立 ・「防衛省改革の実現に向けての実施計画」(平成20年8月26日公表) 防衛省改革会議の報告書に示された提言を計画的に実施するとともに、今後の予定や進捗等に関する国民の理解と支持を得るために策定。実施計画は、毎年度概算要求の時点などで又は必要に応じて策定し、公表

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (1) - ②の付表 防衛省改革会議の報告書（平成 20 年 7 月 15 日）の調達に関する改革提言＜抜粋＞

III 改革提言(1) 一 隊員の意識と組織文化の改革

2 規則遵守の徹底

(4) 防衛調達における透明性及び競争性の確保並びに責任の所在の明確化

防衛調達の意思決定過程から特定業者との癒着など不適切な要因を排除せねばならない。そのためには、意思決定過程の初期の段階から、その可視化を図り、透明性と競争性を確保するとともに、責任の所在を明確化することが必要である。このような視点に立ち、輸入調達に係る監査・監察機能の強化、過大請求事案に対する制裁措置の強化、外国メーカーとの直接契約の推進、調達職員の人材育成等の強化など「総合取得改革推進プロジェクトチーム」の報告書で掲げられた施策を、着実に推進していくことが必要である。更に、個別の装備品の選定のための意思決定を行う過程において、会議等の記録を作成することを義務付け、その要点の公表を行う。また、会議全文も、一定の期間後には情報公開の対象とすべきである。

(5) 監査・監察の強化

調達に関する規律維持のため、あわせて、会計監査機能を充実させることが必要である。

4 全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立

(5) 防衛調達における I P T の推進

特別な技術に依存し、数多くの業者が供給力を保持するという条件の整わない防衛調達に関しては、民間企業や他国の防衛部門で実施されつつある I P T (Integrated Project Team) による調達方式を本格的に導入すべきである。

IV 改革提言(2) 一 現代的文民統制のための組織改革

3 防衛省にける司令塔機能の強化のための組織改革

(4) 整備分野における施策 一 整備部門の一元化一

③ 整備部門の一元化に当たっては、組織構造はできる限り柔軟のものとし、I P T 方式の調達を本格的に実施できる体制にすべきである。

④ 地方調達については全面的見直しを行い、陸・海・空自衛隊の調達に関するデータの一元化を推進するとともに、できる限り中央調達に移行させるべきである。

⑤ 調達の透明性を更に確保し、不正を防ぐ観点から、防衛省において、防衛調達に関する規則、及び防衛調達の実施に関する計画について調査審議すべきである。必要に応じ、防衛大臣に対して意見を述べることを業務とする防衛調達審議会を強化するなど、独立性の高い第三者チェック体制を確立すべきである。

表 1 - (1) - ③ 行政効率化推進計画（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議、平成 19 年 7 月 2 日最終改定）〈抜粋〉

(2) 公共調達効率化

1 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等

① 公共工事

- ・ 予定価格が 2 億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、平成 18 年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

また、予定価格が 2 億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。

さらに、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- ・ 技術的な工夫の余地がある工事（小規模な工事を除く。）について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、平成 17 年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合を踏まえ、平成 18 年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

また、国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図る。

- ・ 入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続の改善のために必要な取組を行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。
- ・ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るため、入札ポンド、多段階審査等、第三者機関の活用その他の一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備を進める。
- ・ 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。

② 公共工事以外

- ・ 公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施する場合には、原則として、一般競争入札によることとし、各府省ごとに一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。
- ・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。
- ・ 公共工事以外の公共調達について、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。
- ・ 事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により、物品、役務等の一括調達の推進等を図る。

ア 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進す

- るとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
- イ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
- ウ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。
- エ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。
- 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。
 - 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行なわないですむよう事務の省力化方策について検討する。
 - 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。
- ・ 事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次により、調達事務の集約化を推進する。
- ア 同一機関内に複数の調達機関を設置している府省や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している府省は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。
- イ 地方支分部局等を設置している府省にあつては、地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。
- ウ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。(再掲)

2 適切な競争参加資格の設定等

- ・ 公共工事については、工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。また、優れた企業による競争を促進するため、工事成績データベースを構築・活用するとともに、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止することとし、義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。
- ・ 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行うこととする。(再掲)
- ・ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。

3 民間の技術力の活用

- ・ 公共工事について、V E（バリュー・エンジニアリング）方式・設計施工一括方式等を活用する。特に、各府省ごとに入札時V Eの実施に関する目標値を定めて、入札時V Eの採用を推進する。
- ・ 大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前V Eを実施する。
- ・ 公共工事について、入札・契約の公正性、透明性に十分配慮しつつ、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請する。

4 予定価格の適正な設定

- ・ 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。
- ・ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。

5 随意契約の適正な運用等

- ・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行う。
- ・ 随意契約のうち少額随契以外のものについては、各府省のホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等を公表する。特に、契約の相手方が所管の公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するものとする。
- ・ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努める。
- ・ 各府省の内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。
- ・ 平成19年1月に各府省が作成した「随意契約見直し計画（改訂）」にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。
- ・ 本省庁ですべての随意契約を一括して公表している場合を除き、本省庁の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ（随意契約公表ゲートウェイ）により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高める。
- ・ 各府省において見直された随意契約に係る決裁体制により所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。
なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行う。
- ・ 少額随契による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。

6 落札率1事案への対応等

- ・ 各府省ごとに、公共調達（国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第31条の方式による米穀等及び麦等の買入りに係るものを除く。）について、落札率を一覧表にして毎年度公表する。なお、公表にお

いて、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。

- ・ 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に努める。(再掲)
- ・ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引事例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。
- ・ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。(再掲)
- ・ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。

7 国庫債務負担行為の活用

- ・ コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。
- ・ 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

8 その他

- ・ 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。(過剰仕様等の排除)
- ・ 電話料金の割引制度の活用を図る。
- ・ 電力供給契約の入札を実施する。(省CO₂化の要素を考慮した方式について検討を進める。)
- ・ 電子入開札システムの活用を図る。
- ・ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C O事業導入の検討等を進める。
- ・ 競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努める。
- ・ 各省庁は、各省庁の組織令等に基づき会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行うこととする。
- ・ 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各省庁における各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。

表 1 - (1) - ④ 公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議の設置について

(平成 17 年 12 月 26 日関係省庁申合せ、平成 20 年 4 月 22 日一部改正)

1. 公共工事の入札契約の改善その他の公共調達の適正化について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図るため、内閣に公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官
副議長	内閣官房副長官補
構成員	内閣法制局総務主幹
	人事院事務総局総括審議官
	内閣府大臣官房長
	宮内庁皇室経済主管
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁長官官房長
	金融庁総務企画局総括審議官
	総務省大臣官房長
	総務省行政評価局長
	総務省自治行政局長
	法務省大臣官房長
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房長
	財務省主計局長
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長
	国土交通省大臣官房長
	国土交通省大臣官房建設流通政策審議官
	環境省大臣官房長
	防衛省防衛参事官
オブザーバー	公正取引委員会事務総局経済取引局長
	衆議院事務局庶務部長
	参議院事務局庶務部長
	最高裁判所事務総局経理局長
	会計検査院事務総局次長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4. 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、総務省、財務省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

表 1 - (1) - ⑤ 公共調達に適正化に向けた取り組みについて（平成 18 年 2 月 24 日公共調達
の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）

公共調達については、公共工事において入札談合事件の摘発が行われ、談合排除の徹底が求められているほか、随意契約において透明性・効率性の確保から問題があるとの指摘もある。

このような状況を踏まえ、入札談合の排除を徹底するとともに、随意契約等の一層の適正化を図るため、政府は、当面、以下の施策を迅速かつ適切に実施する。

I. 公共工事等の入札契約の改善

1. 公共工事の入札契約の改善

(1) 政府の取り組み

① 一般競争方式の拡大

各省庁が国内において発注する工事のうち予定価格が 2 億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、平成 18 年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

また、予定価格が 2 億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務増大の抑制等のための措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。

② 総合評価方式の拡充

各省庁は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」という。）の趣旨を踏まえ、技術的な工夫の余地がある工事（小規模な工事を除く。）について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、当面の目標となる総合評価実施割合を定めたうえで、平成 18 年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

実施割合の設定に当たっては、国土交通省の目標値（平成 18 年度 5 割超（金額ベース））を参考とし、各省庁の工事の状況等を勘案しつつ、積極的な目標を平成 17 年度内に設定する。

③ 一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備

各発注者が円滑に上記①及び②の改善策を講じることができるよう、国土交通省は関係省庁と協力して、中央建設業審議会において一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備について、とりまとめを行う。

特に、市場機能を活用した企業評価のための入札ボンド、本格的技術力競争のための多段階審査等、透明性・公正性確保のための第三者機関の活用等については、早急な検討のうえ平成 17 年度内に中間取りまとめを行う。

④ 一般競争方式等における入札契約手続きの改善

各省庁は、一般競争方式等における入札契約手続きに関係する次の諸点について、入札談合等の排除の徹底を図る観点から点検を行い、必要な取り組みを行う。

ア 入札情報の公表方法の透明性等の向上

公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）

第 5 条に定める公共工事の入札情報をインターネットで公表する等入札情報の公表方法についての透明性等の一層の向上を図る。

イ 入札契約過程の監視の強化

例えば、入札監視委員会等の第三者機関の活用や工事費内訳書の有効な活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連

携強化等、入札契約過程の監視の強化に必要な取り組みを行う。

ウ ペナルティの強化

大規模・組織的な談合であって、特に悪質性が際立っている場合における入札参加の停止を最長24ヵ月とすることをルール上明確化する等ペナルティの強化を図る。

エ 電子入札の一層の活用

電子入札の一層の活用等について、例えば、電子入札未導入の場合における実証実験の実施等、必要な取り組みを行う。

オ 談合情報対応マニュアルの策定推進

入札契約適正化法第10条に基づく公正取引委員会への通知義務を的確に実施するため、全省庁において、談合情報を得た場合の取扱要領を策定する。

(2) 独立行政法人等の取り組みの促進

入札契約適正化法の対象となっている独立行政法人等の国の関係機関においても、上記(1)と同様の改善策が講じられるよう、関係省庁は所要の指導等を行う。

(3) 地方公共団体の取り組みの促進

地方公共団体においても、できる限り上記(1)と同様の改善策が講じられるよう、総務省及び国土交通省は協力して、次のような入札契約適正化法、公共工物品質確保法等に基づく取り組みを行う。

① 措置状況調査の実施

地方公共団体における公共工事の入札及び契約について、一般競争方式及び総合評価方式の拡充等入札契約制度の改善の観点から、地方公共団体における一般競争方式、総合評価方式等に関する取組状況を調査し、その結果を公表する。

② 入札契約適正化法に基づく要請の実施

上記結果等を踏まえ、各地方公共団体に対して入札契約適正化法に基づく要請を実施する。さらに、各種会議の場において、各地方公共団体に対し、その趣旨の周知徹底を図る。

③ 国と地方公共団体の連携の強化

一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充のための不良・不適格業者の排除、発注者の技術力向上のための講習会、研修会の開催等について国と地方公共団体の連携を強化する。

(4) 上記の取組を踏まえた措置

各発注者の取組状況等を踏まえつつ、一般競争方式の拡大、総合評価方式の拡充等の取り組みを促進するため、入札契約適正化法に基づく適正化指針の改正等を検討する。

2. 公共工事以外の入札契約の改善

公共調達のうち、公共工事以外の入札を実施するに当たっては、下記によるものとする。

(1) 一般競争入札の適切な実施

入札による場合においては、原則として、一般競争入札によることとする。また、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容とならないよう十分留意する。

(2) 入札に関する情報の適切な公表

入札に関する情報の公表について、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。

(3) 予定価格の適正な設定等

予定価格の適正な設定については、行政効率化推進計画（平成17年6月30日改定）において、各省庁の主要な取り組みとされていることに留意し、より一層の適正な設定に努めるものとする。また、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。

(4) その他

入札の方法による委託契約についても、財務省通知（平成17年2月25日財計第408号）において、再委託の承認等必要な措置を定めて適正な履行の確保に努めるとされていることに留意する。

II. 随意契約の適正化

1. 随意契約の緊急点検

各省庁が平成17年度に締結した随意契約のうち独立行政法人、特殊法人、認可法人及び所管公益法人並びに特定民間法人（以下「所管公益法人等」という。）との間で締結したものについて、下記の視点から、緊急点検を平成18年3月末までに行う。

また、点検において、随意契約によることが適切ではないと考えられる事例について順次整理することとする。

(1) 随意契約によることとする理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」（会計法第29条の3第4項）である随意契約について、

- ①契約の目的である事務・事業について、第三者に行わせることが不可能であるか、
- ②随意契約の相手方が、再委託（外注等を含む。）を行っている随意契約について、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約によることとした理由と不整合がある事態となっていないか、再確認を行う。

(2) 随意契約によることとした理由が「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」以外の随意契約についても、例えば、真に「緊急の必要により競争に付することができない場合」（会計法第29条の3第4項）であったか等、随意契約によることとする理由が適切であるかについて再確認を行う。

(注1) 点検に際しては、国の調達是一般競争入札が原則であることに十分留意するものとする。随意契約が適切か否かの判断については、主計局と連絡・調整することとし、各省庁の基準の整合性を図る。

(注2) 単に当該業務に精通していることのみをもって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものは、仕様書、作業マニュアルの作成等により競争が可能であると考えられるため、随意契約によることとする理由としては、不適切である。

また、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務・事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約の相手方が当該事務・事業を実施する能力が十分でない場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは適切ではないことに留意する。

(注3) 「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」（過去3カ年分）において掲げられている民間法人及び各省庁が必要と認める法人をいう。

2. 随意契約の緊急点検結果を踏まえた見直し

上記の視点により、緊急点検を行った結果を踏まえ、所管公益法人等に係る随意契約について、以下の分類に従い見直し、平成18年6月を目途に各省庁において「随意契約見直し計画」を作成するものとする。

- (1) 問題があるものについては、平成18年度以降、新たな随意契約は行わないものとする。
- (2) 見直しの余地があるものは、やむを得ない場合（(3)に記載する場合）を除き、直ち

に一般競争入札等に移行するものとする。

- (3) 仕様書、作業マニュアル等の整備等の準備が整えば、一般競争入札等によることが可能であると判断されるもので、準備に時間を要するものについては、「随意契約見直し計画」において、一般競争入札等に移行する時期及び手順を明らかにするものとする。

(注) 一般競争入札等に移行するに当たっては、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容とならないよう十分留意する。

3. 随意契約の緊急点検結果及び見直しの内容等についての報告並びに公表等

(1) 随意契約の緊急点検結果等の報告及び公表

各省庁が点検を行った平成17年度に所管公益法人等との間で締結した随意契約について、

- ①財務省通知（平成17年2月25日財計第407号）により公表することとされている事項
- ②緊急点検の結果（問題のあるもの、見直しの余地があるもの、その他のもののうちいずれに該当するか）
- ③緊急点検の結果を踏まえて講ずる措置（平成18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの、一般競争入札等に移行したもの、一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもののうちいずれに該当するか）

を明らかにした「緊急点検結果の一覧表」（別紙1）を作成し、平成18年6月を目途に関係省庁連絡会議に報告し、公表するものとする。

なお、問題がないもの、見直す余地のないもの、その他のものであって財務省通知（平成17年2月25日財計第407号）により公表対象とされていない随意契約に関しては、記載を要しないものとする。

(2) 「随意契約見直し計画」の報告及び公表等

上記(1)の随意契約の緊急点検結果の報告等と関連して、平成18年6月を目途に「随意契約見直し計画」を関係省庁連絡会議に報告し、公表するものとする。

なお、各省庁において、「随意契約見直し計画」の実施状況について、別に定めるところによりフォローアップを行い、その結果を公表するものとする。

4. 随意契約に係る情報の公表の充実等

(1) 随意契約に係る情報の公表の適切な実施

財務省通知（平成17年2月25日財計第407号及び第408号）について、その実施状況を各省庁において平成18年3月末までに点検する。

特に、

- ①地方支分部局等も含め、すべての公表対象随意契約について公表を行なっているか、
- ②随意契約によることとした理由について、単に条文を引用するのではなく、具体的に記載しているか、

について留意して点検を行い、問題がある場合には、直ちに改善措置を講ずるものとする。

(2) 随意契約公表ゲートウェイの新設

本省庁ですべての随意契約を一括して公表している場合を除き、本省庁の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ（随意契約公表ゲートウェイ）を早期に新設し、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高める。

(3) 随意契約に係る情報の公表内容の充実

平成18年度以降において各省庁が締結した随意契約のうち、契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するも

のとする。

5. 内部牽制の充実

(1) 決裁体制の強化

各省庁は、随意契約に係る決裁体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう決裁体制を強化する。

なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう措置する。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行う。

(2) 内部監査の強化

財務省通知（平成17年2月25日財計第407号）による各省庁における内部監査の重点的実施に関し、所管公益法人等との間の随意契約についても重点的に監査することとする。

6. その他

各省庁は、以上の措置の実施状況及び準備状況について、平成18年3月末時点の状況を取りまとめ、できる限り速やかに関係省庁連絡会議に中間報告するものとする。

(別紙省略)

表1-(1)-⑥ 随意契約の適正化に関する内閣総理大臣指示の概要（平成19年10月30日閣僚懇談会）

閣僚懇談会での内閣総理大臣指示に関する内閣官房長官会見（平成19年10月30日）〈抜粋〉

福田総理から、行政に対する国民の信頼を取り戻すためには、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要があり、国及び独立行政法人の締結する随意契約については、真の意味での適正化を推進するため、①各府省における見直しを徹底するとともに、②全ての府省に全ての契約の監視を行う第三者機関を設置し、総務省が横断的立場から監視を行うことなどにより、各府省及び政府全体の監視体制の構築を図るようにとのご指示があった。

表 1 - (1) - ⑦ 随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）

随意契約については、平成18年 2 月の本会議における「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」のとりまとめを受け、各府省において随意契約の緊急点検を行い、その結果を踏まえ、「随意契約見直し計画」を作成（平成18年 6 月、平成19年 1 月改訂）したところであり、現在、各府省において同計画に基づいて随意契約の適正化を進めているところである。

また、独立行政法人については、平成18年 3 月、各府省を通じて随意契約の基準の策定、随意契約の公表について要請し、さらに平成19年 2 月、各府省を通じて随意契約の適正化及び事後評価を改めて要請したところであり、現在「独立行政法人整理合理化計画」の一環として、各法人について「随意契約見直し計画」を年内を目途に作成することとしているところである。

他方で、

- ・競争的手続きに移行したのに、特定の者以外が事実上満たすことのできない条件を設定し、結果として競争が成立せず、特定の者と随意契約を交わしている
- ・競争が行われない結果、契約額が予定価格に近似し、調達コストの増嵩を招いている
- ・入札契約を監視する第三者機関が設置されていない、あるいは、十分に機能していないといった指摘が各方面からなされている。

このため、随意契約の適正化を一層推進するため、政府においては、以下の取組を迅速かつ適切に実施する。また、これにより公共調達における無駄を徹底して排除し、国民の信頼を取り戻すよう努めるものとする

1. 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底

- 各府省における随意契約の見直しが厳正に実施されるよう、それぞれの「随意契約見直し計画」に基づく各般の措置について、
 - イ. 一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続きが適用されているか
 - ロ. 移行後の契約形態において、制限的な応募条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか
 - ハ. 引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、法令等に照らし適正に執行されているか
 - ニ. 特に、所管の公益法人との間で引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、その執行に当たり十分な注意が払われているか
- 等の観点から適切に点検し、公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講じるものとする。

2. 監視体制の充実強化

(1) 各府省における監視体制の強化

- ① 随意契約の適正化を進めていくに当たり、その実施状況について不断の注意を払うため、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約について、地方支分部局を含めた府省全体の状況を本府省において定期的に把握する。
- ② 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年 3 月 9 日閣議決定）」を踏まえ、各府省が発注する工事について進められている入札契約の過程に第三

者の意見を反映させる仕組みについて、工事以外の契約についても導入することとする。

すなわち、

イ. 全ての府省において

ロ. 工事以外の、物品・役務等も対象とし、入札契約のみならず随意契約も対象とすることにより

全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置する。

※既に上述の指針に基づいて工事に係る第三者機関を設置している府省にあっては、物品・役務等を含む全ての契約を対象とする第三者機関として適切なものとなるよう、既設の第三者機関を改組する。また、既設の第三者機関に加え、新たに工事以外の物品・役務等に係る入札契約を対象とする第三者機関を設置することも可とする。

その際、

- ・本省のみならず、相応の発注規模の地方支分部局にも原則として設置
- ・応札者（応募者）が1者しかないものなどは重点的に監視
- ・第三者機関の審議の概要は公表

に係る措置を確保することとする。

③ 独立行政法人等については、

イ. 独立行政法人等のそれぞれの監事、会計監査人等に対し、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックをするべき旨、各府省を通じて指示・要請する。

ロ. 独立行政法人については、各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価することとする。

(2) 各府省等の取り組みを一元的・横断的に監視する体制の整備

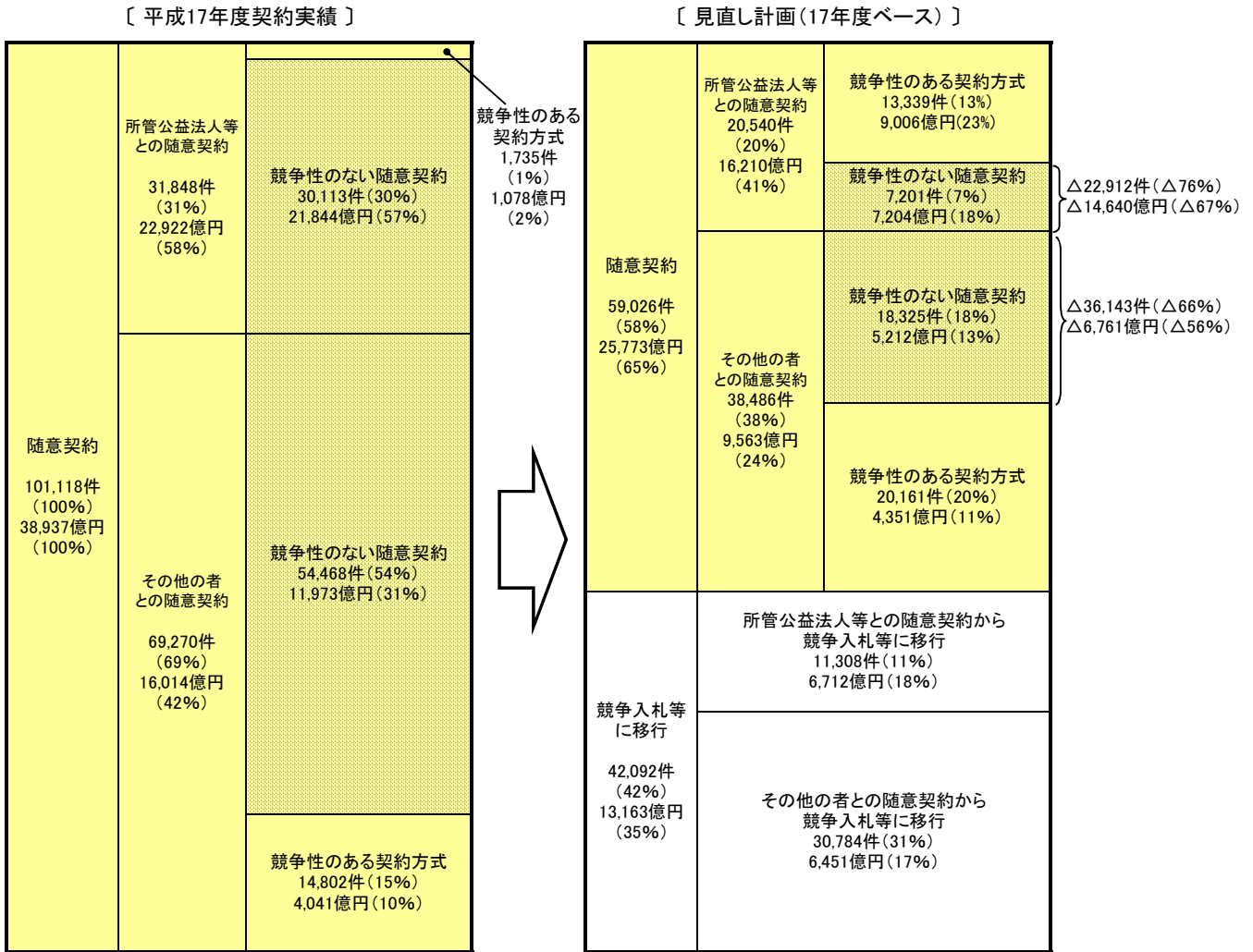
- ① 各府省における「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」を総務省の行政評価等プログラムに追加的に位置づけ、来年1月より重点的に実施し、1年を目途に取りまとめる。その際、第三者機関による監視状況についても調査する。
- ② 独立行政法人については、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において、各府省の独立行政法人評価委員会の評価を厳正に評価する。
- ③ 財務省は法令の解釈・適用の観点からこれに協力するとともに、内閣官房はこれらを全般的に統括、進行管理する。

3. 随意契約の適正化のための政府のフォローアップ体制

- 随意契約の適正化をより一層推進する観点から、各府省の取組についての確にフォローアップするため、本会議の議長を内閣官房副長官に改め、また、その対象を国の随意契約に加え、独立行政法人等の締結する随意契約に拡大し、その取組の体制を強化するものとする。
- 各府省においては、随意契約の適正化に向けて不断の努力を講じるとともに、公共調達に関わる全ての職員が、契約をはじめとする公共調達の全ての過程において関係する諸法令等を遵守するとともに、適正な契約の執行に万全の注意を払うよう、様々な機会を捉えて徹底を図るものとし、不適切な事案が明らかになった場合には厳正に対処する。

表1-(1)-⑧ 国全体の随意契約見直し計画の概要

- 平成17年度における国の契約実績は、契約件数が184,686件、契約金額が7兆2,980億円。
うち、競争入札が83,568件(45%)・3兆4,043億円(47%)、随意契約が101,118件(55%)・3兆8,937億円(53%)
- 平成19年1月に策定された国の随意契約見直し計画(改訂)は、平成17年度の契約実績をベースに作成されており、その概要は下図のとおりである。



競争性のない随意契約によることがやむを得ないこととしている主なもの

- 法令等により契約先が特定されているもの 839億円
(例) 日米相互防衛援助協定に係る契約
(イージス艦への弾道ミサイル防衛機能の付加等)
- その場所でないと行政目的が達し得ないと理由から
供給者が特定されるもの 628億円
(例) 防衛施設、税務署庁舎等の土地建物借料
- 義務教育諸学校の教科書購入 389億円

(注) 1 本図は、「随意契約の適正化について」(平成19年1月26日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議)を基に、当省が作成した。
2 対象は、支出原因契約(少額随意契約等を除く。)である。
3 「競争性のある契約方式」とは、企画競争・公募等である。

表1-(2)-① 国の契約に係る規定

○ 会計法（昭和22年法律第35号） <抜粋>

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② （略）

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号） <抜粋>

（予定価格の決定方法）

第80条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 （略）

（指名競争に付することができる場合）

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

（随意契約によることができる場合）

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる

場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。

(以下略)

第99条の2 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第99条の3 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

表 1 - (2) - ② 国における契約方式等

○国における契約方式		
(ア) 会計法令上の契約方式		
契約方式	要件	根拠条項
一般競争契約	原則方式	会計法第 29 条の 3 第 1 項
指名競争契約	①契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付す必要がない場合 ②一般競争に付することが不利と認められる場合	会計法第 29 条の 3 第 3 項
	③予定価格が少額である場合 ④その他	予算決算及び会計令第 94 条第 1 項等
随意契約	①契約の性質又は目的が競争を許さない場合 ②緊急の必要により競争に付することができない場合 ③競争に付することが不利と認められる場合	会計法第 29 条の 3 第 4 項
	④予定価格が少額である場合 ⑤その他	予算決算及び会計令第 99 条等
(イ) 会計手続の準備行為としての競争性のある契約方式		
契約方式	内 容	
企画競争による随意契約	複数の者に企画書等の提出を求め、その内容を審査したうえで最も優れた企画を提案した者を契約の相手方として決定する方式	
公募による随意契約	行政目的の達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募る方式	
○一般競争の事務の流れ		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>① 調達依頼</p> <p>↓</p> <p>② 仕様書等の作成</p> <p>↓</p> <p>③ 入札公告</p> <p>(④ 入札説明会の開催)</p> <p>↓</p> <p>(⑤ 入札書提出期限)</p> <p>↓</p> <p>⑥ 開 札</p> <p>↓</p> <p>⑦ 契約締結</p> <p>↓</p> <p>⑧ 契約に係る情報の公表</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>③</p> <p>↓ 入札公告の期間は 10 日以上</p> <p>↓ 急を要する場合は 5 日まで短縮可</p> <p>⑤ (予算決算及び会計令第 74 条)</p> <p>⑦ 契約締結の翌日から起算して 72 日</p> <p>↓ 以内に公表 (4 月分のみ 93 日以内)</p> <p>⑧ (「公共調達の適正化について」平成 18 年 8 月財務大臣通知)</p> </div> </div>		

表 1 - (2) - ③ 契約方式別の契約金額の推移

(単位：億円、%)

		競争契約			随意契約			合計
		一般競争契約	指名競争契約		競争性のある 随意契約	競争性のない 随意契約		
内閣官房	平成 17 年度 a	3 0.7	不明	不明	419 99.3	1 0.3	417 99.0	422 100
	18 年度 b	7 2.8	7	0	237 97.2	5 2.0	232 95.2	243 100
	19 年度 c	222 24.7	222	0	677 75.3	26 2.9	651 72.4	900 100
	増減 (c-a) d	219 24.0	—	—	259 -24.0	25 2.6	234 -26.6	478 0.0
	増減率 (d/a)	7429.4	—	—	61.8	1721.4	56.0	113.4
	内閣法制局	平成 17 年度 a	0.9 55.0	不明	不明	0.7 45.0	0	0.7 45.0
18 年度 b		0.3 22.8	0.3	0	1.0 77.2	0	1.0 77.2	1.3 100
19 年度 c		0.9 58.2	0.9	0	0.6 41.8	0.3 18.0	0.4 23.8	1.5 100
増減 (c-a) d		0 3.2	—	—	-0.1 -3.2	0.3 18.0	-0.4 -21.2	-0.1 0.0
増減率 (d/a)		-2.5	—	—	-14.4	—	-51.3	-7.9
人事院		平成 17 年度 a	5 38.9	不明	不明	7 61.1	1 4.6	7 56.4
	18 年度 b	4 34.7	4	0	7 65.3	0.3 2.6	7 62.7	11 100
	19 年度 c	4 36.0	4	0	6 64.0	1 12.6	5 51.4	10 100
	増減 (c-a) d	-1 -2.9	—	—	-1 2.9	1 8.0	-2 -5.1	-2 0.0
	増減率 (d/a)	-23.7	—	—	-13.7	123.5	-24.9	-17.5
	内閣府	平成 17 年度 a	478 50.5	不明	不明	470 49.5	77 8.1	393 41.4
18 年度 b		607 55.9	538	69	480 44.1	155 14.3	325 29.9	1,087 100
19 年度 c		786 69.4	746	40	347 30.6	158 14.0	189 16.7	1,133 100
増減 (c-a) d		308 18.9	—	—	-123 -18.9	81 5.8	-204 -24.8	185 0.0
増減率 (d/a)		64.4	—	—	-26.1	105.6	-51.9	19.6
宮内庁		平成 17 年度 a	26 56.1	不明	不明	20 43.9	4 7.8	16 36.1
	18 年度 b	18 34.5	1	16	33 65.5	1 2.3	32 63.1	51 100
	19 年度 c	21 42.3	2	19	29 57.7	3 6.0	26 51.6	50 100
	増減 (c-a) d	-4 -13.8	—	—	9 13.8	-1 -1.8	10 15.6	5 0.0
	増減率 (d/a)	-16.9	—	—	44.8	-14.7	57.7	10.2
	公正取引 委員会	平成 17 年度 a	1 19.3	不明	不明	4 80.7	0.1 1.1	4 79.5
18 年度 b		1 28.7	1	0	3 71.3	0.2 5.0	3 66.3	5 100
19 年度 c		3 43.5	3	0	4 56.5	2 21.9	3 34.6	7 100
増減 (c-a) d		2 24.2	—	—	0 -24.2	2 20.8	-2 -44.9	2 0.0
増減率 (d/a)		221.6	—	—	0.1	2699.4	-37.8	43.0
国家公安 委員会		平成 17 年度 a	327 52.8	不明	不明	292 47.2	31 5.0	261 42.2
	18 年度 b	295 40.7	270	25	431 59.3	76 10.4	356 48.9	726 100
	19 年度 c	354 54.1	334	20	300 45.9	70 10.7	230 35.1	654 100
	増減 (c-a) d	27 1.3	—	—	8 -1.3	39 5.7	-31 -7.0	35 0.0
	増減率 (d/a)	8.3	—	—	2.8	125.9	-11.9	5.7

		競争契約			随意契約			合計
		一般競争契約	指名競争契約		競争性のある 随意契約	競争性のない 随意契約		
金融庁	平成17年度 a	7 17.0	不明	不明	32 83.0	4 9.0	29 73.9	39 100
	18年度 b	13 24.9	13	0	39 75.1	9 17.9	30 57.2	52 100
	19年度 c	28 49.1	28	0	29 50.9	14 24.9	15 26.0	58 100
	増減(c-a) d	22 32.0	—	—	-3 -32.0	11 15.9	-14 -47.9	19 0.0
	増減率(d/a)	324.3	—	—	-9.4	307.1	-48.1	47.4
	総務省	平成17年度 a	176 24.7	不明	不明	537 75.3	162 22.7	375 52.6
18年度 b		184 27.0	184	0	497 73.0	168 24.7	329 48.3	680 100
19年度 c		329 43.2	329	0	433 56.8	288 37.8	145 19.0	761 100
増減(c-a) d		153 18.5	—	—	-104 -18.5	126 15.0	-230 -33.5	49 0.0
増減率(d/a)		87.0	—	—	-19.4	77.6	-61.3	6.9
法務省		平成17年度 a	684 41.5	不明	不明	966 58.5	151 9.1	815 49.4
	18年度 b	1,503 64.2	1,451	51	837 35.8	48 2.0	790 33.8	2,340 100
	19年度 c	1,936 76.5	1,875	60	595 23.5	106 4.2	489 19.3	2,530 100
	増減(c-a) d	1,251 35.0	—	—	-371 -35.0	-45 -5.0	-326 -30.1	880 0.0
	増減率(d/a)	182.8	—	—	-38.4	-30.0	-40.0	53.3
	外務省	平成17年度 a	36 20.0	不明	不明	142 80.0	18 10.2	124 69.8
18年度 b		30 11.7	24	5	227 88.3	18 6.9	209 81.5	257 100
19年度 c		61 17.9	60	2	281 82.1	79 22.9	202 59.1	342 100
増減(c-a) d		26 -2.0	—	—	138 2.0	60 12.7	78 -10.7	164 0.0
増減率(d/a)		72.9	—	—	97.2	331.6	62.9	92.4
財務省		平成17年度 a	577 30.1	不明	不明	1,337 69.9	117 6.1	1,221 63.8
	18年度 b	860 39.3	860	0	1,329 60.7	142 6.5	1,186 54.2	2,189 100
	19年度 c	1,349 48.6	1,349	0	1,427 51.4	319 11.5	1,109 39.9	2,777 100
	増減(c-a) d	773 18.5	—	—	90 -18.5	202 5.4	-112 -23.8	863 0.0
	増減率(d/a)	134.0	—	—	6.7	172.7	-9.2	45.1
	文部科学省	平成17年度 a	24 1.3	不明	不明	1,867 98.7	873 46.2	994 52.5
18年度 b		213 10.1	211	2	1,886 89.9	1,088 51.8	798 38.0	2,099 100
19年度 c		205 9.6	205	0	1,932 90.4	1,282 60.0	650 30.4	2,137 100
増減(c-a) d		181 8.3	—	—	65 -8.3	409 13.8	-344 -22.1	246 0.0
増減率(d/a)		748.0	—	—	3.5	46.8	-34.6	13.0
厚生労働省		平成17年度 a	378 9.1	不明	不明	3,778 90.9	524 12.6	3,254 78.3
	18年度 b	1,083 19.6	969	114	4,449 80.4	610 11.0	3,839 69.4	5,532 100
	19年度 c	1,274 16.4	1,213	61	6,511 83.6	1,070 13.7	5,441 69.9	7,785 100
	増減(c-a) d	896 7.3	—	—	2,733 -7.3	547 1.1	2,186 -8.4	3,629 0.0
	増減率(d/a)	237.2	—	—	72.3	104.4	67.2	87.3

		競争契約			随意契約			合計
		一般競争契約	指名競争契約		競争性のある 随意契約	競争性のない 随意契約		
農林水産省	平成17年度 a	4,967 74.8	不明	不明	1,675 25.2	290 4.4	1,386 20.9	6,642 100
	18年度 b	5,392 75.8	1,661	3,731	1,722 24.2	543 7.6	1,179 16.6	7,114 100
	19年度 c	5,727 78.1	2,126	3,601	1,609 21.9	915 12.5	694 9.5	7,336 100
	増減(c-a) d	760 3.3	—	—	-66 -3.3	625 8.1	-692 -11.4	694 0.0
	増減率(d/a)	15.3	—	—	-4.0	215.8	-49.9	10.4
経済産業省	平成17年度 a	95 4.6	不明	不明	1,975 95.4	762 36.8	1,213 58.6	2,071 100
	18年度 b	251 12.6	251	0	1,739 87.4	1,007 50.6	732 36.8	1,990 100
	19年度 c	783 31.3	783	0	1,719 68.7	1,259 50.3	459 18.4	2,502 100
	増減(c-a) d	688 26.7	—	—	-257 -26.7	497 13.5	-754 -40.2	431 0.0
	増減率(d/a)	722.4	—	—	-13.0	65.2	-62.1	20.8
国土交通省	平成17年度 a	22,517 77.5	不明	不明	6,531 22.5	1,555 5.4	4,976 17.1	29,048 100
	18年度 b	22,499 75.5	18,165	4,334	7,287 24.5	2,152 7.2	5,135 17.2	29,787 100
	19年度 c	23,681 76.4	21,617	2,064	7,310 23.6	4,157 13.4	3,153 10.2	30,992 100
	増減(c-a) d	1,164 -1.1	—	—	779 1.1	2,602 8.1	-1,823 -7.0	1,943 0.0
	増減率(d/a)	5.2	—	—	11.9	167.4	-36.6	6.7
環境省	平成17年度 a	49 13.1	不明	不明	322 86.9	102 27.6	220 59.3	371 100
	18年度 b	89 22.7	71	18	303 77.3	134 34.2	169 43.1	392 100
	19年度 c	119 24.2	102	17	374 75.8	197 40.1	176 35.8	493 100
	増減(c-a) d	70 11.0	—	—	51 -11.0	95 12.5	-44 -23.5	122 0.0
	増減率(d/a)	144.2	—	—	15.9	92.8	-19.9	32.8
防衛省	平成17年度 a	3,539 16.2	不明	不明	18,245 83.8	418 1.9	17,828 81.8	21,784 100
	18年度 b	2,751 13.2	2,308	443	18,126 86.8	6,112 29.3	12,013 57.5	20,876 100
	19年度 c	4,337 19.0	3,654	684	18,442 81.0	9,339 41.0	9,103 40.0	22,780 100
	増減(c-a) d	798 2.8	—	—	197 -2.8	8,922 39.1	-8,724 -41.9	995 0.0
	増減率(d/a)	22.5	—	—	1.1	2136.8	-48.9	4.6
各府省 合計	平成17年度 a	33,889 46.7	不明	不明	38,622 53.3	5,089 7.0	33,534 46.2	72,512 100
	18年度 b	35,798 47.5	26,989	8,809	39,633 52.5	12,268 16.3	27,365 36.3	75,431 100
	19年度 c	41,222 49.5	34,654	6,569	42,027 50.5	19,286 23.2	22,741 27.3	83,249 100
	増減(c-a) d	7,333 2.8	—	—	3,405 -2.8	14,197 16.1	-10,793 -18.9	10,737 0.0
	増減率(d/a)	21.6	—	—	8.8	279.0	-32.2	14.8

(注) 1 契約統計及び連絡会議公表資料に基づき当省が作成した。

2 「平成17年度」「18年度」「19年度」及び「増減(c-a)」欄の上段は金額、下段は合計に対する割合である。

3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しないことがある。

表 1 - (2) - ④ 契約方式別の契約件数の推移

(単位：件、%)

		競争契約			随意契約			合計
		一般競争契約	指名競争契約		競争性のある 随意契約	競争性のない 随意契約		
内閣官房	平成 17 年度 a	42 14.4	不明	不明	249 85.6	16 5.5	233 80.1	291 100
	18 年度 b	94 29.6	94	0	224 70.4	22 6.9	202 63.5	318 100
	19 年度 c	111 35.1	111	0	205 64.9	30 9.5	175 55.4	316 100
	増減 (c-a) d	69 20.7	—	—	-44 -20.7	14 4.0	-58 -24.7	25 0.0
	増減率 (d/a)	164.3	—	—	-17.7	87.5	-24.9	8.6
	内閣法制局	平成 17 年度 a	10 41.7	不明	不明	14 58.3	0	14 58.3
18 年度 b		9 34.6	9	0	17 65.4	0	17 65.4	26 100
19 年度 c		20 69.0	20	0	9 31.0	7 24.1	2 6.9	29 100
増減 (c-a) d		10 27.3	—	—	-5 -27.3	7 24.1	-12 -51.4	5 0.0
増減率 (d/a)		100.0	—	—	-35.7	—	-85.7	20.8
人事院		平成 17 年度 a	40 25.8	不明	不明	115 74.2	4 2.6	111 71.6
	18 年度 b	40 27.2	40	0	107 72.8	6 4.1	101 68.7	147 100
	19 年度 c	51 34.5	51	0	97 65.5	32 21.6	65 43.9	148 100
	増減 (c-a) d	11 8.7	—	—	-18 -8.7	28 19.0	-46 -27.7	-7 0.0
	増減率 (d/a)	27.5	—	—	-15.7	700.0	-41.4	-4.5
	内閣府	平成 17 年度 a	805 32.6	不明	不明	1,667 67.4	376 15.2	1,291 52.2
18 年度 b		1,012 41.1	662	350	1,450 58.9	563 22.9	887 36.0	2,462 100
19 年度 c		1,373 58.0	1,145	228	995 42.0	586 24.7	409 17.3	2,368 100
増減 (c-a) d		568 25.4	—	—	-672 -25.4	210 9.5	-882 -35.0	-104 0.0
増減率 (d/a)		70.6	—	—	-40.3	55.9	-68.3	-4.2
宮内庁		平成 17 年度 a	196 53.0	不明	不明	174 47.0	14 3.8	160 43.2
	18 年度 b	217 54.3	25	192	183 45.8	8 2.0	175 43.8	400 100
	19 年度 c	239 58.0	50	189	173 42.0	21 5.1	152 36.9	412 100
	増減 (c-a) d	43 5.0	—	—	-1 -5.0	7 1.3	-8 -6.4	42 0.0
	増減率 (d/a)	21.9	—	—	-0.6	50.0	-5.0	11.4
	公正取引 委員会	平成 17 年度 a	21 23.1	不明	不明	70 76.9	1 1.1	69 75.8
18 年度 b		32 40.5	32	0	47 59.5	3 3.8	44 55.7	79 100
19 年度 c		62 63.9	62	0	35 36.1	8 8.2	27 27.8	97 100
増減 (c-a) d		41 40.8	—	—	-35 -40.8	7 7.1	-42 -48.0	6 0.0
増減率 (d/a)		195.2	—	—	-50.0	700.0	-60.9	6.6
国家公安 委員会		平成 17 年度 a	1,241 40.6	不明	不明	1,812 59.4	103 3.4	1,709 56.0
	18 年度 b	1,325 40.1	1,203	122	1,982 59.9	156 4.7	1,826 55.2	3,307 100
	19 年度 c	1,406 49.8	1,303	103	1,416 50.2	164 5.8	1,252 44.4	2,822 100
	増減 (c-a) d	165 9.2	—	—	-396 -9.2	61 2.4	-457 -11.6	-231 0.0
	増減率 (d/a)	13.3	—	—	-21.9	59.2	-26.7	-7.6

		競争契約			随意契約			合計
		一般競争契約	指名競争契約		競争性のある 随意契約	競争性のない 随意契約		
金融庁	平成17年度 a	59 25.3	不明	不明	174 74.7	28 12.0	146 62.7	233 100
	18年度 b	72 31.0	72	0	160 69.0	30 12.9	130 56.0	232 100
	19年度 c	117 40.1	117	0	175 59.9	89 30.5	86 29.5	292 100
	増減(c-a) d	58 14.7	—	—	1 -14.7	61 18.5	-60 -33.2	59 0.0
	増減率(d/a)	98.3	—	—	0.6	217.9	-41.1	25.3
	総務省	平成17年度 a	629 31.8	不明	不明	1,349 68.2	619 31.3	730 36.9
	18年度 b	801 40.0	801	0	1,201 60.0	439 21.9	762 38.1	2,002 100
	19年度 c	1,116 51.5	1,116	0	1,050 48.5	751 34.7	299 13.8	2,166 100
	増減(c-a) d	487 19.7	—	—	-299 -19.7	132 3.4	-431 -23.1	188 0.0
	増減率(d/a)	77.4	—	—	-22.2	21.3	-59.0	9.5
法務省	平成17年度 a	2,539 38.1	不明	不明	4,117 61.9	248 3.7	3,869 58.1	6,656 100
	18年度 b	3,275 46.4	2,884	391	3,789 53.6	266 3.8	3,523 49.9	7,064 100
	19年度 c	4,742 63.1	4,293	449	2,776 36.9	299 4.0	2,477 32.9	7,518 100
	増減(c-a) d	2,203 24.9	—	—	-1,341 -24.9	51 0.3	-1,392 -25.2	862 0.0
	増減率(d/a)	86.8	—	—	-32.6	20.6	-36.0	13.0
	外務省	平成17年度 a	212 19.3	不明	不明	889 80.7	225 20.4	664 60.3
18年度 b		247 18.9	240	7	1,058 81.1	182 13.9	876 67.1	1,305 100
19年度 c		334 24.2	313	21	1,047 75.8	230 16.7	817 59.2	1,381 100
増減(c-a) d		122 4.9	—	—	158 -4.9	5 -3.8	153 -1.1	280 0.0
増減率(d/a)		57.5	—	—	17.8	2.2	23.0	25.4
財務省		平成17年度 a	4,448 54.5	不明	不明	3,713 45.5	459 5.6	3,254 39.9
	18年度 b	4,513 58.6	4,513	0	3,187 41.4	486 6.3	2,701 35.1	7,700 100
	19年度 c	5,334 66.3	5,334	0	2,708 33.7	1,114 13.9	1,594 19.8	8,042 100
	増減(c-a) d	886 11.8	—	—	-1,005 -11.8	655 8.2	-1,660 -20.1	-119 0.0
	増減率(d/a)	19.9	—	—	-27.1	142.7	-51.0	-1.5
	文部科学省	平成17年度 a	239 7.3	不明	不明	3,042 92.7	2,019 61.5	1,023 31.2
18年度 b		377 9.0	373	4	3,824 91.0	3,129 74.5	695 16.5	4,201 100
19年度 c		561 9.7	561	0	5,193 90.3	4,642 80.7	551 9.6	5,754 100
増減(c-a) d		322 2.5	—	—	2,151 -2.5	2,623 19.1	-472 -21.6	2,473 0.0
増減率(d/a)		134.7	—	—	70.7	129.9	-46.1	75.4
厚生労働省		平成17年度 a	4,822 27.2	不明	不明	12,888 72.8	2,026 11.4	10,862 61.3
	18年度 b	5,569 36.4	5,114	455	9,710 63.6	2,303 15.1	7,407 48.5	15,279 100
	19年度 c	6,709 41.9	6,429	280	9,306 58.1	3,661 22.9	5,645 35.2	16,015 100
	増減(c-a) d	1,887 14.7	—	—	-3,582 -14.7	1,635 11.4	-5,217 -26.1	-1,695 0.0
	増減率(d/a)	39.1	—	—	-27.8	80.7	-48.0	-9.6

		競争契約			随意契約			合計
		一般競争契約	指名競争契約		競争性のある 随意契約	競争性のない 随意契約		
農林水産省	平成17年度 a	7,930 46.1	不明	不明	9,263 53.9	492 2.9	8,771 51.0	17,193 100
	18年度 b	9,529 50.9	3,018	6,511	9,182 49.1	1,313 7.0	7,869 42.1	18,711 100
	19年度 c	11,648 69.6	6,458	5,190	5,093 30.4	1,802 10.8	3,291 19.7	16,741 100
	増減(c-a) d	3,718 23.5	—	—	-4,170 -23.5	1,310 7.9	-5,480 -31.4	-452 0.0
	増減率(d/a)	46.9	—	—	-45.0	266.3	-62.5	-2.6
経済産業省	平成17年度 a	343 10.4	不明	不明	2,952 89.6	1,348 40.9	1,604 48.7	3,295 100
	18年度 b	547 16.0	545	2	2,873 84.0	1,853 54.2	1,020 29.8	3,420 100
	19年度 c	1,818 50.8	1,816	2	1,759 49.2	1,282 35.8	477 13.3	3,577 100
	増減(c-a) d	1,475 40.4	—	—	-1,193 -40.4	-66 -5.1	-1,127 -35.3	282 0.0
	増減率(d/a)	430.0	—	—	-40.4	-4.9	-70.3	8.6
国土交通省	平成17年度 a	38,248 54.9	不明	不明	31,422 45.1	4,561 6.5	26,861 38.6	69,670 100
	18年度 b	39,500 61.0	20,784	18,716	25,205 39.0	7,727 11.9	17,478 27.0	64,705 100
	19年度 c	39,329 63.8	25,635	13,694	22,317 36.2	11,477 18.6	10,840 17.6	61,646 100
	増減(c-a) d	1,081 8.9	—	—	-9,105 -8.9	6,916 12.1	-16,021 -21.0	-8,024 0.0
	増減率(d/a)	2.8	—	—	-29.0	151.6	-59.6	-11.5
環境省	平成17年度 a	241 12.1	不明	不明	1,753 87.9	226 11.3	1,527 76.6	1,994 100
	18年度 b	720 34.9	551	169	1,341 65.1	503 24.4	838 40.7	2,061 100
	19年度 c	980 43.2	828	152	1,288 56.8	728 32.1	560 24.7	2,268 100
	増減(c-a) d	739 31.1	—	—	-465 -31.1	502 20.8	-967 -51.9	274 0.0
	増減率(d/a)	306.6	—	—	-26.5	222.1	-63.3	13.7
防衛省	平成17年度 a	20,105 46.0	不明	不明	23,578 54.0	3,632 8.3	19,946 45.7	43,683 100
	18年度 b	16,205 42.9	13,465	2,740	21,544 57.1	5,723 15.2	15,821 41.9	37,749 100
	19年度 c	19,301 43.7	16,762	2,539	24,898 56.3	17,577 39.8	7,321 16.6	44,199 100
	増減(c-a) d	-804 -2.4	—	—	1,320 2.4	13,945 31.5	-12,625 -29.1	516 0.0
	増減率(d/a)	-4.0	—	—	5.6	383.9	-63.3	1.2
各府省 合計	平成17年度 a	82,170 45.3	不明	不明	99,241 54.7	16,397 9.0	82,844 45.7	181,411 100
	18年度 b	84,084 49.1	54,425	29,659	87,084 50.9	24,712 14.4	62,372 36.4	171,168 100
	19年度 c	95,251 54.2	72,404	22,847	80,540 45.8	44,500 25.3	36,040 20.5	175,791 100
	増減(c-a) d	13,081 8.9	—	—	-18,701 -8.9	28,103 16.3	-46,804 -25.2	-5,620 0.0
	増減率(d/a)	15.9	—	—	-18.8	171.4	-56.5	-3.1

(注) 1 契約統計及び連絡会議公表資料に基づき当省が作成した。

2 「平成17年度」「18年度」「19年度」及び「増減(c-a)」欄の上段は件数、下段は合計に対する割合である。

3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しないことがある。

表1-(2)-⑤ 契約種類別の契約金額の推移

(単位：億円、%)

		公共工事等				物品役務等				合計
		一般競争契約	指名競争契約	随意契約		一般競争契約	指名競争契約	随意契約		
内閣官房	平成18年度 a	0	0	0	0	243	7	0	237	243
	19年度 b	0	0	0	0	1000	2.8	0	97.2	100
	増減 (b-a) c	—	—	—	—	100.0	24.7	0	75.3	100
	増減率 (c/a)	—	—	—	—	269.5	3155.4	—	186.2	269.5
内閣法制局	平成18年度 a	0	0	0	0	1	0.3	0	1	1
	19年度 b	0	0	0	0	1000	22.8	0	77.2	100
	増減 (b-a) c	—	—	—	—	100.0	58.2	0	41.8	100
	増減率 (c/a)	—	—	—	—	13.4	189.8	—	-38.6	13.4
人事院	平成18年度 a	0	0	0	0	11	4	0	7	11
	19年度 b	0	0	0	0	1000	34.7	0	65.3	100
	増減 (b-a) c	—	—	—	—	100.0	4	0	6	10
	増減率 (c/a)	—	—	—	—	100.0	36.0	0	64.0	100
内閣府	平成18年度 a	649	430	68	152	437	108	1	328	1,087
	19年度 b	59.7	39.6	6.2	13.9	40.3	9.9	0.1	30.2	100
	増減 (b-a) c	652	537	38	77	481	209	2	270	1,133
	増減率 (c/a)	57.6	47.4	3.4	6.8	42.4	18.4	0.2	23.8	100
宮内庁	平成18年度 a	36	0	15	21	15	1	2	12	51
	19年度 b	70.1	0	29.0	41.2	29.9	2.4	3.2	24.3	100
	増減 (b-a) c	34	0	17	16	16	2	2	13	50
	増減率 (c/a)	67.5	0	34.7	32.8	32.5	3.9	3.7	24.9	100
公正取引委員会	平成18年度 a	0	0	0	0	5	1	0	3	5
	19年度 b	0	0	0	0	1000	28.7	0	71.3	100
	増減 (b-a) c	—	—	—	—	100.0	43.5	0	56.5	100
	増減率 (c/a)	0	0	0	0	0.0	14.8	0	-14.8	0.0
国家公安委員会	平成18年度 a	70	34	18	18	656	236	7	413	726
	19年度 b	9.7	4.7	2.5	2.4	90.3	32.5	0.9	56.9	100
	増減 (b-a) c	66	26	14	26	589	309	6	274	654
	増減率 (c/a)	100.0	39.0	20.7	40.3	100.0	52.4	1.0	41.8	100
金融庁	平成18年度 a	0	0	0	0	52	13	0	39	52
	19年度 b	0	0	0	0	1000	24.9	0	75.1	100
	増減 (b-a) c	—	—	—	—	100.0	49.1	0	50.9	100
	増減率 (c/a)	0	0	0	0	0.0	24.1	0	-24.1	0.0
総務省	平成18年度 a	2	2	0	0.2	678	181	0	497	680
	19年度 b	0.4	0.3	0	0.0	99.6	26.7	0	73.0	100
	増減 (b-a) c	2	2	0	0.2	760	327	0	433	761
	増減率 (c/a)	0.2	0.2	0	0.0	99.8	43.0	0	56.8	100
法務省	平成18年度 a	395	305	49	41	1,945	1,146	3	796	2,340
	19年度 b	16.9	13.0	2.1	1.8	83.1	49.0	0.1	34.0	100
	増減 (b-a) c	455	351	58	45	2,075	1,524	2	549	2,530
	増減率 (c/a)	18.0	13.9	2.3	1.8	82.0	60.2	0.1	21.7	100
法務省	平成18年度 a	60	46	10	4	130	378	-1	-247	190
	19年度 b	1.1	0.8	0.2	0.0	-1.1	11.3	0.0	-12.3	0.0
	増減 (b-a) c	60	46	10	4	130	378	-1	-247	190
	増減率 (c/a)	15.1	15.1	20.0	9.5	6.7	33.0	-33.8	-31.0	8.1

		公共工事等			物品役務等			合計		
		一般競争契約	指名競争契約	随意契約	一般競争契約	指名競争契約	随意契約			
外務省	平成18年度 a	9 3.4	1 0.3	0	8 3.1	248 96.6	24 9.3	5 2.1	219 85.3	257 100
	19年度 b	7 2.0 100.0	2 0.5 26.9	0	5 1.4 73.1	336 98.0 100.0	58 17.0 17.3	2 0.5 0.5	276 80.6 82.2	342 100
	増減 (b-a) c	-2 -1.4	1 0.3	0	-3 -1.7	88 1.4	34 7.7	-4 -1.7	57 -4.6	86 0.0
	増減率 (c/a)	-22.1	159.2	—	-38.0	35.4	144.0	-71.1	26.2	33.5
財務省	平成18年度 a	261 11.9	242 11.1	0	19 0.9	1,928 88.1	618 28.2	0	1,310 59.9	2,189 100
	19年度 b	648 23.3 100.0	638 23.0 98.4	0	10 0.4 1.6	2,129 76.7 100.0	712 25.6 33.4	0	1,417 51.0 66.6	2,777 100
	増減 (b-a) c	387 11.4	396 11.9	0	-8 -0.5	201 -11.4	94 -2.6	0	107 -8.8	588 0.0
	増減率 (c/a)	148.5	163.4	—	-44.1	10.4	15.2	—	8.2	26.9
文部科学省	平成18年度 a	185 8.8	182 8.7	2 0.1	2 0.1	1,914 91.2	29 1.4	0	1,885 89.8	2,099 100
	19年度 b	9 0.4 100.0	9 0.4 97.5	0	0.2 0.0 2.5	2,128 99.6 100.0	196 9.2 9.2	0	1,932 90.4 90.8	2,137 100
	増減 (b-a) c	-176 -8.4	-173 -8.2	-2 -0.1	-1 -0.1	214 8.4	167 7.8	0	48 0.6	38 0.0
	増減率 (c/a)	-95.1	-95.1	-100.0	-86.5	11.2	565.9	—	2.5	1.8
厚生労働省	平成18年度 a	104 1.9	78 1.4	5 0.1	21 0.4	5,428 98.1	891 16.1	109 2.0	4,428 80.1	5,532 100
	19年度 b	137 1.8 100.0	80 1.0 58.8	2 0.0 1.5	54 0.7 39.7	7,648 98.2 100.0	1,133 14.6 14.8	59 0.8 0.8	6,456 82.9 84.4	7,785 100
	増減 (b-a) c	33 -0.1	2 -0.4	-3 -0.1	33 0.3	2,220 0.1	242 -1.6	-50 -1.2	2,028 2.9	2,253 0.0
	増減率 (c/a)	31.6	3.2	-60.1	160.1	40.9	27.2	-46.1	45.8	40.7
農林水産省	平成18年度 a	2,253 31.7	590 8.3	1,525 21.4	138 1.9	4,861 68.3	1,070 15.0	2,206 31.0	1,584 22.3	7,114 100
	19年度 b	2,139 29.2 100.0	1,226 16.7 57.3	617 8.4 28.8	296 4.0 13.8	5,198 70.8 100.0	900 12.3 17.3	2,985 40.7 57.4	1,313 17.9 25.3	7,336 100
	増減 (b-a) c	-114 -2.5	636 8.4	-908 -13.0	158 2.1	337 2.5	-170 -2.8	778 9.7	-271 -4.4	222 0.0
	増減率 (c/a)	-5.1	107.6	-59.5	114.8	6.9	-15.9	35.3	-17.1	3.1
経済産業省	平成18年度 a	2 0.1	1 0.0	0	1 0.1	1,988 99.9	250 12.6	0.1 0.0	1,738 87.3	1,990 100
	19年度 b	2 0.1 100.0	2 0.1 86.4	0	0.3 0.0 13.6	2,499 99.9 100.0	781 31.2 31.2	0.1 0.0 0.0	1,718 68.7 68.8	2,502 100
	増減 (b-a) c	0 0.0	1 0.0	0	-1 0.0	512 0.0	531 18.7	-0.2 0.0	-19 -18.7	512 0.0
	増減率 (c/a)	22.7	168.1	—	-72.5	25.8	212.6	-17.5	-1.1	25.7
国土交通省	平成18年度 a	24,369 81.8	16,664 55.9	4,045 13.6	3,661 12.3	5,418 18.2	1,502 5.0	289 1.0	3,627 12.2	29,787 100
	19年度 b	25,445 82.1 100.0	19,679 63.5 77.3	1,902 6.1 7.5	3,864 12.5 15.2	5,547 17.9 100.0	1,938 6.3 34.9	163 0.5 2.9	3,446 11.1 62.1	30,992 100
	増減 (b-a) c	1,076 0.3	3,015 7.6	-2,143 -7.4	204 0.2	129 -0.3	436 1.2	-127 -0.4	-181 -1.1	1,205 0.0
	増減率 (c/a)	4.4	18.1	-53.0	5.6	2.4	29.1	-43.8	-5.0	4.0
環境省	平成18年度 a	52 13.2	25 6.4	18 4.5	9 2.3	340 86.8	46 11.7	0.3 0.1	294 75.0	392 100
	19年度 b	51 10.4 100.0	21 4.4 41.9	17 3.5 33.4	13 2.6 24.7	442 89.6 100.0	81 16.3 18.2	0	361 73.2 81.8	493 100
	増減 (b-a) c	-0.4 -2.8	-4 -2.1	-0.4 -1.0	4 0.3	102 2.8	35 4.6	-0.3 -0.1	67 -1.8	101 0.0
	増減率 (c/a)	-0.8	-14.5	-2.5	40.8	29.9	75.6	-100.0	22.9	25.9
防衛省	平成18年度 a	513 2.5	339 1.6	146 0.7	27 0.1	20,363 97.5	1,968 9.4	297 1.4	18,098 86.7	20,876 100
	19年度 b	1,726 7.6 100.0	1,175 5.2 68.1	373 1.6 21.6	178 0.8 10.3	21,054 92.4 100.0	2,479 10.9 11.8	311 1.4 1.5	18,264 80.2 86.8	22,780 100
	増減 (b-a) c	1,213 5.1	835 3.5	227 0.9	151 0.7	690 -5.1	511 1.5	14 -0.1	166 -6.5	1,903 0.0
	増減率 (c/a)	236.4	246.2	154.8	552.8	3.4	25.9	4.6	0.9	9.1
各府省合計	平成18年度 a	28,900 38.3	18,893 25.0	5,890 7.8	4,117 5.5	46,531 61.7	8,096 10.7	2,920 3.9	35,516 47.1	75,431 100
	19年度 b	31,373 37.7 100.0	23,748 28.5 75.7	3,038 3.6 9.7	4,587 5.5 14.6	51,876 62.3 100.0	10,905 13.1 21.0	3,530 4.2 6.8	37,440 45.0 72.2	83,249 100
	増減 (b-a) c	2,473 -0.6	4,855 3.5	-2,851 -4.2	470 0.1	5,345 0.6	2,810 2.4	611 0.4	1,925 -2.1	7,819 0.0
	増減率 (c/a)	8.6	25.7	-48.4	11.4	11.5	34.7	20.9	5.4	10.4

(注) 1 契約統計に基づき当省が作成した。

2 「平成18年度」及び「増減(b-a)」欄の上段は金額、下段は合計に対する割合である。

3 「19年度」欄の上段は金額、中段は合計に対する割合、下段は各契約種類全体に対する割合である。

4 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しないことがある。

表 1 - (2) - ⑥ 契約種類別の契約件数の推移

(単位：件、%)

		公共工事等				物品役務等				合計
		一般競争契約	指名競争契約	随意契約		一般競争契約	指名競争契約	随意契約		
内閣官房	平成18年度 a	0	0	0	0	318 100.0	94 29.6	0	224 70.4	318 100
	19年度 b	0	0	0	0	316 100.0	111 35.1	0	205 64.9	316 100
	増減 (b-a) c	0	0	0	0	-2 0.0	17 5.6	0	-19 -5.6	-2 0.0
	増減率 (c/a)	—	—	—	—	-0.6	18.1	—	-8.5	-0.6
内閣法制局	平成18年度 a	0	0	0	0	26 100.0	9 34.6	0	17 65.4	26 100
	19年度 b	0	0	0	0	29 100.0	20 69.0	0	9 31.0	29 100
	増減 (b-a) c	0	0	0	0	3 0.0	11 34.4	0	-8 -34.4	3 0.0
	増減率 (c/a)	—	—	—	—	11.5	122.2	—	-47.1	11.5
人事院	平成18年度 a	0	0	0	0	147 100.0	40 27.2	0	107 72.8	147 100
	19年度 b	0	0	0	0	148 100.0	51 34.5	0	97 65.5	148 100
	増減 (b-a) c	0	0	0	0	1 0.0	11 7.2	0	-10 -7.2	1 0.0
	増減率 (c/a)	—	—	—	—	0.7	27.5	—	-9.3	0.7
内閣府	平成18年度 a	841 34.2	254 10.3	329 13.4	258 10.5	1,621 65.8	408 16.6	21 0.9	1,192 48.4	2,462 100
	19年度 b	742 31.3	319 13.5	205 8.7	218 9.2	1,626 68.7	826 34.9	23 1.0	777 32.8	2,368 100
	増減 (b-a) c	-99 -2.8	65 3.2	-124 -4.7	-40 -1.3	5 2.8	418 18.3	2 0.1	-415 -15.6	-94 0.0
	増減率 (c/a)	-11.8	25.6	-37.7	-15.5	0.3	102.5	9.5	-34.8	-3.8
宮内庁	平成18年度 a	193 48.3	0	147 36.8	46 11.5	207 51.8	25 6.3	45 11.3	137 34.3	400 100
	19年度 b	201 48.8	0	143 34.7	58 14.1	211 51.2	50 12.1	46 11.2	115 27.9	412 100
	増減 (b-a) c	8 0.5	0	-4 -2.0	12 2.6	4 -0.5	25 5.9	1 -0.1	-22 -6.3	12 0.0
	増減率 (c/a)	4.1	—	-2.7	26.1	1.9	100.0	2.2	-16.1	3.0
公正取引委員会	平成18年度 a	0	0	0	0	79 100.0	32 40.5	0	47 59.5	79 100
	19年度 b	0	0	0	0	97 100.0	62 63.9	0	35 36.1	97 100
	増減 (b-a) c	0	0	0	0	18 0.0	30 23.4	0	-12 -23.4	18 0.0
	増減率 (c/a)	—	—	—	—	22.8	93.8	—	-25.5	22.8
国家公安委員会	平成18年度 a	434 13.1	247 7.5	74 2.2	113 3.4	2,873 86.9	956 28.9	48 1.5	1,869 56.5	3,307 100
	19年度 b	429 15.2	193 6.8	74 2.6	162 5.7	2,393 84.8	1,110 39.3	29 1.0	1,254 44.4	2,822 100
	増減 (b-a) c	-5 2.1	-54 -0.6	0 0.4	49 2.3	-480 -2.1	154 10.4	-19 -0.4	-615 -12.1	-485 0.0
	増減率 (c/a)	-1.2	-21.9	0.0	43.4	-16.7	16.1	-39.6	-32.9	-14.7
金融庁	平成18年度 a	0	0	0	0	232 100.0	72 31.0	0	160 69.0	232 100
	19年度 b	0	0	0	0	292 100.0	117 40.1	0	175 59.9	292 100
	増減 (b-a) c	0	0	0	0	60 0.0	45 9.0	0	15 -9.0	60 0.0
	増減率 (c/a)	—	—	—	—	25.9	62.5	—	9.4	25.9
総務省	平成18年度 a	27 1.3	24 1.2	0	3 0.1	1,975 98.7	777 38.8	0	1,198 59.8	2,002 100
	19年度 b	16 0.7	15 0.7	0	1 0.0	2,150 99.3	1,101 50.8	0	1,049 48.4	2,166 100
	増減 (b-a) c	-11 -0.6	-9 -0.5	0	-2 -0.1	175 0.6	324 12.0	0	-149 -11.4	164 0.0
	増減率 (c/a)	-40.7	-37.5	—	-66.7	8.9	41.7	—	-12.4	8.2
法務省	平成18年度 a	474 6.7	74 1.0	334 4.7	66 0.9	6,590 93.3	2,810 39.8	57 0.8	3,723 52.7	7,064 100
	19年度 b	545 7.2	76 1.0	422 5.6	47 0.6	6,973 92.8	4,217 56.1	27 0.4	2,729 36.3	7,518 100
	増減 (b-a) c	71 0.5	2 0.0	88 0.9	-19 -0.3	383 -0.5	1,407 16.3	-30 -0.4	-994 -16.4	454 0.0
	増減率 (c/a)	15.0	2.7	26.3	-28.8	5.8	50.1	-52.6	-26.7	6.4

		公共工事等			物品役務等				合計	
		一般競争契約	指名競争契約	随意契約	一般競争契約	指名競争契約	随意契約			
外務省	平成18年度 a	10 0.8	2 0.2	0	8 0.6	1,295 99.2	238 18.2	7 0.5	1,050 80.5	1,305 100
	19年度 b	10 0.7 100.0	4 0.3 40.0	0	6 0.4 60.0	1,371 99.3 100.0	309 22.4 22.5	21 1.5 1.5	1,041 75.4 75.9	1,381 100
	増減 (b-a) c	0 0.0	2 0.1	0	-2 -0.2	76 0.0	71 4.1	14 1.0	-9 -5.1	76 0.0
	増減率 (c/a)	0.0	100.0	—	-25.0	5.9	29.8	200.0	-0.9	5.8
財務省	平成18年度 a	830 10.8	750 9.7	0	80 1.0	6,870 89.2	3,763 48.9	0	3,107 40.4	7,700 100
	19年度 b	818 10.2 100.0	762 9.5 93.2	0	56 0.7 6.8	7,224 89.8 100.0	4,572 56.9 63.3	0	2,652 33.0 36.7	8,042 100
	増減 (b-a) c	-12 -0.6	-12 -0.3	0	-24 -0.3	354 0.6	809 8.0	0	-455 -7.4	342 0.0
	増減率 (c/a)	-1.4	1.6	—	-30.0	5.2	21.5	—	-14.6	4.4
文部科学省	平成18年度 a	33 0.8	20 0.5	4 0.1	9 0.2	4,168 99.2	353 8.4	0	3,815 90.8	4,201 100
	19年度 b	13 0.2 100.0	10 0.2 76.9	0	3 0.1 23.1	5,741 99.8 100.0	551 9.6 9.6	0	5,190 90.2 90.4	5,754 100
	増減 (b-a) c	-20 -0.6	-10 -0.3	-4 -0.1	-6 -0.2	1,573 0.6	198 1.2	0	1,375 -0.6	1,553 0.0
	増減率 (c/a)	-60.6	-50.0	-100.0	-66.7	37.7	56.1	—	36.0	37.0
厚生労働省	平成18年度 a	483 3.2	357 2.3	20 0.1	106 0.7	14,796 96.8	4,757 31.1	435 2.8	9,604 62.9	15,279 100
	19年度 b	357 2.2 100.0	254 1.6 71.1	20 0.1 5.6	83 0.5 23.2	15,658 97.8 100.0	6,175 38.6 39.4	260 1.6 1.7	9,223 57.6 58.9	16,015 100
	増減 (b-a) c	-126 -0.9	-103 -0.8	0	-23 -0.2	862 0.9	1,418 7.4	-175 -1.2	-381 -5.3	736 0.0
	増減率 (c/a)	-26.1	-28.9	0.0	-21.7	5.8	29.8	-40.2	-4.0	4.8
農林水産省	平成18年度 a	5,995 32.0	399 2.1	4,908 26.2	688 3.7	12,716 68.0	2,619 14.0	1,603 8.6	8,494 45.4	18,711 100
	19年度 b	5,242 31.3 100.0	1,971 11.8 37.6	2,700 16.1 51.5	571 3.4 10.9	11,499 68.7 100.0	4,487 26.8 39.0	2,490 14.9 21.7	4,522 27.0 39.3	16,741 100
	増減 (b-a) c	-753 -0.7	1,572 9.6	-2,208 -10.1	-117 -0.3	-1,217 0.7	1,868 12.8	887 6.3	-3,972 -18.4	-1,970 0.0
	増減率 (c/a)	-12.6	394.0	-45.0	-17.0	-9.6	71.3	55.3	-46.8	-10.5
経済産業省	平成18年度 a	25 0.7	10 0.3	0	15 0.4	3,395 99.3	535 15.6	2 0.1	2,858 83.6	3,420 100
	19年度 b	20 0.6 100.0	15 0.4 75.0	0	5 0.1 25.0	3,557 99.4 100.0	1,801 50.3 50.6	2 0.1 0.1	1,754 49.0 49.3	3,577 100
	増減 (b-a) c	-5 -0.2	5 0.1	0	-10 -0.3	162 0.2	1,266 34.7	0 0.0	-1,104 -34.5	157 0.0
	増減率 (c/a)	-20.0	50.0	—	-66.7	4.8	236.6	0.0	-38.6	4.6
国土交通省	平成18年度 a	36,491 56.4	10,150 15.7	16,285 25.2	10,056 15.5	28,214 43.6	10,634 16.4	2,431 3.8	15,149 23.4	64,705 100
	19年度 b	35,402 57.4 100.0	12,929 21.0 36.5	12,693 20.6 35.9	9,780 15.9 27.6	26,244 42.6 100.0	12,706 20.6 48.4	1,001 1.6 3.8	12,537 20.3 47.8	61,646 100
	増減 (b-a) c	-1,089 1.0	2,779 5.3	-3,592 -4.6	-276 0.3	-1,970 -1.0	2,072 4.2	-1,430 -2.1	-2,612 -3.1	-3,059 0.0
	増減率 (c/a)	-3.0	27.4	-22.1	-2.7	-7.0	19.5	-58.8	-17.2	-4.7
環境省	平成18年度 a	250 12.1	43 2.1	160 7.8	47 2.3	1,811 87.9	508 24.6	9 0.4	1,294 62.8	2,061 100
	19年度 b	264 11.6 100.0	53 2.3 20.1	152 6.7 57.6	59 2.6 22.3	2,004 88.4 100.0	775 34.2 38.7	0	1,229 54.2 61.3	2,268 100
	増減 (b-a) c	14 -0.5	10 0.3	-8 -1.1	12 0.3	193 0.5	267 9.5	-9 -0.4	-65 -8.6	207 0.0
	増減率 (c/a)	5.6	23.3	-5.0	25.5	10.7	52.6	-100.0	-5.0	10.0
防衛省	平成18年度 a	1,266 3.4	732 1.9	397 1.1	137 0.4	36,483 96.6	12,733 33.7	2,343 6.2	21,407 56.7	37,749 100
	19年度 b	2,637 6.0 100.0	1,530 3.5 58.0	769 1.7 29.2	338 0.8 12.8	41,562 94.0 100.0	15,232 34.5 36.6	1,770 4.0 4.3	24,560 55.6 59.1	44,199 100
	増減 (b-a) c	1,371 2.6	798 1.5	372 0.7	201 0.4	5,079 -2.6	2,499 0.7	-573 -2.2	3,153 -1.1	6,450 0.0
	増減率 (c/a)	108.3	109.0	93.7	146.7	13.9	19.6	-24.5	14.7	17.1
各府省合計	平成18年度 a	47,352 27.7	13,062 7.6	22,658 13.2	11,632 6.8	123,816 72.3	41,363 24.2	7,001 4.1	75,452 44.1	171,168 100
	19年度 b	46,696 26.6 100.0	18,131 10.3 38.8	17,178 9.8 36.8	11,387 6.5 24.4	129,095 73.4 100.0	54,273 30.9 42.0	5,669 3.2 4.4	69,153 39.3 53.6	175,791 100
	増減 (b-a) c	-656 -1.1	5,069 2.7	-5,480 -3.5	-245 -0.3	5,279 1.1	12,910 6.7	-1,332 -0.9	-6,299 -4.7	4,623 0.0
	増減率 (c/a)	-1.4	38.8	-24.2	-2.1	4.3	31.2	-19.0	-8.3	2.7

(注) 1 契約統計に基づき当省が作成した。

2 「平成18年度」及び「増減(b-a)」欄の上段は件数、下段は合計に対する割合である。

3 「19年度」欄の上段は件数、中段は合計に対する割合、下段は各契約種類全体に対する割合である。

4 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しないことがある。

表 1 - (2) - ⑦ 随意契約における相手方別の契約金額の推移

(単位：億円、%)

		所管公益法人等			それ以外の者			合計		
		競争性の ある随意契 約	競争性の ない随意契 約		競争性の ある随意契 約	競争性の ない随意契 約		競争性の ある随意契 約	競争性の ない随意契 約	
内閣官房	平成 17 年度 a	3 0.7	0.1 0.0	3 0.6	416 99.3	1 0.3	414 99.0	419 100	1 0.3	417 99.7
	18 年度 b	21 9.0	0 0.0	21 9.0	215 91.0	5 2.1	210 88.9	237 100	5 2.1	232 97.9
	19 年度 c	433 63.9 100.0	4 0.6 1.0	429 63.3 99.0	245 36.1 100.0	22 3.3 9.1	222 32.8 90.9	677 100	26 3.9	651 96.1
	増減 (c-a) d	430 63.2	4 0.6	426 62.6	-171 -63.2	21 2.9	-192 -66.2	259 0.0	25 3.6	234 -3.6
	増減率 (d/a)	15398.1	5161.1	15699.3	-41.2	1520.9	-46.3	61.8	1721.4	56.0
	内閣法制局	平成 17 年度 a	0	0	0	1 100	0	1 100	1 100	0
18 年度 b		0	0	0	1 100	0	1 100	1 100	0	1 100
19 年度 c		0	0	0	1 100 100.0	0.3 43.1 43.1	0.4 56.9 56.9	1 100	0.3 43.1	0 56.9
増減 (c-a) d		0	0	0	-0.1 0.0	0 43.1	-0.4 -43.1	-0.1 0.0	0 43.1	-0.4 -43.1
増減率 (d/a)		—	—	—	-14.4	—	-51.3	-14.4	—	-51.3
人事院		平成 17 年度 a	1 13.9	0.04 0.6	1 13.4	6 86.1	1 7.0	6 79.0	7 100	1 7.6
	18 年度 b	1 14.8	0.1 1.5	1 13.2	6 85.2	0 2.5	6 82.8	7 100	0 4.0	7 96.0
	19 年度 c	1 13.6 100.0	0.1 0.9 6.7	1 12.7 93.3	5 86.4 100.0	1 18.8 21.7	4 67.6 78.3	6 100	1 19.7	5 80.3
	増減 (c-a) d	-0.2 -0.3	0.02 0.3	-0.2 -0.7	-1 0.3	1 11.7	-2 -11.4	-1 0.0	1 12.1	-2 -12.1
	増減率 (d/a)	-15.8	38.3	-18.1	-13.3	130.4	-26.1	-13.7	123.5	-24.9
	内閣府	平成 17 年度 a	125 26.7	8 1.7	117 25.0	344 73.3	69 14.7	275 58.6	470 100	77 16.4
18 年度 b		83 17.2	14 2.9	69 14.4	397 82.8	141 29.4	256 53.3	480 100	155 32.3	325 67.7
19 年度 c		58 16.6 100.0	12 3.3 20.1	46 13.3 79.9	289 83.4 100.0	147 42.3 50.7	143 41.2 49.3	347 100	158 45.6	189 54.4
増減 (c-a) d		-68 -10.1	4 1.6	-71 -11.7	-55 10.1	78 27.6	-132 -17.5	-123 0.0	81 29.2	-204 -29.2
増減率 (d/a)		-54.1	46.5	-60.8	-16.0	112.3	-48.1	-26.1	105.6	-51.9
宮内庁		平成 17 年度 a	0.3 1.3	0	0.3 1.3	20 98.7	4 17.8	16 80.9	20 100	4 17.8
	18 年度 b	0.3 0.9	0	0.3 0.9	33 99.1	1 3.6	32 95.6	33 100	1 3.6	32 96.4
	19 年度 c	0.4 1.2 100.0	0	0.4 1.2 100.0	29 98.8 100.0	3 10.5 10.6	26 88.3 89.4	29 100	3 10.5	26 89.5
	増減 (c-a) d	0.1 -0.1	0	0.1 -0.1	9 0.1	-1 -7.3	9 7.4	9 0.0	-1 -7.3	10 7.3
	増減率 (d/a)	32.9	—	32.9	45.0	-14.7	58.1	44.8	-14.7	57.7
	公正取引 委員会	平成 17 年度 a	1 25.1	0	1 25.1	3 74.9	0.1 1.4	3 73.5	4 100	0.1 1.4
18 年度 b		1 25.3	0	1 25.3	2 74.7	0.2 7.1	2 67.6	3 100	0.2 7.1	3 92.9
19 年度 c		1 15.7 100.0	0	1 15.7 100.0	3 84.3 100.0	2 38.7 46.0	2 45.6 54.0	4 100	2 38.7	3 61.3
増減 (c-a) d		-0.4 -9.4	0	-0.4 -9.4	0.4 9.4	2 37.4	-1 -28.0	0 0.0	2 37.4	-2 -37.4
増減率 (d/a)		-37.3	—	-37.3	12.6	2699.4	-38.0	0.1	2699.4	-37.8
国家公安 委員会		平成 17 年度 a	2 0.8	0	2 0.8	290 99.2	31 10.6	259 88.6	292 100	31 10.6
	18 年度 b	8 1.9	0.1 0.0	8 1.9	423 98.1	75 17.5	347 80.6	431 100	76 17.5	356 82.5
	19 年度 c	28 9.3 100.0	2 0.7 7.7	26 8.5 92.3	272 90.7 100.0	68 22.7 25.0	204 68.1 75.0	300 100	70 23.4	230 76.6
	増減 (c-a) d	25 8.4	2 0.7	23 7.7	-17 -8.4	37 12.0	-54 -20.5	8 0.0	39 12.8	-31 -12.8
	増減率 (d/a)	1068.4	—	978.2	-6.0	119.1	-21.0	2.8	125.9	-11.9

		所管公益法人等		それ以外の者			合計			
		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約	競争性のある随意契約	競争性のない随意契約	競争性のある随意契約	競争性のない随意契約			
金融庁	平成17年度 a	3 8.9	0	3 8.9	29 91.1	4 10.9	26 80.2	32 100	4 10.9	29 89.1
	18年度 b	3 6.7	0.03 0.1	3 6.6	36 93.3	9 23.8	27 69.5	39 100	9 23.8	30 76.2
	19年度 c	3 8.7 100.0	1 2.7 31.0	2 6.0 69.0	27 91.3 100.0	14 46.3 50.7	13 45.1 49.3	29 100	14 49.0	15 51.0
	増減(c-a) d	-0.3 -0.2	1 2.7	-1 -2.9	-3 0.2	10 35.4	-13 -35.2	-3 0.0	11 38.1	-14 -38.1
	増減率(d/a)	-11.6	—	-39.0	-9.2	284.7	-49.1	-9.4	307.1	-48.1
総務省	平成17年度 a	255 47.5	25 4.6	230 42.9	282 52.5	137 25.6	144 26.9	537 100	162 30.2	375 69.8
	18年度 b	259 52.0	53 10.6	206 41.4	238 48.0	115 23.2	123 24.8	497 100	168 33.8	329 66.2
	19年度 c	148 34.2 100.0	92 21.2 61.9	56 13.0 38.1	285 65.8 100.0	196 45.3 68.8	89 20.5 31.2	433 100	288 66.5	145 33.5
	増減(c-a) d	-107 -13.3	67 16.6	-174 -29.9	3 13.3	59 19.7	-56 -6.4	-104 0.0	126 36.3	-230 -36.3
	増減率(d/a)	-42.0	272.5	-75.6	1.1	42.7	-38.5	-19.4	77.6	-61.3
法務省	平成17年度 a	262 27.2	2 0.2	261 27.0	704 72.8	149 15.4	555 57.4	966 100	151 15.6	815 84.4
	18年度 b	260 31.1	16 1.9	244 29.2	577 68.9	32 3.8	545 65.1	837 100	48 5.7	790 94.3
	19年度 c	68 11.5 100.0	42 7.1 62.1	26 4.4 37.9	527 88.5 100.0	63 10.6 12.0	463 77.9 88.0	595 100	106 17.7	489 82.3
	増減(c-a) d	-194 -15.7	41 7.0	-235 -22.6	-177 15.7	-86 -4.8	-91 20.5	-371 0.0	-45 2.1	-326 -2.1
	増減率(d/a)	-74.0	2503.6	-90.1	-25.2	-57.7	-16.4	-38.4	-30.0	-40.0
外務省	平成17年度 a	61 42.5	4 3.1	56 39.5	82 57.5	14 9.7	68 47.7	142 100	18 12.8	124 87.2
	18年度 b	68 29.8	6 2.5	62 27.3	159 70.2	12 5.3	147 64.9	227 100	18 7.8	209 92.2
	19年度 c	107 38.2 100.0	45 16.0 41.8	62 22.2 58.2	174 61.8 100.0	34 12.0 19.4	140 49.8 80.6	281 100	79 28.0	202 72.0
	増減(c-a) d	47 -4.4	41 12.9	6 -17.3	92 4.4	20 2.3	72 2.1	138 0.0	60 15.2	78 -15.2
	増減率(d/a)	77.0	926.7	10.9	112.2	143.5	105.8	97.2	331.6	62.9
財務省	平成17年度 a	410 30.7	3 0.2	408 30.5	927 69.3	114 8.5	813 60.8	1,337 100	117 8.7	1,221 91.3
	18年度 b	380 28.6	3 0.2	377 28.4	949 71.4	140 10.5	809 60.9	1,329 100	142 10.7	1,186 89.3
	19年度 c	354 24.8 100.0	14 0.9 3.8	340 23.8 96.2	1,074 75.2 100.0	305 21.4 28.4	769 53.9 71.6	1,427 100	319 22.3	1,109 77.7
	増減(c-a) d	-57 -5.9	11 0.7	-68 -6.7	147 5.9	191 12.8	-44 -6.9	90 0.0	202 13.6	-112 -13.6
	増減率(d/a)	-13.8	396.9	-16.6	15.8	167.4	-5.4	6.7	172.7	-9.2
文部科学省	平成17年度 a	931 49.9	558 29.9	374 20.0	936 50.1	316 16.9	620 33.2	1,867 100	873 46.8	994 53.2
	18年度 b	978 51.8	719 38.1	259 13.7	908 48.2	369 19.6	539 28.6	1,886 100	1,088 57.7	798 42.3
	19年度 c	922 47.7 100.0	769 39.8 83.5	152 7.9 16.5	1,011 52.3 100.0	513 26.5 50.7	498 25.8 49.3	1,932 100	1,282 66.4	650 33.6
	増減(c-a) d	-9 -2.2	212 10.0	-221 -12.1	74 2.2	197 9.6	-123 -7.5	65 0.0	409 19.6	-344 -19.6
	増減率(d/a)	-1.0	38.0	-59.2	7.9	62.3	-19.8	3.5	46.8	-34.6
厚生労働省	平成17年度 a	2,246 59.4	186 4.9	2,060 54.5	1,532 40.6	338 8.9	1,194 31.6	3,778 100	524 13.9	3,254 86.1
	18年度 b	2,568 57.7	196 4.4	2,372 53.3	1,881 42.3	414 9.3	1,467 33.0	4,449 100	610 13.7	3,839 86.3
	19年度 c	4,859 74.6 100.0	482 7.4 9.9	4,377 67.2 90.1	1,652 25.4 100.0	588 9.0 35.6	1,064 16.3 64.4	6,511 100	1,070 16.4	5,441 83.6
	増減(c-a) d	2,613 15.2	296 2.5	2,317 12.7	120 -15.2	250 0.1	-131 -15.3	2,733 0.0	547 2.6	2,186 -2.6
	増減率(d/a)	116.4	159.6	112.5	7.8	74.0	-10.9	72.3	104.4	67.2

		所管公益法人等			それ以外の者			合計		
		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約	
農林水産省	平成17年度 a	330 19.7	7 0.4	322 19.2	1,346 80.3	282 16.8	1,063 63.5	1,675 100	290 17.3	1,386 82.7
	18年度 b	633 36.8	431 25.0	202 11.7	1,089 63.2	111 6.5	978 56.8	1,722 100	543 31.5	1,179 68.5
	19年度 c	668 41.5 100.0	632 39.3 94.6	36 2.3 5.4	941 58.5 100.0	283 17.6 30.1	658 40.9 69.9	1,609 100	915 56.9	694 43.1
	増減(c-a) d	339 21.9	625 38.8	-286 -17.0	-405 -21.9	1 0.7	-406 -22.6	-66 0.0	625 39.6	-692 -39.6
	増減率(d/a)	102.7	8442.7	-88.7	-30.1	0.2	-38.1	-4.0	215.8	-49.9
経済産業省	平成17年度 a	1,111 56.2	241 12.2	870 44.0	864 43.8	521 26.4	344 17.4	1,975 100	762 38.6	1,213 61.4
	18年度 b	1,013 58.3	536 30.8	477 27.4	726 41.7	471 27.1	255 14.7	1,739 100	1,007 57.9	732 42.1
	19年度 c	897 52.2 100.0	591 34.4 65.8	307 17.8 34.2	821 47.8 100.0	668 38.9 81.4	153 8.9 18.6	1,719 100	1,259 73.3	459 26.7
	増減(c-a) d	-214 -4.0	350 22.2	-563 -26.2	-43 4.0	148 12.5	-191 -8.5	-257 0.0	497 34.7	-754 -34.7
	増減率(d/a)	-19.2	145.0	-64.8	-5.0	28.3	-55.5	-13.0	65.2	-62.1
国土交通省	平成17年度 a	2,295 35.1	21 0.3	2,274 34.8	4,236 64.9	1,533 23.5	2,702 41.4	6,531 100	1,555 23.8	4,976 76.2
	18年度 b	2,444 33.5	246 3.4	2,198 30.2	4,843 66.5	1,906 26.2	2,938 40.3	7,287 100	2,152 29.5	5,135 70.5
	19年度 c	2,228 30.5 100.0	1,687 23.1 75.7	540 7.4 24.3	5,083 69.5 100.0	2,470 33.8 48.6	2,613 35.7 51.4	7,310 100	4,157 56.9	3,153 43.1
	増減(c-a) d	-68 -4.7	1,666 22.8	-1,734 -27.4	847 4.7	936 10.3	-89 -5.6	779 0.0	2,602 33.1	-1,823 -33.1
	増減率(d/a)	-3.0	7757.4	-76.2	20.0	61.1	-3.3	11.9	167.4	-36.6
環境省	平成17年度 a	121 37.4	23 7.3	97 30.1	202 62.6	79 24.5	123 38.1	322 100	102 31.8	220 68.2
	18年度 b	137 45.2	52 17.3	84 27.8	166 54.8	81 26.9	85 27.9	303 100	134 44.2	169 55.8
	19年度 c	178 47.6 100.0	79 21.2 44.4	99 26.5 55.6	196 52.4 100.0	118 31.7 60.5	77 20.7 39.5	374 100	197 52.8	176 47.2
	増減(c-a) d	57 10.3	56 13.9	2 -3.6	-6 -10.3	39 7.2	-46 -17.5	51 0.0	95 21.1	-44 -21.1
	増減率(d/a)	47.7	236.8	1.9	-3.1	50.0	-37.1	15.9	92.8	-19.9
防衛省	平成17年度 a	14,742 80.8	0	14,742 80.8	3,503 19.2	418 2.3	3,086 16.9	18,245 100	418 2.3	17,828 97.7
	18年度 b	14,715 81.2	5,079 28.0	9,636 53.2	3,410 18.8	1,033 5.7	2,377 13.1	18,126 100	6,112 33.7	12,013 66.3
	19年度 c	14,401 78.1 100.0	7,830 42.5 54.4	6,571 35.6 45.6	4,041 21.9 100.0	1,509 8.2 37.3	2,532 13.7 62.7	18,442 100	9,339 50.6	9,103 49.4
	増減(c-a) d	-341 -2.7	7,830 42.5	-8,171 -45.2	538 2.7	1,092 5.9	-554 -3.2	197 0.0	8,922 48.4	-8,724 -48.4
	増減率(d/a)	-2.3	—	-55.4	15.4	261.5	-17.9	1.1	2136.8	-48.9
各府省合計	平成17年度 a	22,899 59.3	1,078 2.8	21,821 56.5	15,723 40.7	4,011 10.4	11,712 30.3	38,622 100	5,089 13.2	33,534 86.8
	18年度 b	23,571 59.5	7,351 18.5	16,220 40.9	16,062 40.5	4,916 12.4	11,145 28.1	39,633 100	12,268 31.0	27,365 69.0
	19年度 c	25,353 60.3 100.0	12,282 29.2 48.4	13,071 31.1 51.6	16,675 39.7 100.0	7,004 16.7 42.0	9,670 23.0 58.0	42,027 100	19,286 45.9	22,741 54.1
	増減(c-a) d	2,453 1.0	11,204 26.4	-8,751 -25.4	952 -1.0	2,993 6.3	-2,042 -7.3	3,405 0.0	14,197 32.7	-10,792 -32.7
	増減率(d/a)	10.7	1039.2	-40.1	6.1	74.6	-17.4	8.8	279.0	-32.2

(注) 1 契約統計及び連絡会議公表資料に基づき当省が作成した。

2 「平成17年度」「18年度」及び「増減(c-a)」欄の上段は金額、下段は契約全体に対する割合(%)である。

3 「19年度」欄の上段は金額、中段は契約全体に対する割合、下段は各相手方全体に対する割合である。

4 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しないことがある。

表1-2-8 随意契約における相手方別の契約件数の推移

(単位：件、%)

		所管公益法人等			それ以外の者			合計		
		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約	
内閣官房	平成17年度 a	15 6.0	1 0.4	14 5.6	234 94.0	15 6.0	219 88.0	249 100	16 6.4	233 93.6
	18年度 b	16 7.1	0	16 7.1	208 92.9	22 9.8	186 83.0	224 100	22 9.8	202 90.2
	19年度 c	23 11.2 100.0	4 2.0 17.4	19 9.3 82.6	182 88.8 100.0	26 12.7 14.3	156 76.1 85.7	205 100	30 14.6	175 85.4
	増減(c-a) d	8 5.2	3 1.5	5 3.6	-52 -5.2	11 6.7	-63 -11.9	-44 0.0	14 8.2	-58 -8.2
	増減率(d/a)	53.3	300.0	35.7	-22.2	73.3	-28.8	-17.7	87.5	-24.9
	内閣法制局	平成17年度 a	0	0	0	14 100.0	0	14 100.0	14 100	0
18年度 b		0	0	0	17 100.0	0	17 100.0	17 100	0	17 100.0
19年度 c		0	0	0	9 100.0	7 77.8	2 22.2	9 100	7 77.8	2 22.2
増減(c-a) d		0	0	0	-5 0.0	7 77.8	-12 -77.8	-5 0.0	7 77.8	-12 -77.8
増減率(d/a)		—	—	—	-35.7	—	-85.7	-35.7	—	-85.7
人事院		平成17年度 a	24 20.9	1 0.9	23 20.0	91 79.1	3 2.6	88 76.5	115 100	4 3.5
	18年度 b	24 22.4	3 2.8	21 19.6	83 77.6	3 2.8	80 74.8	107 100	6 5.6	101 94.4
	19年度 c	20 20.6 100.0	4 4.1 20.0	16 16.5 80.0	77 79.4 100.0	28 28.9 36.4	49 50.5 63.6	97 100	32 33.0	65 67.0
	増減(c-a) d	-4 -0.3	3 3.3	-7 -3.5	-14 0.3	25 26.3	-39 -26.0	-18 0.0	28 29.5	-46 -29.5
	増減率(d/a)	-16.7	300.0	-30.4	-15.4	833.3	-44.3	-15.7	700.0	-41.4
	内閣府	平成17年度 a	274 16.4	58 3.5	216 13.0	1,393 83.6	318 19.1	1,075 64.5	1,667 100	376 22.6
18年度 b		171 11.8	74 5.1	97 6.7	1,279 88.2	489 33.7	790 54.5	1,450 100	563 38.8	887 61.2
19年度 c		83 8.3 100.0	51 5.1 61.4	32 3.2 38.6	912 91.7 100.0	535 53.8 58.7	377 37.9 41.3	995 100	586 58.9	409 41.1
増減(c-a) d		-191 -8.1	-7 1.6	-184 -9.7	-481 8.1	217 34.7	-698 -26.6	-672 0.0	210 36.3	-882 -36.3
増減率(d/a)		-69.7	-12.1	-85.2	-34.5	68.2	-64.9	-40.3	55.9	-68.3
宮内庁		平成17年度 a	1 0.6	0	1 0.6	173 99.4	14 8.0	159 91.4	174 100	14 8.0
	18年度 b	1 0.5	0	1 0.5	182 99.5	8 4.4	174 95.1	183 100	8 4.4	175 95.6
	19年度 c	2 1.2 100.0	0	2 1.2 100.0	171 98.8 100.0	21 12.1 12.3	150 86.7 87.7	173 100	21 12.1	152 87.9
	増減(c-a) d	1 0.6	0	1 0.6	-2 -0.6	7 4.1	-9 -4.7	-1 0.0	7 4.1	-8 -4.1
	増減率(d/a)	100.0	—	100.0	-1.2	50.0	-5.7	-0.6	50.0	-5.0
	公正取引委員会	平成17年度 a	13 18.6	0	13 18.6	57 81.4	1 1.4	56 80.0	70 100	1 1.4
18年度 b		10 21.3	0	10 21.3	37 78.7	3 6.4	34 72.3	47 100	3 6.4	44 93.6
19年度 c		8 22.9 100.0	0	8 22.9 100.0	27 77.1 100.0	8 22.9 29.6	19 54.3 70.4	35 100	8 22.9	27 77.1
増減(c-a) d		△ 5 4.3	0	△ 5 4.3	△ 30 -4.3	7 21.4	△ 37 -25.7	△ 35 0.0	7 21.4	△ 42 -21.4
増減率(d/a)		-38.5	—	-38.5	-52.6	700.0	-66.1	-50.0	700.0	-60.9
国家公安委員会		平成17年度 a	55 3.0	0	55 3.0	1,757 97.0	103 5.7	1,654 91.3	1,812 100	103 5.7
	18年度 b	129 6.5	2 0.1	127 6.4	1,853 93.5	154 7.8	1,699 85.7	1,982 100	156 7.9	1,826 92.1
	19年度 c	183 12.9 100.0	52 3.7 28.4	131 9.3 71.6	1,233 87.1 100.0	112 7.9 9.1	1,121 79.2 90.9	1,416 100	164 11.6	1,252 88.4
	増減(c-a) d	128 9.9	52 3.7	76 6.2	-524 -9.9	9 2.2	-533 -12.1	-396 0.0	61 5.9	-457 -5.9
	増減率(d/a)	232.7	—	138.2	-29.8	8.7	-32.2	-21.9	59.2	-26.7

		所管公益法人等			それ以外の者			合計		
		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約	
金融庁	平成17年度 a	16 9.2	0	16 9.2	158 90.8	28 16.1	130 74.7	174 100	28 16.1	146 83.9
	18年度 b	13 8.1	2 1.3	11 6.9	147 91.9	28 17.5	119 74.4	160 100	30 18.8	130 81.3
	19年度 c	13 7.4 100.0	4 2.3 30.8	9 5.1 69.2	162 92.6 100.0	85 48.6 52.5	77 44.0 47.5	175 100	89 50.9	86 49.1
	増減 (c-a) d	-3 -1.8	4 2.3	-7 -4.1	4 1.8	57 32.5	-53 -30.7	1 0.0	61 34.8	-60 -34.8
	増減率 (d/a)	-18.8	—	-43.8	2.5	203.6	-40.8	0.6	217.9	-41.1
総務省	平成17年度 a	283 21.0	82 6.1	201 14.9	1,066 79.0	537 39.8	529 39.2	1,349 100	619 45.9	730 54.1
	18年度 b	353 29.4	115 9.6	238 19.8	848 70.6	324 27.0	524 43.6	1,201 100	439 36.6	762 63.4
	19年度 c	323 30.8 100.0	258 24.6 79.9	65 6.2 20.1	727 69.2 100.0	493 47.0 67.8	234 22.3 32.2	1,050 100	751 71.5	299 28.5
	増減 (c-a) d	40 9.8	176 18.5	-136 -8.7	-339 -9.8	-44 7.1	-295 -16.9	-299 0.0	132 25.6	-431 -25.6
	増減率 (d/a)	14.1	214.6	-67.7	-31.8	-8.2	-55.8	-22.2	21.3	-59.0
法務省	平成17年度 a	519 12.6	20 0.5	499 12.1	3,598 87.4	228 5.5	3,370 81.9	4,117 100	248 6.0	3,869 94.0
	18年度 b	601 15.9	98 2.6	503 13.3	3,188 84.1	168 4.4	3,020 79.7	3,789 100	266 7.0	3,523 93.0
	19年度 c	373 13.4 100.0	81 2.9 21.7	292 10.5 78.3	2,403 86.6 100.0	218 7.9 9.1	2,185 78.7 90.9	2,776 100	299 10.8	2,477 89.2
	増減 (c-a) d	-146 0.8	61 2.4	-207 -1.6	-1,195 -0.8	-10 2.3	-1,185 -3.1	-1,341 0.0	51 4.7	-1,392 -4.7
	増減率 (d/a)	-28.1	305.0	-41.5	-33.2	-4.4	-35.2	-32.6	20.6	-36.0
外務省	平成17年度 a	304 34.2	24 2.7	280 31.5	585 65.8	201 22.6	384 43.2	889 100	225 25.3	664 74.7
	18年度 b	346 32.7	41 3.9	305 28.8	712 67.3	141 13.3	571 54.0	1,058 100	182 17.2	876 82.8
	19年度 c	315 30.1 100.0	62 5.9 19.7	253 24.2 80.3	732 69.9 100.0	168 16.0 23.0	564 53.9 77.0	1,047 100	230 22.0	817 78.0
	増減 (c-a) d	11 -4.1	38 3.2	-27 -7.3	147 4.1	-33 -6.6	180 10.7	158 0.0	5 -3.3	153 3.3
	増減率 (d/a)	3.6	158.3	-9.6	25.1	-16.4	46.9	17.8	2.2	23.0
財務省	平成17年度 a	749 20.2	23 0.6	726 19.6	2,964 79.8	436 11.7	2,528 68.1	3,713 100	459 12.4	3,254 87.6
	18年度 b	522 16.4	37 1.2	485 15.2	2,665 83.6	449 14.1	2,216 69.5	3,187 100	486 15.2	2,701 84.8
	19年度 c	406 15.0 100.0	78 2.9 19.2	328 12.1 80.8	2,302 85.0 100.0	1,036 38.3 45.0	1,266 46.8 55.0	2,708 100	1,114 41.1	1,594 58.9
	増減 (c-a) d	-343 -5.2	55 2.3	-398 -7.4	-662 5.2	600 26.5	-1,262 -21.3	-1,005 0.0	655 28.8	-1,660 -28.8
	増減率 (d/a)	-45.8	239.1	-54.8	-22.3	137.6	-49.9	-27.1	142.7	-51.0
文部科学省	平成17年度 a	1,019 33.5	633 20.8	386 12.7	2,023 66.5	1,386 45.6	637 20.9	3,042 100	2,019 66.4	1,023 33.6
	18年度 b	1,459 38.2	1,218 31.9	241 6.3	2,365 61.8	1,911 50.0	454 11.9	3,824 100	3,129 81.8	695 18.2
	19年度 c	1,810 34.9 100.0	1,665 32.1 92.0	145 2.8 8.0	3,383 65.1 100.0	2,977 57.3 88.0	406 7.8 12.0	5,193 100	4,642 89.4	551 10.6
	増減 (c-a) d	791 1.4	1,032 11.3	-241 -9.9	1,360 -1.4	1,591 11.8	-231 -13.1	2,151 0.0	2,623 23.0	-472 -23.0
	増減率 (d/a)	77.6	163.0	-62.4	67.2	114.8	-36.3	70.7	129.9	-46.1
厚生労働省	平成17年度 a	4,405 34.2	329 2.6	4,076 31.6	8,483 65.8	1,697 13.2	6,786 52.7	12,888 100	2,026 15.7	10,862 84.3
	18年度 b	1,766 18.2	475 4.9	1,291 13.3	7,944 81.8	1,828 18.8	6,116 63.0	9,710 100	2,303 23.7	7,407 76.3
	19年度 c	1,539 16.5 100.0	706 7.6 45.9	833 9.0 54.1	7,767 83.5 100.0	2,955 31.8 38.0	4,812 51.7 62.0	9,306 100	3,661 39.3	5,645 60.7
	増減 (c-a) d	-2,866 -17.6	377 5.0	-3,243 -22.7	-716 17.6	1,258 18.6	-1,974 -0.9	-3,582 0.0	1,635 23.6	-5,217 -23.6
	増減率 (d/a)	-65.1	114.6	-79.6	-8.4	74.1	-29.1	-27.8	80.7	-48.0

		所管公益法人等			それ以外の者			合計		
		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約		競争性のある随意契約	競争性のない随意契約	
農林水産省	平成17年度 a	1,436 15.5	50 0.5	1,386 15.0	7,827 84.5	442 4.8	7,385 79.7	9,263 100	492 5.3	8,771 94.7
	18年度 b	1,595 17.4	572 6.2	1,023 11.1	7,587 82.6	741 8.1	6,846 74.6	9,182 100	1,313 14.3	7,869 85.7
	19年度 c	1,069 21.0 100.0	726 14.3 67.9	343 6.7 32.1	4,024 79.0 100.0	1,076 21.1 26.7	2,948 57.9 73.3	5,093 100	1,802 35.4	3,291 64.6
	増減(c-a) d	-367 5.5	676 13.7	-1,043 -8.2	-3,803 -5.5	634 16.4	-4,437 -21.8	-4,170 0.0	1,310 30.1	-5,480 -30.1
	増減率(d/a)	-25.6	1352.0	-75.3	-48.6	143.4	-60.1	-45.0	266.3	-62.5
経済産業省	平成17年度 a	810 27.4	315 10.7	495 16.8	2,142 72.6	1,033 35.0	1,109 37.6	2,952 100	1,348 45.7	1,604 54.3
	18年度 b	1,024 35.6	696 24.2	328 11.4	1,849 64.4	1,157 40.3	692 24.1	2,873 100	1,853 64.5	1,020 35.5
	19年度 c	541 30.8 100.0	460 26.2 85.0	81 4.6 15.0	1,218 69.2 100.0	822 46.7 67.5	396 22.5 32.5	1,759 100	1,282 72.9	477 27.1
	増減(c-a) d	-269 3.3	145 15.5	-414 -12.2	-924 -3.3	-211 11.7	-713 -15.1	-1,193 0.0	-66 27.2	-1,127 -27.2
	増減率(d/a)	-33.2	46.0	-83.6	-43.1	-20.4	-64.3	-40.4	-4.9	-70.3
国土交通省	平成17年度 a	9,264 29.5	169 0.5	9,095 28.9	22,158 70.5	4,392 14.0	17,766 56.5	31,422 100	4,561 14.5	26,861 85.5
	18年度 b	6,868 27.2	1,309 5.2	5,559 22.1	18,337 72.8	6,418 25.5	11,919 47.3	25,205 100	7,727 30.7	17,478 69.3
	19年度 c	5,403 24.2 100.0	3,982 17.8 73.7	1,421 6.4 26.3	16,914 75.8 100.0	7,495 33.6 44.3	9,419 42.2 55.7	22,317 100	11,477 51.4	10,840 48.6
	増減(c-a) d	-3,861 -5.3	3,813 17.3	-7,674 -22.6	-5,244 5.3	3,103 19.6	-8,347 -14.3	-9,105 0.0	6,916 36.9	-16,021 -36.9
	増減率(d/a)	-41.7	2256.2	-84.4	-23.7	70.7	-47.0	-29.0	151.6	-59.6
環境省	平成17年度 a	527 30.1	30 1.7	497 28.4	1,226 69.9	196 11.2	1,030 58.8	1,753 100	226 12.9	1,527 87.1
	18年度 b	421 31.4	193 14.4	228 17.0	920 68.6	310 23.1	610 45.5	1,341 100	503 37.5	838 62.5
	19年度 c	355 27.6 100.0	276 21.4 77.7	79 6.1 22.3	933 72.4 100.0	452 35.1 48.4	481 37.3 51.6	1,288 100	728 56.5	560 43.5
	増減(c-a) d	-172 -2.5	246 19.7	-418 -22.2	-293 2.5	256 23.9	-549 -21.4	-465 0.0	502 43.6	-967 -43.6
	増減率(d/a)	-32.6	820.0	-84.1	-23.9	130.6	-53.3	-26.5	222.1	-63.3
防衛省	平成17年度 a	12,049 51.1	0	12,049 51.1	11,529 48.9	3,632 15.4	7,897 33.5	23,578 100	3,632 15.4	19,946 84.6
	18年度 b	12,449 57.8	2,876 13.3	9,573 44.4	9,095 42.2	2,847 13.2	6,248 29.0	21,544 100	5,723 26.6	15,821 73.4
	19年度 c	12,590 50.6 100.0	10,258 41.2 81.5	2,332 9.4 18.5	12,308 49.4 100.0	7,319 29.4 59.5	4,989 20.0 40.5	24,898 100	17,577 70.6	7,321 29.4
	増減(c-a) d	541 -0.5	10,258 41.2	-9,717 -41.7	779 0.5	3,687 14.0	-2,908 -13.5	1,320 0.0	13,945 55.2	-12,625 -55.2
	増減率(d/a)	4.5	—	-80.6	6.8	101.5	-36.8	5.6	383.9	-63.3
各府省合計	平成17年度 a	31,763 32.0	1,735 1.7	30,028 30.3	67,478 68.0	14,662 14.8	52,816 53.2	99,241 100	16,397 16.5	82,844 83.5
	18年度 b	27,768 31.9	7,711 8.9	20,057 23.0	59,316 68.1	17,001 19.5	42,315 48.6	87,084 100	24,712 28.4	62,372 71.6
	19年度 c	25,056 31.1 100.0	18,667 23.2 74.5	6,389 7.9 25.5	55,484 68.9 100.0	25,833 32.1 46.6	29,651 36.8 53.4	80,540 100	44,500 55.3	36,040 44.7
	増減(c-a) d	-6,707 -0.9	16,932 21.4	-23,639 -22.3	-11,994 0.9	11,171 17.3	-23,165 -16.4	-18,701 0.0	28,103 38.7	-46,804 -38.7
	増減率(d/a)	-21.1	975.9	-78.7	-17.8	76.2	-43.9	-18.8	171.4	-56.5

(注) 1 契約統計及び連絡会議公表資料に基づき当省が作成した。

2 「平成17年度」「18年度」及び「増減(c-a)」欄の上段は件数、下段は契約全体に対する割合である。

3 「19年度」欄の上段は件数、中段は契約全体に対する割合、下段は各相手方全体に対する割合である。

4 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しないことがある。

表2-(1)-ア-① 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画の進ちょく状況

(単位:億円、%、ポイント)

	平成17年度実績			随意契約見直し計画における達成目標			19年度実績				目標達成率 (減少割合 ベース) (J/F)
	総契約金額		競争性のない 随意契約 金額の割合 (B/A) C	見直し後の 競争性のない 随意契約 金額 D	見直し後の 競争性のない 随意契約 金額の17年 度総契約金額 に占める 割合 (D/A) E	17年度実績 との差 (E-C) F	総契約金額		競争性のない 随意契約 金額の割合 (H/G) I	17年度実績 との差 (I-C) J	
	A	うち競争性 のない随意 契約金額 B					G	H			
内閣府	948	393	41.5	149	15.7	△25.7	1,133	189	16.7	△24.8	96.4
宮内庁	46	16	34.8	13	28.3	△6.5	50	26	51.6	+16.9	—
公正取引委員会	5	4	80.0	1	20.0	△60.0	7	3	34.6	△45.4	75.7
国家公安委員会	619	261	42.2	252	40.7	△1.5	654	230	35.1	△7.0	483.1
金融庁	39	29	74.4	3	7.7	△66.7	58	15	26.0	△48.4	72.5
総務省	712	375	52.7	40	5.6	△47.1	761	145	19.0	△33.6	71.5
法務省	1,651	815	49.4	202	12.2	△37.1	2,530	489	19.3	△30.0	80.9
外務省	178	124	69.7	21	11.8	△57.9	342	202	59.1	△10.6	18.2
財務省	1,914	1,221	63.8	415	21.7	△42.1	2,777	1,109	39.9	△23.9	56.7
文部科学省	1,892	994	52.5	555	29.3	△23.2	2,137	650	30.4	△22.1	95.3
厚生労働省	4,156	3,254	78.3	740	17.8	△60.5	7,785	5,441	69.9	△8.4	13.9
農林水産省	6,642	1,386	20.9	220	3.3	△17.6	7,336	694	9.5	△11.4	65.0
経済産業省	2,071	1,213	58.6	281	13.6	△45.0	2,502	459	18.4	△40.2	89.3
国土交通省	29,048	4,976	17.1	1,678	5.8	△11.4	30,992	3,153	10.2	△7.0	61.3
環境省	371	220	59.3	46	12.4	△46.9	493	176	35.8	△23.5	50.2
防衛省	21,784	17,828	81.8	7,361	33.8	△48.0	22,780	9,103	40.0	△41.9	87.2
小計	72,076	33,109	45.9	11,977	16.6	△29.3	82,338	22,085	26.8	△19.1	65.2
内閣官房	422	417	98.8	321	76.1	△22.7	900	651	72.4	△26.5	116.3
内閣法制局	2	1	50.0	0	0.0	△50.0	2	0	23.8	△26.2	52.5
人事院	12	7	58.3	2	16.7	△41.7	10	5	51.4	△7.0	16.7
小計	436	425	97.5	323	74.1	△23.4	911	656	72.0	△25.4	108.7
合計	72,512	33,534	46.2	12,300	17.0	△29.3	83,249	22,741	27.3	△18.9	64.6

(注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

表2-(1)-ア-② 競争性のない随意契約金額からみた随意契約見直し計画の進捗状況

(単位: 億円、%)

	競争性のない随意契約金額							目標達成率 (金額ベース) (G/D) H
	平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B	17年度実績との差		19年度実績			
			C	減少目標割合 (C/A) D	E	17年度実績との差 (E-A) F	減少割合 (F/A) G	
内閣府	393	149	△ 244	△ 62.1	189	△ 204	△ 52.0	83.7
宮内庁	16	13	△ 3	△ 18.8	※③ 26	10	+62.3	—
公正取引委員会	4	1	△ 3	△ 75.0	3	△ 1	△ 36.7	48.9
国家公安委員会	261	252	※① △ 9	△ 3.4	230	△ 31	△ 11.9	344.5
金融庁	29	3	△ 26	△ 89.7	15	△ 14	△ 48.4	54.0
総務省	375	40	△ 335	△ 89.3	145	△ 230	△ 61.3	68.7
法務省	815	202	△ 613	△ 75.2	489	△ 326	△ 40.0	53.1
外務省	124	21	△ 103	△ 83.1	※④ 202	78	+63.2	—
財務省	1,221	415	△ 806	△ 66.0	1,109	△ 112	△ 9.2	13.9
文部科学省	994	555	△ 439	△ 44.2	650	△ 344	△ 34.6	78.3
厚生労働省	3,254	740	△ 2,514	△ 77.3	※⑤ 5,441	2,187	+67.2	—
農林水産省	1,386	220	△ 1,166	△ 84.1	694	△ 692	△ 49.9	59.3
経済産業省	1,213	281	△ 932	△ 76.8	459	△ 754	△ 62.1	80.9
国土交通省	4,976	1,678	△ 3,298	△ 66.3	3,153	△ 1,823	△ 36.6	55.3
環境省	220	46	△ 174	△ 79.1	176	△ 44	△ 19.9	25.2
防衛省	17,828	7,361	△ 10,467	△ 58.7	9,103	△ 8,725	△ 48.9	83.4
小計	33,109	11,977	△ 21,132	△ 63.8	22,085	△ 11,024	△ 33.3	52.2
内閣官房	417	321	△ 96	△ 23.0	※② 651	234	+56.1	—
内閣法制局	1	0	△ 1	△ 100.0	0.4	△ 0.6	△ 63.7	63.7
人事院	7	2	△ 5	△ 71.4	5	△ 2	△ 27.3	38.3
小計	425	323	△ 102	△ 24.0	656	231	+54.4	—
合計	33,534	12,300	△ 21,234	△ 63.3	22,741	△ 10,793	△ 32.2	50.8

(注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

3 表中の※を記載した箇所について、関係府省等は、次のように説明している。

※① 国家公安委員会では、削減目標額が少ない理由について、「本計画以前から随意契約の見直しを行っていたため」としている。

※② 内閣官房では、平成19年度の競争性のない随意契約の金額が増加している理由について、同年度における国庫債務負担行為による調達案件等が増加したことによるとしている。

※③ 宮内庁では、平成19年度の競争性のない随意契約の金額が増加している理由について、高額の継続工事や調達が増加したこと等によるとしている。

※④ 外務省では、平成19年度の競争性のない随意契約の金額が増加している理由について、外国要人の招へい・通訳等、競争性のある契約方式への移行に準備を要する案件が多数(約202億円のうち約52億円(25.9%))あったこと等によるとしている。なお、これら案件は、20年度以降に競争性のある契約に移行する計画となっている。

※⑤ 厚生労働省では、平成19年度に競争性のない随意契約が増加した理由について、いわゆるレガシーシステム(相当以前に設置された情報システム)を22年度までに更新する予定としていることから、それまでの間、当該システムに付随する契約を随意契約によることし、これらを含む国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を初年度である19年度に一括して行ったことによるとしている(20年度以降分も含めた一括計上額は3,322億円(うち19年度分が972億円、20年度以降分が2,350億円))。

表2-(1)-ア-③

随意契約見直し計画における移行時期の記載状況

		随意契約見直し計画本文	緊急点検結果の一覧表
内閣官房	△	随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、19年度までに全て一般競争入札等に移行	競争入札(価格競争)、企画競争、公募等は移行時期明示(「19年度から」等)。機器賃貸等は、「準備期間を経た後20年度以降」競争入札に移行、時間を要する総合評価方式などは「20年度以降」移行を検討、等と記載
内閣法制局	△	次期更新時に複数年度契約に移行するものはその更新年度から、それ以外は平成19年度からすべて一般競争入札等に移行	システム賃貸などは19年度から、又は20年度から、と時期を明記。複写機については「19年度以降順次」競争入札に移行、等と記載
人事院	○	随意契約によることがやむを得ないものを除き、18年度から順次一般競争入札等に移行。22年度を目途に移行を完了	個別案件ごとに更新時期、移行時期を明示(22年度まで)
内閣府	△	随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、19年度までに全て一般競争入札等に移行	競争入札(価格競争)、企画競争、公募などは移行時期明示(「19年度から」等)。機器賃貸等は、「準備期間を経た後20年度以降」競争入札に移行、時間を要する総合評価方式などは「19年度から」又は「20年度以降」移行を検討、等と記載
宮内庁	△	随意契約によることがやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに一般競争入札等に移行	更新時期が明確なパソコン、システムの借り受けなどは移行時期明示(19年度、20年度)、その他機器は「次期更新時に検討」
公正取引委員会	○	随意契約によることがやむを得ないものを除き、すべて一般競争入札等に移行	個別案件ごとに更新時期、移行時期を明示(21年度まで)
国家公安委員会	△	随意契約によることがやむを得ないものを除き、遅くとも平成19年度から全て一般競争入札等に移行	複写機については移行時期明示(19年度まで)。ニュースの受信等は、「公募を検討」など。
金融庁	△	随意契約によらざるを得ないものを除き、平成18年度以降、順次可能なものから、競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募に移行	システムの運用支援など、「競争入札又は企画競争等への移行を検討」、複写機は「19年度以降、更新時には機器の賃貸借と合わせた競争入札を実施」等と記載
総務省	△	随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、18年度以降可能なものから順次一般競争入札等に移行	「競争入札(企画競争)へ移行(19年度移行、次回切替時)」等と記載
法務省	△	随意契約によることがやむを得ないものを除き、平成18年度から順次、一般競争入札等に移行	システムについては「システムの更新時には、競争入札に移行(価格競争)」、複写機は移行時期明示
外務省	○	随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能な限り平成18年度以降平成23年度までをとりあえずの目標として事業を取り止めるか、一般競争入札等に移行	システム、設備の保守契約等については、「競争入札に移行を検討(設備・システム等の入替時において実施を検討)」等と記載
財務省	○	随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、遅くとも平成23年度までに全て一般競争入札等に移行	システム更新等は「一般競争入札に移行(準備期間を経たのち20年度契約から)」「電子複写機保守については「競争入札に移行(価格競争)(20年度から)」等、移行時期を明記
文部科学省	△	随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに一般競争入札等による契約に移行。なお、総合評価落札方式を必要とする調達案件については、評価基準等を策定し、平成19年度以降、導入可能なものから実施	「企画競争を実施」と移行時期の記載がない、又は複写機保守等は「19年度以降、総合評価を含めた一般競争入札に移行」等と記載
厚生労働省	△	随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、平成18年度から順次一般競争入札等に移行	システム賃貸等は「平成22年度から一般競争入札に移行(平成17年4月～平成22年3月まで借り上げ予定)」又は「互換性の関係から、平成21年6月までは随意契約、切替えに当たる平成21年7月から総合評価による一般競争入札に移行」、複写機賃貸等は「リース契約更新時期より入札に移行予定」等と記載
農林水産省	△	随意契約によることが真にやむを得ないもの及び準備に時間を要するものを除き、今後はすべて一般競争入札等に移行	複写機等賃貸借は「競争入札に移行(価格競争)(リース期間満了時から)」、委託事業等については「引き続き企画競争を実施し、その後、総合評価による一般競争入札に移行できるか検討」等と記載
経済産業省	△	平成18年度下期以降、可能なものから速やかに一般競争入札等に移行	調査・研究等の総合評価方式に移行するものは「一般競争入札等に移行(19年度から総合評価方式による一般競争入札に移行)」、複写機賃貸借等は「20年度以降において最低価格落札方式による一般競争入札に移行」等と記載
国土交通省	○	随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は、遅くとも平成19年度から一般競争入札等に移行(平成18年10月以降、順次実施し、随意契約の見直しは平成21年度末完了予定)	調査等は「18年度以降、企画競争を実施」、機器の保守等は「19年度以降、公募を実施」、システム保守等は「公募を実施(19年度以降に公募手続を行う)」、複数年度にわたる賃貸借契約等は「競争入札に移行(19年度一般競争入札を行い次年度以降は、国庫債務負担行為を活用し複数年度契約を行う)」等と記載
環境省	○	随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争入札に移行することはもちろん、それが困難なものでも、極力企画競争・公募を行うこととし、速やかな移行を図ることとする。ただし、それぞれの状況に応じ、やむを得ず、来年度から平成21年度までにかけて経過措置を講じつつ移行する必要があるものがある。	システム保守関係等は「一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度中から)」、複写機保守等は「一部を一般競争入札に移行(賃貸借期間が終了した機器から順次19年度開始分、20年度開始分、21年度開始分)」等と記載
防衛省	△	随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、遅くとも19年度から全て一般競争入札等に移行(情報システム等は次期更新時)	調査・研究等に関する契約は「一般競争契約等の移行するための準備に時間を要するもの(19年度から公募手続を導入)」、複写機等は、「一般競争契約等に移行するための準備に時間を要するもの(次期換装時に競争入札に移行)」等と記載

(注) 1 各府省が公表している「随意契約見直し計画」及び「緊急点検結果の一覧表」に基づき当省が作成した。

2 ○印は移行時期が明確に記載されているものを示し、△印は移行時期が必ずしも明確に記載されていないものを示す。

表2-(1)-ア-④ 平成19年度に締結した競争性のない随意契約の競争性の高い契約方式への移行時期等

(単位:件、円)

		平成19年度における競争性のない随意契約 (A)	左の競争性の高い契約方式への移行時期等				計 (F=C+D+E)
			随意契約見直し計画 (改訂)等に即し、「随意契約によらざるを得ないもの」に該当するものとして整理したもの (B)	20年度以降、競争性の高い契約へ移行が見込まれるもの			
				随意契約見直し計画 (改訂)に即し、20年度以降に見直しを実施する(競争契約等へ移行することとしているもの) (C)	随意契約見直し計画 (改訂)に即し、18年度及び19年度において見直しを実施すべき(競争契約等へ移行すべき)ものであったが、何らかの理由により当該各年度において見直しを実施しなかったもの (D)	B、C、Dのいずれにも区分できないもの (E)	
内閣府	件数	384	298	86	0	0	86
	金額	18,574,702,415	9,149,515,720	9,425,186,695	0	0	9,425,186,695
宮内庁	件数	152	146	3	3	0	6
	金額	2,596,136,635	2,447,746,559	122,015,126	26,374,950	0	148,390,076
公正取引委員会	件数	27	22	4	1	0	5
	金額	253,325,994	155,797,466	91,518,328	6,010,200	0	97,528,528
国家公安委員会	件数	1,252	1,248	4	0	0	4
	金額	22,999,793,513	22,950,234,729	49,558,784	0	0	49,558,784
金融庁	件数	86	61	25	0	0	25
	金額	1,496,039,872	915,568,981	580,470,891	0	0	580,470,891
総務省	件数	299	136	161	0	2	163
	金額	14,501,697,239	2,028,263,061	12,448,822,493	0	24,611,685	12,473,434,178
法務省	件数	2,477	507	731	114	1,125	1,970
	金額	48,933,380,532	9,205,594,337	25,569,236,936	597,148,735	13,561,400,524	39,727,786,195
外務省	件数	817	141	244	15	417	676
	金額	20,235,598,269	1,729,678,905	5,246,882,738	809,614,920	12,449,421,706	18,505,919,364
財務省	件数	1,594	1,102	492	0	0	492
	金額	110,887,355,693	42,495,950,840	68,391,404,853	0	0	68,391,404,853
文部科学省	件数	551	371	180	0	0	180
	金額	65,022,131,852	53,183,969,799	11,838,162,053	0	0	11,838,162,053
厚生労働省	件数	5,645	3,793	1,538	314	0	1,852
	金額	544,053,083,480	94,666,356,624	409,147,374,420	40,239,352,436	0	449,386,726,856
農林水産省	件数	3,291	2,271	312	708	0	1,020
	金額	69,422,760,923	33,923,570,316	6,582,022,516	28,917,168,091	0	35,499,190,607
経済産業省	件数	477	457	20	0	0	20
	金額	45,939,842,132	44,461,793,362	1,478,048,770	0	0	1,478,048,770
国土交通省	件数	10,840	4,952	774	579	4,535	5,888
	金額	315,341,781,229	149,607,015,096	36,569,817,638	5,734,464,228	123,430,484,267	165,734,766,133
環境省	件数	560	541	6	13	0	19
	金額	17,621,508,900	17,019,802,645	372,441,797	229,264,458	0	601,706,255
防衛省	件数	7,321	6,775	438	29	79	546
	金額	910,313,791,206	850,778,035,613	57,988,752,873	560,355,833	986,646,887	59,535,755,593
小計	件数	35,773	22,821	5,018	1,776	6,158	12,952
	金額	2,208,192,929,884	1,334,718,894,053	645,901,716,911	77,119,753,851	150,452,565,069	873,474,035,831
内閣官房	件数	78	53	25	0	0	25
	金額	4,710,775,997	1,535,898,709	3,174,877,288	0	0	3,174,877,288
内閣法制局	件数	2	0	2	0	0	2
	金額	36,321,654	0	36,321,654	0	0	36,321,654
人事院	件数	65	36	23	2	4	29
	金額	508,663,463	189,600,077	292,094,870	3,744,700	23,223,816	319,063,386
小計	件数	145	89	50	2	4	56
	金額	5,255,761,114	1,725,498,786	3,503,293,812	3,744,700	23,223,816	3,530,262,328
合計	件数	35,918	22,910	5,068	1,778	6,162	13,008
	金額	2,213,448,690,998	1,336,444,392,839	649,405,010,723	77,123,498,551	150,475,788,885	877,004,298,159

(注)フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

表2-(1)-ア-④の付表

各府省における今後の競争性の高い契約への移行見込み

(単位:千円)

	20年度以降、競争性の高い契約へ移行が見込まれるもの(平成19年度の契約金額)						達成見込み時期
	20年度以降計画分		19年度以前計画未実施分		未整理分		
内閣官房	競争入札に移行 リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 企画競争・公募に移行 (電話通事業(H20~企画)) 計	3,149,711 3,148,240 1,471 25,166 3,174,877					21年度
内閣法制局	競争入札に移行 (リース等更新時期待ち) 計	36,322 36,322					—
人事院	競争入札に移行 リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 データサービス 企画競争・公募に移行 (仕様書作成等に時間) 計	248,784 167,672 69,997 11,115 43,311 292,095	競争入札に移行 (リース等更新時期待ち) 企画競争・公募に移行 (会場使用料(緊急)) 計	2,199 1,546 3,745	契約先が一(ニュースサービス) リース等更新時期待ち 見直し後にシステムを分離	2,898 1,795 18,531 23,224	22年度(計画に沿って達成)
内閣府	競争入札に移行 リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 企画競争・公募に移行 (電話通事業(H20~企画)) 計	9,227,249 9,167,828 59,421 198,037 9,425,187					21年度
宮内庁	競争入札に移行 (リース等更新時期待ち) 企画競争・公募に移行 (仕様書作成等に時間) 計	88,544 33,470 122,015	競争入札に移行 リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 計	26,375 1,174 25,200 26,375			21年度(17年度時点の計画は概ね20年度中に達成。件数、金額については年度ごとに大幅な違いが生じるため、21年度見込み)
公正取引委員会	競争入札に移行 (リース等更新時期待ち) 計	91,518 91,518	競争入札に移行 (システム更新時期待ち) 計	6,010 6,010			21年度(リース、システム等順次更新)
国家公安委員会	競争入札に移行 リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 計	49,559 35,154 14,405 49,559					—
金融庁	競争入札に移行 リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 電話回線(IP電話安定稼働保障) システム保守(著作権から) システム保守(開発者以外履行不可) 計	580,471 336,341 30,117 17,691 189,100 7,221 580,471					24年度

(単位:千円)

	20年度以降、競争性の高い契約へ移行が見込まれるもの(平成19年度の契約金額)				達成見込み時期		
	20年度以降計画分		19年度以前計画未実施分			未整理分	
総務省	事務事業を廃止予定 競争入札に移行	3,655,314			整備中発見された不具合の追加整備 新たに随意契約によらざるを得ないとしたもの	15,487 9,125	22年度末まで、19年度の競争性のない随意契約のうち約64%減、23年度以降約22%減、計86%減
	リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 企画競争・公募に移行 (仕様書作成等に時間)	8,763,912 8,719,380 44,532 29,596					
	計	12,448,822			計	24,612	
法務省	リース等更新時期待ち	21,420,621	リース等更新時期待ち	44,957	新たに随意契約によらざるを得ないとしたもの	13,560,330	移行可能なものは20年度までに移行し、複数年度を前提に行う契約については更新時期ごとに競争入札を実施
	物品等購入等と不可分な関係にある点検業務等 仕様書作成等に時間 法令等明確な根拠により相手方特定 その他	3,939,509 1,905 27,566 179,636	物品等購入等と不可分な関係にある点検業務等 仕様書作成等に時間 法令等明確な根拠により相手方特定 その他	91,381 284,745 146,680 29,386	その他	1,071	
	計	25,569,237	計	597,149	計	13,561,401	
外務省	19年度移行済み	24,533	仕様書作成等に時間	79,033	稼働中のシステム関連	1,491,396	23年度(計画を厳正に実施)
	事務事業を廃止予定 競争入札に移行	240,145 1,421,960	19年度途中に移行するまでの間のつなぎ その他	690,891 39,691	財務省遺産による「随意契約によらざるを得ないもの」 日程が直前に確定 外交上の配慮 業務提供者が一人に限定 その他	1,594,431 73,382 22,043 731,337 8,536,833	
	リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 外交的配慮により時間を要する 企画競争・公募に移行	863,810 216,638 341,512 3,560,244					
	リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間	46,905 3,513,339					
	計	5,246,883	計	809,615	計	12,449,422	
財務省	事務事業を廃止予定 競争入札に移行	1,162,538					23年度(リース契約等、当該契約終了時に順次移行予定)
	リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 企画競争・公募に移行 試験会場借り上げ(準備に時間) リース等更新時期待ち その他	62,552,837 43,157 2,631,757 9,382 2,622,375 2,001,116					
	計	68,391,405					
文部科学省	事務事業を廃止予定 競争入札に移行 (リース等更新時期待ち)	4,381,451 482,742					21年度(複数年度を前提した研究開発等委託事業が終了)
	企画競争・公募に移行 (複数年度にわたる研究開発等(H20~企画)) その他	6,821,876 152,093					
	計	11,838,162					

(単位:千円)

	20年度以降、競争性の高い契約へ移行が見込まれるもの(平成19年度の契約金額)					達成見込み時期
	20年度以降計画分		19年度以前計画未実施分		未整理分	
厚生労働省	競争入札に移行 リース等更新時期待ち 特定相手方の知見等(時間を要する) 企画競争・公募に移行 リース等更新時期待ち 特定相手方の知見等(時間を要する) その他 計	396,788,695 396,779,365 9,330 7,595,207 258,830 7,336,377 4,763,472 409,147,374	競争入札に移行 リース等更新時期待ち 特定相手方の知見(時間を要する) 企画競争・公募に移行 リース等更新時期待ち 特定相手方の知見(時間を要する) その他 計	2,958,519 2,913,582 44,937 36,275,775 393,828 35,881,947 1,005,058 40,239,352		23年度(レガシーシステム等による複数年度契約(国庫債務負担行為)の最終年度目途)
農林水産省	競争入札に移行 リース等更新時期待ち システム利用契約等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 事業協定終了時期待ち システム保守(他業者不可としたもの) 予防薬購入(国内一社のみ) その他 計	6,582,023 3,574,267 1,495,401 217,184 979,358 4,725 3,150 307,938 6,582,023	競争入札に移行 リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 政府主要食糧の寄託・運送(H20~公募) 企画競争・公募に移行 特殊健康診断(特定の設備、器具) 電話回線使用料(見直しに時間) その他 計	28,465,917 1,369,159 603,281 26,493,477 15,503 8,902 6,601 435,748 28,917,168		21年度以降(リース等順次更新)
経済産業省	競争入札に移行 リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間 企画競争・公募に移行 (複数年度にわたる研究開発等(H20~企画)) 計	1,247,230 1,247,230 230,819 1,478,049				-
国土交通省	事務事業を廃止予定 競争入札に移行 リース等更新時期待ち 仕様書作成等に時間(業務内容の精査等含む) 企画競争・公募に移行 仕様書作成等に時間(業務内容の精査等含む) 現事業終了まで継続使用の必要がある資材用地等 その他 計	771,147 34,537,134 33,045,596 1,491,538 997,339 968,740 28,599 264,198 36,569,818	事務事業を廃止予定 競争入札に移行 リース等更新時期待ち(宿舍退去含む) 仕様書作成等に時間(業務内容の精査等含む) 継続観察を要する健康診断 企画競争・公募に移行 リース等更新時期待ち(計画見直し含む) 仕様書作成等に時間(業務内容の精査等含む) ライセンス契約上の理由 その他 計	875,482 3,064,299 2,421,432 641,811 1,056 869,511 211,092 655,867 2,552 925,172	新規契約(不落、災害等緊急含む) リース等更新時期待ち(国庫債務予算措置等) 協定、定期刊行物、災害復旧調査等 業務内容の精査等に時間が必要 長期継続契約等 移転補償事務委託 空港事務所賃貸借 協定による分担金 空港用地賃貸借 埋蔵文化財発掘等 庁舎敷地等耐用年数の観点から方針決定不可 18年度からの宿舍借上 高速道路社会実験 業務の特殊性から方針決定できなかったもの 経験、専門知識から方針決定できなかったもの 計	39,695,459 35,205,082 4,355,335 789,405 12,124,019 4,843,791 709,760 6,932,649 14,358,604 4,145,527 278,845 15,322 144,022 153,945 543,696 123,430,484
環境省	競争入札に移行 複数年度にわたる研究開発等 仕様書作成等に時間 企画競争・公募に移行 (複数年度にわたる研究開発等) 計	326,956 136,956 190,000 59,646 372,442	競争入札に移行 (技術的課題検討等) 企画競争・公募に移行 (技術的課題検討等) 計	200,164 29,100 229,264		計画の着実な実施を図るとともに、新規事業についても、やむを得ないものを除き、競争性のある契約方式を行う

(単位:千円)

	20年度以降、競争性の高い契約へ移行が見込まれるもの(平成19年度の契約金額)					達成見込み時期		
	20年度以降計画分		19年度以前計画未実施分		未整理分			
防衛省	競争入札に移行	57,988,753	競争入札に移行	40,264	見直し計画策定時に想定していなかった新規契約等	847,800		
	(リース等更新時期待ち)		システム保守等(品質保証等)		33,144		研修受講契約(成果を得るため特定相手方)	14,872
			研修受講契約(成果を得るため特定相手方)		4,406		その他	123,975
			ポータ借上(代替無し)		2,714			
			企画競争・公募に移行		458,257			
			会場借上契約(他適当なものなし)	15,680				
			部外委託訓練(特定会社)	219,158				
			システム維持管理(熟知必要)	68,985				
			医療検査(技術及び信頼)	154,434				
			その他	61,835				
	計	57,988,753	計	560,356	計	986,647		

(注)1 フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

2 金額は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

○ 公共調達に適正化について（平成18年8月25日財計第2017号） <抜粋>

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(1) 競争入札に付する場合の留意事項

競争入札に付する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

① 競争参加資格の設定

イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること。

ロ 仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならないこと。

② 総合評価方式の拡充

研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札を拡充することとし、評価基準や実施要領の作成等、円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その導入に努めるものとする。

また、総合評価方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、総合評価の結果の公表を徹底するほか、評価方法の作成や落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めるものとする。

③ 予定価格の適正な設定

予定価格については、より一層適正な設定に努めるものとする。

また、不自然な入札結果について統計的な分析を行うことにより談合等の排除に努めるものとする。

(2) 随意契約による場合

①に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、②に掲げる区分に照らし、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。ただし、①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるものについては、同様に取扱うものとする。

なお、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。

（注一）「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

（注二）企画競争を行う場合には、特定の者が有利とならないよう

イ 参加者を公募すること、

ロ 業者選定に当たっては、業務担当部局だけではなく契約担当部局も関与する必要があること、

ハ 審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うこ

と、

等により、競争性及び透明性を担保するものとする。

(注三)「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。

(注四)公募は、従来、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術又は設備等を有している者が、他にいない場合がないとは言い切れないことから、必要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募るものである。

したがって、当初から複数の者による競争が存在することが考えられるようなものについては、原則として、一般競争入札（総合評価方式を含む。）を行うこととし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、企画競争を行うものとする。

(注五)公募期間は、予決令第74条により、急を要する場合を除き、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに入札公告しなければならないとされていることに準じて、適切に定めなければならない。

① 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

(ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

(ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

(ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

(ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

② 従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約

原則として、価格競争による一般競争入札によるものとする。

ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、総合評価方式による

一般競争入札を行うものとする。なお、直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約

原則として、総合評価による一般競争入札によるものとする。ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、次に掲げる区分によるものとし、総合評価による一般競争入札に移行するための検討を引き続き行うものとする。

(イ) 審議会等により委託先が決定された者との委託契約

審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

(ロ) 調査研究等に必要特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしているもの

公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には、総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

(注) いわゆる競争的資金については、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

ハ リース契約等

複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約

当該保守点検業務等が不可分ならないよう見直しを行うものとする（特にシステムの開発及び運用に係るもの）。なお、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等について検討を行うものとする。

ホ 国家試験等の実施に係るもの

(イ) 試験又は講習の実施に係る会場の借上げについては、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うものとする。

(ロ) 試験問題の印刷については、独立行政法人国立印刷局の職員が法律により守秘義務を負っていることも踏まえつつ、一般競争入札等によることの適否について検討するものとする。

ヘ 一般競争入札によることができるものであるが、一の契約の相手方のみでは契約目的が達成できない国庫金の納付等に係る金融機関との口座振替等の契約

一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するものとする。

③ その他

イ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」については、単に国内部の事務の遅延により、競争に付する期

間が確保できなくなったことのみをもって「緊急の必要」があるとしてはならない。

ロ 会計法第 29 条の 3 第 4 項の「競争に付することが不利と認められる場合」については、予決令第 102 条の 4 第 4 号に列挙されている場合であっても、「競争に付することが不利」であることを、具体的に説明できる必要があることに留意しなければならない。

ハ 秘密の保持が必要とされているもの

予決令第 99 条第 1 号の「国の行為を秘密にする必要があるとき」として、随意契約を行うことができるのは、外交又は防衛の活動等において、その行為を公にすることによって重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合に限られることに留意しなければならない。

ニ 予定価格が予決令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えない随意契約（以下「少額の随意契約」という。）であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとしなければならない。

表 2 - (1) - イ - ② 19 年連絡会議申合せ

○ 随意契約の適正化の一層の推進について（平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議） <抜粋>

1. 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底

○ 各府省における随意契約の見直しが厳正に実施されるよう、それぞれの「随意契約見直し計画」に基づく各般の措置について、

イ. 一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続きが適用されているか

ロ. 移行後の契約形態において、制限的な応募条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか

ハ. 引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、法令等に照らし適正に執行されているか

ニ. 特に、所管の公益法人との間で引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、その執行に当たり十分な注意が払われているか

等の観点から適切に点検し、公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講じるものとする。

表2-(1)-イ-③ 調査対象機関及び協力要請機関における契約の契約方式別等の内訳(平成19年度・府省等別)

(単位:件、円)

項目 府省等名	一般競争契約		指名競争契約		随意契約		うち所管公益法人等		うち所管公益法人等以外		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府	1,145	74,610,194,769	228	4,022,042,386	995	34,683,144,383	83	5,751,462,558	912	28,931,681,825	2,368	113,315,381,538
宮内庁	50	194,590,439	189	1,932,279,009	173	2,900,043,085	2	35,318,390	171	2,864,724,695	412	5,026,912,533
公正取引委員会	62	318,824,250	0	0	35	413,523,039	8	64,915,809	27	348,607,230	97	732,347,289
国家公安委員会	488	27,067,588,993	2	182,763,408	482	21,653,505,611	26	1,830,467,386	456	19,823,038,225	972	48,903,858,012
金融庁	117	2,822,420,061	0	0	175	2,931,306,871	13	254,325,592	162	2,676,981,279	292	5,753,726,932
総務省	924	31,910,166,222	0	0	826	41,661,083,181	267	14,405,967,918	559	27,255,115,263	1,750	73,571,249,403
法務省	890	133,782,676,958	129	2,357,425,034	759	27,373,808,712	86	2,237,160,848	673	25,136,647,864	1,778	163,513,910,704
外務省	313	5,986,890,861	21	156,120,014	1,047	28,092,578,574	315	10,725,634,764	732	17,366,943,810	1,381	34,235,589,449
財務省	2,043	45,521,208,335	0	0	999	107,961,662,887	127	20,768,981,160	872	87,192,681,727	3,042	153,482,871,222
文部科学省	561	20,484,890,498	0	0	5,187	193,227,124,817	1,808	92,177,425,989	3,379	101,049,698,828	5,748	213,712,015,315
厚生労働省	2,679	76,030,638,017	81	3,457,122,147	3,624	555,452,449,802	768	457,399,594,545	2,856	98,052,855,257	6,384	634,940,209,966
農林水産省	2,370	133,859,346,448	1,395	293,695,360,101	2,738	141,412,936,824	570	62,848,526,437	2,168	78,564,410,387	6,503	568,967,643,373
経済産業省	1,592	76,924,619,960	2	8,541,596	1,150	154,408,296,273	359	85,194,195,082	791	69,214,101,191	2,744	231,341,457,829
国土交通省	10,317	961,844,943,585	4,953	74,351,909,339	9,604	422,230,331,688	2,469	122,049,604,723	7,135	300,180,726,965	24,874	1,458,427,184,612
環境省	672	7,810,374,638	66	795,041,100	1,054	35,004,761,975	308	17,113,799,380	746	17,890,962,595	1,792	43,610,177,713
防衛省	7,833	273,866,590,238	1,255	54,722,928,377	17,988	1,627,770,882,003	9,343	1,299,365,559,978	8,645	328,405,322,025	27,076	1,956,360,400,618
小計	32,056	1,873,035,964,272	8,321	435,681,532,511	46,836	3,397,177,439,725	16,552	2,192,222,940,559	30,284	1,204,954,499,166	87,213	5,705,894,936,508
内閣官房	111	22,237,799,183	0	0	205	67,735,354,549	23	43,278,974,252	182	24,456,380,297	316	89,973,153,732
内閣法制局	20	88,972,082	0	0	9	63,852,292	0	0	9	63,852,292	29	152,824,374
人事院	51	356,759,316	0	0	97	633,405,955	20	86,005,544	77	547,400,411	148	990,165,271
小計	182	22,683,530,581	0	0	311	68,432,612,796	43	43,364,979,796	268	25,067,633,000	493	91,116,143,377
合計	32,238	1,895,719,494,853	8,321	435,681,532,511	47,147	3,465,610,052,521	16,595	2,235,587,920,355	30,552	1,230,022,132,166	87,706	5,797,011,079,885

(注)1 当省の調査結果による。
2 国土交通省の件数及び金額は、関東地方整備局分を除く。

表 2 - (1) - イ - ④ 調査対象機関及び協力要請機関における競争性のない随意契約の理由別内訳

(単位：件、%)

区 分	合 計		うち所管公益法人等		うち所管公益法人等 以外		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
競争性のない随意契約	18,383	100.0	3,699	100.0	14,684	100.0	
契約の性質又は目的が競争を許さない場合	法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	288	1.6	92	2.5	196	1.3
	条約等の国際的取決めにより契約の相手方が一に定められているもの	291	1.6	43	1.2	248	1.7
	閣議決定による国家的プロジェクトにおいて当該閣議決定によりその実施者が明示されているもの	14	0.1	5	0.1	9	0.1
	地方公共団体との取決めにより契約の相手方が一に定められているもの	312	1.7	19	0.5	293	2.0
	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）	3,931	21.4	80	2.2	3,851	26.2
	官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	42	0.2	38	1.0	4	0.0
	防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	1,545	8.4	1,402	37.9	143	1.0
	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る）	1,056	5.7	215	5.8	841	5.7
	郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの）	134	0.7	94	2.5	40	0.3
	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	402	2.2	103	2.8	299	2.0
	美術館等における美術品及び工芸品等の購入	20	0.1	1	0.0	19	0.1
	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	510	2.8	80	2.2	430	2.9
	その他の理由によるもの	7,123	38.7	1,325	35.8	5,798	39.5
その他 （緊急の必要により競争に付することができない場合、競争に付することが不利と認められる場合等）	2,715	14.8	202	5.5	2,513	17.1	

(注) 229 機関に対する当省の調査結果による。

表2-(1)-イ-⑤ 調査対象機関及び協力要請機関において詳細調査を行った契約の契約方式別件数

(単位:件、%)

府省等名	抽出件数								合 計 (I=A+C+D)
	一般競争契約 (A)	うち総合評価方式 (B)	指名競争契約 (C)	随意契約 (D)				(H)	
				うち企画競争 (E)	うち公募 (F)	うち不落・不調 (G)	うち競争性のない随意契約 (H)		
内閣府	130	56	13	175	73	32	18	52	318
宮内庁	6	0	12	29	0	1	2	26	47
公正取引委員会	11	0	0	8	1	0	2	5	19
国家公安委員会	85	12	2	86	26	4	8	48	173
金融庁	10	1	0	25	8	8	2	7	35
総務省	111	16	0	81	34	13	9	25	192
法務省	218	13	27	227	13	13	19	182	472
外務省	14	1	2	81	41	0	3	37	97
財務省	194	14	0	196	15	35	54	92	390
文部科学省	83	31	0	123	51	20	9	43	206
厚生労働省	404	18	4	1,117	259	157	43	658	1,525
農林水産省	424	39	394	543	289	46	17	191	1,361
経済産業省	147	113	1	248	123	2	20	103	396
国土交通省	1,644	618	653	3,434	1,032	1,030	107	1,265	5,731
環境省	112	36	5	254	84	17	26	127	371
防衛省	885	1	262	1,326	60	736	315	215	2,473
小 計	4,478 32.4%	969 7.0%	1,375 10.0%	7,953 57.6%	2,109 15.3%	2,114 15.3%	654 4.7%	3,076 22.3%	13,806 100.0%
内閣官房	13	1	0	28	4	5	2	17	41
内閣法制局	7	0	0	5	0	5	0	0	12
人事院	7	0	0	16	2	4	0	10	23
小 計	27 35.5%	1 1.3%	0 0.0%	49 64.5%	6 7.9%	14 18.4%	2 2.6%	27 35.5%	76 100.0%
合 計	4,505 32.5%	970 7.0%	1,375 9.9%	8,002 57.6%	2,115 15.2%	2,128 15.3%	656 4.7%	3,103 22.4%	13,882 100.0%

(注)1 調査結果に基づき、当省が作成した。

2 国土交通省の詳細調査件数には、関東地方整備局分19件(うち一般競争契約12件、公募3件、競争性のない随意契約4件)を含む。

表 2 - (1) - イ - ⑥ 各府省共通的な業務に係る契約のうち、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

庁舎等の警備や維持管理、広報、タクシーの借上げ等の各府省共通的な業務の契約方式を府省横断的に比較したところ、次表のとおり、一般競争契約等の競争性の高い契約方式としている例がある一方で、競争性のない随意契約としている例があるほか、随意契約見直し計画において一般競争契約に移行するとしているものの仕様書等の作成に準備期間を要すること等を理由に公募又は企画競争による随意契約や指名競争契約としている例が合計305件ある。

表 契約方式別にみた府省共通的な業務に係る契約の件数（平成 19 年度）

（単位：件、％）

業務の内容別	合計	競争性のない随意契約	公募	企画競争	指名競争契約	一般競争契約
		A	B	C	D	E
i 庁舎の警備	125 (100)	32 (25.6)	9 (7.2)	0	4 (3.2)	80 <11> (64.0)
ii 庁舎の電気・機械設備等の保守	177 (100)	22 (12.4)	9 (5.1)	0	5 (2.8)	141 <10> (79.7)
iii 昇降機の保守	82 (100)	12 (14.6)	6 (7.3)	0	0	64 <1> (78.0)
iv 電気の供給	64 (100)	25 (39.1)	0	0	0	39 <3> (60.9)
v ポスター作成等の広報業務	148 (100)	32 (21.6)	1 (0.7)	79 (53.4)	4 (2.7)	32 <2> (21.6)
vi タクシーの借上げ	98 (100)	32 (32.7)	38 <1> (38.8)	28 <1> (28.6)	0	0
vii 荷物の運送	30 (100)	9 (30.0)	1 (3.3)	1 (3.3)	0	19 (63.3)
viii 職員の健康診断	71 (100)	3 (4.2)	10 (14.1)	0	0	58 <3> (81.7)
ix 外国雑誌の購入	20 (100)	7 (35.0)	0	0	3 (15.0)	10 <2> (50.0)
x 国家試験問題の印刷	10 (100)	4 (40.0)	0	0	0	6 <3> (60.0)
16 府省合計	825 (100)	178 (21.6)	74 <1> (9.0)	108 <1> (13.1)	16 (1.9)	449 <35> (54.4)
うち、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例	300 (100)	178 (59.3)	26 (8.7)	80 (26.7)	16 (5.3)	—
協力要請機関における参考事例	14 (100)	1 (7.1)	6 (42.9)	2 (14.3)	0	5 (35.7)
うち、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例	5 (100)	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	0	—
総合計	839 (100)	179 (21.3)	80 <1> (9.5)	110 <1> (13.1)	16 (1.9)	454 <35> (54.1)
うち、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例	305 (100)	179 (58.7)	28 (9.2)	82 (26.9)	16 (5.2)	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 一般競争契約欄の数値には不落・不調による随意契約を含む。
 3 庁舎の電気・機械設備等の保守の一般競争契約欄の数値には総合評価方式2件を含む。また、ポスターの作成等の広報業務の一般競争契約欄の数値には総合評価方式18件を含む。
 4 < > 内の数値は、平成19年度契約では、A、B、C、Dのいずれかの契約方式としていたが、20年度契約において公募、企画競争又は一般競争契約に移行したものを示し、内数である。
 5 網掛け部分は、競争性の高い契約方式に移行する余地がある事例である。

これらのうち、競争性の高い契約方式に移行する余地があるとみられたものの主な例は表 2 - (1) - イ - ⑥ - i から x までの付表 1 のとおりであり、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例（計305件）の一覧は表 2 - (1) - イ - ⑥ - i から x までの付表 2 のとおりである。

表 2 - (1) - イ - ⑥ - i (府省共通的な業務：庁舎の警備)

付表 1 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

庁舎の警備については、警備員を庁舎に常駐させ巡回監視するもののほか、監視カメラ、火災監視装置等を庁舎に設置して、これらにより異常等が発生したときに警備会社から警備員が派遣される機械警備が行われている。

機械警備については、契約相手方を変更した場合、既設の機器を撤去した上で新たな機器を設置することが必要となることから、これまでは、当該業務を開始した当初の契約相手方と競争性のない随意契約を締結している場合が多かった。しかし、次のように、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約の一般競争契約を締結している例がある一方で、競争性のない随意契約を継続している例（庁舎が民間事業者の建物に入居し、当該建物の管理者が一括して警備業務を委託しており、入居官庁が独自に契約相手方を選択することができない場合を除く。）や、公募による随意契約への移行にとどまっている例がある。また、警備員による巡回監視等の警備についても、次のように、一般競争契約としている例がある一方で、指名競争契約とする理由に乏しいにもかかわらず指名競争契約としている例がある。

庁舎の警備については、府省の間で異なるものではないことから、競争性のない随意契約や公募による随意契約を締結している府省にあつては、一般競争契約への移行を検討する必要がある。

〈競争性のない随意契約から一般競争契約に移行した例〉

- ① 財務省東北財務局では、i) 青森合同庁舎、盛岡合同庁舎（1・2号館）、福島財務事務所庁舎及び東北財務局分室、ii) 秋田第二合同庁舎及び山形財務事務所庁舎の庁舎警備請負業務について、既設機器メーカー以外はメンテナンスを行うことはできず、機器等に精通していなければ正常な稼働状態を維持できないため競争を許さないとして、いずれも平成 19 年度までは競争性のない随意契約を締結していた（契約の相手方は異なる事業者である）。

しかし、随意契約見直し計画を踏まえ、契約事務の効率化を図るため、平成 20 年度に、上記 i) と ii) の庁舎警備請負業務を一本化した上で、国庫債務負担行為を活用して複数年度（20 年度から 24 年度までの 5 年）の契約を前提とした一般競争契約に移行している。

なお、東北財務局は、警備会社の警備システムは、当該会社の警備機器等によらざるを得ないこと、これらの警備機器等は賃貸借が一般的であること、警備機器等の撤去と設置は警備会社の負担で実施すること等から、5 年程度を前提とした契約でなければ競争性が確保されにくいとして、国庫債務負担行為を活用した一般競争契約に移行したとしている。（類似例：仙台国税局ほか 3 機関（平成 20 年度））

- ② 農林水産省四国森林管理局は、庁舎等警備業務について、平成 17 年度までは所管公益法人と競争性のない随意契約を締結してきたが、随意契約見直し計画で「平成 19 年度以降一般競争入札へ移行」することとしていた。しかし、これを前倒し、平成 18 年 6 月から一般競争契約に移行している。その結果、平成 18 年度は 2 者の応札があり所管公益法人が落札したが、19 年度は 6 者の応札があり民間事業者が落札している。

〈随意契約から一般競争契約に移行する余地がある例〉

- ① 法務省東京地方検察庁は、八王子支部ほか 5 か所の機械警備について、当該業務を開始した当初に、契約相手方が各種機器を設置しており、契約相手方を変更すると既設機器の撤去や機器の新設工事が必要となるため現在の契約相手方が有利になるとの理由で、平成 19 年度においても競争性のない随意契約を継続している。
- ② 国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所は、岡山国道事務所管内の出張所（4 か所）及び詰所（3 か所）の機械警備について、異常時には現地に急行できる体制が要求されること、また、高価な業務用機器及び貴重なデータを保有しているため、被害を未然に防ぐには、より高度な防

犯システムが必要とされること、これらの条件を満たしているのは高度なセキュリティシステムを確立している現在の契約相手方のみであるとの理由で、当該契約相手方と競争性のない随意契約を締結している。

なお、当該契約は、随意契約見直し計画において「随意契約によらざるを得ないもの」に区分されているが、岡山国道事務所では、当該随意契約の見直しに関して中国地方整備局等からの指示等はなかったとしている。

- ③ 国土交通省国土交通大学校柏研修センターは、平成 19 年度の契約に当たり、「警備に必要な機器等は、現在当センターに設置されている警備機器等を使用すること」との条件を設定するとともに、これまで随意契約を締結してきた事業者名を契約予定先として明記した上で、本業務の実施を希望する者がいないか確認するための公募を行ったが、応募者がなかったため、従来の契約相手先と随意契約を締結している。

- ④ 国土交通省関東運輸局は、管内の運輸支局等（21 機関）の庁舎機械警備について、すべて同一事業者の機器等が整備済みであることから、平成 19 年度は一括して契約することとし、当該事業者を契約予定先に特定するとともに、既設機器等の撤去及び新機器の設置の費用を事業者が負担することを条件として、本業務の実施を希望する者がいないか確認するための公募を行ったが、応募者がなかったため、当該事業者と随意契約を締結している。

平成 20 年度は、国庫債務負担行為の活用が認められ、20 年度から 24 年度までの複数年度契約を締結することとしたが、その際、一般競争契約への移行の検討は行われず、公募による随意契約を締結している。

なお、当該契約は、随意契約見直し計画において「平成 18 年度から一般競争契約に移行」することとされており、いまだに達成されていない。

〈指名競争契約から一般競争契約に移行する余地がある例〉

- ⑤ 法務省東京地方検察庁は、八王子法務合同庁舎及び五反田分室の警備業務について、被疑者、参考人等が来庁すること、証拠品を保管していること、契約上の履行義務違反行為があった場合に国の業務に著しい支障をもたらすおそれがあること等特殊な事情があることから、広く警備内容を公開して入札参加事業者を求める一般競争契約になじまないとして、指名競争契約を締結している。

一方、東京地方検察庁が入居している法務省中央合同庁舎 6 号館の警備については、八王子法務合同庁舎及び五反田分室と同様の状況（被疑者、参考人等が来庁すること等）にありながら一般競争契約を締結している。

- ⑥ 国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所は、平成 19 年度に、同事務所管内の島内堰監視センター及び大川高潮防災センターの警備業務（警備員をそれぞれ 1 名配置）について、指名競争契約を締結している。その理由について、筑後川河川事務所は、予決令第 94 条第 1 項第 6 号において指名競争契約とすることができる予定価格（200 万円）を超えないと見込まれたこと、地域の実情に精通した事業者である必要があると考えたことによるとしている。

指名に当たっては、島内堰監視センターにあっては同一市内に支店又は営業所を設置している 2 者、大川高潮防災センターにあっては同一市内に支店又は営業所を設置している 3 者を指名しているが、施設警備を遂行する上で、地域の実情に精通しているとの条件は必要不可欠であるとはいえず、指名競争契約とする理由に乏しいことから、一般競争契約とする余地がある。

- ⑦ 庁舎の警備について、一般競争契約に移行する余地がある例が、上記を含め 46 件みられた（付表 2 参照）。

表2-(1)-イ-⑥-i (府省共通的な業務:庁舎の警備) 付表2

- (注) ① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)
 ② 会計法第29条の3第4項(競争に付することが国に不利と認められる場合)
 ③ 予決令第99条の2(競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき)

<競争性のない随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

32件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	法務省	東京地方検察庁	庁舎機械警備委託契約一式(東京地方検察庁八王子支部ほか5か所)	役務	平成19年4月2日	1,612,800	民間企業	-	②	
2	法務省	福島地方方法務局	福島合同庁舎機械警備委託契約	役務	平成19年4月2日	1,514,152	民間企業	-	①	
3	文部科学省	文化庁	平城宮跡機械警備1式	役務	平成19年4月2日	6,299,388	民間企業	-	①	
4	厚生労働省	神戸検疫所	神戸検疫所敷地警備業務委託	役務	平成19年4月2日	1,263,780	民間企業	-	①	
5	厚生労働省	宮城労働局	仙台所警備業務委託契約	役務	平成19年4月2日	8,064,000	民間企業	-	①	
6	厚生労働省	愛知労働局	県下関係労働基準監督署及び各公共職業安定所における警備業務委託契約(9署・15所)	役務	平成19年4月1日	7,068,600	民間企業	-	①	
7	厚生労働省	愛知労働局	愛知県総合雇用センター機械警備業務委託契約	役務	平成19年4月1日	1,292,760	民間企業	-	①	
8	厚生労働省	愛知労働局	半田地方合同庁舎機械警備委託契約	役務	平成19年4月1日	1,285,200	民間企業	-	①	
9	厚生労働省	広島労働局	各労働基準監督署及び各公共職業安定所庁舎機械警備に係る業務委託	役務	平成19年4月2日	2,208,276	民間企業	-	①	
10	厚生労働省	香川労働局	庁舎警備業務	役務	平成19年4月2日	1,755,180	民間企業	-	①	
11	厚生労働省	福岡労働局	機械警備	役務	平成19年4月2日	3,987,900	民間企業	-	①	
12	厚生労働省	福岡労働局	機械警備	役務	平成19年4月2日	2,013,228	民間企業	-	①	
13	厚生労働省	沖縄労働局	沖縄職業総合職業庁舎警備業務委託	役務	平成19年4月2日	1,102,500	民間企業	-	①	
14	厚生労働省	社会保険庁	社会保険大学校警備保安業務	役務	平成19年4月2日	1,575,000	民間企業	-	①	
15	厚生労働省	社会保険庁	社会保険業務センター高井戸庁舎警備業務	役務	平成19年4月2日	2,748,900	民間企業	-	①	
16	経済産業省	特許庁	特許庁庁舎警備保安業務	役務	平成19年4月2日	164,052,000	民間企業	-	①	
17	国土交通省	中国地方整備局	警備業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
18	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	高田出張所外3箇所機械警備業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
19	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	芦田川出張所外警備業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
20	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	事務所及び出張所庁舎保全業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
21	国土交通省	四国地方整備局徳島河川国道事務所	平成19年度 出張所外機械警備業務委託	役務	平成19年4月2日	4,915,260	民間企業	-	①	
22	国土交通省	四国地方整備局香川河川国道事務所	平成19年度 機械警備業務	役務	平成19年4月2日	2,174,760	民間企業	-	①	
23	国土交通省	四国地方整備局松山河川国道事務所	重信川出張所他機械警備	役務	平成19年4月2日	1,028,160	民間企業	-	①	
24	国土交通省	中部地方整備局庄内川河川事務所	平成19年度庄内川河川事務所警備業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
25	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	豊栄出張所外6ヶ所機械警備業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
26	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	三条国道出張所外4箇所機械警備業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
27	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 火災警報等警備業務	役務	平成19年4月2日	1,612,800	民間企業	-	①	
28	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	庁舎管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
29	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所長	庁舎保安管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	不明	
30	国土交通省	四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所	坂出港庁舎警備	役務	平成19年4月2日	1,436,400	民間企業	-	①	
31	国土交通省	中部運輸局	庁舎等の警備請負契約	役務	平成19年4月2日	1,008,144	民間企業	-	①	
32	環境省	環境調査研修所	平成19年度所内警備業務	役務	平成19年4月2日	1,398,600	民間企業	-	①	

<公募による随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

9 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	総務省	東北総合通信局	仙台第2合同庁舎 機械警備役務	役務	平成19年4月2日	3,717,000	民間企業	1	①	
2	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	国土交通大学校柏研修センター機械警備請負	役務	平成19年4月2日	3,565,800	民間企業	1	①	
3	国土交通省	東北地方整備局	小名浜港湾事務所外保安警備	役務	平成19年4月2日	2,351,160	民間企業	1	②	
4	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	淀川河川事務所管内機械警備業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	①	
5	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道事務所出張所機械警備業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	①	
6	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	庁舎等警備	役務	平成19年4月2日	2,203,800	民間企業	1	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
7	国土交通省	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所	庁舎警備	役務	平成19年4月2日	1,471,050	民間企業	1	①	
8	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	事務所及び船舶等警備	役務	平成19年4月2日	3,103,380	民間企業	1	②	
9	国土交通省	関東運輸局	東京運輸支局他機械警備	役務	平成19年4月2日	10,606,680	民間企業	1	①	

(協力要請機関における参考事例) <公募による随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	内閣法制局	内閣法制局	五反田共用会議所機械警備業務の請負契約	役務	平成19年4月2日	1,134,000	民間企業	1	①	

<指名競争契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

4 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	法務省	東京地方検察庁	八王子法務総合庁舎及び五反田分室警備業務委託契約	役務	平成19年4月2日	18,774,000	民間企業	4	-	
2	国土交通省	九州地方整備局筑後川河川事務所	島内堰監視センター警備業務	役務	平成19年4月2日	889,875	民間企業	2	-	
3	国土交通省	九州地方整備局筑後川河川事務所	大川高潮防災センター警備業務	役務	平成19年4月2日	1,007,895	民間企業	3	-	
4	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道事務所警備受付業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	-	

<一般競争契約を締結している例(不落・不調による随意契約を含む。)>

69 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	内閣府	本府(大臣官房会計課)	内閣府庁舎の警備業務請負	役務	平成19年4月2日	110,503,764	民間企業	1	-	
2	内閣府	日本学術会議事務局	庁舎及び敷地内警備保安請負業務	役務	平成19年4月2日	6,564,600	民間企業	8	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
3	総務省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第2号館の警備請負	役務	平成19年4月2日	239,820,000	民間企業	1	-	
4	総務省	本省(統計局)	総務省第二庁舎の警備業務	役務	平成19年4月2日	62,475,000	民間企業	1	-	
5	総務省	消防庁	消防大学校構内警備防犯業務委託	役務	平成19年4月1日	5,493,600	民間企業	2	-	
6	法務省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第6号館警備業務	役務	平成19年4月2日	641,970,000	民間企業	1	-	
7	法務省	府中刑務所	警備業務委託契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	-	
8	法務省	名古屋刑務所	警備等業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	9	-	
9	法務省	横浜地方検察庁	庁舎警備業務	役務	平成19年4月2日	22,104,022	民間企業	2	-	
10	法務省	横浜地方検察庁	庁舎機械警備業務	役務	平成19年4月2日	1,413,720	民間企業	2	-	
11	法務省	福島地方法務局	単独庁舎機械警備委託契約	役務	平成19年4月2日	2,205,000	民間企業	1	-	
12	法務省	那覇地方法務局	名護地方合同庁舎ほか3庁舎機械警備業務委託	役務	平成19年4月2日	1,370,400	民間企業	2	-	
13	法務省	入国者収容所東日本入国 管理センター	警備請負業務契約	役務	平成19年4月2日	79,936,500	民間企業	3	-	
14	外務省	本省(大臣官房会計課)	「外務省研修所警備」業務委嘱	役務	平成19年4月2日	5,402,250	民間企業	6	-	
15	財務省	本省(大臣官房会計課)	九段合同庁舎警備保安業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	-	
16	財務省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第4号館及び財務省本庁舎の警備保安業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	-	
17	財務省	門司税関	福岡港湾合同庁舎保安警備業務委託契約	役務	平成19年4月2日	14,364,000	民間企業	1	-	
18	財務省	門司税関	下関港湾合同庁舎保安警備業務委託	役務	平成19年4月2日	5,229,000	民間企業	3	-	
19	財務省	門司税関	福岡空港国際線旅客ターミナルビル(官庁)庁舎及び福岡空港合同庁舎保安警備業務委託	役務	平成19年4月2日	23,184,000	民間企業	2	-	
20	財務省	門司税関	門司港湾合同庁舎保安警備業務委託	役務	平成19年4月2日	14,553,000	民間企業	5	-	
21	財務省	税務大学校	警備業務	役務	平成19年4月2日	25,137,000	民間企業	2	-	
22	財務省	広島国税局	庁舎警備業務(益田税務署外24署)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	競争性のない随意契約。19年9月に一般競争契約へ移行(国庫債務負担行為)
23	文部科学省	文化庁	文部科学省ビル外警備業務一式	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	5	-	
24	文部科学省	文化庁	日本芸術院会館警備業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	-	
25	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第5号館警備保安業務	役務	平成19年4月2日	153,507,107	民間企業	2	-	
26	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	厚生労働省上石神井庁舎保安警備業務一式	役務	平成19年4月2日	12,849,900	民間企業	2	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
27	厚生労働省	国立がんセンター中央病院	駐車場管理・構内警備保安業務	役務	平成19年4月2日	39,387,600	民間企業	-	③	
28	厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター	保安及び警備業務一式	役務	平成19年4月2日	41,475,000	民間企業	6	-	
29	厚生労働省	愛知労働局	名古屋中公共職業安定所常駐警備業務等委託契約	役務	平成19年4月2日	8,746,920	民間企業	1	-	
30	厚生労働省	社会保険庁	社会保険大学校警備保安業務	役務	平成19年4月18日	17,304,000	民間企業	-	③	
31	厚生労働省	社会保険庁	社会保険業務センター高井戸庁舎警備業務	役務	平成19年4月18日	44,467,500	民間企業	5	-	
32	厚生労働省	北海道社会保険事務局	社会保険事務所の庁舎警備委託業務	役務	平成19年4月5日	2,017,050	民間企業	2	-	
33	農林水産省	東海農政局	平成19年度名古屋農林総合庁舎1号館・2号館清掃及び警備その他管理業務	役務	平成19年4月2日	36,523,200	民間企業	4	-	
34	農林水産省	中部森林管理局	庁舎警備等委託 中部森林管理局	役務	平成19年4月2日	9,935,100	所管公益法人	2	-	
35	農林水産省	四国森林管理局	庁舎等警備業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	6	-	
36	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	経済産業研修所警備保安業務	役務	平成19年4月2日	30,893,100	民間企業	1	-	
37	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第3号館 指定区域の警備委託業務	役務	平成19年4月2日	91,350,000	民間企業	2	-	
38	国土交通省	本省(航空局)	平成19年度空港保安防災教育訓練センターの警備請負	役務	平成19年4月1日	5,796,000	民間企業	-	③	
39	国土交通省	航空保安大学校	航空保安大学校校舎等警備請負	役務	平成19年4月1日	3,024,000	民間企業	1	-	
40	国土交通省	九州地方整備局	福岡第二合同庁舎保安警備業務	役務	平成19年4月2日	6,823,488	民間企業	不明	-	
41	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	青森河川国道機械警備委託	役務	平成19年5月29日	1,260,000	民間企業	2	-	
42	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	八戸出張所外5出張所機械警備委託	役務	平成19年5月29日	2,726,850	民間企業	2	-	
43	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所及び管内庁舎機械警備業務委託	役務	平成19年6月22日	2,912,490	民間企業	1	-	国庫債務負担行為を活用した一般競争契約を検討する余地がある
44	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	機械警備業務委託(出張所)その2	役務	平成19年7月27日	2,049,600	民間企業	1	-	
45	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	福島河川国道事務所管内庁舎等機械警備委託	役務	平成19年6月29日	1,564,920	民間企業	1	-	
46	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度情報連絡警備受付等業務	役務	平成19年4月2日	19,624,500	民間企業	2	-	
47	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道事務所庁舎警備等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
48	国土交通省	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所	「白山」警備保安業務	役務	平成19年4月2日	7,733,880	民間企業	2	-	
49	国土交通省	四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所	番の州荷揚場巡回警備	役務	平成19年4月2日	844,200	民間企業	1	-	
50	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌開発総合庁舎警備等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
51	国土交通省	北海道開発局函館開発建設部	庁舎警備等業務	役務	平成19年4月2日	11,279,803	民間企業	2	-	
52	国土交通省	北海道開発局釧路開発建設部	庁舎警備等業務(根室道路事務所)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
53	国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	網走開発建設部 庁舎警備等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
54	国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	興部道路事務所 庁舎警備等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
55	国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	鹿ノ子ダム管理所 庁舎警備等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
56	国土交通省	東北運輸局	平成19年度仙台第4合同庁舎保安警備業務請負	役務	平成19年4月2日	7,623,000	民間企業	-	③	
57	国土交通省	関東運輸局	神奈川運輸支局構内警備・整理誘導業務の請負	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
58	国土交通省	東京航空局	常陸太田航空衛星センター庁舎等警備請負	役務	平成19年4月1日	32,550,000	民間企業	2	-	
59	国土交通省	大阪航空局関西空港事務所	関西空港事務所庁舎警備一式	役務	平成19年4月1日	44,226,000	民間企業	1	-	
60	国土交通省	大阪航空局関西空港事務所	南紀白浜空港無線施設機械警備請負	役務	平成19年4月1日	1,412,040	民間企業	1	-	
61	国土交通省	気象庁	気象庁・気象大学校及び地磁気観測所構内警備	役務	平成19年4月2日	27,720,000	民間企業	3	-	
62	国土交通省	気象研究所	保安警備業務	役務	平成19年4月2日	10,080,000	民間企業	1	-	
63	国土交通省	気象衛星センター	構内警備	役務	平成19年4月2日	10,342,500	民間企業	1	-	
64	国土交通省	海上保安庁	海洋情報部庁舎警備業務	役務	平成19年4月2日	11,298,420	民間企業	6	-	
65	国土交通省	第六管区海上保安本部	広島港湾合同庁舎施設警備	役務	平成19年4月2日	3,146,850	民間企業	2	-	
66	防衛省	防衛医科大学校	防衛医科大学校警備業務・病院警備・防災センター監視業務1式	役務	平成19年4月2日	62,475,000	民間企業	2	-	
67	防衛省	北海道防衛局	合同庁舎 庁舎警備委託	役務	平成19年4月2日	11,756,529	民間企業	不明	-	
68	防衛省	北海道防衛局	実弾射撃訓練の移転(矢臼別)に伴う支援業務に係る警備・巡回役務	役務	平成19年8月22日	5,974,500	民間企業	2	-	
69	防衛省	那覇防衛施設局(現:沖縄防衛局)	調査支援陸上警備業務	工事等 (工事)	平成19年6月19日	単価	民間企業	1	-	

（協力要請機関における参考事例）＜一般競争契約を締結している例＞

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	人事院	人事院	中央合同庁舎第5号館別館警備保安業務委託	役務	平成19年4月2日	15,913,800	民間企業	5	-	

＜平成19年度は競争性のない随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例＞

10 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	法務省	札幌法務局	庁舎機械警備請負	役務	平成19年4月2日	3,811,500	民間企業	-	②	20年度：一般競争契約
2	法務省	札幌法務局	庁舎機械警備請負	役務	平成19年4月2日	2,520,000	民間企業	-	②	20年度：一般競争契約
3	法務省	広島法務局	庁舎警備請負	役務	平成19年4月2日	3,941,280	民間企業	-	②	20年度：一般競争契約
4	法務省	京都地方法務局	庁舎機械警備(本局外4庁)	役務	平成19年4月2日	1,512,000	民間企業	-	②	20年度：一般競争契約
5	法務省	岡山地方法務局	庁舎機械警備業務委託契約(備前支局, 笠岡支局, 高梁支局, 美作支局, 真庭支局)	役務	平成19年4月2日	3,118,500	民間企業	-	②	20年度：一般競争契約
6	法務省	岡山地方法務局	庁舎機械警備業務委託契約(本局, 津山支局, 真庭支局, 分室, 岡山西出張所)	役務	平成19年4月2日	2,457,000	民間企業	-	①	20年度：一般競争契約
7	財務省	北海道財務局	函館地方合同庁舎及び同分庁舎並びに単独庁舎機械警備委託業務	役務	平成19年4月2日	4,826,304	民間企業	-	①	20年度：一般競争契約(国庫債務負担行為)
8	財務省	東北財務局	庁舎警備請負業務(盛岡合庁・青森合庁・福島事務所・局分室)	役務	平成19年4月2日	4,044,600	民間企業	-	①	20年度：一般競争契約(国庫債務負担行為)
9	財務省	名古屋税関	名古屋税関泉分庁舎他15ヶ所における庁舎機械警備業務委託契約	役務	平成19年4月2日	5,894,280	民間企業	-	①	20年度：一般競争契約(国庫債務負担行為)
10	財務省	仙台国税局	仙台北税務署ほか8税務署の建物等の警備委託業務	役務	平成19年4月1日	3,184,020	民間企業	-	①	20年度：一般競争契約(国庫債務負担行為)

＜平成19年度は公募による随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例＞

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	国土交通省	国土地理院	国土地理院施設警備	役務	平成19年4月2日	2,541,000	民間企業	1	①	20年度：一般競争契約

表 2 - (1) - イ - ⑥ - ii (府省共通的な業務：庁舎の電気・機械設備等の保守)

付表 1 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

庁舎の電気・機械設備等については、従来、保守を実施する上で必要な知識や技術力、補修部品の調達、安全確保の面で、当該設備の製造事業者又は設置事業者と契約せざるを得ないとの理由で競争性のない随意契約が締結されてきたが、随意契約見直し計画の策定以降、次のように、一般競争契約に移行した例がある一方で、競争性のない随意契約を継続している例や、公募による随意契約への移行にとどまっている例がある。

庁舎の電気・機械設備等の保守については、一般競争契約への移行を検討する必要がある。

〈一般競争契約に移行した例〉

気象庁大阪管区気象台は、関西航空地方気象台の機械設備保全業務について、従来は競争性のない随意契約を締結してきたが、随意契約見直し計画において「平成 19 年度以降に一般競争入札に移行」することとしたことを踏まえ、19 年度から一般競争契約に移行している。その結果、3 者の応札があり契約金額が低下している。

〈一般競争契約に移行する余地がある例〉

① 外務省（本省）は、外務省研修所本館・別館空調設備保守業務について、設備の保守を実施する上で必要な知識、技術力、補修部品の調達等の面で、空調設備の製造事業者が最も優れていること、別館内に外交関係に係る通信機器を設置しており秘密保全の観点から建物内部の仕様書を公開することは適当ではないこと等を理由に、当該事業者と競争性のない随意契約を締結している。

しかし、設備の保守を実施する上で必要な知識、技術力、補修部品の調達等の面については、他の府省における電気・機械設備の保守と同様であること、電気・機械設備の保守を委託する上で必要な箇所のみを仕様書に記載することも可能であることなどから、競争性のない随意契約によらざるを得ないとする理由は乏しい。

また、防衛省陸上自衛隊補給統制本部は、庁舎等維持管理業務について、従来、施設内の秘密を保全する必要のある部分に立ち入る必要があることを理由に、公募による随意契約を締結してきたが、仕様書を見直し、平成 21 年度から一般競争契約に移行する予定であるとしている。

② 厚生労働省横浜検疫所は、輸入食品・検疫検査センターにおける「吸収式冷温水器及び水処理装置保守一式」について、当該機器が一般の電気機器等と異なり、建物と一体的な設計過程を経て構築されているため、専門的かつ高度な技術を必要としなければ適切に処理することは不可能であること、機器は独自に開発したメカニズムとなっているため、機器の製造事業者以外では故障した場合などの部品の確保が困難であること等を理由に、競争性のない随意契約を締結している。

しかし、当該機器の製造事業者以外にこれらの機器の保守を行える者がいないことを確認する手続は行われておらず、他の事業者が不可能であることは証明されていない。本事例の場合、少なくとも公募を行う必要があったとみられる。また、機器の製造事業者以外の者が他社製の機器の保守を行い得るか否かについて発注者である行政機関が判断する必要はないことから、これが一般競争契約を行うことができない理由にはなり得ず、一般競争契約への移行についても検討する余地がある。

③ 特許庁（本庁）は、特許庁庁舎設備機器等維持管理業務について、本庁舎の中核部分の運転・監視及び維持管理を行う業務であり、緊急時には 24 時間 365 日即時対応が必要であること、このため、庁舎施設の性質・性能・構造等設備の全貌及び各設備機器の関連を把握及びその対処方法等、長年培った知識と経験による迅速な対応が要求されることなどを理由に、競争性のない随意契約を締結している。

しかし、24時間365日即時対応が必要であること、迅速な対応が要求されること等については、他の契約においても同様に要求される事項であり、少なくとも公募を行う必要があったとみられる。また、当該理由は、一般競争契約を行うことができない理由にはならないことから、仕様書等を作成し、一般競争契約への移行について検討する余地がある。

なお、特許庁は、仕様書を見直すことによって平成21年度から一般競争契約へ移行する予定であるとしている。

- ④ 厚生労働省北海道労働局は、自動ドア（117台）の保守について、随意契約見直し計画において「平成19年度から企画競争に移行」するとしているが、設置事業者には照会したところ「制御システムや各種部品は独自の設計のものが多く使用されているため他社製の保守は行えない」との回答があったことから、平成19年度においては企画競争を行わずに競争性のない随意契約を締結したとしている。

しかし、設置事業者の回答を根拠として、競争性のない随意契約を締結することは契約の適正化の観点から適切ではなかったとみられる。

なお、北海道労働局は、平成20年度に、他に受託業者がないのかを確認するために公募を行っているが、製造事業者以外の事業者が他社製の保守を行い得ない可能性があるとの理由は、一般競争契約を行うことができない理由にはならないことから、一般競争契約への移行について検討する余地がある。

- ⑤ 庁舎の電気・機械設備等の保守について、一般競争契約に移行する余地がある例が、上記を含め、37件みられた（付表2参照）。

表2-(1)-イ-⑥-ii (府省共通的な業務:庁舎の電気・機械設備等の保守) 付表2

(注) ① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)
 ② 予決令第99条の2(競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき)

<競争性のない随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

22 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	法務省	本省(大臣官房会計課)	清掃用ゴンドラ設備保守点検業務	役務	平成19年4月2日	3,825,375	民間企業	-	①	
2	法務省	府中刑務所	厨房排水処理設備保守業務委託契約	役務	平成19年4月2日	3,654,000	民間企業	-	①	
3	法務省	東京地方検察庁	角形気送管設備保守契約一式	役務	平成19年4月2日	1,764,000	民間企業	-	①	
4	外務省	本省(大臣官房会計課)	「外務省研修所本館・別館空調設備保守」業務委嘱	役務	平成19年4月2日	3,608,850	民間企業	-	①	
5	外務省	本省(大臣官房会計課)	「外務省所管建物設備管理」業務委嘱	役務	平成19年4月2日	88,831,680	民間企業	-	①	
6	外務省	本省(大臣官房会計課)	「外務省新庁舎防犯・入室管理・ITV設備保守」業務委嘱	役務	平成19年4月2日	4,311,780	民間企業	-	①	
7	外務省	本省(大臣官房会計課)	「電話交換設備保守」業務委嘱	役務	平成19年4月2日	31,841,328	民間企業	-	①	
8	財務省	札幌国税局	平成19年度札幌北税務署外6署構内交換電話設備の使用及び保守	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
9	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第5号館設備機器の維持管理業務	役務	平成19年4月2日	22,965,654	その他の公益法人	-	①	
10	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	中央合同庁舎第5号館設備機器の維持管理業務	役務	平成19年4月2日	311,337	その他の公益法人	-	①	
11	厚生労働省	横浜検疫所	吸収式冷温水器及び水処理装置保守一式	役務	平成19年4月2日	1,908,900	民間企業	-	①	
12	厚生労働省	神戸検疫所	合併浄化槽及び検査排水処理設備棟保守管理業務委託	役務	平成19年4月2日	1,827,000	民間企業	-	①	
13	厚生労働省	神戸検疫所	輸入食品・検疫検査センター空調設備機器保守点検業務委託	役務	平成19年4月2日	4,882,500	民間企業	-	①	
14	厚生労働省	神戸検疫所	バイオハザード設備保守点検業務委託	役務	平成19年4月2日	1,039,500	民間企業	-	①	
15	厚生労働省	北海道労働局	自動ドア保守(76台)	役務	平成19年4月2日	4,341,750	民間企業	-	①	
16	厚生労働省	北海道労働局	自動ドア保守(41台)	役務	平成19年4月2日	2,479,050	民間企業	-	①	
17	厚生労働省	北海道社会保険事務局	自家用電気工作物保安管理	役務	平成19年4月2日	2,164,260	その他の公益法人	-	①	
18	経済産業省	特許庁	特許庁庁舎設備機器等維持管理業務	役務	平成19年4月2日	113,507,100	民間企業	-	①	
19	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	管内河川機械設備点検整備作業	工事等(工事)	平成19年4月26日	9,975,000	民間企業	-	①	
20	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	トイレ衛生設備保守管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
21	環境省	環境調査研修所	平成19年度空気自動制御機器定期保守点検業務	役務	平成19年4月2日	2,394,000	民間企業	-	①	
22	環境省	環境調査研修所	環境調査研修所国際研修棟並びに実習棟エバラ吸収冷温水機等冷暖房保守整備	役務	平成19年4月2日	2,784,600	民間企業	-	①	

<公募による随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

9 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	法務省	東京地方検察庁	八王子法務総合庁舎空調・衛生設備等自動制御保守点検契約一式	役務	平成19年4月2日	2,037,000	民間企業	1	①	
2	防衛省	防衛医科大学校	気送管設備点検整備1式	役務	平成19年4月2日	3,486,000	民間企業	1	①	
3	防衛省	防衛医科大学校	受変電設備監視装置点検保守1式	役務	平成19年4月2日	5,008,500	民間企業	1	①	
4	防衛省	防衛医科大学校	中央監視設備等点検保守1式	役務	平成19年4月2日	29,820,000	民間企業	1	①	
5	防衛省	陸上自衛隊補給統制本部	庁舎等空調設備点検保守	役務	平成19年4月2日	13,650,000	民間企業	1	①	
6	防衛省	陸上自衛隊補給統制本部	空調設備自動制御装置点検保守	役務	平成19年4月2日	5,355,000	民間企業	1	①	
7	防衛省	陸上自衛隊補給統制本部	重要施設用自家発電設備点検保守	役務	平成19年8月27日	2,373,000	民間企業	1	①	
8	防衛省	陸上自衛隊補給統制本部	非常用自家発電設備点検保守	役務	平成19年8月27日	8,400,000	民間企業	1	①	
9	防衛省	陸上自衛隊補給統制本部	庁舎等設備の維持管理業務委託	役務	平成19年4月2日	62,895,000	所管公益法人	1	①	

(協力要請機関における参考事例) <公募による随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	人事院	人事院	中央合同庁舎第5号館別館空調用自動制御設備保守	役務	平成19年4月2日	3,202,500	民間企業	1	①	

<指名競争契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

5 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	厚生労働省	国立身体障害者リハビリ テーションセンター	総合設備管理業務一式	役務	平成19年4月2日	97,650,000	民間企業	4	-	
2	国土交通省	九州地方整備局福岡国道 事務所	管理施設消防用設備保守点検業務	役務	平成19年10月30日	892,500	民間企業	2	-	
3	国土交通省	九州地方整備局北九州国 道事務所	庁舎空調設備等外3件保守点検業務	役務	平成19年7月5日	1,207,500	民間企業	5	-	
4	防衛省	陸上自衛隊補給統制本部	直流電源設備点検保守	役務	平成19年7月27日	2,467,500	民間企業	2	-	
5	防衛省	陸上自衛隊補給統制本部	交流無停電電源設備点検保守	役務	平成19年10月26日	1,029,000	民間企業	2	-	

<一般競争契約を締結している例(不落・不調による随意契約を含む。)>

131 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	内閣府	本府(大臣官房会計課)	空調自動制御機器設備の保守	役務	平成19年4月2日	3,150,000	民間企業	2	-	
2	内閣府	本府(大臣官房会計課)	内閣府庁舎の電気及び機械設備管理業務	役務	平成19年4月2日	5,460,000	民間企業	9	-	
3	国家公安委 員会	皇宮警察本部	皇宮警察本部庁舎等消防設備点検	役務	平成19年7月26日	4,095,000	民間企業	5	-	
4	金融庁	本庁	中央合同庁舎第4号館電話設備保守業務	役務	平成19年4月2日	5,092,500	民間企業	-	②	20年度:移転のため無し
5	総務省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第2号館電気・通信設備等管理業務の請負	役務	平成19年4月2日	102,375,000	民間企業	1	-	
6	総務省	本省(統計局)	総務省第二庁舎設備管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	-	
7	総務省	東北総合通信局	仙台第2合同庁舎 自動火災報知設備等保守役務	役務	平成19年4月2日	2,625,000	民間企業	1	-	
8	総務省	東北総合通信局	仙台第2合同庁舎 冷温水発生機保守役務	役務	平成19年4月2日	1,785,000	民間企業	1	-	
9	総務省	消防庁	消防大学校内施設・設備に係る運転保守管理業務	役務	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	-	
10	法務省	本省(大臣官房会計課)	空調・衛生設備等自動制御装置保守点検業務(A棟・A棟地下棟・赤れん が棟)	役務	平成19年4月2日	30,447,900	民間企業	1	-	
11	法務省	本省(大臣官房会計課)	電話交換設備保守点検業務	役務	平成19年4月2日	15,435,000	民間企業	1	-	
12	法務省	横浜地方検察庁	庁舎機械設備等運転保守管理・環境衛生管理業務	役務	平成19年4月2日	21,892,500	民間企業	2	-	
13	法務省	札幌法務局	自家用電気工作物保安管理委託	役務	平成19年4月2日	1,601,313	その他の公 益法人	1	-	
14	法務省	広島法務局	広島法務局自家用電気工作物保安管理業務	役務	平成19年4月2日	1,083,600	民間企業	2	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
15	法務省	福島地方務局	自家用電気工作物保守管理業務委託契約(単独庁分)	役務	平成19年4月2日	1,209,651	その他の公益法人	1	-	
16	法務省	福島地方務局	合同庁舎機械等設備保守管理業務委託契約(会津若松)	役務	平成19年4月2日	3,496,500	民間企業	4	-	
17	法務省	岡山地方務局	岡山地方務局(本局)の空調設備機器等の保守点検業務委託契約	役務	平成19年4月2日	1,155,000	民間企業	1	-	
18	法務省	岡山地方務局	岡山地方務局管内支局・出張所の自家用電気工作物の保安管理業務委託契約	役務	平成19年4月2日	1,434,014	その他の公益法人	1	-	
19	法務省	入国者収容所東日本入国管理センター	庁舎維持管理業務請負契約	役務	平成19年4月2日	73,500,000	民間企業	2	-	
20	財務省	本省(大臣官房会計課)	財務省本庁舎・中央合同庁舎第4号館建築設備管理業務	役務	平成19年4月2日	133,875,000	民間企業	2	-	
21	財務省	本省(大臣官房会計課)	九段合同庁舎冷暖房設備等点検業務	役務	平成19年5月23日	20,619,900	民間企業	-	②	
22	財務省	北海道財務局	中央監視設備等点検業務	役務	平成19年4月2日	3,885,000	民間企業	1	-	
23	財務省	北海道財務局	受変電設備保守点検業務	役務	平成19年4月2日	1,102,500	民間企業	1	-	
24	財務省	北海道財務局	空調等自動制御設備保守点検業務	役務	平成19年4月2日	12,075,000	民間企業	1	-	
25	財務省	東北財務局	仙台合同庁舎電話設備保守業務	役務	平成19年4月2日	3,402,000	民間企業	1	-	
26	財務省	中国財務局	広島合同庁舎電気設備点検業務	役務	平成19年8月23日	3,486,000	民間企業	1	-	
27	財務省	函館税関	新千歳空港国際線旅客ターミナルビル官庁部分空調設備等保守点検管理業務委託契約	役務	平成19年4月2日	7,350,000	民間企業	1	-	
28	財務省	名古屋税関	麻薬探知犬管理センター他9箇所における自家用電気工作物の保守管理業務委託契約	役務	平成19年4月24日	1,818,180	その他の公益法人	1	-	
29	財務省	税務大学校	電気・機械設備及び空調用自動制御設備等維持管理業務	役務	平成19年4月2日	149,940,000	民間企業	3	-	
30	財務省	札幌国税局	札幌第2合同庁舎電話設備保守管理業務	役務	平成19年4月2日	1,102,500	民間企業	-	①	競争性のない随意契約。更新時期に伴い一般競争契約へ移行(19年10月)(国庫債務負担行為)
31	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第5号館電気・機械設備等保守点検業務	役務	平成19年4月2日	177,345,000	民間企業	2	-	
32	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第5号官構内電話交換設備保守業務	役務	平成19年4月2日	3,007,410	民間企業	-	②	
33	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	厚生労働省上石神井庁舎新電算棟無停電電圧定周波電源設備保守点検業務一式	役務	平成19年11月22日	2,751,000	民間企業	1	-	
34	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	厚生労働省上石神井庁舎新電算棟高低圧受変電設備保守点検業務一式	役務	平成19年11月22日	4,567,500	民間企業	1	-	
35	厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター	第一及び第三体育館冷暖房設備保守整備業務一式	役務	平成19年4月2日	1,050,000	民間企業	2	-	
36	厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター	気送管設備保守	役務	平成19年4月2日	2,079,000	民間企業	1	-	
37	厚生労働省	宮城労働局	平成19年度古川合同庁舎機械設備保守管理業務の委託契約	役務	平成19年4月2日	2,097,900	民間企業	1	-	
38	厚生労働省	愛知労働局	自家用電気工作物の保安管理業務委託契約	役務	平成19年4月1日	1,543,248	その他の公益法人	2	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
39	厚生労働省	愛知労働局	平成19年度名古屋中公共職業安定所機械設備保守及び環境測定等業務委託契約	役務	平成19年4月1日	6,552,000	民間企業	1	-	
40	厚生労働省	愛知労働局	消防設備保守点検業務委託契約	役務	平成19年4月23日	882,000	民間企業	2	-	
41	厚生労働省	福岡労働局	消防設備点検及び保守	役務	平成19年4月24日	1,184,400	民間企業	3	-	
42	厚生労働省	福岡労働局	若松港湾合同庁舎非常用自家発電設備点検整備業務委託費	役務	平成20年2月26日	1,680,000	民間企業	1	-	
43	厚生労働省	福岡労働局	自家用電気工作物の保安管理業務委託(H19.9～H20.3)	役務	平成19年9月3日	1,994,055	その他の公益法人	-	②	
44	厚生労働省	福岡労働局	自家用電気工作物保守	役務	平成19年4月2日	2,135,700	民間企業	2	-	
45	厚生労働省	福岡労働局	空調機器保守	役務	平成19年4月24日	11,025,000	民間企業	1	-	
46	厚生労働省	福岡労働局	自動ドア保守	役務	平成19年4月2日	2,895,375	民間企業	1	-	
47	厚生労働省	沖縄労働局	沖縄職業総合庁舎電気・機械設備の運転及び保守管理契約)	役務	平成19年4月2日	11,844,000	民間企業	2	-	
48	厚生労働省	社会保険庁	非常用発電設備保守点検委託	役務	平成19年5月23日	7,875,000	民間企業	3	-	
49	厚生労働省	社会保険庁	無停電電源装置及び高圧受変電設備点検整備業務 一式	役務	平成20年1月29日	10,185,000	民間企業	1	-	
50	厚生労働省	宮城社会保険事務局	各社会保険事務所の空調設備清掃。保守点検業務委託契約	役務	平成19年6月12日	2,205,000	民間企業	1	-	
51	厚生労働省	愛知社会保険事務局	自家用電気工作物の保安管理業務委託	役務	平成19年4月17日	2,206,050	その他の公益法人	1	-	
52	農林水産省	本省(大臣官房経理課)	農林水産本省庁舎等電気工作物等保守業務	役務	平成19年4月2日	125,657,700	民間企業	1	-	
53	農林水産省	農林水産技術会議事務局筑波事務所	筑波事務所(二次側)における研究実験施設等電気・機械設備運転保守管理業務	役務	平成19年4月2日	62,039,275	民間企業	3	-	
54	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	受電設備等運転監視・点検保守業務	役務	平成19年4月2日	43,050,000	民間企業	1	-	
55	国土交通省	国土技術政策総合研究所	国総研管理庁舎空調設備保守点検業務	役務	平成19年5月30日	5,460,000	民間企業	2	-	
56	国土交通省	航空保安大学校	空気調和設備等保守点検作業	役務	平成19年4月1日	1,207,500	民間企業	1	-	
57	国土交通省	東北地方整備局	電気通信設備点検業務	役務	平成19年4月2日	60,900,000	民間企業	1	-	
58	国土交通省	九州地方整備局	福岡第二合同庁舎電気・機械設備保守業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
59	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	電気通信設備点検業務	役務	平成19年4月2日	105,000,000	民間企業	1	-	
60	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	空調設備保守業務	役務	平成19年6月11日	3,727,500	民間企業	2	-	
61	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	管内機械設備点検整備業務	役務	平成19年6月11日	14,910,000	民間企業	1	-	
62	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	空調設備外保全業務	役務	平成19年4月2日	6,615,000	民間企業	1	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
63	国土交通省	東北地方整備局山形河川 国道事務所	電気等設備点検業務	役務	平成19年4月2日	126,000,000	民間企業	1	-	
64	国土交通省	四国地方整備局徳島河川 国道事務所	平成19年度 徳島局外情報連絡設備点検監視業務	役務	平成19年4月2日	115,500,000	民間企業	1	-	
65	国土交通省	四国地方整備局香川河川 国道事務所	平成19年度 香川局情報連絡設備外監視点検業務	役務	平成19年4月2日	63,000,000	民間企業	1	-	
66	国土交通省	四国地方整備局香川河川 国道事務所	平成19年度 機械設備点検整備業務	役務	平成19年4月2日	11,550,000	民間企業	1	-	
67	国土交通省	四国地方整備局松山河川 国道事務所	平成19年度 機械設備等点検整備業務	役務	平成19年4月2日	14,175,000	民間企業	2	-	
68	国土交通省	四国地方整備局松山河川 国道事務所	平成19年度 松山局外情報連絡設備点検監視業務	役務	平成19年4月2日	88,200,000	民間企業	2	-	
69	国土交通省	四国地方整備局松山河川 国道事務所	平成19年度 管内空調設備等保守点検	役務	平成19年5月30日	1,785,000	民間企業	3	-	
70	国土交通省	四国地方整備局高知河川 国道事務所	平成19年度 高知局外情報連絡設備点検監視業務	役務	平成19年4月2日	39,900,000	民間企業	1	-	
71	国土交通省	北陸地方整備局信濃川河 川事務所	信濃川大河津資料館展示設備保守点検業務	役務	平成19年8月23日	3,354,750	民間企業	1	-	
72	国土交通省	中部地方整備局庄内川河 川事務所	平成19年度 土岐防災センター建物管理業務(単価契約)	役務	平成19年7月30日	単価	民間企業	2	-	
73	国土交通省	中部地方整備局木曾川下 流河川事務所	平成19年度 木曾川下流電気通信施設点検業務	役務	平成19年4月2日	67,725,000	民間企業	-	②	
74	国土交通省	九州地方整備局遠賀川河 川事務所	遠賀川河川事務所外電気通信設備点検業務	役務	平成19年4月2日	30,450,000	民間企業	3	-	
75	国土交通省	九州地方整備局遠賀川河 川事務所	空調設備点検整備業務	役務	平成19年5月31日	2,814,000	民間企業	2	-	
76	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道 事務所	平成19年度新潟国道事務所電気通信設備点検業務	役務	平成19年4月2日	88,200,000	民間企業	1	-	
77	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道 事務所	管内機械設備点検整備作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	28,350,000	民間企業	1	-	総合評価方式
78	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道 事務所	管内機械設備点検作業	工事等 (工事)	平成19年5月28日	16,275,000	民間企業	1	-	総合評価方式
79	国土交通省	中部地方整備局名古屋国 道事務所	平成19年度 管内機械設備保守業務	役務	平成19年5月2日	34,440,000	民間企業	1	-	
80	国土交通省	近畿地方整備局京都国道 事務所	平成19年度京都国道事務所管内空調設備点検業務	役務	平成19年9月28日	3,024,000	民間企業	1	-	
81	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道 事務所	平成19年度兵庫国道事務所外空調設備点検整備業務	役務	平成19年5月14日	7,350,000	民間企業	1	-	
82	国土交通省	九州地方整備局福岡国道 事務所	福岡国道管内通信設備点検業務	役務	平成19年4月2日	45,150,000	民間企業	2	-	
83	国土交通省	九州地方整備局福岡国道 事務所	福岡国道管内電気設備点検業務	役務	平成19年4月2日	24,150,000	民間企業	2	-	
84	国土交通省	九州地方整備局北九州国 道事務所	北九州国道管内電気通信設備点検業務	役務	平成19年4月2日	46,725,000	民間企業	3	-	
85	国土交通省	北海道開発局開発監理部	北海道開発局研修センター庁舎保守管理等業務	役務	平成19年4月2日	20,905,500	民間企業	1	-	
86	国土交通省	北海道開発局札幌開発建 設部	札幌開発総合庁舎 暖房給水電気設備等保守業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
87	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌開発総合庁舎 庁舎衛生消防用設備等保守業務	役務	平成19年4月2日	11,966,850	民間企業	1	-	
88	国土交通省	北海道開発局函館開発建設部	江差道路事務所外自家用電気工作物保安点検業務	役務	平成19年5月30日	5,775,000	民間企業	1	-	
89	国土交通省	北海道開発局釧路開発建設部	釧路開発建設部管内自家用電気工作物保安点検	役務	平成19年4月19日	18,585,000	民間企業	1	-	
90	国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	網走開発建設部 庁舎保守管理等業務	役務	平成19年4月2日	9,891,000	民間企業	1	-	
91	国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	網走開発建設部 暖房給水設備等保守業務	役務	平成19年10月31日	5,052,600	民間企業	1	-	
92	国土交通省	東北運輸局	平成19年度仙台第4合同庁舎中央監視装置点検整備業務請負	役務	平成19年11月12日	1,627,500	民間企業	1	-	
93	国土交通省	東北運輸局	平成19年度仙台第4合同庁舎構内交換電話設備保守点検業務請負	役務	平成19年4月2日	1,524,600	民間企業	1	-	
94	国土交通省	東北運輸局	東北運輸局管内自家用電気工作物保安管理業務請負	役務	平成19年4月2日	1,714,482	その他の公益法人	1	-	
95	国土交通省	東京航空局	平成19年度新潟空港機械設備保全業務	役務	平成19年4月1日	6,615,000	民間企業	1	-	
96	国土交通省	大阪航空局	平成19年度 大分空港機械設備保全業務	役務	平成19年4月1日	4,725,000	民間企業	-	②	
97	国土交通省	東京航空局新千歳空港事務所	平成19年度新千歳空港機械設備保全業務	役務	平成19年4月1日	14,280,000	民間企業	1	-	
98	国土交通省	東京航空局新千歳空港事務所	丘珠空港機械設備他2カ所保全業務	役務	平成19年4月1日	2,444,400	民間企業	1	-	
99	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	平成19年度友部航空無線通信所機械設備保全業務	役務	平成19年4月1日	1,680,000	民間企業	1	-	
100	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	平成19年度 成田空港事務所電気設備保全業務	役務	平成19年4月1日	53,760,000	民間企業	1	-	
101	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	平成19年度 消防設備点検	役務	平成19年9月12日	1,785,000	民間企業	5	-	
102	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	山田ARSR局舎発電設備分解点検整備	役務	平成19年9月27日	1,995,000	民間企業	1	-	
103	国土交通省	大阪航空局中部空港事務所	平成19年度 中部空港空調監視制御設備点検整備	役務	平成19年4月1日	4,200,000	民間企業	-	②	
104	国土交通省	大阪航空局中部空港事務所	中部国際空港外1ヶ所無停電電源設備点検整備	役務	平成19年7月27日	14,385,000	民間企業	1	-	
105	国土交通省	大阪航空局中部空港事務所	岡崎航空路監視レーダー事務所機械設備保全業務	役務	平成19年4月1日	2,415,000	民間企業	1	-	
106	国土交通省	大阪航空局関西空港事務所	関西空港事務所電話設備保守	役務	平成19年4月17日	4,410,000	民間企業	1	-	
107	国土交通省	福岡航空交通管制部	平成19年度福岡航空交通管制部機械設備その他保全業務	役務	平成19年4月1日	37,590,000	民間企業	1	-	
108	国土交通省	福岡航空交通管制部	電話設備保守点検作業	役務	平成19年4月2日	4,620,000	民間企業	1	-	
109	国土交通省	福岡航空交通管制部	防護警報設備保守管理作業	役務	平成19年4月1日	4,061,589	民間企業	1	-	
110	国土交通省	那覇航空交通管制部	機械設備保全業務	役務	平成19年4月1日	26,250,000	民間企業	2	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
111	国土交通省	那覇航空交通管制部	構内交換電話設備保守	役務	平成19年4月1日	1,234,800	民間企業	1	-	
112	国土交通省	気象庁	気象庁電気・空調設備等の運転及び保守	役務	平成19年4月2日	53,505,480	民間企業	5	-	
113	国土交通省	気象衛星センター	電気設備等運転及び保守その他業務	役務	平成19年4月2日	96,285,000	民間企業	4	-	
114	国土交通省	札幌管区气象台	札幌管区气象台暖房運転業務	役務	平成19年4月2日	3,721,200	民間企業	-	②	
115	国土交通省	札幌管区气象台	稚内港湾合同庁舎暖房機器運転業務	役務	平成19年4月2日	5,972,400	民間企業	-	②	
116	国土交通省	大阪管区气象台	関西航空地方气象台機械設備保全業務	役務	平成19年4月2日	3,097,500	民間企業	3	-	
117	国土交通省	海上保安庁	海洋情報部庁舎電気及び機械設備等保守	役務	平成19年4月2日	42,558,551	その他	2	-	
118	国土交通省	第二管区海上保安本部	自家用電気工作物保安管理業務委託	役務	平成19年4月2日	1,651,230	その他の公益法人	1	-	
119	国土交通省	第五管区海上保安本部	高知港湾合同庁舎清掃(合庁分担)	役務	平成19年4月2日	1,260,000	その他	4	-	
120	国土交通省	第五管区海上保安本部	庁舎維持管理業務 (平成19年度合庁分担)	役務	平成19年4月2日	78,750,000	民間企業	2	-	
121	国土交通省	第六管区海上保安本部	広島港湾合同庁舎電気設備等保守管理	役務	平成19年4月2日	3,717,000	民間企業	1	-	
122	防衛省	防衛大学校	空調設備等監視装置保守点検	役務	平成19年4月2日	1,522,500	民間企業	1	-	
123	防衛省	防衛医科大学校	構内通信設備機器点検保守1式	役務	平成19年4月2日	6,562,500	民間企業	1	-	
124	防衛省	防衛医科大学校	特別高圧受変電設備等点検整備1式	役務	平成19年4月2日	26,040,000	民間企業	1	-	
125	防衛省	海上自衛隊呉地方総監部	各地区電気設備点検	役務	平成19年12月13日	4,704,000	民間企業	-	②	
126	防衛省	海上自衛隊呉地方総監部	排水処理設備点検整備	役務	平成19年12月18日	3,654,000	民間企業	-	②	
127	防衛省	海上自衛隊佐世保地方総監部	受配電設備点検整備	役務	平成19年11月7日	1,155,000	民間企業	3	-	
128	防衛省	海上自衛隊佐世保地方総監部	受配電設備点検整備	役務	平成19年12月14日	1,228,500	民間企業	-	②	
129	防衛省	海上自衛隊佐世保地方総監部	高圧発電設備点検整備	役務	平成19年12月20日	5,460,000	民間企業	-	②	
130	防衛省	航空自衛隊第8航空団(築城基地)	消防用設備等定期点検一式	役務	平成19年12月17日	590,100	民間企業	4	-	
131	防衛省	航空自衛隊第8航空団(築城基地)	受電設備保安点検一式	役務	平成20年1月18日	3,675,000	その他の公益法人	不明	-	

（協力要請機関における参考事例）＜一般競争契約を締結している例＞

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	人事院	人事院	中央合同庁舎第5号館別館 受変電設備、自家発電設備、電気機器絶縁測定及び中央監視設備保守点検委託	役務	平成19年4月2日	3,612,000	民間企業	2	-	

＜平成19年度は競争性のない随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例(不落・不調による随意契約を含む。)＞

6 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	財務省	中国財務局	広島合同庁舎電気設備保守管理業務	役務	平成19年4月2日	35,910,000	民間企業	-	①	20年度：一般競争契約
2	財務省	中国財務局	広島合同庁舎機械・衛生設備保守管理業務	役務	平成19年4月2日	35,637,000	民間企業	-	①	20年度：一般競争契約
3	財務省	仙台国税局	青森第二合同庁舎電話交換設備保守点検業務	役務	平成19年4月1日	1,978,200	民間企業	-	①	20年度：一般競争契約
4	厚生労働省	宮城労働局	石巻合同庁舎中央監視装置・自動制御設備保守契約	役務	平成19年4月2日	1,819,545	民間企業	-	①	20年度：不落・不調による随意契約
5	農林水産省	農林水産技術会議事務局 筑波事務所	研究実験施設等電気設備・機械設備運転保守管理業務	役務	平成19年4月2日	126,464,159	所管公益法人	-	①	20年度：一般競争契約
6	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	庁舎設備機器等保全業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	20年度：一般競争契約

＜平成19年度は公募による随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例＞

2 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	文部科学省	国立教育政策研究所	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター空調設備管理業務1式	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	①	20年度：一般競争契約
2	国土交通省	気象庁	南鳥島気象観測所常用発電設備の発動発電機等点検整備	役務	平成19年7月2日	7,350,000	民間企業	1	①	20年度：一般競争契約

<平成19年度は指名競争契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例>

2 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	宮内庁	本庁	皇居東地区機械設備その他保守点検	役務	平成19年5月10日	10,287,300	民間企業	8	-	20年度:一般競争契約
2	国家公安委員会	科学警察研究所	科学警察研究所及び柏送信所電気・機械設備等維持管理業務	役務	平成19年4月2日	177,030,000	民間企業	2	-	20年度:一般競争契約

表 2 - (1) - イ - ⑥ - iii (府省共通的な業務：昇降機の保守)

付表 1 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

昇降機（エレベーター）の保守については、庁舎維持管理並びに来庁者及び職員の安全管理上極めて重要であること、機器の仕様を熟知しない業者と契約すると稼働不良又は事故の発生が予想されること、製造事業者以外の事業者では部品調達に時間と費用を要することなどの理由で、製造事業者又は当該事業者の系列事業者と競争性のない随意契約が締結されてきた。

しかし、随意契約見直し計画の策定以降、一般競争契約に移行している例が増えてきており、中には製造事業者以外の者と契約を締結する例もある一方で、競争性のない随意契約としている例や、公募による随意契約にとどまっている例がある。

昇降機の保守については、一般競争契約への移行を検討する必要がある。

〈一般競争契約に移行した例〉

財務省門司税関では、管内支署・出張所が入居している庁舎の昇降機の保守管理業務について、平成 17 年度までは、昇降機製造会社関連の保守会社と競争性のない随意契約を締結していたが、随意契約見直し計画に基づく緊急点検結果により、19 年度からすべて一般競争契約に移行することとした。

平成 19 年度においては、昇降機の保守管理業務に係る契約 4 件のうち 3 件は一般競争契約を行い、1 件については、他の昇降機とは異なり、当該昇降機の製造事業者の系列会社以外にはメンテナンスができないとの情報があったため、念のため当該系列会社以外の者を対象に公募を行って、応募があれば入札を行うこととした。その結果、応募者がなかったため、当該系列会社と随意契約を締結している。

平成 20 年度においては、19 年度に随意契約を締結した案件についても一般競争契約によることとしたところ、2 者の応札があり、19 年度に随意契約を締結した系列会社とは異なる会社が落札している。

〈競争性のない随意契約を継続している例〉

- ① 特許庁（本庁）は、庁舎既設エレベーター設備の定期点検、保守、修理について、次のような理由で、当該エレベーターを設計・施工した事業者直系のエレベーターメンテナンス会社と平成 19 年度及び 20 年度において競争性のない随意契約を締結している。
- i 当庁舎のエレベーター設備のメンテナンスにおいては、当該設備に対して高度の保守管理技術を有し、故障等が発生した場合における適切な緊急対応能力（24 時間対応）と修理能力を有する業者を選定する必要があること。
 - ii 契約を締結するメンテナンス会社は、当該エレベーター設備を設計・施工した事業者の直系エレベーターメンテナンス会社であり、他の業者にない以下の特徴を有していること。
 - i) 当該設備は、特許庁庁舎に合わせて特別に製作、運用されているものであるため、機器内部構造、制御システム、機器特性等他者では知り得ず、結果安全面を考慮すると他社が保守を行うことは不可能である。
 - ii) エレベーター制御装置に記録された各種運行データを抽出し、変調の履歴や原因を分析し、将来起こりうる故障の予測を迅速かつ的確にできるメンテナンスコンピュータ等、当該設備に対応したメンテナンス機器を保有している唯一の業者である、これにより、異常の早期発見により予防能力と故障時の早期復旧能力に優れており、緊急時において 24 時間の対応ができる。
 - iii) 独自に製造された設備であるため、他者製品と互換性がない多くの部品が使用されており、緊急時の部品調達に迅速かつ確実に対応できる。
- しかし、他府省における昇降機の保守に係る一般競争契約への移行状況も踏まえつつ、競

争性の高い契約方式への移行について検討する余地がある。

なお、特許庁では、仕様書を見直すことによって平成 21 年度から一般競争契約へ移行する予定であるとしている。

- ② 法務省京都地方法務局は、平成 18 年 2 月の木津地方合同庁舎の新設に伴うエレベーター保守業務について、製造事業者と競争性のない随意契約を締結している。この理由について、京都地方法務局は、次のように説明している。
- i エレベーター保守業務は、庁舎管理維持並びに来庁者及び職員等の安全管理上極めて重要であること。
 - ii エレベーターの性格上、機器の仕様を熟知しない業者と契約すること等による稼働不良又は事故が予想されること。
 - iii 当局が現に保守契約を結んでいる業者に確認したところ、他メーカーの保守をするのは、使っている部品や仕様が異なり困難であり、また、契約するにしても、部品調達に時間と費用がかかることから、契約料金は自ずと高くならざるを得ないとの回答を得たこと。
- ③ 環境省環境調査研修所は、平成 19 年度のエレベーターの保守業務について、安全管理等の面から製造会社によらざるを得ないとし、他に履行可能な業者がないか調査せずに競争性のない随意契約を締結している。平成 20 年度も同様に競争性のない随意契約を締結している。

〈公募による随意契約を締結している例〉

- ④ 財務省東北財務局では、「川内住宅 11 号棟昇降機設備保守管理業務」及び「榴ヶ岡住宅 1・2・3 号棟昇降機設備保守管理業務」について、随意契約見直し計画で「競争入札に移行（価格競争）（平成 18 年度から）」としており、18 年度においては一般競争契約を締結している。しかし、平成 19 年度は財務省本省の指示（エレベーター保守点検業務に係る事務フロー（理財局調整課予算第 2 係、平成 19 年 1 月 16 日付け））を踏まえ、当該昇降機には遠隔点検装置があり特命性がある（保守業務を行える者が限られる）と思われるものであったため、公募を行い、2 者の応募があったが、その後 1 者が辞退したことから残る事業者と随意契約を締結している。平成 20 年度も公募を行ったが、応募者は 19 年度と同じ業者のみであったため、当該事業者と随意契約を締結している。
- しかし、他府省においては、遠隔点検装置付きの昇降機の保守管理を一般競争契約としている例もあることから、公募による随意契約としなければならない理由に乏しい。
- ⑤ 昇降機の保守について、一般競争契約に移行する余地がある例が、上記を含め 18 件みられた（付表 2 参照）。

表2-(1)-イ-⑥-iii(府省共通的な業務:昇降機の保守) 付表2

- (注) ① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)
 ② 予決令第99条の2(競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき)
 ③ 予決令第99条の3(落札者が契約を結ばないとき)
 ④ その他

<競争性のない随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

12件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	法務省	京都地方裁判所	エレベータ保守業務(木津出張所)	役務	平成19年4月2日	1,089,900	民間企業	-	①	
2	外務省	本省(大臣官房会計課)	「外務省所管建物エレベーター設備保守」業務委嘱	役務	平成19年4月2日	28,489,860	民間企業	-	①	
3	外務省	本省(大臣官房会計課)	「外務省飯倉別館及び外交史料館エレベーター設備保守」業務委嘱	役務	平成19年4月2日	1,751,400	民間企業	-	①	
4	厚生労働省	横浜検疫所	横浜第二港湾合同庁舎のエレベータ設備保守	役務	平成19年4月2日	2,293,200	民間企業	-	①	
5	厚生労働省	北海道労働局	江差地方合同庁舎昇降機保守点検業務委託	役務	平成19年4月2日	1,178,100	民間企業	-	①	
6	厚生労働省	福岡労働局	エレベータ点検保守	役務	平成19年4月2日	932,400	民間企業	-	①	
7	厚生労働省	福岡労働局	エレベータ点検保守	役務	平成19年4月2日	1,222,200	民間企業	-	①	
8	厚生労働省	福岡労働局	エレベータ点検保守	役務	平成19年4月2日	1,222,200	民間企業	-	①	
9	厚生労働省	広島社会保険事務局	昇降機設備保守業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
10	経済産業省	特許庁	特許庁庁舎エレベーター設備点検保守業務	役務	平成19年4月2日	24,519,600	民間企業	-	①	
11	環境省	環境調査研修所	平成19年度エレベーター保守業務	役務	平成19年4月2日	2,880,990	民間企業	-	①	
12	防衛省	海上自衛隊呉地方総監部	物品昇降機保守整備点検役務	役務	平成19年4月9日	680,400	民間企業	-	④	

<公募による随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

6件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	財務省	東北財務局	(H19)川内住宅11号棟昇降機設備保守管理業務	役務	平成19年4月2日	1,423,800	民間企業	1	①	
2	財務省	東北財務局	(H19)榴ヶ岡住宅1・2・3号棟昇降機設備保守管理業務	役務	平成19年4月2日	2,893,800	民間企業	1	①	
3	財務省	中国財務局	合同宿舎舟入住宅8、10号棟・合同宿舎第二向島住宅1号棟・合同宿舎 巴島住宅1号棟及び「二回可住居業務	役務	平成19年4月2日	4,588,920	民間企業	1	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
4	財務省	中国財務局	合同宿舍草津住宅1、2、3号棟エレベーター保守管理業務	役務	平成19年4月2日	5,275,620	民間企業	1	①	
5	財務省	中国財務局	合同宿舍草津住宅4号棟エレベーター保守管理業務	役務	平成19年4月2日	1,575,000	民間企業	1	①	
6	防衛省	陸上自衛隊補給統制本部	エレベーター点検保守	役務	平成19年4月2日	2,205,000	民間企業	1	①	

<一般競争契約を締結している例(不落・不調による随意契約を含む。)>

63 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	内閣府	本府(大臣官房会計課)	昇降機の保守	役務	平成19年4月2日	4,987,080	民間企業	1	-	
2	国家公安委員会	科学警察研究所	科学警察研究所乗用・人荷用エレベーター保守	役務	平成19年4月2日	7,779,240	民間企業	1	-	
3	国家公安委員会	皇宮警察本部	北の丸宿舎3号館昇降機保守点検	役務	平成19年4月2日	1,048,320	民間企業	1	-	
4	総務省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第2号館昇降機設備等点検業務の請負	役務	平成19年4月2日	59,850,000	民間企業	2	-	
5	総務省	東北総合通信局	仙台第2合同庁舎エレベーター保守役務	役務	平成19年4月2日	6,073,200	民間企業	1	-	
6	総務省	消防庁	エレベーター保守点検業務委託	役務	平成19年4月1日	1,247,400	民間企業	2	-	
7	法務省	本省(大臣官房会計課)	浦安総合センター昇降機保守点検業務	役務	平成19年4月2日	3,931,200	民間企業	1	-	
8	法務省	本省(大臣官房会計課)	昇降機保守点検業務	役務	平成19年4月2日	53,172,000	民間企業	-	②	
9	法務省	府中刑務所	エレベーター保守契約	役務	平成19年4月2日	7,912,800	民間企業	-	②	
10	法務省	横浜地方検察庁	横浜法務合同庁舎昇降機保守契約	役務	平成19年4月2日	3,024,000	民間企業	1	-	
11	法務省	福島地方検察局	合同庁舎エレベーター設備保守管理業務委託契約(福島)	役務	平成19年4月2日	680,400	民間企業	1	-	
12	法務省	岡山地方検察局	岡山地方検察局新見支局及び美作支局庁舎の昇降機保守点検業務委託契約	役務	平成19年4月2日	1,061,550	民間企業	1	-	
13	財務省	北海道財務局	エレベーター設備(I工区)保守業務	役務	平成19年4月2日	9,027,900	民間企業	1	-	
14	財務省	北海道財務局	エレベーター設備(II工区)保守業務	役務	平成19年4月2日	6,249,600	民間企業	1	-	
15	財務省	東北財務局	仙台合同庁舎エレベーター設備保守管理業務	役務	平成19年4月2日	4,447,800	民間企業	-	③	
16	財務省	中国財務局	広島合同庁舎1号館昇降機保守管理業務	役務	平成19年4月2日	2,293,200	民間企業	1	-	
17	財務省	名古屋税関	名古屋税関麻薬探知犬管理センターにおけるエレベーター設備保守管理業務委託契約	役務	平成19年4月24日	740,701	民間企業	1	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
18	財務省	門司税関	福岡港湾合同庁舎エレベーター保守管理業務委託	役務	平成19年4月2日	3,024,000	民間企業	1	-	
19	財務省	門司税関	福岡空港国際線旅客ターミナルビル(官庁)庁舎エレベーター保守管理業務委託	役務	平成19年4月2日	1,433,880	民間企業	1	-	
20	財務省	門司税関	門司港湾合同庁舎エレベーター保守管理業務委託	役務	平成19年4月2日	9,185,400	民間企業	1	-	
21	財務省	門司税関	下関港湾合同庁舎エレベーター保守管理業務委託	役務	平成19年5月31日	1,559,250	民間企業	-	②	
22	財務省	税務大学校	昇降機保守業務(区分I)	役務	平成19年4月2日	3,496,500	民間企業	3	-	
23	財務省	名古屋国税局	エレベーター設備保守点検業務(第1コース)	役務	平成19年4月1日	5,670,000	民間企業	1	-	
24	財務省	名古屋国税局	エレベーター設備保守点検業務(第9コース)	役務	平成19年4月1日	1,406,160	民間企業	-	②	
25	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	厚生労働省上石神井庁舎エレベーター保守管理業務一式	役務	平成19年4月2日	1,939,350	民間企業	1	-	
26	厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	国立医薬品食品衛生研究所4・8・11・28号館エレベーター及び2号館揚重機保守点検業務一式	役務	平成19年4月2日	2,520,000	民間企業	1	-	
27	厚生労働省	国立がんセンター中央病院	昇降機設備保守点検業務	役務	平成19年4月2日	29,400,000	民間企業	2	-	
28	厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター	昇降機(ダイコー製2台分)保守契約一式	役務	平成19年4月2日	1,746,360	民間企業	1	-	
29	厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター	昇降機(三菱製27台分)保守契約一式	役務	平成19年4月2日	15,855,000	民間企業	2	-	
30	厚生労働省	北海道労働局	エレベーター保守業務委託	役務	平成19年4月2日	1,575,000	民間企業	2	-	
31	厚生労働省	愛知労働局	名古屋中公共職業安定所昇降設備保守点検業務委託契約	役務	平成19年4月1日	2,696,400	民間企業	1	-	
32	農林水産省	東海農政局	平成19年度名古屋農林総合庁舎エレベーター設備保守点検業務	役務	平成19年4月2日	1,363,320	民間企業	1	-	
33	農林水産省	中国四国農政局	平成19年度第2合同庁舎エレベーター保守業務	役務	平成19年4月2日	7,875,000	民間企業	1	-	
34	農林水産省	四国森林管理局	エレベーター保守管理	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	②	
35	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第3号館昇降機の点検保守	役務	平成19年4月2日	15,225,000	民間企業	1	-	
36	国土交通省	本省(航空局)	平成19年度飛行検査官庁舎エレベーター保守	役務	平成19年4月1日	756,000	民間企業	1	-	
37	国土交通省	国土技術政策総合研究所	昇降機設備保守点検業務	役務	平成19年4月2日	5,959,800	民間企業	1	-	
38	国土交通省	国土地理院	昇降機設備保守点検業務	役務	平成19年4月2日	3,000,000	民間企業	1	-	
39	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度エレベーター設備保守業務	役務	平成19年4月2日	2,949,673	民間企業	1	-	
40	国土交通省	九州地方整備局	昇降機保守業務	役務	平成19年4月2日	1,324,297	民間企業	不明	-	
41	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	長島エレベーター保守業務委託	役務	平成19年7月24日	1,088,640	民間企業	1	-	
42	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	鉄砲町エレベーター設備保守点検業務	役務	平成19年5月31日	2,184,000	民間企業	1	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
43	国土交通省	中国地方整備局山口河川 国道事務所	エレベーター設備保守点検	役務	平成19年4月19日	単価	民間企業	2	-	
44	国土交通省	四国地方整備局徳島河川 国道事務所	平成19年度 エレベーター保守	役務	平成19年4月2日	2,060,100	民間企業	1	-	
45	国土交通省	中部地方整備局木曾川下 流河川事務所	平成19年度 長良川サービスセンターエレベーター点検業務	役務	平成19年4月2日	1,890,000	民間企業	1	-	
46	国土交通省	中部地方整備局名古屋国 道事務所	平成19年度 名古屋地区エレベーター保守業務	役務	平成19年5月2日	1,609,020	民間企業	1	-	
47	国土交通省	北海道開発局函館開発建 設部	エレベーター設備等保守点検業務	役務	平成19年4月11日	1,764,000	民間企業	1	-	
48	国土交通省	大阪航空局中部空港事務 所	平成19年度 庁舎エレベーター点検保守作業	役務	平成19年4月1日	1,606,500	民間企業	-	②	
49	国土交通省	大阪航空局関西空港事務 所	庁舎エレベーター点検保守	役務	平成19年4月17日	4,987,080	民間企業	1	-	
50	国土交通省	福岡航空交通管制部	昇降機保守点検作業	役務	平成19年4月1日	1,617,000	民間企業	1	-	
51	国土交通省	気象庁	気象庁庁舎エレベーター設備他点検保守	役務	平成19年4月2日	2,293,200	民間企業	2	-	
52	国土交通省	海上保安庁	海洋情報部庁舎昇降機設備保守	役務	平成19年4月2日	4,138,747	民間企業	1	-	
53	国土交通省	第二管区海上保安本部	塩釜港湾合同庁舎エレベーター保守	役務	平成19年4月2日	2,167,200	民間企業	1	-	
54	国土交通省	第五管区海上保安本部	エレベーター設備保守点検業務 (平成19年度合庁分担)	役務	平成19年4月2日	7,862,400	民間企業	1	-	
55	国土交通省	第六管区海上保安本部	広島港湾合同庁舎エレベーター保守管理委託	役務	平成19年4月2日	3,189,060	民間企業	1	-	
56	防衛省	防衛大学校	エレベーター等保守点検	役務	平成19年4月2日	5,304,600	民間企業	1	-	
57	防衛省	防衛医科大学校	昇降機設備点検保守1式	役務	平成19年4月2日	22,050,000	民間企業	1	-	
58	防衛省	防衛医科大学校	昇降機整備1式	役務	平成19年9月14日	1,669,500	民間企業	1	-	
59	防衛省	陸上自衛隊中部方面会計 隊本部	伊丹他(19)エレベーター保守点検	役務	平成19年4月1日	2,992,500	民間企業	3	-	
60	防衛省	陸上自衛隊九州補給処	2号隊舎昇降機保守点検ほか1件	役務	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	-	
61	防衛省	海上自衛隊佐世保地方総 監部	昇降機の点検整備及び定期検査	役務	平成19年4月9日	4,000,500	民間企業	2	-	
62	防衛省	海上自衛隊佐世保地方総 監部	物品昇降機保守点検整備及び定期検査	役務	平成19年4月9日	2,130,450	民間企業	-	②	
63	防衛省	北海道防衛局	合同庁舎 エレベーター設備保守点検業務	役務	平成19年4月2日	1,933,218	民間企業	不明	-	

(協力要請機関における参考事例) <一般競争契約を締結している例>

2 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	内閣官房	内閣官房	エレベーター設備の保守管理業務	役務	平成19年4月2日	1,656,900	民間企業	2	-	
2	人事院	人事院	中央合同庁舎第5号館別館 昇降機保守点検委託	役務	平成19年4月2日	1,008,000	民間企業	2	-	

<平成19年度は競争性のない随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例>

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	エレベーター設備点検保守	役務	平成19年4月2日	45,990,630	民間企業	-	①	20年度:一般競争契約

表 2 - (1) - イ - ⑥ - iv (府省共通的な業務：電気の供給)

付表 1 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

電気の供給については、平成 7 年以降、電力小売自由化が段階的に進められ、12 年 3 月以降は使用規模 2,000 kW 以上、16 年 4 月以降は 500 kW 以上、17 年 4 月以降は 50 kW 以上が自由化の対象とされている。

このように段階的に自由化が進められたこともあって、使用規模が 50 kW 以上ある機関であっても、中には、他府省における一般競争契約への移行の情報を承知していなかった、関係事業者に聴取したところ採算が合わないと言われ一般競争契約を断念したなどの理由で、平成 19 年度又は 20 年度において競争性のない随意契約としている例が 25 件みられた (付表 2 参照)。

電気の供給については、速やかに一般競争契約への移行を検討する必要がある。

表2-(1)-イ-⑥-iv(府省共通的な業務:電気の供給) 付表2

(注)① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)

<競争性のない随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

25件

番号	府省等名	機関名	契約件名	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	厚生労働省	横浜検疫所	電気料(本所)	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
2	厚生労働省	横浜検疫所	電気料(センター)	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
3	厚生労働省	宮城労働局	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
4	農林水産省	横浜植物防疫所	電気料(調研部)	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
5	農林水産省	動物検疫所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
6	農林水産省	東北農政局	宮城野庁舎電力供給	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
7	農林水産省	東北農政局大崎農業水利事務所	電力供給契約(大崎農業水利事務所)	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
8	農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	電気供給	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
9	国土交通省	中国地方整備局	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
10	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	電気料(長島地下駐車場)	平成19年4月2日	2,509,555	所管公益法人	-	①	
11	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
12	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
13	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
14	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
15	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
16	国土交通省	北陸地方整備局信濃河川事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
17	国土交通省	中部地方整備局庄内河川事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
18	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
19	国土交通省	九州地方整備局筑後川河川事務所長	電力料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
20	国土交通省	北陸地方整備局新潟河川事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)

番号	府省等名	機関名	契約件名	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
21	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
22	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
23	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
24	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	電気料(山田ARSR、高圧電力)	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
25	環境省	環境調査研修所	電気料金	-	単価	民間企業	-	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)

<一般競争契約を締結している例>

36 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	国家公安委員会	皇宮警察本部	皇宮警察本部庁舎電気需給	平成19年5月8日	単価	民間企業	1	-	
2	国家公安委員会	皇宮警察本部	皇宮警察本部赤坂護衛署電気需給	平成19年5月8日	単価	民間企業	1	-	
3	総務省	東北総合通信局	仙台第2合同庁舎で使用する電気の調達	平成19年9月14日	単価	民間企業	2	-	長期継続契約(当年度契約分)
4	法務省	札幌法務局	電気需給契約(岩見沢支局)	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
5	法務省	札幌法務局	電気需給契約(日高支局)	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
6	法務省	札幌法務局	電気需給契約(小樽支局)	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
7	法務省	札幌法務局	電気需給契約(南出張所)	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
8	法務省	札幌法務局	電気需給契約(北出張所)	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
9	法務省	福島地方法務局	福島合同庁舎電気需給契約	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
10	法務省	京都地方法務局	平成19年電気料(本局)	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
11	法務省	岡山地方法務局	岡山地方法務局岡山西出張所で使用する電気の調達契約	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
12	法務省	入国者収容所東日本入国管理センター	電気需給契約	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	-	
13	財務省	本省(大臣官房会計課)	財務省本庁舎における電力の購入	平成19年10月1日	単価	民間企業	4	-	
14	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	厚生労働省上石神井庁舎で使用する電気	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
15	厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター	電気料	-	単価	民間企業	3	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
16	厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター	国立身体障害者リハビリテーションセンターで使用する電気一式	平成19年8月31日	単価	民間企業	4	-	
17	農林水産省	中国四国農政局	岡山第2合同庁舎で使用する電気	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
18	農林水産省	関東農政局両総農業水利事業所	電気料	-	単価	民間企業	-	-	競争性のない随意契約(長期継続契約(既往年度契約支払分))。19年度中に一般競争契約へ移行
19	国土交通省	九州地方整備局	福岡第二合同庁舎で使用する電気	平成19年4月2日	単価	民間企業	不明	-	
20	国土交通省	九州地方整備局	福岡第二合同庁舎で使用する電気	平成19年4月2日	単価	民間企業	不明	-	
21	国土交通省	気象庁	気象庁本庁舎で使用する電気	平成19年4月6日	単価	民間企業	3	-	長期継続契約(当年度契約分)
22	国土交通省	第一管区海上保安本部	電気買入(釧路信号所)	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	-	長期継続契約(当年度契約分)
23	国土交通省	第一管区海上保安本部	電気買入(函館基地)	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	-	長期継続契約(当年度契約分)
24	国土交通省	第一管区海上保安本部	電気買入(函館基地)	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	-	長期継続契約(当年度契約分)
25	国土交通省	第一管区海上保安本部	電気買入(函館)	平成19年4月1日	単価	民間企業	2	-	長期継続契約(当年度契約分)
26	国土交通省	第一管区海上保安本部	電気買入(稚内中央埠頭)	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	-	長期継続契約(当年度契約分)
27	国土交通省	第一管区海上保安本部	電気買入(稚内北洋埠頭)	平成19年4月1日	単価	民間企業	2	-	長期継続契約(当年度契約分)
28	国土交通省	第一管区海上保安本部	電気買入(根室)	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	-	長期継続契約(当年度契約分)
29	国土交通省	第一管区海上保安本部	電気買入(根室港湾合庁)	平成19年4月1日	単価	民間企業	2	-	長期継続契約(当年度契約分)
30	国土交通省	第一管区海上保安本部	電気買入(釧路港湾合庁)	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	-	長期継続契約(当年度契約分)
31	防衛省	防衛大学校	防衛大学校における電気(本校分)	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
32	防衛省	陸上自衛隊中部会計隊本部	伊丹駐屯地電気料	-	単価	民間企業	2	-	長期継続契約(既往年度契約支払分)
33	防衛省	陸上自衛隊関西補給処	電気料	平成19年5月21日	単価	民間企業	1	-	長期継続契約(当年度契約分)
34	防衛省	陸上自衛隊九州補給処	電気料	平成19年4月1日	単価	民間企業	3	-	
35	防衛省	陸上自衛隊九州補給処	電気料	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	-	
36	防衛省	航空自衛隊第2補給処(岐阜基地)	特別高圧電気需給	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	-	

<平成19年度は競争性のない随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例>

3 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	法務省	広島法務局	電気需給(廿日市)	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	20年度:一般競争契約
2	厚生労働省	福岡労働局	電気代(局、各署所)	-	単価	民間企業	-	-	競争性のない随意契約(長期継続契約(既往年度契約支払分))。20年度:一般競争契約
3	国土交通省	北陸地方整備局	電気使用料	-	単価	民間企業	-	-	競争性のない随意契約(長期継続契約(既往年度契約支払分))。20年度:一般競争契約

表 2 - (1) - イ - ⑥ - v (府省共通的な業務：ポスター作成等の広報業務)

付表 1 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

ポスター作成等の広報業務については、本文「2 各府省における契約の適正化の推進」の「(1) イ 競争性の高い契約方式への移行の推進」の(イ)④に記載したとおり、本府省から総合評価方式による一般競争契約の導入促進に関する通知を発出したり、マニュアルを作成したりするなどしてこれを積極的に推進している府省（内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省及び環境省）がある一方で、導入が進んでいない府省（国家公安委員会、金融庁、外務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）があるほか、次のように、競争性の高い契約方式への移行を検討する必要がある例が 117 件みられた。

〈総合評価方式による一般競争契約に移行した例〉

- ① 総務省（統計局）は、「平成 19 年度経常調査の広報に係る総合企画の実施業務」について、19 年度は企画競争による随意契約を締結したが、20 年度は総合評価方式による一般競争契約に移行している。
- ② 財務省（理財局）は、「国債広報に係る広告の制作・実施業務委託」について、平成 18 年度から企画競争による随意契約を締結していたが、20 年度は総合評価方式による一般競争契約に移行している。

〈競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地がある例〉

- ① 農林水産省横浜植物防疫所は、植物防疫広報充実・強化対策の一環として、海外旅行者向けの植物検疫制度上の注意事項等に関する広報をリムジンバスの車内広報誌に掲載するため、平成 19 年度に当該広報誌の出版元と競争性のない随意契約を締結しており、その理由について、次のように説明している。
 - ・ 日本最大の国際空港である成田国際空港が海外との表玄関の役割を果たし、当該空港を利用する旅行者の国内移動には羽田空港が利用されるという状況からも極めて有効な広報方法であり、今後も定期的な広報を掲載することにより、旅行者の植物検疫に対する認識を深め、その存在を強く訴えかけることができること。
 - ・ 車内広報誌は、両空港間において運行されるリムジンバスに搭載されることから、読者が海外旅行者と限定され、かつ、1 日 1,700 便のリムジンバス運行（利用客：年間約 767 万人）があることから、訴求効果の高い広報媒体として有効であること。
 - ・ リムジンバスに搭載される車内広報誌は限定されており、履行場所が特定されることから競争を行うことは不可能であること。このように、横浜植物防疫所は、海外旅行者向けの植物検疫制度上の注意事項等に関する広報を行うに当たって、リムジンバスの車内広報誌に掲載することが最も効果的な手段であるとの前提に立って競争性のない随意契約を締結しており、この前提そのものの検証（他の手段との比較検討等）は十分行われていない。しかし、本広報を行うに当たっては、当該広報を効果的に行うための手段等について企画競争を行うことが適当であったとみられる。
- ② ポスター作成等の広報業務について、競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地がある例が、上記を含め 33 件みられた（付表 2 参照）。

〈総合評価方式による一般競争契約に移行する余地がある例〉

表 2 - (1) - イ - ⑥ - v の付表 2 「ポスター作成等の広報業務」に掲載した契約のうち、企画競争による随意契約及び指名競争契約を締結しているものについては、原則として総合評価方式による一般競争契約に移行する余地があるとみられる（84件）。

表2-(1)-イ-⑥-v(府省共通的な業務:ポスター作成等の広報業務) 付表2

(注)① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)

② 予決令第99条の2(競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき)

<競争性のない随意契約を締結しているが、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例>

32件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	農林水産省	横浜植物防疫所	リムジンバス車内広報誌への植物検疫広報掲載料	役務	平成19年5月31日	1,825,425	民間企業	-	①	
2	国土交通省	本省(河川局)	平成19年度 国土交通省水害対策啓発広報業務	役務	平成19年5月23日	19,414,500	民間企業	-	①	
3	国土交通省	中国地方整備局	おかくく広報新聞掲載	役務	平成19年4月12日	単価	民間企業	-	①	
4	国土交通省	中国地方整備局	「岡山の防災特集」新聞広報	役務	平成19年5月17日	1,995,000	民間企業	-	①	
5	国土交通省	中国地方整備局	平成19年度 中国地方地域社会懇談会広報作業	役務	平成19年8月3日	5,244,750	民間企業	-	①	
6	国土交通省	中国地方整備局	道路ふれあい月間新聞広報	役務	平成19年8月6日	3,727,500	民間企業	-	①	
7	国土交通省	中国地方整備局	中国・地域づくりフォーラム新聞広報作業	役務	平成19年10月25日	5,559,750	民間企業	-	①	
8	国土交通省	中国地方整備局	「ふるさとのくらしと地域活性化」新聞広報	役務	平成19年11月22日	4,420,500	民間企業	-	①	
9	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	水防広報業務	役務	平成19年6月25日	1,071,000	民間企業	-	①	
10	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所新聞広報業務	役務	平成19年4月11日	54,474,000	民間企業	-	①	
11	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所管内ラジオ等広報業務	役務	平成19年4月16日	14,752,500	民間企業	-	①	
12	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	芦田川河川事業広報	役務	平成19年4月2日	7,980,000	民間企業	-	①	
13	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	道の歴史と文化に関する広報	役務	平成19年5月10日	6,195,000	民間企業	-	①	
14	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山管内における各種国土交通施策に関する広報	役務	平成19年6月1日	6,620,250	民間企業	-	①	
15	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山管内広報タウン誌掲載	役務	平成19年7月19日	単価	民間企業	-	①	
16	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	地域活性化に関する広報	役務	平成19年10月17日	9,545,550	民間企業	-	①	
17	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山管内における各種国土交通施策に関する広報その2	役務	平成19年10月17日	単価	民間企業	-	①	
18	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	料金割引社会実験に関する広報	役務	平成19年11月30日	4,536,000	民間企業	-	①	
19	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	タウン情報やまぐち広報掲載	役務	平成19年4月11日	単価	民間企業	-	①	
20	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	サンデー宇部・小野田広報掲載	役務	平成19年5月22日	単価	民間企業	-	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
21	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	日本風景街道に関する広報掲載	役務	平成19年10月9日	1,102,500	民間企業	-	①	
22	国土交通省	四国地方整備局徳島河川国道事務所	平成19年度 河川広報資料等作成業務	役務	平成19年4月12日	24,885,000	民間企業	-	①	
23	国土交通省	四国地方整備局香川河川国道事務所	平成19年度 河川防災香川地域フォーラム企画運営広報業務	役務	平成19年8月16日	4,452,000	民間企業	-	①	
24	国土交通省	四国地方整備局高知河川国道事務所	平成19年度 RKCラジオ番組を活用した広報活動	役務	平成19年4月16日	4,410,000	民間企業	-	①	
25	国土交通省	四国地方整備局高知河川国道事務所	平成19年度 河川防災高知地域フォーラム企画運営広報業務	役務	平成19年8月29日	4,998,000	民間企業	-	①	
26	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度道路事業に関する広報番組制作放映業務	役務	平成19年4月3日	19,624,500	民間企業	-	①	
27	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度生活情報誌活用広報業務	役務	平成19年5月9日	16,075,500	民間企業	-	①	
28	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京の街道広報映像制作業務	役務	平成19年7月20日	17,850,000	民間企業	-	①	
29	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫県内単価契約広報業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
30	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江地域道路整備広報資料作成	役務	平成19年6月15日	1,517,166	民間企業	-	①	
31	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	山陰経済ウイークリー広報掲載	役務	平成19年8月7日	1,050,000	民間企業	-	①	
32	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度海外広報推進事業	役務	平成19年4月2日	3,200,000	所管公益法人	-	①	

<公募による随意契約を締結しているが、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例>

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	内閣府	本府(大臣官房会計課)	市区町村が発行する広報誌を活用した広報の実施	役務	平成20年2月12日	3,807,977	所管公益法人	1	①	

<企画競争による随意契約を締結しているが、総合評価方式による一般競争契約に移行する余地がある例>

79 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	内閣府	本府(大臣官房会計課)	海外向け政府広報Web掲載「ビジュアル誌(英語版)」の原稿制作・編集等業務	物品等(製造)	平成19年7月19日	82,853,347	所管公益法人	2	①	
2	内閣府	沖縄総合事務局開発建設部	平成19年度 防災・減災フォーラム企画運営広報業務	役務	平成19年8月22日	4,555,763	民間企業	1	①	
3	国家公安委員会	警察庁	インターネット上のポータルサイトを利用した薬物銃器関連の広報啓発業務	役務	平成19年4月2日	6,615,000	民間企業	2	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
4	国家公安委員会	警察庁	広報啓発用パンフレット「日本の銃器情勢」平成19年版(日本語版)	物品等(製造)	平成19年5月10日	3,304,350	民間企業	2	①	
5	国家公安委員会	警察庁	出会い系サイト利用犯罪被害防止広報啓発用リーフレット	物品等(製造)	平成19年6月4日	3,418,800	民間企業	3	①	
6	国家公安委員会	警察庁	遺失物の改正に関する広報ポスター 外1点	物品等(製造)	平成19年6月27日	7,757,036	民間企業	6	①	
7	国家公安委員会	警察庁	子ども等を守るための匿名通報モデル事業広報啓発ポスター	物品等(製造)	平成19年8月27日	7,999,530	民間企業	8	①	
8	国家公安委員会	警察庁	子ども等を守るための匿名通報モデル事業広報啓発用ホームページの制作	役務	平成19年8月27日	8,347,500	民間企業	5	①	
9	国家公安委員会	警察庁	少年警察活動用広報啓発素材集CD	役務	平成19年10月24日	3,597,825	民間企業	9	①	
10	国家公安委員会	警察庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律の内容及び施行の周知のための広報用ポスター	物品等(製造)	平成19年11月29日	6,352,500	民間企業	10	①	
11	国家公安委員会	警察庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律の内容及び施行の周知のための広報用リーフレット	物品等(製造)	平成19年11月29日	6,930,000	民間企業	9	①	
12	国家公安委員会	警察庁	薬物・銃器対策広報啓発用ビデオ	物品等(製造)	平成19年12月18日	9,429,420	民間企業	9	①	
13	国家公安委員会	警察庁	自転車安全教育用図説パンフレット及びパソコンソフト	役務	平成19年12月25日	11,954,250	所管公益法人	6	①	
14	総務省	本省(大臣官房会計課)	総務省広報誌の企画・編集の請負	役務	平成19年4月2日	18,900,000	民間企業	6	①	
15	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	公正な採用選考に係る新聞広報業務一式	役務	平成19年5月7日	34,522,000	民間企業	8	①	
16	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間及び同月間における同疾患のリスク要因等周知のためのポスター・リーフレットデザイン制作一式	役務	平成19年9月7日	2,436,000	民間企業	5	①	
17	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間及び全国一斉無料相談ダイヤルの実施に関するリーフレット・ポスターデザイン制作及び周知広報業務一式	役務	平成19年9月12日	10,464,300	民間企業	9	①	
18	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	「職業能力開発を促進するためのポスター」デザイン制作業務	役務	平成19年10月26日	3,753,750	その他の公益法人	10	①	
19	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	デザイナーズ(ハンセン病を正しく理解するパンフレット 外1件)	役務	平成20年2月29日	4,945,500	民間企業	6	①	
20	厚生労働省	本省(労働基準局)	労働契約法関係広報	役務	平成20年2月29日	156,674,999	民間企業	7	①	
21	厚生労働省	本省(労働基準局労災補償部労災管理課)	快適通勤オフピークキャンペーン・PRポスター等による広報活動一式	役務	平成19年9月11日	1,296,750	民間企業	5	①	
22	厚生労働省	本省(労働基準局労災補償部労災管理課)	特別遺族給付金等の周知・広報一式	役務	平成20年2月20日	96,375,038	民間企業	6	①	
23	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	「ものづくり立国」の社会的基盤整備に係る啓発・広報事業	役務	平成19年4月2日	118,552,000	所管公益法人	1	①	
24	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	緊急サポートネットワーク事業に係る広報一式	役務	平成19年11月20日	15,634,999	民間企業	9	①	
25	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	ポジティブ・アクションを普及促進するための広報業務	役務	平成20年2月13日	15,199,800	民間企業	4	①	
26	厚生労働省	本省(雇用均等・児童家庭局育成環境課)	「地域子育て支援拠点事業」広報啓発用資料(パンフレット)のデザイン制作業務	役務	平成20年3月18日	5,985,000	民間企業	1	①	
27	厚生労働省	社会保険庁	年金広報に係る広告の制作・実施及び効果測定業務 一式	役務	平成20年1月23日	199,962,000	民間企業	23	①	
28	農林水産省	本省(生産局)	真の日本食・日本食材海外発信委託事業(品目等別広報活動「香港における日本産牛肉広報活動」)	役務	平成19年12月5日	43,430,000	民間企業	5	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
29	農林水産省	東北農政局大崎農業水利事務所	記録映像製作(その17)業務	工事等	平成19年9月10日	6,300,000	民間企業	1	①	
30	国土交通省	本省(総合政策局)	平成19年度グローバルマッピングプロジェクト広報業務	役務	平成19年12月20日	17,850,000	民間企業	1	①	
31	国土交通省	北陸地方整備局	平成19年度 広報用冊子の出版等作業	役務	平成19年4月12日	38,640,000	所管公益法人	1	①	
32	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 河川愛護月間広報業務	役務	平成19年6月1日	8,925,000	民間企業	4	①	
33	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 中部地方整備局広報実施業務	役務	平成19年6月6日	59,745,000	民間企業	4	①	
34	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度近畿地方整備局広報誌作成業務	役務	平成19年4月12日	22,680,000	所管公益法人	1	①	
35	国土交通省	中国地方整備局	岡山国道広報作成支援業務	工事等 (工事)	平成19年5月17日	10,080,000	民間企業	5	①	
36	国土交通省	中国地方整備局	道路事業に関するテレビ広報	役務	平成19年9月28日	3,045,000	民間企業	1	①	
37	国土交通省	九州地方整備局	九州地方整備局広報誌作成業務	役務	平成19年7月17日	11,550,000	民間企業	5	①	
38	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	管内広報資料作成業務	役務	平成19年6月29日	14,332,500	民間企業	2	①	
39	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	道路整備広報業務	役務	平成19年11月9日	4,368,000	民間企業	3	①	
40	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	電子広報媒体更新等業務	役務	平成19年4月2日	8,610,000	民間企業	1	①	
41	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	一般国道46号利活用広報資料作成業務	役務	平成19年11月27日	2,751,000	その他	2	①	
42	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	河川事業広報活動業務委託	役務	平成19年4月4日	15,750,000	民間企業	5	①	
43	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	東北中央自動車道広報企画運営業務	役務	平成19年4月27日	4,074,000	民間企業	3	①	
44	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形河川国道事務所広報誌企画制作業務委託	役務	平成19年6月22日	12,600,000	民間企業	1	①	
45	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	大野目地区広報企画運営業務	役務	平成19年7月13日	8,767,500	民間企業	2	①	
46	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	「道路ふれあい月間」広報イベント企画・運営等業務	役務	平成19年7月31日	5,145,000	民間企業	3	①	
47	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	東北中央自動車道広報企画・資料作成業務	役務	平成19年9月26日	7,822,500	民間企業	4	①	
48	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	冬季道路広報企画制作業務	役務	平成19年11月5日	7,350,000	民間企業	3	①	
49	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	道路広報等企画制作業務	役務	平成19年11月5日	7,339,500	民間企業	1	①	
50	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形管内道路広報企画運営業務	役務	平成19年11月22日	15,750,000	民間企業	4	①	
51	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	阿武隈川上流広報イベント企画運営業務	役務	平成19年4月6日	9,555,000	民間企業	3	①	
52	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	道路広報イベント企画運営業務	役務	平成19年8月1日	13,629,000	民間企業	不明	①	
53	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	防災地域フォーラム企画運営広報業務	役務	平成19年9月5日	7,288,729	民間企業	2	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
54	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川 国道事務所	平成19年度広報企画・広報誌作成等業務	役務	平成19年11月19日	15,645,000	民間企業	1	①	
55	国土交通省	中国地方整備局福山河川 国道事務所	芦田川河川広報調査検討業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	17,535,000	民間企業	3	①	
56	国土交通省	中国地方整備局福山河川 国道事務所	福山管内道路広報誌作成	役務	平成19年6月28日	14,332,500	民間企業	1	①	
57	国土交通省	中国地方整備局山口河川 国道事務所	広報資料等作成検討業務	工事等 (工事)	平成19年4月6日	20,160,000	民間企業	5	①	
58	国土交通省	四国地方整備局徳島河川 国道事務所	平成19年度 道路広報資料作成業務委託	役務	平成19年7月4日	14,700,000	民間企業	4	①	
59	国土交通省	四国地方整備局松山河川 国道事務所	平成19年度 河川防災愛媛地域フォーラム企画運営広報業務	役務	平成19年8月28日	5,355,000	民間企業	不明	①	
60	国土交通省	中部地方整備局庄内川河 川事務所	庄内川河川事業広報	役務	平成19年9月26日	4,725,000	民間企業	1	①	
61	国土交通省	九州地方整備局筑後川河 川事務所	平成19年度筑後川河川事務所事業概要広報業務	役務	平成19年4月16日	単価	民間企業	2	①	
62	国土交通省	九州地方整備局筑後川河 川事務所	平成19年度 河川防災地域フォーラム企画運営広報業務	役務	平成19年10月2日	6,573,000	民間企業	1	①	
63	国土交通省	九州地方整備局筑後川河 川事務所	平成19年度筑後川河川事務所事業広報検討業務	役務	平成19年12月14日	10,657,500	民間企業	4	①	
64	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道 事務所	道路広報広告活動業務委託	役務	平成19年4月2日	29,400,000	民間企業	1	①	
65	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道 事務所	道路広報広告活動業務	役務	平成19年6月18日	15,540,000	民間企業	1	①	
66	国土交通省	中部地方整備局名四国道 事務所	平成19年度 名四国道広報業務	役務	平成19年6月19日	11,844,000	民間企業	7	①	
67	国土交通省	近畿地方整備局京都国道 事務所	平成19年度広報活動支援業務	工事等 (工事)	平成19年4月5日	9,177,000	民間企業	2	①	
68	国土交通省	近畿地方整備局京都国道 事務所	平成19年度京都国道広報戦略企画検討業務	役務	平成19年5月11日	29,925,000	民間企業	2	①	
69	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道 事務所	平成19年度国道43号広報誌企画検討業務	役務	平成19年5月2日	5,880,000	民間企業	4	①	
70	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道 事務所	平成19年度兵庫国道事務所管内広報支援業務	工事等 (工事)	平成19年7月26日	15,330,000	民間企業	3	①	
71	国土交通省	中国地方整備局松江国道 事務所	松江国道管内事業広報作業	役務	平成19年4月23日	18,291,000	民間企業	4	①	
72	国土交通省	中国地方整備局松江国道 事務所	松江国道管内広報支援作業	役務	平成19年7月13日	5,460,000	民間企業	2	①	
73	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾 事務所	神戸港湾事務所広報誌作成業務	役務	平成19年4月6日	9,996,000	民間企業	1	①	
74	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾 事務所	神戸港に関する広報用映像資料等作成	役務	平成19年8月10日	9,964,500	民間企業	3	①	
75	国土交通省	北海道開発局開発監理部	広報誌「北海道開発グラフ」企画・編集業務	役務	平成19年5月31日	5,700,000	その他の公 益法人	1	①	
76	国土交通省	北海道開発局札幌開発建 設部	広報誌「さっけんクリップ」企画・編集業務	役務	平成19年6月15日	3,240,000	その他の公 益法人	1	①	
77	国土交通省	北海道開発局石狩川開発 建設部	広報誌「アクアグリーンいしかり」企画・編集業務	役務	平成19年9月13日	3,300,000	その他の公 益法人	1	①	
78	国土交通省	気象庁	緊急地震速報広報用DVD制作	物品等 (製造)	平成19年5月10日	5,775,000	民間企業	4	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
79	防衛省	防衛医科大学校	防衛医科大学校パンフレットのデザイン製作等	役務	平成19年8月3日	1,470,000	民間企業	3	①	

(協力要請機関における参考事例) <企画競争による随意契約を締結しているが、総合評価方式による一般競争契約に移行する余地がある例> 1件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	内閣官房	内閣官房	北朝鮮による拉致問題に係る政府広報用ラジオ番組の制作及び短波放送業務	役務	平成19年6月6日	113,183,441	その他の公益法人	3	①	

<指名競争契約を締結しているが、総合評価方式による一般競争契約に移行する余地がある例> 4件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	国土交通省	四国地方整備局徳島河川国道事務所	平成19年度 広報誌印刷	物品等(購入)	平成19年4月19日	1,883,700	民間企業	5	-	
2	国土交通省	九州地方整備局遠賀川河川事務所	遠賀川河川事務所広報運営実施	役務	平成19年5月24日	17,850,000	民間企業	4	-	
3	国土交通省	九州地方整備局福岡国道事務所	平成19年度 福岡国道事務所広報活動	役務	平成19年6月5日	10,458,000	民間企業	8	-	
4	防衛省	本省	弾道ミサイル防衛に係る政策広報ビデオ	役務	平成19年10月19日	4,704,000	民間企業	8	-	

<一般競争契約を締結している例(不落・不調による随意契約を含む。)> 30件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	内閣府	本府(大臣官房会計課)	政府広報ウェブサイトの運営等業務	役務	平成19年4月2日	66,195,360	所管公益法人	-	②	
2	内閣府	本府(大臣官房会計課)	政府広報誌の制作及び配布業務	物品等(製造)	平成19年5月23日	149,585,205	所管公益法人	4	-	総合評価方式
3	総務省	近畿総合通信局	電波利用保護旬間の広報実施請負	役務	平成19年4月6日	12,540,150	民間企業	-	②	
4	財務省	本省(大臣官房会計課)	広報用パンフレット「関税レポート2007」の制作	役務	平成19年9月7日	5,250,000	民間企業	4	-	総合評価方式
5	文部科学省	本省(研究開発局開発企画課)	サイクル廃棄物広報対策等	役務	平成19年12月20日	9,954,000	その他の公益法人	2	-	総合評価方式

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
6	厚生労働省	本省(労働基準局労働保険徴収課)	平成19年度労働保険適用促進月間に係る広報一式	役務	平成19年8月9日	27,300,000	民間企業	11	-	総合評価方式
7	厚生労働省	本省(労働基準局労働保険徴収課)	労働保険の年度更新に係る広報一式	役務	平成20年1月23日	18,270,000	民間企業	5	-	総合評価方式
8	厚生労働省	本省(労働基準局労災保補償労災管理課)	労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和の普及啓発に係る広報一式	役務	平成20年2月26日	29,610,000	民間企業	5	-	総合評価方式
9	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度特定商取引適正化事業(申出制度等の広報等)	役務	平成19年4月2日	10,920,000	所管公益法人	1	-	総合評価方式
10	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度企業のIT化ベストプラクティス普及事業(「情報化月間」に係る普及広報活動)	役務	平成19年4月2日	65,100,000	所管公益法人	1	-	総合評価方式
11	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度事故対応等の向上(製品安全対策優良企業表彰実施普及広報事業)	役務	平成19年6月11日	19,561,139	所管公益法人	1	-	総合評価方式
12	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度サービス産業生産性向上支援調査委託費(テレワーク推進フォーラム等広報事業)	役務	平成19年8月7日	10,893,844	所管公益法人	1	-	総合評価方式
13	経済産業省	中部経済産業局	平成19年度電源立地推進調整等事業「小学校教育関係者向け等広報推進検討事業」	役務	平成19年8月24日	7,329,892	所管公益法人	-	②	
14	経済産業省	中国経済産業局	平成19年度電源立地推進調整等委託事業(電源地域振興指導事業(光市イベント広報事業))	役務	平成19年6月6日	2,985,078	認可法人	2	-	総合評価方式
15	経済産業省	中国経済産業局	平成19年度電源立地推進調整等委託事業(電源地域振興指導事業(柳井市イベント広報事業))	役務	平成19年6月6日	2,992,500	認可法人	2	-	総合評価方式
16	経済産業省	資源エネルギー庁	平成19年度核燃料サイクル関係推進調整等(定期刊行物広報等)	役務	平成19年4月2日	126,406,125	所管公益法人	1	-	総合評価方式
17	経済産業省	資源エネルギー庁	平成19年度電源立地推進調整等事業(個別地点広報(次世代(未就学児・小学生)向け普及啓発事業))	役務	平成19年4月2日	9,523,500	所管公益法人	3	-	総合評価方式
18	経済産業省	資源エネルギー庁	平成19年度広報事業(ブルサーマルシンポジウム(静岡県))	役務	平成19年7月9日	9,975,000	所管公益法人	2	-	総合評価方式
19	経済産業省	原子力安全・保安院	平成19年度広報事業(ブルサーマルシンポジウム(静岡県))	役務	平成19年7月9日	9,975,000	所管公益法人	2	-	総合評価方式
20	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所道路広報業務	役務	平成19年4月2日	11,550,000	民間企業	1	-	
21	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	歴史的観光素材を活用した道の駅等利用促進広報業務	役務	平成19年7月18日	3,990,000	民間企業	4	-	
22	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	日沿道供用関係広報業務	役務	平成19年8月31日	1,086,750	民間企業	3	-	
23	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	道路広報誌企画制作業務	役務	平成19年11月16日	2,079,000	民間企業	3	-	
24	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	かわまちづくりに関する広報業務	役務	平成19年4月27日	2,373,000	民間企業	2	-	
25	国土交通省	四国地方整備局香川河川国道事務所	平成19年度 香川管内河川広報支援業務	役務	平成19年4月2日	2,835,000	所管公益法人	1	-	
26	国土交通省	四国地方整備局香川河川国道事務所	香川河川国道事務所広報作業	役務	平成19年4月2日	2,415,000	民間企業	4	-	
27	国土交通省	中部地方整備局庄内川河川事務所	平成19年度 庄内川広報誌作成業務	役務	平成19年5月25日	1,974,000	民間企業	10	-	
28	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 道路事業広報業務	役務	平成19年4月2日	11,550,000	民間企業	1	-	
29	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度「にそと」広報企画検討業務	役務	平成19年4月2日	34,125,000	民間企業	1	-	
30	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	神戸港湾整備に関する広報業務	役務	平成19年6月22日	6,667,500	民間企業	1	-	

<平成19年度は企画競争による随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例>

2 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	総務省	本省(統計局)	平成19年度経常調査の広報に係る総合企画の実施業務	役務	平成19年10月11日	37,999,500	民間企業	5	①	20年度:総合評価方式による一般競争契約
2	財務省	本省(理財局)	国債広報に係る広告の制作・実施業務委託	役務	平成19年5月2日	988,000,000	民間企業	11	①	20年度:総合評価方式による一般競争契約

表 2 - (1) - イ - ⑥ - vi (府省共通的な業務：タクシーの借上げ)

付表 1 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

タクシーの借上げについては、公募又は企画競争を行っている例がある一方で、競争性のない随意契約を締結している例がある。

タクシーの借上げについては、府省の間でその取扱いを変える理由がないことから、競争性のない随意契約を締結している府省にあっては、公募又は企画競争による競争性のある随意契約への移行を検討する必要がある。

〈企画競争による随意契約を締結した例〉

気象庁(本庁)は、タクシーの借上げについて平成18年度まで競争性のない随意契約を締結してきたが、19年度からは、国土交通省大臣官房会計課にならって、企画競争による随意契約に移行している。

企画提案書の審査に当たっては、11項目(車両の保有台数、営業所の所在地、割引運賃の導入の有無、事務手数料の有無、夜間配車の有無、夜間配車時の到着時間、事故の有無、独自の研修、講習等の実施の有無、優秀運転者の表彰受賞者の有無、優良法人事業者(団体)の表彰の有無及びその他独自の提案)について、A、B、C、Dの評価を行い、D(0点)が一つでもある者又は評価得点の合計が7割に満たない者を除くすべての者と契約を締結することとしている。

平成19年度においては、13者から企画提案書が提出され、うち総合得点が7割に満たなかった1者を除いた12者と契約を締結している。また、20年度は、13者から企画提案書が提出され、そのすべてと契約を締結している。

〈公募又は企画競争による随意契約に移行する余地がある例〉

① 公正取引委員会(本局)は、随意契約見直し計画において、タクシーの借上げについて「随意契約によらざるを得ないもの」としている。

また、平成19年度においては、タクシー料金は認可料金であること、業務の利便性等を考慮すると東京都内において比較的タクシー保有台数の多い事業者と契約することが望ましいこと、予決令第99条第8号の「運送又は保管をさせるとき」に該当することから、保有台数の多い3者と競争性のない随意契約を締結したとしている。

しかし、このように特定の3者と競争性のない随意契約を締結することは、この3者以外のタクシー事業者の参入機会を排除したことになり、公平性・透明性に欠ける契約であるとみられる。

② 厚生労働省(大臣官房会計課及び雇用均等・児童家庭局育成環境課)は、平成19年度に、タクシー料金は認可制であり競争の余地がないとして、1者と競争性のない随意契約を締結している。

③ タクシーの借上げについて、競争性のない随意契約から公募又は企画競争による随意契約に移行する余地がある例が、上記を含め32件みられた(付表2)。

表2-(1)-イ-⑥-vi(府省共通的な業務:タクシーの借上げ) 付表2

- (注) ① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)
 ② 予決令第99条第8号(運送又は保管をさせるとき)
 ③ その他

<競争性のない随意契約を締結しているが、公募又は企画競争による随意契約に移行する余地がある例>

32 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	公正取引委員会	公正取引委員会	タクシーの借り上げ	役務	平成19年4月1日	単価	その他	-	②	
2	外務省	本省(大臣官房会計課)	一般乗用旅客自動車供給	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
3	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	タクシーサービス式	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	
4	厚生労働省	本省(労働基準局労働保険徴収課)	一般旅客自動車の供給	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	
5	厚生労働省	本省(労働基準局労災補償部労災管理課)	一般乗用旅客自動車供給	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	
6	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	一般乗用旅客自動車供給契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	
7	厚生労働省	本省(雇用均等・児童家庭局育成環境課)	乗用自動車の使用	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	
8	厚生労働省	国立がんセンター中央病院	タクシー借り上げ	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
9	厚生労働省	国立循環器病センター	一般旅客自動車乗車券利用契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
10	厚生労働省	関東信越厚生局	自動車(タクシー)供給契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
11	厚生労働省	社会保険庁	タクシー使用料	物品等(賃借)	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	
12	経済産業省	東北経済産業局	共通自動車乗車券使用契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
13	国土交通省	東北地方整備局	共通自動車利用契約(仙台)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
14	国土交通省	北陸地方整備局	一般乗用旅客自動車借上	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
15	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 タクシー利用その1	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
16	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 タクシー利用その2	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
17	国土交通省	中国地方整備局	タクシー乗車(その1)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
18	国土交通省	九州地方整備局	平成19年度タクシー使用契約(チケット利用)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
19	国土交通省	九州地方整備局	乗用自動車による旅客運送	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	②	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
20	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	共通自動車乗用券利用契約(秋田地区)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
21	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	共通乗用自動車利用契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	
22	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	乗用自動車利用契約(福島地区)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	③	
23	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	一般乗用旅客自動車供給業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
24	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	タクシーの借り上げ	物品等(賃借)	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
25	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	タクシー利用	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
26	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	タクシー利用	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
27	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	タクシー借上	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
28	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	タクシーの借り上げ	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	
29	国土交通省	九州地方整備局福岡国道事務所	タクシー借り上げ	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
30	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	タクシー借上	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
31	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	共通自動車乗車券使用契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	
32	防衛省	北海道防衛局	自動車借上(タクシー)料金	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	②	

<公募による随意契約を締結している例>

37件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	内閣府	本府(大臣官房会計課)	自動車借料(タクシー)	役務	平成19年4月2日	単価	その他	8	①	
2	内閣府	本府(政策統括官(科学技術政策担当))	一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給業務	役務	平成19年4月2日	単価	その他	6	①	
3	内閣府	本府(政策統括官(科学技術政策担当))	一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給業務	役務	平成19年4月2日	単価	その他	6	①	
4	内閣府	原子力安全委員会事務局	一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給業務	役務	平成19年4月2日	単価	その他	6	①	
5	内閣府	経済社会総合研究所	タクシー使用	役務	平成19年4月2日	単価	その他	6	①	
6	内閣府	国際平和協力本部	タクシー雇上げ	役務	平成19年4月2日	単価	その他	3	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
7	内閣府	日本学術会議事務局	タクシー借上料	物品等(賃借)	平成19年4月2日	単価	その他	4	①	
8	内閣府	沖縄総合事務局総務部	平成19年度タクシー後納契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	1	①	
9	宮内庁	本庁	タクシー供給	物品等(賃借)	平成19年4月2日	単価	その他	4	②	
10	国家公安委員会	警察庁	タクシー代金	役務	平成19年4月2日	単価	その他	2	①	
11	金融庁	本庁	タクシーの供給に関する請負	役務	平成19年4月2日	単価	その他	11	①	
12	総務省	本省(大臣官房会計課)	自動車(ハイヤー)の借上げ	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	①	
13	総務省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負	役務	平成19年4月2日	単価	その他	1	①	
14	総務省	本省(大臣官房会計課)	自動車(ハイヤー)の借上げ	役務	平成19年5月1日	単価	民間企業	1	①	
15	総務省	本省(人事・恩給局)	乗用自動車借上	役務	平成19年4月2日	単価	その他	2	①	
16	総務省	本省(統計局)	一般乗用旅客自動車(タクシー)による輸送業務	役務	平成19年4月2日	単価	その他	3	①	
17	法務省	本省(大臣官房会計課)	タクシー供給契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	3	①	
18	法務省	東京地方検察庁	タクシー借り上げ年間契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	①	
19	法務省	東京地方検察庁	タクシー借り上げ年間契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	①	
20	法務省	横浜地方検察庁	タクシー借上げ契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	2	①	
21	法務省	横浜地方検察庁	タクシー借上げ契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	①	
22	法務省	公安調査庁	自動車(タクシー)供給契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	2	①	
23	財務省	本省(大臣官房会計課)	タクシーの供給	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	①	
24	財務省	国税庁	タクシーの利用契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	11	①	
25	財務省	名古屋国税局	タクシーの利用に関する業務	役務	平成19年4月1日	単価	民間企業	3	①	
26	文部科学省	本省(大臣官房会計課)	タクシー利用契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	7	①	
27	文部科学省	本省(研究開発局開発企画課)	タクシー利用契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	7	①	
28	文部科学省	国立教育政策研究所	一般乗用旅客自動車雇上げ1式	役務	平成19年4月2日	単価	その他	4	①	
29	文部科学省	文化庁	タクシー利用契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	7	①	
30	国土交通省	東北地方整備局	共通自動車乗車券供給業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	③	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
31	国土交通省	近畿地方整備局	タクシー乗車票使用契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	①	
32	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	一般乗用旅客自動車供給業務	物品等(賃借)	平成19年4月16日	単価	民間企業	1	①	
33	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	タクシー乗車票使用	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	①	
34	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	タクシー乗車券使用料	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	①	
35	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	タクシー乗車券使用料(その2)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	①	
36	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	タクシー乗車券使用料(その3)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	①	
37	国土交通省	札幌管区気象台	タクシー雇上	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	①	

(協力要請機関における参考事例) <公募による随意契約を締結している例>

4 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	内閣官房	内閣官房	自動車借料(タクシー)	役務	平成19年4月2日	単価	その他	8	①	
2	内閣官房	内閣官房	タクシーの傭上	役務	平成19年4月2日	単価	その他	5	①	
3	内閣法制局	内閣法制局	自動車借料(タクシー)	役務	平成19年4月2日	単価	その他	2	①	
4	人事院	人事院	タクシーサービス	役務	平成19年4月2日	単価	その他	1	③	

<平成19年度は競争性のない随意契約を締結しているが、20年度は公募による随意契約に移行した例>

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	文部科学省	科学技術政策研究所	タクシー雇上	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	20年度:公募(本省との共同調達)

<企画競争による随意契約を締結している例>

27件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	タクシー供給契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	8	①	
2	経済産業省	資源エネルギー庁	タクシー供給契約	役務	平成19年4月1日	単価	その他	7	①	
3	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	一般乗用旅客自動車供給	役務	平成19年4月2日	単価	その他	12	①	
4	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	一般乗用旅客自動車供給	役務	平成19年4月2日	単価	その他	12	①	
5	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	一般乗用旅客自動車供給	役務	平成19年4月2日	単価	その他	12	①	
6	国土交通省	本省(大臣官房官庁営繕部)	一般乗用旅客自動車供給一式	役務	平成19年4月2日	単価	その他	12	①	
7	国土交通省	本省(総合政策局)	一般乗用旅客自動車供給	役務	平成19年4月2日	単価	その他	12	①	
8	国土交通省	本省(土地・水資源局)	タクシー借上料	役務	平成19年4月2日	単価	その他	12	①	
9	国土交通省	本省(都市・地域整備局)	一般乗用旅客自動車供給 一式	役務	平成19年4月2日	単価	その他	12	①	
10	国土交通省	本省(住宅局)	一般乗用旅客自動車供給	役務	平成19年4月2日	単価	その他	12	①	
11	国土交通省	本省(自動車交通局)	タクシー乗車料金	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	12	①	
12	国土交通省	本省(航空局)	乗用旅客自動車の借り上げ	物品等 (賃借)	平成19年4月1日	単価	その他	6	①	
13	国土交通省	本省(北海道局)	一般乗用旅客自動車供給契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	5	①	
14	国土交通省	航空保安大学校	車両借上契約	役務	平成19年4月1日	単価	その他	3	①	
15	国土交通省	東京航空局	東京航空局乗用旅客自動車借上契約	役務	平成19年5月1日	単価	その他	4	①	
16	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	平成19年度成田空港事務所乗用旅客自動車借上契約(業務1・2・3) (4・5月分)	役務	平成19年4月1日	単価	民間企業	-	①	競争性のない随意契約。19年6月分以降は企画競争に移行
17	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	平成19年度成田空港事務所乗用旅客自動車借上契約(業務1)	役務	平成19年5月31日	単価	民間企業	1	①	
18	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	平成19年度成田空港事務所乗用旅客自動車借上契約(業務2)	役務	平成19年5月31日	単価	民間企業	2	①	
19	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	平成19年度成田空港事務所乗用旅客自動車借上契約(業務3)	役務	平成19年6月1日	単価	民間企業	1	①	
20	国土交通省	大阪航空局中部空港事務所	車両借上契約(岡崎航空路監視レーダー事務所)	役務	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	①	
21	国土交通省	大阪航空局関西空港事務所	車両借上契約(大阪府)	役務	平成19年4月1日	単価	民間企業	2	①	
22	国土交通省	大阪航空局関西空港事務所	車両借上契約(広域)	役務	平成19年4月1日	単価	民間企業	2	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
23	国土交通省	大阪航空局関西空港事務所	車両借上契約(南紀)2回目	役務	平成19年6月1日	単価	民間企業	2	①	
24	国土交通省	福岡航空交通管制部	車両借上	役務	平成19年4月1日	単価	民間企業	2	①	
25	国土交通省	福岡航空交通管制部	車両借上	役務	平成19年4月1日	単価	民間企業	2	①	
26	国土交通省	気象庁	タクシーサービス(単価契約)	役務	平成19年4月2日	単価	その他	13	①	
27	国土交通省	海上保安庁	一般乗用旅客自動車供給(タクシー)	役務	平成19年4月2日	単価	その他	9	①	

<平成19年度は競争性のない随意契約を締結しているが、20年度は企画競争による随意契約に移行した例>

1件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	経済産業省	本省(貿易経済協力局)	タクシーの提供	役務	平成19年4月2日	単価	その他	-	①	20年度:企画競争

表 2 - (1) - イ - ⑥ - vii (府省共通的な業務：荷物の運送)

付表 1 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

荷物の運送については、一般競争契約に移行した例がある一方で、次のように、会計法第 29 条の 3 第 5 項及び予決令第 99 条第 8 号の規定（運送又は保管をさせるとき）に該当するとして、競争性のない随意契約を継続している例がある。

荷物の運送については、府省の間でその取扱いを変える理由がないことから、一般競争契約への移行を検討する必要がある。

〈一般競争契約に移行する余地がある例〉

① 経済産業省（本省）は、「貨物運送業務」について、会計法第 29 条の 3 第 5 項及び予決令第 99 条第 8 号の規定に該当するとして、平成 18 年度及び 19 年度は競争性のない随意契約を締結していたが、20 年度は企画競争による随意契約に移行している。

これについて、経済産業省（本省）は、平成 18 年度及び 19 年度は、資力・信用ともに確実と認められる 3 者から見積を徴して、最も有利な価格の見積書を提出した者を契約相手方として決定しており、20 年度は、一般競争を実施した場合には重量区分等以外の料金表部分を使用できないなど不利になることが考えられたため、価格も含め最も有利な提案をした者を契約相手方として決定したとしている。

② 国土交通省中国地方整備局は、「書類運送」について、予決令第 99 条第 8 号に該当するとして、競争性のない随意契約を締結している。ただし、複数業者から見積書を提出させることとしている。

一方、国土交通省本省、国土地理院、九州地方整備局、東北運輸局及び関東運輸局では、平成 19 年度に、荷物の運送業務について一般競争契約を締結している。

③ 荷物の運送について、一般競争契約に移行する余地がある例が、上記を含め 11 件みられた（付表 2 参照）。

表2-(1)-イ-⑥-vii(府省共通的な業務:荷物の運送) 付表2

- (注) ① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)
 ② 予決令第99条第8号(運送又は保管をさせるとき)
 ③ 予決令第99条の2(競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき)

<競争性のない随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

9 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	厚生労働省	北海道社会保険事務局	診療報酬明細書及び文書保存箱の運送業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
2	厚生労働省	北海道社会保険事務局	小荷物運送業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
3	厚生労働省	香川社会保険事務局	郵便物の運送、配達	役務	平成19年4月2日	単価	特殊法人	-	①	
4	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	宅配運送業務単価契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	②	20年度:企画競争
5					19.4.2			-	-	
6	経済産業省	原子力安全・保安院	宅配便運送請負業務	役務	平成19年6月1日	単価	民間企業	-	②	20年度:企画競争
7	国土交通省	近畿地方整備局	混載貨物運送	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	②	
8	国土交通省	中国地方整備局	書類運送	役務	平成19年4月3日	単価	民間企業	-	②	
9	国土交通省	第一管区海上保安本部	運送(宅配便仕様)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	②	

<公募による随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	文部科学省	国立教育政策研究所	宅配業務1式	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	①	

<企画競争による随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	経済産業省	中小企業庁	宅配便運送業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	②	

<一般競争契約を締結している例(不落・不調による随意契約を含む。)>

19 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	金融庁	本庁	貨物運送	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
2	法務省	福島地方務局	物品等運送業務委託契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	-	
3	財務省	北海道財務局	物品運送単価契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	-	
4	財務省	函館税関	平成19年度貨物等運送契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
5	財務省	名古屋税関	貨物運送委託契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
6	財務省	仙台国税局	印刷物等の運送及び仕分け梱包等業務	役務	平成19年4月1日	単価	民間企業	1	-	
7	財務省	広島国税局	平成19年度印刷物等の荷造り及び運送業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
8	文部科学省	文化庁	平成20年度新指定候補文化財の梱包運送作業等 一式	役務	平成19年12月21日	8,239,961	民間企業	1	-	
9	厚生労働省	北海道労働局	各公共職業安定所荷物等運送業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
10	厚生労働省	香川労働局	運送業務委託	役務	平成19年7月26日	単価	民間企業	-	③	
11	厚生労働省	福岡労働局	福岡労働局小口運送契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
12	厚生労働省	宮城社会保険事務局	小荷物運送委託業務	役務	平成19年6月1日	単価	民間企業	1	-	
13	厚生労働省	広島社会保険事務局	小荷物運送委託業務	役務	平成19年6月1日	単価	民間企業	1	-	
14	農林水産省	東北農政局	平成19年度荷物運送業務	役務	平成19年4月2日	3,740,400	民間企業	1	-	
15	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	物品の運送/宅配	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	-	
16	国土交通省	国土地理院	平成19年測量士・測量士補試験問題集梱包及び運送業務	役務	平成19年4月23日	3,097,500	民間企業	1	-	
17	国土交通省	九州地方整備局	小荷物運送	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
18	国土交通省	東北運輸局	東北運輸局小荷物運送業務請負単価契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	1	-	
19	国土交通省	関東運輸局	関東運輸局荷物運送契約	役務	平成19年4月2日	3,359,527	民間企業	1	-	

表 2 - (1) - イ - ⑥ - viii (府省共通的な業務：職員の健康診断)

付表 1 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

職員の健康診断については、次のように、公募による随意契約又は一般競争契約を締結している例がある一方で、競争性のない随意契約を継続している例がある。

職員の健康診断については、その対象者数や地理的条件による場合もあるが、職員が多数に上るため複数の医療機関と契約する場合を除き、一般競争契約への移行について検討する必要がある。

〈一般競争契約に移行する余地がある例〉

① 外務省（本省）は、「平成 19 年度定期健康診断業務委託」については一般競争契約を締結しているが、職員及び配偶者の在外赴任時・帰国時等における健康診断に係る血液等の検査業務委託については、血液データを管理する独自のシステムを有していること、外務省職員の血液検査を平成 10 年度以降継続して実施しておりデータが蓄積されていること、デジタル回線を利用した通信手段により検査結果を迅速に外務省に提供できること等を理由に競争性のない随意契約を締結している（20 年度も競争性のない随意契約を締結している）。

しかし、これらの理由は、当該事業者を選定する有力な材料とはなっていない、当該事業者以外に契約を締結する事業者が存在しないとの理由にはならず、競争性のない随意契約とする理由には該当しないとみられることから、一般競争契約への移行を検討する必要がある。

② 職員の健康診断について、一般競争契約等に移行する余地がある例が、上記を含め 3 件みられた（付表 2 参照）。

表2-(1)-イ-⑥-viii(府省共通的な業務:職員の健康診断) 付表2

(注)① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)

② 予決令第99条の2(競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき)

<競争性のない随意契約を締結しているが、一般競争契約等に移行する余地がある例>

3件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	外務省	本省(大臣官房会計課)	「在外赴任時・帰国時健康診断」実施委嘱	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	①	
2	厚生労働省	宮城労働局	一般定期健康診断契約	役務	平成19年6月22日	単価	その他の公益法人	-	①	
3	厚生労働省	宮城労働局	定期特殊(VDT)健康診断契約	役務	平成19年6月22日	単価	その他の公益法人	-	①	

<公募による随意契約を締結している例>

10件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	金融庁	本庁	人間ドック	役務	平成19年4月6日	単価	民間企業	12	①	
2	財務省	本省(大臣官房会計課)	総合健康診査業務	役務	平成19年4月2日	単価	その他	10	①	
3	財務省	名古屋税関	総合健康診断業務請負契約	役務	平成19年4月24日	単価	その他	19	①	
4	財務省	門司税関	総合健診(人間ドック)業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	4	①	
5	財務省	門司税関	総合健診(人間ドック)業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	その他	4	①	
6	財務省	国税庁	平成19年度総合健康診断業務の委託	役務	平成19年5月11日	単価	民間企業	9	①	
7	財務省	札幌国税局	「平成19年度健康診断(人間ドック)」に関する業務委託	役務	平成19年4月5日	単価	その他	22	①	
8	財務省	札幌国税局	「平成19年度健康診断(人間ドック)」に関する業務委託	役務	平成19年4月5日	単価	その他	22	①	
9	財務省	札幌国税局	「平成19年度健康診断(人間ドック)」に関する業務委託	役務	平成19年4月5日	単価	その他	22	①	
10	財務省	広島国税局	総合健康診断	役務	平成19年7月4日	単価	その他	1	①	

<一般競争契約を締結している例(不落・不調による随意契約を含む。)>

55件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	内閣府	本府(大臣官房会計課)	一般定期健康診断費	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	4	-	
2	内閣府	沖縄総合事務局総務部	平成19年度一般定期健康診断業務委託	役務	平成19年8月24日	単価	その他	1	-	
3	宮内庁	本庁	一般定期健康診断	役務	平成19年4月27日	単価	その他の公益法人	2	-	
4	公正取引委員会	公正取引委員会	平成19年度における健康診断の実施業務	役務	平成19年4月1日	単価	その他の公益法人	3	-	
5	国家公安委員会	警察庁	健康診断	役務	平成19年7月9日	単価	その他の公益法人	3	-	
6	国家公安委員会	科学警察研究所	健康診断	役務	平成19年10月4日	単価	民間企業	1	-	
7	総務省	本省(大臣官房会計課)	一般定期健康診断の実施の請負	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	2	-	
8	総務省	東北総合通信局	平成19年度健康診断の実施委託	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	2	-	
9	総務省	近畿総合通信局	健康診断の実施及び健康管理医の委嘱	役務	平成19年4月24日	単価	その他	2	-	
10	法務省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度定期健康診断委託	役務	平成19年4月26日	単価	その他の公益法人	5	-	
11	法務省	東京地方検察庁	平成19年度定期健康診断委託契約一式	役務	平成19年4月2日	11,705,390	その他の公益法人	2	-	
12	法務省	広島法務局	健康診断業務	役務	平成19年8月7日	単価	その他の公益法人	1	-	
13	法務省	京都地方法務局	健康診断業務委託	役務	平成19年10月11日	単価	その他の公益法人	1	-	
14	法務省	岡山地方法務局	岡山地方法務局定期健康診断及び健康管理医業務委託契約	役務	平成19年7月23日	単価	その他の公益法人	2	-	
15	法務省	福岡入国管理局	福岡入国管理局定期健康診断委託契約	役務	平成19年8月20日	単価	その他の公益法人	1	-	
16	外務省	本省(大臣官房会計課)	「定期健康診断」実施委嘱	役務	平成19年4月2日	11,550,231	その他の公益法人	3	-	
17	財務省	北海道財務局	平成19年度一般定期健康診断業務委託(単価契約)	役務	平成19年4月26日	単価	その他	1	-	
18	財務省	中国財務局	定期健康診断等業務委託(単価契約)	役務	平成19年6月19日	単価	その他	1	-	
19	財務省	名古屋税関	平成19年度第2回定期健康診断請負に係る契約	役務	平成19年9月19日	単価	その他の公益法人	1	-	
20	財務省	仙台国税局	健康診断委託業務	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	1	-	
21	文部科学省	本省(大臣官房会計課)	平成20年度在外教育施設派遣教員内定者等派遣前健康診断1式	役務	平成20年1月21日	単価	民間企業	1	-	
22	文部科学省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度歯科健康診断1式	役務	平成20年2月26日	単価	その他の公益法人	1	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
23	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	一般定期健康診断等	役務	平成19年4月13日	単価	所管公益法人	5	-	
24	厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	平成19年度一般定期健康診断及び特別定期健康診断の契約締結について	役務	平成19年6月1日	単価	所管公益法人	2	-	
25	厚生労働省	国立感染症研究所	健康診断等検査請負契約	役務	平成19年5月10日	単価	所管公益法人	2	-	
26	厚生労働省	国立循環器病センター	健康診断(6~3月)	役務	平成19年6月25日	単価	所管公益法人	1	-	
27	厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター	平成19年度健康診断検査請負業務単価契約	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	1	-	
28	厚生労働省	北海道労働局	一般定期健康診断等業務委託	役務	平成19年5月15日	単価	その他	3	-	
29	厚生労働省	広島労働局	一般定期健康診断及びVDT健康診断業務委託(西部地域)に係る単価契約	役務	平成19年8月2日	単価	その他の公益法人	2	-	
30	厚生労働省	福岡労働局	定期健康診断及び特殊健康診断(VDT)業務委託	役務	平成19年6月13日	単価	その他の公益法人	2	-	
31	厚生労働省	北海道社会保険事務局	一般定期健康診断	役務	平成19年7月4日	単価	所管公益法人	1	-	
32	厚生労働省	北海道社会保険事務局	一般定期健康診断等業務委託	役務	平成19年7月4日	単価	所管公益法人	1	-	
33	厚生労働省	広島社会保険事務局	社会保険職員一般健康診断委託契約	役務	平成19年7月3日	単価	民間企業	1	-	
34	厚生労働省	広島社会保険事務局	VDT作業従事職員健康診断業務	役務	平成19年11月13日	単価	その他	1	-	
35	厚生労働省	香川社会保険事務局	平成19年度職員一般健康診断等委託業務	役務	平成19年8月27日	単価	所管公益法人	1	-	
36	厚生労働省	福岡社会保険事務局	平成19年度一般定期健康診断及びVDT作業従事職員特殊健康診断に係る業務委託	役務	平成19年11月15日	単価	所管公益法人	4	-	
37	農林水産省	東北農政局	平成19年度定期健康診断業務	役務	平成19年6月6日	単価	その他	1	-	
38	農林水産省	中国四国農政局	平成19年度一般定期健康診断等の業務請負単価契約	役務	平成19年5月28日	単価	その他の公益法人	1	-	
39	農林水産省	九州農政局	平成19年度一般定期健康診断等の業務請負単価契約	役務	平成19年4月10日	単価	その他	1	-	
40	農林水産省	四国森林管理局	健康診断	役務	平成19年4月16日	単価	その他	1	-	
41	農林水産省	水産庁	船舶職員定期健康診断業務	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	1	-	
42	経済産業省	特許庁	VDT作業従事者の健康診断の実施	役務	平成19年10月1日	単価	その他の公益法人	1	-	
43	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	健康診断(単価契約)	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	1	-	
44	国土交通省	国土技術政策総合研究所	健康診断(単価契約)	役務	平成19年4月2日	単価	その他	3	-	
45	国土交通省	国土地理院	平成19年度健康診断及び精密検査	役務	平成19年4月25日	単価	その他	1	-	
46	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 定期健康診断委託業務	役務	平成19年6月22日	単価	その他の公益法人	1	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
47	国土交通省	東京航空局	平成19年度一般定期健康診断業務委託	役務	平成19年11月26日	2,296,171	その他の公 益法人	1	-	
48	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	平成19年度定期健康診断	役務	平成19年8月8日	単価	その他	1	-	
49	国土交通省	福岡航空交通管制部	一般定期及び特別健康診断	役務	平成19年9月14日	3,125,818	その他の公 益法人	1	-	
50	国土交通省	気象庁	平成19年度一般定期健康診断他(単価契約)	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公 益法人	5	-	
51	国土交通省	大阪管区気象台	大阪管区気象台一般定期健康診断等業務委託(単価契約)	役務	平成19年4月11日	単価	その他	1	-	
52	国土交通省	海上保安庁	平成19年度一般定期健康診断等の実施	役務	平成19年5月22日	単価	その他の公 益法人	1	-	
53	防衛省	海上自衛隊航空補給処	定期健康診断	役務	平成19年5月11日	単価	その他の公 益法人	-	②	
54	防衛省	那覇防衛施設局(現:沖縄防衛局)	平成19年度駐留軍等労働者の定期健康診断	役務	平成19年4月24日	単価	その他	1	-	
55	防衛省	那覇防衛施設局(現:沖縄防衛局)	平成19年度健康診断	役務	平成19年8月22日	3,466,743	その他	2	-	

(協力要請機関における参考事例) <一般競争契約を締結している例>

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	内閣官房	内閣官房	一般定期健康診断費	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公 益法人	4	-	

<平成19年度は競争性のない随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例>

2 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募 (応札) 者数	法令上 の随意 契約理 由 (注)	備考
1	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	一般定期健康診断等	役務	平成19年4月20日	単価	その他の公 益法人	-	①	20年度:一般競争契約
2	国土交通省	第二管区海上保安本部	平成19年度一般定期健康診断	役務	平成19年5月11日	単価	その他の公 益法人	-	①	20年度:一般競争契約

<平成19年度は指名競争契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例>

1 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	国土交通省	大阪航空局中部空港事務所	平成19年度 一般定期健康診断およびVDT作業従事職員健診	役務	平成19年12月12日	単価	その他	4	-	20年度:一般競争契約

表 2 - (1) - イ - ⑥ - ix (府省共通的な業務：外国雑誌の購入)

付表 1 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

外国雑誌の購入については、日本の年度契約と異なり、暦年の年間予約が必要である場合があるため、直ちに一般競争契約に移行することが困難とされている。

しかしながら、中には、次のように、公告を前年度の 11 月頃に行い、契約予定者を内定しておき翌年の 4 月に契約を締結するとの工夫を行っているところがあり、年間を通じた一般競争契約に移行することが可能であるとみられる。

外国の専門的な雑誌の購入について、競争性のない随意契約を締結している府省にあつては、一般競争契約への移行について検討する必要がある。

〈年間を通じた一般競争契約を締結している例〉

① 国土交通省海上保安庁(本庁)は、外国雑誌の購入について、平成17年度以前から一般競争契約を導入している。この場合、外国出版社の定期刊行物は暦年契約する商慣習があり、日本の会計年度に合った購入ができないため、次のようなスケジュールで契約を締結することとし、19年度においては3者が応札している。

- ・ 公告(平成18年11月9日)
- ・ 入札書の受領期限(平成18年11月29日)
- ・ 開札(平成18年11月30日)
- ・ 契約(平成19年4月2日)
- ・ 契約期間(平成19年4月2日～20年3月15日)

② 国土交通省気象庁気象衛星センターは、外国雑誌の購入について、平成19年度は複数の事業者から見積書を提出させた上で随意契約を締結したが、20年度は、次のスケジュールで、一般競争契約を締結している。なお、応札者は2者であった。

- ・ 公告(平成19年11月7日)
- ・ 入札書の受領期限(平成19年11月28日)
- ・ 開札(平成19年11月29日)
- ・ 契約(平成20年4月10日)
- ・ 契約期間(平成20年4月10日～21年2月27日)

〈一般競争契約に移行する余地がある例〉

① 国土交通省気象庁気象研究所は、外国雑誌の購入について、平成20年1月から3月分については一般競争契約を締結し、20年4月から12月分については同じ契約相手先と競争性のない随意契約を締結している。

気象研究所においても、海上保安庁等のように、契約期間を会計年度の1年間(4月から3月)とする契約を行うことは可能とみられる。

② 環境省環境調査研修所では、外国雑誌(7種)の年間購入について、随意契約見直し計画の策定の際に環境省本省から特に指示がなかったことから、競争性のある契約方式への移行について検討を行っておらず、平成19年度及び20年度は、契約相手先が、環境調査研修所の要求する各雑誌のすべてを揃えることができる唯一の事業者であること等を理由に、競争性のない随意契約を締結している。

しかし、「各雑誌のすべてを揃えることができる唯一の事業者」であることについては証明されておらず、外国雑誌の購入に関して一般競争契約を締結している他の機関では、おおむね複数の応札者が存在していることから、一般競争契約への移行について検討する必要がある。

③ 外国雑誌の購入について、一般競争契約に移行する余地がある例が、上記を含め10件みられた(付表2参照)。

表2-(1)-イ-⑥-ix(府省共通的な業務:外国雑誌の購入) 付表2

(注)① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)

<競争性のない随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

7件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	外国雑誌(CA ON CD)購入	物品等(購入)	平成19年4月2日	4,211,550	民間企業	-	①	
2	国土交通省	国土技術政策総合研究所	定期刊行物(洋雑誌2007その1)	物品等(購入)	平成19年4月2日	5,541,312	民間企業	-	①	
3	国土交通省	国土技術政策総合研究所	定期刊行物(洋雑誌2007その2)	物品等(購入)	平成19年4月2日	5,438,528	民間企業	-	①	
4	国土交通省	国土技術政策総合研究所	定期刊行物(洋雑誌2007その3)	物品等(購入)	平成19年4月2日	6,560,985	民間企業	-	①	
5	国土交通省	気象研究所	外国雑誌(2007年4月~12月発刊分)	物品等(購入)	平成19年4月2日	16,054,080	民間企業	-	①	
6	環境省	環境調査研修所	外国雑誌購入	物品等(購入)	平成19年6月2日	3,893,598	民間企業	-	①	
7	防衛省	防衛大学校	Acta Mathematica 外	物品等(購入)	平成19年4月2日	13,620,986	民間企業	-	①	20年度・公募による指名競争。22年度に一般競争へ移行予定(前年11月頃公告、入札予定)

<指名競争契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

3件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	防衛省	防衛医科大学校	Acta Anaesthesiologica Scandinavica外73件	物品等(購入)	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	-	
2	防衛省	防衛医科大学校	Acta Cytologica外104件	物品等(購入)	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	-	
3	防衛省	防衛医科大学校	Acta Radiologica外50件	物品等(購入)	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	-	

<一般競争契約を締結している例>

8件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	文部科学省	国立教育政策研究所	平成19年度外国雑誌Adults Learning 他54誌1式	物品等(購入)	平成19年4月2日	2,626,344	民間企業	2	-	
-	-	国立医薬品食品衛生研究所	-	物品等(購入)	-	-	-	-	-	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
3	厚生労働省	国立がんセンター中央病院	外国雑誌購入 一式	物品等(購入)	平成20年1月10日	22,628,025	民間企業	4	-	
4	厚生労働省	国立がんセンター中央病院	外国雑誌購入 一式	物品等(購入)	平成20年1月10日	15,369,794	民間企業	4	-	
5	厚生労働省	国立がんセンター中央病院	外国雑誌購入 一式	物品等(購入)	平成20年1月10日	11,060,527	民間企業	4	-	
6	厚生労働省	国立がんセンター中央病院	外国雑誌購入 一式	物品等(購入)	平成20年1月10日	9,797,962	民間企業	4	-	
7	国土交通省	気象研究所	外国雑誌の購入(2008年1月~3月発刊分)	物品等(購入)	平成19年10月25日	4,282,950	民間企業	1	-	
8	国土交通省	海上保安庁	定期刊行物(Nature)1部ほか22点買入	物品等(購入)	平成19年4月2日	6,487,950	民間企業	3	-	

<平成19年度は競争性のない随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例>

2件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	国土交通省	気象庁	外国雑誌「米国数学誌」他の購入	物品等(購入)	平成19年4月2日	20,444,371	民間企業	-	①	20年度:一般競争契約
2	国土交通省	気象衛星センター	外国雑誌	物品等(購入)	平成19年4月2日	1,953,840	民間企業	-	①	20年度:一般競争契約

表 2 - (1) - イ - ⑥ - x (府省共通的な業務：国家試験問題の印刷)

付表 1 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

国家試験問題の印刷については、従来、国家試験の性質上、守秘性、機密性等が必要であるなどの理由で、独立行政法人と競争性のない随意契約を締結してきたが、次のように、平成 19 年度以降、一般競争契約を締結している例がある一方で、競争性のない随意契約を継続している例や企画競争による随意契約を締結している例がある。

国会試験問題の印刷に係る守秘性、機密性等については、府省の間で異なるものではないことから、競争性のない随意契約や企画競争による随意契約を締結している府省にあつては、一般競争契約への移行を検討する必要がある。

〈一般競争契約に移行している例〉

財務省（本省）は、「通関士試験問題用紙の印刷製本」について、平成 19 年度においては独立行政法人と競争性のない随意契約を締結していたが、20 年度においては一般競争契約とし、その結果、民間事業者と契約している。

（同様の例：金融庁「平成 19 年公認会計士試験短答式試験問題等の印刷」、国税庁「税理士試験問題及び指定答案の印刷」、法務省「平成 19 年新司法試験印刷業務等」）

〈一般競争契約に移行する余地がある例〉

① 文部科学省（大臣官房会計課）は、「平成 19 年度高等学校卒業程度認定試験問題及び解答用紙の印刷」について、試験問題が外部に漏洩することがないようにするとの理由で、独立行政法人と競争性のない随意契約を締結している。

② 国土交通省（土地・水資源局）は、「平成 19 年度不動産鑑定士短答式試験問題」について、守秘性、機密性等の確保の観点から、独立行政法人と競争性のない随意契約を締結している。

なお、平成 20 年度は、民間の印刷会社 3 者の見積り合わせによる少額随意契約（240 万円）を締結している。

③ 国家試験問題の印刷について、一般競争契約に移行する余地がある例が、上記を含め 6 件みられた（付表 2 参照）。

表2-(1)-イ-⑥-x(府省共通的な業務:国家試験問題の印刷) 付表2

- (注) ① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)
 ② 予決令第99条の2(競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき)
 ③ その他

<競争性のない随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

4件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	文部科学省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度第1回高等学校卒業程度認定試験問題及び解答用紙の印刷	物品等(製造)	平成19年7月6日	28,328,199	独立行政法人	-	③	
2	文部科学省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度中学校卒業程度認定試験問題用紙及び解答用紙の印刷2,000部	物品等(製造)	平成19年10月5日	3,636,830	独立行政法人	-	③	
3	文部科学省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度第2回高等学校卒業程度認定試験問題用紙及び解答用紙の印刷162,480部	物品等(製造)	平成19年10月5日	26,385,317	独立行政法人	-	③	
4	国土交通省	本省(土地・水資源局)	平成19年不動産鑑定士試験短答式試験問題	物品等(製造)	平成19年4月20日	2,592,000	独立行政法人	-	①	

(協力要請機関における参考事例) <競争性のない随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

1件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	人事院	人事院	I種試験(多枝選択式)問題集の製造	物品等(製造)	平成19年4月11日	17,487,331	独立行政法人	-	①	20年度:企画競争

(協力要請機関における参考事例) <企画競争による随意契約を締結しているが、一般競争契約に移行する余地がある例>

1件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	人事院	人事院	Ⅲ種試験及び中途採用者選考試験問題集の印刷	物品等(製造)	平成19年8月6日	6,811,423	民間企業	3	①	

<一般競争契約を締結している例(不落・不調による随意契約を含む。)>

3件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	法務省	本省(大臣官房会計課)	平成19年新司法試験印刷業務等	役務	平成19年4月10日	22,050,000	民間企業	1	-	
2	文部科学省	国立教育政策研究所	平成20年度全国学力・学習状況調査問題用紙(中学校)の印刷 一式	物品等(製造)	平成19年12月18日	165,277,035	民間企業	2	-	
3	文部科学省	国立教育政策研究所	平成20年度全国学力・学習状況調査(中学校)解答用紙の印刷一式	役務	平成20年1月15日	63,359,656	民間企業	-	②	

<平成19年度は競争性のない随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例>

3件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	法令上の随意契約理由(注)	備考
1	金融庁	本庁	平成19年公認会計士試験短答式試験問題等の印刷	物品等(製造)	平成19年4月12日	15,476,800	独立行政法人	-	①	20年度:一般競争契約
2	財務省	本省(大臣官房会計課)	通関士試験問題用紙の印刷製本	物品等(製造)	平成19年9月18日	4,173,603	独立行政法人	-	①	20年度:一般競争契約
3	財務省	国税庁	平成19年度(第57回)税理士試験試験問題及び指定答案	物品等(製造)	平成19年4月5日	単価	独立行政法人	-	①	20年度:一般競争契約

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例①

調査対象機関名	内閣府沖縄総合事務局（総務部）
契約件名	普通財産業務委託契約（沖縄総合事務局直轄区域）
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額	単価
応募(応札)者数	—
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>本件は、「普通財産業務委託契約（沖縄総合事務局直轄区域）」について、平成17年度に企画競争による随意契約を締結し、その後、18年度及び19年度は、17年度の契約の相手方と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>その理由について、沖縄総合事務局（総務部）は、財務省理財局長通知「普通財産の売払い等若しくは貸付け又は管理に関する業務取扱要領について」（平成11年7月1日付蔵理第2616号）において、「財務局長等は、3年度を限度として初年度における契約と同一の条件で業務委託契約を更新することができるものとする。」と規定されていること、また、当該契約相手方は、問題なく業務を遂行しており良好であると認められたためと説明している。</p> <p>しかし、平成17年度に実施した企画競争の公告、契約書等には、更新に関する規定が記載されておらず、また、「問題なく業務を遂行してきており良好であると認められる」として競争性のない随意契約により契約を更新しているが、「良好」の判断基準が明らかではない。さらに、当該契約は、随意契約見直し計画では、「企画競争を実施（平成17、18年度では企画競争を実施し、19年度以降、総合評価を含めた競争入札に移行）」とされている。</p> <p>当該理財局長通知を安易に適用して競争性のない随意契約を継続するのではなく、18年8月財務大臣通知を厳格に適用して、真に競争性のない随意契約とせざるを得ない場合に限るとともに、随意契約見直し計画に沿って総合評価方式を含めた競争入札への移行を検討する必要がある。</p> <p>(調査対象機関の意見)</p> <p>平成19年度は、18年度の契約の相手方が問題なく業務を遂行しており良好であると認められることから、財務省理財局長通知に基づき、前年度の契約と同一の条件で当該事業者との契約を更新したものである。平成20年度は、企画競争を実施したが、応募者は当該事業者のみであったため、その者と契約している。</p> <p>なお、財務省理財局においては、18年8月財務大臣通知を踏まえ、総合評価方式の実施を目指し検討中と聞いている。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例②

調査対象機関名	宮内庁本庁（長官官房主計課）
契約件名	園遊会に伴う物品運搬作業
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年 4月20日
契約金額（税込）	838,425円
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、春の園遊会の開催（平成19年 4月26日開催）に当たって、皇居内及び赤坂御用地内の各所から園遊会に使用する物品を園遊会会場の赤坂御苑に搬出運搬、配置し、行事終了後に当該物品を運搬格納する必要があり、このため4トン車及び2トン車の借上げ並びに作業員の配置を内容とするもので、民間事業者と競争性のない随意契約を締結している。</p> <p>その理由について、宮内庁は、予決令第99条第8号の規定（注）に基づき、3者から見積書を提出させ、最も低い価格を提示した者と契約したとしている。</p> <p>しかしながら、当該業務は、車両借上げ等を内容とするものであり、業務実施可能な業者が他にも存在することから、本件については、競争性のない随意契約とするのではなく、競争入札を実施すべきものであったとみられる。</p> <p>（注）予決令第99条第8号</p> <p>随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>八 運送又は保管をさせるとき。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例③

調査対象機関名	総務省本省（大臣官房会計課）
契約件名	①オンラインによる世界各国の法令等のデータベース検索サービスの契約 ②オンラインによる世界各国の法令等のデータベースサービスの提供の請負
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	①1,512,000円、②2,784,000円
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、オンラインで米国等世界各国の法令・判例、ニュース、企業情報等の法律関連情報及び世界各国の産業市場情報のデータベース検索サービスを利用するもので、民間事業者と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>その理由について、総務省本省（大臣官房会計課）は、当該情報の提供は18年8月財務大臣通知の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当するためとしている。</p> <p>しかしながら、世界各国の法律関連情報及び産業市場情報のデータベース検索サービスを提供することができる者が当該契約相手方のみであり他にいないとは言い切れないことから、必要な情報を明示し公募する必要があったとみられる。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例④

調査対象機関名	法務省府中刑務所
契約件名	産業廃棄物処理委託
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額	単価
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、厨房排水処理設備から排出される産業廃棄物処理業務（収集、運搬及び処分）について、平成19年度に、厨房排水処理設備の保守管理業務と密接な関連があること等を理由に、従来から委託してきた事業者と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>しかしながら、法務省府中刑務所は、本件以外の2件の産業廃棄物処理委託業務については、平成19年度に、一般競争契約を締結していること、また、本件業務について、「密接な関係」等の理由をもって、「契約の性質又は目的が競争を許さない」（会計法第29条の3第4項の規定）に該当するとしているのは、適切とは考えられないことから、一般競争契約とすべきであったとみられる。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑤

調査対象機関名	法務省入国者収容所東日本入国管理センター
契約件名	被収容者給食配膳業務
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額	単価
応募（応札）者数	一
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、収容者（定員 700 人）に対して、1 日 3 回、センター内で調理した食事を収容者のいる施設まで運搬し配膳を行うもので、収容者の給食供給業者（一般競争契約している）と競争性のない随意契約を締結している。平成 20 年度も同様に 19 年度と同一の事業者と競争性のない随意契約を締結している</p> <p>しかしながら、随意契約見直し計画では「平成 19 年度から競争入札に移行（価格競争）」としていること、収容者に対する給食供給（調理）業務と配膳業務とを一括して一般競争契約を締結している例（東京入国管理局）もあることから、一般競争契約に移行する余地があるとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>1 業者が給食の供給業務と配膳業務の双方を連動して行うことは、最も経済的であるばかりでなく、衛生管理、事故が発生した場合の的確な対処、責任の明確化、業務の的確性などの観点から最も適していると判断した。</p> <p>また、給食の供給業務と配膳業務は支払費用の科目が異なるため、別個の契約とせざるを得なかった。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑥

調査対象機関名	法務省入国者収容所東日本入国管理センター
契約件名	プロパンガス納入契約
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額	単価
応募（応札）者数	一
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、プロパンガスの納入について、同センターの業務の特殊性及び地理的立地条件や、供給の安定性及び不測の事態が発生した場合の即応性を勘案し、民間事業者と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>しかしながら、同センターは、当該契約の締結に当たって、複数者から見積書を提出させ、そのうちの最低価格の事業者と随意契約を行っていることから、本件については一般競争契約に移行する余地があるとみられる。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑦

調査対象機関名	財務省本省（大臣官房会計課）
契約件名	ワープロ入力及び印刷等
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額	単価
応募(応札)者数	—
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>本件は、財務省本省庁舎内に作業場を設けワープロ入力及び印刷等を請け負わせるため、民間事業者と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>随意契約見直し計画においては、「平成20年度から公募に移行」とされているが、20年度も引き続き競争性のない随意契約を締結している。</p> <p>ワープロ入力、印刷、製本等の業務は、一般的な業務であることから、より競争性の高い契約方式への移行を検討する必要がある。</p> <p>(調査対象機関の意見)</p> <p>公募用に仕様書の修正作業が必要（より具体的に記載する必要性等）であり、その修正作業が間に合わなかったため、契約書の契約期間条項への記載等を行った上で随意契約としたものである。</p> <p>随意契約見直し計画においては、平成20年度中に移行することを排除しておらず、現在、20年度において公募公告するための検討を進めているところである。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑧

調査対象機関名	厚生労働省本省（大臣官房会計課）
契約件名	国家医師試験委員会に係る会場等借上一式
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	その他公益法人
契約日	平成19年6月8日
契約金額（税込）	951,500円
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、国家医師試験委員会の会場等を借り上げるに当たり、霞ヶ関近隣で宿泊施設を伴う大規模施設（100名以上の宿泊と会議が可能な設備）であること、機密が漏れないようフロア近辺に部外者が立ち入れないこととの必要条件を満たし、利用可能であったのは、当該施設のみであったとの理由で、競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>国家試験等の実施に係る会場の借上げについては、18年8月財務大臣通知により、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにした上で、公募を行うものとするとされていることから、公募等競争性の高い契約方式への移行を検討する余地があるとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>日程調整に時間を要し、入札のための期間が確保できなかった。宿泊施設を伴う大規模施設が必要であったが、当該施設のみが利用可能であった。</p>

表2-(1)-イ-⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑨

調査対象機関名	厚生労働省本省（健康局）
契約件名	水資源開発施設基本計画調査
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	独立行政法人
契約日	平成19年10月19日
契約金額（税込）	8,126,000円
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>厚生労働省本省（健康局）は、独立行政法人が管理する水資源開発施設の新築・改築事業や更なる有効利用のための調査について、昭和62年度から当該法人との随意契約によりこれを実施してきており、本件調査についても、独立行政法人との競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>その理由について、厚生労働省本省（健康局）は、水道ビジョンに係る各種施策について、水道事業体へ水道原水を供給している当該法人の施設を活用して検討する必要があるとの判断によるとしている。</p> <p>しかし、水道事業に関する他の契約案件では、企画競争を実施し複数の者の応募を得ていることから、本件についても、当該法人が所有する施設を活用することを前提としない、あるいは当該施設を活用するとしても委託先を当該法人に限定しないなど、競争性の確保に留意しつつ、競争性の高い契約方式への移行を検討する必要がある。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>本件調査は、独立行政法人の施設を積極的に活用して行うとされていたため、当該法人と競争性のない随意契約をせざるを得なかった。</p> <p>平成19年度の水道事業に係る契約のうち本件だけが競争性のない随意契約であり、同法人の施設を活用するとしても、委託先を同法人に限定しないとするなど調査内容を見直すことにより、20年度においては、他の案件と同様に、企画競争とするよう検討中である。</p>

表2-(1)-イ-⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑩

調査対象機関名	厚生労働省医薬品食品衛生研究所
契約件名	①残留農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る分析法開発（残留農薬一斉試験法開発） ②残留農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る分析法開発（残留農薬個別試験法開発）
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	①所管公益法人 ②その他公益法人
契約日	①平成19年11月12日 ②平成19年11月29日
契約金額（税込）	①30,000,000円 ②5,400,000円
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、契約の相手方が、厚生労働省食品安全部に設置されている残留農薬等分析法検討会に所属する機関であること等を理由に、競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>しかしながら、本契約に係る業務を実施する上で、当該検討会に所属する機関であることが必要とは考えられないことから、より競争性の高い契約方式への移行について検討する必要がある。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>過去の分析と比較する必要があり継続性を要すること、また、契約相手方が変わると分析の方法が変わり、得られるデータが変わってくる等のため同一性が保てなくなることから、競争性のない随意契約を締結した。</p> <p>なお、一斉試験法は、簡単な分析であるため一定の技術があれば誰でもできると考えられ、平成20年度は一般競争入札も実施可能と考えているが、地方衛生研究所等が入札参加資格を持っているかは不明である。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑪

調査対象機関名	社会保険庁愛知社会保険事務局
契約件名	政府管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託 85件
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	所管公益法人 7者 その他公益法人 4者 地方公共団体 8者 民間企業 1者 その他の法人 65者
契約日	平成19年4月2日
契約金額	単価
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、政府管掌健康保険の被保険者の生活習慣病予防健診業務を、一定の基準（施設、設備、スタッフ等）を満たすと認定した医療機関に委託するもので、所管公益法人やその他の者と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>他の社会保険事務局（大阪社会保険事務局等）では、同様の契約を行うに当たり、インターネット等で公募を行い、参加の意思があるものについては、必要な一定基準を満たしていることを確認した上ですべてのものと契約を行っているが、愛知社会保険事務局では、公募を行っておらず、同局が基準を満たすと認められた医療機関に対して趣旨説明をした後に現地調査を行い、基準を満たしていることを確認できた者と競争性のない随意契約を締結している。契約の公平性、透明性を確保する観点から、公募手続を行う必要があったとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>本件事業の実施医療機関数は、平成18年度75機関、19年度86機関、20年度101機関と年々増加しており、この事業が過去数十年間実施され、医療機関関係者にも広く周知されているものと考えている。</p> <p>なお、本件事業は、平成20年10月1日から全国健康保険協会に移管されている。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑫

調査対象機関名	社会保険庁愛知社会保険事務局
契約件名	一次予防を中心とした健康づくり事業委託契約
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額	単価
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、政府管掌保険の被保険者の一次予防のための健康づくりを支援する事業の実施を、厚生労働省が指定する運動療法施設に委託するもので、民間事業者と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>愛知社会保険事務局は、本契約の締結に当たり、「平成19年度における指定運動療法施設で実施する一次予防を中心とした健康づくり事業実施要綱」（平成19年3月付け社会保険庁運営部医療保険課長）により、愛知県下にある運動療法施設すべてに委託の要請を行い、受託の意思を示した全施設と個別に競争性のない随意契約を締結しているが、契約の競争性、公平性、透明性を確保するため、今後、運動療法施設の指定を得る可能性のある施設も想定し、公募により広く参加者を募るべきであったとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>契約対象となる厚生労働省指定運動療法施設は、厚生労働省や（財）日本健康スポーツ連盟のホームページに掲載されている。</p> <p>なお、本件事業は、平成20年10月1日から全国健康保険協会に移管されている。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑬

調査対象機関名	社会保険庁広島社会保険事務局
契約件名	①帳票裁断機の保守料 ②自動封入封緘機の保守料
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	①1,337,280円 ②1,108,800円
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>厚生労働省は、契約の相手方選定の透明性・公平性及び競争性を十分確保する観点から、平成11年1月に「企画競争・公募による調達要領」を定め、大臣官房会計課長から各部局長に通知している（企画競争・公募による調達要領について（平成19年1月18日付け会発第0118002号）。同要領では、「特定の技術・設備等が不可欠として、調達側である国の一方的な判断により随意契約していた案件について、今後は、当該特定の技術等を有する者が一しかないとしているものを検証する意味で公募を行うこととする」とされている。</p> <p>①の契約は、広島社会保険事務局共同事務センター、広島東社会保険事務所、広島西社会保険事務所、呉社会保険事務所、三原社会保険事務所及び広島社会保険事務局備後府中事務所に整備されている帳票裁断機の保守業務を委託するものであるが、特定の技術等を有する者が一しかないとする検証する意味での公募を行うことなく、保守対象の帳票裁断機の製造業者と競争性のない随意契約を締結している。</p> <p>②の契約は、広島社会保険事務局共同事務センターに整備されている自動封入封緘機の保守業務を委託するものであるが、①と同様に、公募を行うことなく、保守対象の自動封入封緘機の製造業者と競争性のない随意契約を締結している。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>① 帳票裁断機は、オンライン出力される納入告知書等の定型帳票の裁断に用いており、部品の調達等を含めた迅速な業務履行を確保する観点から保守業務を製造業者に委託しているところであるが、今後は公募を行うことを検討したい。</p> <p>② 自動封入封緘機は、オンライン出力される納入告知書等の定型帳票の封入封緘に用いており、部品の調達等を含めた迅速な業務履行を確保する観点から保守業務を製造業者に委託しているところであるが、今後は公募を行うことを検討したい。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑭

調査対象機関名	農林水産省関東農政局神流川沿岸農業水利事業所
契約件名	会議室及び倉庫賃貸借
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	5,166,000円
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、平成16年度に設置された神流川沿岸農業水利事業所が手狭であったことから、同事業所の敷地内(国有地)に増築した会議室及び倉庫(鉄骨造2階建、197.38㎡)に係る賃貸借契約について、17年3月から同一事業者と競争性のない随意契約を締結しているものである。平成16年度は1か月分の賃貸借契約であったことから少額随意契約（契約金額42万円）とし、17年度以降は、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」及び18年8月財務大臣通知の「当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため」に該当するとして、競争性のない随意契約としている。</p> <p>しかし、本件は当初の契約から競争性のない随意契約を行っており、少なくとも当初の契約はより競争性の高い契約で実施する余地があったとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>会計法第29条の3第5項の予定価格が少額である場合に該当するとして見積書を複数者から聴取した上で、見積執行を行ったものであるが、一般競争方式及び国庫債務負担行為等の活用による長期契約の検討など当該契約方式について改善の余地があるものと認識している。</p> <p>なお、次年度以降は相手方が特定されることから随意契約としている。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑮

調査対象機関名	林野庁東北森林管理局三八上北森林管理署
契約件名	鳶川地区災害調査設計業務 一式（青森県十和田市大字奥瀬字鳶国有林地内）
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年8月9日
契約金額（税込）	27,300,000円
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、台風通過により発生した山地災害に係る調査設計業務について、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」等に該当するものとして、前年度（平成18年度）に被害状況の概略調査に係る契約（注）を締結した民間事業者と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>（注）当該契約は、緊急の必要により競争に付することができないことを理由とする競争性のない随意契約である。</p> <p>しかし、本件は、平成19年5月に国有林野事業における各種事業等の発注を一般競争入札に切り替えるとの方針が示されたが、本件調査設計業務の作業期間等を考慮すれば19年7月末には発注することが必要で、それまでに一般競争入札を行うことは困難として随意契約を締結しており、いわば事務の遅延等から競争性のない随意契約を締結しているものであり、より競争性の高い契約方式とすることが妥当であった。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>平成19年度の事業開始間もない5月に、林野庁長官通達「国有林野事業における各種事業等の発注の一般競争入札への切り替えについて」により「直ちに一般競争入札ができないものについては、体制が整うまでの間、新たな入札案内を見合わせる」旨の指示があり、その中で当該調査設計業務の作業期間、さらには本体工事の工期等から事業発注のタイムリミットを逆算した結果、最低でも7月末には発注し、調査業務に着手しなければ、本体工事が年度末までに完成することが困難になることが懸念され、上局とも相談し、随意契約でもやむを得ないということに至ったところである。なお、鳶川地区災害工事は、平成18年度補正予算で明許繰越のため、19年度中に完了する必要があった。</p> <p>また、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」と判断した理由は、上記のことから早期に契約を締結しなければならなくなり、前年度当該箇所の緊急災害調査を行い、現地を熟知していること、平成19年度の災害時の緊急調査委託業者（地すべり）に登録されている唯一の業者であることから、契約相手方に選定したものである。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑬

調査対象機関名	経済産業省本省（大臣官房会計課）
契約件名	通訳
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年 4 月 2 日
契約金額	単価
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、外国要人と経済産業大臣及び幹部等との会談等の際に使用する通訳について、所管公益法人と競争性のない随意契約を締結しているものである。契約相手方の選定に当たっては、「当省幹部クラス（大臣始め、審議官・交渉官クラスまでを対象）の国内及び海外での通訳実績を過去2年度で5回以上有すること」を条件としている。</p> <p>経済産業省においては、幹部クラス以外の通訳については一般競争を実施していること、また、あらかじめ一定水準以上の通訳を公募するなどの方法も採り得ることから、公平性・透明性を確保する観点から、本件については、より競争性の高い契約方式へ移行する余地がある。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>外国要人と幹部との通訳を必要とする会談等は国際的な産業、経済問題等非常に多岐にわたり、専門的なものや秘密事項に属するものもあり、通訳の能力・技術・信頼性が非常に重要な要件となる。</p> <p>同じ案件について引き続き会談等は行われることが多くあり、より適切な通訳を行うためにも当省における過去の実績は問われるところである。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例①

調査対象機関名	国土交通省国土技術政策総合研究所
契約件名	霧発生装置修繕工事
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年5月15日
契約金額（税込）	9,975,000円
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、平成10年度に設置された霧発生装置を動作・制御する全システムに及ぶ修繕工事を行うものであり、競争性のない随意契約を締結している。</p> <p>その理由について、国土技術政策総合研究所では、次のように説明している。</p> <p>① 本工事の修繕に当たっては、整備の特性に応じた各機器部品の交換、動力・制御系システムを含めた修繕を行い、設備の使用に著しい支障がないようにする必要がある。そのためには、装置全体のシステム構成、各機器の機能及び経年的な劣化状況等を詳細に熟知し、各機器と動力系・制御系システム及び操作系システム等の互換性の確保が必要であり、霧発生装置全体の性能保持・信頼性確保のため設備の技術情報を有することが不可欠であることから、他者が知り得ない製作者独自の設備の技術情報を継承している業者（契約の相手方）と競争性のない随意契約を締結した。</p> <p>② また、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一の施工業者以外の者に施工させた場合、霧発生装置本来の性能を発生できないなど、著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>しかしながら、特記仕様書をみると、修繕工事の内容は、不良箇所の改修及び部品交換であり、必要な設計図面と純正部品が調達できれば、他業者でも行い得るとみられる。また、霧発生装置全体の性能保持・信頼性確保は必要であれば、特記仕様書等において、「霧発生装置全体の性能保持・信頼性確保に支障が生じた場合は、受注者の責任において復旧を図ること」等の内容を明記すれば足りると考えられることから、より競争性の高い契約方式に移行する余地があったものと考えられる。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑩

調査対象機関名	国土交通省中国地方整備局
契約件名	多自然川づくり普及推進・技術支援等に関する調査検討業務
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年9月13日
契約金額（税込）	86,835,000円
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、多自然川づくり事業に関する全国各地の取組事例の整理、当該事業の調査・計画・設計に関する技術的検討、具体的推進方針の提案、広報資料の作成等の業務について、所管公益法人と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>中国地方整備局は、平成17年度及び18年度においても同様の業務について所管公益法人と競争性のない随意契約を締結しており、19年度は、国土交通省本省の指示により、北海道開発局及び全国の地方整備局による共同発注としたが、契約方式は競争性のない随意契約によっている。</p> <p>しかし、本件業務の担当技術者3人は、全員民間のコンサルタント会社から契約の相手先である所管公益法人への出向者であり、当該法人と競争性のない随意契約を締結する理由に乏しいことから、より競争性の高い契約方式に移行する余地があるとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>平成19年度の本件業務の担当技術者3人は、全員民間のコンサルタント会社から当該所管公益法人への出向者であるものの、当該所管公益法人は、機関（組織）として本業務に関して全国的な高い見識を有している。</p> <p>平成20年度は、企画競争による随意契約（公募型プロポーザル方式）とすることを予定しており、民間コンサルタント会社など参加表明をする法人があれば、技術力等を審査の上、業務の遂行が可能であれば発注することはあり得ると思われる。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑱

調査対象機関名	国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
契約件名	岩木川下流（中泊地区）堤防除草
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	地方公共団体
契約日	平成19年5月14日
契約金額（税込）	8,358,000円
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、堤防の除草について、地方公共団体と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>その理由について、青森河川国道事務所では、次のように説明している。</p> <p>河川法（昭和39年法律第167号）第99条「河川管理者は、特に必要があると認められるときは（中略）関係地方公共団体に委託することができる。」を根拠法令とし、「沿川市町村住民に河川への関心を寄せてもらい、河川愛護や河川環境の保全、洪水に対する防災意識を高めてもらうことで、地域と一体となった、より安全で安心な次代の河川管理を実現する」ことを目的に、それに相応しい箇所について当該自治体と協力し、推進している施策である。</p> <p>しかしながら、次のようなことから、本件については、より競争性の高い契約に移行すべきであるとみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 沿岸住民の河川に対する美化意識の向上を図り、もって堤防の機能を維持するため沿川行政区域の担当長である市町村長に委託するという点については、会計法等に定められた随意契約理由には該当せず、また、それを随意契約の理由とするのは適当ではない。 ii 河川法施行令（昭和40年政令第14号）第54条では、地方公共団体へ委託することができる河川管理施設として「法第99条の政令で定める河川管理施設は、水門、排水機等でその維持又は操作の及ぼす影響が委託をしようとする地方公共団体の区域に限られるものとする。」とされており、堤防除草までこれに含めて考えることはできない。 iii 堤防除草工事については、九州地方整備局遠賀川河川事務所等において、一般競争契約により民間事業者が受注している。

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例⑳

調査対象機関名	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
契約件名	ガソリン外単価契約
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者等
契約日	平成19年4月2日
契約金額	単価
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、秋田河川国道事務所管内の連絡車等の燃料及び庁舎暖房用燃料の購入について、競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>その理由について、秋田河川国道事務所では、次のように説明している。</p> <p>契約に当たっては、秋田県内全域での給油体制があること、県内全域で同一単価であることを条件として調べてみたところ、本件契約の相手方（石油商業協同組合）は、県内に多数の加盟店を有しており、迅速な給油を行える利便性があること等から当該事業者と契約した。</p> <p>しかし、東北地方整備局管内の他の河川国道事務所や秋田森林管理局、仙台国税局等他の国の機関においては、一般競争契約によりガソリン等の単価契約を締結している例があることから、本件については、一般競争契約に移行する余地があるとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>毎年度閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の方針」（官公需についての中小企業の受注の機会の増大を図るための方針）の趣旨に添ったものである。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例②

調査対象機関名	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所
契約件名	①新潟管内維持工事 ②新発田管内維持工事 ③村上管内維持工事 ④黒埼管内維持工事 ⑤道路維持作業 ⑥新潟管内路面維持作業 ⑦新発田管内路面維持作業 ⑧村上管内路面維持作業 ⑨黒埼管内路面維持工事
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	①81,375,000円 ②75,600,000円 ③81,375,000円 ④80,325,000円 ⑤～⑨ 単価
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、道路維持工事等（道路構造物・側溝・交通安全施設等の維持・修繕を行うための工事）や、路面維持工事（舗装路面に応急的・緊急的な処理・補修を行う工事（災害時の対応を含む。））について、初年度は一般競争契約によって契約相手方を選定し、次年度及び次々年度は初年度の契約相手方と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>その理由等について、新潟国道事務所では、次のように説明している。</p> <p>これらの工事は、迅速性・連続性が要求されるため、現地の道路事情に詳しい業者がある程度継続して担当することが望ましいことから、北陸地方整備局の指導により、平成18年度から、このような契約方式を採っている。</p> <p>しかし、道路維持工事等や路面維持工事は、特別な専門的技術を要求するものではなく、近畿整備局等他の地方整備局では、毎年度、一般競争契約を締結していることから、競争性のない随意契約とする理由は乏しいものとみられる。</p> <p>（調査対象機関（北陸地方整備局）の意見）</p> <p>初年度に一般競争契約を締結し、次年度は競争性のない随意契約を締結する方法は、継続的に工事（作業）を実施させることにより、現地に精通した技術者や緊急時の作業員確保が的確に行えること、現地状況の迅速な把握が可能になり、早期に緊急対応（工事着手）ができ、安全性も向上する等のメリットがある。</p> <p>北陸地方整備局入札監視委員会において、道路の維持管理関係の入札契約方法について、上記のような理由があれば随意契約も検討するよう指摘があり、これを受けて、平成18年度から管内で試行的に実施しているものである。今回の試行結果を踏まえ、今後どのような契約方式が望ましいか検討してまいりたい。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例②

調査対象機関名	国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所
契約件名	平成19年度 名国管内道路管理運用技術業務
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年 4 月 2 日
契約金額（税込）	159,600,000円
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、道路工事等が完了した時に工事請負者から提出される道路施設基本データや道路工事完成図書等を整理・分類・審査し、道路管理データベースに入力する業務及び当該システムの運用管理の業務について、所管公益法人と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>その理由について、名古屋国道事務所は、本件業務を行うためには本件契約の相手先が開発し著作権を有する「道路管理データベースシステム（統合型M I C H I システム・資料検索システム）」が必要不可欠であるためとしている。</p> <p>しかしながら、当該システムの入力用データの作成等の業務については、当該法人以外の者であっても履行が可能であり、システムの運用管理等の業務と入力用データの作成等の業務を分割して、後者の業務をより競争性の高い契約方式に移行する余地があるとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>平成20年度においては、中部地方整備局（本局）において業務内容や契約方式について検討中であり、コメントできない。</p> <p>（その後の状況）</p> <p>平成 20 年 9 月、国土交通省は、これまで道路関係公益法人が受注していた業務を分離することにより、民間企業の受注を容易とする発注を推進するため、「道路事業に関する業務の分離発注に関するガイドライン」を定めており、その中で、本件契約である「M I C H I システムに関するデータ更新等」の業務を例に、①「道路施設作成基本データの作成支援」については業務をとりやめ、②「工事の竣工図面、写真データ及び交通量、沿道状況データ、橋梁等点検データ等の作成」など入力用データの作成については、民間コンサル等の受注を想定して分離発注するとしている。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例④

調査対象機関名	環境省本省（大臣官房会計課）
契約件名	平成19年度廃棄物計量業務
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	4,284,000円
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、廃棄物の抑制、リユース・リサイクル等推進を目的に、環境省の廃棄物排出量を計量する業務について、中央合同庁舎5号館の廃棄物処理作業の契約事業者（政府調達に該当し厚生労働省が競争契約を締結）と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>その理由について、環境省は、廃棄物処理作業と計量作業を併せて実施できることから、業務面及びコスト面で円滑かつ安価に行うことができるためとしている。</p> <p>しかし、廃棄物処理作業に係る契約の仕様内容と併せた検討を行い、当初から1件の競争契約とすることにより、更に業務面及びコスト面で円滑かつ安価に両業務を実施することが可能であったとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>本件契約の相手方は、以前より中央合同庁舎5号館の廃棄物処理に係る業務を遂行しており、当該庁舎全体の廃棄物はもとより、環境省の廃棄物について熟知していること、また、廃棄物処理作業と計量業務を併せてできることから、業務面及びコスト面で円滑かつ安価に行うことができる。</p> <p>本業務を請け負えるのは当該事業者のみであることから、随意契約としたものである。</p> <p>平成20年度も同様の随意契約を締結したが、21年度契約については、廃棄物処理作業に係る契約との一本化について厚生労働省と調整中である。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例④

調査対象機関名	環境省本省（水・大気環境局）
契約件名	平成19年度大気汚染経験情報発信事業
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年10月24日
契約金額（税込）	3,200,000円
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、日本での大気汚染による公害の経験を生かして中国への環境協力を行うもので、所管公益法人と競争性のない随意契約を締結している。</p> <p>その理由について、環境省は、公害問題に関する知見と中国での活動実績の両方を有する団体は、当該所管公益法人以外にないためとしている。</p> <p>しかし、本件業務を実施可能な団体が、当該所管公益法人以外にないことについて公募により確認されていないことから、少なくとも公募を行うなどにより競争性の高い契約方式への移行について検討する必要がある。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>本業務は、中国の草の根、市民レベルにおいて日本の公害経験の実態や未然防止、被害救済などの情報を提供し、情報交換を行うことにより、中国国内における環境保全の気運を醸成することを目的としたものであり、</p> <p>① 公害被害の実態、特に公害被害者の実体験に関する既存の文献やDVDを所有していること</p> <p>② 大気汚染と健康被害に関する既存の文献を所有していること</p> <p>③ 公害被害救済・大気汚染問題の解決に向けた取組に関する既存の文献を所有していること</p> <p>④ 認定患者（公害被害者）との連携・協力・信頼関係を得られること</p> <p>⑤ 中国において大気汚染に関する有識者及びNGOとのネットワークがあり、情報交流が可能であること</p> <p>の条件を満たすことが必須である。</p> <p>契約の相手先の所管公益法人は、我が国の公害経験とその教訓を踏まえ、市民の力を結集し、地方公共団体、事業者その他のすべての社会を構成する主体の協力を得て、公害により疲弊した地域の再生や公害のない良好な環境の地域づくりをめざすための調査研究事業等を行うとともに、これらすべての貴重な経験と教訓、地域再生の取組の情報を我が国のみならず世界各地に発信することにより、将来の世代が安心して暮らせる環境の保全及び創出に寄与することを目的として、公害被害者自らが設立し、前述の調査研究事業や情報発信事業を行っている唯一の団体である。</p> <p>上記①②③の条件について、当該所管公益法人は、大気汚染公害に関する資料</p>

館を所有しており、6万点に及ぶ大気汚染関連の資料や大気汚染公害の裁判記録、大気汚染に関するビデオ・DVD等を所蔵しており、その資料は、当該所管公益法人が唯一所有するものである。これらの既存文献等は、財務省通達「公共調達
の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)の随意契約要件である
1.(2)①ニ(へ)に規定する「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報
について当該情報を提供することが可能なものから提供を受けるもの」に該当す
る。上記④の条件について、当該所管公益法人は、公害被害者自らが組織してい
ることから、公害被害者との連携・協力・信頼関係を有している。上記⑤の条件
について、中国との情報交流を実施するためには、「環境紛争処理日中国際ワーク
ショップ(2001年、2004年)」、「NGO国際会議と市民のつどい(2001年)」によ
る交流実績をもつ当該所管公益法人の協力が必要不可欠である。

これらのことから、本業務を実施可能な団体は、当該所管公益法人以外にない。

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例④

調査対象機関名	環境省本省（水・大気環境局）
契約件名	平成19年度在日米軍施設・区域（厚木基地）ばい煙発生施設環境調査委託業務
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成 19 年 11 月 8 日
契約金額（税込）	1,789,000円
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、日米地位協定に基づく日米合同委員会に報告するため、日本各地の在日米軍基地内にあるボイラー等ばい煙発生施設の状況を毎年度順番に調査するもので、調査場所が在日米軍基地内という特殊事情があること、また、過去に調査実績があり在日米軍から評価されているという理由で、所管公益法人と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>しかし、ばい煙発生施設の状況の調査自体は特殊な業務ではないこと、また、防衛省による在日米軍基地内の工事に係る契約で一般競争としている例があることも踏まえ、より競争性の高い契約方式への移行について検討する必要がある。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>本調査は、在日米軍施設・区域内という極めて特殊な条件下で行うものであり、調査結果については、日米地位協定に基づく日米合同委員会に報告する義務がある。</p> <p>このため、本調査を実施する測定業者は、ばい煙発生施設の測定について十分な技術を有し、在日米軍施設・区域内のばい煙発生施設に係るばい煙測定に実績があり、かつ米軍から信頼されている必要がある。</p> <p>契約相手方は、生活環境の保全及び管理に関する調査、研究等を目的として設立された法人であり、①ばい煙発生施設の測定を始めとした大気関係の測定業務に関しての経験が深く、国内の多くのばい煙発生施設について測定を行っており十分な測定技術を有していること、②米軍基地からの多くの大気環境測定等を請け負っており、その成果は米軍基地からも信頼され、信頼を得ていることから、随意契約を締結しているものである。</p> <p>なお、より競争性の高い契約方式への移行については、事前に米側と協議し、了承を得る必要がある。</p>

表2-(1)-イ-⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例④

調査対象機関名	環境省北海道地方環境事務所 他
契約件名	<p>(北海道地方環境事務所)</p> <p>① 層雲峡ビジターセンター清掃管理等業務</p> <p>② 支笏湖ビジターセンター管理運営業務</p> <p>(北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所)</p> <p>③ 平成19年度阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営管理業務</p> <p>④ 平成19年度川湯エコミュージアムセンター運営管理業務</p> <p>⑤ 平成19年度羅臼ビジターセンター運営管理業務</p> <p>(九州地方環境事務所)</p> <p>⑥ 平成19年度南阿蘇ビジターセンター等運営管理業務</p> <p>⑦ 平成19年度長者原ビジターセンター等運営管理業務</p> <p>⑧ 平成19年度雲仙お山の情報館等運営管理業務</p> <p>(九州地方環境事務所那覇自然環境事務所)</p> <p>⑨ 平成19年度やんばる野生生物保護センター運営管理補助派遣業務</p>
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	①⑦：その他公益法人 ②③④⑤⑥⑧⑨：所管公益法人
契約日	①②③④⑥⑦⑧⑨：平成19年4月2日 ⑤：平成19年4月24日
契約金額(税込)	①4,320,000円、②4,305,000円、③6,405,000円、④5,092,500円、⑤3,696,000円、⑥3,570,000円、⑦4,500,000円、⑧8,547,000円、⑨単価
応募(応札)者数	—
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>本件は、各地のビジターセンター等(以下「センター」という。)の運営について、所管公益法人又はその他公益法人と競争性のない随意契約を締結しているものである。センターの運営に関しては、地域事情もあり、細部はセンターごとに異なっているものの、一般的には、環境省と地元関係者により構成された運営(利用)協議会により管理運営が行われている。</p> <p>本件を競争性のない随意契約とした理由について、環境省は、18年8月財務大臣通知において競争性のない随意契約によらざるを得ない場合として例示されている「地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められるもの」に準ずるものであるためとしている。</p> <p>しかし、②、③、④、⑤、⑦及び⑧は、次のとおり、随意契約見直し計画で「準備期間を経たのち平成18年度又は19年度以降から一般競争に移行する」としていることから、本件契約の全てについて競争性のない随意契約とした理由を改めて精査し、競争性の高い契約方式に移行する余地があるものは速やかに移行する必要がある。</p> <p>i ⑤及び⑦の契約は、随意契約見直し計画で、準備期間を経たのち平成18年度以降から一般競争に移行するとしている。</p>

ii ②、③、④及び⑧の契約は、随意契約見直し計画で、準備期間を経たのち平成19年度以降から一般競争に移行するとしている。

(調査対象機関の意見)

① 北海道地方環境事務所

現在の随意契約方式は、18年8月の財務大臣通知において競争性のない随意契約によらざるを得ない場合として例示されている「地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められるもの」に準ずるものとして整理している。

センターの管理運営契約については、関係自治体、関係者と協議した上で費用分担しており、仮に一般競争契約を採用した場合、毎年事業者が変更される恐れがあり、公園利用者に不利益になる可能性があること、センターの運営が煩雑になり地方公共団体、関係者が運営協議会から脱退することも予想される。

また、センターの管理運営を現在の契約相手方が担うべきことや環境省の負担する業務については、運営協議会の設立時からその総会で決定されている(当省の調査では決定文書は確認できなかった)。環境省は、地方公共団体など地域の多様な主体とともにセンターの運営管理を行うために組織した運営協議会の構成員として本件契約による経費を支出するものであり、環境省のみの判断で本件業務を他者に請け負わせることは適当でない。

② 九州地方環境事務所

現在の随意契約方式は、18年8月の財務大臣通知において競争性のない随意契約によらざるを得ない場合として例示されている「地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められるもの」に準ずるものとして取り扱うことができると判断した。

i 長者原ビジターセンター等運営管理業務

当該施設の運営管理は地方自治体が参加している運営協議会(会長は地元自治体の首長)が行っており、当該運営協議会の構成員(環境省を含む数者)が管理運営費用を分担していること、当該運営協議会の予算書で各構成員が負担する費用が明らかになっていることから、当該運営協議会と随意契約を締結している。

ii 南阿蘇ビジターセンター等運営管理業務、雲仙お山の情報館等運営管理業務

当該施設の運営管理は地方自治体が参加している運営協議会(会長は地元自治体の首長)が行っており、契約の相手方は当該運営協議会の構成員であり負担金も拠出していること、当該運営協議会の総会で環境省が当該公益法人と本件契約を締結することについて了解が取れていることから、当該公益法人と随意契約を締結している。

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例②

調査対象機関名	防衛省北関東防衛局
契約件名	①技術研究本部電子装備研究所飯岡支所に係る不動産鑑定評価 ②技術研究本部電子装備研究所飯岡支所に係る不動産鑑定評価 ③百里飛行場周辺移転措置事業に係る不動産鑑定 ④入間及び横田飛行場周辺移転措置事業に係る不動産鑑定 ⑤入間及び横田飛行場周辺移転措置事業に係る不動産鑑定
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	①②平成19年12月14日 ③④⑤平成19年8月2日
契約金額（税込）	①2,468,550円 ②2,468,550円 ③1,558,200円 ④2,616,000円 ⑤2,202,900円
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、不動産鑑定業務について、民間事業者と競争性のない随意契約を締結しているものである。</p> <p>①及び②は、技術研究本部電子装備研究所飯岡支所の周辺に一定の高さ以上の建築物等の建設を制限するための地役権の設定に必要な所要額を把握するため、同支所周辺の4か所の土地の不動産鑑定を依頼するものである。③は茨城県小美玉市内の百里飛行場周辺の土地4か所、④は東京都立川市、昭島市及び瑞穂町内の横田飛行場周辺の土地6か所並びに⑤は埼玉県狭山市内の入間飛行場周辺の土地1か所について、買収価格の算定に必要な不動産鑑定を依頼するものである。</p> <p>北関東防衛局（平成19年8月31日以前は東京防衛施設局）は、本件契約を競争性のない随意契約とした理由について、公共事業に係る不動産鑑定報酬額は、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」（中央用地対策連絡協議会（事務局は国土交通省）の申合せ（以下「用対連申合せ」という。））により決定されているものであり、価格競争の余地がないためとしている。</p> <p>北関東防衛局における不動産鑑定業者の選定状況をみると、不動産鑑定士の選定に当たっては信用のある者を選ぶこととされているため（注1）、過去に国等の不動産鑑定業務に携わった実績があり鑑定対象地域に精通した業者を選定しており、1者を選定する場合と2者を選定する場合の1者目の業者は（注2）、北関東防衛局との契約実績のある者となっている。</p> <p>（注1）自衛隊及び駐留軍の用に供するため取得する土地の買収事務の処理について（昭和51年8月26日付け施本施第672号（防衛施設庁施設部長通達）（以下「51年通達」という。））による。</p> <p>（注2）北関東防衛局は、51年通達に基づき、評価見込額が5千万円以上の場合は2者、評価見込額が5千万円未満の場合には1者を選定することとしている。</p> <p>また、平成19年9月以降は、同通達の一部改正され、「局長が必要と認める場</p>

合には、複数の不動産鑑定士から鑑定評価を徴する」とされている。

このように、北関東防衛局では、不動産鑑定業務について、競争性のない随意契約を締結しているが、次の理由から、より競争性の高い契約方式に移行する余地があるとみられる。

① 用対連申合せでは、基本鑑定報酬額は鑑定対象不動産の評価額に対応する定額等となっており業者による差異が生じる余地はないが、技術料等は業者によって異なる報酬を請求できることとなっており、価格競争の余地がないとはいえない。

② 国有財産の鑑定評価について、応札者2者による一般競争契約を締結している府省（農林水産省）の例がある。

③ 財務省の平成20年度予算執行状況調査結果によれば、財務局は、国有財産を一般競争入札等により売却する際に行う不動産鑑定について、評価財産が高額である場合又は複数の業者を選定する場合（大規模物件や社会的関心が高い物件等）には、企画競争を実施した上で業者を選定しているとされている。

また、同調査結果では、不動産鑑定業務に係る契約方式について、複数の業者に依頼する場合を除き（注）、売却物件の鑑定評価方針の提案など企画内容の充実を図ることにより、現行の企画競争による随意契約から一般競争契約（総合評価方式）に移行することを、今後の改善点として指摘している。

（注）会計法上、1回の一般競争入札で2者以上の落札業者を選定することができないため、複数の業者に不動産鑑定を依頼する場合は、企画競争による随意契約とすることはやむを得ないとしている。

（調査対象機関の意見）

北関東防衛局は、関東地区用地対策連絡協議会の会員であり、中央用地対策連絡協議会が定めた「不動産鑑定評価報酬基準」に基づき鑑定報酬額を算定している。また、契約相手方となる不動産鑑定士は、51年通達により、信用のある者を選ぶこととされているため、過去に国等の鑑定業務に携わった実績があるだけでなく、鑑定対象地域に精通した業者を選定してきた。

なお、随意契約の適正化を一層推進するとの観点から、今後の不動産鑑定評価の契約については、競争性のない随意契約ではなく、その特性を考慮の上、競争性・透明性を確保できる契約方法を採用することとしており、その具体的な方法について検討中である。

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例④

調査対象機関名	国土交通省中部地方整備局
契約件名	国営木曾三川公園堤外地部維持管理業務
契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	526,991,850円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、国営木曾三川公園（堤外地）の維持管理業務について、参加者の有無を確認する公募を行ったが、応募者が所管公益法人1者であったため、当該所管公益法人と随意契約を締結したものであり、平成19年度から22年度までの3か年の国庫債務負担行為によっている。</p> <p>中部地方整備局は、公募を行うに当たって、テクリス（注）により、民間の参加可能者数をチェックし、複数の者が存在していることを確認した上で手続を進めたとしているが、当初から複数の者による競争の余地があることを確認していることから、一般競争契約の検討をすべきであったとみられる。</p> <p>（注）公共性の高い事業に関する業務実績情報をデータベース化し、発注機関及び企業に対して情報提供を行うもの。</p> <p>なお、国土交通省本省は、国営公園維持管理業務について、今後新たな契約は企画競争へ移行し、更に、一部の公園において総合評価方式による一般競争契約の試行を行うなど、競争性・透明性の向上を図り、効率的かつ効果的な維持管理業務の実施を図っていくこととしている。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>本業務は、国営木曾三川公園のうち堤外地に存する公園区域において、利用者に対するサービスの提供や利用者の安心安全の確保、利用促進のための行催事の企画・立案・実施及びこれらの目的を達成させるための公園施設の維持管理や植物の育成・維持管理、出水時における対応等多岐にわたる業務を、相互に連携を保ちつつ総合的な調整の下で実施するものである。</p> <p>応募要件については、地方公共団体及び民間団体等の同種又は類似業務の実績も認めており、参加希望者が上記の者以外にいなかった原因については分からない。ただし、次回に同様の契約方式を進めていくとした場合、公募期間を長くする等の見直しは行う余地はある。</p> <p>なお、本件についてはあらかじめテクリスにて民間の参加可能者数を確認したところ、記録は残していないことから正確な数は不明であるが、複数の者が存在していることを確認した上で手続を進めていった。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑦ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例④

調査対象機関名	防衛省海上自衛隊補給本部
契約件名	被服管理業務に関する役務
契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月6日
契約金額（税込）	4,565,400円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、海上自衛隊における貸与被服の交換及び関連する情報システム（被服システム）の運用業務について、公募を行ったが、応募者が1者であったため、その者と随意契約を締結しているものである（注）。</p> <p>（注）本件業務は職員が行ってきたものをアウトソーシングしたものである。また、平成18年度までは、特定の事業者と競争性のない随意契約を締結していた。</p> <p>しかし、公募参加資格として、本事業を効率的、かつ、効果的に実施できる経験及び技術を有していること、海上自衛隊の組織、制度についての知識等を有する者を所要数従事させる体制を有すること等の条件が付されているが、業務に必要な知識、経験については、業務マニュアルを整備すること等により補うことが可能であるとみられることから、一般競争契約に移行する余地がある。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>現在、個人被服の全体の管理要領等（以下「被服管理要領等」という。）について、貸与被服の追加・削除、交換要領（手続）・交換期間等の見直しを実施しているところであり、また、被服システムの運用においても、現状の業務内容に即した十分なシステム化がなされておらず、請負業者の技術能力に依存しているところもあり、現時点での速やかな一般競争契約への移行は困難な状況である。</p> <p>ただし、被服管理要領等の見直しと、被服システムの現状に即した改修及び業務マニュアル等を作成するための予算を確保すること等により一般競争契約への移行は可能と考える。今後、一般競争契約に移行するための方策として、専門性、補助的業務の切り分け及び他の応募者が参加できるような具体的な仕様書の作成等を行い、可能な限り一般競争契約への移行を追及していく考えである。</p> <p>なお、平成20年度は、公募参入資格を緩和し、①本事業又は類似する事業を過去5年間に受注した実績のある者（他省庁、地方公共団体の受注実績を含む。）であること及び本事業を効率的、かつ、効果的に実施できる経験を有していることという条件を削除した。</p>

表2-(1)-イ-⑦の付表 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例

277 件

- (注) ① 会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)
 ② 会計法第29条の3第4項(競争に付することが国に不利と認められる場合)
 ③ 予決令第99条第8号(運送又は保管をさせるとき)
 ④ 予決令第99条第18号(事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき)

<競争性のない随意契約を締結しているが、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例>

243 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	法令上の 随意契約 理由(注)	備考
1	内閣府	沖縄総合事務局総務部	普通財産業務委託契約(沖縄総合事務局直轄区域)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
2	宮内庁	本庁	御紋型和三盆糖菓子	物品等 (製造)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
3	宮内庁	本庁	園遊会に伴う物品運搬作業	役務	平成19年4月20日	838,425	民間企業	③	
4	宮内庁	本庁	赤坂設備センター新築機械設備工事	工事等 (工事)	平成19年6月19日	53,550,000	民間企業	②	
5	宮内庁	京都事務所	正倉院宝物(七条織成樹皮色袈裟)模造品作製「糸作・染色・製織工程(1)」	物品等 (製造)	平成19年8月9日	2,940,000	民間企業	①	
6	総務省	本省(大臣官房会計課)	オンラインによる世界各国の法令等のデータベース検索サービスの契約	役務	平成19年4月2日	1,512,000	民間企業	①	
7	総務省	本省(大臣官房会計課)	オンラインによる世界各国の法令等のデータベースサービスの提供の請負	役務	平成19年4月2日	2,784,000	民間企業	①	
8	法務省	本省(大臣官房会計課)	直焚吸引式冷温水発生機保守点検業務(BC棟)	役務	平成19年4月2日	9,361,653	民間企業	①	
9	法務省	本省(大臣官房会計課)	清掃用ゴンドラ設備保守点検業務	役務	平成19年4月2日	3,825,375	民間企業	①	
10	法務省	本省(大臣官房会計課)	イベントにおける警備業務	役務	平成19年9月18日	1,126,557	民間企業	①	
11	法務省	府中刑務所	産業廃棄物処理委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
12	法務省	東京地方検察庁	庁舎機械警備委託契約一式(東京地方検察庁八王子支部ほか5か所)	役務	平成19年4月2日	1,612,800	民間企業	②	
13	法務省	東京入国管理局	複写機保守	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
14	法務省	東京入国管理局	複写機保守	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
15	法務省	入国者収容所東日本入国管理センター	複写機保守請負契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
16	法務省	入国者収容所東日本入国管理センター	被収容者給食配膳業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
17	法務省	入国者収容所東日本入国管理センター	プロパンガス納入契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
18	財務省	本省(大臣官房会計課)	ワープロ入力及び印刷等	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
19	財務省	広島国税局	平成19年度国税専門官採用第一次試験会場借上等(広島会場)	物品等 (賃借)	平成19年5月31日	849,450	その他の公益法人	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	法令上の 随意契約 理由(注)	備考
20	財務省	広島国税局	平成19年度国税専門官採用第一次試験会場借上等(岡山会場)	物品等 (賃借)	平成19年6月1日	1,081,710	民間企業	①	
21	文部科学省	本省(スポーツ・青少年局)	平成19年度ドーピング防止活動推進支援事業	役務	平成19年4月2日	111,848,825	所管公益法人	①	
22	文部科学省	科学技術政策研究所	平成16~18年度国立大学法人等の論文調査業務	役務	平成19年8月20日	1,995,000	独立行政法人	①	
23	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	国家医師試験委員会に係る会場等借上一式	物品等 (賃借)	平成19年6月8日	951,500	その他	①	
24	厚生労働省	本省(健康局)	平成19年度健康増進総合支援システム開発等事業委託	役務	平成19年4月2日	90,832,999	所管公益法人	①	
25	厚生労働省	本省(健康局)	水資源開発施設基本計画調査	役務	平成19年10月19日	8,126,000	独立行政法人	①	
26	厚生労働省	本省(労働基準局労働保険徴収課)	リコー電子複写機の保守	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
27	厚生労働省	本省(労働基準局労災保補償部労災管理課)	電子複写機(コニカミノルタbizhub 750)保守(雇児局)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
28	厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	アガリクスに係る安全性試験 一式	役務	平成19年4月2日	10,605,000	所管公益法人	①	
29	厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	次世代医療機器評価作成事業 ナビゲーション医療(手術ロボット・軟組織)分野 一式	役務	平成19年10月5日	6,000,000	その他	①	
30	厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	残留農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る分析法開発 (残留農薬一斉試験法開発) 一式	役務	平成19年11月12日	30,000,000	その他	①	
31	厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	残留農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る分析法開発 (残留農薬個別試験法開発) 一式	役務	平成19年11月29日	5,400,000	地方公共団体	①	
32	厚生労働省	横浜検疫所	電話料(0001081124)	役務	-	単価	特殊法人	-	長期継続契約(既往年度 契約支払分)
33	厚生労働省	横浜検疫所	本所一長浜間専用線使用料(3 04 0199060 0235)	役務	-	単価	特殊法人	-	長期継続契約(既往年度 契約支払分)
34	厚生労働省	横浜検疫所	光アクセスIP8使用料(3 04 N051103743)	役務	-	単価	民間企業	-	長期継続契約(既往年度 契約支払分)
35	厚生労働省	国立循環器病センター	受託研究(#455)にかかる労働者派遣契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	5年計画の3年目のため 継続性が必要
36	厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター	インターネット接続専用線使用料	役務	-	単価	民間企業	-	長期継続契約(既往年度 契約支払分)
37	厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター	歩行解析システム改修一式	物品等 (製造)	平成19年11月28日	2,435,265	民間企業	①	
38	厚生労働省	宮城労働局	電子複写機保守料	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
39	厚生労働省	愛知労働局	愛知労働局ホームページ保守業務委託契約	役務	平成19年4月1日	1,629,180	民間企業	①	
40	厚生労働省	愛知労働局	愛知労働局求人情報自己検索システムセンターサーバー保守契約	役務	平成19年5月16日	4,908,750	民間企業	①	国庫債務負担行為(当年度 契約分)
41	厚生労働省	愛知労働局	愛知労働局求人情報自己検索システムゲートウェイサーバー保守契約	役務	平成19年5月16日	885,360	民間企業	①	国庫債務負担行為(当年度 契約分)
42~ 48	厚生労働省	愛知社会保険事務局	政府管掌健康保険 生活習慣病予防健診等委託	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	①	所管公益法人との同種 の契約がこの他に6件
49~ 52	厚生労働省	愛知社会保険事務局	政府管掌健康保険 生活習慣病予防健診等委託	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	①	その他の公益法人との同種 の契約がこの他に3件
53~ 60	厚生労働省	愛知社会保険事務局	政府管掌健康保険 生活習慣病予防健診等委託	役務	平成19年4月2日	単価	地方公共団体	①	地方公共団体との同種 の契約がこの他に7件
61	厚生労働省	愛知社会保険事務局	政府管掌健康保険 生活習慣病予防健診等委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	法令上の 随意契約 理由(注)	備考
62～ 126	厚生労働省	愛知社会保険事務局	政府管掌健康保険 生活習慣病予防健診等委託	役務	平成19年4月2日	単価	その他	①	その他の法人との同種の 契約がこの他に64件
127	厚生労働省	愛知社会保険事務局	一次予防を中心とした健康づくり事業委託	役務	平成19年4月2日	単価	その他	①	
128	厚生労働省	広島社会保険事務局	帳票裁断機の保守料	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
129	厚生労働省	広島社会保険事務局	自動封入封緘機の保守料	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
130	農林水産省	関東農政局両総農業水利事業所	平成19年度両総農業水利事業転用面積及び用水系統調査業務	工事等 (工事)	平成19年6月7日	4,305,000	その他	①	
131	農林水産省	関東農政局神流川沿岸農業水利事業所	会議室及び倉庫賃貸借	物品等 (賃借)	平成19年4月2日	5,166,000	民間企業	①	
132	農林水産省	東海農政局新濃尾農地防災事業所	平成19年度新濃尾(一期)地区効果関連資料調査業務(委託)	工事等 (工事)	平成19年10月1日	1,207,500	その他	①	
133	農林水産省	東北森林管理局三八上北森林管理署	蕨川地区災害調査設計業務 一式(青森県十和田市大字奥瀬字蕨国有林地内)	工事等 (工事)	平成19年8月9日	27,300,000	民間企業	①	
134	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	通訳	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	①	
135	国土交通省	本省(河川局)	平成19年度 国土交通省水害対策啓発広報業務	役務	平成19年5月23日	19,414,500	民間企業	①	
136	国土交通省	国土技術政策総合研究所	霧発生装置修繕工事	工事等 (工事)	平成19年5月15日	9,975,000	民間企業	①	
137	国土交通省	国土技術政策総合研究所	河川水理模型実験施設他ポンプ設備改修工事	工事等 (工事)	平成19年8月8日	66,150,000	民間企業	①	
138	国土交通省	東北地方整備局	河川情報データ監視・精度解析業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	62,160,000	所管公益法人	①	
139	国土交通省	東北地方整備局	水文観測データ高度品質照査検討業務	工事等 (工事)	平成19年11月6日	34,650,000	所管公益法人	①	
140	国土交通省	北陸地方整備局	平成19年度河川情報データ監視・精度解析業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	59,272,500	所管公益法人	①	
141	国土交通省	北陸地方整備局	平成19年度 水文観測データ品質照査業務	工事等 (工事)	平成19年9月10日	35,490,000	所管公益法人	①	
142	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 河川情報データ監視・精度解析業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	60,102,000	所管公益法人	①	
143	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 インターネットを利用した水文水質データ提供業務	役務	平成19年4月2日	117,075,000	所管公益法人	①	
144	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度中部地方整備局危機管理検討業務	工事等 (工事)	平成19年4月25日	8,400,000	所管公益法人	①	
145	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度水文観測データ品質照査業務	工事等 (工事)	平成19年7月26日	27,090,000	所管公益法人	①	
146	国土交通省	中部地方整備局	会場借上料	物品等 (賃借)	平成19年8月9日	1,628,600	所管公益法人	①	
147	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度発注者支援工事実績情報検索業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	30,870,000	所管公益法人	①	
148	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度河川情報データ監視・精度解析業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	61,729,500	所管公益法人	①	
149	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度水文観測データ分析品質照査業務	工事等 (工事)	平成19年6月6日	33,600,000	所管公益法人	①	
150	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度排水性舗装混合物のリサイクル技術の検討業務	役務	平成19年12月20日	9,345,000	その他	①	
151	国土交通省	中国地方整備局	建設業情報管理システム電算処理業務	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	法令上の 随意契約 理由(注)	備考
152	国土交通省	中国地方整備局	多自然川づくり普及推進・技術支援等に関する調査検討業務	役務	平成19年9月13日	86,835,000	所管公益法人	①	
153	国土交通省	中国地方整備局	大規模災害を想定した実践的な行動演習検討業務	役務	平成19年12月18日	9,030,000	所管公益法人	①	
154	国土交通省	四国地方整備局	平成19年度 河川情報データ監視・精度解析業務委託	工事等 (工事)	平成19年4月2日	58,663,500	所管公益法人	①	
155	国土交通省	四国地方整備局	平成19年度 スタッフ危機管理演習検討業務委託	工事等 (工事)	平成19年9月18日	9,555,000	所管公益法人	①	
156	国土交通省	四国地方整備局	平成19年度 危機管理研修実施業務委託	役務	平成19年9月18日	2,940,000	所管公益法人	①	
157	国土交通省	九州地方整備局	平成19年度河川情報データ監視・精度解析業務	工事等 (工事)	平成19年8月8日	60,301,500	所管公益法人	①	
158	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	馬淵川洪水危機管理演習企画運営業務	工事等 (工事)	平成19年6月21日	18,690,000	所管公益法人	①	
159	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	岩木川下流(中泊地区)堤防除草	役務	平成19年5月14日	8,358,000	地方公共団体	不明	
160	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	ガソリン外単価契約	物品等 (購入)	平成19年4月2日	単価	民間企業	④	
161	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	須賀川地区堤防除草委託	役務	平成19年5月14日	4,231,500	地方公共団体	不明	
162	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	直江津8号維持その1工事	工事等 (工事)	平成19年4月2日	59,850,000	民間企業	①	
163	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	直江津8号維持その2工事	工事等 (工事)	平成19年4月2日	50,400,000	民間企業	①	
164	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	糸魚川管内維持工事	工事等 (工事)	平成19年4月2日	88,725,000	民間企業	①	
165	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	直江津18号維持工事	工事等 (工事)	平成19年4月2日	47,250,000	民間企業	①	
166	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	管内道路清掃等作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
167	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	直江津管内路面維持作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
168	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	平成19年度管内道路防災点検業務委託	工事等 (工事)	平成19年4月2日	27,825,000	民間企業	①	
169	国土交通省	北陸地方整備局高田河川国道事務所	糸魚川管内路面維持作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
170	国土交通省	四国地方整備局香川河川国道事務所	平成19年度 土器川水防演習実施計画検討業務	役務	平成19年4月19日	7,245,000	民間企業	①	
171	国土交通省	四国地方整備局高知河川国道事務所	平成19年度 危機管理演習企画・運営支援業務委託	役務	平成19年10月31日	14,700,000	所管公益法人	①	
172	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 濃尾平野0m地帯における危機管理計画策定業務	工事等 (工事)	平成19年5月11日	40,425,000	所管公益法人	①	
173	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 木曾岬堤防除草業務	工事等 (工事)	平成19年6月8日	4,204,550	地方公共団体	①	
174	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度電気通信現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	15,645,000	民間企業	①	
175	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川水系流域委員会運営(その1)業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	26,691,000	民間企業	①	
176	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川河川事務所水防演習企画検討業務	工事等 (工事)	平成19年4月6日	11,130,000	民間企業	①	
177	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川管内河川レンジャー講習会等運営業務	工事等 (工事)	平成19年4月9日	17,010,000	民間企業	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	法令上の 随意契約 理由(注)	備考
178	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川治水安全度検討業務	工事等 (工事)	平成19年5月8日	32,340,000	民間企業	①	
179	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川上流航路確認業務	工事等 (工事)	平成19年5月28日	22,575,000	民間企業	①	
180	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	淀川管内魚ののぼりやすい川づくり計画検討(その2)業務	工事等 (工事)	平成19年5月29日	42,420,000	民間企業	①	
181	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川下流域維持流量調査検討業務	工事等 (工事)	平成19年6月19日	20,580,000	民間企業	①	
182	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	淀川大堰新閘門予備設計(その2)業務	工事等 (工事)	平成19年6月19日	47,092,500	民間企業	①	
183	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川堤防強化検討業務	工事等 (工事)	平成19年6月22日	55,650,000	民間企業	①	
184	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	淀川船舶航行環境影響検討(その2)業務	工事等 (工事)	平成19年6月27日	22,050,000	民間企業	①	
185	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度宇治川塔の島環境調査業務	工事等 (工事)	平成19年7月20日	22,680,000	民間企業	①	
186	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度流水保全水路検討取りまとめ業務	工事等 (工事)	平成19年8月2日	44,625,000	民間企業	①	
187	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度赤田川樋門周辺河川構造物概略検討業務	工事等 (工事)	平成19年8月30日	16,590,000	民間企業	①	
188	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	新潟管内維持工事	工事等 (工事)	平成19年4月2日	81,375,000	民間企業	①	
189	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	新発田管内維持工事	工事等 (工事)	平成19年4月2日	75,600,000	民間企業	①	
190	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	村上管内維持工事	工事等 (工事)	平成19年4月2日	81,375,000	民間企業	①	
191	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	黒崎管内維持工事	工事等 (工事)	平成19年4月2日	80,325,000	民間企業	①	
192	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	道路維持作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
193	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	新潟管内路面維持作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
194	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	新発田管内路面維持作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
195	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	村上管内路面維持作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
196	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	黒崎管内路面維持作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
197	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	小出管内維持工事	工事等 (工事)	平成19年4月2日	119,700,000	民間企業	①	
198	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	湯沢管内路面維持作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
199	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	柏崎管内116号路面維持作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
200	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	長岡管内路面維持作業	工事等 (工事)	平成19年4月2日	単価	民間企業	①	
201	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	道路清掃等作業	工事等 (工事)	平成19年4月4日	単価	民間企業	①	
202	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	柏崎バイパス環境調査及び保全対策検討業務	工事等 (工事)	平成19年4月13日	8,610,000	民間企業	①	
203	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	長岡東西道路環境調査・保全対策検討業務	工事等 (工事)	平成19年4月13日	5,355,000	民間企業	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	法令上の 随意契約 理由(注)	備考
204	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	長岡国道管内防災点検業務委託	工事等 (工事)	平成19年4月13日	25,200,000	民間企業	①	
205	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	八箇峠道路及び八十里越環境調査・保全対策検討業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	29,400,000	民間企業	①	
206	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	管内道路行政マネジメント業務	工事等 (工事)	平成19年4月19日	32,550,000	民間企業	①	
207	国土交通省	中部地方整備局長古屋国道事務所	平成19年度 名国管内道路管理運用技術業務	役務	平成19年4月2日	159,600,000	所管公益法人	①	
208	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内(工務)現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	15,120,000	民間企業	①	
209	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道電気通信(その2)現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	15,120,000	民間企業	①	
210	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道電気通信現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	29,190,000	民間企業	①	
211	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内(交対その3)現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	15,120,000	民間企業	①	
212	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内(計画)現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	15,120,000	民間企業	①	
213	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都第二外環状道路(京都府域)現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	14,385,000	民間企業	①	
214	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度南丹管内(その3)現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	15,613,500	民間企業	①	
215	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内監督官現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	15,540,000	民間企業	①	
216	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都第一管内現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	15,592,500	民間企業	①	
217	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都第二管内現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	30,135,000	民間企業	①	
218	国土交通省	北海道開発局開発監理部	河川情報データ監視・精度解析業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	60,102,000	所管公益法人	①	
219	国土交通省	北海道開発局開発監理部	水文観測データ品質照査検討業務	工事等 (工事)	平成19年7月26日	26,040,000	所管公益法人	①	
220	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川下流洪水危機管理演習検討業務	工事等 (工事)	平成19年4月18日	32,340,000	所管公益法人	①	
221	国土交通省	中部運輸局	浜松市におけるモビリティ・マネジメントプログラム検討調査	役務	平成19年10月17日	3,969,000	所管公益法人	②	
222	国土交通省	中部運輸局	えちぜん鉄港三国芦原線の主要拠点駅における交通結節とフィーダーサービスに関する調査	役務	平成19年12月4日	2,971,500	所管公益法人	②	
223	国土交通省	気象庁	会計事務システムのソフトウェアサポート及び運用支援	役務	平成19年4月2日	2,940,000	民間企業	①	
224	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度廃棄物計量業務	役務	平成19年4月2日	4,284,000	民間企業	①	
225	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度大気汚染経験情報発信事業	役務	平成19年10月24日	3,200,000	所管公益法人	①	
226	環境省	本省(水・大気環境局)	平成19年度在日米軍施設・区域(厚木基地)ばい煙発生施設環境調査委託業務	役務	平成19年11月8日	1,789,000	所管公益法人	①	
227	環境省	環境調査研修所	平成19年度省エネマネジメントシステムの運用と省エネ対策の検討業務	役務	平成19年4月2日	2,698,500	民間企業	①	
228	環境省	北海道地方環境事務所	平成19年度層雲峡ビジターセンター清掃等維持監理業務	役務	平成19年4月2日	4,320,000	その他	①	
229	環境省	北海道地方環境事務所	平成19年度支笏洞爺国立公園支笏湖ビジターセンター管理運営業務	役務	平成19年4月2日	4,305,000	所管公益法人	①	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	法令上の 随意契約 理由(注)	備考
230	環境省	北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所	平成19年度阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営管理業務	役務	平成19年4月2日	6,405,000	所管公益法人	①	
231	環境省	北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所	平成19年度川湯エコミュージアムセンター運営管理業務	役務	平成19年4月2日	5,092,500	所管公益法人	①	
232	環境省	北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所	平成19年度羅臼ビジターセンター運営管理業務	役務	平成19年4月24日	3,696,000	その他の公益法人	①	
233	環境省	九州地方環境事務所	平成19年度南阿蘇ビジターセンター等運営管理業務	役務	平成19年4月2日	3,570,000	所管公益法人	①	
234	環境省	九州地方環境事務所	平成19年度長者原ビジターセンター等運営管理業務	役務	平成19年4月2日	4,500,000	その他	①	
235	環境省	九州地方環境事務所	平成19年度雲仙お山の情報館等運営管理業務	役務	平成19年4月2日	8,547,000	所管公益法人	①	
236	環境省	九州地方環境事務所那覇自然環境事務所	平成19年度やんばる野生生物保護センター運営管理補助派遣業務	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	①	
237	防衛省	札幌防衛施設局(現:北海道防衛局)	平成19年度千歳飛行場周辺移転措置事業に伴う土地の鑑定評価	役務	平成19年8月10日	1,144,500	その他の公益法人	①	
238	防衛省	東京防衛施設局(現:北関東防衛局)	内線電話機移設等業務	役務	平成19年8月10日	1,765,050	民間企業	①	
239	防衛省	北関東防衛局	技術研究本部電子装備研究所飯岡支所に係る不動産鑑定評価	役務	平成19年12月14日	2,468,550	民間企業	①	
240	防衛省	北関東防衛局	技術研究本部電子装備研究所飯岡支所に係る不動産鑑定評価	役務	平成19年12月14日	2,468,550	民間企業	①	
241	防衛省	東京防衛施設局(現:北関東防衛局)	百里飛行場周辺移転措置事業に係る不動産鑑定	役務	平成19年8月2日	1,558,200	民間企業	①	
242	防衛省	東京防衛施設局(現:北関東防衛局)	入間及び横田飛行場周辺移転措置事業に係る不動産鑑定	役務	平成19年8月2日	2,616,600	民間企業	①	
243	防衛省	東京防衛施設局(現:北関東防衛局)	入間及び横田飛行場周辺移転措置事業に係る不動産鑑定	役務	平成19年8月2日	2,202,900	民間企業	①	

<公募による随意契約を締結しているが、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例>

20件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募(応 札)者数	備考
1	厚生労働省	本省(労働基準局労働保険徴収課)	平成19年度労働保険加入促進業務委託費	役務	平成19年4月2日	884,393,000	所管公益法人	1	
2	国土交通省	中部地方整備局	国営木曾三川公園堤外外部維持管理業務	役務	平成19年4月2日	526,991,850	所管公益法人	1	
3	国土交通省	中部地方整備局	国営木曾三川公園維持管理業務	役務	平成19年4月2日	2,418,990,000	所管公益法人	1	
4	国土交通省	中国地方整備局	建設副産物情報交換システム等改良検討業務	役務	平成19年10月22日	44,100,000	所管公益法人	1	
5	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所検査補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	152,250,000	所管公益法人	1	
6	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所技術審査・総合評価等支援業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	133,770,000	所管公益法人	1	
7	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所積算補助業務	工事等 (工事)	平成19年5月16日	単価	所管公益法人	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募(応 札)者数	備考
8	国土交通省	四国地方整備局徳島河川国道事務所	平成19年度 徳島河川国道事務所用地補償総合技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	80,850,000	所管公益法人	1	
9	国土交通省	四国地方整備局徳島河川国道事務所	平成19年度 徳島道路工事監督補助業務委託	工事等 (工事)	平成19年4月2日	90,825,000	所管公益法人	1	
10	国土交通省	四国地方整備局松山河川国道事務所	平成19年度 松山河川国道事務所用地補償総合技術業務	役務	平成19年4月2日	49,350,000	所管公益法人	1	
11	国土交通省	四国地方整備局松山河川国道事務所	平成19年度 松山管内宮繕・電通・機械監督等補助業務委託	役務	平成19年4月2日	70,350,000	所管公益法人	1	
12	国土交通省	四国地方整備局松山河川国道事務所	平成19年度 松山管内監督補助業務委託	役務	平成19年4月2日	90,825,000	所管公益法人	1	
13	国土交通省	四国地方整備局松山河川国道事務所	平成19年度 石手川ダム管理補助業務委託	役務	平成19年4月2日	36,225,000	所管公益法人	1	
14	国土交通省	四国地方整備局高知河川国道事務所	平成19年度 高知河川国道事務所監督補助業務委託	役務	平成19年4月2日	141,750,000	所管公益法人	1	
15	国土交通省	北陸地方整備局信濃川河川事務所	信濃川河川事務所事業展開・推進支援業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	35,385,000	所管公益法人	1	
16	防衛省	海上自衛隊補給本部	艦船技術資料の受付、整理、廃棄等の役務	役務	平成19年4月2日	1,984,500	民間企業	1	
17	防衛省	海上自衛隊補給本部	需品技術管理業務等に関する役務	役務	平成19年4月2日	11,340,000	民間企業	1	
18	防衛省	海上自衛隊補給本部	被服管理業務に関する役務	役務	平成19年4月6日	4,565,400	民間企業	1	
19	防衛省	海上自衛隊補給本部	類別原資料に係る審査及び照合等役務	役務	平成19年4月2日	26,880,000	民間企業	1	
20	防衛省	海上自衛隊補給本部	物品増減及び現在額報告書資料作成支援役務	役務	平成19年4月12日	5,974,500	民間企業	1	

<企画競争による随意契約を締結しているが、競争性の高い契約方式に移行する余地がある例>

14件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募(応 札)者数	備考
1	厚生労働省	本省(医薬食品局)	覚せい剤等撲滅啓発事業	役務	平成19年4月2日	85,963,000	所管公益法人	1	
2	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業河川協議資料作成業務	工事等 (工事)	平成19年5月24日	20,160,000	民間企業	3	
3	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営北葛城3号工区高田川5号線・南郷線他測量設計業務	工事等 (工事)	平成19年6月7日	18,690,000	民間企業	3	
4	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営菅我川工区東部幹線(Ⅱ期)その2調査設計業務	工事等 (工事)	平成19年6月14日	11,235,000	民間企業	3	
5	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営東部幹線水路26号開渠測量設計業務	工事等 (工事)	平成19年8月16日	12,600,000	民間企業	3	
6	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野紀の川左岸支線水路(四箇井水路)改修設計業務	工事等 (工事)	平成19年10月17日	20,475,000	民間企業	3	
7	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路改修その7測量設計業務	工事等 (工事)	平成19年11月21日	24,150,000	民間企業	3	
8	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営導水幹線水路2号トンネル他調査測量設計業務	工事等 (工事)	平成19年12月13日	20,265,000	民間企業	3	
9	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野山田ダム水路(山東支線水路)測量設計業務	工事等 (工事)	平成19年12月14日	23,625,000	民間企業	3	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応募(応 札)者数	備考
10	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成19年度筑後川下流農業水利事業河川協議その他検討業務	工事等 (工事)	平成19年12月6日	28,350,000	民間企業	3	
11	農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	平成19年度地方財政措置システム運用支援等業務	工事等 (工事)	平成19年10月16日	4,368,000	所管公益法人	1	
12	農林水産省	北海道森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務	役務	平成19年4月11日	18,519,900	所管公益法人	2	
13	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形管内東北中央自動車道監督補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	36,960,000	民間企業	1	
14	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度環境教育・環境学習データベース総合整備事業運營業務	役務	平成19年4月2日	7,297,500	所管公益法人	3	

表2-1-イ-⑦の付表 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例（平成20年度は競争性の高い契約方式に移行した例）

32 件

<平成19年度は競争性のない随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約等に移行した例>

27 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手 方区分	平成20年度に締結 した契約の状況	備考
1	宮内庁	京都事務所	京都御所御花御殿ほか耐震劣化詳細調査業務	工事等 (工事)	平成19年8月30日	5,460,000	その他の公 益法人	公募による随意契 約	
2	法務省	福島地方務局	複写機保守契約(リコー製)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
3	法務省	入国者収容所東日本入国管理セン ター	医薬品供給契約	物品等 (購入)	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
4	財務省	東北財務局	ETCカード利用 一式	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	公募による随意契 約	
5	財務省	広島国税局	平成19年度(第57回)税理士試験会場等の借上げ	物品等 (賃借)	平成19年6月22日	1,778,461	その他の公 益法人	公募による随意契 約	
6	厚生労働省	本省(労働基準局労働保険徴収 課)	電子複写機保守	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
7	厚生労働省	本省(労働基準局労災保補償部労 災管理課)	電子複写機(Imagio Neo753)保守(労働衛生課)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
8	厚生労働省	本省(労働基準局労災保補償部労 災管理課)	電子複写機(iR8500)保守(労働保険審査会)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
9	厚生労働省	本省(労働基準局労災保補償部労 災管理課)	電子複写機(Dca900)保守(総務課)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
10	厚生労働省	本省(労働基準局労災保補償部労 災管理課)	電子複写機(Imagio Neo753)保守(計画課)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
11	厚生労働省	本省(雇用均等・児童家庭局育成 環境課)	複写機の保守及び機器に必要な消耗品等の供給	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
12	厚生労働省	国立がんセンター中央病院	受託研究に伴う医事・調査及び治験管理事務補助業務 1式	役務	平成19年4月2日	24,438,556	民間企業	一般競争契約	
13	厚生労働省	福岡社会保険事務局	電子複写機の賃貸借及び保守業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
14	厚生労働省	福岡社会保険事務局	電子複写機(コニカミノルタ社製)の賃貸借及び保守業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
15	厚生労働省	福岡社会保険事務局	福岡社会保険事務局博多社会保険事務室における電子複写機 賃貸借及び保守業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
16	農林水産省	東北農政局	平成19年度給与計算システム賃貸借	物品等 (賃借)	平成19年4月2日	1,433,880	民間企業	一般競争契約	
17	農林水産省	東海農政局	給与計算システムの賃貸借契約	物品等 (賃借)	平成19年4月2日	1,283,940	民間企業	一般競争契約	
18	農林水産省	中国四国農政局	給与計算システム賃貸借	物品等 (賃借)	平成19年4月2日	1,433,880	民間企業	一般競争契約	
19	農林水産省	九州農政局	平成19年度給与計算システム賃貸借	物品等 (賃借)	平成19年4月2日	1,433,880	民間企業	一般競争契約	
20	農林水産省	四国森林管理局	電子複写機の賃貸借及び保守	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
21	農林水産省	九州森林管理局佐賀森林管理署	検査委託料 4,055㎡	役務	平成19年4月17日	単価	民間企業	一般競争契約	
22	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	複写機賃貸借・保守	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
23	経済産業省	資源エネルギー庁	定期刊行物(雑誌類)の単価契約	物品等 (購入)	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
24	国土交通省	国土地理院	刊行地図保管及び出納業務	役務	平成19年4月2日	2,974,650	所管公益 法人	一般競争契約	
25	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	大阪湾(神戸地区)収集じん芥処理	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益 法人	一般競争契約	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手 方区分	平成20年度に締結 した契約の状況	備考
26	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川洪水対応演習実施検討業務	工事等 (工事)	平成19年8月24日	15,960,000	所管公益 法人	企画競争による随 意契約	
27	国土交通省	気象研究所	ウイルス対策装置保守・運用支援	役務	平成19年4月2日	1,312,500	民間企業	一般競争契約	

<平成19年度は公募による随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約等に移行した例>

3 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手 方区分	平成20年度に締結 した契約の状況	備考
1	農林水産省	農林水産技術会議事務局筑波事務 所	電子複写機保守業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	
2	国土交通省	本省(水資源部)	平成19年度水の週間企画・運営等委託業務	役務	平成19年6月22日	5,440,000	所管公益 法人	企画競争による随 意契約	
3	国土交通省	北陸地方整備局新潟港湾・空港整 備事務所	新潟港水中部施工状況検査補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月19日	15,015,000	所管公益 法人	企画競争による随 意契約	

<平成19年度は企画競争による随意契約を締結しているが、20年度は一般競争契約に移行した例>

2 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手 方区分	平成20年度に締結 した契約の状況	備考
1	金融庁	本庁	アジア金融法制研究会の実施に係る運営業務	役務	平成19年10月10日	8,678,887	独立行政 法人	一般競争契約(総 合評価方式)(注)	
2	国土交通省	四国地方整備局高知河川国道事 務所	平成19年度 高知河川国道調査資料作成等業務委託	役務	平成19年4月2日	56,385,000	民間企業	一般競争契約	

(注) 本契約は、平成19年度のみの契約であるが、類似する調査に関する契約について一般競争契約(総合評価方式)に移行している。

表 2 - (1) - イ - ⑧ 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例（いわゆる「つなぎ随契」）

調査対象機関名	社会保険庁本庁
契約件名	国民年金保険料納付書（随時分）の作成及び発送準備業務 他 9件
契約方式	競争性のない随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額	単価
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>庁舎の警備や清掃、国民年金電話納付督促業務等のように年度当初から契約をする必要があるものについて、当初の2か月間程度、前年度の契約相手方と「競争性のない随意契約」（いわゆる「つなぎ随契」）を締結し、その後の10か月間程度については一般競争入札による契約の相手方に業務を委託している。</p> <p>当省において調査した案件のうち、10件について、つなぎ随契と一般競争契約による単価を比較したところ、下がったものが5件、変動がなかったものが3件、上がったものが2件あった。また、仮に平成19年度当初から一般競争契約とした場合について試算してみると、約5千万円の経費節減が見込まれる（付表参照）ほか、契約事務負担の軽減も期待できる。</p> <p>このようなことから、例えば、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札を行い、複数年度契約を締結するなど、「つなぎ随契」を廃止し、競争性の高い契約方式に移行する必要がある。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>会計法令に基づき、業者決定のための開札行為は、支出負担行為が可能となる予算開始の4月以降でなければならないことから、年度当初からの業務実施が不可欠な契約については、入札により選定した業者が業務履行を開始するまでの間（おおむね2か月程度）、前年度受注した業者と随意契約を行っている。</p> <p>なお、庁舎の機械警備や事務機器の賃貸借について、国庫債務負担行為を活用して、複数年度契約を締結することで、次年度以降のつなぎ随契の削減を図っている。</p>

表2-(1)-イ⑧の付表 社会保険庁本庁におけるいわゆる「つなぎ随契」と一般競争契約の比較(平成19年度)

契約件名 (注) 随意契約の件名と一般競争契約の件名が異なる場合、随意契約の件名としている。	契約方式	契約日	履行期間	契約相手方	契約金額	1年間分の予定契約金額(随意契約及び一般競争契約の予定総額の合計)	1年間分をまとめて一般競争契約とした場合の金額(試算)	差額
						(a)	(b)	
国民年金保険料納付書(随時分)の作成及び発送準備業務	随意契約	平成19年4月2日	平成19年4月2日 ～19年5月31日	A社	単価 95円/件 予定総額 86,806,250円	343,717,750 円	311,736,500 円	▲ 31,981,250 円
	一般競争契約	平成19年4月3日	平成19年6月1日 ～20年3月31日	A社	単価 60円/件他 予定総額 256,911,500円			
住民票コード収録通知書の作成及び発送準備業務	随意契約	平成19年4月2日	平成19年4月2日 ～19年5月31日	B社	単価 12.3円/件 予定総額 38,253,000円	140,373,000 円	130,732,000 円	▲ 9,641,000 円
	一般競争契約	平成19年4月17日	平成19年6月1日 ～20年3月31日	C社	単価 9.2円/件 予定総額 102,120,000円			
政府管掌健康保険における診療報酬明細書等の磁気媒体化等業務委託 新潟県分	随意契約	平成19年4月2日	平成19年4月2日 ～19年5月31日	D社	単価 3.42円/件 予定総額 8,643,967円	22,292,341 円	18,197,830 円	▲ 4,094,511 円
	一般競争契約	平成19年5月31日	平成19年6月1日 ～20年3月31日	E社	単価 1.8円/件 予定総額 13,648,374円			
政府管掌健康保険における診療報酬明細書等の磁気媒体化等業務委託 熊本県分	随意契約	平成19年4月2日	平成19年4月2日 ～19年5月31日	F社	単価 2.98円/件 予定総額 5,032,564円	20,130,245 円	20,130,245 円	0 円
	一般競争契約	平成19年4月26日	平成19年6月1日 ～20年3月31日	G社	単価 2.98円/件 予定総額 15,097,681円			
政府管掌健康保険における診療報酬明細書等の磁気媒体化等業務委託 東京都(城南)分	随意契約	平成19年4月2日	平成19年4月2日 ～19年5月31日	G社	単価 3.38円/件 予定総額 9,076,003円	23,656,678 円	19,440,901 円	▲ 4,215,777 円
	一般競争契約	平成19年5月31日	平成19年6月1日 ～20年3月31日	G社	単価 1.81円/件 予定総額 14,580,675円			
政府管掌健康保険における診療報酬明細書等の磁気媒体化等業務委託 宮崎県分	随意契約	平成19年4月2日	平成19年4月2日 ～19年5月31日	H社	単価 2.91円/件 予定総額 3,107,874円	12,591,699 円	12,645,099 円	53,400 円
	一般競争契約	平成19年4月26日	平成19年6月1日 ～20年3月31日	H社	単価 2.96円/件 予定総額 9,483,825円			
政府管掌健康保険における診療報酬明細書等の磁気媒体化等業務委託 群馬県分	随意契約	平成19年4月2日	平成19年4月2日 ～19年5月31日	I社	単価 3.94円/件 予定総額 5,727,503円	14,449,593 円	11,629,452 円	▲ 2,820,141 円
	一般競争契約	平成19年5月31日	平成19年6月1日 ～20年3月31日	J社	単価 2円/件 予定総額 8,722,090円			
シーラー帳票の圧着・裁断・発送準備業務	随意契約	平成19年4月2日	平成19年4月2日 ～19年5月31日	K社	単価 0.69円/件 予定総額 1,252,557円	5,571,267 円	5,571,267 円	0 円
	一般競争契約	平成19年4月17日	平成19年6月1日 ～20年3月31日	K社	単価 0.69円/件 予定総額 4,318,710円			
受付・発送・分離裁断・封入封緘に関する業務委託	随意契約	平成19年4月2日	平成19年4月2日 ～19年5月31日	L社	単価 15.24円/件他 予定総額 34,671,351円	147,161,239 円	150,000,771 円	2,839,532 円
	一般競争契約	平成19年4月24日	平成19年6月1日 ～20年3月31日	L社	単価 15.75円/件他 予定総額 112,489,888円			
社会保険庁自動車運行管理業務	随意契約	平成19年4月2日	平成19年4月2日 ～19年4月30日	M社	単価 18,000円/人日他 予定総額 2,932,800円	35,193,600 円	35,193,600 円	0 円
	一般競争契約	平成19年4月4日	平成19年5月1日 ～20年3月31日	M社	単価 18,000円/人日他 予定総額 32,260,800円			
合計						765,137,412 円	715,277,665 円	▲ 49,859,747 円

(注) 1 社会保険庁の資料等を基に、当省が作成した。
 2 金額は消費税抜きである。
 3 予定数量を基に試算したため、実際の支払金額とは異なる。
 4 本表は、単価契約によるものであり、「つなぎ随契」と一般競争契約の経費比較が可能な主なものを選定した。

表2-1-1-1-9 各府省(内部部局)における「調査」、「研究開発」及び「広報」に係る契約に関する総合評価方式導入の取組状況

(単位:件)

府省等名	区分	「調査」、「研究開発」及び「広報」に係る契約に関する総合評価方式導入の取組状況					平成19年度 件数
		通知の発出	マニュアルの 作成	見直し計画における取組方針 (要旨)	通知における取組方針 (要旨)	備考	
内閣府		-	平成19年3月	導入する。 現在、大臣官房会計課に設置されたプロジェクトチームが、関係部局の職員の協力のもと、マニュアルを作成中。	-	-	64
宮内庁		-	-	活用可能な事案があれば、導入することを検討する。	-	-	0
公正取引委員会		-	-	-	-	-	0
国家公安委員会		-	-	導入に向けて検討を行う。	-	導入に向けて検討を行う。	0
金融庁		-	-	平成18年度以降、順次可能なものから移行する。	-	-	0
総務省		-	平成19年4月	導入、拡大を検討する。 一般競争入札への移行を支援するための業務マニュアル作成に着手し、総合評価方式を導入拡大するための具体的手順の明確化を図る。	-	広報は企画競争のまま(統計局は20年度から総合評価を実施) 調査研究はほぼ総合評価へ移行(電波利用料を利用するものは19年度に全て競争契約へ移行済み)	42
法務省		-	-	平成18年度から移行:4件 平成19年度から移行:16件	-	-	9
外務省		-	-	-	-	平成18年度に回章により省内へ総合評価方式へ移行するよう通知を发出し、省内向けの説明会も開催した。 平成20年度には実施したいが、省内で総合評価を行おうとする積極的な動きはない。	0
財務省		-	-	導入を検討する。	-	各契約ごとに仕様書の作成、総合評価基準書の作成及び提案書の審査事務について、予算執行職員等の責任に関する法律に基づく補助者を任命することにより責任の所在を明確にしている。	12
文部科学省		-	平成19年1月	総合評価方式によることが必要と考えられる調達分野については、総合評価方式ガイドラインを早期に策定する。 上記の措置を実施するため、外部の有識者を含めた検討委員会を大臣官房会計課政府調達室に設置するとともに、関係部局職員との協力・連携体制を整備する。 随意契約によることが真にやむを得ないもの及び競争的資金等を除く他の委託契約等については、原則として、順次総合評価方式を含む一般競争入札による契約へ移行する。 評価基準など総合評価方式ガイドラインが策定されたものについては、平成19年度以降、順次総合評価方式による契約へ移行するものとし、それまでの間は統一的な企画競争により契約を行う。 総合評価方式を含む一般競争入札の増大に伴う業務量の増加を勘案し、供給者への電子入札制度の周知を図ることにより、電子入札の一層の活用を図る。	-	-	79
厚生労働省		平成19年1月	-	原則として、総合評価方式の導入を図ることとする。 総合評価方式への移行を支援するため、業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示すこととする。 総合評価方式への移行が事務・事業の性質からこれにより難しい場合及び直ちに移行が困難な場合は、公募による企画競争によることとし、そのための説明書、仕様書等の作成マニュアルを平成19年1月に作成し、具体的な手続きを提示したところである。	-	-	1

府省等名	「調査」、「研究開発」及び「広報」に係る契約に関する総合評価方式導入の取組状況					平成19年度 件数
	通知の発出	マニュアルの 作成	見直し計画における取組方針（要旨）	通知における取組方針（要旨）	備考	
農林水産省	—	平成19年2月 平成19年9月	導入を、今後、検討する。 総合評価方式による一般競争入札への移行を支援するため、業務マニュアルを作成し仕様書の作成、予定価格の設定等の各種入札手続を具体的に示す（平成19年2月を目途に作成予定）。	—	今後、新たにガイドラインを作成して、総合評価方式の一層の拡大を図ることとしている。	1
経済産業省	平成19年2月	平成18年8月	総合評価方式を導入すべく、財務省との協議を行うとともに、これら事業に係る政策効果や業務効率性の確保を図りつつ総合評価方式を実施していくための標準ガイドラインを策定。（平成18年8月に策定済み。引き続き、他の事業についても財務省等と協議を行うなどして総合評価方式の導入を図る。） 一般競争入札への移行を支援するために業務マニュアルを作成。仕様書の作成や予定価格の設定等の入札手続手順を具体的に示す。（平成18年8月に作成済み。） 具体的な作業を進めるため、平成18年6月に大臣官房会計課にタスクフォースを設置。関係部局からも人員を配置。 平成18年度下期以降、順次実施。遅くとも平成19年度から本格実施。	高度な技術、知識あるいは設備等を有していることが必要であるものについては、総合評価方式を導入する。ただし、事業の目的又は性質上の理由等により現行の会計法令に基づき総合評価方式を実施することが困難であるものについては、企画競争を認めることとする。	総合評価方式の適用の対象となる調査等の事業が多い委託費について、四半期ごとの執行計画の際に、大臣官房会計課が省内の全随意契約を対象として事前チェックを行った。	450
国土交通省	—	—	一般競争入札に移行するものについては、原則として総合評価方式により落札者を決定することとし、必要となる財務大臣との包括協議を早急に行う。	—	—	0
環境省	平成19年2月	平成19年2月	総合評価方式を導入すべく、業務マニュアルを作成し、仕様書や評価項目・評価基準の作成等の各種入札手続を具体的に示す。	民間が有する技術、創意等を活用した調達を行おうとする場合は、原則として総合評価方式による。ただし、仕様書等によっては入札価格を合理的に算定することが困難な場合は、総合評価方式によることができないので、企画競争によって契約相手を選定することもやむを得ない。	—	65
防衛省	—	—	財務大臣から各省庁に発出された総合評価方式の評価の方法等を各機関に周知した。	—	導入に向けて検討を行う。	0
合計	有:3	有:6	—	—	—	723

(注)1 当省の調査結果による。
2 件数欄の数値は、平成19年4月から12月の間に内部部局において締結された総合評価方式による一般競争契約のうち、工事の請負及びシステムの調達に係るものを除いた件数である。

(協力要請機関における参考事例)

(単位:件)

機関名	「調査」、「研究開発」及び「広報」に係る契約に関する総合評価方式導入の取組状況					平成19年度 件数
	通知の発出	マニュアルの 作成	見直し計画における取組方針（要旨）	通知における取組方針（要旨）	備考	
内閣官房	—	平成19年3月	導入する。 現在、総務官室(会計)に設置されたプロジェクトチームが、関係部局の職員の協力のもと、マニュアルを作成中。	—	—	1
内閣法制局	—	—	—	—	—	0
人事院	—	—	—	—	—	0
合計	有:0	有:1	—	—	—	1

(注)1 当省の調査結果による。
2 件数欄の数値は、平成19年4月から12月の間に内部部局において締結された総合評価方式による一般競争契約のうち、工事の請負及びシステムの調達に係るものを除いた件数である。

表 2 - (1) - イ - ⑩ 指名競争契約とする理由が乏しい例①

調査対象機関名	法務省福島地方法務局
契約件名	①旧福島地方法務局小名浜出張所庁舎解体撤去工事 ②旧福島地方法務局小野町出張所庁舎解体撤去工事
契約方式	指名競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	①平成19年10月18日 ②平成19年11月5日
契約金額（税込）	①5,145,000円 ②7,245,000円
応募（応札）者数	①10者 ②10者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件2工事は、福島地方法務局小名浜出張所及び小野町出張所敷地内にある庁舎、車庫、物置及び工作物を取り壊し、更地にするものである。</p> <p>法務省では、工事規模が250万円を超え1億円未満の工事については、平成15年4月1日付け施第574号法務省大臣官房会計課長、同施設課長通達「建設工事の競争入札方式による発注手続について」（以下「施設課長等通知」という。）により、標準型指名競争入札に付すこととしており、2工事においても標準型指名競争入札により受注業者を決定している。</p> <p>指名競争入札に参加する業者は、本省会計課から平成19年4月に送付された「有資格者（工事）登録システム」のデータ（CD-ROM）を基に、地区、工事種別、資格区分を指定して抽出した業者のうち、総合数値を基準として上位5者及び下位5者の計10者を選定しているが、小名浜出張所庁舎解体撤去工事は抽出したDランク業者のうち、条件をクリアした者が10者未満であったことから、Cランク業者を追加し、10者としている。</p> <p>しかしながら、他府省における1億円未満の庁舎解体撤去工事については、一般競争入札を実施し応札者数が10者確保されている例もあることから、一般競争入札に付すことによっても十分に業務の目的が達せられる状況にあるとみられる。</p> <p>したがって、庁舎解体撤去工事については、施設課長等通知により「工事規模が250万円を超え1億円未満の工事は原則指名競争入札」とされていても、工事の内容に鑑み、一般競争入札に付すべきであったとみられる。</p> <p>（参考）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建設工事の競争入札方式による発注手続について（平成15年4月1日付け施第574号法務省大臣官房会計課長、同施設課長通達）（抜粋）</p> <p>10 標準指名競争入札方式における手続</p> <p>(1) 対象工事</p> <p>標準指名競争入札における対象工事は、原則として、1件の工事規模が250万円を超える工事で、工事規模が1億円未満の工事（略）とする。</p> </div>

表 2 - (1) - イ - ⑩ 指名競争契約とする理由が乏しい例②

調査対象機関名	農林水産省近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所
契約件名	<p>①平成 19 年度第二十津川紀の川農業水利事業現場技術その 2 業務</p> <p>②平成 18 年度第二十津川紀の川農業水利事業ダム改修(大迫ダム放流設備)工事</p> <p>③平成 19 年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野六箇井支線水路(鴨居水路)その 1 改修工事</p> <p>④平成 19 年度大和紀伊平野農業水利事業大和平野国営西部幹線水路馬見サイホン円筒分水工他改修工事</p> <p>⑤平成 19 年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営曾我川工区東部幹線(I期)その 5 改修工事</p> <p>⑥平成 18 年度大和紀伊平野農業水利事業(一期)紀伊平野国営幹線水路等(荒見井連絡水路その 5)改修工事</p> <p>⑦平成 18 年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営左岸幹線水路等(貴志川右岸水路その 2)改修工事</p> <p>⑧平成 18 年度大和紀伊平野農業水利事業(一期)大和平野国営西部幹線水路等(北葛城 1 号分水他)改修工事</p> <p>⑨平成 19 年度大和紀伊平野農業水利事業大和平野国営西部幹線水路金剛サイホン他改修工事</p> <p>⑩平成 18 年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営左岸幹線水路(山田ダム水路(右岸)その 1)改修工事</p>
契約方式	指名競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	<p>①平成 19 年 4 月 9 日、②平成 19 年 7 月 27 日、③平成 19 年 11 月 21 日、</p> <p>④平成 19 年 11 月 22 日、⑤平成 19 年 11 月 26 日、⑥平成 19 年 12 月 3 日、</p> <p>⑦平成 19 年 12 月 3 日、⑧平成 19 年 12 月 21 日、⑨平成 19 年 12 月 21 日、</p> <p>⑩平成 19 年 12 月 27 日</p>
契約金額(税込)	<p>① 13,650,000円、② 66,150,000円、③ 38,325,000円、④ 56,700,000円、</p> <p>⑤ 73,500,000円、⑥ 60,270,000円、⑦ 54,600,000円、⑧ 52,290,000円、</p> <p>⑨ 70,350,000円、⑩ 39,795,000円</p>
応募(応札)者数 /指名又は技術資料 要求者数	<p>① 9 者/10 者、② 8 者/12 者、③ 8 者/14 者、④ 5 者/16 者、⑤ 9 者/12 者、</p> <p>⑥ 5 者/15 者、⑦ 6 者/15 者、⑧ 5 者/19 者、⑨ 4 者/14 者、⑩ 4 者/15 者</p>
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>地理的要件及び技術的適性を満たす者は相当数あるにもかかわらず、当該工事を確実かつ円滑に実施する必要があるとの理由で、有資格者の中から事前に、技術資料を要求する者を 10 者程度に絞り込みをしている。公平性・透明性を確保する観点から、このような絞り込みを行うことなく、一般競争契約を行うべきであったとみられる。</p> <p>近畿農政局では、指名業者の選定に当たって、「近畿農政局建設工事等契約事務取扱要領」第 32 条に基づき、①不誠実な行為の有無、②経営状況、③建設工事等</p>

の成績、④技術的適性、⑤地理的条件等を総合的に判断するとしている。

抽出した10件について、指名業者の選定過程を調査したところ、工事の種別（土木、建築、舗装）や工事以外の契約の場合で若干の差異はあるが、例えば和歌山県下での土木工事の場合、契約金額等による業者の格付けが一致していること及び指名停止期間中等でないこと（上記の①、②の判断基準）のほか、⑤の地理的条件の判断基準として県内の地元土木事務所に営業拠点のあることに加え、④の技術的適性に係る判断基準として過去に県営事業以上に対する受注実績があることを求めるなど、いずれの契約についても過去に施工実績のある事業者しか参加できない仕組みとなっている。

（調査対象機関の意見）

指名競争の場合、基本的には予決令で定める「競争に参加する者をなるべく10者以上」を確保し、その中で競争性が発揮されれば問題はないことから、10者を上回る数の施工実績者に技術資料の提出を要求しているところである。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の定めによれば「公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験・その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査」することとされており、事業者に施工実績を求めることは必然であることから、この点は緩和できるものではない。

なお、過去の施工実績を有しない事業者の新規参入の道として、ジョイントベンチャー方式を利用して、まず実績のある事業者と共同して受注することにより自らの経験を積んでいくことは可能であり、全く門戸を閉ざしているわけではない。

表 2 - (1) - イ - ⑩ 指名競争契約とする理由が乏しい例③

調査対象機関名	農林水産省東北農政局大崎農業水利事務所
契約件名	①大崎農業水利事業岩堂沢ダム水質調査（その 14 業務） ②大崎農業水利事業岩堂沢ダム施設整理台帳作成その他業務
契約方式	指名競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	①平成 19 年 4 月 24 日 ②平成 19 年 10 月 1 日
契約金額（税込）	① 7,350,000 円 ② 9,240,000 円
応募（応札）者数	①10者、②10者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、建設コンサルタント業務に係る契約であり、農村振興局整備部設計課長通知「建設コンサルタント等の選定・特定手続上の細部運用について」の一部改正について（平成 19 年 3 月 29 日付け 18 農振第 2113 号）により、予定価格が 100 万円以上 3,000 万円未満の業務については指名競争入札方式及び標準型プロポーザル方式によることとされ、一般競争入札への移行の対象外となっていることから、指名競争契約を締結している。</p> <p>本業務については、①競争参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等契約）に登録されていること、②測量調査、建設コンサルタント等の業務実績があること、③測量士、技術士法に基づく技術士（農業土木）、また、技術士（農業土木）の下で業務を行う R C C M 資格者がいることの要件をクリアすれば、一般競争によっても十分に業務の目的等が達せられるものとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>① 建設コンサルタント業務については高度な専門技術等を要するものはプロポーザル方式とし、定型的で簡易な技術等を要するものは価格競争で実施している。価格競争においては、過去の施工実績等から、品質の確保及び適切な履行の確保の確実性を高めるため、指名競争方式を実施しているものである。</p> <p>② 今後は、競争性及び透明性を一層確保する観点から、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされる必要がある場合には、公募型の総合評価落札方式（平成 20 年度より導入）の採用を検討していきたい。</p>

表 2 - (1) - イ - ⑩ 指名競争契約とする理由が乏しい例④

調査対象機関名	農林水産省近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
契約件名	①国営土地改良事業地区調査「琵琶湖東岸地区」現況水質調査業務 ②広域農業基盤管理調査愛知川地区河川流域観測調査業務 ③国営土地改良事業地区調査「琵琶湖東岸地区」GIS情報整備業務 ④区画整理(10の2工区)工事 ⑤区画整理(10の4工区)工事 ⑥区画整理(10の5工区)工事 ⑦区画整理(10の6工区)工事 ⑧現場技術その1業務 ⑨現場技術その2業務 ⑩現場技術その3業務
契約方式	指名競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	①平成19年4月18日、②平成19年5月14日、③平成19年10月10日、 ④平成19年11月1日、⑤平成19年11月1日、⑥平成19年11月1日、 ⑦平成19年11月1日、⑧平成19年4月10日、⑨平成19年4月10日、 ⑩平成19年5月1日
契約金額(税込)	①3,654,000円、②3,360,000円、③4,410,000円、④77,700,000円、 ⑤75,600,000円、⑥70,350,000円、⑦57,540,000円、⑧13,650,000円、 ⑨14,070,000円、⑩12,915,000円
応募(応札)者数 /指名又は技術資 料要求者数	①10/10者、②10/10者、③9/10者、④11/15者、⑤11/15者、⑥9/15者、 ⑦9/15者、⑧10/10者、⑨10/10者、⑩10/10者
事例の概要	(説明) 指名業者の選定に当たっては、指名業者を10者以上確保することを目的として、業務内容・特性を勘案して求める技術的特性や地理的条件等の要件を、個別の契約案件ごとに設定した上で、指名競争契約を行っている。 競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合又は競争に付することが不利と認められる場合には該当しないこと、また、契約の透明性・公平性を確保する観点からも、一般競争契約とすべきである。 通常型指名競争契約の6件は、いずれも実際の工事に至る前段階の調査や簡易な舗装工事等であるが、個々の契約における指名要件をみたところ、例えば、2件は「地理的要件」を設定しているが、4件は「地理的要件」を設定すると指名者が少なくなるとの理由で設定しておらず、また、過去の受注実績について、近畿農政局発注業務に限定しているものがある一方で、これに限定すると指名者が少なくなるとの理由で農林水産省発注業務としているものがあるなど、最終的に10者程度を確保することを目的として、要件や絞り込み方法を個別契約ごとに設

定している状況がみられる。

また、工事希望型指名競争契約の4件についても、上記と同様の状況がみられた。

(調査対象機関の意見)

指名競争契約の場合、基本的には予決令で求められている10者以上が確保され、その中で競争性が発揮されれば問題はないと考えている。

したがって、個別の契約に係る指名要件については、過去の経験やAGRIS（農業農村整備事業測量調査設計業務実績サービス）やCORINS（工事実績情報のデータベース）によりあらかじめ事業者情報を把握した上で予決令で定めている10者以上を確保している。

表 2 - (1) - イ - ⑩ 指名競争契約とする理由が乏しい例⑤

調査対象機関名	国土交通省九州地方整備局				
契約件名	平成19年度積算に係る資料収集業務				
契約方式	指名競争契約（通常型指名競争契約）				
契約の相手方	所管公益法人				
契約日	平成19年8月27日				
契約金額	1,092,000円				
応募（応札）者数	2者				
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、熊本合同庁舎A棟の工事発注に係る工事費算出の資料とするため、資機材の市場動向調査業務について、指名業者2者（いずれも所管公益法人）による指名競争契約を締結しているものである。</p> <p>しかし、本件の業務内容は、下表のとおり、高い技術力を必要とするものではないこと、また、平成16年度に、九州地方整備局が毎年度実施している「建設資材価格・労務費調査業務」の鹿児島県分については、民間のコンサルタント事業者が落札した実績もあることから、当該所管公益法人2者による指名競争とする理由に乏しく、一般競争入札へ移行すべきとみられる。</p> <p>表 「平成19年度積算に係る資料収集業務」の業務内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 調査対象工事場所、調査対象工事規模 調査対象工事場所：熊本県熊本市春日2丁目10番551外 調査対象工事規模：熊本合同庁舎A棟S造（一部SRC造） 地上12階、地下1階1棟、延べ面積26,240㎡</td> </tr> <tr> <td>2 調査対象資機材 次の資機材について、刊行物掲載の取引条件（数量、金額等）を超過することを確認した上、条件（場所、時期、数量等）を明示し調査を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>3 打ち合わせ協議 打ち合わせ協議は、原則として着手時1回、納品時1回及びその他必要に応じ行う。</td> </tr> <tr> <td>4 調査方法 調査は、所定の調査表を用いて調査対象事業所を訪問して行う「面接調査」と郵送、電話、電信等を利用した「通信調査」を併用して行う。</td> </tr> </table> <p>（注）「平成19年度積算に係る資料収集業務仕様書」を基に、当省が作成した。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>本件業務は、スポット的に実施した調査で、熊本合同庁舎A棟の工事発注に係る工事費算出の資料とするために、資機材の市場動向調査を行ったものである。</p> <p>指名業者の選定は、九州地方整備局管内の建築関係建設コンサルタント業務の有資格業者（1,096社）であって、調査を希望する者で工事に登録されていない者（602社）の中から、技術的特性について業務実績等の確認ができる者を選定した上で、更に、業務成績（過去5か年度及び当年度の九州地方整備局発注の評定点の平均）と業務実績（過去5か年度及び当年度の九州地方整備局の発注実績）による評価を行った。また、本件業務は、工事発注に係る工事費算出のための重要な調査であり、正確な調査が必要であるため、建設資材の価格調査を実施した</p>	1 調査対象工事場所、調査対象工事規模 調査対象工事場所：熊本県熊本市春日2丁目10番551外 調査対象工事規模：熊本合同庁舎A棟S造（一部SRC造） 地上12階、地下1階1棟、延べ面積26,240㎡	2 調査対象資機材 次の資機材について、刊行物掲載の取引条件（数量、金額等）を超過することを確認した上、条件（場所、時期、数量等）を明示し調査を行うこと。	3 打ち合わせ協議 打ち合わせ協議は、原則として着手時1回、納品時1回及びその他必要に応じ行う。	4 調査方法 調査は、所定の調査表を用いて調査対象事業所を訪問して行う「面接調査」と郵送、電話、電信等を利用した「通信調査」を併用して行う。
1 調査対象工事場所、調査対象工事規模 調査対象工事場所：熊本県熊本市春日2丁目10番551外 調査対象工事規模：熊本合同庁舎A棟S造（一部SRC造） 地上12階、地下1階1棟、延べ面積26,240㎡					
2 調査対象資機材 次の資機材について、刊行物掲載の取引条件（数量、金額等）を超過することを確認した上、条件（場所、時期、数量等）を明示し調査を行うこと。					
3 打ち合わせ協議 打ち合わせ協議は、原則として着手時1回、納品時1回及びその他必要に応じ行う。					
4 調査方法 調査は、所定の調査表を用いて調査対象事業所を訪問して行う「面接調査」と郵送、電話、電信等を利用した「通信調査」を併用して行う。					

	<p>実績のある事業者を選定した。以上の結果に基づき、2者を指名したものである。</p> <p>なお、「建設資材価格・労務費調査業務」を民間のコンサルタント事業者が請け負った実績があることを承知していなかった。「積算に係る資料収集業務」と「建設資材価格・労務費調査業務」の業務内容が同程度のものであるならば、今後は民間参入を図るため、契約方式を「簡易公募型競争入札」に移行することを検討したい。</p>
--	---

表 2 - (1) - イ - ⑩ 指名競争契約とする理由が乏しい例⑥

調査対象機関名	防衛省中国四国防衛局
契約件名	①平成19年度美保飛行場周辺移転措置に係る土地測量業務 ②海上自衛隊下関基地隊六連警備所施設測量業務 ③平成19年度陸上自衛隊日本原演習場施設測量業務
契約方式	指名競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	①平成19年10月23日 ②平成19年12月4日 ③平成20年2月7日
契約金額(税込)	①1,155,000円 ②2,310,000円 ③2,100,000円
応募(応札)者数	①10者 ②10者 ③8者
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>中国四国防衛局は、用地買収を伴う調査測量業務の契約方式について、最近3年間で3回変更している。具体的には、平成17年度までは指名競争入札又は随意契約としていたが、18年度からは一般競争契約によることとし(注1)、更に、19年9月からは装備施設本部長通達(注2)に基づき、5,000万円未満のものは指名競争契約によることとしている(注3)。</p> <p>(注1) 平成18年1月から2月に発生した防衛施設庁官製談合問題を踏まえた契約の適正化を図るための措置である。</p> <p>(注2) 「建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について」(平成19年9月1日装本施計第3539号)</p> <p>(注3) 防衛施設庁を廃止し、同庁建設部の実施部門を装備本部に統合して装備施設本部を設置(平成19年9月)したことに伴い、広島防衛施設局を廃止して中国四国防衛局が設置された。また、中国四国防衛局においては、用地買収を伴う調査測量業務は、同局企画部が担当し、その契約業務は同局総務部契約課が行うこととなった。</p> <p>この結果、平成19年度の用地買収を伴う調査測量業務(予定価格200万円以上のものに限る。)に係る契約の契約方式をみると、合計6件の契約が締結されており、次表のとおり、その契約内容に大きな違いはみられないが、4月から8月までの間に締結した3件の契約は全て一般競争契約であり、9月以降に締結した3件の契約は全て指名競争契約である。国の契約は一般競争契約が原則であることを踏まえ、本件契約についても、一般競争契約に移行することが可能と考えられる。</p> <p>なお、防衛省では、平成20年5月からは、「建設コンサルタント業務等の契約に係る公募・簡略審査型指名競争入札方式の試行についての一部改正について」(通知)(平成20年5月9日装本施計第1842号)を発出し、5,000万円未満の調査について、指名競争入札から公募・簡略審査型指名競争入札に移行して競争性を高めている。</p>

用地買収を伴う測量調査業務の内容

平成19年4月～8月の間の契約 (担当：旧広島防衛施設局施設部)	平成19年9月～20年3月の間の契約 (担当：中国四国防衛局企画部)
全て一般競争契約	全て指名競争契約
① 陸上自衛隊徳島駐屯地（仮称）用地測量調査業務 <ul style="list-style-type: none"> ・測量区域の面積 約110,000㎡ ・対象筆数 159筆 ・基準点測量 2級 3点 4級 28点 	④ 平成19年度美保飛行場周辺移転措置に係る土地測量業務 <ul style="list-style-type: none"> ・測量面積 約20,000㎡（77筆） ・求積面積 2,825㎡（11筆） ・基準点 4級 24点
② 航空自衛隊見島分屯基地見島第2宿舎外1測量業務 <ul style="list-style-type: none"> ・測量区域の面積 6,764㎡ ・対象筆数 12筆 ・基準点測量 3級 4点 4級 7点 ・境界標 40個 	⑤ 海上自衛隊下関基地隊六連警備所施設測量業務 <ul style="list-style-type: none"> ・測量区域の面積 約7,300㎡ ・対象筆数 62筆 ・基準点測量 4級 8点 ・施設測量 測点 107点 ・境界標 68個
③ 陸上自衛隊高知小演習場（仮称）用地測量調査業務（その3） <ul style="list-style-type: none"> ・測量区域の面積 約580,000㎡ ・対象筆数 325筆 ・基準点測量 2級 6点 3級 15点 4級 325点 ・用地境界仮幅杭 8本 ・地積測量図作成 地積更正 466枚 分筆 7枚 	⑥ 平成19年度陸上自衛隊日本原演習場施設測量業務 <p>(1)平成19年度地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量区域の面積 10,610㎡ ・筆数 22筆 ・基準点測量 2級 1点 4級 12点 ・復元測量 測点 21点 ・境界標埋設（コンクリート杭） 21本 <p>(2)那岐池地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空中写真引伸印画（6倍） 2枚 ・実測図作成 2枚

(注) 当省の調査結果による。

(調査対象機関の意見)

平成19年9月の組織改編前においては、旧建設部（現調達部）では大規模な工事を数多く抱えていることから、詳細な手続が本省通達で定められ、これに基づき契約業務を実施していたところであるが、旧施設部（現企画部）に関しては、特段の定めが無かったため、防衛施設庁談合事件以降において、18年8月財務大臣通知の趣旨等を踏まえ、旧施設部（現企画部）が行う契約については平成18年度から一般競争で行うこととしたところである。

現時点では、組織統合により、相互牽制機能を強化するため総務部に契約課を設置し、統一的な定めの下、契約業務を実施しているところであり、指摘の企画部の測量調査業務についても、あくまでこれら統一的な定めに基づき、指名競争入札を行っているところである。

表2-(1)-イ-⑩ 指名競争契約とする理由が乏しい例⑦

調査対象機関名	国土交通省北海道開発局札幌開発建設部																		
契約件名	いしかり地区いしかり調整池管理棟新築工事																		
契約方式	指名競争契約																		
契約の相手方	民間事業者																		
契約日	平成19年6月14日																		
契約金額(税込)	29,925,000円																		
応募(応札)者数	10者																		
事例の概要	<p>(要旨)</p> <p>本件は、調整池管理棟の新築工事について、指名競争契約(工事希望型競争入札)を締結しているものである。</p> <p>その理由について、札幌開発建設部は、次のように説明している。</p> <p>① 会計法第29条の3第3項の「契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争(一般競争契約)に付する必要がある場合」に該当すること。</p> <p>② 「一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月21日付け北開局工管第159号)、「工事希望型競争入札の手続きについて」(平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号)等の通達で、予定価格が5,000万円未満の工事については、工事希望型競争入札(簡易型総合評価落札方式)を実施するものとされていること。</p> <p>しかし、当該契約における指名業者の選定手順をみると、次表のとおり、評価項目の一つである技術的特性(過去4年間に札幌開発建設部又は近隣部局の発注工事の指名実績等があること)を満たす業者は41者存在しており、業務遂行能力を有する者が少数であるとは言い難い状況にある。また、これら41者から15者を選定し指名しているが、その際の選定基準は「工事施工箇所、施工実績等を考慮して選定」と定性的なもので、発注者側の裁量が入りやすい不透明なものとなっている。</p> <p>したがって、本件は、指名競争とする理由が乏しく、一般競争契約とすることが妥当であったとみられる。</p> <p>表 指名業者の選定手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>指名基準(評価項目)</th> <th>対象業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>札幌開発建設部管内の有資格業者であること</td> <td>242者</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>不誠実な行為の有無(指名停止期間中でないこと)</td> <td>241者</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>希望工種(RC又はSRC構造)</td> <td>216者</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>技術的特性(過去4年間に、札幌開発建設部又は近隣部局の発注工事の指名実績等があること)</td> <td>41者</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>選定:工事施工箇所、施工実績等を考慮して選定</td> <td>15者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	手順	指名基準(評価項目)	対象業者数	1	札幌開発建設部管内の有資格業者であること	242者	2	不誠実な行為の有無(指名停止期間中でないこと)	241者	3	希望工種(RC又はSRC構造)	216者	4	技術的特性(過去4年間に、札幌開発建設部又は近隣部局の発注工事の指名実績等があること)	41者	5	選定:工事施工箇所、施工実績等を考慮して選定	15者
手順	指名基準(評価項目)	対象業者数																	
1	札幌開発建設部管内の有資格業者であること	242者																	
2	不誠実な行為の有無(指名停止期間中でないこと)	241者																	
3	希望工種(RC又はSRC構造)	216者																	
4	技術的特性(過去4年間に、札幌開発建設部又は近隣部局の発注工事の指名実績等があること)	41者																	
5	選定:工事施工箇所、施工実績等を考慮して選定	15者																	

	<p>(調査対象機関の意見)</p> <p>工事希望型競争入札は、予定価格が5,000万円未満の工事に適用し実施しているところであり、不良不適格業者を排除するとともに、当該工事の施工に適した業者を選定し、疎漏工事等の防止を図る観点から導入されているものである。</p> <p>現在は、事務量等を勘案し、技術資料の提出要請する業者を10者から15者程度選定しているところであるが、競争性や公平性を高める観点から20者程度に拡大することを検討中である。</p>
--	--

表 2 - (1) - イ - ⑩ 指名競争契約とする理由が乏しい例⑧

調査対象機関名	国土交通省東京航空局新千歳空港事務所
契約件名	新千歳空港水質調査
契約方式	指名競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年12月13日
契約金額（税込）	2,877,000円
応募（応札）者数	10者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、新千歳空港の除雪に使用する融氷剤の近傍河川への影響を調査するもので、民間事業者と指名競争契約を締結している。</p> <p>その理由について、新千歳空港事務所は、会計法第 29 条の 3 第 3 項「契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない」に該当するためとしている。</p> <p>しかし、本件で指名した札幌市内の 10 者（全て B 等級）のほかに、平成 20 年度は、水質調査の対象箇所数を増やした結果予定価格が高額となったため、A 等級を加えた 10 者（A 等級 7 者、B 等級 3 者）を指名していることから、少なくとも両年度の合計で 17 者（A 等級 7 者、B 等級 10 者）以上の有資格者がいることになり、競争に加わるべきものが少数であるとは言えないことから、一般競争契約へ移行する余地があるものとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>水質調査業務を担える業者について市場調査を実施すること等により、一般競争契約に移行する余地について検討したい。</p>

表2-(1)-イ-⑩の付表 指名競争契約とする理由が乏しい例

142 件

<金額の基準を機械的に適用しているもの>

50 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手 方区分	応札 者数	備考
1	法務省	府中刑務所	府中刑務所電話交換設備更新工事	工事等 (工事)	平成19年12月26日	4,987,500	民間企業	10	
2	法務省	福島地方務局	福島地方務局田島出張所模様替工事	工事等 (工事)	平成19年5月9日	8,940,000	民間企業	10	
3	法務省	福島地方務局	福島地方務局若松支局駐車場整備工事	工事等 (工事)	平成19年9月7日	5,880,000	民間企業	10	
4	法務省	福島地方務局	旧福島地方務局小名浜出張所庁舎解体撤去工事	工事等 (工事)	平成19年10月18日	5,145,000	民間企業	10	
5	法務省	福島地方務局	旧福島地方務局小野町出張所庁舎解体撤去工事	工事等 (工事)	平成19年11月5日	7,245,000	民間企業	10	
6	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度第二十津川紀の川農業水利事業現場技術その2業務	工事等 (工事)	平成19年4月9日	13,650,000	民間企業	9	
7	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成18年度第二十津川紀の川農業水利事業ダム改修(大迫ダム放流設備)工事	工事等 (工事)	平成19年7月27日	66,150,000	民間企業	8	
8	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野六箇井支線水路(鴨居水路)その1改修工事	工事等 (工事)	平成19年11月21日	38,325,000	民間企業	8	
9	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業大和平野国営西部幹線水路馬見サイホン円筒分水工他改修工事	工事等 (工事)	平成19年11月22日	56,700,000	民間企業	5	
10	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営曾我川工区東部幹線(Ⅰ期)その5改修工事	工事等 (工事)	平成19年11月26日	73,500,000	民間企業	9	
11	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成18年度大和紀伊平野農業水利事業(一期)紀伊平野国営幹線水路等(荒見井連絡水路その5)改修工事	工事等 (工事)	平成19年12月3日	60,270,000	民間企業	5	
12	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成18年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営左岸幹線水路等(貴志川右岸水路その2)改修工事	工事等 (工事)	平成19年12月3日	54,600,000	民間企業	6	
13	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成18年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野国営西部幹線水路等(北葛城1号分水他)改修工事	工事等 (工事)	平成19年12月21日	52,290,000	民間企業	5	
14	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業大和平野国営西部幹線水路金剛サイホン他改修工事	工事等 (工事)	平成19年12月21日	70,350,000	民間企業	4	
15	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成18年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営左岸幹線水路等(山田ダム水路(右岸)その1)改修工事	工事等 (工事)	平成19年12月27日	39,795,000	民間企業	4	
16	農林水産省	東北農政局大崎農業水利事務所	大崎農業水利事業岩堂沢ダム水質調査(その14)業務	工事等 (工事)	平成19年4月24日	7,350,000	民間企業	10	
17	農林水産省	東北農政局大崎農業水利事務所	大崎農業水利事業岩堂沢ダム施設整理台帳作成その他業務	工事等 (工事)	平成19年10月1日	9,240,000	民間企業	10	
18	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成19年度筑後川下流農業水利事業事業誌等編纂業務	工事等 (工事)	平成19年5月16日	11,235,000	民間企業	10	
19	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成19年度筑後川下流農業水利事業工事基本台帳他作成(その2)業務	工事等 (工事)	平成20年1月22日	6,195,000	民間企業	11	
20	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	国営土地改良事業地区調査「琵琶湖東岸地区」現況水質調査業務	工事等 (工事)	平成19年4月18日	3,654,000	民間企業	10	
21	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	広域農業基盤管理調査愛知川地区河川流量観測調査業務	工事等 (工事)	平成19年5月14日	3,360,000	民間企業	10	
22	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	国営土地改良事業地区調査「琵琶湖東岸地区」GIS情報整備業務	工事等 (工事)	平成19年10月10日	4,410,000	民間企業	9	
23	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	区画整理(10の2工区)工事	工事等 (工事)	平成19年11月1日	77,700,000	民間企業	11	
24	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	区画整理(10の4工区)工事	工事等 (工事)	平成19年11月1日	75,600,000	民間企業	11	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手 方区分	応札 者数	備考
25	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	区画整理(10の5工区)工事	工事等 (工事)	平成19年11月1日	70,350,000	民間企業	9	
26	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	区画整理(10の6工区)工事	工事等 (工事)	平成19年11月1日	57,540,000	民間企業	9	
27	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	現場技術その1業務	工事等 (工事)	平成19年4月10日	13,650,000	民間企業	10	
28	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	現場技術その2業務	工事等 (工事)	平成19年4月10日	14,070,000	民間企業	10	
29	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	現場技術その3業務	工事等 (工事)	平成19年5月1日	12,915,000	民間企業	10	
30	農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	平成19年度歩掛調査データ整理業務	工事等 (工事)	平成19年7月3日	5,145,000	民間企業	10	
31	農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	平成19年度土地改良技術事務所庁舎耐震診断業務	工事等 (工事)	平成19年8月9日	1,551,900	民間企業	10	
32	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	現場技術業務	工事等 (工事)	平成19年5月28日	11,550,000	民間企業	10	
33	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	天神揚水機場遊水池その2工事	工事等 (工事)	平成19年5月31日	82,950,000	民間企業	9	
34	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	平田船川水質等調査業務	工事等 (工事)	平成19年6月1日	5,670,000	民間企業	10	
35	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	島村用水路工事	工事等 (工事)	平成19年8月28日	78,750,000	民間企業	10	
36	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	島村用水路その2工事	工事等 (工事)	平成19年9月10日	84,000,000	民間企業	9	
37	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	砂川用水路その2工事	工事等 (工事)	平成19年9月10日	67,200,000	民間企業	10	
38	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	砂川用水路その3工事	工事等 (工事)	平成19年9月11日	72,975,000	民間企業	9	
39	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	砂川用水路その4工事	工事等 (工事)	平成19年9月11日	84,000,000	民間企業	8	
40	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	島村用水路その3工事	工事等 (工事)	平成19年9月20日	60,900,000	民間企業	9	
41	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	砂川用水路その5工事	工事等 (工事)	平成19年9月25日	87,675,000	民間企業	7	
42	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	島村用水機場遊水池他工事	工事等 (工事)	平成19年9月25日	76,650,000	民間企業	8	
43	農林水産省	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	美南用水路その他工事	工事等 (工事)	平成19年11月1日	50,400,000	民間企業	3	
44	国土交通省	九州地方整備局	平成19年度積算に係る資料収集業務	工事等 (工事)	平成19年8月27日	1,092,000	所管公益 法人	2	
45	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	福島河川国道事務所資料管理業務	工事等 (工事)	平成19年5月1日	11,130,000	民間企業	9	
46	国土交通省	東京航空局新千歳空港事務所	北町宿舍給湯器更新工事	工事等 (工事)	平成19年7月17日	2,992,500	民間企業	7	
47	国土交通省	東京航空局新千歳空港事務所	VFR室屋上防水修繕工事	工事等 (工事)	平成19年10月2日	1,869,000	民間企業	6	
48	防衛省	中国四国防衛局	平成19年度美保飛行場周辺移転措置に係る土地測量業務、鳥取県境港市	工事等 (工事)	平成19年10月23日	1,155,000	民間企業	10	
49	防衛省	中国四国防衛局	海上自衛隊下関基地隊六連警備所施設測量業務、山口県下関市	工事等 (工事)	平成19年12月4日	2,310,000	民間企業	10	
50	防衛省	中国四国防衛局	平成19年度陸上自衛隊日本原演習場施設測量業務、岡山県勝田郡奈義町	工事等 (工事)	平成20年2月7日	2,100,000	民間企業	8	

<その他>

92 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手 方区分	応札 者数	備考
1	宮内庁	本庁	皇室パンフレット 30,000組	物品等 (製造)	平成19年9月28日	2,965,431	民間企業	9	
2	農林水産省	九州農政局	平成19年度地下水調査保全調査八代平野地区地下水調査業務	工事等 (工事)	平成19年9月7日	10,920,000	民間企業	12	
3	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成19年度筑後川下流農業水利事業現場技術(その3)業務	工事等 (工事)	平成19年4月20日	12,600,000	民間企業	10	
4	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成19年度筑後川下流農業水利事業現場技術(その5)業務	工事等 (工事)	平成19年4月20日	12,285,000	民間企業	10	
5	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成18年度筑後川下流農業水利事業幹線水路田川城島3号線他水門設備整備工事	工事等 (工事)	平成19年7月6日	60,900,000	民間企業	3	
6	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成18年度筑後川下流農業水利事業幹線水路大溝線水門設備整備工事	工事等 (工事)	平成19年7月13日	66,675,000	民間企業	3	
7	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成18年度筑後川下流農業水利事業幹線水路中木室2号線他水門設備整備工事	工事等 (工事)	平成19年8月13日	47,250,000	民間企業	2	
8	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成18年度筑後川下流農業水利事業幹線水路(西浜武線下妻1号制水門扉他)整備工事	工事等 (工事)	平成19年10月19日	72,240,000	民間企業	2	
9	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成19年度庁舎清掃業務	役務	平成19年4月2日	1,134,000	民間企業	3	
10	農林水産省	九州農政局筑後川下流農業水利事務所	平成18年度筑後川下流農業水利事業幹線水路(田川城島線他防食対策)整備工事	工事等 (工事)	平成19年11月30日	45,150,000	民間企業	2	
11	農林水産省	東海農政局新濃尾農地防災事業所	新濃尾(一期)地区犬山頭首工右岸沈砂池整備工事	工事等 (工事)	平成19年10月4日	80,115,000	民間企業	2	
12	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成19年度佐賀中部農地防災事業現場技術(その1)業務	工事等 (工事)	平成19年5月21日	24,885,000	民間企業	10	
13	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成19年度佐賀中部農地防災事業現場技術(その2)業務	工事等 (工事)	平成19年5月21日	24,675,000	民間企業	10	
14	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成19年度佐賀中部農地防災事業川上頭首工周辺整備工事	工事等 (工事)	平成19年6月22日	43,984,500	民間企業	3	
15	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成18年度佐賀中部農地防災事業幹線水路(市の江川副線市道千布蛸久線迂回道路)工事	工事等 (工事)	平成19年7月6日	30,870,000	民間企業	3	
16	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成19年度佐賀中部農地防災事業幹線排水路(久保田1号線関左工門工区)工事	工事等 (工事)	平成19年10月9日	55,230,000	民間企業	4	
17	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成19年度佐賀中部農地防災事業幹線水路(右岸線西平川工区)工事	工事等 (工事)	平成19年10月9日	43,575,000	民間企業	3	
18	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成19年度佐賀中部農地防災事業幹線排水路(嘉瀬線中原下工区)工事	工事等 (工事)	平成19年10月17日	88,095,000	民間企業	3	
19	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成19年度佐賀中部農地防災事業幹線水路(兵庫線若宮・牟田工区)工事	工事等 (工事)	平成19年11月14日	62,685,000	民間企業	2	
20	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成18年度佐賀中部農地防災事業幹線水路(西水東水線三ヶ島工区)工事	工事等 (工事)	平成19年11月2日	71,295,000	民間企業	4	
21	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成19年度佐賀中部農地防災事業幹線排水路(嘉瀬線元町工区)工事	工事等 (工事)	平成19年12月10日	45,559,500	民間企業	3	
22	国土交通省	東北地方整備局	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	
23	国土交通省	北陸地方整備局	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	
24	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手 方区分	応札 者数	備考
25	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度近畿地方整備局車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	5	
26	国土交通省	中国地方整備局	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	
27	国土交通省	四国地方整備局	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年7月19日	23,987,085	民間企業	2	
28	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	
29	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
30	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	
31	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	
32	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所管内車両管理業務	役務	平成19年4月2日	7,490,000	民間企業	5	
33	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
34	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	
35	国土交通省	四国地方整備局徳島河川国道事務所	平成19年度すだち寮賄い及び雑役業務	役務	平成19年4月2日	5,460,000	民間企業	2	
36	国土交通省	四国地方整備局徳島河川国道事務所	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年8月2日	31,215,170	民間企業	2	
37	国土交通省	四国地方整備局徳島河川国道事務所	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年10月26日	31,873,981	民間企業	2	
38	国土交通省	四国地方整備局香川河川国道事務所	平成19年度 さめき寮給食及び雑役業務	役務	平成19年4月2日	1,156,050	民間企業	2	
39	国土交通省	四国地方整備局香川河川国道事務所	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年7月23日	19,250,140	民間企業	2	
40	国土交通省	四国地方整備局香川河川国道事務所	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年10月17日	18,677,922	民間企業	2	
41	国土交通省	四国地方整備局松山河川国道事務所	平成19年度 余土寮給食賄い及び雑役業務	役務	平成19年4月2日	6,300,000	民間企業	2	
42	国土交通省	四国地方整備局高知河川国道事務所	平成19年度 独身寮給食外業務	役務	平成19年4月2日	4,189,500	民間企業	2	
43	国土交通省	四国地方整備局高知河川国道事務所	平成19年度 車両管理業務(4—6月分)	役務	平成19年8月2日	17,124,083	民間企業	2	
44	国土交通省	四国地方整備局高知河川国道事務所	平成19年度 車両管理業務(7—9月分)	役務	平成19年10月12日	17,506,458	民間企業	2	
45	国土交通省	北陸地方整備局信濃川河川事務所	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
46	国土交通省	中部地方整備局庄内川河川事務所	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	
47	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	
48	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	5	
49	国土交通省	九州地方整備局筑後川河川事務所	車両管理等の業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
50	国土交通省	九州地方整備局筑後川河川事務所	平成19年度筑後川河川事務所職員寮賄業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手 方区分	応札 者数	備考
51	国土交通省	九州地方整備局遠賀川河川事務所	平成19年度 遠賀川河川事務所寮賄・管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
52	国土交通省	九州地方整備局遠賀川河川事務所	平成19年度 遠賀川河川事務所車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
53	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	
54	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 単価契約車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	
55	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
56	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
57	国土交通省	九州地方整備局福岡国道事務所	福岡国道事務所外5箇所車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
58	国土交通省	九州地方整備局福岡国道事務所	寮賄・管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
59	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	寮賄・管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
60	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	庁舎清掃業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	-	不落・不調による随意契約
61	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	平成19年度車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
62	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	
63	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	軽油(免税)購入(バーج)	物品等 (購入)	平成19年4月27日	単価	民間企業	5	
64	国土交通省	九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	8	
65	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌開発建設部本部 車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	
66	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	大夕張ダム管理所及び川端ダム出張所 車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	
67	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	樺戸農業開発事業所 車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	
68	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	管内庁舎外改修実施設計業務	工事等 (工事)	平成19年4月19日	3,024,000	民間企業	10	
69	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	管内宿舎改修外実施設計業務	工事等 (工事)	平成19年4月19日	7,129,500	民間企業	10	
70	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	いしかり地区 いしかり調整池管理棟新築工事	工事等 (工事)	平成19年6月14日	29,925,000	民間企業	9	
71	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌市 山の宿舎(3)設計業務	工事等 (工事)	平成19年10月11日	11,287,500	民間企業	9	
72	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	4	
73	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	旧夕張川外水質調査業務	工事等 (工事)	平成19年4月18日	19,320,000	民間企業	10	
74	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	多自然型事業環境調査業務	工事等 (工事)	平成19年6月13日	27,300,000	民間企業	10	
75	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	南豊幌揚水機場橋脚補強詳細設計業務	工事等 (工事)	平成19年5月9日	9,450,000	民間企業	10	
76	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	千歳川下流地区移設道路外詳細設計業務	工事等 (工事)	平成19年7月18日	31,500,000	民間企業	10	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手 方区分	応札 者数	備考
77	国土交通省	北海道開発局函館開発建設部	車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
78	国土交通省	北海道開発局釧路開発建設部	車両管理等業務(釧路開発建設部)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
79	国土交通省	北海道開発局釧路開発建設部	車両管理等業務(根室中部農業開発事業所)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
80	国土交通省	北海道開発局釧路開発建設部	車両管理等業務(根室道路事務所)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
81	国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	網走開発建設部 車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
82	国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	興部道路事務所 車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
83	国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	網走西部河川事業所 車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
84	国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	鹿ノ子ダム管理所 車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
85	国土交通省	北海道開発局網走開発建設部	雄武農業開発事業所 車両管理等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
86	国土交通省	東京航空局新千歳空港事務所	新千歳空港水質調査	役務	平成19年12月13日	2,877,000	民間企業	10	
87	国土交通省	福岡航空交通管制部	航空保安情報ネットワーク付帯設備設置その他工事	工事等 (工事)	平成20年1月8日	14,700,000	民間企業	2	
88	防衛省	海上自衛隊呉地方総監部	(冷)牛肉中切外17件	物品等 (購入)	平成19年6月18日	単価	民間企業	15	
89	防衛省	海上自衛隊呉地方総監部	プリン 外61件	物品等 (購入)	平成19年9月19日	単価	民間企業	21	
90	防衛省	海上自衛隊呉地方総監部	食パン 外293件	物品等 (購入)	平成19年11月19日	単価	民間企業	33	
91	防衛省	海上自衛隊佐世保地方総監部	プレスハムほか(南蛮菓子ほか)	物品等 (購入)	平成19年9月7日	単価	民間企業	50	
92	防衛省	海上自衛隊佐世保地方総監部	プレスハムほか(冷凍ギョウザほか)	物品等 (購入)	平成19年4月9日	単価	民間企業	50	

表2-(1)-イ-⑩の付表 指名競争契約とする理由に乏しい例（平成20年度は一般競争契約に移行した例）

14 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	応札 者数	備考
1	宮内庁	本庁	宮内庁庁舎ほかトイレ等清掃	役務	平成19年4月2日	14,354,550	民間企業	9	
2	宮内庁	京都事務所	崇神天皇陵ほか草刈事業	工事等 (工事)	平成19年10月19日	3,763,546	その他	4	
3	国土交通省	九州地方整備局	平成19年度車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	3	
4	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	電話交換業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
5	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	寮管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
6	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	電話交換業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
7	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	独身寮清掃及び賄業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
8	国土交通省	九州地方整備局遠賀川河川事務所	平成19年度遠賀川水系採水分析業務	役務	平成19年4月9日	19,425,000	その他の公益法人	4	
9	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	電話交換業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
10	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	電話交換業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
11	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	寮清掃等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	2	
12	国土交通省	東京航空局	小木ノ城ARSR局及び基地局発電装置設置工事	工事等 (工事)	平成19年7月9日	48,300,000	民間企業	4	
13	国土交通省	東京航空局成田空港事務所	無線施設ハロン消火設備点検	役務	平成19年8月27日	1,708,350	民間企業	4	
14	国土交通省	那覇航空交通管制部	八重岳RML局舎等草刈その他作業	役務	平成19年6月15日	1,260,000	民間企業	5	

表2-(1)-イ-⑪ 公共事業(公共工事等)に係る契約実績の推移

(単位:件、円、%)

府省名	平成18年度													
	一般競争		指名競争		随意契約						各府省計		割合	
	件数	金額	件数	金額	所管公益法人等		所管公益法人等以外		随意契約全体		件数	金額	件数	金額
					件数	金額	件数	金額	件数	金額				
国土交通省	10,150	1,666,367,626,163	16,285	404,465,088,660	3,893	144,996,064,324	6,163	221,054,444,601	10,056	366,050,508,925	36,491	2,436,883,223,748	77.06	84.32
農林水産省	399	59,039,013,524	4,908	152,462,546,521	187	1,586,270,416	501	12,190,039,429	688	13,776,309,845	5,995	225,277,869,890	12.66	7.80
内閣府	254	42,991,695,756	329	6,788,503,949	6	114,173,648	252	15,042,391,126	258	15,156,564,774	841	64,936,764,479	1.78	2.25
防衛省	732	33,935,963,934	397	14,644,082,886	7	161,385,000	130	2,567,500,405	137	2,728,885,405	1,266	51,308,932,225	2.67	1.78
法務省	74	30,531,947,790	334	4,870,834,531	1	437,850,000	65	3,707,792,128	66	4,145,642,128	474	39,548,424,449	1.00	1.37
財務省	750	24,208,830,015	0	0	1	76,076,955	79	1,799,557,228	80	1,875,634,183	830	26,084,464,198	1.75	0.90
文部科学省	20	18,180,193,500	4	154,351,050	2	40,782,000	7	125,057,843	9	165,839,843	33	18,500,384,393	0.07	0.64
厚生労働省	357	7,786,244,523	20	510,252,750	4	18,098,430	102	2,070,262,006	106	2,088,360,436	483	10,384,857,709	1.02	0.36
国家公安委員会	247	3,410,741,259	74	1,836,997,050	0	0	113	1,763,535,222	113	1,763,535,222	434	7,011,273,531	0.92	0.24
環境省	43	2,513,431,850	160	1,759,124,481	11	156,305,199	36	743,098,699	47	899,403,898	250	5,171,960,229	0.53	0.18
宮内庁	0	0	147	1,472,332,450	0	0	46	2,092,164,900	46	2,092,164,900	193	3,564,497,350	0.41	0.12
外務省	2	69,804,000	0	0	1	28,666,803	7	763,146,958	8	791,813,761	10	861,617,761	0.02	0.03
総務省	24	221,070,384	0	0	0	0	3	21,255,150	3	21,255,150	27	242,325,534	0.06	0.01
経済産業省	10	78,165,115	0	0	0	0	15	119,474,870	15	119,474,870	25	197,639,985	0.05	0.01
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
合 計	13,062	1,889,334,727,813	22,658	588,964,114,328	4,113	147,615,672,775	7,519	264,059,720,565	11,632	411,675,393,340	47,352	2,889,974,235,481	100.00	100.00
シェア	27.58	65.38	47.85	20.38	8.69	5.11	15.88	9.14	24.56	14.24	100.00	100.00	—	—

(注) 1 契約に関する統計に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

(単位:件、円、%)

府省名	平成19年度													
	一般競争		指名競争		随意契約						各府省計		割合	
	件数	金額	件数	金額	所管公益法人等		所管公益法人等以外		随意契約全体		件数	金額	件数	金額
					件数	金額	件数	金額	件数	金額				
国土交通省	12,929	1,967,898,414,358	12,693	190,159,738,143	3,154	133,446,281,425	6,626	252,989,087,567	9,780	386,435,368,992	35,402	2,544,493,521,493	75.81	81.10
農林水産省	1,971	122,593,135,593	2,700	61,676,493,006	128	862,444,635	443	28,728,869,570	571	29,591,314,205	5,242	213,860,942,804	11.23	6.82
防衛省	1,530	117,480,485,167	769	37,310,277,456	7	746,970,000	331	17,067,546,286	338	17,814,516,286	2,637	172,605,278,909	5.65	5.50
内閣府	319	53,731,985,509	205	3,811,356,750	5	153,708,994	213	7,545,876,680	218	7,699,585,674	742	65,242,927,933	1.59	2.08
財務省	762	63,766,402,629	0	0	1	54,207,090	55	993,352,482	56	1,047,559,572	818	64,813,962,201	1.75	2.07
法務省	76	35,147,236,400	422	5,846,735,281	0	0	47	4,541,433,525	47	4,541,433,525	545	45,535,405,206	1.17	1.45
厚生労働省	254	8,033,151,918	20	203,764,994	1	4,695,966	82	5,427,522,010	83	5,432,217,976	357	13,669,134,888	0.76	0.44
国家公安委員会	193	2,560,642,744	74	1,358,551,425	0	0	162	2,640,200,420	162	2,640,200,420	429	6,559,394,589	0.92	0.21
環境省	53	2,148,236,810	152	1,714,422,150	11	251,127,000	48	1,015,094,053	59	1,266,221,053	264	5,128,880,013	0.57	0.16
宮内庁	0	0	143	1,744,760,646	0	0	58	1,648,572,450	58	1,648,572,450	201	3,393,333,096	0.43	0.11
文部科学省	10	887,775,000	0	0	1	14,700,000	2	7,770,000	3	22,470,000	13	910,245,000	0.03	0.03
外務省	4	180,957,000	0	0	1	98,738,285	5	391,864,998	6	490,603,283	10	671,560,283	0.02	0.02
経済産業省	15	209,594,906	0	0	0	0	5	32,910,500	5	32,910,500	20	242,505,406	0.04	0.01
総務省	15	166,388,250	0	0	0	0	1	18,104,100	1	18,104,100	16	184,492,350	0.03	0.01
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
合 計	18,131	2,374,804,406,284	17,178	303,826,099,851	3,309	135,632,873,395	8,078	323,048,204,641	11,387	458,681,078,036	46,696	3,137,311,584,171	100.00	100.00
シェア	38.83	75.70	36.79	9.68	7.09	4.32	17.30	10.30	24.39	14.62	100.00	100.00	—	—

(注) 1 契約に関する統計に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

表2-(1)-イ-⑫ 改善の方向別の事例数

(単位:件、%)

改善の方向	全数	公共事業			その他	全数に占める割合		
		公共工事	公共工事設計業務等	合計		公共工事	公共工事設計業務等	合計
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	724	58	128	186	538	8.0	17.7	25.7
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	582	12	97	109	473	2.1	16.7	18.7
各府省共通の業務に係るもの	305	0	0	0	305	0.0	0.0	0.0
上記以外のもの	277	12	97	109	168	4.3	35.0	39.4
指名競争契約とする理由が乏しいもの	142	46	31	77	65	32.4	21.8	54.2
契約金額が一定金額以下のもの	50	30	20	50	0	60.0	40.0	100.0
上記以外のもの	92	16	11	27	65	17.4	12.0	29.3
応募(応札)条件等の見直しの余地があるもの	1,027	3	650	653	374	0.3	63.3	63.6
制限的な応募(応札)条件を設定しているもの	862	2	606	608	254	0.2	70.3	70.5
公示書に契約する予定事業者名を明記しているもの(公募)	316	0	278	278	38	0.0	88.0	88.0
応募(応札)条件として同種又は類似業務の実績を設定しているもの	366	0	229	229	137	0.0	62.6	62.6
応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定しているもの	54	2	6	8	46	3.7	11.1	14.8
その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めているもの	126	0	93	93	33	0.0	73.8	73.8
入札等に必要情報が明示されていないもの	26	0	8	8	18	0.0	30.8	30.8
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	89	1	5	6	83	1.1	5.6	6.7
公募又は企画競争において公示日から応募締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	10	0	1	1	9	0.0	10.0	10.0
企画競争において説明会から企画書提出締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	4	0	0	0	4	0.0	0.0	0.0
一般競争入札において公告日から入札日までの期間が10日未満となっているもの	11	1	0	1	10	9.1	0.0	9.1
一般競争入札等において開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	64	0	4	4	60	0.0	6.3	6.3
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	50	0	31	31	19	0.0	62.0	62.0
合計	1,751	61	778	839	912	3.5	44.4	47.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

表2-(1)-イ-⑬ 改善の方向別の事例数(契約方式別:公共工事)

(単位:件、%)

改善の方向	全数	公共工事						その他
		一般競争契約	指名競争契約	企画競争による随意契約	公募による随意契約	競争性のない随意契約		
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	724	58	0	46	0	0	12	0
		100.0	0.0	79.3	0.0	0.0	20.7	0.0
競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	582	12	0	0	0	0	12	0
各府省共通の業務に係るもの	305	0	0	0	0	0	0	0
上記以外のもの	277	12	0	0	0	0	12	0
指名競争契約とする理由が乏しいもの	142	46	0	46	0	0	0	0
契約金額が一定金額以下のもの	50	30	0	30	0	0	0	0
上記以外のもの	92	16	0	16	0	0	0	0
応募(応札)条件等の見直しの余地があるもの	1,027	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
制限的な応募(応札)条件を設定しているもの	862	2	2	0	0	0	0	0
公示書に契約する予定事業者名を明記しているもの(公募)	316	0	0	0	0	0	0	0
応募(応札)条件として同種又は類似業務の実績を設定しているもの	366	0	0	0	0	0	0	0
応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定しているもの	54	2	2	0	0	0	0	0
その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めているもの	126	0	0	0	0	0	0	0
入札等に必要な情報が明示されていないもの	26	0	0	0	0	0	0	0
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	89	1	1	0	0	0	0	0
公募又は企画競争において公示日から応募締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	10	0	0	0	0	0	0	0
企画競争において説明会から企画書提出締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	4	0	0	0	0	0	0	0
一般競争入札において公告日から入札日までの期間が10日未満となっているもの	11	1	1	0	0	0	0	0
一般競争入札等において開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	64	0	0	0	0	0	0	0
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	50	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,751	61	3	46	0	0	12	0
		100.0	4.9	75.4	0.0	0.0	19.7	0.0

(注)1 当省の調査結果による。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

表2-(1)-イ-⑭ 改善の方向別の事例数(契約方式別:公共工事設計業務等)

(単位:件、%)

改善の方向	全数	公共工事設計業務等						その他
		一般競争契約	指名競争契約	企画競争による随意契約	公募による随意契約	競争性のない随意契約		
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	724	128	0	31	11	13	73	0
		100.0	0.0	24.2	8.6	10.2	57.0	0.0
競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	582	97	0	0	11	13	73	0
各府省共通的な業務に係るもの	305	0	0	0	0	0	0	0
上記以外のもの	277	97	0	0	11	13	73	0
指名競争契約とする理由が乏しいもの	142	31	0	31	0	0	0	0
契約金額が一定金額以下のもの	50	20	0	20	0	0	0	0
上記以外のもの	92	11	0	11	0	0	0	0
応募(応札)条件等の見直しの余地があるもの	1,027	650	4	5	61	580	0	0
		100.0	0.6	0.8	9.4	89.2	0.0	0.0
制限的な応募(応札)条件を設定しているもの	862	606	4	1	57	544	0	0
公示書に契約する予定事業者名を明記しているもの(公募)	316	278	0	0	0	278	0	0
応募(応札)条件として同種又は類似業務の実績を設定しているもの	366	229	2	1	51	175	0	0
応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定しているもの	54	6	0	0	2	4	0	0
その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めているもの	126	93	2	0	4	87	0	0
入札等に必要な情報が明示されていないもの	26	8	0	0	1	7	0	0
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	89	5	0	4	0	1	0	0
公募又は企画競争において公示日から応募締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	10	1	0	0	0	1	0	0
企画競争において説明会から企画書提出締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	4	0	0	0	0	0	0	0
一般競争入札において公告日から入札日までの期間が10日未満となっているもの	11	0	0	0	0	0	0	0
一般競争入札等において開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	64	4	0	4	0	0	0	0
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	50	31	0	0	3	28	0	0
合計	1,751	778	4	36	72	593	73	0
		100.0	0.5	4.6	9.3	76.2	9.4	0.0

(注)1 当省の調査結果による。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

表2-(1)-イ-⑮ 改善の方向別の事例数(契約相手方別:公共工事)

(単位:件、%)

改善の方向	全数	公共工事								
		民間企業	所管公益法人	その他公益法人	地方公共団体	特殊法人	認可法人	独立行政法人	その他	
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	724	58	58	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	582	12	12	0	0	0	0	0	0	0
各府省共通の業務に係るもの	305	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外のもの	277	12	12	0	0	0	0	0	0	0
指名競争契約とする理由が乏しいもの	142	46	46	0	0	0	0	0	0	0
契約金額が一定金額以下のもの	50	30	30	0	0	0	0	0	0	0
上記以外のもの	92	16	16	0	0	0	0	0	0	0
応募(応札)条件等の見直しの余地があるもの	1,027	3	2	0	0	0	0	0	0	1
		100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
制限的な応募(応札)条件を設定しているもの	862	2	1	0	0	0	0	0	0	1
公示書に契約する予定事業者名を明記しているもの(公募)	316	0	0	0	0	0	0	0	0	0
応募(応札)条件として同種又は類似業務の実績を設定しているもの	366	0	0	0	0	0	0	0	0	0
応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定しているもの	54	2	1	0	0	0	0	0	0	1
その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めているもの	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入札等に必要情報が明示されていないもの	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	89	1	1	0	0	0	0	0	0	0
公募又は企画競争において公示日から応募締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企画競争において説明会から企画書提出締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般競争入札において公告日から入札日までの期間が10日未満となっているもの	11	1	1	0	0	0	0	0	0	0
一般競争入札等において開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企画書・提案書の採点に際し競争性・公平性が十分に確保されていないもの	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,751	61	60	0	0	0	0	0	0	1
		100.0	98.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6

(注)1 当省の調査結果による。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

表2-(1)-イ-⑯ 改善の方向別の事例数(契約相手方別:公共工事設計業務等)

(単位:件、%)

改善の方向	全数	公共工事設計業務等								
		民間企業	所管公益法人	その他公益法人	地方公共団体	特殊法人	認可法人	独立行政法人	その他	
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	724	128	84	39	0	3	0	0	0	2
		100.0	65.6	30.5	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	1.6
競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	582	97	54	38	0	3	0	0	0	2
各府省共通的な業務に係るもの	305	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外のもの	277	97	54	38	0	3	0	0	0	2
指名競争契約とする理由が乏しいもの	142	31	30	1	0	0	0	0	0	0
契約金額が一定金額以下のもの	50	20	19	1	0	0	0	0	0	0
上記以外のもの	92	11	11	0	0	0	0	0	0	0
応募(応札)条件等の見直しの余地があるもの	1,027	333	77	373	33	0	0	0	3	5
		100.0	6.8	84.3	7.7	0.0	0.0	0.0	0.5	0.8
制限的な応募(応札)条件を設定しているもの	862	606	39	515	44	0	0	0	3	5
公示書に契約する予定事業者名を明記しているもの(公募)	316	278	1	250	25	0	0	0	1	1
応募(応札)条件として同種又は類似業務の実績を設定しているもの	366	229	32	174	18	0	0	0	1	4
応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定しているもの	54	6	2	4	0	0	0	0	0	0
その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めているもの	126	93	4	87	1	0	0	0	1	0
入札等に必要な情報が明示されていないもの	26	8	0	2	6	0	0	0	0	0
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	89	5	4	1	0	0	0	0	0	0
公募又は企画競争において公示日から応募締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	10	1	0	1	0	0	0	0	0	0
企画競争において説明会から企画書提出締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般競争入札において公告日から入札日までの期間が10日未満となっているもの	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般競争入札等において開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	64	4	4	0	0	0	0	0	0	0
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	50	31	1	30	0	0	0	0	0	0
合 計	1,751	778	128	587	50	3	0	0	3	7
		100.0	16.5	75.4	6.4	0.4	0.0	0.0	0.4	0.9

(注)1 当省の調査結果による。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

表2-(1)-ウ-①

(1)各府省における平成19年度契約の応募(応札)者数別件数

(単位:件、%)

区分	一般競争契約				企画競争による随意契約				公募による随意契約				
	1者 A	2者以上 B	合計 (A+B) C	1者割合 (A/C) D	1者以下 E	2者以上 F	合計 (E+F) G	1者割合 (E/G) H	1者以下 I	2者以上 J	合計 (I+J) K	1者割合 (I/K) L	(移行分) M
内閣府	357	788	1,145	31.2	102	217	319	32.0	191	31	222	86.0	(0)
宮内庁	14	36	50	28.0	0	1	1	0.0	1	1	2	50.0	(0)
公正取引委員会	21	41	62	33.9	0	3	3	0.0	0	0	0	—	(0)
国家公安委員会	382	921	1,303	29.3	5	33	38	13.2	48	0	48	100.0	(2)
金融庁	39	78	117	33.3	12	27	39	30.8	35	12	47	74.5	(0)
総務省	672	444	1,116	60.2	66	552	618	10.7	82	16	98	83.7	(4)
法務省	1,362	2,931	4,293	31.7	23	13	36	63.9	51	11	62	82.3	(0)
外務省	100	213	313	31.9	59	104	163	36.2	29	18	47	61.7	(0)
財務省	1,425	3,909	5,334	26.7	12	112	124	9.7	369	287	656	56.3	(2)
文部科学省	277	284	561	49.4	91	4,501	4,592	2.0	30	9	39	76.9	(0)
厚生労働省	1,949	4,480	6,429	30.3	745	221	966	77.1	552	1,877	2,429	22.7	(3)
農林水産省	2,021	4,437	6,458	31.3	629	664	1,293	48.6	176	161	337	52.2	(0)
経済産業省	931	885	1,816	51.3	193	949	1,142	16.9	6	3	9	66.7	(0)
国土交通省	8,938	16,697	25,635	34.9	1,988	5,177	7,165	27.7	4,012	23	4,035	99.4	(47)
環境省	366	462	828	44.2	209	375	584	35.8	66	0	66	100.0	(0)
防衛省	5,433	11,329	16,762	32.4	1,960	67	2,027	96.7	10,542	196	10,738	98.2	(1,450)
16府省計	24,287	47,935	72,222	33.6	6,094	13,016	19,110	31.9	16,190	2,645	18,835	86.0	(1,508)
内閣官房	43	68	111	38.7	9	6	15	60.0	8	3	11	72.7	(0)
内閣法制局	7	13	20	35.0	0	0	0	—	5	2	7	71.4	(0)
人事院	16	35	51	31.4	1	11	12	8.3	19	1	20	95.0	(0)
3機関計	66	116	182	36.3	10	17	27	37.0	32	6	38	84.2	(0)
合 計	24,353	48,051	72,404	33.6	6,104	13,033	19,137	31.9	16,222	2,651	18,873	86.0	(1,508)

(注)1 フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

2 J欄は、契約の性質又は目的から、公募を実施した結果、複数者からの応募があり、かつ、当該応募者のうち、条件を満たした複数者と締結した契約の件数を記載した。また、M欄は、公募を実施した結果、複数者からの応募があり、一般競争契約、指名競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約の件数で、外数である。

(2) 所管公益法人等を契約相手方とする各府省における平成19年度契約の応募者別件数

(単位:件、%)

区分	企画競争による随意契約				公募による随意契約				
	1者以下 A	2者以上 B	合計 (A+B) C	1者割合 (A/C) D	1者以下 E	2者以上 F	合計 (E+F) G	1者割合 (E/G) H	(移行分) I
内閣府	14	12	26	53.8	20	0	20	100.0	(0)
宮内庁	0	0	0	—	0	0	0	—	(0)
公正取引委員会	0	0	0	—	0	0	0	—	(0)
国家公安委員会	0	1	1	0.0	45	0	45	100.0	(0)
金融庁	2	0	2	100.0	0	2	2	0.0	(0)
総務省	29	211	240	12.1	13	0	13	100.0	(0)
法務省	20	0	20	100.0	0	0	0	—	(0)
外務省	27	20	47	57.4	11	0	11	100.0	(0)
財務省	2	14	16	12.5	18	33	51	35.3	(0)
文部科学省	60	1,585	1,645	3.6	18	0	18	100.0	(0)
厚生労働省	281	29	310	90.6	48	329	377	12.7	(0)
農林水産省	397	178	575	69.0	84	49	133	63.2	(0)
経済産業省	112	312	424	26.4	2	0	2	100.0	(0)
国土交通省	506	520	1,026	49.3	2,937	4	2,941	99.9	(6)
環境省	105	116	221	47.5	34	0	34	100.0	(0)
防衛省	1,301	14	1,315	98.9	6,886	31	6,917	99.6	(375)
16府省計	2,856	3,012	5,868	48.7	10,116	448	10,564	95.8	(381)
内閣官房	3	0	3	100.0	0	0	0	—	(0)
内閣法制局	0	0	0	—	0	0	0	—	(0)
人事院	0	0	0	—	4	0	4	100.0	(0)
3機関計	3	0	3	100.0	4	0	4	100.0	(0)
合 計	2,859	3,012	5,871	48.7	10,120	448	10,568	95.8	(381)

(注)1 フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

2 F欄は、契約の性質又は目的から、公募を実施した結果、複数者からの応募があり、かつ、当該応募者のうち、条件を満たした複数者と締結した契約の件数を記載した。また、I欄は、公募を実施した結果、複数者からの応募があり、一般競争契約、指名競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約の件数で、外数である。

(3) 所管公益法人等以外の者を契約相手方とする各府省における平成19年度契約の応募者別件数

(単位:件、%)

区分	企画競争による随意契約				公募による随意契約				
	1者以下 A	2者以上 B	合計 (A+B) C	1者割合 (A/C) D	1者以下 E	2者以上 F	合計 (E+F) G	1者割合 (E/G) H	(移行分) I
内閣府	88	205	293	30.0	171	31	202	84.7	(0)
宮内庁	0	1	1	—	1	1	2	50.0	(0)
公正取引委員会	0	3	3	—	0	0	0	—	(0)
国家公安委員会	5	32	37	13.5	3	0	3	100.0	(2)
金融庁	10	27	37	27.0	35	10	45	77.8	(0)
総務省	37	341	378	9.8	69	16	85	81.2	(4)
法務省	3	13	16	18.8	51	11	62	82.3	(0)
外務省	32	84	116	27.6	18	18	36	50.0	(0)
財務省	10	98	108	9.3	351	254	605	58.0	(2)
文部科学省	31	2,916	2,947	1.1	12	9	21	57.1	(0)
厚生労働省	464	192	656	70.7	504	1,548	2,052	24.6	(3)
農林水産省	232	486	718	32.3	92	112	204	45.1	(0)
経済産業省	81	637	718	11.3	4	3	7	57.1	(0)
国土交通省	1,482	4,657	6,139	24.1	1,075	19	1,094	98.3	(41)
環境省	104	259	363	28.7	32	0	32	100.0	(0)
防衛省	659	53	712	92.6	3,656	165	3,821	95.7	(1,075)
16府省計	3,238	10,004	13,242	24.5	6,074	2,197	8,271	73.4	(1,127)
内閣官房	6	6	12	50.0	8	3	11	72.7	(0)
内閣法制局	0	0	0	—	5	2	7	71.4	(0)
人事院	1	11	12	8.3	15	1	16	93.8	(0)
3機関計	7	17	24	29.2	28	6	34	82.4	(0)
合 計	3,245	10,021	13,266	24.5	6,102	2,203	8,305	73.5	(1,127)

(注)1 フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

2 F欄は、契約の性質又は目的から、公募を実施した結果、複数者からの応募があり、かつ、当該応募者のうち、条件を満たした複数者と締結した契約の件数を記載した。また、I欄は、公募を実施した結果、複数者からの応募があり、一般競争契約、指名競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約の件数で、外数である。

表2-(1)-ウ-② 公募において公示書に契約する予定業者名を明記している例

316 件

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
1	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	国土交通大学校柏研修センター機械警備請負	役務	平成19年4月2日	3,565,800	民間企業	1	
2	国土交通省	東北地方整備局	久慈港外工事検査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	57,750,000	所管公益法人	1	
3	国土交通省	東北地方整備局	沿岸気象海象情報予測解析業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	25,935,000	所管公益法人	1	
4	国土交通省	東北地方整備局	総合評価落札方式に係る技術審査支援業務	工事等(工事)	平成19年4月23日	単価	所管公益法人	1	
5	国土交通省	東北地方整備局	GPS基準局データ利用	役務	平成19年5月24日	7,560,000	その他	1	
6	国土交通省	東北地方整備局	河川空間情報画像監視業務	工事等(工事)	平成19年5月31日	9,870,000	所管公益法人	1	
7	国土交通省	東北地方整備局	東北地方における効率的物流体系検討業務	工事等(工事)	平成19年7月18日	19,950,000	所管公益法人	1	
8	国土交通省	東北地方整備局	津波に強い港湾をめざした津波減災対策検討業務	工事等(工事)	平成19年7月18日	7,875,000	所管公益法人	1	
9	国土交通省	東北地方整備局	東北地方における東アジア地域との貿易促進方策検討業務	工事等(工事)	平成19年9月28日	15,055,357	所管公益法人	1	
10	国土交通省	東北地方整備局	マネジメント技術活用方式モニタリング検討業務	工事等(工事)	平成19年11月5日	27,510,000	所管公益法人	1	
11	国土交通省	東北地方整備局	水質調査・管理指標に関する検討業務	工事等(工事)	平成19年11月8日	27,510,000	所管公益法人	1	
12	国土交通省	東北地方整備局	多段式矢板壁の力学特性に関する調査研究	工事等(工事)	平成19年11月13日	19,903,896	独立行政法人	1	
13	国土交通省	東北地方整備局	地方の港湾におけるモーダルシフト等推進効果検討業務	工事等(工事)	平成19年11月14日	38,745,000	所管公益法人	1	
14	国土交通省	東北地方整備局	海外の気候変動を見込んだ治水対策に関する調査検討業務	工事等(工事)	平成19年11月29日	38,850,000	その他	1	
15	国土交通省	東北地方整備局	地方部における河川整備の効果算定手法検討業務	工事等(工事)	平成19年12月19日	19,530,000	所管公益法人	1	
16	国土交通省	東北地方整備局	ダム事業における生態系の予測・評価手法検討業務	工事等(工事)	平成19年12月20日	21,945,000	所管公益法人	1	
17	国土交通省	東北地方整備局	ダム事業における水質の予測・評価手法高度化検討業務	工事等(工事)	平成19年12月20日	17,850,000	所管公益法人	1	
18	国土交通省	北陸地方整備局	平成19年度 災害対策用機械等出動及び管理作業	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	1	
19	国土交通省	北陸地方整備局	敦賀港・福井港海岸工事検査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月3日	44,940,000	所管公益法人	1	
20	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 総合評価審査技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	9,345,000	所管公益法人	1	
21	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 工事審査技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	33,180,000	所管公益法人	1	
22	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 電子納品課題分析業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	33,600,000	所管公益法人	1	
23	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 海上漂流物啓開訓練業務	工事等(工事)	平成19年4月24日	11,025,000	所管公益法人	1	
24	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 名古屋港湾空港技術調査事務所技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月27日	25,515,000	所管公益法人	1	
25	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 港湾工用設備等発注補助業務	工事等(工事)	平成19年5月25日	11,760,000	所管公益法人	1	
26	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 伊勢湾における中部国際空港の拠点性を発揮した総合物流環境形成方策検討業務	工事等(工事)	平成19年6月12日	14,406,000	所管公益法人	1	
27	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 伊勢湾再生海域検討業務	工事等(工事)	平成19年8月1日	29,400,000	所管公益法人	1	
28	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 電子納品関連要領等改定及び検討業務	工事等(工事)	平成19年8月3日	40,225,500	所管公益法人	1	
29	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 中部地域の港湾利用促進方策に関する検討業務	工事等(工事)	平成19年8月27日	29,400,000	所管公益法人	1	

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
30	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 一般土木工事に係る総合評価手法等設定業務	工事等(工事)	平成19年8月29日	9,975,000	所管公益法人	1	
31	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 中部地方整備局管内港湾施工技術支援業務	工事等(工事)	平成19年9月5日	11,865,000	所管公益法人	1	
32	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 中部地域における海上コンテナ物流の高度化検討業務	工事等(工事)	平成19年9月18日	40,950,000	所管公益法人	1	
33	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 デジタル放送への情報提供手法策定業務	工事等(工事)	平成19年10月17日	35,700,000	所管公益法人	1	
34	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 建設副産物を活用した港湾構造物技術検討業務	工事等(工事)	平成19年10月29日	10,185,000	所管公益法人	1	
35	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 国有港湾施設維持補修技術検討業務	工事等(工事)	平成19年11月2日	6,300,000	所管公益法人	1	
36	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 公共事業労務関係調査改善方針策定業務	工事等(工事)	平成19年11月27日	8,925,000	所管公益法人	1	
37	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 自動車関連貨物の国際動向分析業務	工事等(工事)	平成19年11月27日	18,779,774	所管公益法人	1	
38	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 災害時における中部地域の物流機能維持検討業務	工事等(工事)	平成19年11月27日	20,685,000	所管公益法人	1	
39	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 港湾利用企業の物流機能維持に向けた具体的方策検討業務	工事等(工事)	平成19年11月27日	29,400,000	所管公益法人	1	
40	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 土木機械設備電子納品要領等改訂業務	工事等(工事)	平成19年12月14日	19,530,000	所管公益法人	1	
41	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度企業情報提供業務	役務	平成19年4月2日	2,835,000	所管公益法人	1	
42	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 中部管内河川・道路管理気象予測業務	役務	平成19年4月2日	148,575,000	所管公益法人	1	
43	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 入札情報サービス提供業務	役務	平成19年4月2日	14,364,000	所管公益法人	1	
44	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度公共工事等発注支援業務	役務	平成19年4月2日	6,510,000	所管公益法人	1	
45	国土交通省	中部地方整備局	国営木曾三川公園堤外地部維持管理業務	役務	平成19年4月2日	526,991,850	所管公益法人	1	
46	国土交通省	中部地方整備局	国営木曾三川公園維持管理業務	役務	平成19年4月2日	2,418,990,000	所管公益法人	1	
47	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 清水港湾事務所工事検査等補助業務	役務	平成19年4月3日	74,340,000	所管公益法人	1	
48	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 四日市港湾事務所工事検査等補助業務	役務	平成19年4月3日	114,240,000	所管公益法人	1	
49	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 名古屋港湾事務所工事検査等補助業務	役務	平成19年4月3日	129,675,000	所管公益法人	1	
50	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 三河港湾事務所工事検査等補助業務	役務	平成19年4月3日	30,345,000	所管公益法人	1	
51	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度技術審査補助業務	役務	平成19年4月5日	27,930,000	所管公益法人	1	
52	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度中部地方整備局水中部施工状況検査補助業務	役務	平成19年4月13日	11,445,000	所管公益法人	1	
53	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 建設副産物情報提供等業務	役務	平成19年4月23日	9,187,500	所管公益法人	1	
54	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 公共調達検索ポータルサイト運用業務	役務	平成19年6月6日	70,560,000	所管公益法人	1	
55	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度発注者支援技術審査業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	20,790,000	所管公益法人	1	
56	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度道路技術発注支援業務	工事等(工事)	平成19年4月12日	8,190,000	所管公益法人	1	
57	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度琵琶湖・淀川流域圏再生推進検討業務	工事等(工事)	平成19年4月25日	37,275,000	所管公益法人	1	
58	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度建設発生土工事間利用促進調査分析業務	工事等(工事)	平成19年5月1日	3,517,500	所管公益法人	1	
59	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度土木工事に係る総合評価手法等設定業務	工事等(工事)	平成19年8月29日	9,975,000	所管公益法人	1	

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
60	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度工事安全対策調査分析業務	工事等(工事)	平成19年5月1日	40,950,000	所管公益法人	1	
61	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度道路技術開発支援業務	工事等(工事)	平成19年5月24日	9,796,500	所管公益法人	1	
62	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度工事成績評定結果分析等支援業務	工事等(工事)	平成19年5月31日	24,675,000	所管公益法人	1	
63	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度現道工事関連技術評価支援業務	工事等(工事)	平成19年6月1日	64,050,000	所管公益法人	1	
64	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度鋼橋製作工数等調査解析業務	工事等(工事)	平成19年6月5日	20,475,000	所管公益法人	1	
65	国土交通省	近畿地方整備局	大阪湾高潮防災対策検討業務	工事等(工事)	平成19年6月5日	24,675,000	所管公益法人	1	
66	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度大阪湾再生企画検討業務	工事等(工事)	平成19年6月5日	29,400,000	所管公益法人	1	
67	国土交通省	近畿地方整備局	近畿地方整備局管内流域内資産等現況分析データ構築・手法検証に関する業務	工事等(工事)	平成19年6月5日	64,816,500	所管公益法人	1	
68	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度自律移動支援業務プロジェクト推進検討業務	工事等(工事)	平成19年6月11日	50,820,000	所管公益法人	1	
69	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度道路防災に関する対策工法等検討業務	工事等(工事)	平成19年7月10日	29,295,000	所管公益法人	1	
70	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度低入札工事コスト構造解析業務	工事等(工事)	平成19年8月7日	53,550,000	所管公益法人	1	
71	国土交通省	近畿地方整備局	洪水調節専用(流水型)ダム基本設計方針検討業務	工事等(工事)	平成19年9月5日	19,320,000	所管公益法人	1	
72	国土交通省	近畿地方整備局	国土交通省防災情報通信ネットワーク基盤整備検討業務	工事等(工事)	平成19年10月18日	69,195,000	所管公益法人	1	
73	国土交通省	近畿地方整備局	貯水池周辺地すべりに関する業務	工事等(工事)	平成19年10月18日	10,080,000	所管公益法人	1	
74	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度公共工事の品質確保に関する検討業務	工事等(工事)	平成19年10月25日	33,075,000	所管公益法人	1	
75	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度まちづくりにおける河川空間の利活用方策検討業務	工事等(工事)	平成19年10月25日	35,490,000	所管公益法人	1	
76	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度管理ダムデータベース公開業務	工事等(工事)	平成19年10月25日	23,940,000	所管公益法人	1	
77	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度先進国の公共調達規則・制度に関する動向調査業務	工事等(工事)	平成19年11月13日	32,655,000	所管公益法人	1	
78	国土交通省	近畿地方整備局	ダム・堰施設設計に関する検討業務	工事等(工事)	平成19年11月21日	19,845,000	所管公益法人	1	
79	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度機械設備工事技術審査支援業務	工事等(工事)	平成19年11月22日	9,240,000	所管公益法人	1	
80	国土交通省	近畿地方整備局	河川用ゲート設備の効率的な維持管理手法に関する検討業務	工事等(工事)	平成19年12月7日	9,660,000	所管公益法人	1	
81	国土交通省	近畿地方整備局	災害時における建設機械等の活用方策検討業務	工事等(工事)	平成19年12月11日	12,600,000	所管公益法人	1	
82	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度道路情報システム運用補助業務	役務	平成19年4月2日	7,035,000	所管公益法人	1	
83	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度道の相談室管理補助業務	役務	平成19年4月2日	40,950,000	所管公益法人	1	
84	国土交通省	中国地方整備局	国営備北丘陵公園維持管理業務	役務	平成19年4月2日	1,578,000,000	所管公益法人	1	国庫債務負担行為(当年度契約分)
85	国土交通省	中国地方整備局	平成19年度積算システム開発業務	役務	平成19年8月8日	286,650,000	所管公益法人	1	
86	国土交通省	中国地方整備局	平成19年度ダム施工機械損料調査業務	役務	平成19年8月10日	26,775,000	所管公益法人	1	
87	国土交通省	中国地方整備局	ダム操作標準化検討業務	役務	平成19年9月25日	21,525,000	所管公益法人	1	
88	国土交通省	中国地方整備局	中国管内流域内資産等現況分析データ構築・手法検証に関する業務	役務	平成19年9月27日	54,936,000	所管公益法人	1	
89	国土交通省	中国地方整備局	河川計画支援業務	役務	平成19年9月27日	10,400,000	所管公益法人	1	

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
90	国土交通省	中国地方整備局	濁水リスク評価のあり方に関する検討業務	役務	平成19年10月22日	19,950,000	所管公益法人	1	
91	国土交通省	中国地方整備局	河川道路管理用防災情報通信システム標準化に関する検討業務	役務	平成19年11月30日	68,250,000	所管公益法人	1	
92	国土交通省	中国地方整備局	道路情報統合管理検討業務	役務	平成19年12月7日	9,660,000	所管公益法人	1	
93	国土交通省	中国地方整備局	中国地方の戦略的港湾政策検討業務	工事等(工事)	平成19年5月28日	14,700,000	所管公益法人	1	
94	国土交通省	中国地方整備局	備讃瀬戸環境修復計画技術検討業務	工事等(工事)	平成19年6月20日	33,075,000	所管公益法人	1	
95	国土交通省	中国地方整備局	瀬戸内海水質連続観測業務	工事等(工事)	平成19年6月25日	2,247,000	民間企業	1	
96	国土交通省	中国地方整備局	港湾を活用した地域交流拠点と人流ネットワークの融合方策検討業務	工事等(工事)	平成19年8月22日	14,700,000	所管公益法人	1	
97	国土交通省	中国地方整備局	積算歩掛実態調査解析業務	工事等(工事)	平成19年8月31日	6,510,000	所管公益法人	1	
98	国土交通省	中国地方整備局	技術提案審査等補助業務	役務	平成19年4月2日	129,675,000	所管公益法人	1	
99	国土交通省	中国地方整備局	平成19年度 建設副産物等情報提供	役務	平成19年4月25日	5,586,000	所管公益法人	1	
100	国土交通省	中国地方整備局	管内工事検査支援業務	役務	平成19年5月9日	6,720,000	所管公益法人	1	
101	国土交通省	四国地方整備局	平成19-21年度 国営讃岐まんのう公園維持管理業務委託	役務	平成19年4月2日	1,311,660,000	所管公益法人	1	国庫債務負担行為(当年度契約分)
102	国土交通省	四国地方整備局	港湾施設を核とした広域連携による地域連携による地域振興活動支援策検討業務	役務	平成19年7月30日	4,935,000	所管公益法人	1	
103	国土交通省	四国地方整備局	みなと観光を活用した港湾施設の利用促進検討支援業務	役務	平成19年11月2日	25,200,000	所管公益法人	1	
104	国土交通省	四国地方整備局	四国の物流動向を踏まえた港湾機能高度化検討業務	役務	平成19年11月26日	15,750,000	所管公益法人	1	
105	国土交通省	九州地方整備局	平成19年度 技術管理情報分析支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	13,650,000	所管公益法人	1	
106	国土交通省	九州地方整備局	管内港湾・空港工事検査等補助業務①	工事等(工事)	平成19年4月3日	253,890,000	所管公益法人	1	
107	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	青森河川国道事務所用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	39,900,000	所管公益法人	1	
108	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	青森河川国道事務所管内河川管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	29,400,000	所管公益法人	1	
109	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	青森河川国道事務所管内道路管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	140,175,000	所管公益法人	1	
110	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	岩木川河川生態学術研究検討業務	工事等(工事)	平成19年5月8日	34,755,000	所管公益法人	1	
111	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	事業執行管理手法検討業務	工事等(工事)	平成19年8月10日	17,325,000	所管公益法人	1	
112	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	積雪地域の自律移動支援情報収集検討業務	工事等(工事)	平成19年12月11日	24,990,000	所管公益法人	1	
113	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	27,510,000	所管公益法人	1	
114	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	152,250,000	所管公益法人	1	
115	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所技術審査・総合評価等支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	133,770,000	所管公益法人	1	
116	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所管内河川管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	22,050,000	所管公益法人	1	
117	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所管内道路管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	157,500,000	所管公益法人	1	
118	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所積算補助業務	工事等(工事)	平成19年5月16日	単価	所管公益法人	1	
119	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所積算補助業務	工事等(工事)	平成19年5月16日	単価	所管公益法人	1	

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
120	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	象潟道路空間有効活用検討業務	工事等(工事)	平成19年11月26日	10,920,000	所管公益法人	1	
121	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	本荘大橋検討業務	工事等(工事)	平成19年12月18日	14,490,000	所管公益法人	1	
122	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	64,470,000	所管公益法人	1	
123	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形河川国道事務所管内河川管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	59,850,000	所管公益法人	1	
124	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形河川国道事務所管内道路管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	189,000,000	所管公益法人	1	
125	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	積算補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月24日	単価	所管公益法人	1	
126	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形市街地道路空間整備検討業務	工事等(工事)	平成19年10月5日	13,020,000	所管公益法人	1	
127	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	27,510,000	所管公益法人	1	
128	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路第二管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	23,625,000	所管公益法人	1	
129	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度特殊車両通行許可技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	21,892,500	所管公益法人	1	
130	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所道路管理第一課管理補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	8,190,000	所管公益法人	1	
131	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路第一管内道路巡回・道路管理補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	15,907,500	所管公益法人	1	
132	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度山崎管内道路巡回・道路管理補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	15,750,000	所管公益法人	1	
133	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所河川・海岸巡視・許可補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	57,330,000	所管公益法人	1	
134	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道管内道路情報管理業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	55,545,000	所管公益法人	1	
135	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所積算補助業務	工事等(工事)	平成19年4月3日	37,485,000	所管公益法人	1	
136	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所技術審査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月4日	36,015,000	所管公益法人	1	
137	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所低入札工事価格調査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月6日	9,870,000	所管公益法人	1	
138	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所管内道路施設定期巡回補助業務	工事等(工事)	平成19年7月27日	26,985,000	所管公益法人	1	
139	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	加古川大堰管理総合評価検討業務	工事等(工事)	平成19年10月29日	24,570,000	所管公益法人	1	
140	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所管内河川構造物定期点検業務	工事等(工事)	平成19年11月6日	15,540,000	所管公益法人	1	
141	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山道路巡回業務	役務	平成19年4月2日	14,175,000	所管公益法人	1	
142	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山道路環境分析検討業務	工事等(工事)	平成19年9月27日	20,580,000	所管公益法人	1	
143	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	川南排水機場外維持管理計画策定業務	工事等(工事)	平成19年12月12日	11,550,000	所管公益法人	1	
144	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	山口用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	16,695,000	所管公益法人	1	
145	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	山口道路巡回業務	役務	平成19年4月2日	81,375,000	所管公益法人	1	
146	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	山口管内技術補助業務	工事等(工事)	平成19年10月25日	4,830,000	所管公益法人	1	
147	国土交通省	四国地方整備局徳島河川国道事務所	平成19年度 徳島河川国道事務所用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	80,850,000	所管公益法人	1	
148	国土交通省	四国地方整備局徳島河川国道事務所	平成19年度 徳島道路工事監督補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	90,825,000	所管公益法人	1	
149	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	平成19年度 福山管内道路情報管理業務	役務	平成19年4月2日	203,100,000	所管公益法人	1	

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
150	国土交通省	四国地方整備局松山河川国道事務所	平成19年度 松山河川国道事務所用地補償総合技術業務	役務	平成19年4月2日	49,350,000	所管公益法人	1	
151	国土交通省	四国地方整備局松山河川国道事務所	平成19年度 松山管内営繕・電通・機械監督等補助業務委託	役務	平成19年4月2日	70,350,000	所管公益法人	1	
152	国土交通省	四国地方整備局松山河川国道事務所	平成19年度 松山管内監督補助業務委託	役務	平成19年4月2日	90,825,000	所管公益法人	1	
153	国土交通省	四国地方整備局松山河川国道事務所	平成19年度 石手川ダム管理補助業務委託	役務	平成19年4月2日	36,225,000	所管公益法人	1	
154	国土交通省	四国地方整備局高知河川国道事務所	平成19年度 高知河川国道事務所監督補助業務委託	役務	平成19年4月2日	141,750,000	所管公益法人	1	
155	国土交通省	北陸地方整備局信濃川河川事務所	信濃川河川事務所事業展開・推進支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	35,385,000	所管公益法人	1	
156	国土交通省	北陸地方整備局信濃川河川事務所	堤防耐震性能照査手法検討業務	工事等(工事)	平成19年11月30日	29,400,000	所管公益法人	1	
157	国土交通省	中部地方整備局庄内川河川事務所	平成19年度 庄内川河川巡視業務	役務	平成19年4月2日	38,010,000	所管公益法人	1	
158	国土交通省	中部地方整備局庄内川河川事務所	平成19年度 庄内川河川許認可事務業務	役務	平成19年4月2日	23,625,000	所管公益法人	1	
159	国土交通省	中部地方整備局庄内川河川事務所	平成19年度 庄内川積算技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	7,770,000	所管公益法人	1	
160	国土交通省	中部地方整備局庄内川河川事務所	平成19年度 庄内川現場検査・監督技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	28,560,000	所管公益法人	1	
161	国土交通省	中部地方整備局庄内川河川事務所	平成19年度 庄内川河川体験と協働のあり方検討業務	工事等(工事)	平成19年8月8日	25,725,000	所管公益法人	1	
162	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 木曾川下流積算技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	67,725,000	所管公益法人	1	
163	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 木曾川下流総合評価技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	9,870,000	所管公益法人	1	
164	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 木曾川下流現場検査技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	55,650,000	所管公益法人	1	
165	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 木曾川下流調査設計技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	81,900,000	所管公益法人	1	
166	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度木曾川下流河川巡視業務	役務	平成19年4月2日	34,125,000	所管公益法人	1	
167	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 木曾川下流河川環境管理事業業務	役務	平成19年4月2日	34,020,000	所管公益法人	1	
168	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 木曾川文庫運営業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	31,500,000	所管公益法人	1	
169	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 国営木曾三川公園基本計画改定業務	工事等(工事)	平成19年6月12日	44,362,500	所管公益法人	1	
170	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度建設発生土管理支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	62,475,000	所管公益法人	1	
171	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度低入札価格調査支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	7,455,000	所管公益法人	1	
172	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川河川公園基本計画改定業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	65,310,000	所管公益法人	1	
173	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川河川事務所河川巡視・許認可補助業務	役務	平成19年4月2日	149,100,000	所管公益法人	1	
174	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川集中管理センター運営業務	役務	平成19年4月2日	63,000,000	所管公益法人	1	
175	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川管内河川レンジャー運営業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	52,080,000	所管公益法人	1	
176	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度工事技術資料整理業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	22,365,000	所管公益法人	1	
177	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川生態環境調査検討業務	工事等(工事)	平成19年5月17日	90,300,000	所管公益法人	1	
178	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川河川事務所工事積算補助業務	工事等(工事)	平成19年6月1日	44,205,000	所管公益法人	1	
179	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川河川事務所管内積算物戻保業務	工事等(工事)	平成19年6月1日	4,300,000	所管公益法人	1	

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
180	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度大阪府域沿川市街地整備計画調査検討業務	工事等(工事)	平成19年6月6日	29,400,000	その他の公益法人	1	
181	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度大阪市高規格堤防整備計画調査検討業務	工事等(工事)	平成19年8月7日	30,828,000	その他の公益法人	1	
182	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川高潮予測システム構築業務	工事等(工事)	平成19年11月21日	6,825,000	所管公益法人	1	
183	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度河川生態環境再生検討業務	工事等(工事)	平成19年11月28日	63,000,000	所管公益法人	1	
184	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度木津川生態学術研究調査検討業務	工事等(工事)	平成19年12月6日	23,940,000	所管公益法人	1	
185	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	平成19年度用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	27,247,500	所管公益法人	1	
186	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	新潟国道事務所事業展開・推進支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	32,550,000	所管公益法人	1	
187	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	新潟市におけるバス停環境整備に関する調査検討業務委託	工事等(工事)	平成19年7月30日	17,535,000	所管公益法人	2	
188	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事務所	平成19年度 長岡国道事務所事業展開・推進支援業務	工事等(工事)	平成19年4月3日	40,425,000	所管公益法人	1	
189	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道現場検査技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	120,750,000	所管公益法人	1	
190	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道積算技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	115,500,000	所管公益法人	1	
191	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度名古屋国道工務設計技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	158,550,000	所管公益法人	1	
192	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道管理設計技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	169,050,000	所管公益法人	1	
193	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度名古屋国道管内道路情報管理技術業務	役務	平成19年4月2日	159,600,000	所管公益法人	1	
194	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道管内道路巡回業務	役務	平成19年4月2日	164,850,000	所管公益法人	1	
195	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道管内道路管理事務業務	役務	平成19年4月2日	236,250,000	所管公益法人	1	
196	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道事務所用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	53,340,000	所管公益法人	1	
197	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 共同溝維持管理手法策定業務	工事等(工事)	平成19年4月16日	86,940,000	所管公益法人	1	
198	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 豊田地域ITS道路情報提供実験業務	工事等(工事)	平成19年4月17日	92,400,000	所管公益法人	1	
199	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道管内特殊車両検査確認業務	役務	平成19年5月28日	3,675,000	所管公益法人	1	
200	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 23号大気環境改善施策策定業務	工事等(工事)	平成19年8月8日	22,575,000	所管公益法人	1	
201	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 愛知地域ITSマスタープラン策定業務	工事等(工事)	平成19年11月1日	36,435,000	所管公益法人	1	
202	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 名四国道調査設計技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	210,000,000	所管公益法人	1	
203	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 名四国道積算技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	286,650,000	所管公益法人	1	
204	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 名四国道事務所現場検査技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	93,450,000	所管公益法人	1	
205	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 名四国道事務所用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	28,455,000	所管公益法人	1	
206	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 23号蒲郡バイパス事業計画策定業務	工事等(工事)	平成19年9月28日	25,515,000	所管公益法人	1	
207	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 名四国道建設技術評価分析業務	工事等(工事)	平成19年9月28日	16,380,000	所管公益法人	1	
208	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	29,925,000	所管公益法人	1	
209	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	29,925,000	所管公益法人	1	

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
210	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度道の相対対応管理補助業務	役務	平成19年4月2日	14,385,000	所管公益法人	1	
211	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道事務所道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	15,960,000	所管公益法人	1	
212	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道技術資料作成等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	33,285,000	所管公益法人	1	
213	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度第一維持管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	47,985,000	所管公益法人	1	
214	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度特殊車両通行許可技術補助業務	役務	平成19年4月2日	15,015,000	所管公益法人	1	
215	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度第二維持管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	24,360,000	所管公益法人	1	
216	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道事務所管内道路占用適正化促進補助業務	役務	平成19年4月2日	17,115,000	所管公益法人	1	
217	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度特殊車両取締指導補助業務	役務	平成19年4月5日	6,090,000	所管公益法人	1	
218	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内共同溝定期巡回補助業務	役務	平成19年4月13日	21,630,000	所管公益法人	1	
219	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道積算補助業務	工事等(工事)	平成19年4月17日	27,825,000	所管公益法人	1	
220	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都府内道路工事適正化マネジメント技術補助業務	工事等(工事)	平成19年6月5日	11,865,000	所管公益法人	1	
221	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内沿道整備検討業務	工事等(工事)	平成19年8月28日	14,595,000	所管公益法人	1	
222	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内道路設計点検業務	工事等(工事)	平成19年9月6日	4,935,000	所管公益法人	1	
223	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内道路施設定期巡回補助業務	工事等(工事)	平成19年9月18日	12,915,000	所管公益法人	1	
224	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内情報管路管理補助業務	工事等(工事)	平成19年11月15日	25,620,000	所管公益法人	1	
225	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度道路情報管理業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	55,125,000	所管公益法人	1	
226	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度工事技術資料支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	25,830,000	所管公益法人	1	
227	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	23,415,000	所管公益法人	1	
228	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度特殊車両通行許可技術補助業務	役務	平成19年4月2日	44,100,000	所管公益法人	1	
229	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道管内特殊車両取締指導補助業務	役務	平成19年4月2日	7,035,000	所管公益法人	1	
230	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度神戸管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	46,935,000	所管公益法人	1	
231	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度西宮管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	31,605,000	所管公益法人	1	
232	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度洲本管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	31,710,000	所管公益法人	1	
233	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度明石管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	31,710,000	所管公益法人	1	
234	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道工事課積算補助業務	工事等(工事)	平成19年4月13日	50,925,000	所管公益法人	1	
235	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道管内共同溝定期巡回補助業務	工事等(工事)	平成19年4月23日	13,650,000	所管公益法人	1	
236	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度2号浜手バイパス高架橋鋼製橋脚補修検討業務	工事等(工事)	平成19年7月6日	95,550,000	所管公益法人	1	
237	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道事務所設計資料点検業務	工事等(工事)	平成19年8月1日	4,410,000	所管公益法人	1	
238	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度自律移動支援プロジェクト実証実験環境整備業務	工事等(工事)	平成19年8月9日	32,340,000	所管公益法人	1	
239	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道管内共同溝定期巡回補助業務	工事等(工事)	平成19年4月23日	13,650,000	所管公益法人	1	

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
240	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道管内道路施設定期巡回業務	工事等(工事)	平成19年9月5日	35,490,000	所管公益法人	1	
241	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫県道路工事適正化マネジメント技術補助業務	工事等(工事)	平成19年11月16日	8,295,000	所管公益法人	1	
242	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	44,625,000	所管公益法人	1	
243	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江道路巡回業務	役務	平成19年4月2日	80,430,000	所管公益法人	1	
244	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江技術審査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月27日	2,940,000	所管公益法人	1	
245	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	岡山改築外検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	94,500,000	所管公益法人	1	
246	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	岡山国道技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	22,050,000	所管公益法人	1	
247	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	岡山道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	64,050,000	所管公益法人	1	
248	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	岡山国道用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	16,800,000	所管公益法人	1	
249	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	岡山道路情報管理業務	役務	平成19年4月2日	116,550,000	所管公益法人	1	
250	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	岡山道路巡回業務	役務	平成19年4月2日	84,525,000	所管公益法人	1	
251	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	積算資料作成業務	工事等(工事)	平成19年4月4日	226,058,910	所管公益法人	1	
252	国土交通省	九州地方整備局福岡国道事務所	平成19年度福岡県内交通事故集計支援業務	工事等(工事)	平成19年9月12日	9,450,000	所管公益法人	1	
253	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内積算資料作成補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	165,900,000	所管公益法人	1	
254	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内道路巡回補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	22,575,000	所管公益法人	1	
255	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内道路許認可等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	84,000,000	所管公益法人	1	
256	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内技術審査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	61,950,000	所管公益法人	1	
257	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	155,400,000	所管公益法人	1	
258	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	平成19年度 北九州国道管内道路防災管理支援業務	工事等(工事)	平成19年7月12日	7,980,000	所管公益法人	1	
259	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道管内道路施設情報管理業務	工事等(工事)	平成19年9月26日	47,145,000	所管公益法人	1	
260	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港大水深岸壁及び東航路整備に係る航行安全検討業務	役務	平成19年5月28日	29,673,000	所管公益法人	1	
261	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港浮体式防災基地による海上支援活動検討業務	役務	平成19年7月26日	36,750,000	所管公益法人	1	
262	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港浚渫土砂利活用技術検証業務	役務	平成19年8月22日	38,535,000	所管公益法人	1	
263	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港大水深岸壁等施工・基準検討業務	役務	平成19年8月29日	19,425,000	所管公益法人	1	
264	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港国際競争力強化に向けた将来構想検討業務	役務	平成19年10月11日	30,135,000	所管公益法人	1	
265	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港海洋環境把握検討業務	役務	平成19年10月11日	17,955,000	所管公益法人	1	
266	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港環境負荷軽減業務	役務	平成19年10月19日	16,065,000	所管公益法人	1	
267	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港埠頭保安設備検討業務	役務	平成19年10月25日	18,375,000	所管公益法人	1	
268	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港コンテナターミナルの最適配置検討業務	役務	平成19年10月31日	15,750,000	所管公益法人	1	
269	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港浮体式防災基地による海上支援活動検討業務	役務	平成19年11月1日	3,000,000	所管公益法人	1	

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
270	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港防災機能強化方策検討業務	役務	平成19年11月14日	32,025,000	所管公益法人	1	
271	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港都市型港湾の海辺空間創造方策検討業務	役務	平成19年11月21日	23,625,000	所管公益法人	1	
272	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋空港整備事業との連携による事業効果分析検討業務	役務	平成19年11月22日	19,950,000	所管公益法人	1	
273	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	神戸港ポートアイランド(第2期)地区岸壁(-16m)工事検査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	44,415,000	所管公益法人	1	
274	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	神戸港ポートアイランド(第2期)地区岸壁(-16m)保安施設基本計画検討業務	工事等(工事)	平成19年5月18日	30,135,000	所管公益法人	1	
275	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	神戸港湾事務所水中部施工状況検査補助業務	工事等(工事)	平成19年6月8日	5,985,000	所管公益法人	1	
276	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	神戸港波浪観測装置改良実施検討業務	工事等(工事)	平成19年7月24日	6,982,500	所管公益法人	1	
277	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	尼崎西宮芦屋港尼崎地区岸壁(-12m)発注補助業務	工事等(工事)	平成19年10月25日	6,510,000	所管公益法人	1	
278	国土交通省	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所	GPS基準局データ利用	役務	平成19年4月2日	5,250,000	その他	1	
279	国土交通省	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所	新潟港水中部施工状況検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月19日	15,015,000	所管公益法人	1	
280	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	広島空港工事検査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	16,485,000	所管公益法人	1	
281	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	事務所及び船舶等警備	役務	平成19年4月2日	3,103,380	民間企業	1	
282	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	福山港本航路浚渫工事に伴う船舶航行安全対策調査	工事等(工事)	平成19年8月30日	13,461,000	所管公益法人	1	
283	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	広島県における港湾行政マネジメント検討業務	工事等(工事)	平成19年9月4日	16,275,000	所管公益法人	1	
284	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌道路事務所管内 道路管理補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	101,850,000	その他の公益法人	1	
285	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	道路交通管理室通信管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	1	
286	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌開発建設部管内 道路技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月5日	80,850,000	その他の公益法人	1	
287	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌開発建設部管内 道路積算補助業務	工事等(工事)	平成19年4月5日	74,550,000	その他の公益法人	1	
288	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌開発建設部管内 道路技術審査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月5日	13,125,000	その他の公益法人	1	
289	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌道路事務所管内 検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月5日	106,050,000	その他の公益法人	1	
290	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	道路施策に関する学校教育での普及啓発検討業務	工事等(工事)	平成19年5月24日	44,100,000	その他の公益法人	1	
291	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌開発建設部管内 道路事業管理に関する行政支援業務	工事等(工事)	平成19年7月5日	29,400,000	その他の公益法人	1	
292	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	モビリティマネジメントによる交通行動変容促進への啓発検討調査業務	工事等(工事)	平成19年7月5日	47,250,000	その他の公益法人	1	
293	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	冬期歩行者支援方策検討業務	工事等(工事)	平成19年7月19日	29,400,000	その他の公益法人	1	
294	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	道路管理用画像を用いた情報活用検討業務	工事等(工事)	平成19年7月19日	44,625,000	その他の公益法人	1	
295	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	道路行政ナレッジマネジメント方策検討業務	工事等(工事)	平成19年9月13日	24,675,000	その他の公益法人	1	
296	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川流域河川事業計画検討業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	22,155,000	その他の公益法人	1	
297	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	千歳川水産環境影響調査業務	工事等(工事)	平成19年4月11日	11,644,500	その他の公益法人	1	
298	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川中流域治水事業検討業務	工事等(工事)	平成19年4月11日	17,640,000	その他の公益法人	1	
299	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川中流域治水事業推進業務	工事等(工事)	平成19年4月10日	41,370,000	その他の公益法人	1	

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募 (応札) 者数	備考
300	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	夕張スーパーパロダム施工管理委員会等審査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月25日	25,830,000	その他の公益法人	1	
301	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	治水事業啓発活動企画検討業務	工事等(工事)	平成19年5月9日	30,660,000	その他の公益法人	1	
302	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川流域振興構想検討業務	工事等(工事)	平成19年6月6日	42,000,000	その他の公益法人	1	
303	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川に学ぶ活動企画推進業務	工事等(工事)	平成19年7月4日	40,950,000	その他の公益法人	1	
304	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	豊平川流域管理計画検討業務	工事等(工事)	平成19年7月25日	29,715,000	その他の公益法人	1	
305	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	雨竜川外川づくり懇談会企画検討業務	工事等(工事)	平成19年10月24日	6,405,000	その他の公益法人	1	
306	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川下流洪水予測モデル改良検討業務	工事等(工事)	平成19年11月7日	22,050,000	その他の公益法人	1	
307	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	幾春別川総合開発事業の内 堆積岩類保全計画検討業務	工事等(工事)	平成19年11月28日	4,410,000	その他の公益法人	1	
308	国土交通省	北海道開発局函館開発建設部	函館管内港湾漁港積算補助業務	工事等(工事)	平成19年8月21日	12,390,000	所管公益法人	1	
309	国土交通省	関東運輸局	自動車登録番号標封印取り付け業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	1	
310	国土交通省	札幌管区気象台	空港気象ドップラーレーダー装置本体点検・調整作業	役務	平成19年4月27日	1,890,000	民間企業	1	
311	国土交通省	札幌管区気象台	航空用観測機器巡回保守点検	役務	平成19年10月1日	5,883,150	民間企業	1	
312	国土交通省	札幌管区気象台	空港気象ドップラーレーダー装置点検・調整作業(後期)	役務	平成19年10月9日	2,068,500	民間企業	1	
313	国土交通省	大阪管区気象台	航空用気象観測装置点検整備	役務	平成19年7月24日	4,200,000	民間企業	1	
314	環境省	九州地方環境事務所	平成19年度えびのエコミュージアムセンター等運営管理業務	役務	平成19年4月2日	4,735,500	所管公益法人	1	
315	環境省	九州地方環境事務所	平成19年度雲仙諏訪の池ビジターセンター等運営管理業務	役務	平成19年4月2日	4,200,000	所管公益法人	1	
316	環境省	九州地方環境事務所	平成19年度垂木台地園地運営管理業務	役務	平成19年4月2日	6,541,500	所管公益法人	1	

表2-1-ウ-② 公募において公示書に契約する予定業者名を明記している例(平成20年度に改善された例)

5 件

番号	省庁等名	調達機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	備考
1	国土交通省	本省(水資源部)	平成19年度水の週間企画・運営等委託業務	役務	平成19年6月22日	5,440,000	所管公益法人	1	
2	国土交通省	大阪航空局	FDMS管制情報端末装置1式購入	物品等(購入)	平成19年10月12日	14,868,000	民間企業	1	
3	国土交通省	大阪航空局	空港土木施設維持管理体制検討調査	工事等(工事)	平成19年9月18日	27,982,500	所管公益法人	1	
4	国土交通省	大阪航空局	関西国際空港通信制御装置調整作業(その2)その他作業	役務	平成19年6月15日	12,075,000	民間企業	1	
5	国土交通省	大阪航空局	大阪国際空港外8ヶ所MDP調整作業	役務	平成19年6月29日	5,670,000	民間企業	1	

表 2 - (1) - ウ - ③ 応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例①

調査対象機関名	総務省本省（大臣官房会計課）
契約件名	特殊無線技士等の無線従事者免許証作成業務の請負
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	1,839,075円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、無線従事者免許証のラミネート加工及び無線従事者免許の発送を業務内容とする契約であり、平成17年度までは本件の契約相手方である所管公益法人と競争性のない随意契約を締結していたが、18年度から一般競争契約に移行したものである。</p> <p>総務省では、本件について、次の競争参加資格を設定している。</p> <p>① 過去3年間において個人情報を取り扱う書面等の発送事務を請け負った実績があること</p> <p>② 無線従事者制度に関する十分な知識を有する者であること</p> <p>しかし、本件の業務内容は、登録リストにある氏名と免許証の氏名を確認の上、ラミネート加工し、発送するものであり、無線従事者制度に関する十分な知識を有する必要性は特になく、また、過去3年間の個人情報を取り扱う書面等の発送事務の実績についても、様々な請負業務の受注に当たって、常に守秘義務が課せられることにかんがみれば、その必要性は特にないとみられる。</p>

表 2 - (1) - ウ - ③ 応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例②

調査対象機関名	厚生労働省本省（医薬食品局）
契約件名	覚せい剤等撲滅啓発事業
契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	85,963,000円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件業務は、薬物乱用防止キャラバンカーの運行管理、青少年薬物乱用防止啓発事業、薬物乱用防止中堅指導員養成事業の3つからなる事業で、毎年度実施しているものである。平成19年度に初めて企画競争を実施したが、応募は従来の競争性のない随意契約の相手方である所管公益法人のみであった。</p> <p>本件の企画競争の参加資格については、その公示において、①民法第34条に基づき設立された公益法人、社会福祉法人、特定非営利法人等の営利を目的としない法人であること、②薬物乱用防止に関する啓発及び教育を行った実績があること等の要件を満たす者であることとしている。</p> <p>また、企画書の評価・採点に当たっては、その採点項目として「全体計画の妥当性5点」、「本業務範囲の妥当性10点」、「着眼点の妥当性5点」、「業務実施体制の妥当性15点」を挙げており、さらに、「受託希望者の実績」について、次の事項の内容によって加点することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間に官公庁等の薬物乱用防止に関する業務（啓発及び教育）を行った実績（5点） ・ 過去5年間に厚生労働関係の薬物乱用防止に関する業務を行った実績（5点） ・ 本事業に携わる者のうち、官公庁等の薬物乱用防止に関する業務を5年以上経験している者を有しているか（5点） ・ 本事業に携わる者のうち、厚生労働関係の薬物乱用防止に関する業務を5年以上経験している者を有しているか（5点） <p>以上のように、応募条件として非営利法人であることに加え、過去の同種業務の受注実績があることを設定した上で、さらに、企画書の採点で過去の同種又は類似業務の受注実績に高配点を与える仕組みとしており、實際上、これまで競争性のない随意契約を締結してきた所管公益法人以外の者の新規参入が極めて困難なものとなっている。</p> <p>また、本件の業務内容をみると、例えば薬物乱用防止キャラバンカーの運行管理については、「キャラバンカーを要請のあった学校等へ専門の指導員とともに派遣し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図る」こととされ、青少年薬物乱用防止啓発事業については、「地域住民が参加し、薬物問題をより身近に感じることができる小規模な集会を開催する」こととされているなど、既に実施すべき事業内容が明らかにされていること、また、これらの事業を既に毎年度実施して</p>

きていること、企画競争の評価・採点も、参加希望者が、当該3事業を適切に行うことができるかとの観点からの評価となっており、覚せい剤等撲滅啓発事業を効果的かつ効率的に行う新たな企画を評価するものとはなっていないことから、そもそも企画競争とする意義が乏しいものとなっている。

このような状況からみて、本件については、企画競争による随意契約とすることの是非を含めてその在り方を見直し、定型的な業務の実施については一般競争契約への移行を検討するとともに、新たな企画を求めるものについては応募条件を見直して、企画立案内容を評価するものとする必要がある。

(調査対象機関の意見)

事業の内容、地方公共団体、地域との連携を考慮すると、民法第34条に関する資格要件は必要である。また、薬物乱用防止に関する業務は、文部科学省、警察、地方公共団体でも実施していることから応募条件を限定しているものではない。厚労省の薬物乱用防止に関するイベント的なものは企画競争を実施し、広告代理店等が応札している。平成20年度も同様の内容で企画競争を実施したが、応札はやはり1者のみだった。事業の特殊性から今後も競争参加者が増えることは難しいと思われる。

表 2 - (1) - ウ - ③ 応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例③

調査対象機関名	厚生労働省本省（労働基準局労災補償部労災管理課）
契約件名	労災ケアサポート事業
事例の契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	1,702,772,884円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、各都道府県に専門スタッフを配置して、労災年金受給者等の生命・生活維持等に必要不可欠な援護を行うものであり、平成18年度までは別の随意契約としていた労災年金受給者等に対する福祉事業と在宅介護支援事業の2件を統合の上、事業内容を見直し、平成19年度に公募を実施したものである。</p> <p>応募者は、これまでの2事業の契約相手方である所管公益法人のみであった。</p> <p>本件には、「過去5年において、本業務と類似の事業の実績を有する者であること」との応募条件が設定されており、応募者は所管公益法人1者であった。</p> <p>本件については、競争性・公平性を高める観点から、1者応札となった現在の応募条件を見直す必要がある。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>現在の公募条件は、本事業に必要となる専門スタッフの確保・配置など必要とする体制を有していること等、事業の実施に必要な要件を定めているものであるが、先の公益法人への支出の集中点検結果を踏まえ、平成21年度から、他の主体の参入可能性を高めるため、業務を分割するとともに、公募から企画競争への移行を予定している。</p>

表 2 - (1) - ウ - ③ 応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例④

調査対象機関名	農林水産省東北農政局土地改良技術事務所
契約件名	平成19年度東北農政局管内国営事業地域貢献検討業務
契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年7月25日
契約金額（税込）	19,766,250円
応募（応札）者数	2者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、①国営事業の実施に伴う地域貢献策及び具体的手法の策定、②検討委員会の設置及び運営、③報告書及び地域貢献策のガイドブック等の作成を行うもので、企画競争を行ったものである。企画競争には所管公益法人与民間事業者の2者が参加している。</p> <p>応募要領に、参加資格として「農業農村整備事業に関する調査・設計・施工・運用管理に関する業務実績を有すること」が設定されており、これに加えて、応募要領別紙の企画提案書作成例には類似業務の実績記載欄が設けられているものの、同種又は類似事業の具体的な内容は示されておらず、どこまで認められるのか分かりにくい内容になっている。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>類似事業をはっきりと定義すると、かえって範囲を狭めてしまう結果になるおそれもあるため、記載していない。</p>

表 2 - (1) - ウ - ③ 応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例⑤

調査対象機関名	農林水産省東海農政局新濃尾農地防災事業所
契約件名	平成19年度新濃尾（一期）地区工事出来形等関係資料整備業務
契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年8月6日
契約金額（税込）	11,550,000円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件の業務は、国営土地改良事業の事業完了時における土地改良施設の移管を円滑に行うことを目的とし、事業成績書を作成するための基礎資料に資するため、工事図面等の出来形等関係資料について整備を行うものである。</p> <p>当該業務については、平成18年度までの所管公益法人との競争性のない随意契約から、19年度は企画競争に移行したが、応募者は当該法人のみとなっている。</p> <p>企画競争の公示において、応募資格条件として「過去5年間に工事出来形等関係資料整備業務の実績（同種）を有すること」が設定されており、参加資格は限定的なものとなっている。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>当該事業は、国営土地改良事業の事業完了時における土地改良施設の移管を円滑に行うことを目的として、事業成績書を作成するための基礎資料に資するため、工事図面等の出来形等関係資料について整備を行うものである。</p> <p>このため、資格要件として「工事出来形等関係資料整備業務の実績（同種）」と明記したものである。</p>

表 2 - (1) - ウ - ③ 応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例⑥

調査対象機関名	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
契約件名	秋田河川国道事務所管内道路管理補助業務委託
契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年4月2日
契約金額	157,500,000円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、道路巡回、許認可等補助及び占用物件に係る指導・取締の補助を行う業務であり、平成19年度は参加者確認型公募方式を採用しているが、応募者は今回の契約相手方である所管公益法人1者であった。</p> <p>公募手続き説明書の「業務実績に関する要件」において、参加意思確認書の提出者に対し、平成13年度以降完了した業務において、1件以上の「同種又は類似業務」の実績を有することとしている。「同種業務」とは、一般国道（指定区間）における道路巡回業務及び許認可等補助・適正化指導業務とし、「類似業務」とは、一般国道（指定区間外）における同業務とするなどとしている。</p> <p>このように、業務実績に関する要件を限定的に示しているため、結果として競争性が阻害される一因となっている。</p>

表 2 - (1) - ウ - ③ 応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例⑦

調査対象機関名	国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所
契約件名	平成 19 年度木曾川下流調査設計技術業務
契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年 4 月 2 日
契約金額	81,900,000 円
応募（応札）者数	1 者
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>本件は、木曾川下流河川事務所が発注する木曾川下流の調査計画・工務・管理業務等に必要な技術的検討資料の作成を行うもので、参加者確認型の公募を行ったが、応募者は今回の契約相手方である所管公益法人 1 者であった。</p> <p>応募要件として「同種又は類似業務の実績」を求めており、結果として競争性が阻害される一因となっている。</p> <p>なお、平成20年度に応募条件を次のように緩和して、企画競争（簡易型公募プロポーザル方式）を実施しているものの、結果的には従来どおりの所管公益法人の 1 者しか応募がなく、応募条件を緩和した効果が現れていない。</p> <p>① 業務実績としては、中部地方整備局管内における「施工体制の確保に関する推進協議会」構成機関（中部地方整備局、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市、静岡市、浜松市）の受注実績しか認めていなかったものを地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県、政令市又は特殊法人等が発注した事業計画業務の受注実績も認めることとした。</p> <p>② 類似業務を業務実績として認めた。</p> <p>③ 配置予定管理技術者の資格要件について、発注者支援技術者に限定していたものを同技術者以外の技術士等の資格も認めることとした。</p> <p>(調査対象機関の意見)</p> <p>来年度については、参加要件の在り方を検討した上で、公募したいと考えている。</p>

表 2 - (1) - ウ - ③ 応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例⑧

調査対象機関名	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所
契約件名	松江技術審査等補助業務
契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年4月27日
契約金額（税込）	2,940,000円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、松江国道事務所の発注工事に係る技術審査等補助業務を行うもので、参加意思確認型の公募を行ったが、応募者は所管公益法人1者であった。</p> <p>応募要件（参加意思確認書の提出要件）の一つとして、次表のとおり、「同種又は類似業務の実績」を求めている。「同種業務」とは中国地方整備局発注（港湾空港部を除く）の技術審査等補助業務、「類似業務」とは中国地方の各県、政令市等発注の技術審査等補助業務としており、限定的なものとなっている。</p> <p>表 参加意思確認書の提出者に対する要件（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種又は類似業務の実績 <p>参加意思確認書を提出する者は、下記に示される「同種又は類似業務」について、平成8年度以降に<u>元請け</u>で受注し完了（但し、平成19年3月末完了見込みの業務を含む）した業務において、<u>1件以上の実績を有さねばならない。</u></p> <p>同種業務：<u>中国地方整備局発注（港湾空港部を除く）における技術審査等補助業務</u></p> <p>類似業務：<u>中国地方の各県、政令市の発注における技術審査等補助業務</u></p> <p>但し、「技術審査等補助業務」とは、公共土木工事の入札契約手続き等の技術資料の作成・審査の補助等を行う（公示文等の作成や技術資料の審査・まとめなどを行っている業務をいう。）。</p> </div> <p>（注）業務説明書から抜粋転記した。下線は、当省が付した。</p> <p>しかし、本件のような公共土木工事に係る技術審査等補助業務は、全国的に行われているものであり、「同種又は類似業務の実績」を中国地方での発注実績に限定する必要はない。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>本件は、総合評価審査委員会（島根県部会）に付議する資料の作成のための審査業務を中心とした業務であり、民間のコンサルタント会社等での設計業務とは異なるため、参加資格要件において一定の条件を付けたものである。</p>

(平成20年度における「同種又は類似業務の実績」の緩和状況)

松江国道事務所は、技術審査業務の契約方法について、平成19年度に実施した公募から、20年度は企画競争(簡易公募型プロポーザル方式)に移行しているが、応募者は、所管公益法人1者であった。

その際、応募要件(参加表明書提出要件)の一つとして、平成19年度と同様に「同種又は類似業務の実績」を設定しているが、その内容は、次のとおりで、平成19年度よりも緩和されているものの、国からの発注分については、国土交通省所管の発注実績しか認めておらず、他府省の発注実績は認めていないことから、更なる緩和の余地があると考えられる。

- i 同種業務： 各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部又は特殊法人等が発注した技術審査業務
 - ※ 平成19年度は、中国地方整備局発注(港湾空港部を除く)の技術審査等補助業務
- ii 類似業務： 都道府県又は政令市が発注した技術審査業務又は各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部又は特殊法人等が発注した公共工事に関するCM事業又はPFI事業におけるアドバイザー業務
 - ※ 平成19年度は、中国地方の各県、政令市発注の技術審査等補助業務

表 2 - (1) - ウ - ③ 応募（応札）条件として同種又は類似業務の実績を設定している例⑨

調査対象機関名	国土交通省北海道開発局函館開発建設部
契約件名	函館管内港湾漁港積算補助業務 (平成 20 年度件名：函館管内港湾・漁港・空港積算技術業務)
契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年 8 月 21 日
契約金額	12, 390, 000 円
応募（応札）者数	1 者
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>本件は、土木事業に関わる工事の発注に伴う資料作成等及び設計書作成のための基礎データ入力に関する業務を行うもので、平成19年度は参加者確認型公募方式を、また、20年度は企画競争（簡易公募型プロポーザル方式）を採用しているが、いずれも応募者は今回の契約相手方である所管公益法人 1 者となっている。</p> <p>応募要件（参加表明書の提出要件）として、「同種又は類似業務の実績」を求めている。同種業務とは、地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局開発建設部又は特殊法人等が発注した港湾・空港又は漁港の土木工事に関する積算技術業務であり、類似業務は都道府県又は政令市が発注した港湾・空港又は漁港の土木工事に関する積算技術業務としており、国の発注分については、国土交通省所管の発注実績に限定しているため、結果として競争性が阻害される一因となっている。</p>

表2-(1)-ウ-③の付表 応募(応札)条件として同種又は類似業務の実績を設定している例

366 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応札)者数	備考
1	内閣府	本府(大臣官房会計課)	社会連帯国民運動推進事業	役務	平成19年12月5日	8,965,999	所管公益法人	一般競争契約	1	平成19年度をもって廃止
2	総務省	本省(大臣官房会計課)	地方交付税算定事務の電算処理等の運営業務の委託	役務	平成19年4月2日	183,320,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
3	総務省	本省(大臣官房会計課)	特殊無線技士等の無線従事者免許証作成業務の請負	役務	平成19年4月2日	1,839,075	所管公益法人	一般競争契約	1	
4	総務省	本省(大臣官房会計課)	インターネットの利用実態に関する調査研究の請負	役務	平成19年8月3日	12,075,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
5	総務省	本省(大臣官房会計課)	インターネット資源の管理体制と活用に関する調査研究の請負	役務	平成19年8月31日	15,887,961	所管公益法人	一般競争契約	1	
6	総務省	本省(大臣官房会計課)	番号計画に関する調査研究の請負	役務	平成19年10月11日	5,985,000	民間企業	一般競争契約	1	
7	総務省	本省(大臣官房会計課)	「放送番組制作実態調査」の調査票等の調製及び集計等の請負	役務	平成19年11月19日	1,312,500	所管公益法人	一般競争契約	1	
8	総務省	本省(大臣官房会計課)	標準化活動の電子的支援システム及びデータベース化に適した標準文書フォーマットに関する調査検討の請負	役務	平成19年12月25日	15,330,000	所管公益法人	不落・不調による随意契約	-	
9	法務省	本省(大臣官房会計課)	平成19年新司法試験印刷業務等	役務	平成19年4月10日	22,050,000	民間企業	一般競争契約	1	
10	法務省	横浜地方検察庁	タクシー借上げ契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	公募による随意契約	2	
11	法務省	横浜地方検察庁	タクシー借上げ契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	公募による随意契約	2	
12	法務省	札幌法務局	各種図面の登録作業請負契約	役務	平成19年11月8日	12,400,500	所管公益法人	一般競争契約	3	
13	法務省	札幌法務局	地図等改製数値化作業	役務	平成19年12月27日	206,325,000	民間企業	一般競争契約 (総合評価方式)	1	国庫債務負担行為 (当年度契約分)
14	法務省	釧路地方法務局	地図等改製数値化作業一式(平成19年度から平成22年度までの分)	役務	平成19年6月25日	60,900,000	民間企業	一般競争契約	2	国庫債務負担行為 (当年度契約分)
15	法務省	釧路地方法務局	各種図面の入力作業一式	役務	平成19年11月13日	6,825,000	民間企業	一般競争契約	1	
16	法務省	福島地方法務局	自家用電気工作物保守管理業務委託契約(単独庁分)	役務	平成19年4月2日	1,209,651	その他の公益法人	一般競争契約	1	
17	法務省	福島地方法務局	地図情報システム事前整備作業請負契約	役務	平成19年4月19日	83,475,000	所管公益法人	不落・不調による随意契約	-	国庫債務負担行為 (当年度契約分)
18	法務省	京都地方法務局	平成19年度登記簿移行業務(宮津支局)	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	一般競争契約	1	
19	法務省	京都地方法務局	各種図面の登録作業一式	役務	平成19年11月30日	7,644,000	所管公益法人	一般競争契約	2	
20	法務省	那覇地方法務局	地図等改製数値化作業	役務	平成19年6月7日	123,900,000	民間企業	一般競争契約 (総合評価方式)	2	国庫債務負担行為 (当年度契約分)
21	法務省	那覇地方法務局	各種図面の登録作業一式	役務	平成19年12月25日	7,273,350	所管公益法人	一般競争契約	4	
22	財務省	中国財務局	草津住宅ほか維持管理業務委託	役務	平成19年6月20日	95,760,000	民間企業	一般競争契約	3	国庫債務負担行為 (当年度契約分)
23	財務省	中国財務局	湯田住宅ほか維持管理業務委託	役務	平成19年6月20日	33,600,000	民間企業	一般競争契約	2	国庫債務負担行為 (当年度契約分)
24	文部科学省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度文部科学白書の版下作成一式	役務	平成19年11月5日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
25	文部科学省	本省(スポーツ・青少年局)	平成19年度交通安全教育推進事業(調査研究事業)の委託について	役務	平成19年8月28日	1,849,316	所管公益法人	一般競争契約 (総合評価方式)	1	
26	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	中央合同庁舎第5号官構内電話交換設備保守業務	役務	平成19年4月2日	3,007,410	民間企業	不落・不調による随意契約	-	
27	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度全国戦没者追悼式整理員配置等業務一式	役務	平成19年8月3日	1,441,440	民間企業	不落・不調による随意契約	-	
28	厚生労働省	本省(大臣官房国際課)	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業	役務	平成19年6月1日	41,409,910	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 礼)者数	備考
29	厚生労働省	本省(大臣官房国際課)	水道分野の国際協力検討及び水道プロジェクト計画作成指導事業	役務	平成19年7月6日	25,399,193	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
30	厚生労働省	本省(大臣官房国際課)	ASEAN・日本HIV/AIDSワークショップ開催事業	役務	平成19年10月1日	10,298,005	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
31	厚生労働省	本省(健康局)	がん及び循環器病診療情報ネットワーク開発普及事業	役務	平成19年4月2日	10,024,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
32	厚生労働省	本省(健康局)	原爆放射線による健康影響に関する国際交流調査研究業務	役務	平成19年8月31日	8,697,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
33	厚生労働省	本省(健康局)	原爆症調査研究委託事業(原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業)	役務	平成19年11月20日	7,400,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
34	厚生労働省	本省(医薬食品局)	覚せい剤等撲滅啓発事業	役務	平成19年4月2日	85,963,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
35	厚生労働省	本省(医薬食品局)	特殊血液調査事業	役務	平成19年10月1日	2,057,000	認可法人	企画競争による 随意契約	1	
36	厚生労働省	本省(労働基準局労災補償部労災管理課)	労災ケアサポート事業	役務	平成19年4月2日	1,702,772,884	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
37	厚生労働省	本省(職業安定局)	中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業	役務	平成19年4月2日	5,930,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
38	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	女性と仕事総合支援事業	役務	平成19年4月2日	193,743,633	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
39	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	雇用保険活用援助事業費	役務	平成19年4月2日	1,192,060,906	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
40	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	雇用保険コンサルティング事業費	役務	平成19年4月2日	217,532,700	その他	企画競争による 随意契約	1	
41	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	職業紹介事業指導援助費	役務	平成19年4月2日	91,689,782	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
42	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	求人情報提供事業指導援助事業	役務	平成19年4月2日	28,378,350	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
43	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	平成19年度国際労働関係事業(労働関係指導者の招聘)	役務	平成19年4月24日	7,991,550	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
44	厚生労働省	本省(社会・援護局)	中国帰国者定着促進センター運営事業	役務	平成19年4月2日	296,035,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
45	厚生労働省	本省(社会・援護局)	中国帰国者支援・交流センター運営事業	役務	平成19年4月2日	196,537,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
46	厚生労働省	本省(社会・援護局)	中国残留邦人の集団一時帰国事業	役務	平成19年4月2日	35,023,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
47	厚生労働省	本省(社会・援護局障害保健福祉部)	司法精神医療等人材養成研修委託事業(指定医療機関従事者研修事業)	役務	平成19年4月2日	47,258,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
48	厚生労働省	本省(社会・援護局障害保健福祉部)	司法精神医療等人材養成研修委託事業(精神保健判定医等養成研修事業)	役務	平成19年4月2日	37,505,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
49	厚生労働省	本省(老健局)	平成19年介護事業経営概況調査事業	役務	平成19年5月23日	91,665,000	民間企業	企画競争による 随意契約	1	
50	厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	国際的に汎用されている食品添加物の指定に向けた調査研究等 一式	役務	平成19年8月15日	25,333,350	所管公益法人	一般競争契約	1	
51	厚生労働省	神戸検疫所	特殊ガス購入	物品等(購入)	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
52	厚生労働省	関東信越厚生局	平成19年度国家試験監督業務一式	役務	平成19年11月9日	37,967,307	民間企業	一般競争契約	2	
53	厚生労働省	香川社会保険事務局	心の健康相談(メンタルヘルス)事業委託	役務	平成19年8月24日	2,621,850	所管公益法人	一般競争契約	1	
54	厚生労働省	香川社会保険事務局	健康教育事業委託	役務	平成19年11月1日	1,764,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
55	厚生労働省	沖縄労働局	70歳まで働ける企業地域普及開発事業委託	役務	平成19年4月2日	2,500,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
56	農林水産省	東北農政局	平成19年度東北農政局行政情報システム保守業務	役務	平成19年4月2日	10,418,709	民間企業	一般競争契約	1	
57	農林水産省	東北農政局	平成19年度東北農政局管内国営ダム技術検討業務	役務	平成19年4月6日	4,599,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
58	農林水産省	東北農政局	平成19年度遠野地域草地基盤再編整備基本調査委託 一式	役務	平成19年7月20日	1,800,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
59	農林水産省	東北農政局	平成19年度藤里地域草地盤再編整備基本調査委託 一式	役務	平成19年7月20日	1,800,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
60	農林水産省	東北農政局	平成19年度「田んぼの生きもの調査」取りまとめ業務	役務	平成19年8月7日	6,762,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
61	農林水産省	東北農政局	農業用地下水調査「東北地区」地下水位観測孔設置業務	役務	平成19年9月27日	1,890,000	民間企業	一般競争契約	1	
62	農林水産省	東海農政局	平成19年度「田んぼの生きもの調査」調査結果とりまとめ業務	役務	平成19年6月15日	2,500,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	2	
63	農林水産省	東海農政局	東海農政局管内環境配慮対策検討業務	役務	平成19年9月10日	3,595,200	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
64	農林水産省	中国四国農政局	平成19年度「田んぼの生きもの調査」取りまとめ業務委託事業	役務	平成19年6月7日	4,500,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	6	
65	農林水産省	中国四国農政局	平成19年度 国営事業波及効果等調査検討委託業務	役務	平成20年1月21日	6,352,500	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
66	農林水産省	九州農政局	平成19年度田んぼの生きもの調査取りまとめ業務委託事業	役務	平成19年9月5日	5,995,500	所管公益法人	企画競争による随意契約	2	
67	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(一期)設計VE検討会業務委託	役務	平成19年9月28日	4,399,500	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
68	農林水産省	近畿農政局大和紀伊平野農業水利事業所	平成19年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野における農業水利施設等の維持管理・利活用方策検討委託業務	役務	平成19年10月26日	3,979,500	所管公益法人	企画競争による随意契約	2	
69	農林水産省	東北農政局大崎農業水利事務所	ニツ石ダム及び岩堂沢ダム周辺環境対策検討(その9)業務	工事等(工事)	平成19年7月27日	6,625,500	所管公益法人	企画競争による随意契約	4	
70	農林水産省	東北農政局大崎農業水利事務所	記録映像製作(その17)業務	工事等(工事)	平成19年9月10日	6,300,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
71	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	国営造成施設水利管理事業加古川地域河川協議資料作成その2業務	工事等(工事)	平成19年6月11日	14,595,000	民間企業	企画競争による随意契約	3	
72	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	地域整備方向検討調査「東播用水二期地区」整備構想検討業務	工事等(工事)	平成19年6月26日	10,080,000	民間企業	企画競争による随意契約	3	
73	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	国営土地改良事業地区調査「琵琶湖東岸地区」事業計画策定業務	工事等(工事)	平成19年7月4日	18,165,000	民間企業	企画競争による随意契約	3	
74	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	地域整備方向検討調査「湖東平野地区」施設更新整備計画策定業務	工事等(工事)	平成19年7月11日	8,190,000	民間企業	企画競争による随意契約	3	
75	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	国営土地改良事業地区調査「琵琶湖東岸地区」整備構想検討業務	工事等(工事)	平成19年7月11日	15,015,000	民間企業	企画競争による随意契約	3	
76	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	国営造成水利施設保全対策指導事業「大和高原北部地区」埋設管路腐食調査	工事等(工事)	平成19年7月11日	14,700,000	民間企業	企画競争による随意契約	3	
77	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	湖東地域水利用計画検討業務	工事等(工事)	平成19年7月30日	7,245,000	民間企業	企画競争による随意契約	4	
78	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	国営土地改良事業地区調査「琵琶湖東岸地区」費用対効果分析その他業務	工事等(工事)	平成19年8月28日	8,715,000	民間企業	企画競争による随意契約	4	
79	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	広域農業基盤整備管理調査「丹後東部・西部地区」事後評価基礎資料作成業務	工事等(工事)	平成19年9月5日	6,720,000	民間企業	企画競争による随意契約	4	
80	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	湖東地域費用対効果分析その他業務	工事等(工事)	平成19年9月14日	8,715,000	民間企業	企画競争による随意契約	4	
81	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	国営造成水利施設保全対策指導事業東条川・東播用水地区機能保全計画策定他業務	工事等(工事)	平成19年10月1日	15,435,000	民間企業	企画競争による随意契約	4	
82	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	国営造成水利施設保全対策指導事業日野川地区幹線水路機能保全計画策定業務	工事等(工事)	平成19年10月1日	15,750,000	民間企業	企画競争による随意契約	4	
83	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	国営造成水利施設保全対策指導事業日野川地区揚水機場機能保全計画策定業務	工事等(工事)	平成19年10月1日	13,860,000	民間企業	企画競争による随意契約	4	
84	農林水産省	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	湖東地域地下水現況調査等業務	工事等(工事)	平成19年12月18日	13,020,000	民間企業	企画競争による随意契約	4	
85	農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	平成19年度更新事業における水利システム性能評価検討業務	工事等(工事)	平成19年6月15日	12,600,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
86	農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	平成19年度東北管内国営事業技術指導(ホームドクター)業務	工事等(工事)	平成19年6月19日	24,927,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 礼)者数	備考
87	農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	平成19年度土地改良施設機械等設計施工技術監理業務	工事等(工事)	平成19年7月24日	13,000,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
88	農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	平成19年度東北農政局管内国営事業地域貢献検討業務	工事等(工事)	平成19年7月25日	19,766,250	所管公益法人	企画競争による 随意契約	2	
89	農林水産省	関東農政局両総農業水利事業所	平成19年度両総農業水利事業両総地区事業推進業務	工事等(工事)	平成19年4月10日	12,663,000	その他	公募による随意 契約	1	
90	農林水産省	関東農政局両総農業水利事業所	両総農業水利事業平成19年度両総地区環境配慮対策調査検討業務	工事等(工事)	平成19年6月1日	14,994,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	2	
91	農林水産省	関東農政局両総農業水利事業所	平成19年度両総農業水利事業山武東部揚水機場ポンプ設備技術検討業務	役務	平成19年11月27日	6,300,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
92	農林水産省	関東農政局両総農業水利事業所	平成19年度両総農業水利事業事業成績書資料作成その5業務	役務	平成19年11月27日	7,255,500	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
93	農林水産省	関東農政局両総農業水利事業所	両総農業水利事業南部幹線水路実施設計その25業務	工事等(工事)	平成19年11月29日	15,960,000	民間企業	企画競争による 随意契約	3	
94	農林水産省	関東農政局両総農業水利事業所	両総農業水利事業第1排水機場歴史標示作製業務	役務	平成19年12月14日	3,391,500	民間企業	企画競争による 随意契約	1	
95	農林水産省	関東農政局神流川沿岸農業水利事業所	記録映像製作その2業務	工事等(工事)	平成19年4月4日	8,925,000	民間企業	公募による随意 契約	3	
96	農林水産省	関東農政局神流川沿岸農業水利事業所	神流川沿岸地区事業推進事業委託	役務	平成19年4月4日	13,944,000	その他	公募による随意 契約	1	
97	農林水産省	関東農政局神流川沿岸農業水利事業所	神流川沿岸地区農業用水歴史変遷史料作成その2業務委託	役務	平成19年5月7日	5,880,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
98	農林水産省	関東農政局神流川沿岸農業水利事業所	神流川頭首工生息場適正指数評価業務委託	役務	平成19年5月7日	9,964,500	その他の公益 法人	企画競争による 随意契約	1	
99	農林水産省	関東農政局神流川沿岸農業水利事業所	神流川沿岸農業水利事業事業管理情報データベース保守その他業務委託	役務	平成19年8月6日	9,891,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	2	
100	農林水産省	東海農政局新濃尾農地防災事業所	平成19年度新濃尾(一期)地区工事出来高調査業務委託	工事等(工事)	平成19年8月6日	11,550,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
101	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成19年度佐賀中部農地防災事業環境保全調査検討委託事業	役務	平成19年11月19日	8,000,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	6	
102	農林水産省	北海道森林管理局	第3号災害補償事務委託単価契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	2	
103	農林水産省	北海道森林管理局	第4号災害補償事務委託単価契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	2	
104	農林水産省	北海道森林管理局	第5号災害補償事務委託単価契約	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	一般競争契約	1	
105	農林水産省	北海道森林管理局	安全衛生に係る事務の委託事務	役務	平成19年6月14日	1,868,160	民間企業	一般競争契約	1	
106	農林水産省	東北森林管理局	東北森林管理局内国有林ネットワークシステムのLAN及びパーソナルコンピュータの保守委託	役務	平成19年4月2日	1,260,000	民間企業	一般競争契約	1	
107	農林水産省	東北森林管理局	クマタカ希少野生動植物(政令指定)種保護管理対策調査	役務	平成19年9月26日	2,835,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	2	
108	農林水産省	中部森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務委託	役務	平成19年5月28日	20,895,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
109	農林水産省	北海道森林管理局空知森林管理署	総務給与等事務委託業務(給与等事務 2,288時間)	役務	平成19年6月5日	3,339,336	民間企業	一般競争契約	1	
110	農林水産省	北海道森林管理局空知森林管理署	総務給与等事務委託業務	役務	平成19年12月25日	1,307,712	民間企業	一般競争契約	1	
111	農林水産省	九州森林管理局佐賀森林管理署	事務委託 1,751時間	役務	平成19年4月9日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
112	農林水産省	九州森林管理局宮崎森林管理署	事務委託 3,249時間	役務	平成19年4月17日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
113	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度金属加工統計調査(金属プレス加工月報)	役務	平成19年4月2日	1,926,235	所管公益法人	一般競争契約	1	
114	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度鉄鋼需給導体統計調査及び鉄鋼生産内訳月報に関する統計調査	役務	平成19年4月2日	2,221,800	所管公益法人	一般競争契約	1	
115	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	国土交通大学校柏研修センター機械警備請負	役務	平成19年4月2日	3,565,800	民間企業	公募による随意 契約	1	
116	国土交通省	国土地理院	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	5	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応札)者数	備考
117	国土交通省	国土地理院	電子複写機(大判カラー)の保守	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
118	国土交通省	東北地方整備局	久慈港外工事検査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	57,750,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
119	国土交通省	東北地方整備局	沿岸気象海象情報予測解析業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	25,935,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
120	国土交通省	東北地方整備局	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	4	
121	国土交通省	東北地方整備局	総合評価落札方式に係る技術審査支援業務	工事等(工事)	平成19年4月23日	単価	所管公益法人	公募による随意契約	1	
122	国土交通省	東北地方整備局	GPS基準局データ利用	役務	平成19年5月24日	7,560,000	その他	公募による随意契約	1	
123	国土交通省	東北地方整備局	河川空間情報画像監視業務	工事等(工事)	平成19年5月31日	9,870,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
124	国土交通省	東北地方整備局	東北地方における効率的物流体系検討業務	工事等(工事)	平成19年7月18日	19,950,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
125	国土交通省	東北地方整備局	津波に強い港湾をめざした津波減災対策検討業務	工事等(工事)	平成19年7月18日	7,875,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
126	国土交通省	東北地方整備局	東北地方における東アジア地域との貿易促進方策検討業務	工事等(工事)	平成19年9月28日	15,055,357	所管公益法人	公募による随意契約	1	
127	国土交通省	東北地方整備局	マネジメント技術活用方式モニタリング検討業務	工事等(工事)	平成19年11月5日	27,510,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
128	国土交通省	東北地方整備局	水質調査・管理指標に関する検討業務	工事等(工事)	平成19年11月8日	27,510,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
129	国土交通省	東北地方整備局	多段式矢板壁の力学特性に関する調査研究	工事等(工事)	平成19年11月13日	19,903,896	独立行政法人	公募による随意契約	1	
130	国土交通省	東北地方整備局	地方の港湾におけるモーダルシフト等推進方策検討業務	工事等(工事)	平成19年11月14日	38,745,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
131	国土交通省	東北地方整備局	地方部における河川整備の効果算定手法検討業務	工事等(工事)	平成19年12月19日	19,530,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
132	国土交通省	北陸地方整備局	敦賀港・福井港海岸工事検査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月3日	44,940,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
133	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 入札情報サービス提供業務	役務	平成19年4月2日	14,364,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
134	国土交通省	中部地方整備局	国営木曾三川公園堤外地部維持管理業務	役務	平成19年4月2日	526,991,850	所管公益法人	公募による随意契約	1	
135	国土交通省	中部地方整備局	国営木曾三川公園維持管理業務	役務	平成19年4月2日	2,418,990,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
136	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 総合評価審査技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	9,345,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
137	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 工事審査技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	33,180,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
138	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 電子納品課題分析業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	33,600,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
139	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 海上漂流物啓開訓練業務	工事等(工事)	平成19年4月24日	11,025,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
140	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 名古屋港湾空港技術調査事務所技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月27日	25,515,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
141	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 港湾工事事用設備等発注補助業務	工事等(工事)	平成19年5月25日	11,760,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
142	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 公共調達検索ポータルサイト運用業務	役務	平成19年6月6日	70,560,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
143	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 伊勢湾における中部国際空港の拠点性を発揮した総合物流環境形成方策検討業務	工事等(工事)	平成19年6月12日	14,406,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
144	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 伊勢湾再生海域検討業務	工事等(工事)	平成19年8月1日	29,400,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
145	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 中部地域の港湾利用促進方策に関する検討業務	工事等(工事)	平成19年8月27日	29,400,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
146	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 中部地方整備局管内港湾施工技術支援業務	工事等(工事)	平成19年9月5日	11,865,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 礼)者数	備考
147	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 中部地域における海上コンテナ物流の高度化検討業務	工事等(工事)	平成19年9月18日	40,950,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
148	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 国有港湾施設維持補修技術検討業務	工事等(工事)	平成19年11月2日	6,300,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
149	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 自動車関連貨物の国際動向分析業務	工事等(工事)	平成19年11月27日	18,779,774	所管公益法人	公募による随意契約	1	
150	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 災害時における中部地域の物流機能維持検討業務	工事等(工事)	平成19年11月27日	20,685,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
151	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 港湾利用企業の物流機能維持に向けた具体的方策検討業務	工事等(工事)	平成19年11月27日	29,400,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
152	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度発注者支援技術審査業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	20,790,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
153	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度道路情報システム運用補助業務	役務	平成19年4月2日	7,035,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
154	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度道の相談室管理補助業務	役務	平成19年4月2日	40,950,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
155	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度競争参加資格審査補助業務	役務	平成19年4月2日	12,075,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
156	国土交通省	近畿地方整備局	砂、石材及びコンクリート用骨材等単価実態調査	役務	平成19年4月4日	4,410,000	所管公益法人	指名競争契約	2	
157	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度道路技術発注支援業務	工事等(工事)	平成19年4月12日	8,190,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
158	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度琵琶湖・淀川流域圏再生推進検討業務	工事等(工事)	平成19年4月25日	37,275,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
159	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度建設発生土工事間利用促進調査分析業務	工事等(工事)	平成19年5月1日	3,517,500	所管公益法人	公募による随意契約	1	
160	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度工事安全対策調査分析業務	工事等(工事)	平成19年5月1日	40,950,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
161	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度道路技術開発支援業務	工事等(工事)	平成19年5月24日	9,796,500	所管公益法人	公募による随意契約	1	
162	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度工事成績評定結果分析等支援業務	工事等(工事)	平成19年5月31日	24,675,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
163	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度現道工事関連技術評価支援業務	工事等(工事)	平成19年6月1日	64,050,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
164	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度鋼橋製作工数等調査解析業務	工事等(工事)	平成19年6月5日	20,475,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
165	国土交通省	近畿地方整備局	大阪湾高潮防災対策検討業務	工事等(工事)	平成19年6月5日	24,675,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
166	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度大阪湾再生企画検討業務	工事等(工事)	平成19年6月5日	29,400,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
167	国土交通省	近畿地方整備局	近畿地方整備局管内流域内資産等現況分析データ構築・手法検証に関する業務	工事等(工事)	平成19年6月5日	64,816,500	所管公益法人	公募による随意契約	1	
168	国土交通省	近畿地方整備局	施工単価等に関する検討調査	役務	平成19年6月6日	5,460,000	所管公益法人	指名競争契約	2	
169	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度自律移動支援業務プロジェクト推進検討業務	工事等(工事)	平成19年6月11日	50,820,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
170	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度道路防災に関する対策工法等検討業務	工事等(工事)	平成19年7月10日	29,295,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
171	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度低入札工事コスト構造解析業務	工事等(工事)	平成19年8月7日	53,550,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
172	国土交通省	近畿地方整備局	洪水調節専用(流水型)ダム基本設計方針検討業務	工事等(工事)	平成19年9月5日	19,320,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
173	国土交通省	近畿地方整備局	国土交通省防災情報通信ネットワーク基盤整備検討業務	工事等(工事)	平成19年10月18日	69,195,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
174	国土交通省	近畿地方整備局	貯水池周辺地すべりに関する業務	工事等(工事)	平成19年10月18日	10,080,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
175	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度公共工事の品質確保に関する検討業務	工事等(工事)	平成19年10月25日	33,075,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
176	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度まちづくりにおける河川空間の利活用方策検討業務	工事等(工事)	平成19年10月25日	35,490,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
177	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度管理ダムデータベース公開業務	工事等(工事)	平成19年10月25日	23,940,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
178	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度先進国の公共調達規則・制度に関する動向調査業務	工事等(工事)	平成19年11月13日	32,655,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
179	国土交通省	近畿地方整備局	ダム・堰施設設計に関する検討業務	工事等(工事)	平成19年11月21日	19,845,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
180	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度機械設備工事技術審査支援業務	工事等(工事)	平成19年11月22日	9,240,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
181	国土交通省	近畿地方整備局	河川用ゲート設備の効率的な維持管理手法に関する検討業務	工事等(工事)	平成19年12月7日	9,660,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
182	国土交通省	近畿地方整備局	災害時における建設機械等の活用方策検討業務	工事等(工事)	平成19年12月11日	12,600,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
183	国土交通省	中国地方整備局	技術提案審査等補助業務	役務	平成19年4月2日	129,675,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
184	国土交通省	中国地方整備局	平成19年度 建設副産物等情報提供	役務	平成19年4月25日	5,586,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
185	国土交通省	中国地方整備局	管内工事検査支援業務	役務	平成19年5月9日	6,720,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
186	国土交通省	中国地方整備局	瀬戸内海水質連続観測業務	工事等(工事)	平成19年6月25日	2,247,000	民間企業	公募による随意契約	1	
187	国土交通省	中国地方整備局	瀬戸内海沿岸における海辺の自然学校運営業務	工事等(工事)	平成19年7月18日	4,998,000	その他	企画競争による随意契約	1	
188	国土交通省	四国地方整備局	平成19-21年度 国営讃岐まんのう公園維持管理業務委託	役務	平成19年4月2日	1,311,660,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	国庫債務負担行為 (当年度契約分)
189	国土交通省	四国地方整備局	平成19年度支出証書類編纂等業務	役務	平成19年5月9日	2,435,160	所管公益法人	一般競争契約	1	
190	国土交通省	四国地方整備局	港湾施設を核とした広域連携による地域活性化の推進業務	役務	平成19年7月20日	1,000,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
191	国土交通省	四国地方整備局	みたと観光を活用した港湾施設の利用促進検討支援業務	役務	平成19年11月2日	25,200,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
192	国土交通省	四国地方整備局	四国の物流動向を踏まえた港湾機能高度化検討業務	役務	平成19年11月26日	15,750,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
193	国土交通省	九州地方整備局	平成19年度 技術管理情報分析支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	13,650,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
194	国土交通省	九州地方整備局	平成19年度車両管理業務	役務	平成19年4月2日		単価 民間企業	指名競争契約	3	
195	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	青森河川国道事務所技術審査・総合評価等支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	103,950,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
196	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	青森河川国道事務所検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	107,100,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
197	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	青森河川国道事務所積算補助業務	工事等(工事)	平成19年4月26日		単価 所管公益法人	公募による随意契約	1	
198	国土交通省	東北地方整備局青森河川国道事務所	道路情報活用等検討業務	役務	平成19年12月17日	9,712,500	その他	企画競争による随意契約	1	
199	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	27,510,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
200	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	152,250,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
201	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所技術審査・総合評価等支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	133,770,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
202	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所管内河川管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	22,050,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
203	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所管内道路管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	157,500,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
204	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所河川監督補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	24,360,000	民間企業	企画競争による随意契約	4	
205	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	64,470,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
206	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形河川国道事務所管内河川管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	59,850,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 礼)者数	備考
207	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形河川国道事務所管内道路管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	189,000,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
208	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形管内東北中央自動車道監督補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	36,960,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
209	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形管内東北中央自動車道現場資料作成業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	48,930,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
210	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	電気等設備点検業務	役務	平成19年4月2日	126,000,000	民間企業	一般競争契約	1	
211	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	積算補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月24日	単価	所管公益法人	公募による随意契約	1	
212	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形市街地道路空間整備検討業務	工事等(工事)	平成19年10月5日	13,020,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
213	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	福島河川国道事務所総合評価等支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	177,975,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
214	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	27,510,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
215	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	福島河川国道事務所検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	91,350,000	所管公益法人	公募による随意契約	5	
216	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	福島河川国道事務所新直轄技術支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	44,625,000	民間企業	公募による随意契約	1	
217	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	福島河川国道事務所積算補助業務	役務	平成19年4月17日	単価	所管公益法人	公募による随意契約	1	
218	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度河川・海岸水文観測所保守点検業務	役務	平成19年4月2日	34,125,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
219	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所積算補助業務	工事等(工事)	平成19年4月3日	37,485,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
220	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所低入札	工事等(工事)	平成19年4月6日	9,870,000	所管公益法人	公募による随意	1	
221	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度河川・海岸水文資料整理業務	役務	平成19年4月6日	15,960,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
222	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路管内建設資材単価特別調査業務	工事等(工事)	平成19年10月19日	3,780,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
223	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	11,025,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
224	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	用地補償総合技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	16,800,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
225	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	93,450,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
226	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	芦田川河川等管理補助業務	役務	平成19年4月2日	46,200,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
227	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山河川道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	46,725,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
228	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山技術提案審査等補助業務	工事等(工事)	平成19年5月7日	2,940,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
229	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	山口検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	141,750,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
230	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	山口用地補償総合技術業務	工事等(用地取得・補償)	平成19年4月2日	16,695,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
231	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	島地川ダム管理補助等業務	役務	平成19年4月2日	28,560,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
232	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	山口道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	81,060,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
233	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	山口電気契約履行確認等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	26,250,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
234	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	山口改築契約履行確認等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	95,550,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
235	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	山口管理契約履行確認等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	122,850,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
236	国土交通省	北陸地方整備局信濃川河川事務所	信濃川河川事務所事業展開・推進支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	35,385,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
237	国土交通省	北陸地方整備局信濃川河川事務所	堤防耐震性能照査手法検討業務	工事等(工事)	平成19年11月30日	29,400,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
238	国土交通省	中部地方整備局庄内川河川事務所	平成19年度 庄内川河川体験と協働のあり方検討業務	工事等(工事)	平成19年8月8日	25,725,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
239	国土交通省	中部地方整備局木曽川下流河川事務所	平成19年度 木曽川下流積算技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	67,725,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
240	国土交通省	中部地方整備局木曽川下流河川事務所	平成19年度 木曽川下流総合評価技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	9,870,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
241	国土交通省	中部地方整備局木曽川下流河川事務所	平成19年度 木曽川下流現場検査技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	55,650,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
242	国土交通省	中部地方整備局木曽川下流河川事務所	平成19年度 木曽川下流調査設計技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	81,900,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
243	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川河川公園基本計画改定業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	65,310,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
244	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川管内河川レンジャー運営業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	52,080,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
245	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度工事技術資料整理業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	22,365,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
246	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川資料館管理業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	71,925,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
247	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川生態環境調査検討業務	工事等(工事)	平成19年5月17日	90,300,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
248	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川河川事務所工事積算補助業務	工事等(工事)	平成19年6月1日	44,205,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
249	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度大阪府域沿川市街地整備計画調査検討業務	工事等(工事)	平成19年6月6日	29,400,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
250	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度大阪市高規格堤防整備計画調査検討業務	工事等(工事)	平成19年8月7日	30,828,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
251	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所	平成19年度淀川管内河川台帳資料整理システム入力業務	役務	平成19年12月3日	7,675,500	所管公益法人	一般競争契約	1	
252	国土交通省	九州地方整備局筑後川河川事務所	筑後・矢部川通信設備点検業務	役務	平成19年4月2日	53,025,000	民間企業	一般競争契約	2	
253	国土交通省	九州地方整備局筑後川河川事務所	筑後・矢部川電気設備点検業務	役務	平成19年4月2日	33,600,000	民間企業	一般競争契約	2	
254	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事務所	新潟市におけるバス停環境整備に関する調査検討業務委託	工事等(工事)	平成19年7月30日	17,535,000	所管公益法人	公募による随意契約	2	
255	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道現場検査技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	120,750,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
256	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道積算技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	115,500,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
257	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度名古屋国道工務設計技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	158,550,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
258	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道管理設計技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	169,050,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
259	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 共同溝維持管理手法策定業務	工事等(工事)	平成19年4月16日	86,940,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
260	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 豊田地域ITS道路情報提供実験業務	工事等(工事)	平成19年4月17日	92,400,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
261	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 名古屋国道管内特殊車両検査確認業務	役務	平成19年5月28日	3,675,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
262	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 23号大気環境改善施策策定業務	工事等(工事)	平成19年8月8日	22,575,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
263	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 愛知地域ITSマスタープラン策定業務	工事等(工事)	平成19年11月1日	36,435,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
264	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 名四国道調査設計技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	210,000,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
265	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 名四国道積算技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	286,650,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
266	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 名四国道事務所現場検査技術業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	93,450,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
267	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 名四国道事務所用地補償 総合技術業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	28,455,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
268	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 名四国道建設技術評価分 析業務	工事等(工 事)	平成19年9月28日	16,380,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
269	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道技術資料作成等補 助業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	33,285,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
270	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内道路設計点検 業務	工事等(工 事)	平成19年9月6日	4,935,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
271	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度 京都国道管内購入土価格 他実態調査業務	工事等(工 事)	平成19年11月13日	3,129,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
272	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度道路情報管理業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	55,125,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
273	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度工事技術資料支援業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	25,830,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
274	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	23,415,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
275	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度特殊車両通行許認可技術補 助業務	役務	平成19年4月2日	44,100,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
276	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道管内特殊車両取締 指導補助業務	役務	平成19年4月2日	7,035,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
277	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道工務課積算補助業 務	工事等(工 事)	平成19年4月13日	50,925,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
278	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度2号浜手バイパス高架橋鋼 製橋脚補修検討業務	工事等(工 事)	平成19年7月6日	95,550,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
279	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道事務所道路占用適 正化促進補助業務	役務	平成19年8月31日	14,070,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
280	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江道路巡回業務	役務	平成19年4月2日	80,430,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
281	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江検査補助業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	185,325,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
282	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江用地補償総合技術業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	32,550,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
283	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江技術補助業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	44,625,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
284	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江地区契約履行確認等補助業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	54,600,000	民間企業	企画競争による 随意契約	3	
285	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	出雲地区契約履行確認等補助業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	95,025,000	民間企業	企画競争による 随意契約	2	
286	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	雲南地区契約履行確認等補助業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	81,900,000	民間企業	企画競争による 随意契約	3	
287	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江技術審査等補助業務	工事等(工 事)	平成19年4月27日	2,940,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
288	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	岡山国道用地補償総合技術業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	16,800,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
289	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	岡山道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	64,050,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
290	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	岡山道路巡回業務	役務	平成19年4月2日	84,525,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
291	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	積算資料作成業務	工事等(工 事)	平成19年4月4日	226,058,910	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
292	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内積算資料作成補 助業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	165,900,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
293	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内道路巡回補助業 務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	22,575,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
294	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内道路許認可等補 助業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	84,000,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
295	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内技術審査等補助 業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	61,950,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
296	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内検査補助業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	155,400,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 礼)者数	備考
297	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	平成19年度 北九州国道管内道路防災管理支援業務	工事等(工事)	平成19年7月12日	7,980,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
298	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道管内道路施設情報管理業務	工事等(工事)	平成19年9月26日	47,145,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
299	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港大水深岸壁及び東航路整備に係る航行安全検討業務	役務	平成19年5月28日	29,673,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
300	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港浮体式防災基地による海上支援活動検討業務	役務	平成19年7月26日	36,750,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
301	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港浚渫土砂利活用技術検証業務	役務	平成19年8月22日	38,535,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
302	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港大水深岸壁等施工基準検討業務	役務	平成19年8月29日	19,425,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
303	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港国際競争力強化に向けた将来構想検討業務	役務	平成19年10月11日	30,135,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
304	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港海洋環境把握検討業務	役務	平成19年10月11日	17,955,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
305	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港環境負荷軽減業務	役務	平成19年10月19日	16,065,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
306	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港埠頭保安設備検討業務	役務	平成19年10月25日	18,375,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
307	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港コンテナターミナルの最適配置検討業務	役務	平成19年10月31日	15,750,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
308	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港維持管理計画書作成業務	役務	平成19年11月7日	5,880,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
309	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港防災機能強化方策検討業務	役務	平成19年11月14日	32,025,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
310	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港都市型港湾の海辺整備に係る検討業務	役務	平成19年11月21日	23,625,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
311	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港空港整備事業との連携による事業効果分析検討業務	役務	平成19年11月22日	19,950,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
312	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾事務所	神戸港湾事務所広報誌作成業務	役務	平成19年4月6日	9,996,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
313	国土交通省	北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所	GPS基準局データ利用	役務	平成19年4月2日	5,250,000	その他	公募による随意契約	1	
314	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	庁舎清掃等(広島港)	役務	平成19年4月2日	1,995,000	民間企業	一般競争契約	2	
315	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	広島空港工事検査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	16,485,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
316	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	呉港業務資料作成	物品等(製造)	平成19年8月9日	7,980,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
317	国土交通省	北海道開発局	物品調達契約等総合管理システム改良業務	役務	平成19年9月13日	15,660,540	民間企業	企画競争による随意契約	1	
318	国土交通省	北海道開発局	農業土木工事費積算システム改良業務	役務	平成19年11月6日	9,975,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
319	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌開発建設部管内 道路技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月5日	80,850,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
320	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌開発建設部管内 道路積算補助業務	工事等(工事)	平成19年4月5日	74,550,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
321	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川流域河川事業計画検討業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	22,155,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
322	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	千歳川水産環境影響調査業務	工事等(工事)	平成19年4月11日	11,644,500	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
323	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川中流域治水事業検討業務	工事等(工事)	平成19年4月11日	17,640,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
324	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川河川愛護啓発活動推進業務	工事等(工事)	平成19年4月18日	41,370,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
325	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	夕張シューパロダム施工管理委員会等審査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月25日	25,830,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
326	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川開発建設部管内 下流地区監督補助業務	工事等(工事)	平成19年4月25日	50,925,000	民間企業	企画競争による随意契約	2	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 礼)者数	備考
327	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	治水事業啓発活動企画検討業務	工事等(工事)	平成19年5月9日	30,660,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
328	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	夕張シューパロダム 国有林野協議図書作成業務	工事等(工事)	平成19年5月16日	19,950,000	その他の公益法人	指名競争契約	2	
329	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	絵画等による河川啓発業務	役務	平成19年5月17日	9,870,000	民間企業	企画競争による随意契約	2	
330	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川流域振興構想検討業務	工事等(工事)	平成19年6月6日	42,000,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
331	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川開発建設部管内 上流地区監督補助業務	工事等(工事)	平成19年6月27日	15,540,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
332	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川に学ぶ活動企画推進業務	工事等(工事)	平成19年7月4日	40,950,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
333	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	豊平川流域管理計画検討業務	工事等(工事)	平成19年7月25日	29,715,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
334	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	雨竜川外川づくり懇談会企画検討業務	工事等(工事)	平成19年10月24日	6,405,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
335	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川下流洪水予測モデル改良検討業務	工事等(工事)	平成19年11月7日	22,050,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
336	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	幾春別川総合開発事業の内 堆積岩類保全計画検討業務	工事等(工事)	平成19年11月28日	4,410,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
337	国土交通省	北海道開発局函館開発建設部	函館開発建設部管内 道路網調査検討業務	工事等(工事)	平成19年4月24日	35,700,000	民間企業	企画競争による随意契約	5	
338	国土交通省	北海道開発局函館開発建設部	函館管内港湾漁港積算補助業務	工事等(工事)	平成19年8月21日	12,390,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
339	国土交通省	北海道開発局函館開発建設部	監督測量船しらゆり定期整備	役務	平成19年12月5日	4,662,000	民間企業	一般競争契約	1	
340	国土交通省	北海道開発局函館開発建設部	監督測量船みずなぎ定期整備	役務	平成19年12月19日	6,615,000	民間企業	一般競争契約	1	
341	国土交通省	大阪航空局	平成19年度MSAS海外標定局維持管理請負	役務	平成19年4月1日	94,000,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
342	国土交通省	大阪航空局	空港有害鳥類防除業務請負	役務	平成19年4月1日	365,925,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
343	国土交通省	大阪航空局	平成19年度空港警務消防等業務請負	役務	平成19年4月1日	2,109,870,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
344	国土交通省	大阪航空局	大阪国際空港航空機騒音及び飛行経路実態調査	役務	平成19年5月18日	32,025,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
345	国土交通省	大阪航空局	大分空港航空機騒音及び飛行経路実態調査	役務	平成19年7月30日	4,935,000	所管公益法人	不落・不調による随意契約	-	
346	国土交通省	大阪航空局	熊本空港航空機騒音及び飛行経路実態調査	役務	平成19年7月30日	5,250,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
347	国土交通省	大阪航空局	福岡空港航空機騒音実態調査	役務	平成19年7月30日	1,312,500	所管公益法人	一般競争契約	4	
348	国土交通省	福岡航空交通管制部	平成19年度福岡航空交通管制部機械設備その他保全業務	役務	平成19年4月1日	37,590,000	民間企業	一般競争契約	1	
349	国土交通省	那覇航空交通管制部	構内交換電話設備保守	役務	平成19年4月1日	1,234,800	民間企業	一般競争契約	1	
350	国土交通省	札幌管区気象台	空港気象ドップラーレーダー装置本体点検・調整作業	役務	平成19年4月27日	1,890,000	民間企業	公募による随意契約	1	
351	国土交通省	札幌管区気象台	空港気象ドップラーレーダー装置点検・調整作業(後期)	役務	平成19年10月9日	2,068,500	民間企業	公募による随意契約	1	
352	国土交通省	大阪管区気象台	航空用気象観測装置点検整備	役務	平成19年7月24日	4,200,000	民間企業	公募による随意契約	1	
353	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度ワシントン条約及びラムサール条約対応調査	役務	平成19年4月2日	6,667,500	所管公益法人	公募による随意契約	1	
354	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度トキ野生復帰モニタリング計画等策定業務	役務	平成19年5月23日	9,999,150	所管公益法人	公募による随意契約	1	
355	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度リスコミュニケーション推進事業業務	役務	平成19年7月25日	13,020,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
356	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度野生鳥獣感染症モニタリング調査	役務	平成19年9月25日	8,925,000	その他の公益法人	一般競争契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
357	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度土壌環境モニタリング推進調査(検討・調査)	役務	平成19年10月2日	27,993,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	2	
358	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度世界自然遺産地域(知床)現地調査受入等業務	役務	平成19年10月12日	4,987,500	所管公益法人	一般競争契約 (総合評価方式)	1	
359	環境省	本省(自然環境局)	平成19年度新宿御苑菟藪栽培管理委託業務	役務	平成19年4月2日	14,998,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
360	防衛省	陸上自衛隊九州補給処	BATTER	物品等(購 入)	平成19年5月29日	2,000,000	民間企業	公募による随意 契約	1	
361	防衛省	陸上自衛隊九州補給処調達会計部	自動車運行記録計(タコグラフ)の整備ほか4件	役務	平成19年10月9日	1,053,762	民間企業	競争性のない随 意契約	-	
362	防衛省	技術研究本部岐阜試験場	アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に係わる構成要素の性能確認試験のための労務借上(その3)	役務	平成19年4月5日	3,330,600	所管公益法人	一般競争契約	1	
363	防衛省	技術研究本部岐阜試験場	99式空対空誘導弾(改)の性能確認試験(空中発射試験)のための労務借上(その9)	役務	平成19年6月28日	1,216,950	所管公益法人	一般競争契約	1	
364	防衛省	技術研究本部岐阜試験場	アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に係わる構成要素の性能確認試験(母機適合性試験)のための技術支援(その4)	役務	平成19年12月3日	4,620,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
365	防衛省	那覇防衛施設局(現:沖縄防衛局)	平成19年度駐留軍等労働者の救急薬品	物品等(購 入)	平成19年4月24日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
366	防衛省	那覇防衛施設局(現:沖縄防衛局)	平成19年度健康診断	役務	平成19年8月22日	3,466,743	その他	一般競争契約	2	

2-1-

い 20

12

番号	省庁等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
1	法務省	京都地方務局	登記事項証明書作成等事務の業務委託	役務	平成19年4月2日	48,709,500	所管公益法人	一般競争契約	1	当該条件を削除
2	法務省	那覇地方務局	登記事項証明書作成等事務の業務委託	役務	平成19年4月2日	38,545,500	所管公益法人	一般競争契約	1	当該条件を削除
3	文部科学省	文化庁	アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業1式	役務	平成19年7月2日	54,496,094	所管公益法人	公募による随意 契約	1	当該条件を削除
4	防衛省	海上自衛隊補給本部	需品技術管理業務等に関する役務	役務	平成19年4月2日	11,340,000	民間企業	公募による随意 契約	1	当該条件を削除
5	防衛省	海上自衛隊補給本部	類別原資料に係る審査及び照合等役務	役務	平成19年4月2日	26,880,000	民間企業	公募による随意 契約	1	当該条件を削除
6	防衛省	海上自衛隊補給本部	艦船技術資料の受付、整理、廃棄等の役務	役務	平成19年4月2日	1,984,500	民間企業	公募による随意 契約	1	当該条件を削除
7	防衛省	海上自衛隊補給本部	被服管理業務に関する役務	役務	平成19年4月6日	4,565,400	民間企業	公募による随意 契約	1	当該条件を削除
8	防衛省	海上自衛隊補給本部	物品増減及び現在額報告書資料作成支援役務	役務	平成19年4月12日	5,974,500	民間企業	公募による随意 契約	1	当該条件を削除
9	防衛省	海上自衛隊航空補給処	保管物品の現況調査	役務	平成19年4月9日	8,725,500	民間企業	公募による随意 契約	1	当該条件を削除
10	防衛省	海上自衛隊航空補給処	原価監査業務等に関する役務	役務	平成19年4月9日	4,977,000	民間企業	公募による随意 契約	1	当該条件を削除
11	防衛省	海上自衛隊航空補給処	航空機部品の防せい業務	役務	平成19年4月27日	単価	民間企業	公募による随意 契約	1	当該条件を削除
12	防衛省	海上自衛隊航空補給処	調達業務等に関する役務	役務	平成19年9月28日	9,628,500	民間企業	公募による随意 契約	1	当該条件を削除

表 2 - (1) - ウ - ④ 応募（応札）条件として官公庁の受注実績を設定している例①

調査対象機関名	内閣府沖縄総合事務局（総務部）								
契約件名	平成 19 年度沖縄総合事務局総務部 LAN システム保守管理及び運用支援業務								
契約方式	一般競争契約								
契約の相手方	民間事業者								
契約日	平成19年 4 月 2 日								
契約金額（税込）	44,625,000円								
応募（応札）者数	1 者								
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>沖縄総合事務局総務部では、本契約に係る入札説明書において、競争参加資格として、「行政機関(独立行政法人、特殊法人を含む。)において、(中略)掲げる内容と同等又はそれ以上の保守管理業務及び運用支援業務の実績がある事業者であることを証明する書類」の提出を求めている。</p> <p>他方、沖縄総合事務局内の他の部(財務部、農林水産部及び運輸部)では、同様の契約の入札説明書等において、競争参加資格に行政機関との契約実績を求める必要性がないとして当該規定は設けていない。</p> <p>表 沖縄総合事務局の各部 LAN システム保守管理及び運用支援業務に係る競争参加資格</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>競争参加資格のうち行政機関との契約実績を求めているもの</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>「行政機関(独立行政法人、特殊法人を含む。)において、(中略)保守管理業務及び運用支援業務の実績がある事業者であることを証明する書類を提出すること。」</td> </tr> <tr> <td>財務部</td> <td rowspan="3">競争参加資格に行政機関との契約実績を求める必要性がないことから当該規定は設けていない。</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> </tr> <tr> <td>運輸部</td> </tr> </table> <p>(注) 経済産業部の LAN システム保守管理及び運用支援業務は、経済産業省本省が契約している。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>業者の信用性を担保するために行政機関との実績を求めていたものだが、今後、競争参加資格に行政機関との実績を求めることは見直したい。</p>	部	競争参加資格のうち行政機関との契約実績を求めているもの	総務部	「行政機関(独立行政法人、特殊法人を含む。)において、(中略)保守管理業務及び運用支援業務の実績がある事業者であることを証明する書類を提出すること。」	財務部	競争参加資格に行政機関との契約実績を求める必要性がないことから当該規定は設けていない。	農林水産部	運輸部
部	競争参加資格のうち行政機関との契約実績を求めているもの								
総務部	「行政機関(独立行政法人、特殊法人を含む。)において、(中略)保守管理業務及び運用支援業務の実績がある事業者であることを証明する書類を提出すること。」								
財務部	競争参加資格に行政機関との契約実績を求める必要性がないことから当該規定は設けていない。								
農林水産部									
運輸部									

表 2 - (1) - ウ - ④ 応募（応札）条件として官公庁の受注実績を設定している例②

調査対象機関名	法務省入国者収容所東日本入国管理センター
契約件名	庁舎維持管理業務請負契約
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	73,500,000円
応募（応札）者数	2者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>入国者収容所東日本入国管理センターでは、庁舎維持管理業務の契約について、平成18年度までは競争性のない随意契約としていたものを、19年度から一般競争契約に変更し、その入札の参加資格として、次の条件（応札条件）を設定している。</p> <p>① 平成14年度以降の5年間において、公共機関の類似施設（国、都道府県等）との間に、一契約当たり延床面積23,000㎡以上の施設管理業務実績があること</p> <p>② 類似施設とは、収容施設、宿泊施設及び研修施設が同一施設にある（注）ものとする</p> <p>（注）東日本入国管理センターは、不法入国者の収容施設、入国管理局職員の研修施設及び宿泊施設が一体となった施設等機関である。</p> <p>③ 牛久市又は牛久市近郊に本社、支社又は営業所を5年以上有していること</p> <p>等</p> <p>しかしながら、応札条件のうち、収容機能を要する施設における維持管理業務の実績については、公共機関としての収容施設が数少ないことから、当該実績要件を満たす者は、過去同センターの庁舎維持管理業務を請け負ったことのある者等に事実上限定されている。</p> <p>したがって、当該契約については、公共機関における収容施設、宿泊施設及び研修施設が同一である施設の管理業務実績という応札条件を緩和する必要がある。</p>

表 2 - (1) - ウ - ④ 応募（応札）条件として官公庁の受注実績を設定している例③

調査対象機関名	農林水産省北海道森林管理局空知森林管理署
契約件名	庁舎清掃等委託
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成 19 年 4 月 2 日
契約金額（税込）	5,286,960 円
応募（応札）者数	1 者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>空知森林管理署（以下「空知署」という。）は、毎年度、同署のほか、芦別及び上芦別合同森林事務所、夕張合同森林事務所を含めた庁舎清掃業務を委託しており、その契約方式については、平成 17 年度までは民間事業者（特定民間法人）との競争性のない随意契約によっていたが、18 年度以降は一般競争契約に移行している。ただし、応札者は、平成 18 年度及び 19 年度とも、17 年度までの契約の相手方 1 者で、当該事業者が落札している。</p> <p>本件では、競争参加資格の一つとして、「本入札に係る業務と同種の業務実績等を証明できる者」との条件を付しており、事前に入札に付する業務と同種の業務の官公庁における過去 3 年間の実績を証明する書類を提出させ、要件を満たした者を競争に参加させる方式を採っている。</p> <p>庁舎清掃業務の内容は、掃き掃除、拭き掃除、茶器掃除、便所掃除、湯沸室掃除、除草、ワックスがけ、除雪等であり、業務内容として特殊な技能を必要とするものではないことから、競争参加資格として、業務の内容と直接的な関係のない官公庁における業務実績を入札参加資格とする合理性に乏しい。</p> <p>なお、平成 20 年度においても、同様の入札参加資格を設定した一般競争入札を行っているが、応札者は 19 年度の契約相手方 1 者のみで、当該事業者が落札している。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>委託する事業者の業務内容には、清掃業務の実施場所である各庁舎の表玄関及び通用門の開錠や施錠といった業務に含んでおり、無人の庁舎に立ち入ることとなるため、受注業者には信用や安全性を求めている。過去に官公庁における清掃業務の実績があれば、これらが担保されると判断し、競争参加要件としている。</p> <p>また、岩見沢市に所在する空知署だけの業務であれば、ほかにも競争に参加する者がいたかもしれないが、空知署のほか、芦別市及び夕張市の森林事務所も業務の実施場所としたため、これらの庁舎にも作業員を派遣しなければならないことがあい路となって、入札事業者が 1 者となった可能性がある。</p>

表 2 - (1) - ウ - ④ 応募（応札）条件として官公庁の受注実績を設定している例④

調査対象機関名	経済産業省東北経済産業局
契約件名	給与事務システムの賃貸借契約
契約方式	不落・不調による随意契約（一般競争入札を実施）
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成 19 年 4 月 2 日
契約金額（税込）	3,081,960円
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>東北経済産業局では、本件の入札説明書において、競争入札に参加しようとする者は、入札に先立って、交付する給与事務システム仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき落札した際に納付する物品の規格等を証明する書類等を提出することとし、提出された種類を審査して、合格した者のみ入札に参加できることとしている。</p> <p>仕様書においては、本件システムが満たすべき設計上の条件として、法令に忠実な設計、法改正への対応、柔軟なシステム構成、優れた操作性等の項目を列挙しているが、その中に、「200 名以上の国の機関（国家行政組織法に定める機関、国会、裁判所等）に対して、給与支給を実施した運用稼働の実績を複数（20 機関以上）有すること。」という項目が掲げられている。</p> <p>この実績に係る項目は、本件システムが満たすべき設計上の条件ではないことから、削除すべきものである。また、安定的に業務を実施することの条件として、国の機関での実績を要求することについては、そもそも、給与事務システムは「国の機関」に限られるのではなく、また、国の機関の給与事務であるため特に正確に行われなければならないものではないことから、必要な条件とはいえない。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>給与事務は、正確に行われるものであるとともに、遅延が許されない業務であることから、これまで安定的に業務を実施していることを条件として設定したものである。</p>

表 2 - (1) - ウ - ④ 応募（応札）条件として官公庁の受注実績を設定している例⑤

調査対象機関名	国土交通省東北地方整備局 等										
契約件名	平成 19 年度車両管理業務 ・ 平成 20 年度車両管理業務										
契約方式	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(平成 19 年度)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(平成 20 年度)</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局（港湾空港部以外）</td> <td>①指名競争契約</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局港湾空港部</td> <td>② 一般競争契約</td> </tr> <tr> <td>等</td> <td>③一般競争契約</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 一般競争契約</td> </tr> </table>	(平成 19 年度)	(平成 20 年度)	東北地方整備局（港湾空港部以外）	①指名競争契約	東北地方整備局港湾空港部	② 一般競争契約	等	③一般競争契約		④ 一般競争契約
(平成 19 年度)	(平成 20 年度)										
東北地方整備局（港湾空港部以外）	①指名競争契約										
東北地方整備局港湾空港部	② 一般競争契約										
等	③一般競争契約										
	④ 一般競争契約										
契約の相手方	上記①、②、③及び④の契約の相手方は全て異なる民間事業者である。										
契約日	(平成 19 年度) 平成 19 年 4 月 2 日 (平成 20 年度) 平成 20 年 4 月 1 日										
契約金額（税込）	①1,806,000 円 ②1,753,500 円 ③604,800 円 ④438,900 円（※金額は基本月額）										
応募（応札）者数	① 4 者 ② 2 者 ③ 7 者 ④ 6 者										
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>地方整備局における車両管理業務については、平成 19 年度までは一部を除き指名競争契約としていたが、契約の競争性・透明性を高めるため、20 年度からは一般競争契約に移行することとしている。</p> <p>今回、平成 20 年度当初に一般競争契約を締結した東北、関東（港湾空港部は 1 年分、港湾空港部以外の部は前半分）、中国及び九州地方整備局の本局（港湾空港部と同部以外の部）を対象に、両部の車両管理業務に係る契約の応札条件の設定状況を調査したところ、次のとおり、応札条件の設定状況が区々となっている状況がみられた。</p> <p>① 港湾空港部以外の部では応札条件に官公庁の受注実績を付しているが、港湾空港部では当該条件を付していない。（関東地方整備局、九州地方整備局）</p> <p>なお、関東地方整備局（港湾空港部以外の部）では、平成 20 年度後半分の契約から、官公庁の受注実績を応札条件として設定していない。</p> <p>② 港湾空港部も同部以外のいずれもが応札条件に官公庁の受注実績を付している。ただし、港湾空港部以外の部では県内の官公庁に限定しているが、港湾空港部ではこのような限定はない。（東北地方整備局）</p> <p>地方整備局の車両管理業務に係る契約の応札条件に官公庁の実績を付す理由は乏しく、また、地方整備局内あるいは地方整備局間で応札条件に差異を設ける理由も乏しいことから、官公庁の受注実績を応札条件としないこととする必要がある。</p> <p>なお、これらの地方整備局においては、管内の出先機関の車両管理業務について、平成 20 年度の地方整備局本局での一般競争契約の実績を踏まえて、一般競争契約に移行することとしている。</p> <p>※ 国土交通省によれば、関東地方整備局（港湾空港部以外の部）を含め 116 事務所等の平成 20 年度後半分の車両管理業務契約について、すべて一般競争</p>										

契約で締結したとしている。また、その際に、新規参入がしやすいように、過去の受注実績を要件にしないなどの入札参加資格要件の見直し等の改善措置を講じたとしている。

表 地方整備局の平成 20 年度車両管理業務に係る契約における競争参加資格の比較

区分	港湾空港部以外	港湾空港部	
東北地方整備局	契約の方式	一般競争契約 (20 年度から)	一般競争契約 (14 年度から)
	競争参加資格 (官公庁の受注実績要件)	平成 14 年度以降において、宮城県内の国の機関・地方公共団体において請負契約として車両管理業務で、元請として完了した業務の実績を 1 件以上有することを証明したものであること。	平成 17 年度以降に国、地方公共団体又は特殊法人等から車両管理業務を受注し履行した実績を有すること。
	応札者数	2 者	6 者
中国地方整備局	契約の方式	一般競争契約 (20 年度から)	一般競争契約 (16 年度から)
	競争参加資格 (官公庁の受注実績要件)	平成 14 年度以降において、請負業務として下記①～②に示す発注者から発注された車両管理業務で、元請けとして完了した業務実績 (契約期間が 1 年以上のもの) を 1 件以上有すること。 ①国の機関 (事業団、特殊会社、独立行政法人等を含む。) ②地方公共団体	国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人、国立大学法人において、受注実績を要すること。
	応札者数	3 者	4 者
九州地方整備局	契約の方式	一般競争契約 (20 年度から)	一般競争契約 (20 年度から)
	競争参加資格 (官公庁の受注実績要件)	○平成 15 年度以降において、下記に示す発注者から発注された車両管理業務で元請けとしての業務実績を 1 件以上有すること。 ・国土交通省、他省庁、旧公社公団 (独立行政法人を含む。) 及び地方公共団体 ○九州管内に本店、支店又は営業所等があること。	○ (社) 日本自家用自動車管理業協会の正会員であること。 ○福岡県内に本社、支社又は営業所を有していること。
	応札者数	3 者	5 者

(注) 1 当省の調査結果による。下線は、当省が付した。
2 九州地方整備局の港湾空港部の欄は、北九州港湾・空港整備事務所のデータである。

表 2 - (1) - ウ - ④ 応募（応札）条件として官公庁の受注実績を設定している例⑥

調査対象機関名	国土交通省中部地方整備局
契約件名	平成19年度 四日市港湾事務所庁舎内装外工事
契約方式	一般競争契約（総合評価方式）
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年8月2日
契約金額（税込）	336,000,000円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>中部地方整備局（港湾空港部）では、本件契約の競争参加資格として「国・地方公共団体又は特殊法人の建築工事受注実績があること」との条件を付しており、民間事業所の建築工事实績しかない事業者は、入札に参加できないものとなっている。</p> <p>これに対し、他の機関（木曾川下流河川事務所「平成19年度長島出張所耐震及び庁舎改修工事」（契約金額13,975,500円））では、民間事業所の建築工事实績しかない事業者についても競争参加資格を認めている。</p> <p>本契約についても、より競争性を高めるため、官公庁等との間に契約実績がなくても競争に参加できるよう、競争参加資格を緩和する余地があるとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>国の機関の庁舎の工事に当たっては、「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成18年8月4日）を熟知している必要があり、官公庁の建築工事实績があれば、同基準を熟知していることが容易に確認できるが、民間事業所の建築工事实績しかない事業者は、その確認をとることができないので競争入札に参加させることはできない。また、現状の競争参加要件であっても参加可能事業者数は193者ある。</p> <p>なお、当該要件は、工事内容により付しているものであり、軽微な修繕などについては、競争参加要件としていない。</p>

表 2 - (1) - ウ - ④ 応募（応札）条件として官公庁の受注実績を設定している例⑦

調査対象機関名	国土交通省北海道開発局函館開発建設部
契約件名	庁舎警備等業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額（税込）	11,279,803円
応募（応札）者数	2者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>函館開発建設部では、本件契約の競争参加資格の一つとして、「官公庁等との間に本件と同等程度の警備の常駐警備実績を有することを証明できる者であること」との条件を付している。</p> <p>この理由について、函館開発建設部は、業務内容が一般的な警備（庁舎の巡回、保安等）のほかに、官庁特有の業務として来庁者の対応や事故・苦情などに対する夜間の電話対応、道路・河川等管理施設に係る災害対応等があるためとしている。</p> <p>本件契約への入札参加希望者3者のうち1者は、官公庁等との間の実績を有していないことを理由に、入札前の資格審査において競争参加資格がないものとされているが、当該事業者が提出した資格審査資料をみると、当該事業者は、来訪者への対応、電話対応、火災、災害発生時の対応など警備以外の業務実績を有しており、本件契約に係る業務を実施可能な能力を有していたとみられる。</p> <p>このように、官公庁等との間に契約実績がなくても、当該業務を履行可能な業者が存在していること、庁舎警備に係る契約について官公庁等との実績を求めている機関もあることから、官公庁等との間に契約実績がなくても競争に参加できるよう、競争参加資格を緩和する余地があるとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>庁舎警備等業務については、業務内容が一般的な警備（庁舎の巡回、保安等）のほかに、官庁特有の業務として来庁者の対応や事故・苦情などに対する夜間の電話対応、道路・河川等管理施設に係る災害対応等があり、これらを適切に履行するためには官公庁等での実績があることを前提にする必要があると考え、官公庁等との間の同等程度の実績を求めているものである。今後の競争参加資格の在り方について検討したい。</p>

表2-(1)-ウ-④の付表 応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定している例

54 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区 分	契約方式	応募(応札) 者数	備考
1	内閣府	沖縄総合事務局総務部	平成19年度沖縄総合事務局総務部LANシステム保守管理及び運用支援業務	役務	平成19年4月2日	44,625,000	民間企業	一般競争契約	1	
2	法務省	横浜地方検察庁	タクシー借上げ契約	役務	平成19年4月2日	単価	その他	公募による随意契約	2	
3	法務省	横浜地方検察庁	タクシー借上げ契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	公募による随意契約	2	
4	法務省	入国者収容所東日本入国管理センター	庁舎維持管理業務請負契約	役務	平成19年4月2日	73,500,000	民間企業	一般競争契約	2	
5	文部科学省	文化庁	乗用自動車(ハイヤー)専属雇い上げ1式	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
6	厚生労働省	本省(大臣官房会計課)	医薬品等新申請・審査システム等運用支援業務一式	役務	平成19年4月2日	15,382,080	民間企業	不落・不調による随意契約	-	
7	厚生労働省	本省(医薬食品局)	覚せい剤等撲滅啓発事業	役務	平成19年4月2日	85,963,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
8	農林水産省	東北森林管理局	官庁会計事務データ通信システム(アダムス)等に係る歳入・歳出のデータ入力作業	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
9	農林水産省	東北森林管理局	東北森林管理局内国有林ネットワークシステムのLAN及びパーソナルコンピュータの保守委託	役務	平成19年4月2日	1,260,000	民間企業	一般競争契約	1	
10	農林水産省	東北森林管理局	白神山世界遺産(秋田)における原生的ブナ林の長期変動調査	役務	平成19年10月10日	1,869,000	所管公益法人	一般競争契約	2	
11	農林水産省	北海道森林管理局根釧西部森林管理署	国有財産(緑栄荘)解体撤去工事	工事等(工事)	平成19年11月27日	4,620,000	その他	一般競争契約	1	
12	農林水産省	北海道森林管理局空知森林管理署	庁舎清掃等委託(庁舎清掃延べ735日)	役務	平成19年4月2日	5,286,960	民間企業	一般競争契約	1	
13	経済産業省	東北経済産業局	給与事務システムの賃貸借契約	物品等(賃借)	平成19年4月2日	3,081,960	民間企業	不落・不調による随意契約	-	
14	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	国土交通大学校柏研修センター機械警備請負	役務	平成19年4月2日	3,565,800	民間企業	公募による随意契約	1	
15	国土交通省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度 技術研究開発に関する調査・検討業務	役務	平成19年4月16日	29,925,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
16	国土交通省	本省(北海道局)	電子複写機の保守及び消耗品の供給	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	4	
17	国土交通省	国土技術政策総合研究所	CALS支援業務	役務	平成19年4月2日	294,000,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
18	国土交通省	国土技術政策総合研究所	平成19年度車両管理業務(単価契約)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
19	国土交通省	東北地方整備局	東北地方整備局車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	7	
20	国土交通省	東北地方整備局	電気通信設備点検業務	役務	平成19年4月2日	105,000,000	民間企業	一般競争契約	1	
21	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度企業情報提供業務	役務	平成19年4月2日	2,835,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
22	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度四日市港湾事務所庁舎内装外工事	工事等(工事)	平成19年8月2日	336,000,000	民間企業	一般競争契約(総合評価方式)	1	
23	国土交通省	九州地方整備局	平成19年度車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	3	
24	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	鉄砲町エレベータ設備保守点検業務	役務	平成19年5月31日	2,184,000	民間企業	一般競争契約	1	
25	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	11,025,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
26	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山河川道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	46,725,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
27	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	佐波川河川管理補助業務	役務	平成19年4月2日	12,180,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区 分	契約方式	応募(応札) 者数	備考
28	国土交通省	中国地方整備局山口河川 国道事務所	島地川ダム管理補助等業務	役務	平成19年4月2日	28,560,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
29	国土交通省	中部地方整備局庄内河川 事務所	平成19年度 情報処理端末機器総合保守業務	物品等 (賃借)	平成19年4月2日	5,565,000	民間企業	一般競争契約	1	
30	国土交通省	中部地方整備局庄内河川 事務所	平成19年度庁舎清掃業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	2	
31	国土交通省	中部地方整備局庄内河川 事務所	平成19年度 土岐防災センター建物管理業務(単 価契約)	役務	平成19年7月30日	単価	民間企業	一般競争契約	2	
32	国土交通省	中部地方整備局木曾川下 流河川事務所	平成19年度 木曾川下流電子情報システム機器 保守業務	役務	平成19年4月2日	9,555,000	民間企業	一般競争契約	1	
33	国土交通省	中部地方整備局名四国道 事務所	平成19年度 単価契約清掃業務その3	役務	平成19年4月26日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
34	国土交通省	中部地方整備局名古屋港 湾事務所	平成19年度名古屋港合宿所管理業務	役務	平成19年4月2日	5,796,000	民間企業	一般競争契約	1	
35	国土交通省	中部地方整備局名古屋港 湾事務所	平成19年度名古屋港白龍軽油(免税)購入(その 2)	物品等 (購入)	平成19年6月27日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
36	国土交通省	近畿地方整備局神戸港湾 事務所	庁舎等警備	役務	平成19年4月2日	2,203,800	民間企業	公募による随意 契約	1	
37	国土交通省	北海道開発局札幌開発建 設部	札幌開発総合庁舎 暖房給水電気設備等保守業 務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
38	国土交通省	北海道開発局札幌開発建 設部	札幌開発総合庁舎 電話交換等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	2	
39	国土交通省	北海道開発局札幌開発建 設部	札幌開発総合庁舎 庁舎衛生消防用設備等保守 業務	役務	平成19年4月2日	11,966,850	民間企業	一般競争契約	1	
40	国土交通省	北海道開発局石狩川開発 建設部	石狩川開発建設部管内 下流地区監督補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月25日	50,925,000	民間企業	企画競争による 随意契約	2	
41	国土交通省	北海道開発局石狩川開発 建設部	石狩川開発建設部管内 上流地区監督補助業務	工事等 (工事)	平成19年6月27日	15,540,000	民間企業	企画競争による 随意契約	1	
42	国土交通省	北海道開発局函館開発建 設部	庁舎警備等業務	役務	平成19年4月2日	11,279,803	民間企業	一般競争契約	2	
43	国土交通省	北海道開発局函館開発建 設部	電話交換等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
44	国土交通省	北海道開発局釧路開発建 設部	電話交換等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
45	国土交通省	北海道開発局網走開発建 設部	網走開発建設部 庁舎保守管理等業務	役務	平成19年4月2日	9,891,000	民間企業	一般競争契約	1	
46	国土交通省	北海道開発局網走開発建 設部	網走開発建設部 暖房給水設備等保守業務	役務	平成19年10月31日	5,052,600	民間企業	一般競争契約	1	
47	国土交通省	東京航空局新千歳空港事 務所	平成19年度新千歳空港事務所内LANシステム 保守請負	役務	平成19年4月1日	1,461,600	民間企業	一般競争契約	1	
48	国土交通省	東京航空局新千歳空港事 務所	庁舎清掃作業請負	役務	平成19年4月1日	2,028,600	民間企業	一般競争契約	1	
49	国土交通省	気象庁	自動車運行管理業務(単価契約)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	
50	国土交通省	気象衛星センター	庁舎清掃	役務	平成19年4月2日	10,280,550	民間企業	一般競争契約	2	
51	国土交通省	第六管区海上保安本部	広島港湾合同庁舎施設警備	役務	平成19年4月2日	3,146,850	民間企業	一般競争契約	2	
52	国土交通省	第六管区海上保安本部	広島港湾合同庁舎電気設備等保守管理	役務	平成19年4月2日	3,717,000	民間企業	一般競争契約	1	
53	国土交通省	第六管区海上保安本部	広島港湾合同庁舎エレベーター保守管理委託	役務	平成19年4月2日	3,189,060	民間企業	一般競争契約	1	
54	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度環境試料タイムカプセル化事業	役務	平成19年4月2日	72,954,000	独立行政法人	公募による随意 契約	1	

表2-(1)-ウ-④の付表 応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定している例(平成20年度に改善された例)

3 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応札)者数	備考
1	国土交通省	大阪航空局関西空港事務所	関西空港事務所庁舎等清掃作業一式	役務	平成19年4月2日	13,230,000	民間企業	一般競争契約	10	当該条件を削除
2	国土交通省	第二管区海上保安本部	釜石港湾合同庁舎共用部分清掃業務	役務	平成19年4月2日	1,209,600	民間企業	一般競争契約	1	当該条件を削除
3	国土交通省	第二管区海上保安本部	塩釜港湾合同庁舎共用部分清掃	役務	平成19年4月2日	2,646,000	民間企業	一般競争契約	5	当該条件を削除

表 2 - (1) - ウ - ⑤ その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例①

調査対象機関名	内閣府本府（大臣官房会計課）
契約件名	内閣府庁舎の警備業務請負
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額(税込)	110,503,764円
応募(応札)者数	1者
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>内閣府では、内閣府本府の庁舎が整備された時から30年以上、本契約の相手方と警備業務の請負契約を結んでおり、平成18年度までは競争性のない随意契約としていたものを19年度から一般競争契約に移行しているが、応札者は従来からの契約の相手方1者となっている。</p> <p>本契約の入札公告をみると、競争入札に参加する者に必要な資格として「配置警備員全員が正社員とし、仕様書に定める資格を有している者であり、その候補者の一覧並びに履歴書を提出した者であること」を求めている。</p> <p>また、仕様書では、警備員を①現場隊員リーダー、②現場隊員副リーダー、③隊員A、④隊員Bの4種類に区分し、それぞれが有すべき資格を示すとともに、全員が55歳未満、平均年齢45歳未満であることを求めている。さらに、庁舎内に設定した各配置ポストについて配置すべき警備員の種類と時間を詳細に指定している。なお、配置警備員の候補者名簿等の提出期限は公告日から10日後に設定されている。</p> <p>このようなことから、従前契約していた事業者は現在当該庁舎の警備に従事している者を充てる前提で準備ができるのに対し、新規参入を希望する事業者は短期間で正社員の有資格者を確保しなければならず、不利な状況にある。</p> <p>(調査対象機関の意見)</p> <p>内閣府庁舎の警備については、内閣府というポジションから高いセキュリティが必要と判断し、参加資格もA等級のみとしているなど、条件は厳しくしている。</p> <p>平成19年度において入札説明書を取りにきた業者は2者であったが、応札は1者。応札しなかった理由等については把握していない。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑤ その他業務従事者に限定的な事務経験等を求めている例②

調査対象機関名	農林水産省東北森林管理局
契約件名	証拠書類の照合・編集・製本作業請負業務
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成 19 年 4 月 2 日
契約金額(税込)	24,543,750 円
応募(応札)者数	1 者
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>本件は、平成 19 年度に一般競争契約としたものの、応札条件等が次のようになっているため、入札説明書等の受領者及び競争入札(19 年 4 月 2 日)の応札者は、これまでの契約相手方である所管公益法人 1 者となっており、競争性が阻害される一因になっているとみられる。</p> <p>① 入札公告の記載内容</p> <p>入札公告書に「入札者に求められる義務」として、「この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示すところによる、計算証明規則をはじめとし、会計法規等に基づく専門的知識と編集の要領等を熟知した職員を有していること。」と記載されており、本件請負業務の実績ある者以外の入札参加は困難と誤解されかねない。</p> <p>② 入札説明書の記載内容</p> <p>入札説明書に「入札者に求められる義務」として「計算証明規則をはじめとし、会計法規等に基づく専門的知識と編集の要領等を熟知した職員を有していること。」と記載されており、行政機関(地方支分部局を含む。)の会計業務経験者を確保している者以外の入札参加は困難と誤解されかねない。</p> <p>また、仕様書において、委託業務の範囲として「書類の照合事務を含む」と記載されており、新規参入しようとする者の障害になっているおそれがある。</p> <p>(調査対象機関の意見)</p> <p>この業務は、会計事務の効率化により支払事務を局に集中したことに伴い、証拠書類等の照合・編集・製本の事務が膨大となり、職員だけでは対応できないため外部請負としたものである。現在の照合作業を検査職員ができるのであれば、この契約自体が必要ではなくなることになる。証拠書類は、最終的に会計検査院に提出することとなるため、入札説明書及び入札公告書の参加資格要件は、証拠書類の照合業務には会計法規各種法令に関する専門的知識が当然必要とされるために記載したものであり、仕様書を変更すると、契約の目的を達成できない。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑤ その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例③

調査対象機関名	農林水産省四国森林管理局
契約件名	平成19年度証拠書類編集・製本作業
契約方式	不落・不調による随意契約（一般競争入札を実施）
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月12日
契約金額（税込）	単価
応募（応札）者数	－
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件業務は、会計検査院へ報告する証拠書類の編集・製本を行うものであり、平成17年度まで競争性のない随意契約で行ってきたが、18年度（18年6月分から）に一般競争契約移行したものである。しかし、一般競争契約に移行した18年度から20年度の応札業者はいずれも1者となっている。</p> <p>平成19年度契約に係る公告をみると、入札参加要件の一つとして「国の機関の会計経理事務に1年以上従事した経験を有する者を本契約に係る業務に1名以上従事させることが可能であること」が設定されており、官庁OBを雇用している事業者しか参加できなくなっている。</p> <p>しかし、都道府県においても、国から支払委任を受けている国費に係る証拠書類は会計検査院へ報告していることから、国の機関に限定した会計経理事務の従事実績を求める必要性は乏しい。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>「国の機関の会計経理事務に1年以上従事した経験を有する者を本契約に係る業務に1名以上従事させることが可能であること」との要件は、会計検査院へ報告する証拠書類の編集及び製本のための最低限の専門知識を要件としたものであり、入札参加を阻害するためのものとは考えていない。</p> <p>入札意欲のある者については、当該条件に合った者を雇用するなどすれば十分に入札参加は可能であると考ええる。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑤ その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例④

調査対象機関名	農林水産省四国森林管理局
契約件名	平成19年度国有林林道等交通安全管理業務
契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年 5 月 28 日
契約金額（税込）	3,360,000円
応募（応札）者数	3 者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、林道の交通安全に関する呼びかけや林道利用者等に対する安全指導等、林道の利用実態調査及び林道の交通事故に関する調査・分析等の実施を行うものである。</p> <p>本業務の契約相手方については、林野庁通達「国有林林道等交通安全管理業務委託要領（51 林野業第 436 号、最終改正 11 林野管第 25 号）において、「委託先は〇〇法人（所管公益法人）とする」と定められていたことから、平成 18 年度までは、所管公益法人と競争性のない随意契約を締結していた。</p> <p>平成 18 年 4 月 3 日に同要領が改正され、その運用通達において、委託の相手方は、①国有林林道等の特性に精通していること、②林道における安全交通に関する情報を有していること、③非営利団体であることの要件を満たす者とする事とされた。</p> <p>四国森林管理局では、この通達の改正及び随意契約の見直しを踏まえ、平成19年度に指名型の企画競争による随意契約に移行し、20年度には一般競争契約に移行している。</p> <p>しかしながら、本件に関する平成20年度の入札公告をみると、応札条件の一つとして、「交通安全に関する同種又は類似する業務の実績を有し、かつ、交通安全指導等に精通している人員を有している非営利法人である者」との条件が設定されており、實際上、当該条件を満たすことができる者は、これまでと同様、所管公益法人 4 者に限定され、一般競争契約に移行したものの、民間事業者が参加できない状況は変わっていない。</p> <p>本業務の目的及び内容からみて、少なくとも林道の利用実態調査や林道の交通事故に関する調査・分析等については、仕様書等において実施手順や実施内容・条件等を具体的に記載するなどの方法を講ずることにより民間事業者で行うことが可能であり、非営利団体でなければ行い得ないという理由がないことから、民間事業者等不特定多数の参入を可能とするよう現行の応札条件等を見直す必要がある。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>国有林林道等交通安全管理業務の契約方式については林野庁案を参考にしているところである。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑤ その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例⑤

調査対象機関名	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
契約件名	国道 46 号線道路防災管理・監視体制検討業務
契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成 19 年 9 月 25 日
契約金額（税込）	12,285,000 円
応募（応札）者数	1 者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、参加意思確認型の公募を実施したが応募者がなかったため、所管公益法人と随意契約を締結しているものである。</p> <p>本契約では、配置予定管理技術者の資格要件として、技術士、RCCM又は1級土木施工管理技士の資格保有者のほか、「東北地方整備局で、道路行政に関する実務経験が5年以上あり、そのうち高度な行政判断が伴う指導監督的立場で2年以上の実務経験を有する者」を求めている。</p> <p>しかし、公的資格のほかに、東北地方整備局での一定の職務経験を資格要件として認めることは、東北地方整備局OBが在籍する事業者を優遇する措置であると解され、不公正な資格要件と受け取られかねないものとなっている。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑤ その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例⑥

調査対象機関名	国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所
契約件名	広島県における港湾行政マネジメント検討業務
契約方式	公募による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年9月4日
契約金額（税込）	16,275,000円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本業務は、国民本位の効率的で質の高い港湾行政の実現に向けた港湾行政マネジメントの検討を行うものであり、その目的の達成のために、既存資料の収集・整理、中長期計画の策定、戦略プランの立案・検討を行うものである。（平成19年度のみ業務）</p> <p>本件契約を公募した際に設けられている応募要件をみると、公示及び業務説明所において、中立性・公平性に関する要件として、「施策や事業、行政活動等の確立するための基礎資料となる為、行政的見地に立ち、中立性かつ公平な立場で業務が実施可能であること。」とされている。</p> <p>このうち、「行政的見地に立ち」の表現について、広島港湾・空港整備事務所では、国の立場を意味し、公益法人を指しているとしており、事実上一般企業の参入を阻害するものとなっていると考えられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>本契約は、従前、競争性のない随意契約を行っていたものを、公示することによりオープンにしたものであり、その意味で前進したと考えている。民間コンサルタントにおいては実績ノウハウもない状況であることから、結果的に民間コンサルタントから申出がなかったものである。確かに、事実上当該法人以外の応募を阻害するということも言えるかもしれないが、本省の通知に従っているものである。</p> <p>応募要件は、契約の相手方は公益法人である当該法人を想定して記載しているものの、「行政的見地に立ち」との表現は国の立場を意味し、公益法人以外でも意欲のある者は応募すると想定していた。今後は、このような条件の緩和を図ることとしたい。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑤ その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例⑦

調査対象機関名	①国土交通省北海道開発局函館開発建設部 ②国土交通省北海道開発局網走開発建設部
契約件名	①函館管内港湾漁港積算補助業務（20年度件名：函館管内港湾・漁港・空港積算技術業務） ②網走港外3港積算補助業務（20年度件名：網走港外3港積算技術業務）
契約方式	①公募による随意契約 ②公募による随意契約
契約の相手方	①所管公益法人 ②所管公益法人
契約日	①平成19年8月21日 ②平成19年4月11日
契約金額（税込）	①12,390,000円 ②21,945,000円
応募（応札）者数	①1者 ②1者

事例の概要

（説明）

本業務については、2件とも港湾等の積算技術業務であり、平成19年度は公募（参加者確認型公募方式）を行ったが応募者は1者であり、20年度は企画競争（簡易公募型プロポーザル方式）を行ったが応募者は1者であったものである。2件の契約相手方は同一の所管公益法人である。

函館開発建設部と網走開発建設部の平成20年度契約における配置予定管理技術者の業務実績要件をみると、次表のとおり、例えば、同種業務実績の範囲について、網走開発建設部では、国土交通省の関係機関や特殊法人だけでなく都道府県や市町村が発注した港湾土木工事等の実績を認めているのに対し、函館開発建設部では、空港工事の特殊性を理由に、都道府県や市町村が発注した港湾土木工事等での実績は認めていないなど、当該要件を限定的に設定している。

表 配置予定管理技術者の業務実績要件等（平成20年度契約）

区 分	函館開発建設部	網走開発建設部
配置予定管理技術者の業務実績に関する要件	<p>（同種業務）</p> <p>地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局開発建設部又は特殊法人等が発注した港湾・空港又は漁港の土木工事に関する以下の何れかの業務又は従事経験</p> <p>① 積算技術業務</p> <p>② 発注者として積算又は工事の監督職員又は、検査職員として従事した経験</p> <p>（類似業務）</p> <p>都道府県又は政令市が発注した港湾・空港又は漁港の土木工事に関する以下の何れかの業務又は従事経験</p> <p>③ 積算技術業務</p> <p>④ 発注者として積算又は工事の監督職員又は、検査職員として従事した経験</p>	<p>（同種業務）</p> <p>地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局開発建設部、<u>都道府県、市町村</u>又は特殊法人等が発注した港湾又は漁港の土木工事に関する以下の何れかの業務又は従事経験</p> <p>① 積算技術業務</p> <p>② 発注者として積算又は工事の監督職員又は、検査職員として従事した経験</p> <p>（類似業務）</p> <p><u>地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局開発建設部、都道府県、市町村</u>又は特殊法人等が発注した港湾又は漁港の土木工事に関する<u>施工計画検討業務又は実施設計業務</u></p>

配置予定 管理技術 者の資格 要件	技術士、一級土木施工管理技士、 RCCM、土木学会上級技術者又は土 木学会一級技術者、「公共工事の品 質確保の促進に関する北海道連絡 協議会」の認定した発注者支援業 務技術者Ⅰ種又はⅡ種、公共工事 の発注者として技術的実務経験を 25年以上有するもの	技術士、一級土木施工管理技士、 RCCM、公共工事の発注者として技 術的実務経験を25年以上有するも の
----------------------------	--	---

(注) 下線は、当省が付した。

表 2 - (1) - ウ - ⑤ その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例⑧

調査対象機関名	防衛省海上自衛隊補給本部							
契約件名	類別原資料に係る審査及び照合等役務							
契約方式	公募による随意契約							
契約の相手方	民間事業者							
契約日	平成19年4月2日							
契約金額（税込）	26,880,000円							
応募（応札）者数	1者							
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、海上自衛隊における装備品等の類別に関する原資料の審査及び照合を行う役務であり、平成18年度までは類別業務及び類別標準システムの操作等に精通し、装備品等に熟知している必要はあるとして特定の業者と随意契約を行ってきた。</p> <p>平成19年度は、公募を行っているが、公募に参加できる者の資格として、下表のとおり、本役務を効率的かつ効果的に実施できる経験及び知識を有していることや、海上自衛隊で使用している需給統制システム及び類別標準化システムの操作及び入力に関する能力を有している者を所要数従事させる体制を有していること等の条件を付している。</p> <p>これらの条件は、過去に同役務を実施した事業者の従事者以外が満たすことは困難であり、他社を排除する可能性がある。特定の業務に必要な経験及び知識については、業務マニュアル等を整備して補うなどにより対応する必要があるとみられる。</p> <p>表 公募に参加できる者の資格（抜粋）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(5) 本事業又は類似する事業を過去5年間に受注した実績のある者（他省庁、地方公共団体の受注実績を含む。）であること。</td> </tr> <tr> <td>(6) <u>本役務を効率的かつ効果的に実施できるための経験及び知識を有し、端末機（パソコン）の操作が容易にできること。</u></td> </tr> <tr> <td>(7) <u>本役務の遂行に必要な次の要件に合致する者を所要数従事させる体制を有すること。</u></td> </tr> <tr> <td>ア 一般管理</td> </tr> <tr> <td>電気、機械類に関する知識（能力）のほか、海上自衛隊及び米海軍の装備品等に関する知識（能力）を有していること。</td> </tr> <tr> <td>イ データ管理</td> </tr> <tr> <td><u>需給統制システム及び類別標準化システムの操作及び入力に関する能力を有していること。</u></td> </tr> </table> <p>（注）公募公告から抜粋転記した。下線は、当省が付した。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>本業務は、防衛省独自の専門性等から、現実的には、業務内容やシステム操作について、通曉せずには遂行することができないものである。</p> <p>かかる認識の下、公募方式導入年度（平成19年度）では厳しい参入条件としていたものを、20年度においては、「経験していること」等の条件を除いた緩和措置を講じ、次年度以降も更に見直しする必要性を認識しているところである。</p>	(5) 本事業又は類似する事業を過去5年間に受注した実績のある者（他省庁、地方公共団体の受注実績を含む。）であること。	(6) <u>本役務を効率的かつ効果的に実施できるための経験及び知識を有し、端末機（パソコン）の操作が容易にできること。</u>	(7) <u>本役務の遂行に必要な次の要件に合致する者を所要数従事させる体制を有すること。</u>	ア 一般管理	電気、機械類に関する知識（能力）のほか、海上自衛隊及び米海軍の装備品等に関する知識（能力）を有していること。	イ データ管理	<u>需給統制システム及び類別標準化システムの操作及び入力に関する能力を有していること。</u>
(5) 本事業又は類似する事業を過去5年間に受注した実績のある者（他省庁、地方公共団体の受注実績を含む。）であること。								
(6) <u>本役務を効率的かつ効果的に実施できるための経験及び知識を有し、端末機（パソコン）の操作が容易にできること。</u>								
(7) <u>本役務の遂行に必要な次の要件に合致する者を所要数従事させる体制を有すること。</u>								
ア 一般管理								
電気、機械類に関する知識（能力）のほか、海上自衛隊及び米海軍の装備品等に関する知識（能力）を有していること。								
イ データ管理								
<u>需給統制システム及び類別標準化システムの操作及び入力に関する能力を有していること。</u>								

表2-(1)-ウ-⑤の付表 その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例

126 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
1	内閣府	本府(大臣官房会計課)	内閣府庁舎の警備業務請負	役務	平成19年4月2日	110,503,764	民間企業	一般競争契約	1	
2	総務省	本省(大臣官房会計課)	国家公務員体育センター運営事務委託業務	役務	平成19年4月2日	51,450,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
3	財務省	北海道財務局	電話交換業務	役務	平成19年4月2日	23,023,350	民間企業	一般競争契約	1	
4	厚生労働省	本省(医薬食品局)	覚せい剤等撲滅啓発事業	役務	平成19年4月2日	85,963,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
5	農林水産省	東北農政局大崎農業水利事務所	記録映像製作(その17)業務	工事等(工事)	平成19年9月10日	6,300,000	民間企業	企画競争による 随意契約	1	
6	農林水産省	北海道森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務	役務	平成19年4月11日	18,519,900	所管公益法人	企画競争による 随意契約	2	
7	農林水産省	東北森林管理局	証拠書類の照合・編集・製本作業請負業務	役務	平成19年4月2日	24,543,750	所管公益法人	一般競争契約	1	
8	農林水産省	東北森林管理局	標識原簿電子データ入力委託業務	役務	平成19年4月13日	2,474,073	所管公益法人	一般競争契約	1	
9	農林水産省	東北森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務の委託 5.977km	役務	平成19年6月18日	7,907,550	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
10	農林水産省	東北森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務の委託 3.679km	役務	平成19年6月18日	8,542,800	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
11	農林水産省	東北森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務(施設点検業務)の 委託	役務	平成19年8月10日	7,858,200	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
12	農林水産省	東北森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務(施設点検業務)の 委託	役務	平成19年8月10日	7,251,720	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
13	農林水産省	中部森林管理局	庁舎警備等委託 中部森林管理局	役務	平成19年4月2日	9,935,100	所管公益法人	一般競争契約	2	
14	農林水産省	中部森林管理局	事務委託	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	一般競争契約	1	
15	農林水産省	中部森林管理局	証拠書類編纂作業請負	役務	平成19年4月2日	単価	所管公益法人	一般競争契約	1	
16	農林水産省	中部森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務委託	役務	平成19年5月28日	20,895,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	
17	農林水産省	四国森林管理局	平成19年度証拠書類編集・製本作業	役務	平成19年4月12日	単価	民間企業	不落・不調による 随意契約	-	
18	農林水産省	四国森林管理局	平成19年度国有林林道等交通安全管理業務	役務	平成19年5月28日	3,360,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	3	
19	農林水産省	四国森林管理局	平成19年度国有林林道等交通安全管理業務(施設 点検業務)	役務	平成19年10月17日	4,767,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	2	
20	国土交通省	東北地方整備局	総合評価落札方式に係る技術審査支援業務	工事等(工事)	平成19年4月23日	単価	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
21	国土交通省	東北地方整備局	東北地方における効率的物流体系検討業務	工事等(工事)	平成19年7月18日	19,950,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
22	国土交通省	東北地方整備局	津波に強い港湾をめざした津波減災対策検討業務	工事等(工事)	平成19年7月18日	7,875,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
23	国土交通省	東北地方整備局	多段式矢板壁の力学特性に関する調査研究	工事等(工事)	平成19年11月13日	19,903,896	独立行政法人	公募による随意 契約	1	
24	国土交通省	東北地方整備局	地方の港湾におけるモーダルシフト等推進効果検討 業務	工事等(工事)	平成19年11月14日	38,745,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
25	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度公共工事等発注支援業務	役務	平成19年4月2日	6,510,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
26	国土交通省	東北地方整備局青森河川国 道事務所	青森河川国道事務所管内河川管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	29,400,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
27	国土交通省	東北地方整備局青森河川国 道事務所	青森河川国道事務所管内道路管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	140,175,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
28	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所管内河川管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	22,050,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
29	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所管内道路管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	157,500,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
30	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	秋田河川国道事務所検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	152,250,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
31	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	国道46号道路防災管理・監視体制検討業務	工事等(工事)	平成19年9月25日	12,285,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
32	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	象潟道路空間有効活用検討業務	工事等(工事)	平成19年11月26日	10,920,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
33	国土交通省	東北地方整備局秋田河川国道事務所	本荘大橋検討業務	工事等(工事)	平成19年12月18日	14,490,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
34	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形河川国道事務所管内河川管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	59,850,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
35	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形河川国道事務所管内道路管理補助業務委託	工事等(工事)	平成19年4月2日	189,000,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
36	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	山形市街地道路空間整備検討業務	工事等(工事)	平成19年10月5日	13,020,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
37	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路第二管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	23,625,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
38	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度特殊車両通行許認可技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	21,892,500	所管公益法人	公募による随意契約	1	
39	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所道路管理第一課管理補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	8,190,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
40	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路第一管内道路巡回・道路管理補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	15,907,500	所管公益法人	公募による随意契約	1	
41	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度山崎管内道路巡回・道路管理補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	15,750,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
42	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所河川・海岸巡視・許認可補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	57,330,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
43	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道管内道路情報管理業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	55,545,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
44	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度加古川大堰情報連絡業務	役務	平成19年4月2日	12,222,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
45	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度河川・海岸水文観測所保守点検業務	役務	平成19年4月2日	34,125,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
46	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所技術審査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月4日	36,015,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
47	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所管内道路施設定期巡回補助業務	工事等(工事)	平成19年7月27日	26,985,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
48	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	加古川大堰管理総合評価検討業務	工事等(工事)	平成19年10月29日	24,570,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
49	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所管内河川構造物定期点検業務	工事等(工事)	平成19年11月6日	15,540,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
50	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山技術補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	11,025,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
51	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	93,450,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
52	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山河川道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	46,725,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
53	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	福山技術提案審査等補助業務	工事等(工事)	平成19年5月7日	2,940,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
54	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	山口検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	141,750,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
55	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	佐波川河川管理補助業務	役務	平成19年4月2日	12,180,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
56	国土交通省	中国地方整備局山口河川国 道事務所	島地川ダム管理補助等業務	役務	平成19年4月2日	28,560,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
57	国土交通省	四国地方整備局香川河川国 道事務所	平成19年度 香川管内道路管理補助業務委託	役務	平成19年4月2日	203,700,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
58	国土交通省	中部地方整備局木曽川下流 河川事務所	平成19年度木曽川下流河川巡視業務	役務	平成19年4月2日	34,125,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
59	国土交通省	中部地方整備局木曽川下流 河川事務所	平成19年度 木曽川下流河川環境管理事業業務	役務	平成19年4月2日	34,020,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
60	国土交通省	中部地方整備局木曽川下流 河川事務所	平成19年度 木曽川下流積算技術業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	67,725,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
61	国土交通省	中部地方整備局木曽川下流 河川事務所	平成19年度 木曽川下流総合評価技術業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	9,870,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
62	国土交通省	中部地方整備局木曽川下流 河川事務所	平成19年度 木曽川下流調査設計技術業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	81,900,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
63	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事 務所	平成19年度建設発生土管理支援業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	62,475,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
64	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事 務所	平成19年度低入札価格調査支援業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	7,455,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
65	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事 務所	平成19年度淀川河川事務所河川巡視・許認可補助 業務	役務	平成19年4月2日	149,100,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
66	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事 務所	平成19年度淀川集中管理センター運営業務	役務	平成19年4月2日	63,000,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
67	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事 務所	平成19年度淀川水文観測所保守点検業務	役務	平成19年4月2日	25,830,000	所管公益法 人	一般競争契約	1	
68	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事 務所	平成19年度淀川河川事務所管内構造物点検業務	工事等(工 事)	平成19年6月6日	4,305,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
69	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事 務所	平成19年度淀川高潮予測システム構築業務	工事等(工 事)	平成19年11月21日	6,825,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
70	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事 務所	平成19年度河川生態環境再生検討業務	工事等(工 事)	平成19年11月28日	63,000,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
71	国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事 務所	平成19年度木津川生態学術研究調査検討業務	工事等(工 事)	平成19年12月6日	23,940,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
72	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事 務所	平成19年度用地補償総合技術業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	27,247,500	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
73	国土交通省	北陸地方整備局新潟国道事 務所	新潟国道事務所事業展開・推進支援業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	32,550,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
74	国土交通省	北陸地方整備局長岡国道事 務所	平成19年度 長岡国道事務所事業展開・推進支援 業務	工事等(工 事)	平成19年4月3日	40,425,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
75	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道 事務所	平成19年度 名古屋国道管理設計技術業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	169,050,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
76	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道 事務所	平成19年度 名古屋国道東部現場監督技術業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	109,935,000	民間企業	企画競争による 随意契約	1	
77	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事 務所	平成19年度京都国道用地補償総合技術業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	29,925,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
78	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事 務所	平成19年度京都国道管内道路情報管理業務	工事等(工 事)	平成19年4月2日	55,545,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
79	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事 務所	平成19年度道の相談対応管理補助業務	役務	平成19年4月2日	14,385,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
80	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事 務所	平成19年度京都国道事務所道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	15,960,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
81	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事 務所	平成19年度第一維持管内道路巡回・道路管理補助 業務	役務	平成19年4月2日	47,985,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
82	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事 務所	平成19年度特殊車両通行許認可技術補助業務	役務	平成19年4月2日	15,015,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	
83	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事 務所	平成19年度第二維持管内道路巡回・道路管理補助 業務	役務	平成19年4月2日	24,360,000	所管公益法 人	公募による随意 契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
84	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道事務所管内道路占用適正化促進補助業務	役務	平成19年4月2日	17,115,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
85	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度特殊車両取締指導補助業務	役務	平成19年4月5日	6,090,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
86	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内共同溝定期巡回補助業務	役務	平成19年4月13日	21,630,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
87	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道積算補助業務	工事等(工事)	平成19年4月17日	27,825,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
88	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都府内道路工事適正化マネジメント技術補助業務	工事等(工事)	平成19年6月5日	11,865,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
89	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内沿道整備検討業務	工事等(工事)	平成19年8月28日	14,595,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
90	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内道路施設定期巡回補助業務	工事等(工事)	平成19年9月18日	12,915,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
91	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度 京都国道管内購入土価格他実態調査業務	工事等(工事)	平成19年11月13日	3,129,000	所管公益法人	一般競争契約	1	
92	国土交通省	近畿地方整備局京都国道事務所	平成19年度京都国道管内情報管路管理補助業務	工事等(工事)	平成19年11月15日	25,620,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
93	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度神戸管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	46,935,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
94	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度西宮管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	31,605,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
95	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度洲本管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	31,710,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
96	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度明石管内道路巡回・道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	31,710,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
97	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道管内共同溝定期巡回補助業務	工事等(工事)	平成19年4月23日	13,650,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
98	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道事務所設計資料点検業務	工事等(工事)	平成19年8月1日	4,410,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
99	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度自律移動支援プロジェクト実証実験環境整備業務	工事等(工事)	平成19年8月9日	32,340,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
100	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫国道管内道路施設定期巡回業務	工事等(工事)	平成19年9月5日	35,490,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
101	国土交通省	近畿地方整備局兵庫国道事務所	平成19年度兵庫県道路工事適正化マネジメント技術補助業務	工事等(工事)	平成19年11月16日	8,295,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
102	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	松江検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	185,325,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
103	国土交通省	九州地方整備局福岡国道事務所	平成19年度福岡県内交通事故集計支援業務	工事等(工事)	平成19年9月12日	9,450,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
104	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内積算資料作成補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	165,900,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
105	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内道路巡回補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	22,575,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
106	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内道路許可等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	84,000,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
107	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内技術審査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	61,950,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
108	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道事務所管内検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	155,400,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
109	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	平成19年度 北九州国道管内道路防災管理支援業務	工事等(工事)	平成19年7月12日	7,980,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
110	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	北九州国道管内道路施設情報管理業務	工事等(工事)	平成19年9月26日	47,145,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
111	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	広島県における港湾行政マネジメント検討業務	工事等(工事)	平成19年9月4日	16,275,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
112	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	道路交通管理室通信管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
113	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌道路事務所管内 検査補助業務	工事等(工事)	平成19年4月5日	106,050,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	
114	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川開発建設部管内 下流地区監督補助業務	工事等(工事)	平成19年4月25日	50,925,000	民間企業	企画競争による随意契約	2	
115	国土交通省	北海道開発局石狩川開発建設部	石狩川開発建設部管内 上流地区監督補助業務	工事等(工事)	平成19年6月27日	15,540,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
116	国土交通省	北海道開発局函館開発建設部	函館管内港湾漁港積算補助業務	工事等(工事)	平成19年8月21日	12,390,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
117	環境省	九州地方環境事務所	平成19年度えびのエコミュージアムセンター等運営管理業務	役務	平成19年4月2日	4,735,500	所管公益法人	公募による随意契約	1	
118	環境省	九州地方環境事務所	平成19年度雲仙諏訪の池ビジターセンター等運営管理業務	役務	平成19年4月2日	4,200,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
119	環境省	九州地方環境事務所	平成19年度垂木台地園地運営管理業務	役務	平成19年4月2日	6,541,500	所管公益法人	公募による随意契約	1	
120	防衛省	海上自衛隊佐世保地方総監部	崎辺1号倉庫における物品格納作業	役務	平成19年6月12日	2,152,500	民間企業	公募による随意契約	1	
121	防衛省	海上自衛隊佐世保地方総監部	宿舎業務に関する役務	役務	平成19年7月12日	3,465,000	民間企業	公募による随意契約	1	
122	防衛省	海上自衛隊佐世保地方総監部	保管物品の現況調査	役務	平成19年9月5日	2,239,440	民間企業	公募による随意契約	1	
123	防衛省	海上自衛隊補給本部	需品技術管理業務等に関する役務	役務	平成19年4月2日	11,340,000	民間企業	公募による随意契約	1	
124	防衛省	海上自衛隊補給本部	類別原資料に係る審査及び照合等役務	役務	平成19年4月2日	26,880,000	民間企業	公募による随意契約	1	
125	防衛省	海上自衛隊補給本部	被服管理業務に関する役務	役務	平成19年4月6日	4,565,400	民間企業	公募による随意契約	1	
126	防衛省	海上自衛隊補給本部	物品増減及び現在額報告書資料作成支援役務	役務	平成19年4月12日	5,974,500	民間企業	公募による随意契約	1	

表2-(1)-ウ-⑤の付表 その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めている例(平成20年度に改善された例)

4件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
1	農林水産省	四国森林管理局	嶺北地域計画区外2流域別調査業務	役務	平成19年5月11日	15,177,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	2	当該条件を削除
2	農林水産省	四国森林管理局	十八川地区治山事業全体計画調査業務	役務	平成19年5月11日	4,643,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	2	当該条件を削除
3	農林水産省	四国森林管理局	物部川流域保全調査業務	役務	平成19年5月11日	3,818,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	2	当該条件を削除
4	農林水産省	四国森林管理局	平成19年度滑床山国有林外1ニホンジカによる被害調査	役務	平成19年12月4日	2,498,076	独立行政法人	企画競争による随意契約	1	当該条件を削除

表2-(1)-ウ-⑥ 企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例①

調査対象機関名	総務省本省（大臣官房会計課）																																				
契約件名	ICTマネジメント人材育成PBL（Project Based Learning）教材（ICT内部統制マネジメント）の開発の請負																																				
契約方式	企画競争による随意契約																																				
契約の相手方	民間事業者																																				
契約日	平成19年9月25日																																				
契約金額（税込）	22,974,000円																																				
応募（応札）者数	1者																																				
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、ICTマネジメント人材を効果的に育成するためのPBL（Project Based Learning）教材を開発するものであり、当該教材は、受講者に対し、ICT開発プロジェクトを疑似体験させることで、必要な能力を養わせるものとなっており、その教材開発に係る請負業者の選定に当たって、企画競争を実施したが、応募者は1者であった。</p> <p>企画競争の評価基準は公表されており、それによると、表1のとおり、複数ある評価項目を審査した結果、「最低点である1点を獲得した項目がある者については、契約対象外とする」とされている。</p> <p>本件の審査状況をみると、表2のとおり、5人の審査員のうち1人が、プロジェクト課題の妥当性及び開発するPBL教材の有効性の両項目を1点と採点していることから、上述の評価基準を適用すれば、審査対象者は契約対象外になると考えられるが、総務省によると、1点と採点した外部有識者を含めた選定の会議では、評価者全員が1点をしなければ契約対象外にはならないとしている。</p> <p>しかしながら、そのような事実は、公表されている評価基準では明確になっていないため、透明性及び公平性の観点から、企画競争における審査基準等公表内容及び審査の手続きについて、適切に対応することが必要であると考えられる。</p> <p>表1 評価基準（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>配点</th> <th>配点例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクト課題の妥当性</td> <td>10点</td> <td>10点：妥当である、5点：普通、1点：妥当でない</td> </tr> <tr> <td>開発するPBL教材の有効性</td> <td>10点</td> <td>10点：妥当である、5点：普通、1点：妥当でない</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）最低点である1点を獲得した項目がある者については、契約対象外とする。</p> <p>表2 本件契約に係る採点結果（抜粋）（単位：点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>外部有識者</th> <th>外部有識者</th> <th>外部有識者</th> <th>総務省職員</th> <th>総務省職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロジェクト課題の妥当性</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>開発するPBL教材の有効性</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>採択結果</td> <td colspan="5">採択</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	配点	配点例	プロジェクト課題の妥当性	10点	10点：妥当である、5点：普通、1点：妥当でない	開発するPBL教材の有効性	10点	10点：妥当である、5点：普通、1点：妥当でない	合計	40点		評価項目	外部有識者	外部有識者	外部有識者	総務省職員	総務省職員	プロジェクト課題の妥当性	1	10	5	5	5	開発するPBL教材の有効性	1	6	8	5	10	採択結果	採択				
評価項目	配点	配点例																																			
プロジェクト課題の妥当性	10点	10点：妥当である、5点：普通、1点：妥当でない																																			
開発するPBL教材の有効性	10点	10点：妥当である、5点：普通、1点：妥当でない																																			
合計	40点																																				
評価項目	外部有識者	外部有識者	外部有識者	総務省職員	総務省職員																																
プロジェクト課題の妥当性	1	10	5	5	5																																
開発するPBL教材の有効性	1	6	8	5	10																																
採択結果	採択																																				

表2-(1)-ウ-⑥ 企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例②

調査対象機関名	総務省本省（大臣官房会計課）
契約件名	金融市場及び銀行・生命保険会社の動向等に関する調査研究の請負
契約方式	一般競争契約（総合評価方式）
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年10月18日
契約金額（税込）	2,030,315円
応募（応札）者数	4者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、郵便貯金銀行・郵便保険会社の運用対象の拡大、新商品・サービスの提供、子会社の保有等の認可申請の審査に当たって市場の規模・成長性を考慮する必要があることから、金融市場及び銀行・生命保険会社の動向等に関する調査研究を実施するものであり、総務省では、一般競争入札（総合評価落札方式）により請負業者を決定している。</p> <p>技術提案書の審査については、3つの評価項目及び7つの要素を提案書総合評価基準として設定している。</p> <p>技術提案書は、4者から提出があり、それらの提案書を審査したのは担当課の担当主査（係長クラス）一人だけであった。</p> <p>提案内容の審査に当たっては、透明性及び公平性の確保の観点から、複数の者により行うなど審査結果が恣意的にならないようにする必要があったとみられる。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>提案書の審査については、担当主査が審査を実施した後、審査内容の確認を課長補佐及び課長が行い、審査結果を確定させているが、今後は、審査内容の確認ではなく、複数者の審査を実施し、透明性及び公平性の確保に努めたい。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑥ 企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例③

調査対象機関名	法務省福岡入国管理局																										
契約件名	外国人在留総合相談業務委託契約																										
契約方式	企画競争による随意契約																										
契約の相手方	所管公益法人																										
契約日	平成19年4月2日																										
契約金額（税込）	22,665,053円																										
応募（応札）者数	1者																										
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>外国人在留総合相談業務委託契約は、外国人からの入国・在留関係手続の相談が主であることから、入管行政の専門的な知識を有するとともに、多様な言語及び文化習慣を解する相談員を配置することを内容とし、平成18年度までは、競争性のない随意契約を締結してきたが、19年度からは、随意契約見直し計画に従い、企画競争に移行したものである。</p> <p>福岡入国管理局が作成した「外国人在留総合相談業務等の委託の企画競争に関する公告」(平成19年1月29日)においては、「企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項」の中で、公益性を担保する必要があるとの理由で「在日外国人に対する案内・相談業務に関する実績を有している者」との資格要件が設定されているが、その評価の基準として、在日外国人に対する案内・相談業務の実施期間及び件数の実績の多い者が高得点で評価されることとなっている。このような採点基準が契約の適正化を阻害しているような誤解を招くおそれがあることから、契約の競争性・公平性を十分に確保するよう改善を図る余地がある。</p> <p>(参考) 外国人在留総合相談業務委託企画書評価基準 (抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">項番</th> <th rowspan="2">評価の基準</th> <th colspan="3">評価</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td>1</td> <td>在日外国人に対する案内・相談業務に関する実績がどのくらいあるか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1～3年以内・・・C 4～6年以内・・・B 7年以上・・・A</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>在日外国人に対する案内・相談業務に関する実績件数がどのくらいあるか。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年間5,000件未満・・・C 同5,000件以上・・・B 同10,000件以上・・・A</td> </tr> </tbody> </table> <p>A・・・30点, B・・・20点, C・・・0点 として採点する。</p> <p>(注)「外国人在留総合相談業務委託業者選定に係る企画競争の実施について」(平成19年1月26日付け福岡入国管理局)の添付資料の「外国人在留総合相談業務委託企画書評価基準票」から抜粋した。</p> <p>(調査対象機関の意見)</p> <p>委託業務の特殊性から実績の度合いによる評価は、公益性を担保する観点から必要である。</p> <p>なお、当該案件については、平成21年度から一般競争入札(総合評価方式)へと移行する予定である。</p>				項目	項番	評価の基準	評価			備考	A	B	C	実績	1	在日外国人に対する案内・相談業務に関する実績がどのくらいあるか。				1～3年以内・・・C 4～6年以内・・・B 7年以上・・・A	2	在日外国人に対する案内・相談業務に関する実績件数がどのくらいあるか。				年間5,000件未満・・・C 同5,000件以上・・・B 同10,000件以上・・・A
項目	項番	評価の基準	評価					備考																			
			A	B	C																						
実績	1	在日外国人に対する案内・相談業務に関する実績がどのくらいあるか。				1～3年以内・・・C 4～6年以内・・・B 7年以上・・・A																					
	2	在日外国人に対する案内・相談業務に関する実績件数がどのくらいあるか。				年間5,000件未満・・・C 同5,000件以上・・・B 同10,000件以上・・・A																					

表 2 - (1) - ウ - ⑥ 企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例④

調査対象機関名	国土交通省九州地方整備局												
契約件名	平成20年度入札契約情報分析支援業務 (平成19年度件名：平成19年度技術管理情報分析支援業務)												
契約方式	企画競争による随意契約												
契約の相手方	所管公益法人												
契約日	平成20年4月1日												
契約金額(税込)	13,860,000円												
応募(応札)者数	1者												
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>本件は、九州地方整備局における入札契約制度に関する資料の調査・分析を行うものであり、平成18年度までは所管公益法人と競争性のない随意契約を締結していたが、19年度は公募による随意契約に移行し、20年度は企画競争による随意契約に移行したものである。</p> <p>本件契約における配置予定管理技術者に対する応募要件(業務実績要件)について、平成19年度と20年度とを比較してみると、「同種業務の実績を1件以上有さなければならない」から、20年度は「同種又は類似の業務の実績を1件以上有さなければならない」に緩和されている。</p> <p>しかしながら、企画書(技術提案書)の評価(採点)においては、表1のとおり同種業務の実績に対しては10点を付与するが、類似業務の実績に対しては、それが2件以上の場合5点、1件の場合0点としており、応募要件を緩和した意義が乏しいものとなっている。</p> <p>なお、中国地方整備局(松江国道事務所、福山河川国道事務所)では、表2のとおり工事に関する品質検査業務に係る企画競争の場合の企画書の採点について、同種業務の実績に対しては10点を付与するが、類似業務の実績に対しては0点としている。</p> <p>表1 技術提案書を特定するための評価基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">評価の着目点</th> <th rowspan="2">評価のウェイト(点)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置予定管理技術者の経験及び能力</td> <td>平成10年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容</td> <td>下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績が2件以上ある。 ③ 類似業務の実績がある。</td> <td>① 10 ② 5 ③ 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>			評価項目	評価の着目点		評価のウェイト(点)	判断基準		配置予定管理技術者の経験及び能力	平成10年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績が2件以上ある。 ③ 類似業務の実績がある。	① 10 ② 5 ③ 0
評価項目	評価の着目点		評価のウェイト(点)										
	判断基準												
配置予定管理技術者の経験及び能力	平成10年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績が2件以上ある。 ③ 類似業務の実績がある。	① 10 ② 5 ③ 0										

表2 他の地方整備局の例

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト(点)
		判断基準	
配置予定管理技術者の経験及び能力	平成10年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が2件以上ある。 ② 同種業務の実績がある。 ③ 類似業務の実績がある。	① 10 ② 5 ③ 0

(注) 中国地方整備局松江国道事務所が平成20年度に締結した「松江品質検査業務」及び同局福山河川国道事務所が20年度に締結した「福山品質検査業務」を調査した結果に基づき当省が作成した。

表2-(1)-ウ-⑥の付表 企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例

50件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応札)者数	備考
1	総務省	本省(大臣官房会計課)	公的個人認証サービスの格納媒体拡張等に関する調査検討事業の請負	役務	平成19年10月4日	22,499,400	民間企業	公募による随意契約	1	
2	総務省	本省(大臣官房会計課)	ICTの利活用による地方公共団体の行政への住民参画の推進に関する調査検討事業の請負	役務	平成19年10月4日	8,281,255	民間企業	公募による随意契約	1	
3	総務省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度における国家公務員の配置転換の円滑化に係る受入機関研修及び同研修に伴う定着化調査の請負	役務	平成19年8月31日	7,514,430	民間企業	企画競争による随意契約	2	
4	総務省	本省(大臣官房会計課)	公務部門における知的障害者の職場体験実習に関する業務の請負	役務	平成19年9月6日	8,285,937	その他	企画競争による随意契約	1	
5	総務省	本省(大臣官房会計課)	ICTマネジメント人材育成PBL(Project Based Learning)教材(ICT内部統制マネジメント)の開発の請負	役務	平成19年9月25日	22,974,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	
6	総務省	本省(大臣官房会計課)	金融市場及び銀行・生命保険会社の動向等に関する調査研究の請負	役務	平成19年10月18日	2,030,315	民間企業	一般競争契約(総合評価方式)	4	
7	法務省	本省(大臣官房会計課)	戸籍情報システムの標準仕様書の見直し	役務	平成19年10月3日	4,887,400	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
8	法務省	本省(大臣官房会計課)	スリランカ民主社会主義共和国における身分関係法制調査研究	役務	平成19年12月5日	1,521,072	その他	企画競争による随意契約	1	
9	法務省	東京入国管理局	インフォメーションセンターの運営	役務	平成19年4月2日	82,749,680	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
10	法務省	福岡入国管理局	外国人入在留総合相談業務委託契約	役務	平成19年4月2日	22,665,053	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
11	文部科学省	本省(スポーツ・青少年局)	平成19年度海外におけるスクールバス活用状況等調査の実施について	役務	平成19年11月21日	18,602,614	民間企業	一般競争契約(総合評価方式)	1	
12	厚生労働省	本省(職業安定局雇用保険課)	女性と仕事総合支援事業	役務	平成19年4月2日	193,743,633	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
13	厚生労働省	本省(社会・援護局障害保健福祉部)	平成19年度障害程度区分管理事業(ヘルプデスク運営事業委託費分)	役務	平成19年5月14日	68,682,600	所管公益法人	企画競争による随意契約	2	
14	厚生労働省	本省(社会・援護局障害保健福祉部)	平成19年度障害程度区分管理事業(定期報告徴収分)	役務	平成19年9月12日	106,300,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	2	
15	厚生労働省	本省(社会・援護局障害保健福祉部)	平成19年度精神障害者退院促進支援強化事業	役務	平成19年12月12日	5,988,758	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
16	農林水産省	東北農政局	平成19年度東北農政局管内国営ダム技術検討業務	役務	平成19年4月6日	4,599,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
17	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度高度技術集約型産業等研究開発調査(IT Sの規格化事業(第2フェーズ))	役務	平成19年4月2日	171,000,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
18	国土交通省	東北地方整備局	総合評価落札方式に係る技術審査支援業務	工事等(工事)	平成19年4月23日	単価	所管公益法人	公募による随意契約	1	
19	国土交通省	東北地方整備局	東北地方における効率的物流体系検討業務	工事等(工事)	平成19年7月18日	19,950,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
20	国土交通省	東北地方整備局	津波に強い港湾をめざした津波減災対策検討業務	工事等(工事)	平成19年7月18日	7,875,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
21	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度小断面トンネル工(NATM)歩掛簡素化検討業務	工事等(工事)	平成19年9月21日	25,200,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	
22	国土交通省	中国地方整備局	技術提案審査等補助業務	役務	平成19年4月2日	129,675,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
23	国土交通省	中国地方整備局	管内工事検査支援業務	役務	平成19年5月9日	6,720,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
24	国土交通省	中国地方整備局	技術評価支援業務	役務	平成19年9月27日	18,480,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	
25	国土交通省	九州地方整備局	平成19年度 技術管理情報分析支援業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	13,650,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区 分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
26	国土交通省	東北地方整備局秋田河川 国道事務所	秋田河川国道事務所用地補償総合技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	27,510,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
27	国土交通省	東北地方整備局秋田河川 国道事務所	秋田河川国道事務所検査補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	152,250,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
28	国土交通省	東北地方整備局秋田河川 国道事務所	秋田河川国道事務所積算補助業務	工事等 (工事)	平成19年5月16日	単価	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
29	国土交通省	東北地方整備局秋田河川 国道事務所	秋田河川国道事務所技術審査・総合評価等支援業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	133,770,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
30	国土交通省	東北地方整備局山形河川 国道事務所	積算補助業務委託	工事等 (工事)	平成19年4月24日	単価	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
31	国土交通省	中国地方整備局福山河川 国道事務所	福山技術補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	11,025,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
32	国土交通省	中国地方整備局福山河川 国道事務所	用地補償総合技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	16,800,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
33	国土交通省	中国地方整備局福山河川 国道事務所	福山検査補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	93,450,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
34	国土交通省	中国地方整備局福山河川 国道事務所	芦田川河川等管理補助業務	役務	平成19年4月2日	46,200,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
35	国土交通省	中国地方整備局福山河川 国道事務所	福山河川道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	46,725,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
36	国土交通省	中国地方整備局福山河川 国道事務所	福山技術提案審査等補助業務	工事等 (工事)	平成19年5月7日	2,940,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
37	国土交通省	中国地方整備局山口河川 国道事務所	山口検査補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	141,750,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
38	国土交通省	中国地方整備局山口河川 国道事務所	山口用地補償総合技術業務	工事等 (用地取)	平成19年4月2日	16,695,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
39	国土交通省	中国地方整備局山口河川 国道事務所	佐波川河川管理補助業務	役務	平成19年4月2日	12,180,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
40	国土交通省	中国地方整備局山口河川 国道事務所	島田川ダム管理補助等業務	役務	平成19年4月2日	28,560,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
41	国土交通省	中国地方整備局山口河川 国道事務所	山口道路管理補助業務	役務	平成19年4月2日	81,060,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
42	国土交通省	中国地方整備局松江国道 事務所	松江検査補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	185,325,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
43	国土交通省	中国地方整備局松江国道 事務所	松江用地補償総合技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	32,550,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
44	国土交通省	中国地方整備局松江国道 事務所	松江技術補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	44,625,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
45	国土交通省	中国地方整備局松江国道 事務所	松江技術審査等補助業務	工事等 (工事)	平成19年4月27日	2,940,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
46	国土交通省	中国地方整備局岡山国道 事務所	岡山国道用地補償総合技術業務	工事等 (工事)	平成19年4月2日	16,800,000	所管公益法人	公募による随意 契約	1	
47	国土交通省	九州地方整備局北九州港 湾・空港整備事務所	広域港湾土砂処分場環境影響評価基礎資料作成	工事等 (工事)	平成19年8月31日	5,040,000	民間企業	企画競争による 随意契約	4	
48	国土交通省	北海道開発局	広報誌「北海道開発グラフ」企画・編集業務	役務	平成19年5月31日	5,700,000	その他の公益 法人	企画競争による 随意契約	1	
49	国土交通省	北海道開発局	物品調達契約等総合管理システム改良業務	役務	平成19年9月13日	15,660,540	民間企業	企画競争による 随意契約	1	
50	国土交通省	北海道開発局	農業土木工事費積算システム改良業務	役務	平成19年11月6日	9,975,000	民間企業	企画競争による 随意契約	1	

表2-(1)-ウ-⑥の付表 企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例(平成20年度に改善された例)

7件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応札)者数	備考
1	農林水産省	中部森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務委託	役務	平成19年5月28日	20,895,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	1	一般競争契約に移行
2	農林水産省	四国森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務	役務	平成19年5月28日	3,360,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	3	一般競争契約に移行
3	農林水産省	四国森林管理局	嶺北地域計画区外2流域別調査業務	役務	平成19年5月11日	15,177,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	2	一般競争契約に移行
4	農林水産省	四国森林管理局	十八川地区治山事業全体計画調査業務	役務	平成19年5月11日	4,643,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	2	一般競争契約に移行
5	農林水産省	四国森林管理局	物部川流域保全調査業務	役務	平成19年5月11日	3,818,000	所管公益法人	企画競争による 随意契約	2	一般競争契約に移行
6	農林水産省	四国森林管理局	平成19年度滑床山国有林外1ニホンジカによる被害調査	役務	平成19年12月4日	2,498,076	独立行政法人	企画競争による 随意契約	1	一般競争契約に移行
7	国土交通省	海上保安庁	一般乗用旅客自動車供給(タクシー)	役務	平成19年4月2日	単価	その他	企画競争による 随意契約	9	不適切な評価項目を削除

表 2 - (1) - ウ - ⑦ 入札等に必要情報が明示されていない例①

調査対象機関名	内閣府沖縄総合事務局（総務部）
契約件名	平成19年度外国人誘客推進事業（ビジット・ジャパン・キャンペーン）
契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	その他公益法人
契約日	平成19年5月28日
契約金額(税込)	29,885,625円
応札(応募)者数	1者
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>沖縄総合事務局総務部では、国と地方自治体とが共同で外国人観光客の誘致等に取り組む「外国人誘客推進事業（ビジット・ジャパン・キャンペーン）」（運輸部所管事業）について、平成17年度までは競争性のない随意契約により、また、18年度は企画競争により、沖縄県が出資する公益法人に委託している。</p> <p>国土交通省では、平成17年10月20日付け大臣官房会計課通知文書「VJC 地方連携事業における契約事務手続きについて」により、「仕様書の作成に当たっては、予定価格算定の拠り所とするため、例えば、招聘事業の場合、対象国、人数、招聘期間、商談会の開催日、会場、参加人数、視察旅行のコース、通訳の人数、アンケート調査の規模等について具体的に記載」するように指示している。</p> <p>しかし、平成19年度の委託先募集要項では、外国人誘客推進事業は国及び沖縄県が共同で外国人観光客の誘致等に取り組む事業であるにもかかわらず、実施事業については項目程度が記載されているのみで、国及び沖縄県の実施方針が具体的に示されていない。また、同募集要項には概算予定額が明示されていない。</p> <p>企画競争とはいえ、このように国及び沖縄県の実施方針さえ分からない程度の記載しかなく、しかも、概算予定額が文書に明示されていない状況では、新規参入者が企画書を作成することは困難であるものとみられる。</p> <p>(調査対象機関の意見)</p> <p>委託先募集要項を公示した平成19年3月2日の時点で予算額が確定しておらず、その内容についても確定していなかったため、実施事業について募集要項には明確に記載していなかったが、今後は可能な範囲で具体的に記載したい。ちなみに、調達部局である運輸部が開催した概要説明会では口頭で具体的に説明している。</p> <p>また、予算額が確定していなかったため概算予定額も募集要項に記載することができなかったが、概要説明会において、口頭により説明しており、会計法令上は問題ない。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑦ 入札等に必要情報が明示されていない例②

調査対象機関名	総務省東北総合通信局
契約件名	商業区域における高速無線LANの有効利用の検討に関するフィールド試験の請負
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年10月5日
契約金額(税込)	3,990,000円
応募(応札)者数	1者
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>総務省東北総合通信局では、「商業区域における高速無線LANの有効利用に関する調査検討会」(以下「検討会」という。)を平成19年7月に設置し、大型ショッピングセンターを試験フィールドに2.4GHz帯の電波環境、高速無線LAN(2.4GHz帯IEEE802.11nDraft)の電波伝搬特性及び伝送特性、高速無線LANの有効な利活用方策等を検討している。検討会の委員は学識経験者、事業者、ユーザー等の代表で、東北総合通信局長が委嘱しており、本試験調査の契約相手方の事業者の社員も委員として委嘱を受けて調査検討会に参加している。</p> <p>本試験調査は、高速無線LAN(2.4GHz帯IEEE802.11nDraft)の規格が現時点において標準化されておらず、大型ショッピングセンターを試験フィールドにした場合の伝送速度等を調査する必要があるために実施されるものである。</p> <p>本試験調査の請負に当たって、検討会で試験項目、試験方法等の検討を行っているが、仕様書には、フィールド試験の実施場所を「宮城県」と記載し、「フィールド試験の実施場所は、想定される電波伝搬距離、壁や障害物の影響度、活用する適切な生活空間、利用の有効性確認等の条件を考慮して、多数の人とショップが集り適度な商的有機性と相応の空間規模を有する大型のショッピングセンターとする」と補足説明し、さらにエリアや測定ポイントも詳細に記載しているが、具体的な場所が明確に記載されていない。</p> <p>本試験調査においては、契約からフィールド試験の終了まで2か月程度しかなく、請負業務の履行場所及び決定方法は、業者が入札参加の可否を検討するための重要な要素であると考えられるが、総務省東北総合通信局では、検討会に参加している事業者が有利にならないよう、公平性の観点から、調査場所を特定しない代わりに、場所の選定条件を詳細に記載するといった方法により情報提供を行ったとしている。</p> <p>しかしながら、仕様書には、検討会において特定の大型ショッピングセンターをモデルとして検討を行ったこと等調査場所に関する情報が記載されていないなど、検討会参加者以外の者に対する情報の提供は不十分であると考えられる。</p> <p>したがって、一般競争入札に参加する可能性のある業者が試験項目、試験方法等を検討する検討会に参加する場合は、公平性を確保する観点から、具体的な実施場所を仕様書に記載する必要がある。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑦ 入札等に必要情報が明示されていない例③

調査対象機関名	法務省本省（大臣官房会計課）
契約件名	平成19年新司法試験試験会場（東京地区）賃貸借
契約方式	競争性のない随意契約（平成21年度試験に関しては、公募を実施している。）
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月26日
契約金額（税込）	25,356,673円
応募（応札）者数	—
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、新司法試験のための机、いす等備品も含めた試験会場借上げについて、競争性のない随意契約を締結しているものであるが、仕様書には、会場の場所のみ記載され、備品の数量等詳細については全く記載されていない。</p> <p>国家試験の実施に係る会場の借上げについては、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにするべきであった。</p> <p>なお、平成21年度試験に関しては、20年2月に公募を実施しているが、依然として内訳等の詳細は記載されていない。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>試験会場は早期に確保する必要があり、平成20年度実施の試験については引き続き競争性のない随意契約としたが、21年度試験に関しては、20年2月に公募を実施した。備品等の詳細については仕様書に記載していないが、事前に調整し、合意の上実施しており、特に問題はない。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑦ 入札等に必要情報が明示されていない例④

調査対象機関名	厚生労働省国立感染症研究所
契約件名	国立感染症研究所戸山庁舎動物管理室維持管理業務請負契約
契約方式	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成19年4月2日
契約金額(税込)	7,875,000円
応募(応札)者数	1者
事例の概要	<p>(説明)</p> <p>本件は、国立感染症研究所動物実験施設に管理人を常駐させ、施設運営及び動物管理区受付業務を実施するものである。</p> <p>しかし、業務仕様書の内容をみると、勤務場所や勤務時間、勤務内容等は記載されているものの、具体的な勤務内容については、単に実施する業務が列記されているのみで、例えば「施設利用講習会、動物実験講習会の受講者名簿の作成と保管」についてどの程度の規模、頻度で講習会が開催されるか不明確であること、「飼育管理業務に必要な各種書類の作成」についてどのような書類をどの程度の頻度で作成するか記載されていないなど、業務量を把握することが困難な内容となっており、新規参加希望者にとっては業務に必要な人数を把握することができないものとなっている。</p> <p>業務仕様書について、具体的な業務内容や業務量が把握できるよう、内容を明確にすることによって、より競争性を高める余地があるとみられる。</p> <p>(調査対象機関の意見)</p> <p>研究機関での動物舎管理は最重要であるため、動物実験等の基礎知識を有する経験豊富な業者による適正な管理を確保する必要がある。</p> <p>今後は、仕様書の見直しや説明会の開催を検討したい。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑦ 入札等に必要情報が明示されていない例⑤

調査対象機関名	厚生労働省沖縄労働局
契約件名	有期契約労働者労働条件改善推進事業
事例の契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成19年5月1日
契約金額（税込）	1,837,483円
応募（応札）者数	1者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>有期契約労働者労働条件改善推進事業は、平成18年度を初年度とする2年計画で実施されるものであり、2年目の19年度は、「平成19年度『有期契約労働者労働条件改善推進事業』に係る企画書作成のための仕様書」において、次の業務を行うこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象事業場の選定 ② 対象事業場における有期労働契約に係る制度の問題点の把握、事業主に対する学習会等の開催 ③ 改善計画の策定、有期労働契約改善推進会議の開催 ④ 改善計画に沿った具体的な取組の実施 ⑤ 有期労働契約改善コーディネーター及び改善指導員の選定 <p>しかし、当該仕様書には、対象事業場数等の企画書を作成するために必要な具体的な情報が記載されていない。</p> <p>なお、当該事業の企画競争に係る平成19年度の説明会には、18年度（1年目）の契約相手方である所管公益法人のほかに民間事業者2者が参加しているが、所管公益法人のみが応募している。</p>

表 2 - (1) - ウ - ⑦ 入札等に必要情報が明示されていない例⑥

調査対象機関名	水産庁本庁
契約件名	外国漁船漁獲量等集計委託事業
契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	所管公益法人
契約日	平成 19 年 4 月 2 日
契約金額（税込）	9,245,000円
応募（応札）者数	1 者
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>本件は、外国漁船の漁獲量集計等を行うものであり、平成18年度に続き19年度も企画競争による随意契約としているが、公示において、具体的にどれぐらいの業務量があるのか記載されていない。</p> <p>企画提案者は、従前の競争性のない随意契約の相手方である所管公益法人のみとなっており、競争性・透明性を確保する観点から、公示の内容をより具体的に記載する必要がある。</p> <p>（参考） 公示（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（2）事業実施の目的及び概要</p> <p>①目的 （略）</p> <p>②概要</p> <p>1）外国漁船の漁獲量集計</p> <p>（ア）我が国水域で操業する中国・韓国・ロシア漁船より報告される、入出域状況（隻数等）及び操業状況（漁獲量等）に関する情報の収集、コンピューター入力、集計、整理。</p> <p>（イ）集計、整理した情報の水産庁及び漁業調整事務所での活用と海上保安庁等の取締機関への提供。</p> <p>（ウ）日々の報告を補完する資料として、中国・韓国・ロシア漁船より四半期毎（ロシアは毎月）に月別の魚種別漁獲量等の報告がなされており、これによる具体的な漁獲状況の把握。</p> </div> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>詳細な内容は、公示の時点では作成できない。</p>

表 2 - (1) - ウー⑦ 入札等に必要情報が明示されていない例⑦

調査対象機関名	環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所								
契約件名	平成 19 年度和琴及び川湯地区公衆便所清掃管理等業務並びに和琴・川湯園地、川湯硫黄山線歩道維持管理業務								
契約方式	一般競争契約								
契約の相手方	所管公益法人								
契約日	平成 19 年 4 月 2 日								
契約金額（税込）	3,211,950 円								
応募（応札）者数	1 者								
事例の概要	<p>（説明）</p> <p>釧路自然環境事務所では、和琴及び川湯地区公衆便所清掃管理等業務並びに和琴・川湯園地、川湯硫黄山線歩道維持管理業務について、平成 19 年度に一般競争入札を実施しているが、平成 19 年度及び 20 年度の入札においては、いずれも 17 年度の契約相手方である所管公益法人 1 者が応札し、落札している。</p> <p>入札の際の仕様書をみると、次のとおり、アは詳しく規定されているものの、イ及びウについては、入札価格の積算をするに当たって十分な仕様となっていない。</p> <p>これまで随意契約を締結してきた事業者にとっては、十分な仕様書がなくても応札することが可能であるが、新規に参入しようとする事業者にとっては、業務量を把握し適正な入札価格を算出することが困難であることから、競争性・公平性を確保する観点から、入札価格の積算に必要な内容を盛り込んだ仕様書等を作成する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="448 1193 1423 1648"> <thead> <tr> <th>業務の種類</th> <th>左の業務内容の説明及び作業回数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 和琴及び川湯地区公衆便所清掃管理等業務</td> <td>（1）から（12）まで項目を立てて、詳細に業務内容が規定されている。作業回数については、箇所数、期間、清掃回数、所要時間等詳細に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>イ 和琴・川湯園地維持管理業務</td> <td>業務内容について、芝刈り、落葉清掃、樹木管理（倒木処理等軽微な業務）、除雪等、ベンチ及び標識等軽微な清掃管理と漠然とした表現であり、作業回数についても、次のウと併せて計 100 日程度と所要時間の明示もない。</td> </tr> <tr> <td>ウ 川湯硫黄山線歩道維持管理業務</td> <td>業務内容については、つつじヶ原探勝路の歩道清掃及び施設点検並びにベンチ及び標識等軽微な清掃管理と漠然とした表現であり、作業回数についても、上記のとおりイと併せて計 100 日程度と所要時間の明示もない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）仕様書に基づき当省が作成した。</p> <p>（調査対象機関の意見）</p> <p>業務内容等は、疑義があれば入札前に回答することとしているので問題ないと認識している。</p>	業務の種類	左の業務内容の説明及び作業回数等	ア 和琴及び川湯地区公衆便所清掃管理等業務	（1）から（12）まで項目を立てて、詳細に業務内容が規定されている。作業回数については、箇所数、期間、清掃回数、所要時間等詳細に規定されている。	イ 和琴・川湯園地維持管理業務	業務内容について、芝刈り、落葉清掃、樹木管理（倒木処理等軽微な業務）、除雪等、ベンチ及び標識等軽微な清掃管理と漠然とした表現であり、作業回数についても、次のウと併せて計 100 日程度と所要時間の明示もない。	ウ 川湯硫黄山線歩道維持管理業務	業務内容については、つつじヶ原探勝路の歩道清掃及び施設点検並びにベンチ及び標識等軽微な清掃管理と漠然とした表現であり、作業回数についても、上記のとおりイと併せて計 100 日程度と所要時間の明示もない。
業務の種類	左の業務内容の説明及び作業回数等								
ア 和琴及び川湯地区公衆便所清掃管理等業務	（1）から（12）まで項目を立てて、詳細に業務内容が規定されている。作業回数については、箇所数、期間、清掃回数、所要時間等詳細に規定されている。								
イ 和琴・川湯園地維持管理業務	業務内容について、芝刈り、落葉清掃、樹木管理（倒木処理等軽微な業務）、除雪等、ベンチ及び標識等軽微な清掃管理と漠然とした表現であり、作業回数についても、次のウと併せて計 100 日程度と所要時間の明示もない。								
ウ 川湯硫黄山線歩道維持管理業務	業務内容については、つつじヶ原探勝路の歩道清掃及び施設点検並びにベンチ及び標識等軽微な清掃管理と漠然とした表現であり、作業回数についても、上記のとおりイと併せて計 100 日程度と所要時間の明示もない。								

表2-(1)-ウ-⑦の付表 入札等に必要情報が明示されていない例

26件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応札)者数	備考
1	内閣府	沖縄総合事務局(総務部)	平成19年度外国人誘客推進事業(ビジット・ジャパン・キャンペーン)	役務	平成19年5月28日	29,885,625	その他の公益法人	企画競争による随意契約	1	概算予定額が記載されていない。
2	総務省	東北総合通信局	商業区域における高速無線LANの有効利用の検討に関するフィールド試験の請負	役務	平成19年10月5日	3,990,000	民間企業	一般競争契約	1	業務の履行場所が記載されていない。
3	総務省	東北総合通信局	商業区域における高速無線LANの有効利用の検討に関する電磁環境調査の請負	役務	平成19年10月10日	6,814,500	民間企業	不落・不調による随意契約	—	業務の履行場所が記載されていない。
4	法務省	本省(大臣官房会計課)	平成19年新司法試験試験会場(東京地区)賃貸借	物品等(賃借)	平成19年4月26日	25,356,673	民間企業	競争性のない随意契約	—	平成21年度試験に関して公募を実施したが、備品の数量等の詳細について記載がない。
5	法務省	福島地方法務局	地図混乱地域実態調査作業請負契約	役務	平成19年6月27日	1,260,000	所管公益法人	一般競争契約	1	提案書の様式及び記載例が記載されていない。
6	厚生労働省	国立感染症研究所	戸山庁舎動物管理室維持管理業務請負契約	役務	平成19年4月2日	7,875,000	民間企業	一般競争契約	1	業務内容及び業務量が不明確
7	厚生労働省	沖縄労働局	快適職場形成促進事業	役務	平成19年4月2日	3,602,100	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	事業内容が記載されていない。
8	厚生労働省	沖縄労働局	ガソリン単価契約	物品等(購入)	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	予定数量が記載されていない。
9	厚生労働省	沖縄労働局	有期契約労働者労働条件改善推進事業	役務	平成19年5月1日	1,837,483	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	業務の内容が不明確
10	農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	平成19年度地方財政措置システム運用支援等業務	工事等(工事)	平成19年10月16日	4,368,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	業務内容及び業務量が不明確
11	農林水産省	中部森林管理局	登記業務等請負	役務	平成19年5月15日	単価	その他の公益法人	一般競争契約	1	業務量が不明確
12	農林水産省	四国森林管理局	エレベータ保守管理	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	不落・不調による随意契約	—	仕様が記載されていない。
13	農林水産省	四国森林管理局	木製路面排水横断帯	物品等(購入)	平成19年12月11日	2,761,500	所管公益法人	一般競争契約	1	物品の性能表示が不明確
14	農林水産省	四国森林管理局	木製路面排水横断帯285基	物品等(購入)	平成20年2月20日	6,571,950	民間企業	一般競争契約	1	物品の性能表示が不明確
15	農林水産省	水産庁本庁	外国漁船漁獲量等集計委託事業	役務	平成19年4月2日	9,245,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	予定数量が記載されていない。
16	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	広島空港工事検査等補助業務	工事等(工事)	平成19年4月2日	16,485,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	業務実績に関する要件が不明確
17	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	道路施策に関する学校教育での普及啓発検討業務	工事等(工事)	平成19年5月24日	44,100,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	業務執行体制に関する要件が不明確
18	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	札幌開発建設部管内 道路事業管理に関する行政支援業務	工事等(工事)	平成19年7月5日	29,400,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	業務執行体制に関する要件が不明確
19	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	モビリティマネジメントによる交通行動変容促進への啓発検討調査業務	工事等(工事)	平成19年7月5日	47,250,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	業務執行体制に関する要件が不明確
20	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	冬期歩行者支援方策検討業務	工事等(工事)	平成19年7月19日	29,400,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	業務執行体制に関する要件が不明確
21	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	道路管理用画像を用いた情報活用検討業務	工事等(工事)	平成19年7月19日	44,625,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	業務執行体制に関する要件が不明確
22	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	道路行政ナレッジマネジメント方策検討業務	工事等(工事)	平成19年9月13日	24,675,000	その他の公益法人	公募による随意契約	1	業務執行体制に関する要件が不明確
23	環境省	北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所	平成19年度和琴及び川湯地区公衆便所清掃管理等業務並びに和琴・川湯園地、川湯硫黄山線歩道維持管理業務	役務	平成19年4月2日	3,211,950	所管公益法人	一般競争契約	1	業務量が不明確
24	環境省	北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所	平成19年度阿寒湖地区公衆便所清掃管理等業務及び阿寒湖畔園地(湖岸園地)維持管理業務	役務	平成19年4月2日	2,174,550	所管公益法人	一般競争契約	1	業務量が不明確
25	環境省	北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所	平成19年度塘路湖エコミュージアムセンター清掃管理等業務	役務	平成19年4月26日	1,212,750	所管公益法人	一般競争契約	1	業務の内容や範囲が不明確
26	環境省	北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所	平成19年度温根内ビジターセンター清掃管理等業務	役務	平成19年4月27日	798,000	所管公益法人	一般競争契約	1	業務の内容や範囲が不明確

表2-(1)-ウ-⑦の付表 入札等に必要な情報が明示されていない例(平成20年度に改善された例)

3件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額 (円)	契約相手方 区分	契約方式	応募(応 札)者数	備考
1	農林水産省	中部森林管理局	境界簿作成業務請負	役務	平成19年4月16日	単価	所管公益法 人	一般競争契約	1	業務量を明示
2	農林水産省	四国森林管理局	四国山地緑の回廊モニタリング調査(剣山地区)委託	役務	平成19年5月30日	4,462,500	所管公益法 人	一般競争契約	1	類似の調査の内容を明確化
3	農林水産省	四国森林管理局	平成19年度森林資源モニタリング調査委託	役務	平成19年5月30日	1,995,000	所管公益法 人	一般競争契約	1	類似の調査の内容を明確化

表 2 - (1) - ウ - ⑧ 企画競争において公示日の翌日から 20 日間以上後に企画書の提出期限を設定している例

国土交通省 「企画競争の実施について」(平成 18 年 11 月 16 日付け国官会第 936 号)(抜粋)

公共調達における競争性及び透明性の確保が必要であるとして、今般、平成 18 年 8 月 25 日付けで『公共調達の適正化について』(財計第 2017 号)が通知されたところであるが、その中であらたに複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法(以下、「企画競争」という。)の定義や実施に際しての基本的な事項が定められたことを受け、国土交通省において当該方式を採用する場合の統一的な手続等を定めたので、以下の通り通知する。

また、本手続は、企画提案の公示を行う企画競争の場合のほか、参加者の有無を確認する公募手続の結果、企画競争に移行する場合にも適用する点に留意されたい。

(略)

六 提案書の提出及び項目・内容

- (1) 提案書の提出期限は、公示日の翌日から 20 日間以上後に設定する。
- (2) 提出期限までに実施部局に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されないことを説明書上で明らかにすることとする。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。

表2-(1)-ウ-⑨-i 公募又は企画競争において公示日から応募締切日までの期間が短期間(10日未満)となっている例

10件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応札)者数	公示日	応募締切日	備考
1	法務省	東京地方検察庁	八王子法務総合庁舎空調・衛生設備等自動制御保守点検契約一式	役務	平成19年4月2日	2,037,000	民間企業	公募による随意契約	1	平成19年3月15日	平成19年3月22日	
2	文部科学省	本省(スポーツ・青少年局)	競技者育成プログラム普及促進事業における指導者連絡協議会	役務	平成19年12月5日	2,495,162	所管公益法人	公募による随意契約	1	平成19年10月24日	平成19年11月2日	
3	文部科学省	本省(スポーツ・青少年局)	平成19年度委託事業「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」(全国コンソーシアムの構築)	役務	平成19年11月1日	16,649,015	その他の公益法人	公募による随意契約	1	平成19年6月15日	平成19年6月24日	
4	厚生労働省	本省(雇用均等・児童家庭局育成環境課)	「地域子育て支援拠点事業」広報啓発用資料(パンフレット)のデザイン制作業務	役務	平成20年3月18日	5,985,000	民間企業	企画競争による随意契約	1	平成20年3月6日	平成20年3月13日	
5	農林水産省	北海道森林管理局	国有林林道等交通安全管理業務	役務	平成19年4月11日	18,519,900	所管公益法人	企画競争による随意契約	2	平成19年3月29日	平成19年4月6日	
6	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	タクシー供給契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	企画競争による随意契約	8	平成19年2月19日	平成19年2月23日	
7	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度エネルギー使用合理化技術開発等(次世代航空機エンジン用構造部材創製・技術開発)	役務	平成19年6月21日	150,000,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	平成19年3月16日	平成19年3月23日	
8	経済産業省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度次世代航空機等開発調査(低損失ギアボックスシステム)	役務	平成19年6月21日	58,500,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	平成19年3月16日	平成19年3月23日	
9	国土交通省	国土技術政策総合研究所	高速道路料金割引社会実験効果推計調査検討業務	役務	平成19年10月3日	60,690,000	所管公益法人	企画競争による随意契約	1	平成19年3月22日	平成19年3月29日	
10	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	川南排水機場外維持管理計画策定業務	工事等(工事)	平成19年12月12日	11,550,000	所管公益法人	公募による随意契約	1	平成19年10月22日	平成19年10月31日	

表2-(1)-ウ-⑨-ii 企画競争において説明会開催日から企画書提出締切日までの期間が短期間(10日未満)となっている例

4件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	公示日	説明会開催日	応募締切日	備考
1	厚生労働省	本省(大臣官房国際課)	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業	役務	平成19年6月1日	41,409,910	所管公益法人	1	平成19年3月30日	平成19年4月5日	平成19年4月10日	説明会出席必須
2	厚生労働省	本省(大臣官房国際課)	水道分野の国際協力検討及び水道プロジェクト計画作成指導事業	役務	平成19年7月6日	25,399,193	所管公益法人	1	平成19年5月16日	平成19年5月25日	平成19年5月30日	説明会出席必須
3	厚生労働省	本省(大臣官房国際課)	ASEAN・日本HIV/AIDSワークショップ開催事業	役務	平成19年10月1日	10,298,005	所管公益法人	1	平成19年6月5日	平成19年6月15日	平成19年6月20日	説明会出席必須
4	環境省	本省(自然環境局)	平成19年度及び次年度水質改善対策業務	役務	平成19年9月28日	29,982,998	所管公益法人	3	平成19年8月22日	平成19年9月3日	平成19年9月10日	説明会出席必須

表2-(1)-ウ-⑨-iii 一般競争入札において公告日から入札日までの期間が10日未満となっている例

11 件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	応募(応札)者数	公告日	入札日
1	総務省	本省(大臣官房会計課)	事務室の借上げ	物品等(賃借)	平成19年6月22日	71,870,389	民間企業	1	平成19年6月15日	平成19年6月22日
2	総務省	本省(大臣官房会計課)	平デスクほか120点	物品等(購入)	平成20年3月24日	15,729,000	民間企業	1	平成20年3月18日	平成20年3月24日
3	農林水産省	東北農政局	東北農政局管内農業農村整備情報ネットワークシステムサーバー25式保守業務	役務	平成19年4月2日	6,057,450	民間企業	1	平成19年3月22日	平成19年3月28日
4	農林水産省	東北森林管理局	造林機械(電動刈払機)12台	物品等(購入)	平成19年5月8日	4,190,760	民間企業	1	平成19年5月2日	平成19年5月7日
5	農林水産省	東北森林管理局	測量・表示登記及び境界検測作業業務(佐井貯木場外3)	役務	平成19年10月31日	6,189,750	その他の公益法人	1	平成19年10月17日	平成19年10月25日
6	農林水産省	東北森林管理局	保護林(下北森林計画区)のモニタリング調査	役務	平成19年10月22日	3,150,000	所管公益法人	1	平成19年10月11日	平成19年10月18日
7	農林水産省	東北森林管理局	保護林(宮城北部森林計画区)のモニタリング調査	役務	平成19年10月22日	7,875,000	所管公益法人	3	平成19年10月11日	平成19年10月18日
8	農林水産省	東北森林管理局	保護林(馬淵川上流森林計画区)のモニタリング調査	役務	平成19年10月22日	3,150,000	所管公益法人	1	平成19年10月11日	平成19年10月18日
9	農林水産省	北海道森林管理局空知森林管理署	上芦別地区公務員宿舎等解体工事(ブロック2階建て4戸1棟、木造平屋建て計6戸4棟解体取壊)	役務	平成19年11月19日	7,350,000	民間企業	1	平成19年10月30日	平成19年11月8日
10	農林水産省	東北森林管理局秋田森林管理署	庁舎等清掃請負契約	役務	平成19年4月2日	1,136,520	民間企業	1	平成19年3月20日	平成19年3月27日
11	農林水産省	近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署	新山国有林境界検測請負事業	役務	平成20年2月22日	1,785,000	民間企業	1	平成20年2月14日	平成20年2月20日

表2-(1)-ウ-⑨-iv 一般競争入札等における開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間(10日未満)となっている例

64件

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応札)者数	開札日・結果通知日	履行開始日	備考
1	法務省	府中刑務所	エレベータ保守契約	役務	平成19年4月2日	7,912,800	民間企業	一般競争契約	5	平成19年3月27日	平成19年4月2日	
2	厚生労働省	福岡労働局	自動ドア保守	役務	平成19年4月2日	2,895,375	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月28日	平成19年4月1日	
3	厚生労働省	福岡労働局	自家用電気工作物保守	役務	平成19年4月2日	2,135,700	民間企業	一般競争契約	2	平成19年3月28日	平成19年4月1日	
4	厚生労働省	福岡労働局	福岡労働局ホームページプロバイダサービス及びメンテナンス(総価+単価契約)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月20日	平成19年4月1日	20年度契約(平成20年1月23日開札、2者応札)
5	厚生労働省	福岡労働局	自家用電気工作物の保安管理業務委託(H19.9~H20.3)	役務	平成19年9月3日	1,994,055	その他の公益法人	不落・不調による随意契約	-	平成19年8月27日	平成19年9月1日	
6	農林水産省	中国四国農政局	平成19年度第2合同庁舎エレベーター保守業務	役務	平成19年4月2日	7,875,000	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月27日	平成19年4月1日	
7	農林水産省	九州農政局佐賀中部農地防災事業所	平成19年度電子複写機保守契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月30日	平成19年4月1日	
8	農林水産省	中部森林管理局	庁舎警備等委託 中部森林管理局	役務	平成19年4月2日	9,935,100	所管公益法人	一般競争契約	2	平成19年3月27日	平成19年4月2日	
9	農林水産省	四国森林管理局	エレベータ保守管理	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	不落・不調による随意契約	-	平成19年3月27日	平成19年4月2日	
10	農林水産省	東北森林管理局秋田森林管理署	複写機保守契約	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月27日	平成19年4月1日	
11	農林水産省	東北森林管理局秋田森林管理署	庁舎等清掃請負契約	役務	平成19年4月2日	1,136,520	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月27日	平成19年4月1日	
12	国土交通省	航空保安大学校	航空保安大学校校舎等警備請負	役務	平成19年4月1日	3,024,000	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月27日	平成19年4月1日	
13	国土交通省	航空保安大学校	航空保安大学校校舎等清掃作業	役務	平成19年4月2日	11,025,000	民間企業	一般競争契約	3	平成19年3月27日	平成19年4月1日	
14	国土交通省	東北地方整備局	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	4	平成19年3月30日	平成19年4月2日	
15	国土交通省	中部地方整備局	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	4	平成19年3月30日	平成19年4月2日	
16	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度近畿地方整備局車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	5	平成19年3月30日	平成19年4月1日	
17	国土交通省	近畿地方整備局	平成19年度近畿地方整備局メールコーナー運営業務	役務	平成19年4月2日	3,570,000	所管公益法人	一般競争契約	1	平成19年4月2日	平成19年4月2日	
18	国土交通省	中国地方整備局	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	3	平成19年3月29日	平成19年4月2日	
19	国土交通省	中国地方整備局	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	4	平成19年3月29日	平成19年4月2日	
20	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	鉄砲町エレベータ設備保守点検業務	役務	平成19年5月31日	2,184,000	民間企業	一般競争契約	1	平成19年5月30日	平成19年6月1日	
21	国土交通省	東北地方整備局山形河川国道事務所	機械警備業務委託(出張所)その2	役務	平成19年7月27日	2,049,600	民間企業	一般競争契約	1	平成19年7月24日	平成19年8月1日	
22	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	3	平成19年3月28日	平成19年4月2日	
23	国土交通省	東北地方整備局福島河川国道事務所	福島河川国道事務所管内庁舎等機械警備委託	役務	平成19年6月29日	1,564,920	民間企業	一般競争契約	1	平成19年6月29日	平成19年7月1日	
24	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度姫路河川国道事務所管内車両管理業務	役務	平成19年4月2日	7,490,000	民間企業	指名競争契約	5	平成19年3月27日	平成19年4月1日	
25	国土交通省	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	平成19年度河川・海岸水文観測所保守点検業務	役務	平成19年4月2日	34,125,000	所管公益法人	一般競争契約	1	平成19年3月29日	平成19年4月1日	
26	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	寮管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	2	平成19年3月29日	平成19年4月2日	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応札)者数	開札日・結果通知日	履行開始日	備考
27	国土交通省	中国地方整備局福山河川国道事務所	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	2	平成19年3月29日	平成19年4月1日	
28	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	独身寮清掃及び賄業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	2	平成19年3月27日	平成19年4月2日	
29	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	3	平成19年3月27日	平成19年4月1日	
30	国土交通省	中国地方整備局山口河川国道事務所	エレベータ設備保守点検	役務	平成19年4月19日	単価	民間企業	一般競争契約	2	平成19年4月19日	平成19年4月20日	
31	国土交通省	中部地方整備局庄内河川事務所	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	4	平成19年3月30日	平成19年4月1日	
32	国土交通省	中部地方整備局木曾川下流河川事務所	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	3	平成19年3月29日	平成19年4月1日	
33	国土交通省	九州地方整備局筑後河川事務所	大川高潮防災センター警備業務	役務	平成19年4月2日	1,007,895	民間企業	指名競争契約	3	平成19年3月30日	平成19年4月1日	
34	国土交通省	九州地方整備局筑後河川事務所	車両管理等の業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	2	平成19年3月29日	平成19年4月2日	
35	国土交通省	九州地方整備局遠賀河川事務所	平成19年度 遠賀河川事務所車両管理業務委託	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	2	平成19年3月29日	平成19年4月4日	
36	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	4	平成19年3月28日	平成19年4月2日	
37	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 岡崎出張所管内西部橋梁点検業務	工事等(工事)	平成19年6月7日	71,400,000	民間企業	指名競争契約	10	平成19年6月5日	平成19年6月8日	
38	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 第三出張所管内橋梁点検業務	工事等(工事)	平成19年6月7日	70,035,000	民間企業	指名競争契約	10	平成19年6月5日	平成19年6月8日	
39	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 岡崎出張所管内東部橋梁点検業務	工事等(工事)	平成19年6月8日	23,625,000	民間企業	指名競争契約	11	平成19年6月5日	平成19年6月9日	
40	国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	平成19年度 第一・第四・豊田出張所管内橋梁点検業務	工事等(工事)	平成19年6月8日	41,475,000	民間企業	指名競争契約	10	平成19年6月5日	平成19年6月9日	
41	国土交通省	中部地方整備局名四国道事務所	平成19年度 単価契約車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	4	平成19年3月28日	平成19年4月1日	
42	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	2	平成19年3月29日	平成19年4月1日	
43	国土交通省	中国地方整備局松江国道事務所	西津田地下道エレベーター外点検業務	役務	平成19年4月2日	8,295,000	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月30日	平成19年4月1日	
44	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	寮清掃等業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	2	平成19年3月28日	平成19年4月1日	
45	国土交通省	中国地方整備局岡山国道事務所	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	3	平成19年3月28日	平成19年4月1日	
46	国土交通省	九州地方整備局福岡国道事務所	福岡国道事務所外5箇所車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	2	平成19年3月30日	平成19年4月2日	
47	国土交通省	九州地方整備局北九州国道事務所	平成19年度車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	2	平成19年3月30日	平成19年4月1日	
48	国土交通省	中部地方整備局名古屋港湾事務所	平成19年度名古屋港車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	4	平成19年3月30日	平成19年4月1日	
49	国土交通省	中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所	車輛管理業務(広島港)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	7	平成19年3月30日	平成19年4月1日	
50	国土交通省	四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所	事務所清掃及び雑役	役務	平成19年4月2日	1,995,000	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月29日	平成19年4月2日	
51	国土交通省	四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所	坂出港事務所清掃及び雑役	役務	平成19年4月2日	1,417,500	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月29日	平成19年4月2日	
52	国土交通省	九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所	車両管理業務	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	指名競争契約	8	平成19年3月29日	平成19年4月2日	
53	国土交通省	東北運輸局	平成19年度仙台第4合同庁舎保安警備業務請負	役務	平成19年4月2日	7,623,000	民間企業	不落・不調による随意契約	-	平成19年3月27日	平成19年4月1日	

番号	府省等名	機関名	契約件名	契約種別	当初契約年月日	当初契約金額(円)	契約相手方区分	契約方式	応募(応札)者数	開札日・結果通知日	履行開始日	備考
54	国土交通省	大阪航空局関西空港事務所	関西空港事務所庁舎警備一式	役務	平成19年4月1日	44,226,000	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月28日	平成19年4月1日	
55	国土交通省	大阪航空局関西空港事務所	南紀白浜空港無線施設機械警備請負	役務	平成19年4月1日	1,412,040	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月28日	平成19年4月1日	
56	国土交通省	第五管区海上保安本部	電子複写機保守 (単価契約・関空・和歌山分)	役務	平成19年4月2日	単価	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月26日	平成19年4月1日	
57	国土交通省	第五管区海上保安本部	エレベーター設備保守点検業務 (平成19年度合庁分担)	役務	平成19年4月2日	7,862,400	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月26日	平成19年4月1日	
58	国土交通省	第六管区海上保安本部	広島港湾合同庁舎施設警備	役務	平成19年4月2日	3,146,850	民間企業	一般競争契約	2	平成19年3月27日	平成19年4月1日	
59	国土交通省	第六管区海上保安本部	広島港湾合同庁舎エレベーター保守管理委託	役務	平成19年4月2日	3,189,060	民間企業	一般競争契約	1	平成19年3月28日	平成19年4月1日	
60	環境省	本省(大臣官房会計課)	平成19年度派遣業務 大臣官房会計課契約係における入札業務等補助に係る派遣業務	役務	平成19年6月28日	単価	民間企業	一般競争契約	1	平成19年6月27日	平成19年7月2日	
61	環境省	北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所	平成19年度和琴及び川湯地区公衆便所清掃管理等業務並びに和琴・川湯園地、川湯硫黄山線歩道維持管理業務	役務	平成19年4月2日	3,211,950	所管公益法人	一般競争契約	1	平成19年3月30日	平成19年4月1日	
62	環境省	北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所	平成19年度阿寒湖地区公衆便所清掃管理等業務及び阿寒湖畔園地(湖岸園地)維持管理業務	役務	平成19年4月2日	2,174,550	所管公益法人	一般競争契約	1	平成19年3月30日	平成19年4月1日	
63	環境省	北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所	平成19年度塘路湖エコミュージアムセンター清掃管理等業務	役務	平成19年4月26日	1,212,750	所管公益法人	一般競争契約	1	平成19年4月26日	平成19年5月1日	
64	環境省	北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所	平成19年度温根内ビジターセンター清掃管理等業務	役務	平成19年4月27日	798,000	所管公益法人	一般競争契約	1	平成19年4月27日	平成19年5月1日	

表 2 - (1) - ウ - ⑩ 行政情報の電子的提供等に係る通知等

○ 「契約事務の適正な執行について」(昭和 53 年 4 月 1 日付け蔵計第 875 号) <抜粋>

一、 競争契約方式の活用

- (1) 略
- (2) 一般競争契約が原則とされている理由は、機会の均等および公正性の保持の原則に最も適合するばかりでなく、広く多数の参加者による競争を通じて国にとって最も有利な条件の申込者を選定できるため、予算の効率的使用の面から最もすぐれていると認められるからである。
- (3) 略

二、 競争契約上の運用の改善

- (1) 競争参加資格申請及び一般競争入札については、広く多数の参加を求めるため、公告することになっているが、その公告方法として掲示のみによる例が多く見受けられるところである。
競争契約の効果をさらに高めるため、できるだけ多数の資格申請又は応札が実現されるよう、現在掲示のみで公告している契約であっても、その種類、金額等に応じて、適宜、新聞、官報等を活用すること等により、さらに広報性を高める方向でその改善を図ること。
また、掲示についても、その場所等について、広報性の見地から十分配慮すること。
(以下略)

○ 「電子政府構築計画」(平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者 (C10) 連絡会議決定) <抜粋>

第 2 施策の基本方針

I 国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備、充実

- (1) 各府省は、国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供の一層の充実を図る。
(以下略)

○ 「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方(指針)」(平成 16 年 11 月 12 日各府省情報化統括責任者 (C10) 連絡会議決定) <抜粋>

情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進することとする。
このため、各府省は、以下の指針に沿って、行政情報の電子的提供に関する措置を実施する。

I 電子的に提供する情報の内容

1 行政の諸活動に関する情報

以下の情報については、他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実を図り、電子的にも提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についても電子的な公表を図ることとする。また、外国語による情報提供についても、要望等を踏まえ積極的な対応に努める。

(中略)

(2) 行政活動の現状等に関する情報

(中略)

- ⑧ 調達情報(「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成 11 年 12 月 28 日 高度情報通信社会推進本部決定)及び「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成 14 年 3 月 29 日 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。平成 16 年 3 月 30 日最終改定)に基づき提供することとされている情報。)

(中略)

3 法令により公表等が義務付けられている情報

告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供する。

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (1) - ウ - ⑪ 当該機関又は上部機関等のホームページで一般競争入札等の公告を実施していない例

1 総務省人事・恩給局では、一般競争入札等の公告に当たって、同局が入居する総務省第二庁舎（若松庁舎）及び中央合同庁舎第二号館の掲示板に掲示し、応募者等を募っているが、ホームページによる公告を行っていない。

2 法務省府中刑務所、同省名古屋刑務所及び国土交通省福岡航空交通管制部では、独自のホームページを開設していないため、掲示板による公告のみを行っている。

しかしながら、以下の例のように、本省等のホームページにおいて一般競争入札等の入札公告を行うことにより、広報の充実及び競争性の確保を推進する余地がある。

（ホームページを開設していない機関分の公告をその上部機関等のホームページで公告している例）

地方入国管理局、地方入国管理局支局及び入国者収容所（以下「地方入国管理局等」という。）では、独自のホームページを開設していないが、次の通知により、本省入国管理局が開設する入国管理局総合案内用ホームページにおいて、全国の地方入国管理局等が行う競争契約に係る入札公告をまとめて掲示している。

関係通知

○ 競争契約に関する情報の公表について（通知）（平成 20 年 6 月 11 日付け法務省管総第 1966 号通知）〈抜粋〉

…今後、地方入国管理官署に係る物品の買入れ及び役務の提供等を対象とした契約を入札の方法により一般競争に付すときは、官報、掲示公告のみだけでなく、…当局ホームページに掲示手続を行うこととしましたので、本信到着後、速やかに実施願います。

なお、福岡航空交通管制部では、掲示板のほか、電子入札システム（同システム導入業者のみ閲覧可能）による掲示を行うとともに、公募に限って、本省のホームページにおいて「公募等情報」として契約件名等を掲載している。

3 上記 1 及び 2 を含め、当該機関又は上部機関等のホームページで一般競争入札等の公告を実施していない機関が、次表のとおり、5 府省 15 機関においてみられた。

ホームページで一般競争入札等の公告を実施していない機関

府省等名	機関名	ホームページで公告していない理由等
総務省	本省（人事・恩給局）	現在、検討しているところである。
法務省	東京地方検察庁	掲示板だけでも入札等参加者は確保されている。
	横浜地方検察庁	掲示板だけでも入札等参加者は確保されている。
	府中刑務所	掲示板だけでも入札等参加者は確保されている。
	名古屋刑務所	掲示板だけでも入札等参加者は確保されている。
厚生労働省	国立障害者リハビリテーションセンター	特に定めがなかったため。
	北海道社会保険事務局	ホームページへの今後の掲載については、特に支障はない。

府省等名	機関名	ホームページで公告していない理由等
農林水産省	東北農政局	公共工事に関する入札公告は、局ホームページで公表しているが、物品役務等についても検討していきたい。
	中国四国農政局斐伊川沿岸農業水利事業所	電子複写機保守については、ホームページで公告を実施していなかったため、今後検討したい。
	空知森林管理署	役務調達発注の一部について、ホームページでの公示が欠落していた。今後は、確実に実施したい。
	飛騨森林管理署	一般競争入札の公告は局のホームページで公表しているが、役務調査の公告について、局のホームページへの公表から漏れていた。
	広島森林管理署	役務調達発注の一部について、ホームページでの公示が欠落していた。今後は、確実に実施したい。
	広島北部森林管理署	役務調達発注の一部について、ホームページでの公示が欠落していた。今後は、確実に実施したい。
国土交通省	国土地理院	測量業務に関する入札公告は、本院ホームページで公表しているが、物品役務等についても検討していきたい。
	福岡航空交通管制部	公募については、本省のホームページに掲載していたが、今後は、一般競争契約等についても掲示することとしたい。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - エー① 再委託の適正化に係る関連通達

○ 公共調達に適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号各省各庁の長あて財務大臣通知） <抜粋>

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

①再委託を行う合理的理由

②再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) (略)

5. 内部監査の実施等

(1) (略)

(2) 随意契約の重点的監査

特に、随意契約については、監査計画等において、当分の間、重点的に監査を行うことを定めるとともに、次に掲げる事項にも留意して行うものとする。

①「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行ったもの

イ (略)

ロ 契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約の相手方の履行能力が十分でないと認められる場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。

ハ (略)

(以下略)

○ 随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて(平成17年2月25日付け財計第408号各省各庁会計課長等あて財務省主計局長通知) <抜粋>

1. 随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱い

国が随意契約の方法により試験、研究、調査、システム開発等の行為を委託(委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。)する場合について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行を確保するため、各省各庁において随意契約の方法による委託契約を締結するに当たっては、下記により取り扱われたい。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するにあたって、委託契約の全部を一括して再委託することを禁止すること。

(2) 委託契約の履行における再委託の承認

委託契約の適正な履行を確保するため、委託契約の相手方が委託契約の履行において再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面(以下「再委託に関する書面」という。)を提出し、契約担当官等による承認を受けることを義務付けること。

(3) ~ (5) (略)

2. その他

(1) ~ (3) (略)

(4) 一般競争入札及び指名競争入札の方法による委託契約その他この通知による措置が適用されない委託契約についても、再委託の承認等必要な措置を定めるなどその適正な履行の確保に努められたい。

表 2 - (1) - エ - ② 行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針等について
(平成 13 年 7 月 23 日政府行政改革推進本部了承) <抜粋>

IV 補助金等の見直し

国から公益法人に交付されている補助金等については、大綱に示された基本的考え方に沿ってその縮減・合理化を進めるとともに、次の見直しを行うこととする。

1 いわゆる「第三者分配型」補助金等の見直し

(1) 考え方

補助金等の交付先の公益法人において、当該補助金等の交付目的（例えば調査研究、技術開発、普及・啓発、情報収集等）である事務・事業を実質的に行っていないものや第三者に資金を交付することを目的（例えば助成金の交付、利子補給等）とした補助金等については、公益法人を経由する意義が乏しいのではないか、また、公益法人を経由することにより事業実施が非効率となっているのではないか等の疑義もみられるところであり、実態を踏まえ厳しく見直し、必要な措置を講ずることとする。

(2) 検討の対象となる補助金等

国から公益法人に交付された補助金等の50%以上が外部に再補助・再委託等されている補助金等。

(3) 見直しの方針

- ①大綱における特殊法人等の事業見直しの方針（I 1 (1) イ(ア)）に準じ、事務・事業の必要性を検証した上、必要性の認められない補助金等は廃止することとする。
- ②上記①の見直しを行った上で、当該補助金等の交付を存続させる政策的必要性があるものについては、補助金等の整理・統合を図った上で、当該公益法人を経由せず、最終交付先へ国から直接又は独立行政法人から交付する。

なお、独立行政法人による交付は、効率性の観点から適切であることが立証できる場合とし、その場合にあっては、まず既存のものを活用することを検討することとする。

③ (略)

表 2 - (1) - エ - ③ 契約書に一括再委託の禁止条項を設定していない例

1 公正取引委員会（事務総局）

『有料老人ホーム等の表示に関する調査』に関する契約書に「乙は、各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により、甲の承認を受けなければならない。（１）この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合。（略）（４）本件業務の全部又はその主要部分の納入を第三者に請け負わせる場合。」と規定しているが、一括再委託の禁止条項を設定していない。

2 総務省本省（人事・恩給局）

『債権管理補助システム改修』に関する契約書に添付する覚書に「乙は、システム改修作業の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を得なければならない。」と規定しているが、一括再委託の禁止条項を設定していない。

3 法務省（大阪入国管理局）

権利譲渡の制限条項（乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。）を一括再委託の禁止条項と誤認し、契約書に当該禁止条項を設定していない。

4 法務省（福岡入国管理局）

権利譲渡の制限条項（乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。）を一括再委託の禁止条項と誤認し、契約書に当該禁止条項を設定していない。

5 法務省（公安調査庁）

『公安情報システムの支援業務』に関する契約書の中で「乙は、本契約に基づき受託した本件業務の全部又は一部の作業を乙の責任において第三者に再委託できるものとする。」と規定し、一括再委託の禁止条項を設定していない。

6 厚生労働省本省（保険局）

委託した調査の実施に当たり、専門業者に再委託した方が効率的・経済的な場合があることから、『原因分類ごとの未収金に関する実態調査委託事業』に関する契約書に一括再委託の禁止条項を設定していない。

7 厚生労働省本省（職業安定局雇用保険課）

『毎月勤労統計調査オンラインシステムに係る運用支援業務』に関する契約書に「乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。」と規定しているが、一括再委託の禁止条項を設定していない。

8 厚生労働省（社会保険庁）

『年金個人情報提供システムのアプリケーション保守業務』に関する契約書には、一括再委託の禁止条項を設定していない。

9 農林水産省本省（大臣官房経理課）

『農林水産物貿易円滑化推進委託事業（品目別市場実態調査のうちロシア）』に関する契約書に「乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。」と規定しているが、一括再委託の禁止条項を設定していない。

※ 上記のほかに、同省において、以下のとおり同様の13例がみられた。

No.	部局名	契約件名
1	本省（消費・安全局）	平成19年度微生物リスク管理基礎調査事業（採卵鶏農場におけるサルモネラ属菌の保有状況調査）
2	本省（経営局）	平成19年度農業経営基盤強化措置状況調査委託事業
3	本省（生産局）	平成19年度みなぎる輸出活力誘発委託事業（野菜及び果実の輸出促進）
4	東北農政局	平成19年度藤里地域草地基盤再編整備基本調査
5	中国四国農政局	平成19年度「田んぼの生きもの調査」取りまとめ業務委託事業
6	九州農政局	平成19年度生息環境情報調査業務委託事業
7	東北農政局土地改良技術事務所	平成19年度地方財政措置システム運用支援等業務委託事業
8	新濃尾農地防災事業所	新濃尾（一期）地区オオサンショウウオ保全対策検討外業務
9	佐賀中部農地防災事業所	平成19年度佐賀中部農地防災事業環境保全調査検討委託事業
10	林野庁	平成19年度無人ヘリによる松くい虫防除総合的評価手法開発調査委託事業
11	中部森林管理局	ヤツガタケトウヒ保護管理調査
12	広島森林管理署	森林景観回復のためのシダの調査
13	水産庁	平成19年度自然エネルギーを利用した水域環境改善委託事業

23 防衛省（技術研究本部）

『船舶設計基準（水上艦艇武器ぎ装）の基礎資料作成に関する調査研究』に関する契約書に「乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲に書面による承認を受けなければならない。（1）（略）（2）この契約の全部又は一部を第三者に請負わせ又は委任する場合」と規定しているが、一括再委託の禁止条項を設定していない。

[平成20年度に改善措置が講じられている例]

○ 内閣府（国際平和協力本部）

権利義務の譲渡を禁止する条項（乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。）により一括再委託の禁止を担保できると解釈し、契約書に当該禁止条項を設定していない。

※ 国際平和協力本部では、平成20年8月以降に作成した契約書に一括再委託の禁止条項を追加設定している。

表2 - (1) - 工 -
(調査対象機関)

調査対象機関及び協力要請機関における再委託承認実績(平成19年度)

(単位:件)

府省等名(機関名)		契約件数	再委託承認件数				
			合計	一般競争 契約	指名競争 契約	随意契約	うち所管公益 法人等との随 意契約
内閣府	本府	2,368	2	0	0	2	0
	原子力安全委員会		0	0	0	0	0
	経済社会総合研究所		2	2	0	0	0
	国際平和協力本部		0	0	0	0	0
	日本学術会議		1	0	0	1	0
	沖縄総合事務局		62	6	0	56	41
	計		67	8	0	59	41
宮内庁	本庁	412	0	0	0	0	
公正取引 委員会	事務総局	97	2	2	0	0	
国家公安 委員会	警察庁本庁	972	119	0	0	119	0
	科学警察研究所		0	0	0	0	0
	皇宮警察本部		0	0	0	0	0
	計		119	0	0	119	0
金融庁	本庁	292	3	0	0	3	
総務省	本省	1,750	13	9	0	4	2
	東北総合通信局		0	0	0	0	0
	近畿総合通信局		0	0	0	0	0
	消防庁		1	0	0	1	1
	計		14	9	0	5	3
法務省	本省	1,778	0	0	0	0	0
	府中刑務所		0	0	0	0	0
	名古屋刑務所		0	0	0	0	0
	東京地方検察庁		0	0	0	0	0
	横浜地方検察庁		0	0	0	0	0
	札幌法務局		9	0	0	9	0
	広島法務局		2	0	0	2	0
	釧路地方法務局		2	0	0	2	1
	福島地方法務局		3	1	0	2	0
	京都地方法務局		4	2	0	2	0
	岡山地方法務局		2	0	0	2	0
	那覇地方法務局		3	0	0	3	0
	東京入国管理局		0	0	0	0	0
	大阪入国管理局		0	0	0	0	0
	福岡入国管理局		0	0	0	0	0
	入国者収容所東日本入国管理センター		0	0	0	0	0
	公安調査庁		0	0	0	0	0
計	25	3	0	22	1		
外務省	本省	1,381	4	0	0	4	2
財務省	本省	3,042	9	6	0	3	2
	北海道財務局		4	4	0	0	0
	東北財務局		6	3	0	3	0
	中国財務局		4	1	0	3	0
	函館税関		3	0	0	3	0
	名古屋税関		2	2	0	0	0
	門司税関		7	6	0	1	0
	国税庁		382	112	0	270	1
	税務大学校		5	3	0	2	0
	札幌国税局		7	7	0	0	0
	仙台国税局		66	59	0	7	0
	名古屋国税局		28	28	0	0	0
	広島国税局		26	19	0	7	0
	計		549	250	0	299	3
文部科学省	本省	5,748	679	10	0	669	111
	国立教育政策研究所		0	0	0	0	0
	科学技術政策研究所		0	0	0	0	0
	文化庁		0	0	0	0	0
	計		679	10	0	669	111

(調査対象機関)

(単位:件)

府省等名(機関名)	契約件数	再委託承認件数				
		合計	一般競争契約	指名競争契約	随意契約	うち所管公益法人等との随意契約
本省		122	4	0	118	18
国立医薬品食品衛生研究所		0	0	0	0	0
国立感染症研究所		0	0	0	0	0
横浜検疫所		0	0	0	0	0
神戸検疫所		0	0	0	0	0
国立がんセンター		0	0	0	0	0
国立循環器病センター		0	0	0	0	0
国立身体障害者リハビリテーションセンター (現:国立障害者リハビリテーションセンター)		0	0	0	0	0
北海道厚生局		0	0	0	0	0
関東信越厚生局		0	0	0	0	0
北海道労働局		22	0	0	22	0
宮城労働局		6	0	0	6	0
愛知労働局		1	0	0	1	1
広島労働局		2	0	0	2	0
香川労働局		1	0	0	1	0
福岡労働局		2	0	0	2	0
沖縄労働局		6	0	0	6	0
社会保険庁		102	65	0	37	0
北海道社会保険事務局		0	0	0	0	0
宮城社会保険事務局		2	1	0	1	0
愛知社会保険事務局		0	0	0	0	0
広島社会保険事務局		1	1	0	0	0
香川社会保険事務局		0	0	0	0	0
福岡社会保険事務局		111	0	0	111	15
沖縄社会保険事務局		0	0	0	0	0
計	6,384	378	71	0	307	34
本省		148	9	0	139	68
横浜植物防疫所		1	1	0	0	0
動物検疫所		1	1	0	0	0
農林水産技術会議事務局		146	0	0	146	123
東北農政局		2	0	0	2	2
東海農政局		2	0	0	2	0
中国四国農政局		0	0	0	0	0
九州農政局		9	0	0	9	0
大和紀伊平野農業水利事務所		0	0	0	0	0
大崎農業水利事務所		0	0	0	0	0
筑後川下流農業水利事務所		0	0	0	0	0
淀川水系土地改良調査管理事務所		0	0	0	0	0
東北農政局土地改良技術事務所		1	0	0	1	1
尚総農業水利事業所		0	0	0	0	0
神流川沿岸農業水利事業所		1	0	0	1	0
新矢作川用水農業水利事業所		0	0	0	0	0
斐伊川沿岸農業水利事業所		0	0	0	0	0
新濃尾農地防災事業所		2	0	0	2	2
香川農地防災事業所		0	0	0	0	0
佐賀中部農地防災事業所		0	0	0	0	0
林野庁		51	0	0	51	11
北海道森林管理局		2	0	0	2	0
東北森林管理局		2	1	0	1	1
中部森林管理局		2	0	0	2	2
四国森林管理局		0	0	0	0	0
根釧西部森林管理署		2	2	0	0	0
空知森林管理署		3	3	0	0	0
三八上北森林管理署		0	0	0	0	0
秋田森林管理署		0	0	0	0	0
東信森林管理署		0	0	0	0	0
飛騨森林管理署		0	0	0	0	0
広島森林管理署		0	0	0	0	0
広島北部森林管理署		0	0	0	0	0
安芸森林管理署		0	0	0	0	0
徳島森林管理署		0	0	0	0	0
佐賀森林管理署		0	0	0	0	0
宮崎森林管理署		0	0	0	0	0
水産庁		69	0	0	69	20
計	6,503	444	17	0	427	230
本省		86	21	0	65	48
東北経済産業局		62	12	0	50	7
中部経済産業局		6	0	0	6	6
中国経済産業局		11	1	0	10	3
資源エネルギー庁		167	134	0	33	26
原子力安全・保安院		5	0	0	5	5
特許庁		2	0	0	2	1
中小企業庁		26	15	0	11	9
計	2,744	365	183	0	182	105

(調査対象機関)

(単位:件)

府省等名(機関名)	契約件数	再委託承認件数				
		合計	一般競争契約	指名競争契約	随意契約	うち所管公益法人等との随意契約
本省		215	8	1	206	61
国土技術政策総合研究所		8	2	0	6	4
航空保安大学校		1	1	0	0	0
国土地理院		41	30	8	3	2
東北地方整備局		49	8	24	17	1
北陸地方整備局		6	2	0	4	2
中部地方整備局		50	1	28	21	2
近畿地方整備局		35	2	14	19	0
中国地方整備局		38	6	1	31	2
四国地方整備局		17	0	2	15	6
九州地方整備局		22	0	10	12	4
青森河川国道事務所		16	2	12	2	1
秋田河川国道事務所		9	4	4	1	1
山形河川国道事務所		9	1	4	4	2
福島河川国道事務所		9	5	3	1	0
高田河川国道事務所		8	1	3	4	2
姫路河川国道事務所		3	1	1	1	1
福山河川国道事務所		7	1	4	2	0
山口河川国道事務所		21	4	11	6	1
徳島河川国道事務所		10	0	7	3	0
香川河川国道事務所		8	3	1	4	0
松山河川国道事務所		6	1	2	3	0
高知河川国道事務所		16	5	3	8	1
信濃川河川事務所		4	0	0	4	1
庄内川河川事務所		4	1	1	2	0
木曾川下流河川事務所		7	2	2	3	1
淀川河川事務所		7	2	0	5	1
筑後川河川事務所		2	2	0	0	0
遠賀川河川事務所		2	2	0	0	0
新潟国道事務所		6	0	0	6	4
長岡国道事務所		17	0	3	14	3
名古屋国道事務所		9	2	2	5	1
名四国道事務所		4	1	1	2	0
京都国道事務所		23	1	15	7	0
兵庫国道事務所		19	5	8	6	0
松江国道事務所		8	3	4	1	0
岡山国道事務所		33	1	21	11	0
福岡国道事務所		27	0	20	7	1
北九州国道事務所		4	1	2	1	0
小名浜港湾事務所		0	0	0	0	0
名古屋港湾事務所		0	0	0	0	0
神戸港湾事務所		0	0	0	0	0
新潟港湾・空港整備事務所		0	0	0	0	0
広島港湾・空港整備事務所		0	0	0	0	0
高松港湾・空港整備事務所		0	0	0	0	0
北九州港湾・空港整備事務所		0	0	0	0	0
北海道開発局開発監理部		33	0	19	14	3
札幌開発建設部		42	19	11	12	4
石狩川開発建設部		31	13	17	1	0
函館開発建設部		10	4	5	1	0
釧路開発建設部		7	0	6	1	0
網走開発建設部		0	0	0	0	0
東北運輸局		6	0	0	6	0
関東運輸局		2	0	0	2	0
中部運輸局		2	0	0	2	1
東京航空局		11	0	10	1	0
大阪航空局		15	1	14	0	0
新千歳空港事務所		0	0	0	0	0
成田空港事務所		0	0	0	0	0
中部空港事務所		0	0	0	0	0
関西空港事務所		0	0	0	0	0
福岡航空交通管制部		0	0	0	0	0
那覇航空交通管制部		0	0	0	0	0
気象庁		1	0	0	1	0
気象研究所		0	0	0	0	0
気象衛星センター		0	0	0	0	0
札幌管区気象台		0	0	0	0	0
大阪管区気象台		0	0	0	0	0
海上保安庁		1	1	0	0	0
第一管区海上保安本部		0	0	0	0	0
第二管区海上保安本部		1	1	0	0	0
第五管区海上保安本部		0	0	0	0	0
第六管区海上保安本部		0	0	0	0	0
海難審判庁		0	0	0	0	0
計	24,874	942	150	304	488	113

(調査対象機関)

(単位:件)

府省等名(機関名)	契約件数	再委託承認件数					
		合計	一般競争契約	指名競争契約	随意契約	うち所管公益法人等との随意契約	
環境省	本省	90	24	0	66	14	
	環境調査研究所	0	0	0	0	0	
	北海道地方環境事務所	0	0	0	0	0	
	九州地方環境事務所	1	0	0	1	1	
	那覇自然環境事務所	1	0	0	1	0	
計	92	24	0	68	15		
防衛省	本省	0	0	0	0	0	
	防衛大学校	0	0	0	0	0	
	防衛医科大学校	0	0	0	0	0	
	陸上自衛隊中部方面会計隊本部	0	0	0	0	0	
	陸上自衛隊関西補給処	0	0	0	0	0	
	陸上自衛隊九州補給処	4	4	0	0	0	
	陸上自衛隊補給統制本部	0	0	0	0	0	
	海上自衛隊呉地方総監部	0	0	0	0	0	
	海上自衛隊佐世保地方総監部	0	0	0	0	0	
	海上自衛隊補給本部	0	0	0	0	0	
	海上自衛隊航空補給処	0	0	0	0	0	
	航空自衛隊第8航空団	0	0	0	0	0	
	航空自衛隊第1補給処東京支処	0	0	0	0	0	
	航空自衛隊第2補給処調達部	0	0	0	0	0	
	航空自衛隊第2補給処業務部	0	0	0	0	0	
	航空自衛隊第3補給処	0	0	0	0	0	
	技術研究本部	0	0	0	0	0	
	技術研究本部陸上装備研究所	0	0	0	0	0	
	技術研究本部岐阜試験場	0	0	0	0	0	
	装備施設本部	0	0	0	0	0	
	北海道防衛局	4	0	2	2	0	
	北関東防衛局	17	1	8	8	0	
	近畿中部防衛局	12	4	8	0	0	
	中国四国防衛局	0	0	0	0	0	
	沖縄防衛局	10	0	9	1	0	
	計	47	9	27	11	0	
	小計	87,213	3,730	736	331	2,663	658
		4.3%	19.7%	8.9%	71.4%	17.6%	
(協力要請機関)							
内閣官房	内閣官房	316	10	0	0	10	0
内閣法制局	内閣法制局	29	0	0	0	0	0
人事院	事務総局	148	5	4	0	1	0
小計		493	15	4	0	11	0
			3.0%	26.7%	0.0%	73.3%	0.0%
合計		87,706	3,745	740	331	2,674	658
			4.3%	19.8%	8.8%	71.4%	17.6%

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - エ - ⑤ 再委託比率報告書（原子力安全・保安院） <抜粋>

(様式)

再委託比率報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力安全・保安院 企画調整課長 宛

	住 所	
	商号または名称	印
	代表者氏名	印

平成 19 年度（事業名）の公募に際し、「再委託比率を原則 50%以内とする」との応募条件を踏まえ、当方が入札を予定する案件のうち、再委託比率につき、以下のとおり報告いたします。

(略)

表 2 - (1) - エ - ⑥ 請負契約における再委任等の取扱いの運用について（平成 16 年 11 月 30 日付け事務連絡各局部課室（事務所等）契約事務担当者あて環境省大臣官房会計課通知） <抜粋>

1. 再委任等の取扱いについて

(1) 再委任等の在り方

調査研究業務等に係る請負契約における再委任等の必要性については、次の点に十分配慮した上で判断するものとする。

① 再委任等は、本来請負者が自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部に発注するものであることから、請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委任等してはならない。

② (略)

③ (略)

(2) 外注費の計上

① (略)

② 外注費は、原則として直接費（人件費及び業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の 2 分の 1 未満の額にとどめるとともに、一般管理費の算定根拠には含めないこととする。

③ (略)

表 2 - (1) - エ - ⑦ 国土交通省における再委託の適正化に係る関連通達

○ 随意契約による委託契約に関する事務手続きについて（平成 17 年 6 月 2 日付け事務連絡官房会計課等契約担当課長あて大臣官房会計課契約制度管理室長、企画専門官通知） <抜粋>

2. 一括再委託の禁止等の明示について

(1) 一括再委託の禁止の周知徹底

契約担当官等は、使用している契約書に再委託に関する条項が記載されていない場合、又は、記載されている内容が不十分な場合は、以下の例文を参考に条項の追加・修正等を行うこと。

① 一括再委託の禁止条項

(記載例)

「第〇条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」

又は、

「第〇条 乙は、業務の全部を一括して、又は仕様書、設計図書等で指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」

若しくは、

「第〇条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。」

(2) ~ (3) (略)

3. 再委託及び再委託内容の変更等の承諾手続き等について

(1) (略)

(2) 承諾及び変更等承諾を要しない場合の取扱い

業務委託に際し、「主たる部分」とは、その業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を必要とするものであり、その業務委託自体の必要性や委託先の選定理由等を踏まえて判断するものとする。

○ 設計業務共通仕様書（案）の一部改正について（平成 20 年 8 月 29 日付け国官技第 106 号各地方整備局企画部長等あて大臣官房技術調査課長通知） <抜粋>

設計業務共通仕様書（昭和 62 年 3 月 31 日建設省技調発第 92 の 1 号）

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1127 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、発注者は、これを再委託することはできない。

(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等

(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2. ~ 3. (略)

4. 会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。

5. (略)

表 2 - (1) - エ - ⑧ - i 委託業務のうち主要な業務とみられる部分について再委託を承認している例

1 農林水産省（横浜植物防疫所）

① 契約件名：農薬残留分析・調査業務

② 契約方式：一般競争契約

③ 概要：

契約の相手方である所管公益法人は、契約の締結後、試料入手及び調整、分析実施要領に基づき、その内容に対応できる厚生労働省認可の分析機関を求められたことを理由に、リン化水素くん蒸における農薬残留物分析業務及び臭化メチルくん蒸における農薬残留物分析業務を所管公益法人の2者にそれぞれ再委託することについて、横浜植物防疫所に承認申請を行い認められている。仕様書をみると、事業内容として「植物検疫措置を想定した農産物中のくん蒸剤の残留実態調査」とされている。

しかしながら、契約書に再委託してはならない主要な業務が定められていないこともあって、再委託の内容は、上記のとおり、リン化水素くん蒸及び臭化メチルくん蒸における農薬残留物分析業務となっており、本案件における主要な業務が再委託として承認されている状況がみられる。ちなみに、本案件における再委託比率は、71.9%となっている（表 2 - (1) - エ - ⑧ - ii - 1 参照）。

2 農林水産省（東北森林管理局）

① 契約件名：保護林（宮城北部森林計画区）のモニタリング調査

② 契約方式：一般競争契約

③ 概要：

契約の相手方である所管公益法人は、契約の締結後、調査の精度を確保するため、積雪等の前に現地調査を完了する必要があるが、調査対象地一帯においては、時期的に積雪時期が急迫しており、人員を集中的に配置し、調査を早急かつ短期間で実施する必要があるとの理由から、森林調査を民間事業者に再委託することについて、東北森林管理局に承認申請を行い認められている。仕様書をみると、「本調査は、～保護林の現況を的確に把握するため、モニタリング調査を実施し、保護林の現状について評価」することとされている。

しかしながら、契約書に再委託してはならない主要な業務が定められていないこともあって、再委託の内容は、すべての調査対象地について、保護林の現況把握・現状評価に必要な現地調査である森林調査の実施となっており、本案件における主要な業務が再委託として承認されている状況がみられる。ちなみに、本案件における再委託比率（再委託金額／委託契約金額）は、48.4%（3,811,500円／7,875,000円）となっている。

3 農林水産省（中部森林管理局）

① 契約件名：ヤツガタケトウヒ保護管理調査

② 契約方式：企画競争による随意契約

③ 概要：

契約の相手方である所管公益法人は、契約の締結後、企画書に記載したとおり、本調査の目的や現地を熟知しているなどの理由から、試験区の試験調査及びヤツガタケトウヒ分布箇所植生調査を独立行政法人に再委託することについて、中部森林管理局に承認申請を行い認められている。委

託調査実施要領をみると、調査内容として「(ア) 平成 15 年度設定した試験区における実生定着試験、実生生育条件調査、稚樹の成長試験、(イ) 分布調査について、平成 18 年度実施した調査箇所における植生調査」とされ、再委託先の独立行政法人の技術協力を受けて実施するとされている。

しかしながら、契約書に再委託してはならない主要な業務が定められていないこともあって、再委託の内容は、調査内容 (ア) (イ) となっており、本案件における主要な業務が再委託として承認されている状況がみられる。ちなみに、本案件における再委託比率は、56.2%となっている (表 2 - (1) - エ - ⑧ - ii - 2 参照)。

なお、再委託の承認審査は、原課及び経理課で行うこととされているが、本契約案件の再委託に関しては、原課のみが審査を行い、支出負担行為担当官名で契約の相手方へ承認書を発出している。

4 国土交通省 (東北地方整備局)

- ① 契約件名: 「朝市」と郊外大型店等との連携による商店街・地場産業活性化モデル調査
- ② 契約方式: 競争性のない随意契約
- ③ 概 要:

契約の相手方である民間事業者 (第三セクター) は、契約の締結後、調査実施計画の立案、現場調整、社会実験の実践及びその効果・分析を行うに当たり、必要な専門的ノウハウ、現場遂行経験を有する事業者の協力を得ることから、調査実施計画の策定、専用バス運行計画の検討・調整、朝市・商店街の空間構成における施設・案内器材の配置計画等の検討、乗客・来街者アンケート調査等を民間事業者に再委託することについて、東北地方整備局に承認申請を行い認められている。調査要領をみると、調査・活動内容として「(1) 「朝市」ゾーンへの誘引集客実験～①「朝市」と郊外大型店舗等を結ぶ専用シャトルバスの運行、②「朝市」ゾーンの歩行者動線見直しによる店舗再配置・案内看板設置～(2) 地域資源・資産を活用したおもてなしコンテンツづくり～(3) 効果検証調査～①バス利用状況、バス乗客アンケート、関係者ヒアリング、②「朝市」状況、来街者アンケート、関係者ヒアリング」とされている。

しかしながら、契約書に再委託してはならない主要な業務が定められていないこともあって、再委託の内容は、上記のとおり、調査実施計画の策定、専用バス運行計画の検討・調整、朝市・商店街の空間構成における施設・案内器材の配置計画等の検討、乗客・来街者アンケート調査等となっており、本案件における主要な業務が再委託として承認されている状況がみられる。ちなみに、本案件における再委託比率 (再委託金額/委託契約金額) は、61.6% (3,800,000 円/6,167,000 円) となっている。

なお、本案件は、内閣官房都市再生本部事務局により選定された平成 19 年度全国都市再生モデル調査事業に係るものである。

表 2 - (1) - エ - ⑧ - ii 契約の相手方が公益法人で再委託比率が 50%を超えている例

1 農林水産省（横浜植物防疫所）

- ① 契約件名：農薬残留分析・調査業務
- ② 契約方式：一般競争契約
- ③ 概 要：

本案件の再委託比率（再委託金額／委託契約金額）が 71.9%（9,912,000 円／13,784,578 円）となっている（再委託の承認の概要については、表 2 - (1) - エ - ⑧ - i - 1 参照）。ちなみに、横浜植物防疫所は、承認申請案件が少なく、個々の案件ごとに審査することとし、再委託の承認に係る審査基準を策定しておらず、また、再委託比率の具体的な基準（目安）も設定されていない。

2 農林水産省（中部森林管理局）

- ① 契約件名：ヤツガタケトウヒ保護管理調査
- ② 契約方式：企画競争による随意契約
- ③ 概 要：

本案件の再委託比率（再委託金額／委託契約金額）が 56.2%（1,501,500 円／2,670,000 円）となっている（再委託の承認の概要については、表 2 - (1) - エ - ⑧ - i - 3 参照）。ちなみに、中部森林管理局は、通達「「公共調達の適正化について」の運用方針等について」（平成 18 年 9 月 6 日付け 18 経第 886 号大臣官房経理課長通知）で定める i）再委託を行う合理的理由、ii）再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力、iii）その他必要と認められる事項について審査することとしているが、同通達に再委託比率の具体的な基準（目安）は設定されていない。

3 国土交通省（東北運輸局）

- ① 契約件名：「よこて情報局事業」に関する実証実験調査請負
- ② 契約方式：企画競争による随意契約
- ③ 概 要：

契約の相手方の候補として国土交通省に選定された任意団体は、必要な法人格を有していないことから、東北運輸局は、当該団体の主要な構成員である公益法人と契約を締結している。その後、当該公益法人は、モバイル観光システムの構築及び基幹プログラムの開発に係る作業に高度な専門知識・技術が要求されるため、これらを有する会社に請け負わせることが効率的との理由から、当該作業を民間事業者へ再委託することについて、同局に承認申請を行い認められているが、再委託比率（再委託金額／委託契約金額）が 76.1%（5,343,450 円／7,020,000 円）となっている。ちなみに、東北運輸局は、通達「随意契約による委託契約に関する事務手続きについて」（平成 17 年 6 月 2 日付け事務連絡官房会計課等契約担当課長あて大臣官房会計課契約制度管理室長、企画専門官通知）で定める再委託の承諾の取扱い（業務委託に際し、「主たる部分」とは、その業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を必要とするものであり、その業務委託自体の必要性や委託先の選定理由等を踏まえて判断するなど）等により審査することとしているが、同通達に再委託比率の具体的な基準（目安）は設定されていない。

表 2 - (1) - エ - ⑧ - iii 再委託の承認を得ることなく再委託している例

1 国土交通省（秋田河川国道事務所）

- ① 契約件名：電子納品システムの賃貸借及び保守
- ② 契約方式：競争性のない随意契約
- ③ 概 要：

契約の相手方である民間事業者は、競争参加資格の営業品目「建物管理等各種保守管理」を登録しておらず、保守業務を行っていないことから、プロッタ（注）のメーカーである民間事業者の関連会社に再委託せざるを得ないものとなっている。

しかし、契約の相手方である民間事業者は、契約書に「乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。」と規定されているにもかかわらず、再委託の承認について十分認識していなかったことから、秋田河川国道事務所に承認申請を行っていない。

（注） 建築等の図面データを出力する装置

2 環境省本省（水・大気環境局）

- ① 契約件名：平成 19 年度有明海・八代海水環境調査委託業務
- ② 契約方式：競争性のない随意契約
- ③ 概 要：

環境省大臣官房会計課が、各局部課室（事務所等）契約事務担当者あてに発出した平成 16 年 11 月 30 日付け事務連絡「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」では、契約締結後に再委任等に関する内容が確定する場合等には、契約の相手方に承認申請書を提出するよう指導することとされている。

しかしながら、水・大気環境局は、契約締結前に、契約の相手方となる地方公共団体から提出された委託業務実施計画書において、検体採取及び検体の送付は業者に委託することとされているにもかかわらず、再委託の承認申請を督促しておらず、当該地方公共団体は、承認を得ないまま、水質保全調査について民間事業者に再委託している。

3 環境省本省（水・大気環境局）

- ① 契約件名：平成 19 年度広域総合水質調査委託業務
- ② 契約方式：競争性のない随意契約
- ③ 概 要：

環境省大臣官房会計課が、各局部課室（事務所等）契約事務担当者あてに発出した平成 16 年 11 月 30 日付け事務連絡「請負契約における再委任等の取扱いの運用について」では、契約締結後に再委任等に関する内容が確定する場合等には、契約の相手方に承認申請書を提出するよう指導することとされている。

しかしながら、水・大気環境局は、契約締結前に、契約の相手方となる地方公共団体から提出された委託業務実施計画書において委託先が未定とされているにもかかわらず、再委託の承認申請を督促しておらず、当該地方公共団体は、承認を得ないまま、本調査の分析業務について民間事業者に再委託している。

表 2 - (1) - エ - ⑧ - iv 再委託金額等を把握せずに承認している例

1 国家公安委員会（警察庁本庁）

① 契約件名：照合業務システム 1 式

② 契約方式：競争性のない随意契約

③ 概 要：

警察庁本庁は、契約の相手方である民間事業者から提出された、ハードウェア障害時の保守サポート、ソフトウェアサポート等を民間事業者（複数）に再委託することについての承認申請書を受理し、審査の上、承認している。

しかしながら、当該申請書それぞれには、再委託先、再委託を行う業務の範囲、再委託を必要とする理由のほか、再委託の契約金額を記載する欄が設けられているにもかかわらず、同金額の記載がないものとなっている。これについて、警察庁本庁は、契約の相手方に同金額の確認を行ったものの、守秘義務がある等の理由により把握できず、他の要件による審査により再委託の承認を行っている。

2 金融庁本庁

① 契約件名：海外主要国における銀行のファンドビジネスの実状等に関する調査

② 契約方式：企画競争による随意契約

③ 概 要：

金融庁本庁は、契約の相手方である民間事業者から提出された、海外金融機関等との面談及び調査報告書の作成補助を民間事業者に再委託することについての承認申請書を受理し、審査の上、承認している。

しかしながら、当該申請書には、再委託先、再委託業務の概要、再委託の理由等が記載されているものの、再委託金額の記載がないものとなっており、金融庁本庁は、同金額を把握せずに再委託の承認を行っている。ちなみに、契約書には、「ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲及び再委託等の必要性について記載した書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（略）に再委託等させることができる。」との条項が設定されているが、再委託金額を記載するとはなっていない。

3 法務省（札幌法務局）

① 契約件名：バックアップセンター業務支援作業

② 契約方式：競争性のない随意契約

③ 概 要：

札幌法務局は、契約の相手方である民間事業者から提出された、システム運用管理支援作業を民間事業者（グループ会社 1 者）に再委託することについての承認申請書を受理し、審査の上、承認している。

しかしながら、当該申請書には、再委託先の名称・所在地、選定理由及び委託範囲が記載されているものの、再委託金額の記載がないものとなっており、同局は、同金額を把握せずに再委託の承認を行っている。ちなみに、契約書には、「乙がその支援のもとで第三者に再委託し又は請け負わせる場合には、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性を記載した書面をもって甲に届け出て承認を得なければならない。」との条項が設定されているが、再委託金額を記載するとはなっていない。

4 法務省（釧路地方法務局）

- ① 契約件名：バックアップセンター業務支援作業
- ② 契約方式：競争性のない随意契約
- ③ 概 要：

釧路地方法務局は、契約の相手方である民間事業者から提出された、移行業務支援作業等を民間事業者（グループ会社2者）に再委託することについての承認申請書を受理し、審査の上、承認している。

しかしながら、当該申請書には、再委託先の名称・所在地、選定理由及び委託範囲が記載されているものの、再委託金額の記載がないものとなっており、同局は、同金額を把握せずに再委託の承認を行っている。ちなみに、契約書には、「乙がその支援のもとで第三者に再委託し又は請け負わせる場合には、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性を記載した書面をもって甲に届け出て承認を得なければならない。」との条項が設定されているが、再委託金額を記載するとはなっていない。

5 法務省（那覇地方法務局）

- ① 契約件名：登記所管轄転属支援作業
バックアップセンター業務支援作業
V70システム稼動後支援作業
- ② 契約方式：競争性のない随意契約
- ③ 概 要：

那覇地方法務局は、上記3つの契約案件について、契約の相手方である民間事業者（3契約とも同一）から提出された、移行業務支援作業等を民間事業者（グループ会社2者）に再委託することについての承認申請書を受理し、審査の上、承認している。

しかしながら、当該申請書には、再委託先の名称・所在地、選定理由及び委託範囲が記載されているものの、再委託金額の記載がないものとなっており、同局は、同金額を把握せずに再委託の承認を行っている。ちなみに、各契約書には、「乙がその支援のもとで第三者に再委託し又は請け負わせる場合には、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性を記載した書面をもって甲に届け出て承認を得なければならない。」との条項が設定されているが、再委託金額を記載するとはなっていない。

6 農林水産省（根釧西部森林管理署）

- ① 契約件名：選木調査
- ② 契約方式：一般競争契約
- ③ 概 要：

根釧西部森林管理署は、契約の相手方である所管公益法人から提出された、区域測量、伐採搬出関係調査及び跡地更新関係調査等を民間事業者に再委託することについての承認申請書を受理し、審査の上、承認している。

しかしながら、当該申請書には、再委託先、再委託する業務の範囲及び再委託できない業務項目の記載はあるものの、再委託の必要性や再委託金額の記載がないものとなっており、同署は、同金額等を把握せずに再委託の承認を行っている。ちなみに、収穫調査委託契約約款には、「乙は、調査を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾

を得て、調査の一部を委任又は請負わせる場合はこの限りでない。」との条項が設定されているが、申請書の記載事項については定められていない。また、同署は、再委託承認申請書の様式を作成していないが、再委託する会社の概要、再委託する業務の内容等必要な事項を記載するよう契約の相手方に求めているとしている。

7 農林水産省（空知森林管理署）

- ① 契約件名：収穫調査
- ② 契約方式：一般競争契約
- ③ 概 要：

空知森林管理署は、契約の相手方である所管公益法人から提出された、区域表示、伐採搬出関係調査及び跡地更新関係調査等を民間事業者にも再委託することについての承認申請書を受理し、審査の上、承認している。

しかしながら、当該申請書には、再委託先、再委託する業務の範囲及び再委託できない業務項目の記載はあるものの、再委託の必要性や再委託金額の記載がないものとなっており、同署は、同金額等を把握せずに再委託の承認を行っている。ちなみに、収穫調査委託契約約款には、「乙は、調査を第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得て、調査の一部を委任又は請負わせる場合はこの限りでない。」との条項が設定されているが、申請書の記載事項については定められていない。また、同署は、再委託承認申請書の様式を作成していないが、再委託する会社の概要、再委託する業務の内容等必要な事項を記載するよう契約の相手方に求めているとしている。

（協力要請機関における参考事例）

○ 人事院（事務総局）

- ① 契約件名：人事・給与関係業務情報システムのプログラム保守・改修等
- ② 契約方式：一般競争契約
- ③ 概 要：

人事院は、契約の相手方である民間事業者から提出された、システムの顧客窓口、データ管理等の作業を民間事業者4者に再委託することについての承認申請書を受理し、審査の上、承認している。

しかしながら、当該申請書には、再委託先、再委託の理由、再委託の内容・範囲及び管理方法が記載されているものの、再委託金額の記載がないものとなっており、人事院は、同金額を把握せずに再委託の承認を行っている。ちなみに、契約書には、「乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、そこに含まれる情報及びその他再委託先に対する管理方法等を甲に文書により通知する。」との条項が設定されているが、再委託金額を通知するとはなっていない。

表 2 - (1) - エ - ⑧ - v 承認申請時に提出を求める資料等が定められていないため、
承認審査の質が確保されないおそれがある例

○ 法務省（札幌法務局）

札幌法務局では、再委託の承認申請がなされる契約案件は少なく、個別に協議・検討していることから、様式を設定していないが、この結果、再委託金額について、①のように求めているケースと、②のように求めていないケースがある。

① 契約件名：札幌法務局内通信ネットワークシステムの保守点検及び調整等の処置

承認申請書の記載事項： i 再委託先、ii 再委託の必要性、iii 再委託の範囲、iv 再委託先契約金額、
v 再委託期間

② 契約件名：バックアップセンター業務支援作業

承認申請書の記載事項： i 再委託先の名称・所在地、ii 選定理由、iii 再委託の範囲

表2-1-1-1-1 公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号各省各庁の長あて財務大臣通知） <抜粋>

3. 契約に係る情報の公表

(1) 国の支出の原因となる契約（国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）第31条の方式による米穀等及び麦等の買入に係るものを除く。）を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

また、外国に所在する契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）又は防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）第28条の部隊及び機関に所属する契約担当官等が締結した契約であって、72日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく行うものとする。

- ① 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑧ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）
- ⑩ 所管する公益法人与随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪ その他必要と認められる事項

(注一) 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。

(注二) 公表は、別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4により行うものとする。ただし、一覧表形式による公表を行うためのシステム改修などの準備に期間を要する場合は、準備が整うまでの間、契約別の個表による公表を行うことができる。

(2) 公表は、本省庁のホームページにおいて、地方支分部局等で締結した契約をあわせて公表する方法によるほか、各地方支分部局等のホームページで公表する方法によることができる。

また、一定期間において締結した契約をまとめて公表することができる。

(3) 各地方支分部局等のホームページで公表する場合には、本省庁の公表ページに各地方支分部局等の公表ページへの直接のリンクを行うものとする。

表 2 - (1) - オ - ② 契約締結後 72 日以内公表の原則を励行していない機関

府省名	機関名	支出負担行為担当官等名	
総務省	本省	大臣官房会計課企画官	
外務省	本省	大臣官房会計課長	
厚生労働省	本省	大臣官房会計課長	
		大臣官房国際課長	
		大臣官房統計情報部長	
		医政局長	
		健康局長	
		医薬食品局長	
		労働基準局長	
		労働基準局労働保険徴収課長	
		労働基準局労災補償部労災管理課長	
		職業安定局長	
		職業安定局雇用保険課長	
		職業能力開発局長	
		雇用均等・児童家庭局長	
		雇用均等・児童家庭局育成環境課長	
		社会・援護局長	
		社会・援護局障害保健福祉部長	
		老健局長	
保険局長			
政策統括官(労働)			
横浜検疫所	総務課長		
国立身体障害者リハビリテーションセンター (現・国立障害者リハビリテーションセンター)	管理部長		
関東信越厚生局	局長		
宮城労働局	総務部長		
社会保険庁	総務部経理課長		
広島社会保険事務局	局長		
農林水産省	林野庁	長官	
国土交通省	本省	土地・水資源局長	
		土地・水資源局水資源部長	
		自動車交通局長	
		中部地方整備局	副局長
		小名浜港湾事務所	所長
		神戸港湾事務所	所長
		東京航空局	局長
		新千歳空港事務所	所長
成田空港事務所	所長		
環境省	本省	大臣官房会計課長	
		大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長	
		総合環境政策局長	
		総合環境政策局環境保健部長	
		地球環境局長	
		水・大気環境局長	
		自然環境局長	
		環境調査研修所	次長
北海道地方環境事務所	総務課長		
九州地方環境事務所	総務課長		
那覇自然環境事務所	所長		
防衛省	沖縄防衛局	局長	
計	7 府省 23 機関		

(注) 平成 20 年 9 月 11 日時点で、当省が調査した結果による。

表 2 - (1) - オ - ③ 平成 20 年 4 月当初に締結した契約（契約締結後 150 日以上経過）を公表していない機関

府省名	機関名	支出負担行為担当官等名	
総務省	本省	大臣官房会計課企画官	
厚生労働省	本省	大臣官房会計課長	
		大臣官房国際課長	
		大臣官房統計情報部長	
		医政局長	
		健康局長	
		医薬食品局長	
		労働基準局長	
		労働基準局労働保険徴収課長	
		労働基準局労災補償部労災管理課長	
		職業安定局長	
		職業安定局雇用保険課長	
		職業能力開発局長	
		雇用均等・児童家庭局長	
		雇用均等・児童家庭局育成環境課長	
		社会・援護局長	
社会・援護局障害保健福祉部長			
老健局長			
保険局長			
政策統括官(労働)			
関東信越厚生局	局長		
社会保険庁	総務部経理課長		
広島社会保険事務局	局長		
国土交通省	本省	土地・水資源局長	
		土地・水資源局水資源部長	
		自動車交通局長	
中部地方整備局	副局長		
環境省	本省	大臣官房会計課長	
		大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長	
		総合環境政策局長	
		総合環境政策局環境保健部長	
		地球環境局長	
		水・大気環境局長	
		自然環境局長	
		環境調査研修所	次長
		北海道地方環境事務所	総務課長
九州地方環境事務所	総務課長		
那覇自然環境事務所	所長		
計	4 府省 12 機関		

(注) 平成 20 年 9 月 11 日時点で、当省が調査した結果による。

表2-(1)-オ-④ 予定価格、落札率等の項目を公表様式に設定していない機関

府省名	機関名	支出負担行為担当官等名
総務省	近畿総合通信局	局長
厚生労働省	関東信越厚生局	局長
	宮城労働局	総務部長
	愛知労働局	総務部長
	沖縄労働局	総務部長
国土交通省	中部地方整備局	局長
	近畿地方整備局	局長
	姫路河川国道事務所	所長
	淀川河川事務所	所長
	京都国道事務所	所長
	兵庫国道事務所	所長
	名古屋港湾事務所	所長
	神戸港湾事務所	所長
	東京航空局	局長
	新千歳空港事務所	所長
	成田空港事務所	所長
	海難審判庁	高等海難審判庁長官
計	3府省 17機関	

- (注) 1 平成20年9月11日時点で、当省が調査した結果による。
 2 予定価格、落札率又は所管公益法人と随意契約を締結する場合の契約相手方への役員再就職者数の項目の全部又は一部を公表様式に設定していない機関を挙げている。

表2-(1)-オ-⑤ 随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載していない機関

府省名	機関名	支出負担行為担当官等名
厚生労働省	国立感染症研究所	総務部長
	広島労働局	総務部長
計	1府省 2機関	

- (注) 1 平成20年9月11日時点で、当省が調査した結果による。
 2 随意契約の理由として根拠条文のみを記載している機関を挙げている。

表 2 - (1) - オ - ⑥ 物品役務等に係る契約における予定価格の公表状況（平成 20 年 1 月以降締結分）

府省等名	機関名	競争契約	随意契約	内 訳		
				支出負担行為担当官等名	競争契約	随意契約
内閣府	本府	△	△	大臣官房会計担当参事官	△	△
				政策統括官〔科学技術政策担当〕	△	△
	原子力安全委員会	△	△	事務局長	△	△
	経済社会総合研究所	—	—	次長	—	—
	国際平和協力本部	—	—	事務局長	—	—
	日本学術会議	—	—	事務局長	—	—
	沖縄総合事務局	△	△	総務部長 開発建設部長	● △	● △
官内庁	本庁	△	△	長官官房主計課長	△	△
公正取引委員会	事務総局	●	●	官房総務課会計室長	●	●
国家公安委員会	警察庁本庁	●	●	長官官房会計課理事官	●	●
	科学警察研究所	△	△	総務部会計課長	△	△
	皇宮警察本部	●	●	警務部会計課長	●	●
金融庁	本庁	●	△	総務企画局総務課長	●	△
総務省	本省	△	△	大臣官房会計課企画官	○	○
				人事・恩給局長	●	○
				統計局長	△	△
	東北総合通信局	△	○	局長	△	○
	近畿総合通信局	×	×	局長	×	×
消防庁	○	○	総務課長	○	○	
法務省	本省	●	●	大臣官房会計課長	●	●
				大臣官房施設課長	—	—
	府中刑務所	●	●	所長	●	●
	名古屋刑務所	●	●	所長	●	●
	東京地方検察庁	●	●	検事正	●	●
	横浜地方検察庁	●	●	検事正	●	●
	札幌法務局	●	●	局長	●	●
	広島法務局	●	●	局長	●	●
	釧路地方法務局	●	●	局長	●	●
	福島地方法務局	●	●	局長	●	●
	京都地方法務局	●	●	局長	●	●
	岡山地方法務局	●	●	局長	●	●
	那覇地方法務局	●	●	局長	●	●
	東京入国管理局	●	●	局長	●	●
	大阪入国管理局	●	●	局長	●	●
	福岡入国管理局	●	●	局長	●	●
	入国者収容所東日本入国管理センター	●	●	所長	●	●
	公安調査庁	●	●	総務部長	●	●
外務省	本省	△	△	大臣官房会計課長	△	△
財務省	本省	●	△	大臣官房会計課長	●	△
				理財局長	●	△
	北海道財務局	△	△	総務部長	△	△
	東北財務局	△	△	総務部長	△	△
	中国財務局	△	△	総務部長	△	△
	函館税関	●	●	総務部長	●	●
	名古屋税関	△	△	総務部長	△	△
	門司税関	●	●	総務部長	●	●
	国税庁	●	△	長官官房会計課長	●	△
	税務大学校	●	△	副校長	●	△
	札幌国税局	●	△	総務部次長	●	△
仙台国税局	●	△	総務部次長	●	△	

府省等名	機関名	競争契約	随意契約	内 訳					
				支出負担行為担当官等名	競争契約	随意契約			
財務省 (続き)	名古屋国税局	●	△	総務部次長	●	△			
	広島国税局	△	△	総務部次長	△	△			
文部科学省	本省	△	△	大臣官房会計課長	●	●			
				大臣官房国際課長	—	—			
				大臣官房長	△	●			
				生涯学習政策局長	△	△			
				初等中等教育局長	○	●			
				高等教育局長	—	●			
				科学技術・学術政策局長	●	●			
				研究振興局長	●	●			
				研究開発局長	●	●			
				研究開発局開発企画課長	●	●			
スポーツ・青少年局長	△	●							
国立教育政策研究所	国立教育政策研究所	●	●	所長	●	●			
				科学技術政策研究所	●	●			
				文化庁	●	●			
厚生労働省	本省	●	●	大臣官房会計課長	●	●			
				大臣官房国際課長	—	—			
				大臣官房統計情報部長	—	—			
				医政局長	●	—			
				健康局長	—	—			
				医薬食品局長	—	—			
				労働基準局長	—	—			
				労働基準局労働保険徴収課長	●	●			
				労働基準局労災補償部労災管理課長	●	●			
				職業安定局長	—	—			
				職業安定局雇用保険課長	●	●			
				職業能力開発局長	—	—			
				雇用均等・児童家庭局長	—	—			
				雇用均等・児童家庭局育成環境課長	●	●			
				社会・援護局長	—	—			
				社会・援護局障害保健福祉部長	—	—			
				老健局長	—	—			
				保険局長	—	—			
				政策統括官(労働)	—	—			
				国立医薬品食品衛生研究所	●	●	総務部長	●	●
				国立感染症研究所	●	●	総務部長	●	●
				横浜検疫所	○	○	総務課長	○	○
				神戸検疫所	○	○	総務課長	○	○
				国立がんセンター	●	●	運営局次長	●	●
				国立循環器病センター	●	●	運営局次長	●	●
				国立身体障害者リハビリテーションセンター(現・国立障害者リハビリテーションセンター)	●	●	管理部長	●	●
				北海道厚生局	△	○	局長	△	○
関東信越厚生局	○	×	局長	○	×				
北海道労働局	△	○	総務部長	△	○				
宮城労働局	●	●	総務部長	●	●				
愛知労働局	×	×	総務部長	×	×				
広島労働局	●	●	総務部長	●	●				

府省等名	機関名	競争契約	随意契約	内 訳		
				支出負担行為担当官等名	競争契約	随意契約
厚生労働省 (続き)	香川労働局	●	●	総務部長	●	●
	福岡労働局	●	●	総務部長	●	●
	沖縄労働局	●	●	総務部長	●	●
	社会保険庁	●	●	総務部経理課長	●	●
	北海道社会保険事務局	●	△	局長	●	△
	宮城社会保険事務局	●	●	局長	●	●
	愛知社会保険事務局	●	●	局長	●	●
	広島社会保険事務局	●	●	局長	●	●
	香川社会保険事務局	○	△	局長	○	△
	福岡社会保険事務局	●	●	局長	●	●
	沖縄社会保険事務局	●	●	局長	●	●
農林水産省	本省	△	△	大臣官房経理課長	△	△
				大臣官房統計部長	●	○
				総合食料局長	△	△
				消費・安全局長	●	○
				生産局長	●	○
				経営局長	○	○
				経営局保険課長	●	●
				農村振興局長	—	○
	横浜植物防疫所	●	●	所長	●	●
	動物検疫所	●	●	所長	●	●
	農林水産技術会議事務局	●	△	局長	●	○
				筑波事務所長	●	●
	東北農政局	△	△	局長	△	△
				食糧部長	—	●
	東海農政局	△	△	局長	△	△
				食糧部長	△	—
	中国四国農政局	△	△	局長	△	△
				食糧部長	△	●
	九州農政局	△	△	局長	△	△
				食糧部長	△	—
	大和紀伊平野農業水利事務所	○	○	所長	○	○
	大崎農業水利事務所	—	●	所長	—	●
	筑後川下流農業水利事務所	●	△	所長	●	△
	淀川水系土地改良調査管理事務所	○	○	所長	○	○
	東北農政局土地改良技術事務所	△	—	所長	△	—
	両総農業水利事業所	●	△	所長	●	△
	神流川沿岸農業水利事業所	●	△	所長	●	△
	新矢作川用水農業水利事業所	△	△	所長	△	△
	斐伊川沿岸農業水利事業所	●	△	所長	●	△
	新濃尾農地防災事業所	△	△	所長	△	△
	香川農地防災事業所	—	●	所長	—	●
	佐賀中部農地防災事業所	●	△	所長	●	△
	林野庁	●	△	長官	●	△
	北海道森林管理局	●	△	局長	●	△
	東北森林管理局	●	△	局長	●	△
	中部森林管理局	●	△	局長	●	△
	四国森林管理局	●	△	局長	●	△
	根釧西部森林管理署	●	△	署長	●	△
	空知森林管理署	●	△	署長	●	△
	三八上北森林管理署	●	—	署長	●	—
	秋田森林管理署	●	△	署長	●	△
東信森林管理署	●	△	署長	●	△	
飛騨森林管理署	●	△	署長	●	△	

府省等名	機関名	競争契約	随意契約	内 訳		
				支出負担行為担当官等名	競争契約	随意契約
農林水産省 (続き)	広島森林管理署	●	△	署長	●	△
	広島北部森林管理署	●	△	署長	●	△
	安芸森林管理署	●	△	署長	●	△
	徳島森林管理署	●	△	署長	●	△
	佐賀森林管理署	●	△	署長	●	△
	宮崎森林管理署	●	△	署長	●	△
	水産庁	△	△	長官	△	△
経済産業省	本省	△	△	大臣官房会計課長	△	△
				貿易経済協力局貿易保険課長	●	●
	東北経済産業局	△	△	総務企画部長	△	△
	中部経済産業局	△	△	総務企画部長	△	△
	中国経済産業局	△	△	総務企画部長	△	△
	資源エネルギー庁	△	△	長官官房総合政策課長	△	△
	原子力安全・保安院	△	△	企画調整課長	△	△
	特許庁	△	△	総務部会計課長	△	△
中小企業庁	△	△	長官官房参事官	△	△	
国土交通省	本省	△	△	大臣官房会計課長	△	△
				大臣官房官庁営繕部長	○	△
				総合政策局長	○	○
				国土計画局長	○	△
				土地・水資源局長	○	○
				土地・水資源局水資源部長	△	△
				都市・地域整備局長	○	△
				河川局長	○	○
				道路局長	○	○
				住宅局長	△	△
				自動車交通局長	△	△
				航空局長	△	△
	北海道局長	○	○			
	国土技術政策総合研究所	○	○	所長	○	○
				副所長	○	○
	航空保安大学校	△	○	校長	△	○
	国土地理院	△	△	院長	△	△
	東北地方整備局	△	△	局長	△	△
				副局長	△	△
	北陸地方整備局	△	△	局長	△	△
				次長	○	○
	中部地方整備局	△	△	局長	△	△
				副局長	—	○
	近畿地方整備局	△	○	局長	△	○
				副局長	○	○
	中国地方整備局	△	△	局長	△	△
				副局長	○	○
	四国地方整備局	△	○	局長	△	○
				次長	○	○
	九州地方整備局	△	○	局長	△	○
				副局長	○	○
青森河川国道事務所	△	●	所長	△	●	
秋田河川国道事務所	△	△	所長	△	△	
山形河川国道事務所	△	●	所長	△	●	
福島河川国道事務所	△	△	所長	△	△	
高田河川国道事務所	△	△	所長	△	△	
姫路河川国道事務所	△	○	所長	△	○	

府省等名	機関名	競争契約	随意契約	内 訳		
				支出負担行為担当官等名	競争契約	随意契約
国土交通省 (続き)	福山河川国道事務所	△	△	所長	△	△
	山口河川国道事務所	△	△	所長	△	△
	徳島河川国道事務所	△	○	所長	△	○
	香川河川国道事務所	△	○	所長	△	○
	松山河川国道事務所	△	○	所長	△	○
	高知河川国道事務所	△	○	所長	△	○
	信濃川河川事務所	△	△	所長	△	△
	庄内川河川事務所	△	○	所長	△	○
	木曾川下流河川事務所	○	○	所長	○	○
	淀川河川事務所	△	○	所長	△	○
	筑後川河川事務所	△	○	所長	△	○
	遠賀川河川事務所	○	○	所長	○	○
	新潟国道事務所	△	△	所長	△	△
	長岡国道事務所	△	△	所長	△	△
	名古屋国道事務所	○	○	所長	○	○
	名四国道事務所	△	△	所長	△	△
	京都国道事務所	△	○	所長	△	○
	兵庫国道事務所	△	○	所長	△	○
	松江国道事務所	△	●	所長	△	●
	岡山国道事務所	△	△	所長	△	△
	福岡国道事務所	△	○	所長	△	○
	北九州国道事務所	○	○	所長	○	○
	小名浜港湾事務所	○	△	所長	○	△
	名古屋港湾事務所	—	○	所長	—	○
	神戸港湾事務所	○	○	所長	○	○
	新潟港湾・空港整備事務所	○	○	所長	○	○
	広島港湾・空港整備事務所	○	○	所長	○	○
	高松港湾・空港整備事務所	○	○	所長	○	○
	北九州港湾・空港整備事務所	○	○	所長	○	○
	北海道開発局開発監理部	△	△	開発監理部長	△	△
	札幌開発建設部	△	△	部長	△	△
	石狩川開発建設部	△	△	部長	△	△
	函館開発建設部	△	△	部長	△	△
	釧路開発建設部	△	△	部長	△	△
	網走開発建設部	△	△	部長	△	△
	東北運輸局	△	○	局長	△	○
	関東運輸局	△	△	局長	△	△
	中部運輸局	△	○	局長	△	○
	東京航空局	○	○	局長	○	○
	大阪航空局	○	△	局長	○	△
	新千歳空港事務所	○	○	所長	○	○
	成田空港事務所	○	○	所長	○	○
	中部空港事務所	○	△	所長	○	△
	関西空港事務所	○	△	所長	○	△
	福岡航空交通管制部	△	△	部長	△	△
	那覇航空交通管制部	△	△	部長	△	△
	気象庁	△	△	総務部長	△	△
気象研究所	○	△	所長	○	△	
気象衛星センター	△	△	所長	△	△	
札幌管区气象台	△	△	台長	△	△	
大阪管区气象台	○	○	台長	○	○	
海上保安庁	○	○	次長	○	○	
第一管区海上保安本部	○	○	本部長	○	○	
第二管区海上保安本部	○	○	本部長	○	○	
第五管区海上保安本部	○	○	本部長	○	○	

府省等名	機関名	競争契約	随意契約	内 訳			
				支出負担行為担当官等名	競争契約	随意契約	
国土交通省 (続き)	第六管区海上保安本部	○	○	本部長	○	○	
	海難審判庁	○	○	高等海難審判庁長官	○	○	
環境省	本省	△	△	大臣官房会計課長	△	△	
				大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長	●	●	
				総合環境政策局長	—	○	
				総合環境政策局環境保健部長	—	—	
				地球環境局長	—	—	
				水・大気環境局長	—	—	
				自然環境局長	○	○	
	環境調査研修所	—	—	次長	—	—	
	北海道地方環境事務所	—	—	総務課長	—	—	
	九州地方環境事務所	○	○	総務課長	○	○	
那覇自然環境事務所	○	○	所長	○	○		
防衛省	本省	△	△	経理装備局会計管理官	△	△	
				地方協力局次長	—	—	
	防衛大学校	△	△	総務部長	△	△	
	防衛医科大学校	△	△	経理部長	△	△	
	陸上自衛隊中部方面会計隊本部	○	△	業務科長	○	△	
	陸上自衛隊関西補給処	○	○	調達会計部長	○	○	
	陸上自衛隊九州補給処	○	○	調達会計部長	○	○	
	陸上自衛隊補給統制本部	○	△	調達会計部長	○	△	
	海上自衛隊呉地方総監部	△	△	経理部長	△	△	
	海上自衛隊佐世保地方総監部	△	△	経理部長	△	△	
	海上自衛隊補給本部	△	△	管理部長	△	△	
	海上自衛隊航空補給処	△	△	管理部長	△	△	
	航空自衛隊第8航空団	△	△	会計隊長	△	△	
	航空自衛隊第1補給処東京支処	△	△	東京支処長	△	△	
	航空自衛隊第2補給処調達部	△	△	処長	△	△	
	航空自衛隊第2補給処業務部	△	△	会計課長	△	△	
	航空自衛隊第3補給処	△	△	処長	△	△	
	技術研究本部	△	△	総務部長	△	△	
	技術研究本部陸上装備研究所	△	△	総務課長	△	△	
	技術研究本部岐阜試験場	△	△	業務班長	△	△	
	装備施設本部	△	△	本部長	△	△	
	北海道防衛局	○	—	局長	○	—	
	北関東防衛局	○	○	局長	○	○	
	近畿中部防衛局	△	○	局長	△	○	
	中国四国防衛局	—	○	局長	—	○	
	沖縄防衛局	○	—	局長	○	—	
	計	○の機関	41	53			
		△の機関	99	112			
		●の機関	75	49			
		×の機関	2	3			
—の機関		9	9				

- (注) 1 平成20年9月11日時点で、当省が調査した結果による。
2 「○」は、全契約の予定価格を公表している機関を表す。
3 「△」は、一部の契約の予定価格を公表としている機関を表す。
4 「●」は、全契約の予定価格を公表していない機関を表す。
5 「×」は、公表様式に予定価格の項目欄を設定していない機関を表す。
6 「—」は、平成20年1月以降の契約実績がないなどの機関を表す。

(協力要請機関における参考事例)

府省等名	機関名	競争契約	随意契約	内 訳		
				支出負担行為担当官等名	競争契約	随意契約
内閣官房	内閣官房	△	△	内閣総務官室会計担当内閣参事官	△	△
				内閣衛星情報センター管理部長	●	●
内閣法制局	内閣法制局	●	●	長官総務室会計課長	●	●
人事院	事務総局	△	△	会計課長	△	△

- (注) 1 平成20年9月11日時点で、当省が調査した結果による。
 2 「○」は、全契約の予定価格を公表している機関を表す。
 3 「△」は、一部の契約の予定価格を公表としている機関を表す。
 4 「●」は、全契約の予定価格を公表していない機関を表す。

表 2 - (1) - オ - ⑦ 物品役務等に係る契約についての予定価格を公表していない例(平成 20 年 1 月以降締結分)

18 年 8 月財務大臣通知において、予定価格は、公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものを公表することとしている。

公正取引委員会及び法務省を除く 14 府省では、18 年 8 月財務大臣通知に基づき、公表しても支障のない契約等について、予定価格を公表している。

競争契約において、公表している府省が多くみられる契約内容は、総合評価落札方式による業務、調査研究といったものである。

また、随意契約において、概ね共通的に公表している契約内容は、複数年契約を前提とした情報システムの賃貸借、複写機の保守といったものである。

しかしながら、公正取引委員会及び法務省では、平成 20 年 1 月以降に締結した物品役務等に係る契約について一律に予定価格を公表していない。また、公表している府省においては、公表した契約についての特段の問題は生じていないとしていることから、他府省の例も参考にし、改めて契約ごとに公表の可否を検討するべきであると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (1) - オ - ⑧ ホームページでの公表に当たって、工夫している例

1 文部科学省（本省、国立教育政策研究所、科学技術政策研究所及び文化庁）

文部科学省では、利用者の利便性の向上を図る観点から、本省のホームページにおいて、公表されている契約情報の検索機能を設けており、「契約方式」、「部局」、「契約日」、「分野」（製造、物品買入、借入及び役務）及び「調達件名」の5つの条件から検索でき、容易に契約情報を入手できる仕組みとなっている。なお、文部科学省における平成19年度の契約件数は、5,754件である。

表 文部科学省における物品製造等公共調達掲載ページ（文部科学省ホームページより抜粋）

下記の「条件」指定して、検索ボタンをクリックしてください

[検索] 表示行数/ページ 10 ▾

契約方式	<input checked="" type="checkbox"/> 随意契約 <input type="checkbox"/> 競争契約
部局全て..... ▾
契約日	平成 20 ▾年 4 ▾月 1 ▾日 ~ 平成 20 ▾年 11 ▾月 30 ▾日
分野	<input checked="" type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 物品買入 <input type="checkbox"/> 借入 <input type="checkbox"/> 役務
調達件名	<input style="width: 100%;" type="text"/>

2 農林水産省（四国森林管理局）

農林水産省四国森林管理局では、ホームページにおける契約情報の公表ページに契約実績を月別、契約方式別（競争契約、随意契約）に整理し、さらに契約実績のない月を「該当なし」と明示しており、利用者が、公表ページを一目見ただけで契約の有無を知ることができ、利用者にとって、分かりやすく、かつ、利用しやすい表示方法となっている。

表 四国森林管理局における契約情報の公表ページ（四国森林管理局ホームページより抜粋）

年 月	競争契約		随意契約	
	(公共工事)	(物品役務等)	(公共工事)	(物品役務等)
2008年7月	※	※	該当なし	※
2008年6月	※	※	該当なし	※
2008年5月	該当なし	※	該当なし	※
以下同様。				

（注） 「※」の印は、添付ファイルがあることを示す。

表 2-(1)-オ-⑨ 本府省からのリンクが設定されていない機関

府省名	地方支分部局等名	支出負担行為担当官等名
厚生労働省	国立身体障害者リハビリテーションセンター (現・国立障害者リハビリテーションセンター)	管理部長
	香川労働局	総務部長
農林水産省	横浜植物防疫所	所長
計	2府省3機関	

(注) 平成 20 年 9 月 11 日時点で、当省が調査した結果による。

表 2-(1)-オ-⑩ 本府省からのリンクの方法が適切に設定されていない機関

府省名	地方支分部局等名	支出負担行為担当官等名
総務省	東北総合通信局	局長
	近畿総合通信局	局長
厚生労働省	国立感染症研究所	総務部長
	広島労働局	総務部長
	沖縄労働局	総務部長
	北海道社会保険事務局	局長
	宮城社会保険事務局	局長
	福岡社会保険事務局	局長
防衛省	技術研究本部	総務部長
	技術研究本部陸上装備研究所	総務課長
	技術研究本部岐阜試験場	業務班長
	北海道防衛局	局長
	北関東防衛局	局長
	近畿中部防衛局	局長
	中国四国防衛局	局長
	沖縄防衛局	局長
計	3府省16機関	

(注) 平成 20 年 9 月 11 日時点で、当省が調査した結果による。

表 2-(1)-オ-⑩付表 本府省からのリンクの方法が適切に設定されていなかったが、平成 20 年 10 月及び同年 11 月に改善措置が講じられた機関

府省名	地方支分部局等名	支出負担行為担当官等名
財務省	税務大学校	副校長
農林水産省	中部森林管理局	局長
	四国森林管理局	局長
	東信森林管理署	署長
	飛騨森林管理署	署長
	徳島森林管理署	署長
計	2府省6機関	

(注) 平成 20 年 9 月 11 日時点で、当省が調査した結果による。

表 2 - (2) - ア - ① 公共工事に関する入札及び契約の適正化のための第三者機関に係る法令等

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号） <抜粋>

（適正化指針の策定等）

第 15 条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第 2 章及び第 3 章並びに前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2 適正化指針には、第 3 条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報（各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあつては第 4 条及び第 5 条、地方公共団体の長による措置にあつては第 7 条及び第 8 条に規定するものを除く。）の公表に関すること。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。

三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。

四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。

3～7（略）

○ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年 3 月 9 日閣議決定）
<抜粋>

第 2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とする。

第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

ハイ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。また、第三者機関の活動状況については、審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性を確保するものとする。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (2) - ア - ② 19 年連絡会議申合せにおける第三者機関の設置等に係る事項

○ 「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ <抜粋>

2. 監視体制の充実強化

(1) 各府省における監視体制の強化

② 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）」を踏まえ、各府省が発注する工事について進められている入札契約の過程に第三者の意見を反映させる仕組みについて、工事以外の契約についても導入することとする。

すなわち、

イ. 全ての府省において

ロ. 工事以外の、物品・役務等も対象とし、入札契約のみならず随意契約も対象とすることにより

全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置する。

※既に上述の指針に基づいて工事に係る第三者機関を設置している府省にあっては、物品・役務等を含む全ての契約を対象とする第三者機関として適切なものとなるよう、既設の第三者機関を改組する。

また、既設の第三者機関に加え、新たに工事以外の物品・役務等に係る入札契約を対象とする第三者機関を設置することも可とする。

その際、

- ・本省のみならず、相応の発注規模の地方支分部局にも原則として設置
- ・応札者（応募者）が1者しかないものなどは重点的に監視
- ・第三者機関の審議の概要は公表

に係る措置を確保することとする。

表 2 - (2) - ア - ③ 契約を監視する第三者機関の設置状況

(単位：機関)

府省名	内 部 部 局		地 方 支 分 部 局 等		計
		設置部局・審議対象等		設置機関等	
内閣府	1	新設	2	沖縄総合事務局総務部、沖縄総合事務局開発建設部	3
宮内庁	1	新設			1
公正取引委員会	1	新設			1
国家公安委員会	1	新設			1
金融庁	1	新設			1
総務省	1	新設			1
法務省	5	①工事(全省)、②物品・役務等(本省等)、③物品・役務等(法務局)、④物品・役務等(検察庁等)、⑤物品・役務等(矯正官署)			5
外務省	1	新設			1
財務省	1	国税庁本庁の契約も対象	12	おおむねブロック単位に設置(12)(その地域内所在の財務局、税関、国税局等の契約を対象)	13
文部科学省	2	①工事、②物品・役務等			2
厚生労働省	2	①社会保険庁及び都道府県労働局以外、②社会保険庁	47	都道府県労働局(47)	49
農林水産省	6	①工事、②物品・役務等、③食料安定供給特別会計(工事)、④同(物品・役務等)、⑤林野庁、⑥水産庁	19	地方農政局等(8)、森林管理局(7)、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波事務所	25
経済産業省	1	新設			1
国土交通省	6	①内部部局等(物品・役務等)、②官庁営繕部(工事)、③航空局、④気象庁、⑤海上保安庁、⑥高等海難審判庁	34	地方整備局等(20)、地方運輸局(10)、地方航空局(2)、国土地理院、国土技術政策総合研究所	40
環境省	2	①工事、②物品・役務等			2
防衛省	2	①全省(物品・役務等)、②地方防衛局(工事に関する総括的な審議中心)	8	地方防衛局(8)	10
小 計	34	新設：20 改組等：14	122	新設：62 改組等：60	156
内閣官房	1	新設			1
内閣法制局	1	新設			1
人事院	1	新設			1
合 計	37	新設：23 改組等：14	122	新設：62 改組等：60	159

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新設」とは、19年連絡会議申合せを受けて設置されたことを示し、「改組等」とは、公共工事に係る契約を監視対象としていた既存の第三者機関を改組等したものである。

3 下線を付しているものは、新設された機関である。

表 2 - (2) - ア - ④ 契約を監視する第三者機関の名称、対象機関、対象分野

府省名	名称	対象機関	対象分野
内閣府	内閣府本府入札等監視委員会	全省（沖縄総合事務局を除く。）	全契約
	沖縄総合事務局総務部入札監視委員会	沖縄総合事務局総務部	全契約
	沖縄総合事務局開発建設部入札監視委員会	沖縄総合事務局開発建設部	全契約
宮内庁	宮内庁契約監視委員会	全庁	全契約
公正取引委員会	公正取引委員会契約監視委員会	全省	全契約
国家公安委員会	警察庁入札等監視委員会	全庁	全契約
金融庁	金融庁契約監視委員会	全庁	全契約
総務省	総務省契約監視会	全省	全契約
法務省	法務省入札監視委員会	全省	工事
	法務本省等契約監視会議	本省、法務総合研究所、公安審査委員会、公安調査庁、公安調査局	物品・役務等
	法務局契約監視会議	法務局、地方法務局	物品・役務等
	検察庁等契約監視会議	最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所、入国者収容所、地方入国管理局	物品・役務等
	矯正官署契約監視会議	矯正管区、矯正研修所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院	物品・役務等
外務省	契約監視委員会	本省	全契約
財務省	財務省第 1 入札等監視委員会	北海道財務局、函館税関、札幌国税局	全契約
	財務省第 2 入札等監視委員会	東北財務局、仙台国税局	全契約
	財務省第 3 入札等監視委員会	財務省本省、国税庁	全契約
	財務省第 4 入札等監視委員会	関東財務局、関東信越国税局	全契約
	財務省第 5 入札等監視委員会	東京税関、横浜税関	全契約
	財務省第 6 入札等監視委員会	東京国税局	全契約
	財務省第 7 入札等監視委員会	北陸財務局、金沢国税局	全契約
	財務省第 8 入札等監視委員会	東海財務局、名古屋税関、名古屋国税局	全契約
	財務省第 9 入札等監視委員会	近畿財務局、大阪税関、神戸税関、大阪国税局	全契約
	財務省第 10 入札等監視委員会	中国財務局、広島国税局	全契約
	財務省第 11 入札等監視委員会	四国財務局、高松国税局	全契約
	財務省第 12 入札等監視委員会	福岡財務支局、門司税関、長崎税関、福岡国税局	全契約
	財務省第 13 入札等監視委員会	九州財務局、沖縄地区税関、熊本国税局、沖縄国税事務所	全契約
文部科学省	入札監視委員会	全省	工事
	物品・役務等契約監視委員会	全省	物品・役務等
厚生労働省	厚生労働省公共調達 中央監視委員会	第一分科会 第二分科会	全省（社会保険庁、都道府県労働局を除く。）
	社会保険庁公共調達監視委員会	社会保険庁	全契約
	北海道労働局公共調達監視委員会	北海道労働局	全契約
	青森労働局公共調達監視委員会	青森労働局	全契約
	岩手労働局公共調達監視委員会	岩手労働局	全契約
	宮城労働局公共調達監視委員会	宮城労働局	全契約
	秋田労働局公共調達監視委員会	秋田労働局	全契約

府省名	名称	対象機関	対象分野
厚生労働省	山形労働局公共調達監視委員会	山形労働局	全契約
	福島労働局公共調達監視委員会	福島労働局	全契約
	茨城労働局公共調達監視委員会	茨城労働局	全契約
	栃木労働局公共調達監視委員会	栃木労働局	全契約
	群馬労働局公共調達監視委員会	群馬労働局	全契約
	埼玉労働局公共調達監視委員会	埼玉労働局	全契約
	千葉労働局公共調達監視委員会	千葉労働局	全契約
	東京労働局公共調達監視委員会	東京労働局	全契約
	神奈川労働局公共調達監視委員会	神奈川労働局	全契約
	新潟労働局公共調達監視委員会	新潟労働局	全契約
	富山労働局公共調達監視委員会	富山労働局	全契約
	石川労働局公共調達監視委員会	石川労働局	全契約
	福井労働局公共調達監視委員会	福井労働局	全契約
	山梨労働局公共調達監視委員会	山梨労働局	全契約
	長野労働局公共調達監視委員会	長野労働局	全契約
	岐阜労働局公共調達監視委員会	岐阜労働局	全契約
	静岡労働局公共調達監視委員会	静岡労働局	全契約
	愛知労働局公共調達監視委員会	愛知労働局	全契約
	三重労働局公共調達監視委員会	三重労働局	全契約
	滋賀労働局公共調達監視委員会	滋賀労働局	全契約
	京都労働局公共調達監視委員会	京都労働局	全契約
	大阪労働局公共調達監視委員会	大阪労働局	全契約
	兵庫労働局公共調達監視委員会	兵庫労働局	全契約
	奈良労働局公共調達監視委員会	奈良労働局	全契約
	和歌山労働局公共調達監視委員会	和歌山労働局	全契約
	鳥取労働局公共調達監視委員会	鳥取労働局	全契約
	島根労働局公共調達監視委員会	島根労働局	全契約
	岡山労働局公共調達監視委員会	岡山労働局	全契約
	広島労働局公共調達監視委員会	広島労働局	全契約
	山口労働局公共調達監視委員会	山口労働局	全契約
	徳島労働局公共調達監視委員会	徳島労働局	全契約
	香川労働局公共調達監視委員会	香川労働局	全契約
	愛媛労働局公共調達監視委員会	愛媛労働局	全契約
	高知労働局公共調達監視委員会	高知労働局	全契約
	福岡労働局公共調達監視委員会	福岡労働局	全契約
	佐賀労働局公共調達監視委員会	佐賀労働局	全契約
	長崎労働局公共調達監視委員会	長崎労働局	全契約
	熊本労働局公共調達監視委員会	熊本労働局	全契約
	大分労働局公共調達監視委員会	大分労働局	全契約
	宮崎労働局公共調達監視委員会	宮崎労働局	全契約
鹿児島労働局公共調達監視委員会	鹿児島労働局	全契約	
沖縄労働局公共調達監視委員会	沖縄労働局	全契約	
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会	本省（食料安定供給特別会計、林野庁、水産庁を除く。）	工事
	農林水産本省入札等監視委員会	本省（食料安定供給特別会計、林野庁、水産庁を除く。）	物品・役務等
	総合食料局入札監視委員会	本省（食料安定供給特別会計に限る。）	工事
	食料安定供給特別会計入札等監視委員会	本省（食料安定供給特別会計に限る。）	物品・役務等
	林野庁入札等監視委員会	林野庁（本庁及び森林技術総合研修所に限る。）	全契約

府省名	名称	対象機関	対象分野	
農林水産省	水産庁入札等監視委員会	水産庁（漁業調整事務所を含む。）	全契約	
	横浜植物防疫所入札等監視委員会	植物防疫所、植物防疫事務所	全契約	
	動物検疫所入札等監視委員会	動物検疫所	全契約	
	農林水産省動物医薬品検査所入札等監視委員会	動物医薬品検査所	物品・役務等	
	農林水産技術会議事務局筑波事務所入札等監視委員会	農林水産技術会議事務局筑波事務所	全契約	
	北海道農政事務所入札等監視委員会	北海道農政事務所	全契約	
	東北農政局入札等監視委員会	東北農政局	全契約	
	関東農政局入札等監視委員会	関東農政局	全契約	
	北陸農政局入札等監視委員会	北陸農政局	全契約	
	東海農政局入札等監視委員会	東海農政局	全契約	
	近畿農政局入札等監視委員会	近畿農政局	全契約	
	中国四国農政局入札等監視委員会	中国四国農政局	全契約	
	九州農政局入札等監視委員会	九州農政局	全契約	
	北海道森林管理局入札監視委員会	北海道森林管理局	全契約	
	東北森林管理局入札監視委員会	東北森林管理局	全契約	
	関東森林管理局入札監視委員会	関東森林管理局	全契約	
	中部森林管理局入札監視委員会	中部森林管理局	全契約	
	近畿中国森林管理局入札監視委員会	近畿中国森林管理局	全契約	
	四国森林管理局入札監視委員会	四国森林管理局	全契約	
	九州森林管理局入札監視委員会	九州森林管理局	全契約	
経済産業省	経済産業省契約評価監視委員会	全省	全契約	
国土交通省	公正入札調査会議	本省内部部局（航空局を除く。） 国土交通大学校	物品・役務等	
	官庁営繕部入札監視委員会	官庁営繕部	工事	
	入札監視委員会	航空局	全契約	
	国土地理院入札監視委員会	国土地理院	全契約	
	国土技術政策総合研究所入札監視委員会	国土技術政策総合研究所	全契約	
	東北地方整備局入札監視委員会	第一部会	東北地方整備局（港湾空港以外）	全契約
		第二部会	東北地方整備局（港湾空港）	全契約
	関東地方整備局入札監視委員会	第一部会	関東地方整備局（港湾空港以外）	全契約
		第二部会	関東地方整備局（港湾空港）	全契約
	北陸地方整備局入札監視委員会	第一部会	北陸地方整備局（港湾空港以外）	全契約
		第二部会	北陸地方整備局（港湾空港）	全契約
	中部地方整備局入札監視委員会	第一部会	中部地方整備局（港湾空港以外）	全契約
		第二部会	中部地方整備局（港湾空港）	全契約
	近畿地方整備局入札監視委員会	第一部会	近畿地方整備局（港湾空港以外）	全契約
		第二部会	近畿地方整備局（港湾空港）	全契約
	中国地方整備局入札監視委員会	第一部会	中国地方整備局（港湾空港以外）	全契約
		第二部会	中国地方整備局（港湾空港）	全契約
	四国地方整備局入札監視委員会	第一部会	四国地方整備局（港湾空港以外）	全契約
		第二部会	四国地方整備局（港湾空港）	全契約
	九州地方整備局入札監視委員会	第一部会	九州地方整備局（港湾空港以外）	全契約
		第二部会	九州地方整備局（港湾空港）	全契約
	北海道開発局入札監視委員会	北海道開発局	全契約	
	開発建設部入札監視委員会	札幌開発建設部	全契約	
	開発建設部入札監視委員会	石狩川開発建設部	全契約	
	開発建設部入札監視委員会	函館開発建設部	全契約	
	開発建設部入札監視委員会	小樽開発建設部	全契約	
	開発建設部入札監視委員会	旭川開発建設部	全契約	

府省名	名称	対象機関	対象分野
国土交通省	開発建設部入札監視委員会	室蘭開発建設部	全契約
	開発建設部入札監視委員会	釧路開発建設部	全契約
	開発建設部入札監視委員会	帯広開発建設部	全契約
	開発建設部入札監視委員会	網走開発建設部	全契約
	開発建設部入札監視委員会	留萌開発建設部	全契約
	開発建設部入札監視委員会	稚内開発建設部	全契約
	北海道運輸局入札監視委員会	北海道運輸局	全契約
	東北運輸局入札監視委員会	東北運輸局	全契約
	関東運輸局入札監視委員会	関東運輸局	全契約
	北陸信越運輸局入札監視委員会	北陸信越運輸局	全契約
	中部運輸局入札監視委員会	中部運輸局	全契約
	近畿運輸局入札監視委員会	近畿運輸局	全契約
	神戸運輸監理部入札監視委員会	神戸運輸監理部	全契約
	中国運輸局入札監視委員会	中国運輸局	全契約
	四国運輸局入札監視委員会	四国運輸局	全契約
	九州運輸局入札監視委員会	九州運輸局	全契約
	入札監視委員会	東京航空局	全契約
	入札監視委員会	大阪航空局	全契約
	入札監視委員会	気象庁	全契約
	入札監視委員会	海上保安庁	全契約
	海難審判庁入札監視委員会	高等海難審判庁	全契約
環境省	環境省入札監視委員会	全省	工事
	物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会	全省	物品・役務等
防衛省	防衛調達審議会	全省	物品・役務等
	公正入札調査会議	地方防衛局	工事
	北海道防衛局入札監視委員会	北海道防衛局管内の全部隊等	全契約
	東北防衛局入札監視委員会	東北防衛局管内の全部隊等	全契約
	北関東防衛局入札監視委員会	北関東防衛局管内の全部隊等	全契約
	南関東防衛局入札監視委員会	南関東防衛局管内の全部隊等	全契約
	近畿中部防衛局入札監視委員会	近畿中部防衛局管内の全部隊等	全契約
	中国四国防衛局入札監視委員会	中国四国防衛局管内の全部隊等	全契約
	九州防衛局入札監視委員会	九州防衛局管内の全部隊等	全契約
	沖縄防衛局入札監視委員会	沖縄防衛局管内の全部隊等	全契約
小計	156 機関	—	全契約 : 138 物品・役務等 : 11 工事 : 7
内閣官房	内閣官房入札等監視委員会	全省	全契約
内閣法制局	内閣法制局入札等監視委員会	局全体	全契約
人事院	人事院契約監視委員会	院全体	全契約
合計	159 機関	—	全契約 : 141 物品・役務等 : 11 工事 : 7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛けをしている機関は、当省が今回調査した 87 機関である。

表2 - (2) - ア - 契約を監視する第三者機関の委員構成、付議案件の抽出方法等

府省名	名称	対象機関	対象分野	委員数	委員の構成					開催回数 (年間)	抽出方法		意見の 具申等 に関する 規定の 有無	除斥規 定の有 無	審議概 要の公 表状況
					大学教 授等	弁護士	公認会 計士	税理士	その他		抽出者	1者応札明 記の有無			
内閣府	内閣府本府入札等監視委員会	全省(沖縄総合事務局を除く。)	全契約	5	3	1	1			4	指定委員				
	沖縄総合事務局総務部入札監視委員会	沖縄総合事務局総務部	全契約	5	2	2			1	4	指定委員				
	沖縄総合事務局開発建設部入札監視委員会	沖縄総合事務局開発建設部	全契約	5	3	1			1	4	指定委員				
宮内庁	宮内庁契約監視委員会	全庁	全契約	3		1	1		1	2	指定委員				
公正取引委員会	公正取引委員会契約監視委員会	全省	全契約	3	2				1	2	委員会				
国家公安委員会	警察庁入札等監視委員会	全庁	全契約	3	1	1	1			定めなし	委員会				
金融庁	金融庁契約監視委員会	全庁	全契約	5	3	1	1			3	委員会				
総務省	総務省契約監視会	全省	全契約	5	4				1	4	委員会				
法務省	法務省入札監視委員会	全省	工事	3	2				1	3	委員会				
	法務本省等契約監視会議	本省、法務総合研究所、公安審査委員会、公安調査庁、公安調査局	物品・役務等	3	2				1	3	委員会				
	法務局契約監視会議	法務局、地方法務局	物品・役務等	3	2		1			3	委員会				
	検察庁等契約監視会議	最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所、入国者収容所、地方入国管理局	物品・役務等	3	3					3	委員会				
	矯正官署契約監視会議	矯正管区、矯正研修所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院	物品・役務等	3	2				1	3	委員会				
外務省	契約監視委員会	本省	全契約	5	3	2				4	指定委員				
財務省	財務省第1入札等監視委員会	北海道財務局、函館税関、札幌国税局	全契約	3	1	1	1			4	指定委員				
	財務省第2入札等監視委員会	東北財務局、仙台国税局	全契約	3	3					4	指定委員				
	財務省第3入札等監視委員会	財務省本省、国税庁	全契約	5	3	1	1			4	指定委員				
	財務省第8入札等監視委員会	東海財務局、名古屋税関、名古屋国税局	全契約	3	1	1	1			4	指定委員				
	財務省第10入札等監視委員会	中国財務局、広島国税局	全契約	3	2	1				4	指定委員				
	財務省第12入札等監視委員会	福岡財務支局、門司税関、長崎税関、福岡国税局	全契約	3	2	1				4	指定委員				
文部科学省	入札監視委員会	全省	工事	5	3	1	1			4	委員会				
	物品・役務等契約監視委員会	全省	物品・役務等	5	3	1	1			4	指定委員				

府省名	名称		対象機関	対象分野	委員数	委員の構成					開催回数 (年間)	抽出方法		意見の 具申等 に関する 規定の 有無	除斥規 定の有 無	審議概 要の公 表状況	
						大学教 授等	弁護士	公認会 計士	税理士	その他		抽出者	1者応札明 記の有無				
厚生労働省	厚生労働省公共調達 中央監視委員会	第一分科会	全省（社会保険庁、都道 府県労働局を除く。）	全契約	3	1	1			1	4	指定委員					
		第二分科会			3	1	1	1			4	指定委員					
	社会保険庁公共調達監視委員会	社会保険庁	全契約	3		1	1		1	4	指定委員						
	北海道労働局公共調達監視委員会	北海道労働局	全契約	3	1		1	1		4	指定委員						
	宮城労働局公共調達監視委員会	宮城労働局	全契約	3	1	1		1		4	指定委員						
	愛知労働局公共調達監視委員会	愛知労働局	全契約	3	1	1		1		2	指定委員						
	広島労働局公共調達監視委員会	広島労働局	全契約	3		1	1	1		4	指定委員						
	香川労働局公共調達監視委員会	香川労働局	全契約	3	1	1	1			2	指定委員						
	福岡労働局公共調達監視委員会	福岡労働局	全契約	3			1	2		4	指定委員						
沖縄労働局公共調達監視委員会	沖縄労働局	全契約	3		1	1	1		4	指定委員							
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課入札等 監視委員会	本省（食料安定供給特別会計、 林野庁、水産庁を除く。）	工事	3	2					1	4	指定委員					
	農林水産本省入札等監視委員会	本省（食料安定供給特別会計、 林野庁、水産庁を除く。）	物品・役務等	3	1		2				4	指定委員					
	総合食料局入札監視委員会	本省（食料安定供給特別会計に 限る。）	工事	3						3	4	指定委員					
	食料安定供給特別会計入札等監視 委員会	本省（食料安定供給特別会計に 限る。）	物品・役務等	3			2			1	4	指定委員					
	林野庁入札等監視委員会	林野庁（本庁及び森林技術総 合研修所に限る。）	全契約	3	2					1	4	指定委員					
	水産庁入札等監視委員会	水産庁（漁業調整事務所を含む。）	全契約	3	2		1				4	指定委員					
	横浜植物防疫所入札等監視委員会	植物防疫所植物防疫事務所	全契約	3	2		1				4	指定委員					
	動物検疫所入札等監視委員会	動物検疫所	全契約	3	2		1				4	指定委員					
	農林水産技術会議事務局 筑波事務所入札等監視委員会	農林水産技術会議事務局 筑波事務所	全契約	3						3	4	指定委員					
	東北農政局入札等監視委員会	東北農政局	全契約	4	2					2	4	委員会					
	東海農政局入札等監視委員会	東海農政局	全契約	4	2	1				1	4	委員会					
	中国四国農政局入札等監視委員会	中国四国農政局	全契約	4	1	1				2	4	委員会					
	九州農政局入札等監視委員会	九州農政局	全契約	4	2	1				1	4	委員会					
	北海道森林管理局入札監視委員会	北海道森林管理局	全契約	4	3			1			4	指定委員					
	東北森林管理局入札監視委員会	東北森林管理局	全契約	3	2	1					4	指定委員					
中部森林管理局入札監視委員会	中部森林管理局	全契約	3	2					1	4	指定委員						
四国森林管理局入札監視委員会	四国森林管理局	全契約	5	3					2	4	指定委員						
経済産業省	経済産業省契約評価監視委員会	全省	全契約	5	3	1	1				4	指定委員					

府省名	名称	対象機関	対象分野	委員数	委員の構成					開催回数 (年間)	抽出方法		意見の 具申等 に関する 規定の 有無	除斥規 定の有 無	審議概 要の公 表状況		
					大学教 授等	弁護士	公認会 計士	税理士	その他		抽出者	1者必 明 記の有無					
国土交通省	公正入札調査会議	本省内部部局（航空局を除く。）国土交通大学校	物品・役務等	9	7	2				4	指定委員						
	随意契約の適正化小グループ	（本省内部部局（航空局を除く。）国土交通大学校）	（物品・役務等）	（4）	（3）	（1）				（4）	（指定委員）	（ ）	（ ）	（ ）			
	官庁営繕部入札監視委員会	官庁営繕部	工事	5	4				1	4	指定委員						
	入札監視委員会	航空局	全契約	3	2	1				2回以上	指定委員						
	国土地理院入札監視委員会	国土地理院	全契約	4	2	1	1			2回以上	指定委員						
	国土技術政策総合研究所入札監視委員会	国土技術政策総合研究所	全契約	4	4					1	指定委員						
	東北地方整備局 入札監視委員会	第一部会	東北地方整備局（港湾空港以外）	全契約	4	3		1			4	指定委員					
		第二部会	東北地方整備局（港湾空港）	全契約	3	2	1				4	指定委員					
	北陸地方整備局 入札監視委員会	第一部会	北陸地方整備局（港湾空港以外）	全契約	5	4	1				4	指定委員					
		第二部会	北陸地方整備局（港湾空港）	全契約	3	1	1	1			4	指定委員					
	中部地方整備局 入札監視委員会	第一部会	中部地方整備局（港湾空港以外）	全契約	5	2	1	1		1	4	指定委員					
		第二部会	中部地方整備局（港湾空港）	全契約	3	2	1				4	指定委員					
	近畿地方整備局 入札監視委員会	第一部会	近畿地方整備局（港湾空港以外）	全契約	5	2	1			2	4	指定委員					
		第二部会	近畿地方整備局（港湾空港）	全契約	3	2		1			4	指定委員					
	中国地方整備局 入札監視委員会	第一部会	中国地方整備局（港湾空港以外）	全契約	5	3	1			1	4	指定委員					
		第二部会	中国地方整備局（港湾空港）	全契約	3	2				1	4	指定委員					
	四国地方整備局 入札監視委員会	第一部会	四国地方整備局（港湾空港以外）	全契約	5	3	1			1	4	指定委員					
		第二部会	四国地方整備局（港湾空港）	全契約	3	2	1				4	指定委員					
	九州地方整備局 入札監視委員会	第一部会	九州地方整備局（港湾空港以外）	全契約	5	1	1	1		2	4	指定委員					
		第二部会	九州地方整備局（港湾空港）	全契約	3	2	1				4	指定委員					
	北海道開発局入札監視委員会	北海道開発局	全契約	5	1	2				2	4	指定委員					
	開発建設部入札監視委員会	札幌開発建設部	全契約	5	2	1	1		1	4	指定委員						
	開発建設部入札監視委員会	石狩川開発建設部	全契約	5	2	2			1	4	指定委員						
	開発建設部入札監視委員会	函館開発建設部	全契約	5	2	1		1	1	4	指定委員						
	開発建設部入札監視委員会	釧路開発建設部	全契約	5	2	1		1	1	4	指定委員						
	開発建設部入札監視委員会	網走開発建設部	全契約	5	3	1		1		4	指定委員						
東北運輸局入札監視委員会	東北運輸局	全契約	3	2	1				2	委員会							
関東運輸局入札監視委員会	関東運輸局	全契約	3	3					2	委員会							
中部運輸局入札監視委員会	中部運輸局	全契約	3	2				1	1	委員会							

府省名	名称	対象機関	対象分野	委員数	委員の構成					開催回数 (年間)	抽出方法		意見の 申等 に 関 する 規 定 の 有 無	除 斥 規 定 の 有 無	審 議 概 要 の 公 表 状 況
					大学教 授等	弁 護 士	公 認 会 計 士	税 理 士	其 他		抽 出 者	1 者 応 札 明 記 の 有 無			
国土交通省	入札監視委員会	東京航空局	全契約	3	2	1				2	指定委員				
	入札監視委員会	大阪航空局	全契約	3	2	1				2	指定委員				
	入札監視委員会	気象庁	全契約	3	2	1				1	指定委員				
	入札監視委員会	海上保安庁	全契約	3	2	1				2	指定委員				
	海難審判庁入札監視委員会	高等海難審判庁	全契約	3	2	1				1	指定委員				
環境省	環境省入札監視委員会	全省	工事	5	3	1			1	1	指定委員				
	物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会	全省	物品・役務等	5	4	1				1	指定委員				
防衛省	防衛調達審議会	全省	物品・役務等	7	2	2	3			8	定めなし				
	公正入札調査会議	地方防衛局	工事	5	4	1				4					
	北海道防衛局入札監視委員会	北海道防衛局管内の全部隊等	全契約	5	2	1	1		1	4	指定委員				
	北関東防衛局入札監視委員会	北関東防衛局管内の全部隊等	全契約	5	1	1	1		2	4	指定委員				
	近畿中部防衛局入札監視委員会	近畿中部防衛局管内の全部隊等	全契約	5	3	1	1			4	指定委員				
	中国四国防衛局入札監視委員会	中国四国防衛局管内の全部隊等	全契約	5	1	1		1	2	4	指定委員				
	沖縄防衛局入札監視委員会	沖縄防衛局管内の全部隊等	全契約	5	2	1	1		1	4	指定委員				
小計	84 機関		全契約：67 工事：7 物品・役務 等：10	358 (100.0)	188 (52.5)	68 (19.0)	39 (10.9)	12 (3.4)	51 (14.2)	1回：6 2回：11 3回：6 4回：66 8回：1 定めなし：1	委員会：16 指定委員：73 定めなし等：2	：39	：91	：85	：69 ：8 ：14
内閣官房	内閣官房入札等監視委員会	全省	全契約	5	3	1	1			4	指定委員				
内閣法制局	内閣法制局入札等監視委員会	局全体	全契約	3	1	1	1			2	指定委員				
人事院	人事院契約監視委員会	院全体	全契約	3	2	1				2	委員会				
合計	87 機関		全契約：70 工事：7 物品・役務 等：10	369 (100.0)	194 (52.6)	71 (19.2)	41 (11.1)	12 (3.3)	51 (13.8)	1回：6 2回：13 3回：6 4回：67 8回：1 定めなし：1	委員会：17 指定委員：75 定めなし等：2	：40	：94	：88	：72 ：8 ：14

(注) 1 当省が調査した87機関に係る状況である。
2 国家公安委員会の委員1人(公認会計士)は、税理士の資格も有している。
3 「開催回数」から「除斥規定の有無」までの各欄は、設置規程等における規定状況であり、「」は規定があることを示す。
4 「開催回数」から「審議概要の公表状況」までの各欄の小計及び合計は、国土交通省地方整備局の部会等をそれぞれ1として計上している。
5 「審議概要の公表状況」は、ホームページでの公表状況であり、「」は公表、「」は一部未掲載や内容不十分等、「」は非公表(記者発表、窓口等における閲覧等は実施)を示す。(表2-(2)-ア-参照)

表 2 - (2) - ア - 契約実績のある所管公益法人の役員等が委員となっている例

第三者機関名	状 況
四国地方整備局 入札監視委員会 (第一部会) (国土交通省)	委員のうち一人(大学教授)は、所管公益法人の役員(四国支部長)であり、かつ他の所管公益法人から助成金を得て研究を行っている。 四国地方整備局は、平成 19 年度において、前者の法人と 2 件、後者の法人と 5 件の契約実績がある。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ア - 付表(既に改善措置が講じられている例)

第三者機関名	状 況
中部地方整備局 入札監視委員会 (第一部会) (国土交通省)	委員のうち一人(大学教授)は、所管公益法人(県許可)の理事である。 中部地方整備局は、平成 13 年度以降、当該公益法人と 7 件の委託契約実績がある。 なお、当該委員は、平成 20 年 10 月時点で委員をやめており、改善措置が講じられている。
中部森林管理局 入札監視委員会 (農林水産省)	委員長(大学教授)は、旧農林水産省森林総合研究所の退職者である。 なお、当該委員長は、平成 20 年 3 月時点で委員長をやめており、改善措置が講じられている。

(注) 当省の調査結果による。

表2 - (2) - ア - 審議案件の抽出方法等について、改善を要する余地のある例

第三者機関名	状 況
中部運輸局入札監視委員会 (国土交通省)	審議案件について、運営要領上では委員が抽出することとされているが、事務局（行政機関）が抽出しており、恣意的な抽出が行われる可能性がある。
東北地方整備局入札監視委員会（第二部会） (国土交通省)	平成20年6月に開催された委員会（19年12月から20年3月までに締結された契約を対象）では、重点監視対象とされている1者応札の契約27件について、全く審議されていない。 このことについて、東北地方整備局では、1者応札契約の情報は事前に委員に提示しているが、結果的に抽出されなかったとしている。

（注）当省の調査結果による。

表2 - (2) - ア - 付表（既に改善措置が講じられている例）

第三者機関名	状 況
警察庁入札等監視委員会 (国家公安委員会)	審議案件の抽出は、事前に行政機関側から提示される契約一覧を基に委員が行っているが、契約一覧に応札者数についての記載がなく、委員が事前に1者応札の契約を抽出することが困難となっている。 その結果、平成20年1月に開催された第1回委員会では、1者応札の契約が201件（平成19年度上半期）あったものの、全く審議されていない。 ただし、国家公安委員会は、第2回委員会以降は、事前に応札者数の情報を委員に提示しており、平成20年9月に開催された第2回委員会では、審議案件10件のうち、1者応札の契約を3件審議している。
四国森林管理局入札監視委員会 (農林水産省)	審議案件の抽出は、事前に行政機関側から提示される契約一覧を基に委員が行っているが、契約一覧に応札者数についての記載がなく、委員が事前に1者応札の契約を抽出することが困難となっている。 ただし、四国森林管理局は、第2回委員会（平成20年9月開催：平成20年度の第一四半期分対象）からは1者応札の情報をあらかじめ委員に提示している。（審議案件35件中25件が1者応札契約）

（注）当省の調査結果による。

表2 - (2) - ア - 契約実績がありながら、審議されていない契約方式がある例

第三者機関名	状 況
四国地方整備局入札監視委員会（第二部会） (国土交通省)	定例会議における審議対象契約を契約種別及び契約方式別にみると、平成18年度及び19年度は工事に関しては契約実績のあるすべての契約方式から審議対象事案が選定されているのに対し、建設コンサルタント業務と物品・役務関係の契約事案からの抽出は少なく、特に、建設コンサルタント業務の随意契約と物品役務の指名競争については、契約実績があるものの18年度及び19年度の2年間で抽出は0件となっている。 なお、四国地方整備局では、平成20年度からは原則、実績のある契約の種別、方式のすべてから最低1件抽出する方針としており、その旨を委員に口頭依頼している。

（注）当省の調査結果による。

表2 - (2) - ア - 契約を監視する第三者機関の審議状況

府省名	名称	審議状況						[参考]左記のうち、平成20年1月以降の審議状況						
		開催回数	審議時間	対象期間	対象となる件数 (母数)	抽出審議した 件数	抽出率	開催回数	審議時間	対象期間	対象となる件数 (母数)	抽出審議した 件数	抽出率	
内閣府	内閣府本府入札等監視委員会	2	4.5	19.12~20.3	296	11	3.7%	2	4.5	19.12~20.3	296	11	3.7%	
	沖縄総合事務局総務部入札監視委員会	3	6	19.1~12	22	14	63.6%	1	2	19.10~12	8	4	50.0%	
	沖縄総合事務局開発建設部入札監視委員会	3	11.5	19.2~12	698	27	3.9%	1	3.5	19.10~12	186	9	4.8%	
宮内庁	宮内庁契約監視委員会	1	2	19.10~20.3	166	7	4.2%	1	2	19.10~20.3	166	7	4.2%	
公正取引委員会	公正取引委員会契約監視委員会	1	1.5	19.4~9	51	3	5.9%	1	1.5	19.4~9	51	3	5.9%	
国家公安委員会	警察庁入札等監視委員会	1	3	19.4~9	1,290	6	0.5%	1	3	19.4~9	1,290	6	0.5%	
金融庁	金融庁契約監視委員会	2	4.5	19.4~9	433	89	20.6%	2	4.5	19.4~9	433	89	20.6%	
総務省	総務省契約監視会	1	2	19.10~11	155	12	7.7%	1	2	19.10~11	155	12	7.7%	
法務省	法務省入札監視委員会	4	18	18.12~20.3	683	25	3.7%	2	10	19.8~20.3	323	12	3.7%	
	法務本省等契約監視会議	2	3	19.10~20.3	266	16	6.0%	2	3	19.10~20.3	266	16	6.0%	
	法務局契約監視会議	2	4	19.10~20.3	518	17	3.3%	2	4	19.10~20.3	518	17	3.3%	
	検察庁等契約監視会議	2	4	19.10~20.3	292	19	6.5%	2	4	19.10~20.3	292	19	6.5%	
	矯正官署契約監視会議	2	4	19.10~20.3	553	18	3.3%	2	4	19.10~20.3	553	18	3.3%	
外務省	契約監視委員会	1	2	19.10~12	160	10	6.3%	1	2	19.10~12	160	10	6.3%	
財務省	財務省第1入札等監視委員会	3	6	19.4~20.3	295	7	2.4%	3	6	19.4~20.3	295	7	2.4%	
	財務省第2入札等監視委員会	3	6	19.4~20.3	591	18	3.0%	3	6	19.4~20.3	591	18	3.0%	
	財務省第3入札等監視委員会	4	8	18.4~20.3	2,192	15	0.7%	2	4	19.10~20.3	393	8	2.0%	
	財務省第8入札等監視委員会	2	4	19.4~12	497	5	1.0%	2	4	19.4~12	497	5	1.0%	
	財務省第10入札等監視委員会	3	6	19.4~20.3	528	12	2.3%	3	6	19.4~20.3	528	12	2.3%	
	財務省第12入札等監視委員会	3	6	19.4~12	467	12	2.6%	3	6	19.4~12	467	12	2.6%	
文部科学省	入札監視委員会	5	20.5	19.1~20.3	18	8	44.4%	2	8	19.10~20.3	6	4	66.7%	
	物品・役務等契約監視委員会	1	3	19.4~9	4,588	10	0.2%	1	3	19.4~9	4,588	10	0.2%	
厚生労働省	厚生労働省公共調達 中央監視委員会	3	17	19.1~20.4.1	2,461	52	2.1%	2	13	19.4~20.4.1	1,576	41	2.6%	
	第一分科会													
	第二分科会													

府省名	名称	審議状況						[参考]左記のうち、平成20年1月以降の審議状況					
		開催回数	審議時間	対象期間	対象となる件数 (母数)	抽出審議した 件数	抽出率	開催回数	審議時間	対象期間	対象となる件数 (母数)	抽出審議した 件数	抽出率
厚生労働省	社会保険庁公共調達監視委員会	1	3.5	19.7~12	654	16	2.4%	1	3.5	19.7~12	654	16	2.4%
	北海道労働局公共調達監視委員会	1	2	19.7~10	68	35	51.5%	1	2	19.7~10	68	35	51.5%
	宮城労働局公共調達監視委員会	2	3.5	19.6~20.4.2	66	11	16.7%	2	3.5	19.6~20.4.2	66	11	16.7%
	愛知労働局公共調達監視委員会	1	2.5	19.7~12	40	40	100.0%	1	2.5	19.7~12	40	40	100.0%
	広島労働局公共調達監視委員会	5	10	19.1~20.3	90	67	74.4%	2	4	19.7~20.3	35	16	45.7%
	香川労働局公共調達監視委員会	1	1	19.7~20.1	12	12	100.0%	1	1	19.7~20.1	12	12	100.0%
	福岡労働局公共調達監視委員会	2	3.5	19.7~20.3	28	16	57.1%	2	3.5	19.7~20.3	28	16	57.1%
	沖縄労働局公共調達監視委員会	1	2	19.7~12	12	12	100.0%	1	2	19.7~12	12	12	100.0%
農林水産省	農林水産省大臣官房総理課入札等監視委員会	4	8	19.1~12	76	26	34.2%	1	2	19.10~12	19	7	36.8%
	農林水産本省入札等監視委員会	1	2	19.10~12	109	20	18.3%	1	2	19.10~12	109	20	18.3%
	総合食料局入札監視委員会	1	1.5	19.2~20.3	28	4	14.3%	1	1.5	19.2~20.3	28	4	14.3%
	食料安定供給特別会計入札等監視委員会	1	3.5	19.10~12	229	9	3.9%	1	3.5	19.10~12	229	9	3.9%
	林野庁入札等監視委員会	1	2	19.10~12	39	11	28.2%	1	2	19.10~12	39	11	28.2%
	水産庁入札等監視委員会	1	4	19.10~12	65	15	23.1%	1	4	19.10~12	65	15	23.1%
	横浜植物防疫所入札等監視委員会	1	2	19.10~12	26	9	34.6%	1	2	19.10~12	26	9	34.6%
	動物検疫所入札等監視委員会	1	2	19.10~12	19	4	21.1%	1	2	19.10~12	19	4	21.1%
	農林水産技術会議事務局筑波事務所入札等監視委員会	2	4	19.1~12	25	6	24.0%	1	2	19.10~12	17	4	23.5%
	東北農政局入札等監視委員会	5	13.5	19.1~20.3	1,053	66	6.3%	2	6	19.10~20.3	694	26	3.7%
	東海農政局入札等監視委員会	4	12.5	19.1~12	196	18	9.2%	1	3.5	19.10~12	79	6	7.6%
	中国四国農政局入札等監視委員会	4	12	19.1~20.3	603	31	5.1%	1	3	19.10~20.3	291	8	2.7%
	九州農政局入札等監視委員会	5	16	19.1~20.3	1,798	44	2.4%	2	7	19.10~20.3	1,128	20	1.8%
	北海道森林管理局入札監視委員会	5	10	18.10~20.3	770	72	9.4%	2	4	19.10~20.3	178	36	20.2%
	東北森林管理局入札監視委員会	3	5.5	18.7~19.12	1,232	36	2.9%	1	1.5	19.7~12	404	11	2.7%
	中部森林管理局入札監視委員会	4	8	19.1~20.3	1,009	89	8.8%	2	4	19.7~20.3	591	57	9.6%
四国森林管理局入札監視委員会	5	10	19.1~20.3	5,161	91	1.8%	2	4	19.10~20.3	1,123	56	5.0%	
経済産業省	経済産業省契約評価監視委員会	2	5.5	19.4~20.3	3,566	14	0.4%	2	5.5	19.4~20.3	3,566	14	0.4%

府省名	名称	審議状況						[参考]左記のうち、平成20年1月以降の審議状況						
		開催回数	審議時間	対象期間	対象となる件数 (母数)	抽出審議した 件数	抽出率	開催回数	審議時間	対象期間	対象となる件数 (母数)	抽出審議した 件数	抽出率	
国土交通省	公正入札調査会議	1	2	19.10~20.3	578	10	1.7%	1	2	19.10~20.3	578	10	1.7%	
	官庁営繕部入札監視委員会	5	10	19.3~20.5	86	28	32.6%	3	6	19.9~20.5	44	18	40.9%	
	入札監視委員会(航空局)	4	8	18.10~20.3	600	16	2.7%	1	2	19.10~20.3	350	5	1.4%	
	国土地理院入札監視委員会	3	9	18.4~20.3	1,363	24	1.8%	1	3	19.8~20.3	552	11	2.0%	
	国土技術政策総合研究所入札監視委員会	3	11	18.10~20.1	593	24	4.0%	1	3	19.10~20.1	217	4	1.8%	
	東北地方整備局入札監視委員会	第一部会	5	15	19.1~20.3	4,731	55	1.2%	2	6	19.10~20.3	1,959	22	1.1%
		第二部会	4	8	19.1~20.3	494	30	6.1%	2	4	19.8~20.3	193	15	7.8%
	北陸地方整備局入札監視委員会	第一部会	5	14.5	19.1~20.3	2,894	69	2.4%	2	6	19.10~20.3	1,193	28	2.3%
		第二部会	5	14	18.12~20.3	315	35	11.1%	2	6	19.8~20.3	151	16	10.6%
	中部地方整備局入札監視委員会	第一部会	5	15	19.1~20.3	4,207	48	1.1%	2	6	19.10~20.3	1,602	18	1.1%
		第二部会	4	15	19.1~20.3	454	22	4.8%	2	7	19.10~20.3	181	12	6.6%
	近畿地方整備局入札監視委員会	第一部会	4	11	19.1~12	3,737	32	0.9%	1	2	19.10~12	913	8	0.9%
		第二部会	2	7	18.10~20.3	311	8	2.6%	(第一部会と合同)					
	中国地方整備局入札監視委員会	第一部会	5	17.5	19.1~20.3	3,494	48	1.4%	2	6.5	19.10~20.3	1,136	20	1.8%
		第二部会	3	6.5	19.1~20.3	325	16	4.9%	2	4.5	19.7~20.3	162	10	6.2%
	四国地方整備局入札監視委員会	第一部会	5	14	19.1~20.3	2,249	53	2.4%	2	6	19.10~20.3	761	22	2.9%
		第二部会	4	12	18.12~20.3	328	26	7.9%	2	6	19.8~20.3	148	16	10.8%
	九州地方整備局入札監視委員会	第一部会	5	15	19.1~20.3	5,793	72	1.2%	2	6	19.10~20.3	2,119	30	1.4%
		第二部会	3	9	19.1~12	621	23	3.7%	2	6	19.6~12	325	15	4.6%
	北海道開発局入札監視委員会	5	10	19.1~20.3	598	21	3.5%	2	4	19.7~20.3	190	10	5.3%	
	開発建設部入札監視委員会(札幌開発建設部)	5	10	18.10~19.12	1,151	24	2.1%	2	4	19.7~12	559	9	1.6%	
開発建設部入札監視委員会(石狩川開発建設部)	5	10	18.10~19.12	860	29	3.4%	2	4	19.7~12	413	13	3.1%		
開発建設部入札監視委員会(函館開発建設部)	5	10	18.10~19.12	611	26	4.3%	2	4	19.7~12	299	11	3.7%		
開発建設部入札監視委員会(釧路開発建設部)	5	10	18.10~19.12	740	26	3.5%	2	4	19.7~12	357	10	2.8%		
開発建設部入札監視委員会(網走開発建設部)	5	10	18.10~19.12	706	32	4.5%	2	4	19.7~12	263	14	5.3%		
東北運輸局入札監視委員会	2	4.5	18.10~19.9	63	7	11.1%	1	2	19.4~9	36	5	13.9%		

府省名	名称	審議状況						[参考]左記のうち、平成20年1月以降の審議状況					
		開催回数	審議時間	対象期間	対象となる件数(母数)	抽出審議した件数	抽出率	開催回数	審議時間	対象期間	対象となる件数(母数)	抽出審議した件数	抽出率
国土交通省	関東運輸局入札監視委員会	3	4	18.10~20.3	70	38	54.3%	1	2	19.10~20.3	53	21	39.6%
	中部運輸局入札監視委員会	1	1	19.1~12	60	3	5.0%	1	1	19.1~12	60	3	5.0%
	入札監視委員会(東京航空局)	3	6	18.10~20.3	585	18	3.1%	1	2	19.10~20.3	180	8	4.4%
	入札監視委員会(大阪航空局)	3	6	18.10~20.3	678	15	2.2%	1	2	19.10~20.3	294	5	1.7%
	入札監視委員会(気象庁)	1	2	19.1~12	1,036	5	0.5%	1	2	19.1~12	1,036	5	0.5%
	入札監視委員会(海上保安庁)	2	7	19.1~12	1,111	13	1.2%	1	4	19.7~12	894	8	0.9%
	海難審判庁入札監視委員会	1	2	19.4~20.1	5	5	100.0%	1	2	19.4~20.1	5	5	100%
環境省	環境省入札監視委員会	2	4	18.4~20.3	340	6	1.8%	1	2	19.4~20.3	254	3	1.2%
	物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会	0	-	(個別の契約に関する審議なし)				0	-	(個別の契約に関する審議なし)			
防衛省	防衛調達審議会	(10)	(19.5)			(43)		(3)	(6)			(22)	
	公正入札調査会議	(5)	(10)	(個別の契約に関する審議なし)				(2)	(4)	(個別の契約に関する審議なし)			
	北海道防衛局入札監視委員会	5	10	19.1~20.3	325	59	18.2%	2	4	19.10~20.3	127	22	17.3%
	北関東防衛局入札監視委員会	4	12	19.4~20.3	243	36	14.8%	2	6	19.10~20.3	180	25	13.9%
	近畿中部防衛局入札監視委員会	4	12	19.2.24~20.2.19	259	28	10.8%	1	3	19.11.15~20.2.19	53	8	15.1%
	中国四国防衛局入札監視委員会	5	14.5	19.6~19.12	255	40	15.7%	2	6	19.10~12	127	13	10.2%
	沖縄防衛局入札監視委員会	3	7	19.4~12	119	24	20.2%	2	5	19.10~12	102	17	16.7%
小計	84機関	262(A)	662(B)		77,182(C)	2,281(D)	平均 15.0%	139(E)	342.5(F)		41,224(G)	1,320(H)	平均 15.4%
		-	1回当たりの開催時間(B/A): 2.5	-	1回当たりの件数(C/A) 294.6	1回当たりの件数(D/A) 8.7	抽出率 3.0%(D/C)		1回当たりの開催時間(F/E): 2.5		1回当たりの件数(G/E) 296.6	1回当たりの件数(H/E) 9.5	抽出率 3.2%(H/G)
内閣官房	内閣官房入札等監視委員会	2	4.5	19.12~20.3	51	5	9.8%	2	4.5	19.12~20.3	51	5	9.8%
内閣法制局	内閣法制局入札等監視委員会	2	4	19.4~20.5	39	6	15.4%	2	4	19.4~20.5	39	6	15.4%
人事院	人事院契約監視委員会	1	2	19.4~9	112	3	2.7%	1	2	19.4~9	112	3	2.7%
合計	87機関	267(I)	672.5(J)		77,384(K)	2,295(L)	平均 14.8%	144(M)	353(N)		41,426(O)	1,334(P)	平均 14.8%
		-	1回当たりの開催時間(J/I): 2.5	-	1回当たりの件数(K/I) 289.8	1回当たりの件数(L/I) 8.6	抽出率 3.0%(L/K)		1回当たりの開催時間(N/M): 2.5		1回当たりの件数(O/M) 287.7	1回当たりの件数(P/M) 9.3	抽出率 3.2%(P/O)

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 第三者機関の審議状況については、平成19年4月から20年7月までの間の状況を調査した。ただし、20年4月から同年7月までの間の審議実績については、実地調査を担当した総務省管区行政評価局等の調査時点(4月～7月)における状況である。
- 3 本表は、契約案件の審議が行われた場合の状況を記載している(委員長選出等のみを行った場合は除いている)。
- 4 金融庁では、平成20年度から当面予定される契約についても、事前に抽出審議を実施している。
- 5 財務省第8入札等監視委員会については、当省が実地調査した名古屋税関及び名古屋国税局の契約に係る審議状況を記載している。また、財務省第12入札等監視委員会については、実地調査した門司税関及び福岡国税局の契約に係る審議状況を記載している。
- 6 国土交通省の公正入札調査会議については、随意契約の適正化小グループの状況を記載している。
- 7 防衛省の防衛調達審議会は、防衛調達の実施に関する計画等について審議する国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に基づき設置されている審議会であり、審議事項の一つの位置付けで装備品等の契約に関するサンプリング調査を行っている。装備施設本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び技術研究本部における契約を持ち回りで対象とし、審議は、各回1～20件程度となっているが、平成20年度から、各地方防衛局の入札監視委員会においても装備品等に関する契約を監視するよう充実を図っている段階であるため、本表では参考として審議件数を記載している。
- 8 地方防衛局については、平成20年度から順次、管内所在部隊等における装備品等についても審議するよう監視の充実を図っている段階であるが、調査日現在、実施局と未実施局があるため、本表では工事に関する状況を記載している。

表 2 - (2) - ア - 抽出率が 1 % 未満の機関のうち、地方支分部局等の契約件数が 1,000 件以上あるが、第三者機関の設置が内部部局のみとなっている府省の状況

(単位：件、%)

府 省 名		内部部局	地方支分部局等	計
国家公安委員会		661 (28.3)	1,677 (71.7)	2,338 (100.0)
経済産業省		1,909 (57.3)	1,424 (42.7)	3,333 (100.0)
経済産業省本省		1,156	1,236	2,392
外局	資源エネルギー庁	277	188	465
	特許庁	363		363
	中小企業庁	113		113

(注) 「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について」(平成 20 年 9 月会計検査院)を基に、平成 19 年 4 ~ 12 月の契約件数について、作成した。

表 2 - (2) - ア - 国家公安委員会及び経済産業省の地方支分部局等の契約件数と同規模あるいは規模が小さい機関であるが、別途、第三者機関が設置されている例

(単位：件)

府 省 名	契約件数	補足説明
内閣府の地方支分部局等	1,492	沖縄総合事務局には、総務部及び開発建設部の対象別に 2 機関設置
水産庁	415	
気象庁	1,034	

(注) 「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について」(平成 20 年 9 月会計検査院)を基に、平成 19 年 4 ~ 12 月の契約件数について、作成した。

表 2 - (2) - ア - 同一府省の地方支分部局に設置された第三者機関において、審議案件の抽出率に差がみられる例

第三者機関名	抽出率	抽出件数/対象件数	年間開催回数	1回当たりの開催時間	説明
中部運輸局入札監視委員会	5.0%	3/60	1回 (19年度：2回)	1時間	国土交通省地方運輸局(今回3局を調査)の第三者機関において、開催回数、開催時間、抽出契約数が区々となっており、抽出率に大きな差がみられる。
東北運輸局入札監視委員会	11.1%	7/63	2回	1.25時間	
関東運輸局入札監視委員会	54.3%	38/70	2回	2時間	
宮城労働局公共調達監視委員会	16.7%	11/66	原則4回	1.5時間	
北海道労働局公共調達監視委員会	51.5%	35/68	4回	2時間	
福岡労働局公共調達監視委員会	57.1%	16/28	4回	1.75時間	
広島労働局公共調達監視委員会	74.4%	67/90	4回	2時間	
愛知労働局公共調達監視委員会	100.0%	40/40	2回	2.5時間	
香川労働局公共調達監視委員会	100.0%	12/12	2回	1時間	
沖縄労働局公共調達監視委員会	100.0%	12/12	原則4回	2時間	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 抽出率等は、平成19年4月以降の実績である。

表 2 - (2) - ア - 審議概要の公表方法、公表時期及び公表内容が不十分となっている例

区 分	機 関 名	状 況
審議概要をホームページにおいて公表していない。 (14 機関)	農林水産省内部部局設置の各機関(水産庁を除く5機関)、農林水産技術会議事務局筑波事務所、地方農政局4機関(東北、東海、中国四国、九州)、国土交通省4機関(東京航空局、大阪航空局、海上保安庁、東北運輸局)	窓口での閲覧等をしているのみで、ホームページにおいて公表することとしていない。
審議概要をホームページにおいて公表することとしているが、一部未掲載となっている。 (5 機関)	内閣府沖縄総合事務局総務部	審議概要について、平成14年度第1回以降掲載されていない。沖縄総合事務局総務部は、平成20年度からは規定に従って適切に公表を行うとしている。(平成20年度第1回(20年7月31日開催)の審議概要は掲載済みとなっている。(20年10月23日確認))
	農林水産省四国森林管理局	平成20年5月21日に四国森林管理局のホームページ「調達・入札公告等」を確認したところ、入札監視委員会における「審議概要及び関係資料等」の項目は設定されているものの、19年度に実施された委員会の審議概要等は掲載されていなかった。 四国森林管理局では、局長に対する入札監視委員会の結果報告を平成19年度末に1年間分をまとめて行うこととしていたが、結果報告に係る決裁処理に時間を要し、「公共工事等の入札、契約等に係る情報のインターネットを活用した公表の徹底について」(平成19年8月7日付け19林国管第50号国有林野部長通知)に基づきホームページ掲載することとなった平成19年度第2回～4回分の審議結果概要等を5月21日中にホームページへ掲載したとしている。 なお、平成20年度実施分については、委員会終了後速やかに掲載することとしたいとしている。
	国土交通省中部運輸局	平成18年度は審議概要を公表しておらず、19年度は運輸局の掲示板で開催2か月後に掲示されているのみでホームページへの掲載はされていなかった。 なお、同局では、平成20年度からはホームページでの公表を検討するとしている。
	国土交通省四国地方整備局(第二部会)	平成18年度第3回の委員会の審議概要が四国地方整備局のホームページで公表されていない。 通常、公表の時期は、委員会開催日より10日から20日の間に行っているが、四国地方整備局港湾空港部では、平成18年度第3回の委員会の審議概要について、記者発表は行ったが、ホームページの掲載が未了となっていたとしている。

区 分	機 関 名	状 況
審議概要をホームページにおいて公表することとしているが、一部未掲載となっている。 (続き)	国土交通省 九州地方整備局(第二部会)	平成18年度においては、定例会が3回、19年度において定例会が3回、臨時に1回開催されているが、これら計7回の審議概要は、20年7月31日現在、ホームページに掲載されていない。 九州地方整備局では、「審議概要を地元国土交通省九州記者会及び九州建設専門記者クラブにプレス発表し、同時に閲覧を行っている。」としている。 なお、九州地方整備局は、平成20年度の審議概要からホームページにも掲載している。
審議概要について、ホームページに掲載はされているが、相当期間経過後に掲載しており、迅速化する余地がある。	農林水産省水産庁	平成19年度第1回委員会を19年12月18日に開催しているが、審議概要のホームページへの掲載が約6か月経過後の20年5月となっている。
審議概要について、ホームページにおいて公表されているが、内容が不足している。	公正取引委員会	平成20年3月13日に第1回を開催し、委員長の互選等を行うとともに、所管公益法人が1者応札で契約した3件について審議している。 ホームページに掲載されている審議概要をみると、3件の契約について審議したこと自体が分からず、どのような契約について、どのような議論がされたのかが明らかになっていない。
	農林水産省横浜植物防疫所	第2回(平成20年2月29日開催)の議事概要をみると、どのような契約について、どのような議論がされたのかが明らかになっていない。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 第三者機関の名称は省略している。

表 2 - (2) - イ - ① 内部監査等に関する通知等

○ 「随意契約に関する事務の取扱い等について」(平成 17 年 2 月 25 日付け財計第 407 号財務省主計局長通知) <抜粋>

2. 各省各庁における内部監査の重点的实施等

(1) 各省各庁における内部監査の重点的实施

各省各庁の会計課等の実施している内部監査を実施するに当たっては、下記各号に留意すること。

① 随意契約の重点的監視

会計法において一般競争入札が原則であり随意契約は法令の規定に合致した場合に行うことができる例外であること等を踏まえ、随意契約について重点的に監査することを各省各庁において作成する監査計画等において定められたい。

(2) (略)

(3) 監査マニュアル等の整備

各省各庁において作成する監査要領、監査マニュアル等について、各省各庁の実状に即して随意契約に関する監査方法等についての記載を充実し、本省庁及びブロック機関等が行う内部監査の質の向上を図ることとされたい。

(4) 決裁体制の強化

随意契約に係る決裁体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合に当たっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう決裁体制を強化することとされたい。

なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう措置する。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行うこととされたい。

○ 「公共調達に適正化に向けた取り組みについて」(平成 18 年 2 月 24 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) <抜粋>

5. 内部牽制の充実

(1) 決裁体制の強化

各省庁は、随意契約に係る決裁体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合に当たっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう決裁体制を強化する。

なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経るよう措置する。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行う。

(2) 内部監査の強化

財務省通知(平成 17 年 2 月 25 日財計第 407 号)による各省庁における内部監査の重点的实施に関し、所管公益法人等との間の随意契約についても重点的に監査することとする。

○ 「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知）

<抜粋>

5. 内部監査の実施等

(1) (略)

(2) 随意契約の重点的監査

特に、随意契約については、監査計画等において、当分の間、重点的に監査を行うことを定めるとともに、次に掲げる事項にも留意して行うものとする。

(3) (略)

(4) 監査マニュアル等の整備

監査要領又は監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質の向上を図るよう努めるものとする。

(5)～(6) (略)

(7) 決裁体制の強化

① 随意契約を行う場合には、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由等の審査及び決裁を行うなど、各省各庁の実情に応じて決裁体制を強化し、内部牽制を有効に機能させるよう努めるものとする。

② 官房会計課等が契約を締結する場合にも、複数の者による審査及び決裁を行うなど、内部牽制が機能するよう配慮するものとする。また、地方支分部局等においても、それぞれの実情に応じて同様の措置を行うものとする。

表2-2-1-2 内部監査における「随意契約」の重点監査状況

府省名	監査実施機関	随意契約の重点監査状況		府省名	監査実施機関	随意契約の重点監査状況		
		18年度	19年度			18年度	19年度	
内閣府	内閣本府	◎	◎	国土交通省	国土交通本省	◎	◎	
	沖縄総合事務局(総務部長)	○	○		航空局	◎	◎	
	沖縄総合事務局(開発建設部長)	△	△		国土技術政策総合研究所	◎	◎	
宮内庁	宮内庁	◎	◎		国土地理院	◎	◎	
公正取引委員会	公正取引委員会	○	◎		東北地方整備局	◎	◎	
国家公安委員会	警察庁	○	○		東北地方整備局(港湾空港部)	●	◎	
金融庁	金融庁	◎	◎		北陸地方整備局	◎	○	
総務省	総務省本省	◎	◎		北陸地方整備局(港湾空港部)	◎	◎	
	消防庁	—	○		中部地方整備局	◎	◎	
法務省	法務本省	○	◎		中部地方整備局(港湾空港部)	△	△	
	東京入国管理局	◎	◎		近畿地方整備局	◎	◎	
	大阪入国管理局	◎	◎		近畿地方整備局(港湾空港部)	●	●	
	福岡入国管理局	◎	◎		中国地方整備局	◎	◎	
	公安調査庁	◎	◎		中国地方整備局(港湾空港部)	△	△	
外務省	外務省	◎	◎		四国地方整備局	◎	◎	
財務省	財務本省	◎	◎		四国地方整備局(港湾空港部)	●	●	
	北海道財務局	◎	●		九州地方整備局	○	○	
	東北財務局	◎	◎		九州地方整備局(港湾空港部)	○	○	
	中国財務局	◎	◎		北海道開発局	◎	◎	
	名古屋税関	◎	◎	東北運輸局	◎	—		
	門司税関	◎	◎	関東運輸局	●	—		
	札幌国税局	◎	◎	中部運輸局	◎	◎		
	仙台国税局	◎	◎	東京航空局	◎	◎		
	名古屋国税局	◎	◎	大阪航空局	◎	◎		
	広島国税局	◎	◎	気象庁	◎	◎		
				海上保安庁	◎	◎		
文部科学省	文部科学本省	◎	◎	環境省	◎	◎		
厚生労働省	厚生労働本省	◎	◎	防衛省	防衛本省	◎	◎	
	北海道労働局	○	○		防衛大学校	◎	◎	
	宮城労働局	○	○		防衛医科大学校	◎	◎	
	広島労働局	●	●		海上自衛隊補給本部	○	◎	
	香川労働局	●	●		呉地方総監部	◎	○	
	社会保険庁	○	○		佐世保地方総監部	◎	◎	
	北海道社会保険事務局	○	○		技術研究本部	◎	◎	
	広島社会保険事務局	○	○		装備施設本部	◎	◎	
農林水産省	農林水産本省	◎	◎		北海道防衛局		◎	
	総合食料局	◎	◎		北関東防衛局		◎	
	農村振興局	◎	◎		近畿中部防衛局		◎	
	東北農政局	◎	◎		中国四国防衛局		◎	
	東海農政局	◎	◎		沖縄防衛局		◎	
	中国四国農政局	◎	◎		小計	90機関(内部部局26機関、地方支分部局等64機関)		
	中国四国農政局食糧部	◎	◎		(協力要請機関における参考事例)	内閣官房	◎	◎
	九州農政局	◎	◎			内閣法制局	◎	◎
	九州農政局食糧部	◎	◎	人事院		◎	◎	
	林野庁(一般会計)	◎	◎	合計	93機関(内部部局29機関、地方支分部局等64機関)			
	林野庁(国有林野事業特別会計)	◎	◎	両年度又はいずれかの年度が◎の機関		74機関		
	北海道森林管理局	◎	○	両年度又はいずれかの年度が○のみの機関		11機関		
	東北森林管理局	◎	○	両年度又はいずれかの年度が●のみの機関		5機関		
	中部森林管理局	◎	○	両年度又はいずれかの年度が△のみの機関		3機関		
	四国森林管理局	◎	○					
経済産業省	経済産業本省	○	○					

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「◎」印は、監査計画等において「随意契約」を重点監査事項として定めている機関を表す。
 3 「○」印は、監査計画等において「契約関係」を重点監査事項として定め、その中で「随意契約」の監査を実施している機関を表す。
 4 「●」印は、「契約関係(随意契約を含む)」の内部監査を実施しているが、監査計画等において「随意契約」又は「契約関係」を重点監査事項として定めていない機関を表す。
 5 「△」印は、内部監査は実施していないが、会計法令に基づく検査と併せて「契約関係(随意契約を含む)」の確認・指導を実施している機関を表す。
 6 「—」印は、当該年度に監査を実施していない機関を表す。
 7 防衛省地方防衛局は組織改編後のみ記載。

表 2 - (2) - イ - ③ 契約関係（随意契約を含む）の内部監査を実施していない例

国土交通省地方整備局における監査体制は、表のとおり「地方整備局監査規則」（国土交通省訓令第 79 号）に基づく監査（以下「一般監査」という。）と、地方整備局ごとに定められた「〇〇地方整備局会計事務取扱細則」に基づき、必要あると認めるときに行われる監査（以下「会計監査」という。）の 2 つの監査体制がある。

表 地方整備局における監査体制

項 目	港湾空港部以外		港湾空港部	
	根拠規定	地方整備局監査規則	〇〇地方整備局会計事務取扱細則	地方整備局監査規則
監査実施時期	毎年	必要があると認めるとき	毎年	必要があると認めるとき
監査実施者	主任監査官 他	会計課長（注）	港湾空港情報管理官 他	経理調達課長（注）
監査の所掌	一般監査（会計の監査を除く）	会計監査	一般監査（会計の監査を除く）	会計監査
監査事項	①事務の合理的運営 ②官紀の保持 ③不正行為の防止	予算決算及び会計に関する事務	①事務の合理的運営 ②官紀の保持 ③不正行為の防止	予算決算及び会計に関する事務

（注）会計事務取扱細則に基づく監査実施者は整備局ごとに異なる。

今回、上記のいずれかの監査体制における契約関係（随意契約を含む。）の監査実施状況を調査したところ、次のような状況であった。

港湾空港部以外ではすべての機関において契約関係を監査対象としていたが、一部の港湾空港部（中部地方整備局、中国地方整備局）では契約関係の内部監査を実施していなかった。

ただし、両港湾空港部においては、会計法令に基づく資金前渡官吏の臨時検査及び物品管理官等の定時検査の際に併せて契約関係の確認・指導は行われている。

なお、平成 20 年 4 月以降は地方整備局監査規則を改正し、「入札契約監査官」を新たに設置。契約関係に関する監査体制を明確化し、重点的に監査を実施することとしている。

表 2 - (2) - イ - ④ 随意契約に関する監査事項を詳細に定めている例

財務省本省では、毎年作成する監査計画において「最重点項目」、「重点項目」及び「その他の項目」を定め監査を実施している。随意契約は「最重点項目」と位置づけ監査内容を詳細に設定。また、監査指導マニュアルでは監査内容、チェックポイントをより詳細に記述している。

会計監査指導マニュアル<抜粋>

監 査 内 容

【最重点項目】

①随意契約の適用条項との合規性等

(a) 契約の性質又は目的が競争を許さないとした随意契約

(イ) 随意契約理由を具体的かつ詳細に決裁文書・HPの公表内容等に記載し、その理由は対外的にも理解される内容となっているか

(ロ) 単純な事務・作業等を内容とする契約を特命随契としてないか (仕様書・作業マニュアル作成等により他の者による履行が可能なものはないか)

(ハ) 広報契約で、広報する事務・事業に精通していることから適切な広報ができる旨の理由で特命随契としていないか

(ニ) 著作権が相手方にあることのみをもって特命随契としているものがあるか

(b) 合理的に説明できる緊急の必要がなく、事務遅延等で入札できない契約を緊急随契としていないか

(c) 有利随契等に該当するとした契約で、競争に付することが不利であることを、具体的かつ詳細に決裁文書・HPの公表内容等に記載し、対外的にも理解される内容となっているか

表 2 - (2) - イ - ⑤ 監査の標準化、未実施の防止等を図るためチェックリストを導入した例

農林水産省本省では、平成 18 年 5 月に監査官間の監査水準の標準化と監査における監査項目の未実施の防止等を図るためチェックリストを導入している。

平成 18 年度随意契約（支出原因）に係るチェックリスト<抜粋>

項 目	適 否
<p>8 契約の相手方の決定</p> <p>(2) 会計法第 29 条の 3 第 4 項を適用した契約で、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としている場合、これを第三者に行わせることが不可能であることを決議書で明らかにしているか。</p> <p>ポイント：単に当該業務に精通していることのみをもって「競争を許さない場合」としているものは不適切である。 : 当該業務に対応できる唯一の者であることを理由として「競争を許さない場合」とする場合は、そのことを明らかにした説明（資料）が必要である。</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約審査委員会の審議を踏まえ、決議書で明記されていることを確認する。 ・ 明記していない場合は、その理由を記述する。 	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

(注) 本表は、四国森林管理局で活用されているチェックリストから抜粋

また、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知）において、「監査要領又は監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質の向上を図ることを努めること」を求められたことを受け、限られた人員・予算の制約の下で、監査の標準化・明確化による監査の効率性と実効性の確保を図ることが重要であるとし、平成 19 年 1 月に「会計監査マニュアル」を作成している。

表2-(2)-イ-⑥ 内部監査における契約に関する指摘状況

府省名	監査実施機関	契約に関する指摘状況		府省名	監査実施機関	契約に関する指摘状況		
		18年度	19年度			18年度	19年度	
内閣府	内閣本府	○	○	国土交通省	国土交通本省	○	○	
	沖縄総合事務局(総務部長)	●	●		航空局	○	○	
	沖縄総合事務局(開発建設部長)	/	/		国土技術政策総合研究所	●	●	
宮内庁	宮内庁	○	○		国土地理院	●	○	
公正取引委員会	公正取引委員会	●	●		東北地方整備局	○	○	
国家公安委員会	警察庁	●	●		東北地方整備局(港湾空港部)	●	●	
金融庁	金融庁	●	○		北陸地方整備局	●	○	
総務省	総務省本省	○	○		北陸地方整備局(港湾空港部)	●	●	
	消防庁	/	●		中部地方整備局	○	○	
法務省	法務本省	○	○		中部地方整備局(港湾空港部)	/	/	
	東京入国管理局	●	●		近畿地方整備局	○	○	
	大阪入国管理局	●	●		近畿地方整備局(港湾空港部)	●	●	
	福岡入国管理局	●	●		中国地方整備局	●	●	
	公安調査庁	○	○		中国地方整備局(港湾空港部)	/	/	
外務省	外務省	○	○		四国地方整備局	●	●	
財務省	財務本省	○	○		四国地方整備局(港湾空港部)	●	●	
	北海道財務局	○	○		九州地方整備局	○	○	
	東北財務局	●	●		九州地方整備局(港湾空港部)	○	●	
	中国財務局	○	○		北海道開発局	○	○	
	名古屋税関	○	●		東北運輸局	○	/	
	門司税関	●	●		関東運輸局	○	/	
	札幌国税局	●	●	中部運輸局	○	○		
	仙台国税局	●	●	東京航空局	○	○		
	名古屋国税局	●	●	大阪航空局	○	○		
	広島国税局	●	●	気象庁	○	○		
文部科学省	文部科学本省	○	○	海上保安庁	○	○		
厚生労働省	厚生労働本省	○	○	環境省	環境省	○	○	
	北海道労働局	●	○	防衛省	防衛本省	○	○	
	宮城労働局	○	○		防衛大学校	●	●	
	広島労働局	●	●		防衛医科大学校	●	●	
	香川労働局	●	●		海上自衛隊補給本部	●	●	
	社会保険庁	○	○		呉地方総監部	●	○	
	北海道社会保険事務局	○	○		佐世保地方総監部	●	○	
広島社会保険事務局	●	●	技術研究本部		○	○		
農林水産省	農林水産本省	○	○		装備施設本部	●	○	
	総合食料局	○	○		北海道防衛局	/	●	
	農村振興局	●	●		北関東防衛局	/	●	
	東北農政局	●	●		近畿中部防衛局	/	○	
	東海農政局	●	○		中国四国防衛局	/	●	
	中国四国農政局	○	○		沖縄防衛局	/	●	
	中国四国農政局食糧部	○	○	小計	87機関(内部部局26機関、地方支分部局等61機関)			
	九州農政局	○	○	(協力要請機関における参考事例)	内閣官房	○	○	
	九州農政局食糧部	○	○		内閣法制局	●	●	
	林野庁(一般会計)	○	○		人事院	●	●	
	林野庁(国有林野事業特別会計)	○	○	合計	90機関(内部部局29機関、地方支分部局等61機関)			
	北海道森林管理局	○	—	両年度又はいずれかの年度が○の機関		55機関		
	東北森林管理局	○	—	両年度又はいずれかの年度が●のみの機関		35機関		
	中部森林管理局	○	○					
四国森林管理局	●	●						
経済産業省	経済産業本省	○	○					

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 「○」印は、契約に関する指摘事項があった機関を表す。
 3 「●」印は、契約に関する指摘事項が特に無かった機関を表す。
 4 「—」印は、監査実施機関において整理中ものを表す。
 5 内部監査は実施していないが、会計法令に基づく検査と併せて「契約関係(随意契約を含む)」の確認・指導を実施している機関は集計から除外した。

表2-(2)-イ-⑦ 府省ごとの改善の方向別事例

府省名	詳細調査件数	競争性の高い契約方式への移行の推進			応募（応札）条件等の見直し							合計
		競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地がある例（府省共通業務）	競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地がある例	指名競争とする理由が乏しい例	公示書に契約を予定する事業者名を明記している例	応募（応札）条件に過去の同種又は類似業務の実績を設定している例	応募（応札）条件に官公庁の受注実績を設定している例	その他業務に従事者に限定的な実務経験等を求めている例	企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例	入札等に必要情報が明示されていない例	募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間な例	
内閣府	318	3	1			1	1	1		1		8
宮内庁	47		4	1								5
公正取引委員会	19	1										1
国家公安委員会	173	11										11
金融庁	35											0
総務省	192	2	2			7		1	6	2	2	22
法務省	472	8	10	5		13	3		4	2	2	47
外務省	97	8										8
財務省	390	6	3			2		1				12
文部科学省	206	5	2			2	1		1		2	13
厚生労働省	1,525	59	109			30	2	1	4	4	8	217
農林水産省	1,361	8	15	58		57	5	15	1	6	16	181
経済産業省	396	8	1			2	1		1		3	16
国土交通省	5,731	155	104	70	313	238	40	97	33	7	50	1,107
環境省	371	7	14		3	7	1	3		4	6	45
防衛省	2,473	19	12	8		7		7				53
合計	13,806	300	277	142	316	366	54	126	50	26	89	1,746

(注) 当省の調査結果による。

(協力要請機関における参考事例)

府省名	詳細調査件数	競争性の高い契約方式への移行の推進			応募（応札）条件等の見直し							合計
		競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地がある例（府省共通業務）	競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地がある例	指名競争とする理由が乏しい例	公示書に契約を予定する事業者名を明記している例	応募（応札）条件に過去の同種又は類似業務の実績を設定している例	応募（応札）条件に官公庁の受注実績を設定している例	その他業務に従事者に限定的な実務経験等を求めている例	企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例	入札等に必要情報が明示されていない例	募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間な例	
内閣官房	41	1										1
内閣法制局	12	1										1
人事院	23	3										3
合計	76	5										5

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - イ - ⑧ 決裁体制の強化の措置状況等

区 分	内 容	内部部局 (32 機関)	地方支分部局等 (197 機関)
決裁体制・仕組みの 充実・強化の状況	実施済	18 府省 31 機関	11 府省 189 機関
	未実施	1 府省 1 機関	2 府省 8 機関
決裁体制・仕組みの 充実・強化の内容	随意契約審査委員会等を 設置	11 府省 16 機関	8 府省 171 機関
	契約担当部門以外の審査	12 府省 17 機関	6 府省 33 機関
	上位機関による審査	2 府省 4 機関	4 府省 35 機関
審査時期	事前審査	18 府 31 機関	11 府省 180 機関
	事後審査	1 府省 2 機関	1 府省 23 機関

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「決裁体制・仕組みの充実・強化の内容」、「審査時期」は複数の取り組みを実施している機関があるため調査対象機関数と一致しない。

表 2 - (2) - イ - ⑨ 決裁体制の強化措置が講じられていない機関

府省名	調査対象機関名	措置していない理由
宮内庁	長官官房主計課	従前から、要求部門（原課）と契約部門（主計課）の間でのダブルチェックを実施するなど、厳格な審査を実施することにより対応しているため。今後については、審査体制を強化すべく、各省庁における随意契約審査委員会の設置等の体制強化の取組について情報収集をしているところである。
総務省	東北総合通信局	従前から、調達要求部局（原課）と財務課（契約部門）のダブルチェックを実施しているため。
	近畿総合通信局	従前から、調達要求部局（原課）と財務課（契約部門）のダブルチェックを実施しているため。
法務省	府中刑務所	管理部門の定員削減が進み、重層的な審査体制を整備することが困難なため。
	名古屋刑務所	管理部門の定員削減が進み、重層的な審査体制を整備することが困難なため。
	東京地方検察庁	重層的な審査体制を整備することが困難であるため、個々の決裁を厳格に行うことで対応しているため。
	横浜地方検察庁	重層的な審査体制を整備することが困難であるため、個々の決裁を厳格に行うことで対応しているため。
	福岡入国管理局	関係部門等へ関連する契約案件が発生した場合に、随時合議を実施しているため。
	入国者収容所東日本 入国管理センター	従前から、調達要求部門との合議を実施しているため。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - イ - ⑩ 各府省における決裁体制・仕組みの充実・強化の状況

総 括 表		
決裁体制・仕組みの充実・強化	実 施 済	18府省220機関
	未 実 施	3府省9機関
決裁体制・仕組みの充実・強化の内容	随意契約審査委員会等を設置	12府省187機関
	契約担当部門以外の審査	13府省50機関
	上位機関による審査	5府省39機関
審査時期	事 前 審 査	18府省211機関
	事 後 審 査	1府省25機関

(注) 当省の調査結果による

府 省 別 の 状 況									
府省名	調査対象機関	決裁体制・仕組みの充実・強化	決裁体制・仕組みの充実・強化の内容			審査時期			
			随意契約審査委員会等を設置	契約担当部門以外の審査	上位機関による審査	上位機関による審査の内容	事前審査	事後審査	
内閣府	官房会計課(会計担当参事官)	○	○				○		
	原子力安全委員会事務局	○	○				○		
	経済社会総合研究所	○	○				○		
	国際平和協力本部事務局	○	○				○		
	日本学術会議事務局	○	○				○		
	沖縄総合事務局	○	○				○		
宮内庁	長官官房主計課	×							
公正取引委員会	事務総局官房総務課会計室	○	○				○		
国家公安委員会	警察本庁	○	○				○		
	科学警察研究所	○	○	○			○		
	皇宮警察本部	○	○	○			○		
金融庁	総務企画局総務課	○		○			○		
総務省	大臣官房会計課	○		○			○		
	消防庁	○		○			○		
	東北総合通信局	×							
	近畿総合通信局	×							
法務省	大臣官房会計課	○		○			○		
	公安調査庁	○		○			○		
	府中刑務所	×							
	名古屋刑務所	×							
	東京地方検察庁	×							
	横浜地方検察庁	×							
	札幌法務局	○	○				○		
	広島法務局	○	○	○			○		
	釧路地方法務局	○	○				○		
	福島地方法務局	○	○	○			○		
	京都地方法務局	○	○				○		
	岡山地方法務局	○	○	○			○		
	那覇地方法務局	○	○				○		
	東京入国管理局	○		○			○		
	大阪入国管理局	○		○			○		
	福岡入国管理局	×							
	入国者収容所東日本入国者管理センター	×							
外務省	大臣官房会計課	○		○			○		
財務省	大臣官房会計課	○		○			○		
	北海道財務局	○		○			○		
	東北財務局	○		○			○		
	中国財務局	○		○			○		
	函館税関	○		○			○		
	名古屋税関	○		○			○		
	門司税関	○		○			○		
	国税庁	○		○			○		
		税務大学校	○		○	財務大臣通達に定める競争性のない随意契約案件以外の調達契約については国税庁会計課に「随意契約検討表」を提出し、審査を受ける		○	
		札幌国税局	○		○	〃		○	
		仙台国税局	○		○	〃		○	
		名古屋国税局	○		○	〃		○	
		広島国税局	○		○	〃		○	

府省名	調査対象機関	決裁体制・仕組みの充実・強化	決裁体制・仕組みの充実・強化の内容			審査時期		
			随意契約審査委員会等を設置	契約担当部門以外の審査	上位機関による審査	上位機関による審査の内容	事前審査	事後審査
文部科学省	大臣官房会計課	○		○			○	
	国立教育政策研究所	○		○			○	
	科学技術政策研究所	○		○			○	
	文化庁	○		○			○	
厚生労働省	大臣官房会計課	○		○			○	○
	国立医薬品食品衛生研究所	○	○	○			○	○
	国立感染症研究所	○	○					○
	横浜検疫所	○	○					○
	神戸検疫所	○	○				○	○
	国立がんセンター中央病院	○	○					○
	国立循環器病センター	○	○					○
	国立身体障害者リハビリテーションセンター(現・国立障害者リハビリテーションセンター)	○	○	○			○	○
	北海道厚生局	○	○					○
	関東信越厚生局	○	○					○
	北海道労働局	○	○					○
	宮城労働局	○	○					○
	愛知労働局	○	○					○
	広島労働局	○	○	○			○	○
	香川労働局	○	○				○	○
	福岡労働局	○	○				○	○
	沖縄労働局	○	○				○	○
	社会保険庁	○	○	○			○	○
	北海道社会保険事務局	○	○		○	調達見込み金額が500万円以上の随意契約を締結する場合は、社会保険庁に設置された「調達委員会」に審査関係書類を提出	○	○
	宮城社会保険事務局	○	○		○	〃	○	○
	愛知社会保険事務局	○	○		○	〃	○	○
	広島社会保険事務局	○	○		○	〃	○	○
	香川社会保険事務局	○	○		○	〃	○	○
福岡社会保険事務局	○	○		○	〃	○	○	
沖縄社会保険事務局	○	○		○	〃	○	○	
農林水産省	大臣官房経理課	○	○				○	
	横浜植物防疫所	○	○				○	
	動物検疫所	○	○				○	
	農林水産技術会議事務局	○	○				○	
	東北農政局	○	○				○	
	東海農政局	○	○				○	
	中国四国農政局	○	○				○	
	九州農政局	○	○				○	
	大和紀伊平野農業水利事務所	○	○				○	
	大崎農業水利事務所	○	○				○	
	筑後川下流農業水利事務所	○	○				○	
	淀川水系土地改良調査管理事務所	○	○				○	
	東北農政局土地改良技術事務所	○	○				○	
	両総農業水利事務所	○	○				○	
	神流川沿岸農業水利事務所	○	○				○	
	新矢作川用水農業水利事務所	○	○				○	
	新濃美農地防災事務所	○	○				○	
	斐伊川沿岸農業水利事務所	○	○				○	
	香川農地防災事務所	○	○				○	
	佐賀中部農地防災事務所	○	○				○	
	林野庁	○	○	○	○	少額随意契約以外の随意契約については農林水産省大臣官房経理課の事前審査を受ける	○	
	北海道森林管理局	○	○				○	
	東北森林管理局	○	○				○	
	中部森林管理局	○	○				○	
	四国森林管理局	○	○				○	
	根釧西部森林管理署	○	○				○	
	空知森林管理署	○	○				○	
	秋田森林管理署	○	○				○	
	三八上北森林管理署	○	○				○	
	東信森林管理署	○	○				○	
飛騨森林管理署	○	○				○		
広島森林管理署	○	○				○		
広島北部森林管理署	○	○				○		

府省名	調査対象機関	決裁体制・仕組みの充実・強化	決裁体制・仕組みの充実・強化の内容				審査時期	
			随意契約審査委員会等を設置	契約担当部門以外の審査	上位機関による審査	上位機関による審査の内容	事前審査	事後審査
農林水産省 (続き)	安芸森林管理署	○	○				○	
	徳島森林管理署	○	○				○	
	佐賀森林管理署	○	○				○	
	宮崎森林管理署	○	○				○	
	水産庁	○	○				○	
経済産業省	大臣官房会計課	○	○				○	
	東北経済産業局	○	○		○	各調達機関は四半期毎に調達予定案件を記載した執行計画調査表を経済産業省大臣官房会計課に提出し契約方式の事前審査を受ける	○	
	中部経済産業局	○	○		○	〃	○	
	中国経済産業局	○			○	〃	○	
	資源エネルギー庁	○		○	○	〃	○	
	原子力安全・保安院	○			○	〃	○	
	特許庁	○			○	〃	○	
中小企業庁	○			○	〃	○		
国土交通省	大臣官房会計課	○	○				○	
	国土技術政策総合研究所(つくば・横須賀)	○	○				○	
	航空保安大学校	○	○				○	
	国土地理院	○	○				○	
	東北地方整備局	○	○				○	
	北陸地方整備局	○	○				○	
	中部地方整備局	○	○				○	
	近畿地方整備局	○	○				○	
	中国地方整備局	○	○				○	
	四国地方整備局	○	○				○	
	九州地方整備局	○	○				○	
	青森河川国道事務所	○	○				○	
	秋田河川国道事務所	○	○				○	
	山形河川国道事務所	○	○				○	
	福島河川国道事務所	○	○				○	
	高田河川国道事務所	○	○				○	
	姫路河川国道事務所	○	○				○	
	福山河川国道事務所	○	○				○	
	山口河川国道事務所	○	○				○	
	徳島河川国道事務所	○	○				○	
	香川河川国道事務所	○	○				○	
	松山河川国道事務所	○	○				○	
	高知河川国道事務所	○	○				○	
	信濃川河川事務所	○	○				○	
	庄内川河川事務所	○	○				○	
	木曾川下流河川事務所	○	○				○	
	淀川河川事務所	○	○				○	
	筑後川河川事務所	○	○				○	
	遠賀川河川事務所	○	○				○	
	新潟国道事務所	○	○				○	
	長岡国道事務所	○	○				○	
	名古屋国道事務所	○	○				○	
	名四国道事務所	○	○				○	
	京都国道事務所	○	○				○	
	兵庫国道事務所	○	○				○	
	松江国道事務所	○	○				○	
	岡山国道事務所	○	○				○	
	福岡国道事務所	○	○				○	
	北九州国道事務所	○	○				○	
	小名浜港湾事務所	○	○				○	
	名古屋港湾事務所	○	○				○	
	神戸港湾事務所	○	○				○	
新潟港湾・空港整備事務所	○	○				○		
広島港湾・空港整備事務所	○	○				○		
高松港湾・空港整備事務所	○	○				○		
北九州港湾・空港整備事務所	○	○				○		
北海道開発局	○	○				○		
札幌開発建設部	○	○				○		
石狩川開発建設部	○	○				○		
函館開発建設部	○	○				○		

府省名	調査対象機関	決裁体制・仕組みの充実・強化	決裁体制・仕組みの充実・強化の内容				審査時期	
			随意契約審査委員会等を設置	契約担当部門以外の審査	上位機関による審査	上位機関による審査の内容	事前審査	事後審査
国土交通省 (続き)	釧路開発建設部	○	○				○	
	網走開発建設部	○	○				○	
	東北運輸局	○	○				○	
	関東運輸局	○	○				○	
	中部運輸局	○	○				○	
	東京航空局	○	○				○	
	大阪航空局	○	○				○	
	新千歳空港事務所	○	○				○	
	成田空港事務所	○	○				○	
	中部空港事務所	○	○				○	
	関西空港事務所	○	○				○	
	福岡航空交通管制部	○	○				○	
	那覇航空交通管制部	○	○				○	
	気象庁	○	○	○			○	
	気象研究所	○	○				○	
	気象衛星センター	○	○				○	
	札幌管区気象台	○	○				○	
	大阪管区気象台	○	○				○	
	海上保安庁	○	○				○	
	第1管区海上保安本部	○	○				○	
	第2管区海上保安本部	○	○				○	
第5管区海上保安本部	○	○				○		
第6管区海上保安本部	○	○				○		
高等海難審判庁	○	○				○		
環境省	大臣官房会計課	○	○				○	
	環境調査研修所	○	○				○	
	北海道地方環境事務所	○	○				○	
	九州地方環境事務所	○	○				○	
	那覇自然環境事務所	○	○				○	
防衛省	経理装備局	○	○	○			○	
	防衛大学校	○	○		○	一定金額以上の高額な防衛装備品などの調達については防衛大臣の承認を受ける	○	
	防衛医科大学校	○	○	○	○	〃	○	
	陸上自衛隊中部方面会計隊	○	○	○	○	〃	○	
	陸上自衛隊関西補給処	○	○	○	○	〃	○	
	陸上自衛隊九州補給処	○	○	○	○	〃	○	
	陸上自衛隊補給統制本部	○	○	○	○	〃	○	
	海上自衛隊呉地方総監部	○	○	○	○	〃	○	
	海上自衛隊佐世保地方総監部	○	○	○	○	〃	○	
	海上自衛隊補給本部	○	○	○	○	〃	○	
	海上自衛隊航空補給処	○	○	○	○	〃	○	
	航空自衛隊第8航空団	○	○	○	○	〃	○	
	航空自衛隊第3補給処	○	○	○	○	〃	○	
	航空自衛隊第2補給処(調達部)	○	○	○	○	〃	○	
	航空自衛隊第2補給処(業務部)	○	○	○	○	〃	○	
	航空自衛隊第1補給処東京支処	○	○	○	○	〃	○	
	技術研究本部	○	○	○	○	〃	○	
	技術研究本部陸上装備研究所	○	○		○	〃	○	
	技術研究本部岐阜試験場	○			○	〃	○	
	装備施設本部	○	○		○	〃	○	
北海道防衛局	○	○				○		
北関東防衛局	○	○				○		
近畿中部防衛局	○	○				○		
中国四国防衛局	○	○				○		
沖縄防衛局	○	○				○		
(協力要請機関における参考事例)								
内閣官房	内閣総務官室(会計担当内閣参事官)	○	○				○	
内閣法制局	長官総務室会計課	○		○			○	
人事院	事務総局会計課	○	○				○	

(注)1 当省の調査結果による。

2 「随意契約審査委員会等」とは、調査対象機関内に設置されている内部委員会を表す。

3 厚生労働省の事前審査欄が空欄となっている機関は、本省から会計事務の担当者以外の者等の決裁を必ず経る体制を構築するよう指示されているが、契約担当者以外の職員を決裁者に追加していない。

表2-(2)-イ-⑪ 随意契約審査委員会等の設置による審査・決裁体制の強化の状況

各府省では、契約事務の透明性・公平性を図る観点から、契約担当部局の審査に加え、随意契約審査委員会等を設置し、審査・決裁体制の強化を実施している。

各府省に設置されている随意契約審査委員会等は、表のとおり、調達要求から契約締結までの間に、主に次の審査を実施している。

- i 随意契約によろうとするものについて、当該契約方式によることの適否の審査
- ii 随意契約による場合については、随意契約理由の審査
- iii 入札公告・公募公示等において、参加資格条件の審査
- iv 企画競争においては、企業等から提出された提案書の審査
- v 公募においては、企業等から提出された公募要件の審査
- vi 一般競争（総合評価方式）では、企業等から提出された提案書の審査

表 随意契約審査委員会等の設置例

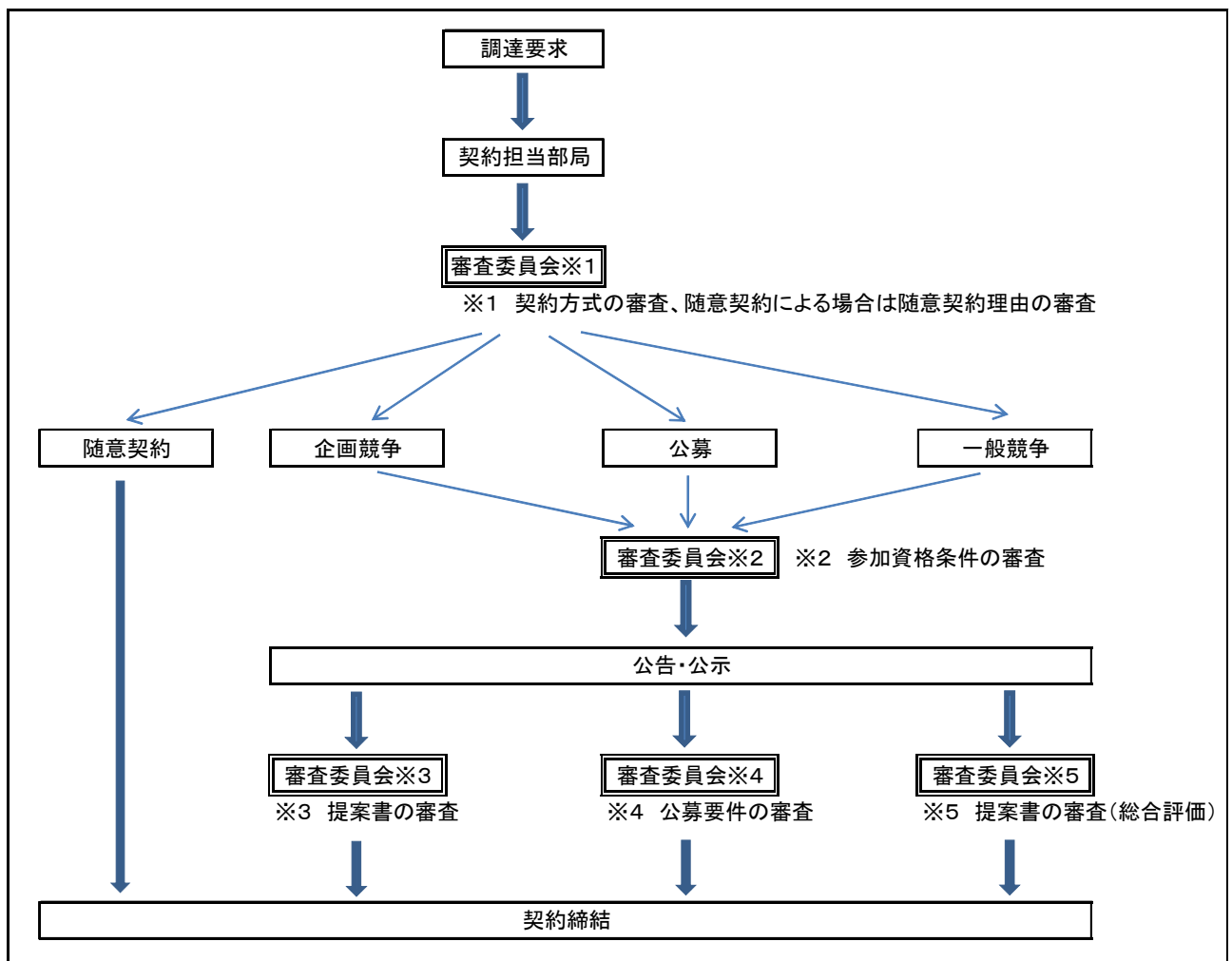


表 2 - (2) - イ - ⑫ 入札・契約手続運営委員会等における役務契約の審査状況

府省名	調査対象機関	審査委員会名	公共工事関係以外の役務契約の審査状況			
			対象	金額	対象契約方式	
国土交通省	青森河川国道事務所	物品購入契約等指名委員会	○	100万円以上	指名	
	秋田河川国道事務所	物品購入契約等指名委員会	○	100万円以上	指名・随意	
	山形河川国道事務所	物品購入契約等指名委員会	○	100万円以上	指名・随意	
	福島河川国道事務所	物品購入契約等入札契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	高田河川国道事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	姫路河川国道事務所	物品・役務調達審査会	○	-	一般・指名・随意	
	福山河川国道事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	山口河川国道事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	徳島河川国道事務所	-	×	-	-	
	香川河川国道事務所	入札・契約手続運営委員会	○	1,000万円以上	一般・指名・随意	
	松山河川国道事務所	-	×	-	-	
	高知河川国道事務所	-	×	-	-	
	信濃川河川事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	庄内川河川事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	木曾川下流河川事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	淀川河川事務所	物品・役務調達審査会	○	-	一般・指名・随意	
	筑後川河川事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	遠賀川河川事務所	入札・契約手続運営委員会	○	-	一般・指名・随意	
	新潟国道事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	長岡国道事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	名古屋国道事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	名四国道事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	京都国道事務所	物品・役務調達審査会	○	-	一般・指名・随意	
	兵庫国道事務所	物品・役務調達審査会	○	-	一般・指名・随意	
	松江国道事務所	入札・契約手続運営委員会	○	100万円以上	一般・指名・随意	
	岡山国道事務所	入札・契約手続運営委員会	○	200万円以上	一般・指名・随意	
	福岡国道事務所	物品購入契約等指名委員会	○	-	指名	
	北九州国道事務所	物品購入契約等指名委員会	○	-	指名	
	計	○：25機関				
		×：3機関				

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-①【所管公益法人等】競争性のない随意契約金額からみた随意契約見直し計画の進ちょく状況

(単位:億円、%)

	競争性のない随意契約金額							目標達成率(金額ベース) (G/D)
	平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標			19年度実績			
		B	17年度実績との差 C	減少目標割合 (C/A) D	E	17年度実績との差 (E-A) F	減少割合 (F/A) G	
内閣府	117	44	△ 73	△ 62.4	46	△ 71	△ 60.7	97.3
宮内庁	0.3	0	△ 0	△ 100.0	0.4	0	+33.3	—
公正取引委員会	1	0.6	△ 0	△ 40.0	0.6	△ 0	△ 40.0	100.0
国家公安委員会	2	0.4	△ 2	△ 80.0	26	24	+1,200.0	—
金融庁	3	0.5	△ 3	△ 83.3	2	△ 1	△ 33.3	40.0
総務省	230	34	△ 196	△ 85.2	56	△ 174	△ 75.7	88.8
法務省	261	22	△ 239	△ 91.6	26	△ 235	△ 90.0	98.3
外務省	56	4	△ 52	△ 92.9	62	6	+10.7	—
財務省	408	355	△ 53	△ 13.0	340	△ 68	△ 16.7	128.3
文部科学省	374	84	△ 290	△ 77.5	152	△ 222	△ 59.4	76.6
厚生労働省	2,060	247	△ 1,813	△ 88.0	4,377	2,317	+112.5	—
農林水産省	322	7	△ 315	△ 97.8	36	△ 286	△ 88.8	90.8
経済産業省	870	96	△ 774	△ 89.0	307	△ 563	△ 64.7	72.7
国土交通省	2,274	238	△ 2,036	△ 89.5	540	△ 1,734	△ 76.3	85.2
環境省	97	15	△ 82	△ 84.5	99	2	+2.1	—
防衛省	14,742	6,048	△ 8,694	△ 59.0	6,571	△ 8,171	△ 55.4	94.0
小計	21,817	7,196	△ 14,622	△ 67.0	12,641	△ 9,176	△ 42.1	62.8
内閣官房	3	0.5	△ 3	△ 83.3	429	426	+14,200.0	—
内閣法制局	—	—	—	—	—	—	—	—
人事院	1	0.3	△ 1	△ 70.0	0.8	△ 0	△ 20.0	28.6
小計	4	1	△ 3	△ 80.0	430	426	+10,645.0	—
合計	21,821	7,196	△ 14,625	△ 67.0	13,071	△ 8,751	△ 40.1	59.8

(注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

【それ以外の者】競争性のない随意契約金額からみた随意契約見直し計画の進捗状況

(単位:億円、%)

	競争性のない随意契約金額							目標達成率(金額ベース) (G/D)
	平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標		19年度実績				
		B	17年度実績との差 C	減少目標割合 (C/A) D	E	17年度実績との差 (E-A) F	減少割合 (F/A) G	
内閣府	275	105	△ 170	△ 61.8	143	△ 132	△ 48.0	77.6
宮内庁	16	13	△ 3	△ 18.8	26	10	+62.5	—
公正取引委員会	3	0.7	△ 2	△ 76.7	2	△ 1	△ 33.3	43.5
国家公安委員会	259	252	△ 7	△ 2.7	204	△ 55	△ 21.2	785.7
金融庁	26	2	△ 24	△ 92.3	13	△ 13	△ 50.0	54.2
総務省	144	6	△ 138	△ 95.8	89	△ 55	△ 38.2	39.9
法務省	555	180	△ 375	△ 67.6	463	△ 92	△ 16.6	24.5
外務省	68	17	△ 51	△ 75.0	140	72	+105.9	—
財務省	813	59	△ 754	△ 92.7	769	△ 44	△ 5.4	5.8
文部科学省	620	471	△ 149	△ 24.0	498	△ 122	△ 19.7	81.9
厚生労働省	1,194	492	△ 702	△ 58.8	1,064	△ 130	△ 10.9	18.5
農林水産省	1,063	213	△ 850	△ 80.0	658	△ 405	△ 38.1	47.6
経済産業省	344	185	△ 159	△ 46.2	153	△ 191	△ 55.5	120.1
国土交通省	2,702	1,440	△ 1,262	△ 46.7	2,613	△ 89	△ 3.3	7.1
環境省	123	30	△ 93	△ 75.6	77	△ 46	△ 37.4	49.5
防衛省	3,086	1,313	△ 1,773	△ 57.5	2,532	△ 554	△ 18.0	31.2
小計	11,291	4,779	△ 6,512	△ 57.7	9,444	△ 1,847	△ 16.4	28.4
内閣官房	414	320	△ 94	△ 22.7	222	△ 192	△ 46.4	204.3
内閣法制局	0.7	0	△ 0.7	△ 100.0	0.4	△ 0.3	△ 42.9	42.9
人事院	6	2	△ 4	△ 66.7	4	△ 2	△ 33.3	50.0
小計	421	322	△ 99	△ 23.5	226	△ 194	△ 46.2	196.9
合計	11,712	5,101	△ 6,611	△ 56.4	9,670	△ 2,042	△ 17.4	30.9

(注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

表2-(3)-②【所管公益法人等】競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画の進捗状況

(単位:億円、%、ポイント)

	平成17年度実績			随意契約見直し計画における達成目標			19年度実績				目標達成率 (減少割合 ベース) (J/F) K
	総契約金額		競争性のない 随意契約 金額の割合 (B/A) C	見直し後の 競争性のない 随意契約 金額 D	見直し後の 競争性のない 随意契約 金額の17年 度総契約金額 に占める 割合 (D/A) E	17年度実績 との差 (E-C) F	総契約金額		競争性のない 随意契約 金額の割合 (H/G) I	17年度実績 との差 (I-C) J	
	A	うち競争性のない 随意契約 金額 B					G	うち競争性のない 随意契約 金額 H			
内閣府	948	117	12.3	44	4.6	△7.7	1,133	46	4.1	△8.3	107.6
宮内庁	46	0.3	0.7	0	0.0	△0.7	50	0.4	0.8	+0.1	—
公正取引委員会	5	1	20.0	0.6	12.0	△8.0	7	0.6	8.2	△11.8	147.6
国家公安委員会	619	2	0.3	0.4	0.1	△0.3	654	26	4.0	+3.6	—
金融庁	39	3	7.7	0.5	1.3	△6.4	58	2	3.5	△4.2	65.8
総務省	712	230	32.3	34	4.8	△27.5	761	56	7.4	△24.9	90.6
法務省	1,651	261	15.8	22	1.3	△14.5	2,530	26	1.0	△14.8	102.1
外務省	178	56	31.5	4	2.2	△29.2	342	62	18.1	△13.4	45.7
財務省	1,914	408	21.3	355	18.5	△2.8	2,777	340	12.2	△9.1	327.7
文部科学省	1,892	374	19.8	84	4.4	△15.3	2,137	152	7.1	△12.7	82.6
厚生労働省	4,156	2,060	49.6	247	5.9	△43.6	7,785	4,377	56.2	+6.7	—
農林水産省	6,642	322	4.8	7	0.1	△4.7	7,336	36	0.5	△4.4	91.9
経済産業省	2,071	870	42.0	96	4.6	△37.4	2,502	307	12.3	△29.7	79.6
国土交通省	29,048	2,274	7.8	238	0.8	△7.0	30,992	540	1.7	△6.1	86.8
環境省	371	97	26.1	15	4.0	△22.1	493	99	20.1	△6.1	27.4
防衛省	21,784	14,742	67.7	6,048	27.8	△39.9	22,780	6,571	28.8	△38.8	97.3
小計	72,076	21,817	30.3	7,196	10.0	△20.3	82,338	12,641	15.4	△14.9	73.5
内閣官房	422	3	0.7	0.5	0.1	△0.6	900	429	47.7	+47.0	—
内閣法制局	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—
人事院	12	1	8.3	0.3	2.5	△5.8	10	0.8	8.1	△0.3	4.4
小計	436	4	0.9	1	0.2	△0.7	911	430	47.2	+46.3	—
合計	72,512	21,821	30.1	7,196	9.9	△20.2	83,249	13,071	15.7	△14.4	71.4

(注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

【それ以外の者】競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画の進捗状況

(単位:億円、%、ポイント)

	平成17年度実績			随意契約見直し計画における達成目標			19年度実績				目標達成率 (減少割合 ベース) (J/F) K
	総契約金額		競争性のない 随意契約 金額の割合 (B/A) C	見直し後の 競争性のない 随意契約 金額 D	見直し後の 競争性のない 随意契約 金額の17年 度総契約金額 に占める 割合 (D/A) E	17年度実績 との差 (E-C) F	総契約金額		競争性のない 随意契約 金額の割合 (H/G) I	17年度実績 との差 (I-C) J	
	A	うち競争性のない 随意契約 金額 B					G	うち競争性のない 随意契約 金額 H			
内閣府	948	275	29.0	105	11.1	△17.9	1,133	143	12.6	△16.4	91.4
宮内庁	46	16	34.8	13	28.3	△6.5	50	26	51.7	+16.9	—
公正取引委員会	5	3	60.0	0.7	14.0	△46.0	7	2	27.3	△32.7	71.1
国家公安委員会	619	259	41.8	252	40.7	△1.1	654	204	31.2	△10.7	943.8
金融庁	39	26	66.7	2	5.1	△61.5	58	13	22.6	△44.1	71.6
総務省	712	144	20.2	6	0.8	△19.4	761	89	11.7	△8.5	44.0
法務省	1,651	555	33.6	180	10.9	△22.7	2,530	463	18.3	△15.3	67.4
外務省	178	68	38.2	17	9.6	△28.7	342	140	40.9	+2.7	—
財務省	1,914	813	42.5	59	3.1	△39.4	2,777	769	27.7	△14.8	37.5
文部科学省	1,892	620	32.8	471	24.9	△7.9	2,137	498	23.3	△9.5	120.2
厚生労働省	4,156	1,194	28.7	492	11.8	△16.9	7,785	1,064	13.7	△15.1	89.2
農林水産省	6,642	1,063	16.0	213	3.2	△12.8	7,336	658	9.0	△7.0	55.0
経済産業省	2,071	344	16.6	185	8.9	△7.7	2,502	153	6.1	△10.5	136.7
国土交通省	29,048	2,702	9.3	1,440	5.0	△4.3	30,992	2,613	8.4	△0.9	20.0
環境省	371	123	33.2	30	8.1	△25.1	493	77	15.6	△17.5	69.9
防衛省	21,784	3,086	14.2	1,313	6.0	△8.1	22,780	2,532	11.1	△3.1	37.5
小計	72,076	11,291	15.7	4,779	6.6	△9.0	82,338	9,444	11.5	△4.2	46.4
内閣官房	422	414	98.1	320	75.8	△22.3	900	222	24.7	△73.4	329.7
内閣法制局	2	0.7	35.0	0	0.0	△35.0	2	0.4	26.2	△8.8	25.2
人事院	12	6	50.0	2	16.7	△33.3	10	4	40.4	△9.6	28.8
小計	436	421	96.5	322	73.9	△22.6	911	226	24.8	△71.6	316.5
合計	72,512	11,712	16.2	5,101	7.0	△9.1	83,249	9,670	11.6	△4.5	49.7

(注) 1 契約統計等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

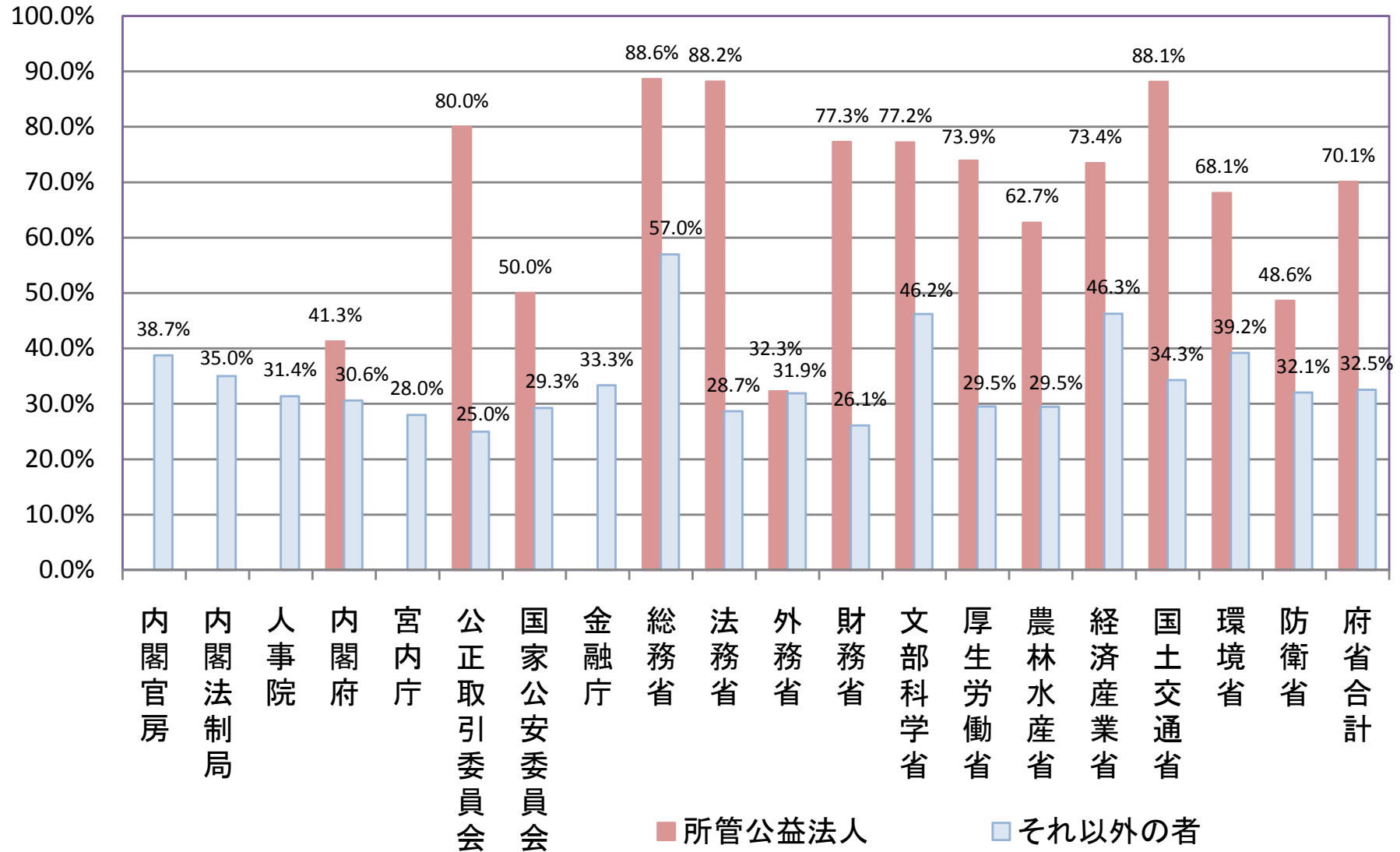
表2-(3)-③ 所管公益法人とそれ以外の者との契約方式別 応札者数

(単位:件、%)

	一般競争契約											
	所管公益法人				それ以外の者				合計			
	1者 A	2者以上 B	合計 (A+B) C	1者割合 (A/C) D	1者 E	2者以上 F	合計 (E+F) G	1者割合 (E/G) H	1者 I	2者以上 J	合計 (I+J) K	1者割合 (I/K) L
内閣府	26	37	63	41.3	331	751	1,082	30.6	357	788	1,145	31.2
宮内庁	0	0	0	-	14	36	50	28.0	14	36	50	28.0
公正取引委員会	8	2	10	80.0	13	39	52	25.0	21	41	62	33.9
国家公安委員会	2	2	4	50.0	380	919	1,299	29.3	382	921	1,303	29.3
金融庁	0	0	0	-	39	78	117	33.3	39	78	117	33.3
総務省	101	13	114	88.6	571	431	1,002	57.0	672	444	1,116	60.2
法務省	194	26	220	88.2	1,168	2,905	4,073	28.7	1,362	2,931	4,293	31.7
外務省	10	21	31	32.3	90	192	282	31.9	100	213	313	31.9
財務省	51	15	66	77.3	1,374	3,894	5,268	26.1	1,425	3,909	5,334	26.7
文部科学省	44	13	57	77.2	233	271	504	46.2	277	284	561	49.4
厚生労働省	85	30	115	73.9	1,864	4,450	6,314	29.5	1,949	4,480	6,429	30.3
農林水産省	220	131	351	62.7	1,801	4,306	6,107	29.5	2,021	4,437	6,458	31.3
経済産業省	246	89	335	73.4	685	796	1,481	46.3	931	885	1,816	51.3
国土交通省	245	33	278	88.1	8,693	16,664	25,357	34.3	8,938	16,697	25,635	34.9
環境省	98	46	144	68.1	268	416	684	39.2	366	462	828	44.2
防衛省	174	184	358	48.6	5,259	11,145	16,404	32.1	5,433	11,329	16,762	32.4
小計	1,504	642	2,146	70.1	22,783	47,293	70,076	32.5	24,287	47,935	72,222	33.6
内閣官房	0	0	0	-	43	68	111	38.7	43	68	111	38.7
内閣法制局	0	0	0	-	7	13	20	35.0	7	13	20	35.0
人事院	0	0	0	-	16	35	51	31.4	16	35	51	31.4
小計	0	0	0	-	66	116	182	36.3	66	116	182	36.3
合計	1,504	642	2,146	70.1	22,849	47,409	70,258	32.5	24,353	48,051	72,404	33.6

(注)フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

一般競争契約における1者応札の割合



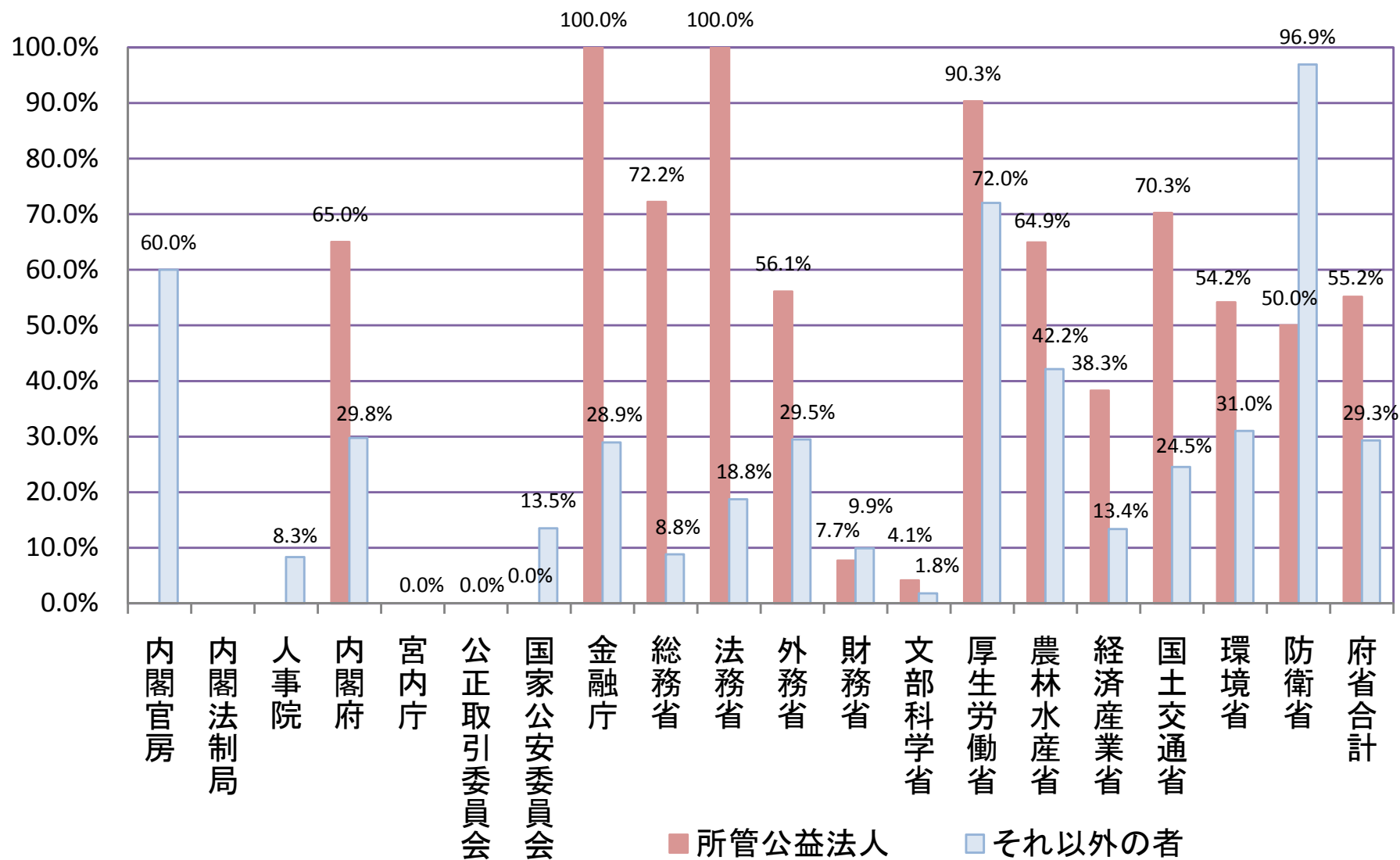
所管公益法人とそれ以外の者との契約方式別 応札者数

(単位:件、%)

	企画競争による随意契約											
	所管公益法人				それ以外の者				合計			
	1者以下 A	2者以上 B	合計 (A+B) C	1者割合 (A/C) D	1者以下 E	2者以上 F	合計 (E+F) G	1者割合 (E/G) H	1者以下 I	2者以上 J	合計 (I+J) K	1者割合 (I/K) L
内閣府	13	7	20	65.0	89	210	299	29.8	102	217	319	32.0
宮内庁	0	0	0	-	0	1	1	0.0	0	1	1	0.0
公正取引委員会	0	0	0	-	0	3	3	0.0	0	3	3	0.0
国家公安委員会	0	1	1	0.0	5	32	37	13.5	5	33	38	13.2
金融庁	1	0	1	100.0	11	27	38	28.9	12	27	39	30.8
総務省	13	5	18	72.2	53	547	600	8.8	66	552	618	10.7
法務省	20	0	20	100.0	3	13	16	18.8	23	13	36	63.9
外務省	23	18	41	56.1	36	86	122	29.5	59	104	163	36.2
財務省	1	12	13	7.7	11	100	111	9.9	12	112	124	9.7
文部科学省	15	348	363	4.1	76	4,153	4,229	1.8	91	4,501	4,592	2.0
厚生労働省	243	26	269	90.3	502	195	697	72.0	745	221	966	77.1
農林水産省	239	129	368	64.9	390	535	925	42.2	629	664	1,293	48.6
経済産業省	62	100	162	38.3	131	849	980	13.4	193	949	1,142	16.9
国土交通省	352	149	501	70.3	1,636	5,028	6,664	24.5	1,988	5,177	7,165	27.7
環境省	65	55	120	54.2	144	320	464	31.0	209	375	584	35.8
防衛省	5	5	10	50.0	1,955	62	2,017	96.9	1,960	67	2,027	96.7
小計	1,052	855	1,907	55.2	5,042	12,161	17,203	29.3	6,094	13,016	19,110	31.9
内閣官房	0	0	0	-	9	6	15	60.0	9	6	15	60.0
内閣法制局	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
人事院	0	0	0	-	1	11	12	8.3	1	11	12	8.3
小計	0	0	0	-	10	17	27	37.0	10	17	27	37.0
合計	1,052	855	1,907	55.2	5,052	12,178	17,230	29.3	6,104	13,033	19,137	31.9

(注)フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

企画競争による随意契約における1者応札の割合



所管公益法人とそれ以外の者との契約方式別 応札者数

(単位:件、%)

	公募による随意契約														
	所管公益法人					それ以外の者					合計				
	1者以下 A	2者以上 B	合計 (A+B) C	1者割合 (A/C) D	(移行分) E	1者以下 F	2者以上 G	合計 (F+G) H	1者割合 (F/H) I	(移行分) J	1者以下 K	2者以上 L	合計 (K+L) M	1者割合 (K/M) N	(移行分) O
内閣府	4	0	4	100.0	(0)	187	31	218	85.8	(0)	191	31	222	86.0	(0)
宮内庁	0	0	0	-	(0)	1	1	2	50.0	(0)	1	1	2	50.0	(0)
公正取引委員会	0	0	0	-	(0)	0	0	0	-	(0)	0	0	0	-	(0)
国家公安委員会	0	0	0	-	(0)	48	0	48	100.0	(2)	48	0	48	100.0	(2)
金融庁	0	0	0	-	(0)	35	12	47	74.5	(0)	35	12	47	74.5	(0)
総務省	3	0	3	100.0	(0)	79	16	95	83.2	(4)	82	16	98	83.7	(4)
法務省	0	0	0	-	(0)	51	11	62	82.3	(0)	51	11	62	82.3	(0)
外務省	9	0	9	100.0	(0)	20	18	38	52.6	(0)	29	18	47	61.7	(0)
財務省	11	6	17	64.7	(0)	358	281	639	56.0	(2)	369	287	656	56.3	(2)
文部科学省	13	0	13	100.0	(0)	17	9	26	65.4	(0)	30	9	39	76.9	(0)
厚生労働省	43	182	225	19.1	(0)	509	1,695	2,204	23.1	(3)	552	1,877	2,429	22.7	(3)
農林水産省	12	1	13	92.3	(0)	164	160	324	50.6	(0)	176	161	337	52.2	(0)
経済産業省	1	0	1	100.0	(0)	5	3	8	62.5	(0)	6	3	9	66.7	(0)
国土交通省	2,517	4	2,521	99.8	(0)	1,495	19	1,514	98.7	(47)	4,012	23	4,035	99.4	(47)
環境省	21	0	21	100.0	(0)	45	0	45	100.0	(0)	66	0	66	100.0	(0)
防衛省	3	1	4	75.0	(1)	10,539	195	10,734	98.2	(1,449)	10,542	196	10,738	98.2	(1,450)
小計	2,637	194	2,831	93.1	(1)	13,553	2,451	16,004	84.7	(1,507)	16,190	2,645	18,835	86.0	(1,508)
内閣官房	0	0	0	-	(0)	8	3	11	72.7	(0)	8	3	11	72.7	(0)
内閣法制局	0	0	0	-	(0)	5	2	7	71.4	(0)	5	2	7	71.4	(0)
人事院	0	0	0	-	(0)	19	1	20	95.0	(0)	19	1	20	95.0	(0)
小計	0	0	0	-	(0)	32	6	38	84.2	(0)	32	6	38	84.2	(0)
合計	2,637	194	2,831	93.1	(1)	13,585	2,457	16,042	84.7	(1,507)	16,222	2,651	18,873	86.0	(1,508)

(注)1 フォローアップ結果に基づき当省が作成した。

2 B、G及びL欄は、契約の性質又は目的から、公募を実施した結果、複数者からの応募があり、かつ、当該応募者のうち、条件を満たした複数者と締結した契約の件数を記載した。

また、E、J及びO欄は、公募を実施した結果、複数者からの応募があり、一般競争契約、指名競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約の件数で、外数である。

公募による随意契約における1者応札の割合

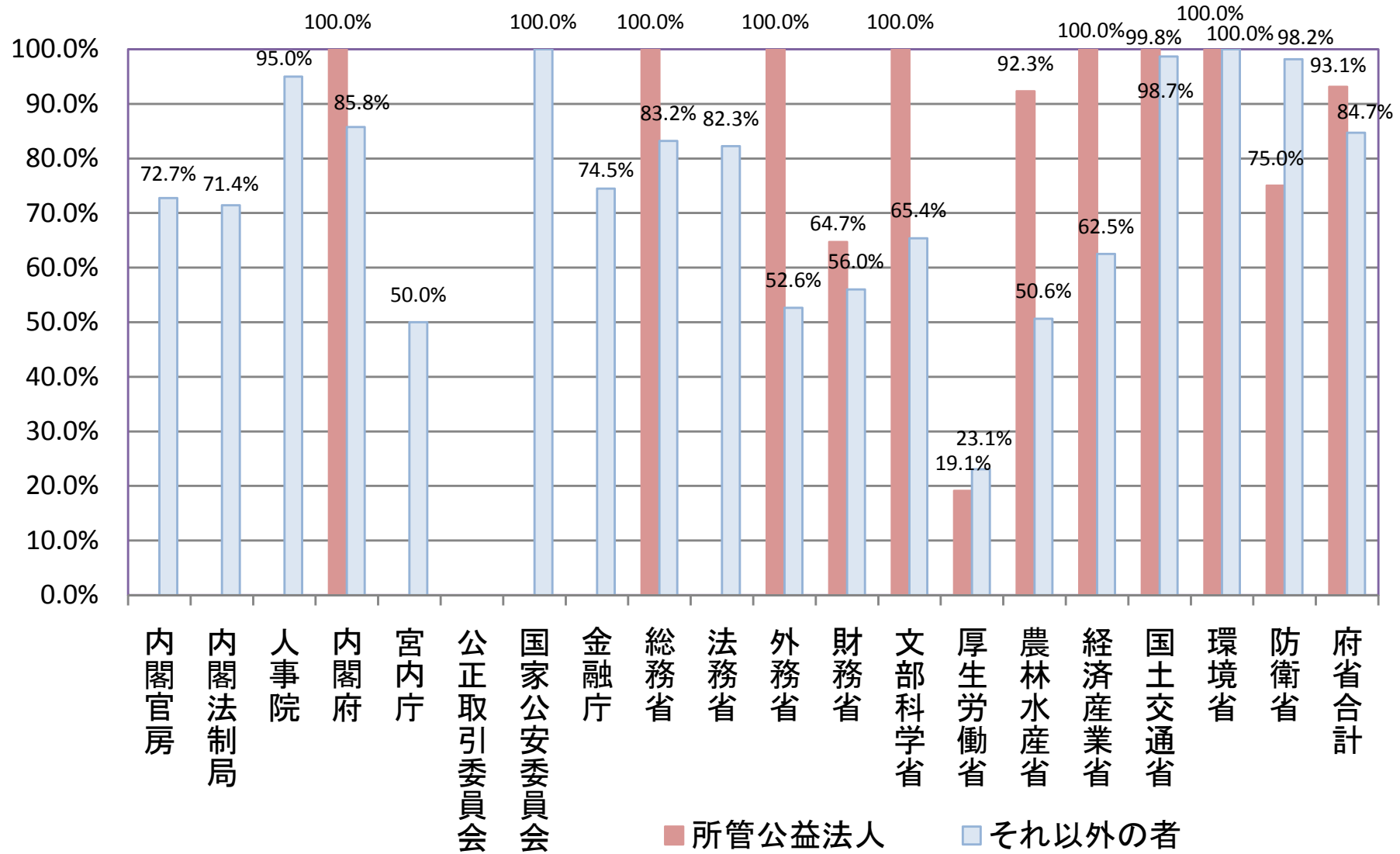


表2-(3)-④ 改善の方向別の事例数(契約相手方別)

(単位:件、%)

改善の方向別	全数	例の契約相手方								所管公益法人との契約に係る事例数の全数に占める割合
		所管公益法人	民間企業	その他公益法人	地方公共団体	特殊法人	認可法人	独立行政法人	その他	
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	724	76	523	17	12	3	0	7	86	10.5
競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	582	75	382	17	12	3	0	7	86	12.9
指名競争契約とする理由が乏しいもの	142	1	141	0	0	0	0	0	0	0.7
応募(応札)条件等の見直しの余地があるもの	1,027	720	226	60	0	0	1	4	16	70.1
制限的な応募(応札)条件を設定しているもの	862	651	144	48	0	0	1	4	14	75.5
公示書に契約する予定事業者名を明記しているもの(公募)	316	279	7	26	0	0	0	1	3	88.3
応募(応札)条件として同種又は類似業務の実績を設定しているもの	366	254	81	20	0	0	1	1	9	69.4
応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定しているもの	54	9	42	0	0	0	0	1	2	16.7
その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めているもの	126	109	14	2	0	0	0	1	0	86.5
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	50	38	9	1	0	0	0	0	2	76.0
入札等に必要な情報が明示されていないもの	26	11	7	8	0	0	0	0	0	42.3
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	89	20	66	3	0	0	0	0	0	22.5
公募又は企画競争において公示日から応募締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	10	6	3	1	0	0	0	0	0	60.0
企画競争において説明会から企画書提出締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	4	4	0	0	0	0	0	0	0	100.0
一般競争入札において公告日から入札日までの期間が10日未満となっているもの	11	3	7	1	0	0	0	0	0	27.3
一般競争入札等において開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	64	7	56	1	0	0	0	0	0	10.9
合計	1,751	796	749	77	12	3	1	11	102	45.5

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-⑤ 所管公益法人との契約に係る改善の方向別の事例数(契約方式別)

(単位:件)

改善の方向別	全数	所管公益法人との契約に係る例の契約方式						
		合計	一般競争契約	指名競争契約	企画競争による随意契約	公募による随意契約	競争性のない随意契約	その他
競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	724	76	0	1	9	17	49	0
競争性のない随意契約等から競争性の高い契約方式に移行する余地があるもの	582	75	0	0	9	17	49	0
指名競争契約とする理由が乏しいもの	142	1	0	1	0	0	0	0
応募(応札)条件等の見直しの余地があるもの	1,027	720	59	2	74	582	0	3
制限的な応募(応札)条件を設定しているもの	862	651	43	2	52	551	0	3
公示書に契約する予定事業者名を明記しているもの(公募)	316	279	0	0	0	279	0	0
応募(応札)条件として同種又は類似業務の実績を設定しているもの	366	254	32	2	42	175	0	3
応募(応札)条件として官公庁の受注実績を設定しているもの	54	9	1	0	1	7	0	0
その他業務従事者に限定的な実務経験等を求めているもの	126	109	10	0	9	90	0	0
企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていないもの	50	38	0	0	10	28	0	0
入札等に必要な情報が明示されていないもの	26	11	6	0	4	1	0	0
募集期間又は開札日から履行日までの期間が短期間のもの	89	20	10	0	8	2	0	0
公募又は企画競争において公示日から応募締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	10	6	0	0	4	2	0	0
企画競争において説明会から企画書提出締切日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	4	4	0	0	4	0	0	0
一般競争入札において公告日から入札日までの期間が10日未満となっているもの	11	3	3	0	0	0	0	0
一般競争入札等において開札日から役務等の履行開始日までの期間が短期間(10日未満)となっているもの	64	7	7	0	0	0	0	0
合計	1,751	796	59	3	83	599	49	3

(注) 当省の調査結果による。

表3-① 「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ） <特殊法人関係抜粋>

2. 監視体制の充実強化

(1) 各府省における監視体制の強化

③ 独立行政法人等（注）については、

イ. 独立行政法人等のそれぞれの監事、会計監査人等に対し、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックをするべき旨、各府省を通じて指示・要請する

ロ. (略)

こととする。

3. 随意契約の適正化のための政府のフォローアップ体制

- 随意契約の適正化をより一層推進する観点から、各府省の取組についての的確なフォローアップをするため、本会議の議長を内閣官房副長官に改め、また、その対象を国の随意契約に加え、独立行政法人等の締結する随意契約に拡大し、その取組の体制を強化するものとする。

(注)「独立行政法人等」とは、独立行政法人及び特殊法人を示す。

表3-② 特殊法人の概況等

特殊法人名	本社、地方組織等の状況	本店住所	根拠法	主管省	設置年月日	事業の概要	財務の概要	事業概要	職員数	会計年度	主な会計機関（契約関係）
沖縄振興開発金融公庫	本店（那覇） 東京本部、4支店（沖縄県内）	沖縄県那覇市おもろまち1-2-26	沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）	内閣府（沖縄振興局参事官（調査金融担当）） 財務省（大臣官房政策金融課）	昭和47年5月15日	本土における（株）日本政策金融公庫等に相当する業務を一元的に取り扱っている。 ①融資業務、②社債の取得業務、③債務の保証業務、④債権の譲受け業務、⑤出資業務、⑥新事業創出促進出資業務、⑦受託業務	・資本金702億円（全額政府出資） ・貸付事業実績872億円（平成19年度）	〈平成20年度事業計画〉 ①貸付1,330億円 ②出資9億円	221人（平成20年3月末現在）	4月1日から翌年3月31日まで	（会計役） 総務部長及び庶務部長並びに各支店店長等
国民生活金融公庫	本店（東京） 152支店（沖縄県を除く全都道府県）	東京都千代田区大手町1-9-3	国民生活金融公庫法（昭和24年法律第49号）	財務省（大臣官房政策金融課） 厚生労働省（健康局生活衛生課）	平成11年10月1日 国民金融公庫と環境衛生金融公庫が統合	①小口事業資金の貸付、②小口教育資金の貸付、③資金貸付（生活衛生関係の営業関係等）	資本金3,812億円（全額政府出資）	〈平成19年度末総融資残高〉 7兆8,605億円	4,721人（20年度上半期予算定員）	4月1日から翌年3月31日まで	総務部長、庶務部長、情報システム部長、支店長
国際協力銀行	本店（東京） 大阪支店 海外駐在員事務所等（27か所）	東京都千代田区大手町1-4-1	国際協力銀行法（平成11年法律第35号）	財務省（大臣官房政策金融課、国際局開発政策課） 外務省（国際協力局有償資金協力課）	平成11年10月1日 日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合	〈国際金融等業務〉①輸出金融、②輸入金融、③投資金融、④事業開発等金融、⑤ブリッジローン、⑥債務保証、⑦出資、⑧調査業務 〈海外経済協力業務〉①円借款、②海外投融資、③調査業務	資本金83,761億円、国際金融等勘定9,855億円、海外経済協力勘定73,906億円（平成20年3月末）	出融資残高〈国際金融等業務〉8兆9,311億円 〈海外経済協力業務〉11兆5,217億円（19年度末）	861人（平成20年3月末現在）	4月1日から翌年3月31日まで	人事部長、管理部長、財務部長等
日本私立学校振興・共済事業団	2本部（東京）、施設（病院、会館） 8か所、宿泊所4か所、保養所4か所、総合運動場1か所	東京都千代田区富士見1-10-12	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）	文部科学省（高等教育局私学部私学行政課、私学助成課）	平成10年1月1日	①私立大学等への助成業務（補助事業、貸付事業、助成事業、寄付金事業、教育条件・経営情報支援事業） ②私立学校教職員共済事業（短期給付事業、長期給付事業、福祉事業）	資本金489億円（全額政府出資）	〈平成20年事業計画〉 ①補助事業3,248億円、貸付事業600億円 ②短期給付加入者493,517人、19年度末年金者数309,391人	1,466人（平成20年3月末現在）	4月1日から翌年3月31日まで	財務部長、病院長、館長・支配人等
放送大学学園	本部（千葉） 学習センター50か所、サテライトスペース7か所	千葉県千葉市美浜区若葉2-11	放送大学学園法（平成14年法律第156号）	文部科学省（生涯学習政策局生涯学習推進課） 総務省（情報通信政策局放送政策課）	昭和56年7月1日（平成15年10月1日特別な学校法人へ移行）	①放送大学を設置し管理すること、②放送大学における教育に必要な放送等を行うこと、③これら掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	基本財産286億円 運用財産99億円 負債総額173億円	〈平成19年度2学期〉 教養学部在学学生83,126人、大学院在学学生6,296人 〈平成19年度〉 教養学部卒業生5,109人、大学院修了生389人	347人（平成20年3月末現在）	4月1日から翌年3月31日まで	契約担当者、分任契約担当者等
農林漁業金融公庫	本店（東京） 22支店（全国）	東京都千代田区大手町1-9-3	農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）	農林水産省（経営局金融調整課） 財務省（大臣官房政策金融課）	昭和28年4月1日	①農林漁業等を営む者又は法人に対しての資金貸付、②法律の規定により譲り受けた債権の処理業務、③農林水産物等の卸売等や製造・加工等の施設の改良・造成・取得等に必要な資金貸付、④農林漁業資源を公衆の保健に供するための施設であって農林漁業の振興に供するものの改良・造成・取得等に必要な資金貸付	資本金3,169億円（全額政府出資）	（平成19年度） 貸付額2,344億円 年度末貸付残高2兆8,232億円	912人（平成20年3月末現在）	4月1日から翌年3月31日まで	総務部長、人事部長、支店長
日本中央競馬会	本部（東京） 10競馬場、競馬学校等	東京都港区西新橋1-1-19	日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）	農林水産省（生産局畜産部競馬監督課）	昭和29年9月16日	①中央競馬の開催、②馬主、馬及び服色の登録、③調教師及び騎手の免許、④競走馬の育成、⑤騎手の育成・訓練等、⑥畜産振興事業等について助成することを業務とする法人に対し、特別振興資金を使用して、当該助成に必要な資金の全部又は一部を交付	資本金49億2412万9千円（全額政府出資）	（平成19年度） 発売金2兆7,669億円（36回288日）	1,910人（平成19年12月末現在）	1月1日から12月31日まで	（本部）経理部次長又は施設部長（事業所）副場長
中小企業金融公庫	本店（東京） 58支店（沖縄県を除く全都道府県）	東京都千代田区大手町1-9-3	中小企業金融公庫法（昭和28年法律第138号）	中小企業庁（事業環境部金融課） 財務省（大臣官房政策金融課）	昭和28年8月20日	中小企業者に対する融資、証券化支援及び信用保険業務を行う。	資本金1兆5,264億円	（平成19年度） 総貸付実績9,537億円 総貸付残高58,143億円	2,074人（平成20年度予算定員）	4月1日から翌年3月31日まで	会計役 出納役

(注)1 各特殊法人の資料に基づき当省が作成した。

2 国民生活金融公庫、国際協力銀行（国際金融）、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は、平成20年10月1日に統合し、株式会社日本政策金融公庫となった。また、国際協力銀行（海外経済協力）は、同日、独立行政法人国際協力機構へ分離・統合している。

表3-③ 特殊法人の監査役等及び内部監査機関の設置状況

特殊法人名	監査役等				内部監査機関	
	監査役・監事	根拠	業務内容	事務補助体制	組織名	体制
沖縄振興開発金融公庫	監事1人	沖縄振興開発金融公庫法第8条	財務監査、業務監査、受託金融機関監査	なし (副検査役2人)	検査役 副検査役 検査役付職員	1人 1人 3人
国民生活金融公庫	監事2人	国民生活金融公庫法第11条	業務監査、財務監査、受託金融機関監査	監査部監査室 (3人専任)	監査部	27人
国際協力銀行	監事2人	国際協力銀行法第9条	決算監査、業務監査(年間1回)	総務部総務課 (2人専任)	検査部	7人
日本私立学校振興・共済事業団	監事2人	日本私立学校振興・共済事業団法第10条	定期監査(月例会計監査、決算会計監査、業務監査)、臨時監査(会計監査、業務監査)	監査室(5人)	監査室	5人
放送大学学園	監事2人	放送大学学園寄附行為5条	業務監査、会計監査	監査室(9人。ただし、兼任)	監査室 (他課担当併任)	9人
農林漁業金融公庫	監事2人	農林漁業金融公庫法第8条	決算監査、業務監査	監事室(2人)	監査部	9人
日本中央競馬会	監事3人	日本中央競馬会法第9条	内部監査、決算監査、関連団体調査	理事室(内部監査要員3人:兼務)	理事室	3人
中小企業金融公庫	監事2人	中小企業金融公庫法第9条	財務監査、業務監査	監事室(1名)	監査部	18人

(注) 1 平成20年9月の当省の調査日時点の状況である。

2 「監査役・監事」欄及び内部監査機関の「体制」欄は、定員を示す。

表3-④ 特殊法人の契約の適正化に向けた主な取組

	契約の監視の徹底	随意契約見直し計画を策定			フォローアップ
	特殊法人の監査役等による入札・適正な実施についての徹底的なチェック	随意契約の点検・見直しを行う	「随意契約によることができるときを定める基準」を国の基準に適合させる	「随意契約の公表基準」を国の基準に適合させる	所管府省が特殊法人の契約状況を取りまとめ（中間報告、年度報告及び見直し計画の達成状況）、関係省庁連絡会議へ報告等
沖縄振興開発金融公庫	○	○	○ (平成20年10月以降)	△ (平成21年度以降)	△
国民生活金融公庫	○	○	○	○ (平成20年10月以降)	△
国際協力銀行	○	○	○ (平成20年10月以降)	○ (平成20年10月以降)	△
日本私立学校振興・共済事業団	○	○	○	○	△
放送大学学園	○	○	○	○	△
農林漁業金融公庫	○	○	○	○ (平成20年10月以降)	△
日本中央競馬会	○	○ (改定作業中)	○	○	△
中小企業金融公庫	○	○	○	○ (平成20年10月以降)	△

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は特殊法人が取り組んでいるものを、「△」は今後取り組む予定にしているものを示す。

表3-⑤ 特殊法人の随意契約見直し計画の構成

No.	随意契約見直し計画の記載項目	沖縄振興開発金融公庫	国民生活金融公庫	国際協力銀行	日本私立学校振興・共済事業団	放送大学学園	農林漁業金融公庫	日本中央競馬会	中小企業金融公庫
1	随意契約見直し計画	○	○	○	○	○	○	○	○
2	随意契約によることができる場合を定める基準	○	○	○	—	○	○	—	○
3	随意契約の公表基準	○	○	○	—	○	○	—	—
4	随意契約見直し計画の達成に向けた取組等	○	○	○	○	○	○	—	○
5	随意契約見直し計画の今後の改定	—	—	—	—	—	—	—	—
6	その他 体制強化、内部けん制体制の有効かつ適切な機能化	○	—	—	—	—	—	—	—
7	随意契約について重点的な内部監査の実施	—	—	○	—	—	—	—	—
8	参考 随意契約見直し状況	○	○	○	○	○	○	○	○
9	店舗の賃貸借等を除いた場合の割合	—	○	—	—	—	—	—	○

(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画に基づき当省が作成した。
2 「○」は随意契約見直し計画に記載項目があるものを示す。

表3-⑥ 特殊法人における随意契約によることができる基準（少額随意契約）

法人名	契約種類 (国の基準)	工事又は製造 (250万円)	財産の買い入れ (160万円)	物件の借り入れ (80万円)	その他の役務 (100万円)
沖縄振興開発金融公庫		◎	◎	◎	○
国民生活金融公庫		◎	◎	◎	◎
国際協力銀行		○	○	○	○
日本私立学校振興・共済事業団		◎	◎	◎	◎
放送大学学園		◎	◎	◎	◎
農林漁業金融公庫		◎	◎	◎	◎
日本中央競馬会		◎	◎	◎	◎
中小企業金融公庫		◎	◎	◎	◎

(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。
2 「契約種類」欄の()は、国の基準額（予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号）を示す。
3 「◎」は既に規程を改定し、国の基準に適合しているもの、「○」は国の基準に適合させる旨を公表しているものを示す。

表3-⑦ 特殊法人の随意契約見直し計画の策定状況

i 随意契約見直し計画の策定主管、策定方法等

特殊法人名	策定主管	策定方法	所管府省の支援・指導
沖縄振興開発金融公庫	東京本部総務部総務課	随意契約見直し計画については、各原課の意見を取りまとめた上で、東京本部総務部総務課が中心となって策定	・随意契約見直し計画の内容についての各公庫間の調整 ・随意契約によらざるを得ないものと整理した案件についての内容等の確認
国民生活金融公庫	プロジェクトチーム（庶務部、総合企画部、総務部、人事部、監査部、経理部、情報システム部）	本店にプロジェクトチームを設置し、国・独立行政法人で取り組まれている随意契約の適正化（見直し計画）の内容を参考に判断し取りまとめ	随意契約の点検・見直し内容の指導
国際協力銀行	管理部第3課	管理部が考え方を支店・原課に提示し、支店・原課が原案を作成し、管理部が取りまとめて、総務部と協議しながら、総裁まで諮る。	特になし
日本私立学校振興・共済事業団	財務部契約課	財務部契約課で原案を作成し、各部局・施設で内容確認の上、総務課を通じて理事長に承認	随意契約の点検・見直し内容の指導
放送大学学園	財務部財務課、経理課	財務部で原案を作成し、必要に応じて原課の意見を踏まえて策定し、理事長まで承認	随意契約の点検・見直し内容の指導
農林漁業金融公庫	総務部庶務課	総務部庶務課で原案を作成し、担当理事に承認	少額随意契約に係る基準の一部を国の基準に合わせるように農林水産省から指導
日本中央競馬会	検討会（役員、3部長。総務部調達管理課、理事室がサポート）	事業担当部ごとに担当する案件の見直しの素案を作成し、役員で構成される会議で審議し計画を策定。事業所（競馬場等）の契約は、対象となる契約を報告させ、事業担当部で検討、原案作成し、事業所の意見・要望を踏まえて素案を作成し、審議し計画を策定	随意契約見直し計画の策定に当たり口頭での支援・指導。計画自体の見直しの示唆
中小企業金融公庫	経理部会計課（現在：事業管理部支払調達グループ）	経理部会計課から各部局に説明し、各部局案を書面により提出させ、随意契約でやむを得ないとしてきたものについて個別ヒアリング等を実施し、内容を審査し、再検討を依頼し、再検討後の審査を経て、総裁まで説明	随意契約の点検・見直し内容の指導（随意契約によらざるを得ない契約の考え方についての支援や個別案件の措置の方向性の指導等）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「所管府省の支援・指導」欄は、特殊法人が随意契約見直し計画を策定するに当たり、所管府省から講ずる措置の基本的考え方や情報を提供すること、特殊法人が策定した計画（案）を所管府省が確認・指導すること等があったとしたものを記載した。

ii 随意契約の見直しの考え方等

特殊法人名	随意契約の見直しの考え方等
沖縄振興開発金融公庫	<p>ホストコンピュータの運用・保守に係る業務については、金融機関の最大の課題である安定運用を確保するため、引き続き随意契約によらざるを得ないものと整理し、これら以外の契約案件については、経理規程において一般競争契約が原則であることを規定していることに立ち返り、競争性の高い契約へ移行することとした。</p>
国民生活金融公庫	<p>国・独立行政法人で取り組まれている随意契約の適正化（見直し計画の内容等）を参考に類型区分に従って厳格に判断（契約内容の性格、緊急性のあるもの、不利になるもの等）し、不明な点は所管府省に確認しながら厳格に適用した。</p>
国際協力銀行	<p>内閣官房から示された「随意契約によらざるを得ないもの」の例や独立行政法人の実例を参考に考え方を支店・原課に提示し、支店・原課で一件ごとに点検・見直しを行った。</p>
日本私立学校振興・共済事業団	<p>会計規程に記載されている「一般競争」や「随意契約」に関する規定に沿って、一件ごとに点検・見直しを行った。</p>
放送大学学園	<p>会計規程や契約事務取扱規程に記載されている「一般競争」や「随意契約」に関する規定に沿って、一件ごとに点検・見直しを行った。</p>
農林漁業金融公庫	<p>経理規程に記載されている「一般競争」、「指名競争」及び「随意契約」に関する規定に沿って、一件ごとに点検・見直しを行った。</p>
日本中央競馬会	<p>経理規程に記載されている「一般競争」、「指名競争」及び「随意契約」に関する規定に沿って、一件ごとに点検・見直しを行った。 日本中央競馬会では、当該作業を行うに当たり、一般競争契約の導入を前提に検討したこと等から十分な計画となっていなかったとして、見直し計画策定後の5月から、「随意契約見直し計画」の見直しを実施しているところである。</p>
中小企業金融公庫	<p>経理規程に記載されている「一般競争」、「指名競争」及び「随意契約」に関する規定に沿って、一件ごとに点検・見直しを行った。 なお、当該作業を行うに当たり各契約方式の考え方を整理・類型化した文書等は作成していなかった。ただし、随意契約見直し計画を策定以降の各要求部局との協議や中小企業庁からの指導等を踏まえ、考え方を整理・類型化した文書等を作成し、見直し計画の推進に役立てている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑧ 特殊法人における随意契約の適正化の達成に向けた取組内容等

その1【随意契約見直し計画に記載した取組内容】

特殊法人名	①公募・企画競争の拡大	②総合評価方式の導入	③複数年度契約の導入	④入札手続等の効率化	その他
沖縄振興開発金融公庫	—	—	国において複数年度契約を締結しているものなどについて競争入札を導入	事業の体制、入札、契約手続き等の在り方、作成書類の内容などを検討	一般競争入札の推進
国民生活金融公庫	真にやむを得ないもの以外は実施	情報システム関連契約以外でも調査研究、広報業務等について拡大	システム関連の機器調達・保守契約等で国で既に締結しているものについて導入	①契約専任者の育成等 ②支店毎実施の契約を本店で取りまとめる(自動車リースを実施)	—
国際協力銀行	—	現行においても実施中。システム関連の機器調達・保守契約等と同種の新規調達が発生した場合、拡大を検討	現行においても実施中。システム関連の機器調達・保守契約等と同種の新規調達が発生した場合、拡大を検討	簡易な一般競争の方式・手続等を検討	—
日本私立学校振興・共済事業団	—	文部科学省の基準に準拠して導入	助成業務において賃貸借契約等について一般競争入札を実施予定	入札手続等の統一化等による効率化	業務委託等において一般競争が可能となるように仕様書及び業務マニュアル等の整備
放送大学学園	—	総合評価方式の導入の拡大	リース契約等は、複数年度契約とし、保守点検業務等は、設備等と一体で複数年度契約を検討	公告方法等について検討	—
農林漁業金融公庫	委託業務機関について、新たに公募制を導入	—	システム関連の機器調達・保守契約等で国で既に締結しているものについて導入	—	—
日本中央競馬会	—	—	—	—	—
中小企業金融公庫	随意契約以外は、透明性・競争性を確保するため、公募・企画競争を活用しながら段階的に競争入札の割合を高める。	既に導入されている情報システムに加え、調査研究、広報業務等に係る契約についても積極的に活用	システム関連の機器調達・保守契約等で国で既に締結しているものについて導入	契約専任者の育成等による調達部門の専門性のアップを図る。	—

(注) 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。

その2【随意契約見直し計画に記載した以外の取組及び課題】

特殊法人名	計画に記載した以外の取組内容	課題
沖縄振興開発金融公庫	今後、競争性の高い契約方式へ移行する案件が多くなることを踏まえ、各支店担当者への入札事務等の説明・模擬入札を行った。	一般競争契約等競争性の高い契約への移行に伴い、仕様書等を作成するための作業量が増えていることへの対応
国民生活金融公庫	システム関係の保守・維持管理については、i) その内容によって一般競争契約、指名競争契約、随意契約を選択する方法をとることとしていること、ii) 現在、各府省においてはシステムの保守・維持管理や追加等については、競争契約で締結する動きがあることから、調達見直しプロジェクトチームを平成20年5月に設置し、課題の整理と今後の対応策を検討している。	随意契約の見直し・検討した案件について、「講ずる措置」のとおり具体的に措置していく段階で、金融機関としてのシステムの安定稼働にも配慮しつつ、法人として過去に実施していなかった新たな方法・内容で問題なく実施しなければならないこと。
国際協力銀行	—	—
日本私立学校振興・共済事業団	政府調達以外の病院の契約や500万円の以下の施設契約については、マニュアル作成し、契約事務指導を実施している。	—
放送大学学園	—	—
農林漁業金融公庫	—	—
日本中央競馬会	現在、見直し計画の改定版を策定作業中（平成20年内目途）	同左
中小企業金融公庫	随意契約見直し計画を策定以降の各要求部局との協議や中小企業庁からの指導等を踏まえ、考え方を整理・類型化した文書等を作成し、各部局の協議において活用し見直し計画の推進に役立てている。	随意契約の見直し・検討した案件について、「講ずる措置」のとおり具体的に措置していく段階で、法人として過去に実施していなかった新たな方法・内容で問題なく実施しなければならないこと（要求部局に対する理解を得ることや、仕様書作成についての指導で苦勞したが、現在は、協議しながら事例を積み重ねてきたことからノウハウが蓄積されつつあるようであるとしている。）。

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑨ 特殊法人の平成18年度の契約実績(その1)

契約方式別(件数ベース)

(単位:件、%)

特殊法人名	競争契約	競争契約		随意契約	企画競争・公募	競争性のない随意契約	合計
		うち一般競争契約	うち指名競争契約				
沖縄振興開発金融公庫	20	19	1	103	0	103	123
割合	16.3	15.4	0.8	83.7	0.0	83.7	100
国民生活金融公庫	76	9	67	937	29	908	1,013
割合	7.5	0.9	6.6	92.5	2.9	89.6	100
国際協力銀行	17	6	11	1,144	164	980	1,161
割合	1.5	0.5	0.9	98.5	14.1	84.4	100
日本私立学校振興・共済事業団	176	176	0	187	3	184	363
割合	48.5	48.5	0.0	51.5	0.8	50.7	100
放送大学学園	95	95	0	296	3	293	391
割合	24.3	24.3	0.0	75.7	0.8	74.9	100
農林漁業金融公庫	12	12	0	318	2	316	330
割合	3.6	3.6	0.0	96.4	0.6	95.8	100
日本中央競馬会	981	662	319	1,538	0	1,538	2,519
割合	38.9	26.3	12.7	61.1	0.0	61.1	100
中小企業金融公庫	11	10	1	586	0	586	597
割合	1.8	1.7	0.2	98.2	0.0	98.2	100
8特殊法人 合計	1,388	989	399	5,109	201	4,908	6,497
割合	21.4	15.2	6.1	78.6	3.1	75.5	100

(注) 1 各特殊法人の資料に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

契約方式別(金額ベース)

(単位:百万円、%)

特殊法人名	競争契約	競争契約		随意契約	企画競争・公募	競争性のない随意契約	合計
		うち一般競争契約	うち指名競争契約				
沖縄振興開発金融公庫	499	492	7	875	0	875	1,374
割合	36.3	35.8	0.5	63.7	0.0	63.7	100
国民生活金融公庫	1,871	365	1,507	12,216	1,039	11,177	14,087
割合	13.3	2.6	10.7	86.7	7.4	79.3	100
国際協力銀行	647	567	80	16,083	5,337	10,746	16,730
割合	3.9	3.4	0.5	96.1	31.9	64.2	100
日本私立学校振興・共済事業団	4,662	4,662	0	3,586	460	3,126	8,248
割合	56.5	56.5	0.0	43.5	5.6	37.9	100
放送大学学園	1,436	1,436	0	6,235	166	6,069	7,671
割合	18.7	18.7	0.0	81.3	2.2	79.1	100
農林漁業金融公庫	246	246	0	10,143	28	10,115	10,389
割合	2.4	2.4	0.0	97.6	0.3	97.4	100
日本中央競馬会	37,187	22,803	14,383	113,018	0	113,018	150,205
割合	24.8	15.2	9.6	75.2	0.0	75.2	100
中小企業金融公庫	368	201	168	6,290	0	6,290	6,658
割合	5.5	3.0	2.5	94.5	0.0	94.5	100
8特殊法人 合計	46,917	30,772	16,145	168,466	7,030	161,416	215,362
割合	21.8	14.3	7.5	78.2	3.3	75.0	100

(注) 1 各特殊法人の資料に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

表3-⑨ 特殊法人の平成18年度の契約実績（その2）
契約種類別（件数ベース）

（単位：件、％）

特殊法人名	区分	公共工事等			物品役務等			合計
		競争契約	随意契約		競争契約	随意契約		
沖縄振興開発金融公庫	件数	6	6	0	117	14	103	123
	割合	4.9	4.9	0.0	95.1	11.4	83.7	100.0
国民生活金融公庫	件数	45	19	26	968	57	911	1,013
	割合	4.4	1.9	2.6	95.6	5.6	89.9	100.0
国際協力銀行	件数	0	0	0	1,161	17	1,144	1,161
	割合	0.0	0.0	0.0	100.0	1.5	98.5	100.0
日本私立学校振興・共済事業団	件数	27	25	2	336	151	185	363
	割合	7.4	6.9	0.6	92.6	41.6	51.0	100.0
放送大学学園	件数	22	10	12	369	85	284	391
	割合	5.6	2.6	3.1	94.4	21.7	72.6	100.0
農林漁業金融公庫	件数	0	0	0	330	12	318	330
	割合	0.0	0.0	0.0	100.0	3.6	96.4	100.0
日本中央競馬会	件数	350	202	148	2,169	779	1,390	2,519
	割合	13.9	8.0	5.9	86.1	30.9	55.2	100.0
中小企業金融公庫	件数	11	2	9	586	9	577	597
	割合	1.8	0.3	1.5	98.2	1.5	96.6	100.0
8 特殊法人合計	件数	461	264	197	6,036	1,124	4,912	6,497
	割合	7.1	4.1	3.0	92.9	17.3	75.6	100.0

（注）1 各特殊法人の資料に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

契約種類別（金額ベース）

（単位：百万円、％）

特殊法人名	区分	公共工事等			物品役務等			合計
		競争契約	随意契約		競争契約	随意契約		
沖縄振興開発金融公庫	金額	263	263	0	1,111	236	875	1,374
	割合	19.1	19.1	0.0	80.9	17.2	63.7	100.0
国民生活金融公庫	金額	2,147	1,225	921	11,941	646	11,295	14,087
	割合	15.2	8.7	6.5	84.8	4.6	80.2	100.0
国際協力銀行	金額	0	0	0	16,730	647	16,083	16,730
	割合	0.0	0.0	0.0	100.0	3.9	96.1	100.0
日本私立学校振興・共済事業団	金額	578	566	12	7,671	4,097	3,574	8,248
	割合	7.0	6.9	0.1	93.0	49.7	43.3	100.0
放送大学学園	金額	283	229	54	7,388	1,207	6,181	7,671
	割合	3.7	3.0	0.7	96.3	15.7	80.6	100.0
農林漁業金融公庫	金額	0	0	0	10,389	246	10,143	10,389
	割合	0.0	0.0	0.0	100.0	2.4	97.6	100.0
日本中央競馬会	金額	21,239	18,286	2,953	128,966	18,901	110,064	150,205
	割合	14.1	12.2	2.0	85.9	12.6	73.3	100.0
中小企業金融公庫	金額	301	174	127	6,357	194	6,163	6,658
	割合	4.5	2.6	1.9	95.5	2.9	92.6	100.0
8 特殊法人合計	金額	24,811	20,743	4,067	190,553	26,174	164,378	215,364
	割合	11.5	9.6	1.9	88.5	12.2	76.3	100.0

（注）1 各特殊法人の資料に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

表3-⑩ 特殊法人の随意契約見直し計画の内容（全体像）

（件数ベース）

（単位：件、％）

		平成18年度契約	随意契約見直し計画の内容							合計
			平成18年度随意契約		競争契約に移行	企画競争を実施	公募を実施	事業取り止め	競争性のない随意契約	
			企画競争等	競争性のない随意契約						
沖縄振興開発金融公庫	件数	123	0	103	26	20	15	29	13	103
	割合	100	0.0	83.7	21.1	16.3	12.2	23.6	10.6	83.7
国民生活金融公庫	件数	1,013	29	908	292	20	379	33	213	937
	割合	100	2.9	89.6	28.8	2.0	37.4	3.3	21.0	92.5
国際協力銀行	件数	1,161	164	980	65	375	0	242	462	1,144
	割合	100	14.1	84.4	5.6	32.3	0.0	20.9	39.8	98.5
日本私立学校振興・共済事業団	件数	363	3	184	87	3	0	14	83	187
	割合	100	0.8	50.7	24.0	0.8	0.0	3.9	22.9	51.5
放送大学学園	件数	391	3	293	59	8	3	83	143	296
	割合	100	0.8	74.9	15.1	2.0	0.8	21.2	36.6	75.7
農林漁業金融公庫	件数	330	2	316	15	25	192	11	75	318
	割合	100	0.6	95.8	4.5	7.6	58.2	3.3	22.7	96.4
日本中央競馬会	件数	2,519	0	1,538	347	0	0	124	1,067	1,538
	割合	100	0.0	61.1	13.8	0.0	0.0	4.9	42.4	61.1
中小企業金融公庫	件数	597	0	586	123	69	180	80	134	586
	割合	100	0.0	98.2	20.6	11.6	30.2	13.4	22.4	98.2
8 特殊法人合計	件数	6,499	201	4,908	1,014	520	769	616	2,190	5,109
	割合	100	3.1	75.5	15.6	8.0	11.8	9.5	33.7	78.6

(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

（金額ベース）

（単位：百万円、％）

		平成18年度契約	随意契約見直し計画の内容							合計
			平成18年度随意契約		競争契約に移行	企画競争を実施	公募を実施	事業取り止め	競争性のない随意契約	
			企画競争等	競争性のない随意契約						
沖縄振興開発金融公庫	金額	1,374	0	875	151	234	36	338	115	875
	割合	100	0.0	63.7	11.0	17.0	2.6	24.6	8.4	63.7
国民生活金融公庫	金額	14,087	1,039	11,177	3,011	401	1,337	1,997	5,470	12,216
	割合	100	7.4	79.3	21.4	2.8	9.5	14.2	38.8	86.7
国際協力銀行	金額	16,730	5,337	10,746	611	6,263	0	2,208	7,001	16,083
	割合	100	31.9	64.2	3.7	37.4	0.0	13.2	41.8	96.1
日本私立学校振興・共済事業団	金額	8,248	460	3,126	1,650	415	0	570	951	3,586
	割合	100	5.6	37.9	20.0	5.0	0.0	6.9	11.5	43.5
放送大学学園	金額	7,671	166	6,069	862	341	12	1,993	3,028	6,235
	割合	100	2.2	79.1	11.2	4.4	0.2	26.0	39.5	81.3
農林漁業金融公庫	金額	10,389	28	10,115	340	92	7,897	170	1,645	10,143
	割合	100	0.3	97.4	3.3	0.9	76.0	1.6	15.8	97.6
日本中央競馬会	金額	150,205	0	113,018	14,404	0	0	2,317	96,297	113,018
	割合	100	0.0	75.2	9.6	0.0	0.0	1.5	64.1	75.2
中小企業金融公庫	金額	6,658	0	6,290	1,635	828	529	1,543	1,756	6,290
	割合	100	0.0	94.5	24.6	12.4	7.9	23.2	26.4	94.5
8 特殊法人合計	金額	215,362	7,031	161,416	22,664	8,574	9,811	11,136	116,263	168,466
	割合	100	3.3	75.0	10.5	4.0	4.6	5.2	54.0	78.2

(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

表3-⑪ 特殊法人の随意契約見直し計画の内容（減少目標）
（件数ベース）

（単位：件、%、ポイント）

		平成18年度契約	平成18年度随意契約		随意契約見直し計画の内容	競争性のない随意契約減少目標 (a) - (b) = (c)	減少目標割合 (c) / (a)
			企画競争等	競争性のない随意契約 (a)			
					件数	割合	件数
沖縄振興開発金融公庫	件数	123	0	103	13	90	87
	割合	100	0	84	11	73	
国民生活金融公庫	件数	1,013	29	908	213	695	77
	割合	100	3	90	21	69	
国際協力銀行	件数	1,161	164	980	462	518	53
	割合	100	14	84	40	44	
日本私立学校振興・共済事業団	件数	363	3	184	83	101	55
	割合	100	1	51	23	28	
放送大学学園	件数	391	3	293	143	150	51
	割合	100	1	75	37	38	
農林漁業金融公庫	件数	330	2	316	75	241	76
	割合	100	1	96	23	73	
日本中央競馬会	件数	2,519	0	1,538	1,067	471	31
	割合	100	0	61	42	19	
中小企業金融公庫	件数	597	0	586	134	452	77
	割合	100	0	98	22	76	
8 特殊法人合計	件数	6,497	201	4,908	2,190	2,718	55
	割合	100	3	76	34	42	

(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

（金額ベース）

（単位：百万円、%、ポイント）

		平成18年度契約	平成18年度随意契約		随意契約見直し計画の内容	競争性のない随意契約減少目標 (a) - (b) = (c)	減少目標割合 (c) / (a)
			企画競争等	競争性のない随意契約 (a)			
					金額	割合	金額
沖縄振興開発金融公庫	金額	1,374	0	875	115	760	87
	割合	100	0	64	8	56	
国民生活金融公庫	金額	14,087	1,039	11,177	5,470	5,707	51
	割合	100	7	79	39	40	
国際協力銀行	金額	16,730	5,337	10,746	7,001	3,745	35
	割合	100	32	64	42	22	
日本私立学校振興・共済事業団	金額	8,248	460	3,126	951	2,175	70
	割合	100	6	38	12	26	
放送大学学園	金額	7,671	166	6,069	3,028	3,041	50
	割合	100	2	79	39	40	
農林漁業金融公庫	金額	10,389	28	10,115	1,645	8,470	84
	割合	100	0	97	16	81	
日本中央競馬会	金額	150,205	0	113,018	96,297	16,721	15
	割合	100	0	75	64	11	
中小企業金融公庫	金額	6,658	0	6,290	1,756	4,534	72
	割合	100	0	94	26	68	
8 特殊法人合計	金額	215,362	7,030	161,416	116,263	45,153	28
	割合	100	3	75	54	21	

(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

（参考）各府省の随意見直し計画における見直し後の姿

（単位：億円、%）

		平成17年度契約	競争性のない随意契約 (a)	随意契約見直し計画の内容	競争性のない随意契約減少目標 (a) - (b) = (c)	減少目標割合 (c) / (a)
				競争性のない随意契約 (b)		
各府省計	金額	72,512	33,534	12,300	21,234	63
	割合	100	46	17	29	

(注) 1 フォローアップ結果及び連絡会議公表資料に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

表3-⑫ 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の特殊法人別比較

(件数ベース)

(単位：件、%、ポイント)

		平成18年度実績	随意契約見直し計画	
		競争性のない随意契約 (a)	競争性のない随意契約 (b)	一般競争契約、企画競争・ 公募等 (a-b)
沖縄振興開発金融公庫	件数	103	13	90
	割合	2.1	0.6	3.3
国民生活金融公庫	件数	908	213	695
	割合	18.5	9.7	25.6
国際協力銀行	件数	980	462	518
	割合	20.0	21.1	19.0
日本私立学校振興・共済 事業団	件数	184	83	101
	割合	3.7	3.8	3.7
放送大学学園	件数	293	143	150
	割合	6.0	6.5	5.5
農林漁業金融公庫	件数	316	73	243
	割合	6.4	3.3	8.9
日本中央競馬会	件数	1,538	1,067	471
	割合	31.3	48.8	17.3
中小企業金融公庫	件数	586	134	452
	割合	11.9	6.1	16.6
計	件数	4,908	2,188	2,720
	割合	100	100	100

- (注) 1 各特殊法人の「平成18年度に締結した随意契約の点検・見直し状況」等に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。
 3 本表は、平成18年度に競争性のない随意契約であったものの見直し結果を示す。

(金額ベース)

(単位：百万円、%、ポイント)

		平成18年度実績	随意契約見直し計画	
		競争性のない随意契約 (a)	競争性のない随意契約 (b)	一般競争契約、企画競争・ 公募等 (a-b)
沖縄振興開発金融公庫	金額	875	115	760
	割合	0.5	0.1	1.7
国民生活金融公庫	金額	11,177	5,470	5,707
	割合	6.9	4.7	12.6
国際協力銀行	金額	10,746	7,001	3,745
	割合	6.7	6.0	8.3
日本私立学校振興・共済 事業団	金額	3,126	951	2,175
	割合	1.9	0.8	4.8
放送大学学園	金額	6,069	3,028	3,041
	割合	3.8	2.6	6.7
農林漁業金融公庫	金額	10,115	1,616	8,499
	割合	6.3	1.4	18.8
日本中央競馬会	金額	113,018	96,297	16,721
	割合	70.0	82.8	37.0
中小企業金融公庫	金額	6,290	1,756	4,534
	割合	3.9	1.5	10.0
計	金額	161,416	116,234	45,182
	割合	100	100	100

- (注) 1 各特殊法人の「平成18年度に締結した随意契約の点検・見直し状況」等に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。
 3 本表は、平成18年度に競争性のない随意契約であったものの見直し結果を示す。

表3-13 特殊法人の随意契約見直し計画における競争性のない随意契約によらざるを得ない契約の理由（件数ベース）

（単位：件、％）

		競争性のない随意契約によらざるを得ない理由											合計		
		①法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	②条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	③閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	④地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	⑤当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	⑥官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	⑦防衛装備品であつて、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	⑧電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものが一の場合に限る。)	⑨郵便に関する料金(信書に係るものであつて料金を後納するもの。)	⑩再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	⑪美術館等における美術品及び工芸品等の購入		⑫行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	計①～⑫
沖縄振興開発金融公庫	件数				1			2	1			2	6	7	13
	割合				7.7			15.4	7.7			15.4	46.2	53.8	100.0
国民生活金融公庫	件数	1			134							7	142	71	213
	割合	0.5			62.9							3.3	66.7	33.3	100.0
国際協力銀行	件数				3							96	99	363	462
	割合				0.6							20.8	21.4	78.6	100.0
日本私立学校振興・共済事業団	件数				1	1					1		3	80	83
	割合				1.2	1.2					1.2		3.6	96.4	100.0
放送大学学園	件数				99			1			4		104	39	143
	割合				69.2			0.7			2.8		72.7	27.3	100.0
農林漁業金融公庫	件数				16			1					17	58	75
	割合				21.3			1.3					22.7	77.3	100.0
日本中央競馬会	件数				48			3					51	1,016	1,067
	割合				4.5			0.3					4.8	95.2	100.0
中小企業金融公庫	件数	1			76	1					4	8	90	44	134
	割合	0.7			56.7	0.7					3.0	6.0	67.2	32.8	100.0
計	件数	2			378	2		7	1		9	113	512	1,678	2,190
	割合	0.1			17.3	0.1		0.3	0.0		0.4	5.2	23.4	76.6	100.0

(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

3 「競争性のない随意契約によらざるを得ない理由」欄の内訳は、18年8月財務大臣通知の1(2)①において、随意契約によらざるを得ない場合として記載されている12分類を示す。

表3-13 特殊法人の随意契約見直し計画における競争性のない随意契約によらざるを得ない契約の理由（金額ベース）

（単位：百万円、％）

		競争性のない随意契約によらざるを得ない理由											合計		
		①法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	②条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの	③閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	④地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	⑤当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	⑥官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	⑦防衛装備品であつて、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	⑧電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	⑨郵便に関する料金(信書に係るものであつて、料金を後納するもの。)	⑩再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	⑪美術館等における美術品及び工芸品等の購入		⑫行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	計①～⑫
沖縄振興開発金融公庫	金額					1		35	5			3	44	71	115
	割合					0.9		30.4	4.3			2.6	38.3	61.7	100.0
国民生活金融公庫	金額	3				2,389						58	2,450	3,020	5,470
	割合	0.1				43.7						1.1	44.8	55.2	100.0
国際協力銀行	金額					474						1,139	1,613	5,388	7,001
	割合					6.8						16.3	23.0	77.0	100.0
日本私立学校振興・共済事業団	金額					33	5				39		77	874	951
	割合					3.5	0.5				4.1		8.1	91.9	100.0
放送大学学園	金額					828		2		589			1,419	1,609	3,028
	割合					27.3		0.1		19.5			46.9	53.1	100.0
農林漁業金融公庫	金額					564		21					585	1,060	1,645
	割合					34.3		1.3					35.6	64.4	100.0
日本中央競馬会	金額					32,466		119					32,585	63,712	96,297
	割合					33.7		0.1					33.8	66.2	100.0
中小企業金融公庫	金額	22				1,304	2			13		63	1,404	352	1,756
	割合	1.3				74.3	0.1			0.7		3.6	80.0	20.0	100.0
計	金額	25				38,059	7	177	5	641		1,263	40,177	76,086	116,263
	割合	0.0				32.7	0.0	0.2	0.0	0.6		1.1	34.6	65.4	100.0

(注) 1 各特殊法人の随意契約見直し計画等に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

3 「競争性のない随意契約によらざるを得ない理由」欄の内訳は、18年8月財務大臣通知の1(2)①において、随意契約によらざるを得ない場合として記載されている12分類を示す。

表3-⑭ 競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき主な契約(総括表)

(単位: 件)

事例類型	事例類型の内容	沖縄振興開発金融公庫	国民生活金融公庫	国際協力銀行	日本私立学校振興・共済事業団	放送大学学園	農林漁業金融公庫	日本中央競馬会	中小企業金融公庫	計
i	見直し後も競争性のない随意契約によらざるを得ないとしている契約のうち、各府省又は他の特殊法人では競争性の高い契約方式によっている契約	4	9	29	5	4	6	20	2	79
ii	見直し計画に計上されておらず、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているが、各府省又は他の特殊法人では競争性の高い契約方式によっている契約			1	1		1	1	1	5
iii	見直し計画の策定に当たり、一般競争契約の導入を前提に検討し、競争性のある随意契約方式への移行の検討が十分でなかったことから、一般競争契約を導入したもの以外は、随意契約によらざるを得ないものとなったとしている契約							6		6
合計		4	9	30	6	4	7	27	3	90

(内訳)

番号	契約類型	沖縄振興開発金融公庫	国民生活金融公庫	国際協力銀行	日本私立学校振興・共済事業団	放送大学学園	農林漁業金融公庫	日本中央競馬会	中小企業金融公庫	計
1	① 施設の機械設備の保守や維持管理等	1		6	1			2		10
	② 施設の改修等(設計監理、施設調査を含む。)			9				《1》		9
	③ 施設の運営業務					1		3		4
	④ 施設の警備	1		1						2
	⑤ 施設の整備			1				1		2
2	① 情報システム関係(賃貸借、購入、使用料等)	1	2	1			2	3		9
	② 情報システム関係(保守、支援・運用等)	1	1	2	2		1	1	1	9
	③ 情報システム関係(改修、改善、変更等)		2	1			1	1	1	6
3	— 情報受信サービス料		3	2	1					6
4	— タクシー借上げ			<1>	<1>		<1>	<1>	<1>	<5>
5	— 業務の事務代行、補助							4		4
6	— 調査研究			1			1	《1》		2
								《1》		《1》
7	— 機器の維持管理、保守				1			1		2
								《1》		《1》
8	— 試験問題の編集・印刷					2				2
9	— 図書購入(外国雑誌、外国書籍等)					1		1		2
10	— 研修			2						2
11	— 職員の福利厚生関係		1					《1》		1
								《1》		《1》
12	— 自動車運行管理			1						1
13	— 定期健康診断							《1》		《1》
14	— その他			2			1	3		6
								《1》		《1》
合計		4	9	30	6	4	7	27	3	90
内訳	事例類型 i	4	9	29	5	4	6	20	2	79
	事例類型 ii (< >の計)			<1>	<1>		<1>	<1>	<1>	<5>
	事例類型 iii (<>の計)							《6》		《6》

(注) 1 本表は、競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき契約を類型化したものである。

2 「契約類型」は、特殊法人の契約を分類整理するため当省で類型化したものである。

3 内訳表中の<>は事例類型 ii を、《>は事例類型 iii を、その他は事例類型 i を示す。

表3-⑭ 競争性の高い契約方式への移行を更に推進すべき主な契約

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 （単位：円）	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
沖縄振興 開発金融 公庫	i	79	スクリー ン冷凍機年 間保守契約	H18.4.1	1,565,760	随意 契約	経理規程第32条第1項第1号 本店ビル氷蓄熱システムは契約関係 社製であり、その基幹部分について 保守できる唯一の業者であり、他者 との競争は困難である。	随意契約によらざるを得ないもの 【当該機器は、本店ビル建設の際に製作・設 置したものであり、現契約の相手方以外の者 が当該業務を行うことは困難であると整理】		1①	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成20年度か ら）	一般競争契 約	—
沖縄振興 開発金融 公庫	i	87	本店ビル機 械警備業務	H18.4.1	2,252,250	随意 契約	経理規程第32条第1項第1号 本店ビル機械警備機器は契約関係社 製であり、当該業務を行うことがで きる唯一の業者であり、他者との競 争は困難である。	随意契約によらざるを得ないもの 【当該機器は、本店ビル建設の際に導入した ものであり、原契約の相手方の営業所と専用 回線で結ばれており、他社が当該業務を行う ことは困難であると整理】		1④	競争入札に 移行（平成 20年度以 降）	一般競争契 約	—
沖縄振興 開発金融 公庫	i	31	プログラ ム・プロダ クト使用料 （ホスト コンピ ュータシ ステム）	H18.4.1	31,700,844	随意 契約	経理規程第32条第1項第1号 公庫ホストコンピュータとの互換性 から同社製品に精通した業者である 必要性があり、他者との競争は困難 である。	随意契約によらざるを得ないもの 【ホストコンピュータの運用・保守に係る業 務については、金融機関の最大の課題である 安定運用を確保する必要があるため、引き続 き随意契約によらざるを得ないものと整理】		2①	競争入札に 移行	一般競争契 約（総合評 価方式）国 庫債務負担 行為を利用	—
沖縄振興 開発金融 公庫	i	40	システム保 守（総合情 報システ ム運用に 係るソフト 保守）	H18.4.1	10,214,809	随意 契約	経理規程第32条第1項第1号 公庫ホストコンピュータとの互換性 から同社製品に精通した業者である 必要性があり、他者との競争は困難 である。	随意契約によらざるを得ないもの 【ホストコンピュータの運用・保守に係る業 務については、金融機関の最大の課題である 安定運用を確保する必要があるため、引き続 き随意契約によらざるを得ないものと整理】		2②	一般競争入 札に移行 （準備期 間を経たの ち平成21 年度契約 から）	一般競争契 約	—
国民生活 金融公庫	i	532	パソコン ネットワーク システム 賃貸借 （本支店間 LANシ ステム（サ ーバー）賃 貸借）	H18.4.1	256,518,555	随意 契約	当該機器で動作するプログラム等と 整合性をとった設定（構築）が必要 であり、システム開発業者と同じ者 でないと安定稼働が保証されず、連 接する既システムの使用に著しい支 障が生じる恐れがあり、競争を許さ ないため、随意契約を行ったもので ある。（政府調達規程第11条第3号）	随意契約によらざるを得ないもの		2①	競争入札に 移行（価格 競争予定）	一般競争契 約（総合評 価方式）国 庫債務負担 行為を利用	現在、機器等の 賃貸や保守を一 体として48か 月の総額で入札 することを進めて いる。
国民生活 金融公庫	i	536	人事情報シ ステム賃貸 借（人事 オフ コンシ テム賃 貸借（保 守含む））	H18.4.1	17,497,620	随意 契約	既調達物品等に接続して使用する物 品等を調達する場合であって、既調 達物品等の調達相手方以外の者から 調達したならば既調達物品等の使用 に著しい支障が生じるおそれがある ため、随意契約を行ったものである。 （政府調達規程第11条第3号）	随意契約によらざるを得ないもの		2①	競争入札に 移行（価格 競争予定）	一般競争契 約：国庫債 務負担行為 を利用	現在、機器等の 賃貸や保守を一 体として48か 月の総額で入札 することを進めて いる。

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
国民 生活 金融 公庫	i	345	庶務事務シ ステム保守	H18. 4. 1	45, 162, 270	随意 契約	機器及びシステムに精通していな ければ正常な稼動状態を確保できな いことから、機器等の設置・設定を 行った同社以外に保守を行うことが できず、競争を許さないため、随意 契約を行ったものである。（政府調 達規程第11条第3号）	随意契約によらざるを得ないもの		2②	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成19年8月 から）	一般競争契 約	現在、機器等の 賃貸や保守を一 体として48か月の 総額で入札す ることを進めて いる。
国民 生活 金融 公庫	i	359	システムエ ンジニアリ ングサービ スに関する 委託	H18. 6. 16	11, 970, 000	随意 契約	既システムの見直し提案作業等を調 達するものであり、既システムの調 達の相手方以外の者から調達した場 合、既システムの使用に著しい支障 が生じるおそれがあり、競争を許さ ないため、随意契約を行ったもので ある。（予算執行規程第12条第2 項）	随意契約によらざるを得ないもの		2③	企画競争又 は公募を実 施（平成21 年度から）	一般競争契 約	現在、機器等の 賃貸や保守を一 体として48か月の 総額で入札す ることを進めて いる。
国民 生活 金融 公庫	i	95	不動産担保 評価・管理 システムの 更新	H19. 2. 23	19, 740, 000	随意 契約	平成17年度に一般競争入札により調 達し、開発を行った「不動産担保評 価・管理システム」の中の住宅地図 データの更新作業であり、データの 更新にあたっては、同システムのプ ログラムに合わせたデータ加工及び データ更新環境の設定が不可欠とな り、同システムの開発先でなければ 実施は困難であるため随意契約を 行ったものである。（政府調達規程 第11条第3号）	随意契約によらざるを得ないもの 【既存システムへの影響があること から、内容を熟知した者が十分にその内容を把握し実 施する必要があるため随意契約となる。】		2③	企画競争又 は公募を実 施（平成21 年度から）	一般競争契 約	—
国民 生活 金融 公庫	i	58	情報受信 サービス	H18. 4. 1	2, 549, 400	随意 契約	リアルタイムのマーケット情報等の 提供を行う業者であり、他に同一 サービスの提供者が存在せず競争を 許さないため、随意契約を行ったも のである。（予算執行規程第12条第 2項）	随意契約によらざるを得ないもの		3	公募を実施 （平成21年 度契約か ら）	公募	府省の契約方式 を参考に方向を 決定
国民 生活 金融 公庫	i	73	債券価格情 報等利用料	H18. 4. 1	3, 162, 600	随意 契約	リアルタイムの債券価格情報等の提 供を行う業者であり、他に同一サー ビスの提供者が存在せず競争に付す ことが困難なため、随意契約を行っ たものである。（予算執行規程第12 条第2項）	随意契約によらざるを得ないもの		3	公募を実施 （平成21年 度契約か ら）	—	府省の契約方式 を参考に方向を 決定

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
国民 生活 金融 公庫	i	497	情報サービ スの利用	H18. 4. 1	2, 170, 166	随意 契約	同社が提供するサービスを利用する ものであり、他に同一サービスの提 供者が存在せず競争に付すことが困 難なため、随意契約を行ったもので ある。（予算執行規程第12条第2 項）	随意契約によらざるを得ないもの	単価契約 単価基本料 15,000円/月+ 新聞記事見出 し5円/件 他	3	公募を実施 （平成21年 度契約か ら）	—	府省の契約方式 を参考に方向を 決定
国民 生活 金融 公庫	i	71	永年勤続表 彰の旅行券 購入	H18. 9. 7	8, 060, 000	随意 契約	当該旅行券は、販売業者により価格 が変動するものではなく、競争に適 さないことから、随意契約を行った ものである。（予算執行規程第12条 第2項）	随意契約によらざるを得ないもの 【旅行券の配付対象者は全国各地に勤務して いるため、当該旅行券を利用する際に、勤務 地による利便性になるべく差が出ないよう、 利用可能な窓口が最も多い旅行券を購入する 必要がある。契約者の旅行券は、同業他社の 旅行券と比較して、利用可能な窓口数が圧倒 的に多い（約1,200店舗）ことから、当公庫に おいては最も利便性の高い旅行券である。ま た、当該旅行券は、販売業者によって価格が 変動するものではなく、公募により契約相手 方を選定する方法はなじまない。】		11	公募を実施 （平成21年 度契約か ら）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	81	施設総合管 理業務の委 託	H18. 4. 1	25, 554, 060	随意 契約	本行調達規程に基づき見積合わせを 行い決定した業者で、その後の仕振 りも良好なため。（調達規程第3条 第1号）	随意契約によらざるを得ないもの 【これら施設は、研修室、会議室等を有し、 外国人要人も利用も多いのでセキュリティの 確保が重要であることから、警備業務と施設 管理業務を合わせて施設総合管理として随意 契約を継続している。】		1①	競争入札に 移行（価格 競争）（準 備期間を経 たのち平成 22年度か ら）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	92	独身寮 保 守管理業務 の委託	H18. 4. 1	5, 292, 000	随意 契約	当建物施工業者の保守管理専門子 会社であり、契約の性質又は目的が 指名競争契約に適さないため。（調達 規程第3条第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当社は、当建物の施工業者の保守管理専門 子会社であり、当建物を熟知しているところ、 現行設備の保守について、当社以外の契 約先を選定することは、事務リスクを発生さ せ、妥当な判断とはいえないため】		1①	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成20年度以 降）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	93	施設管理業 務の委託	H18. 4. 1	2, 116, 800	随意 契約	本行調達規程に基づき見積合わせを 行い決定した業者で、その後の仕振 りも良好なため。（調達規程第3条 第1号）	随意契約によらざるを得ないもの		1①	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成19年度以 降）	一般競争契 約	契約更新の予定 なし。
国際 協力 銀行	i	144	本店ビル警 備清掃業務 の委託	H19. 3. 28	150, 015, 600	随意 契約	本行調達規程に基づき見積合わせを 行い決定した業者で、その後の仕振 りも良好なため。（調達規程第3条 第1号）	随意契約によらざるを得ないもの 【これら施設は、研修室、会議室等を有し、 外国人要人も利用も多いのでセキュリティの 確保が重要であることから、警備業務と施設 管理業務を合わせて施設総合管理として随意 契約を継続している。】		1①	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成19年度か ら）	一般競争契 約	—

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 （単位：円）	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法 人での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
国際 協力 銀行	i	80	自家用電気 工作物保安 管理業務の 委託	H18. 4. 1	1, 174, 257	随意 契約	当設備の管理業務は、限られた機関 でしか行えない業務であり、契約の 性質又は目的が指名競争契約に適さ ないため。（調達規程第3条第2号）	随意契約によらざるを得ないもの		1①	一般競争契 約	一般競争契 約	契約更新の予定 なし。
国際 協力 銀行	i	87	電話設備一 式保守業務 の委託	H18. 4. 1	9, 020, 964	随意 契約	当建物の電話設備施工業者であり、 契約の性質又は目的が指名競争契約 に適さないため。（調達規程第3条 第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当建物の電話設備を当初から施工して おり、当該設備を熟知しているところ、 現行設備保守について当社以外の契 約先を選定することは、事務リスクを 発生させ、妥当な判断とはいえない ため】		1①	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成20年度以 降）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	98	施設関連の 工事請負	H18. 4. 18	4, 225, 200	随意 契約	当建物の電気設備施工業者であり、 契約の性質又は目的が指名競争契約 に適さないため。（調達規程第3条 第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当建物の電気設備を当初から施工して おり、当該電気設備を熟知している ところ、現行設備の改築については、 当社以外の契約先を選定することは、 工事リスクを発生させ、妥当な判断 とはいえないため】		1②	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成19年度以 降）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	100	本店ビル施 設の更新	H18. 5. 17	1, 204, 296	随意 契約	当建物の防災設備施工業者であり、 契約の性質又は目的が指名競争契約 に適さないため。（調達規程第3条 第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当建物の防災設備を当初から施工して おり、当社以外に当該防災設備を熟知 している業者はいない。現行施設の 改築であるため、当社以外の契約先 を選定することは、工事リスクを 発生させ、妥当な判断とはいえない ため】		1②	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成19年度以 降）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	102	施設関連の 工事請負	H18. 6. 2	9, 765, 000	随意 契約	当建物の設計・監理業者であり、契 約の性質又は目的が指名競争契約に 適さないため。（調達規程第3条第 2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当建物に係る工事に当初から関わっ ており、当該建物を熟知している ところ、現行設備の改築について、 当社以外の契約先を選定することは、 工事リスクを発生させ、妥当な 判断とはいえないため】		1②	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成19年度以 降）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	106	施設関連の 工事請負	H18. 7. 3	3, 255, 000	随意 契約	当建物の施工業者であり、契約の性 質又は目的が指名競争契約に適さ ないため。（調達規程第3条第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当建物に係る工事に当初から関わっ ており、当社以外に当該建物を熟知 している業者はいない。現行設備の 改築であるため、当社以外の契約 先を選定することは、工事リスク を発生させ、妥当な判断とはいえ ないため】		1②	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成20年度契 約から）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	109	施設関連の 工事請負	H18. 8. 10	135, 450, 000	随意 契約	当建物の施工業者であり、契約の性 質又は目的が指名競争契約に適さ ないため。（調達規程第3条第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当建物に係る工事に当初から関わっ ており、当社以外に当該建物を熟知 している業者はいない。現行設備の 改築であるため、当社以外の契約 先を選定することは、工事リスク を発生させ、妥当な判断とはいえ ないため】		1②	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成20年度契 約から）	一般競争契 約	—

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
国際 協力 銀行	i	131	施設関連の 工事請負	H19. 1. 5	10,787,585	随意 契約	当建物の空調設備施工業者であり、 契約の性質又は目的が指名競争契約 に適さないため。（調達規程第3条 第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当建物の空調設備を当初から施工して おり、当社以外に当該空調設備を熟知している 業者はいない。現行設備の改築であるため、 当社以外の契約先を選定することは、工事リ スクを発生させ、妥当な判断とはいえないた め】		1②	一般競争契 約	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	95	施設関連業 務技術補助 業務の委託	H18. 4. 1	1,100,000	随意 契約	本行の社宅・保養所管繕計画作成者 で建物調査等において、建物の構造 等に精通しており、契約の性質又は 目的が指名競争契約に適さないた め。（調達規程第3条第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当建物の構造等に熟知しており、当社以外 の契約先を選定することは、工事リスクを 発生させ、妥当な判断とはいえないため】		1②	一般競争契 約	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	113	施設関連の 工事設計・ 監理業務の 委託	H18. 9. 19	17,535,000	随意 契約	当建物の設計・監理業者であり、契 約の性質又は目的が指名競争契約に 適さないため。（調達規程第3条第2 号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当建物に係る設計・管理に当初から関わ っており、当社以外に当該建物を熟知している 業者はいない。現行施設の設計・管理である ため、当社以外の契約先を選定することは、 施設管理上リスクを発生させ、妥当な判断と はいえないため。】		1②	競争入札に 移行（価格 競争）（準 備期間を経 たのち平成 21年度か ら）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	125	施設関連調 査業務の委 託	H18. 11. 20	1,260,000	随意 契約	両建物の設計・監理業者であり、契 約の性質又は目的が指名競争契約に 適さないため。（調達規程第3条第2 号）	随意契約によらざるを得ないもの 【両建物に係る設計・管理に当初から関わ っており、当該建物を熟知しているところ、現 行施設の設計・管理について当社以外の契約 先を選定することは、施設管理上リスクを 発生させ、妥当な判断とはいえないため】		1②	一般競争契 約	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	79	独身寮警備 業務の委託	H18. 4. 1	1,334,340	随意 契約	警備システムの納入業者であり、契 約の性質又は目的が指名競争契約に 適さないため。（調達規程第3条第2 号）	随意契約によらざるを得ないもの		1④	競争入札に 移行（平成 20年度以 降）	一般競争契 約	競争入札への移 行を検討
国際 協力 銀行	i	77	保養所設備 定期整備業 務の委託	H18. 4. 1	3,612,000	随意 契約	当建物の設備施工業者であり、契 約の性質又は目的が指名競争契約に 適さないため。（調達規程第3条第2 号）	随意契約によらざるを得ないもの		1⑤	一般競争契 約	一般競争契 約	契約更新の予定 なし。
国際 協力 銀行	i	160	外貨管理 バック基盤 (Formtek)シ ステム開発/関 連機器リース	H18. 9. 21	57,973,860	随意 契約	当社は、当該システムの開発ベン ダーであり、本行の情報システム環 境につき豊富な知識を有することか ら、効率的な作業が期待できる。ま た、当該システムにかかる過去の同 種の作業における当社の仕振につ いても良好であったことから、調達規 程第3条第2号（契約の性質又は目的 が指名競争入札に適さない場合）に 基づき、当社と随意契約することと したものの。（調達規程第3条第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【構築した業者以外には中身が分からないの で、保守点検を行うことは困難。特に海外を 含めた銀行業務を行っている当行にとって、 システムの不具合は致命的。また、新規参入 業者でも時間と費用をかければある程度支障 なく行えるようになるとしても、結局高くつ いてしまうのでは本末転倒】		2①	競争入札に 移行（価格 競争予定）	一般競争契 約（総合評 価方式）国 庫債務負担 行為を利用	—

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 （単位：円）	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
国際 協力 銀行	i	601	システム運用業 務契約書 （平成19年 度 基幹シ ステムに係る運 用業務委託 契約）	H19. 3. 30	89,510,400	随意 契約	当社は、基幹システム構築にかかる 入札公告に基づく一般競争入札の結 果、落札者として決定した。基 幹システム運用業務は本システムの 構造を把握している本システムの構 築業者が請負う事が必要不可欠で あることから、調達規程第3条第2号 に基づき当社と随意契約することと した。 （調達規程第3条第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【構築した業者以外には中身が分からないの で、保守点検を行うことは困難。特に海外を 含めた銀行業務を行っている当行にとって、 システムの不具合は致命的。また、新規参入 業者でも時間と費用をかければある程度支障 なく行えるようになるとしても、結局高くつ いてしまうのでは本末転倒】		2②	企画競争又 は公募を 実施（平成21 年度から）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	530	部門別シス テム開発支 援・ JBICnet運 用支援にか かる業務委 託契約更新	H18. 9. 29	4,851,000	随意 契約	当社SEは、JBICnetにかかる専門的 な知識・技術と合わせて、広範囲に わたる経験を有していること、委託 業務の仕振りが良好であること、ま た、委託単価が前回と同額であるこ と。（調達規程第3条第1号）	随意契約によらざるを得ないもの 【構築した業者以外には中身が分からないの で、保守点検を行うことは困難。特に海外を 含めた銀行業務を行っている当行にとって、 システムの不具合は致命的。また、新規参入 業者でも時間と費用をかければある程度支障 なく行えるようになるとしても、結局高くつ いてしまうのでは本末転倒】		2②	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成19年8月 から）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	1042	Web版案件 監理システム 拡張等に関 する業務 委嘱	H19. 1. 18	2,185,050	随意 契約	当社は本件の先行業務を実施してい るため、本業務を最も効率的に実施 でき、また本業務実施に必要な専門 性も兼ね備えていると判断されるた め、調達規程第3条第1号（指名競争 契約によることが不利又は困難と認 められる場合）および第4号（契約 の金額が250万円以下である場合） に基づき当社と随意契約することと した。 （調達規程第3条第1号）	随意契約によらざるを得ないもの 【構築した業者以外には中身が分からないの で、保守点検を行うことは困難。特に海外を 含めた銀行業務を行っている当行にとって、 システムの不具合は致命的。また、新規参入 業者でも時間と費用をかければある程度支障 なく行えるようになるとしても、結局高くつ いてしまうのでは本末転倒】		2③	企画競争又 は公募を 実施（平成21 年度から）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	821	財務データ サービス契 約締結に係 る費用支出 依頼の件	H18. 7. 31	2,499,000	随意 契約	本契約が250万円以下である場合に 該当することから、調達規程第3条 第4号に基づき随意契約としたもの （調達規程第3条第4号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当社のみが供給可能なデータサービスであ るため】		3	公募を実施 （平成21年 度契約か ら）	—	—
国際 協力 銀行	i	175	端末情報に 係る支出 依頼の件 （平成18年 4月1日～平 成19年3月 31日）	H18. 4. 1	2,312,100	随意 契約	世界各国の金利・為替情報をはじめ として、企業情報・経済ニュース・ 経済指数発表スケジュール等の情報 のカバレッジが広く、リアルタイム データフィード機能や分析機能を幅 広く兼ね備えているなど、当社の データサービスの優位性は非常に高 いため、調達規程第3条第2号（契約 の性質又は目的が指名競争契約に適 さない場合）に基づき、当社と随意 契約することとした。 （調達規 程第3条第2号）	「随意契約によらざるを得ないもの」 【当社のみが供給可能なデータサービスであ るため】		3	公募を実施 （平成21年 度契約か ら）	公募	—

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 （単位：円）	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方式 又は講ずる 措置		各府省での 契約方式
国際 協力 銀行	i	321	中華人民共 和国華東地 域及び中部 地域に係る 経済事情な らびに投資 環境調査に 係る業務委 託（平成1 9年上期）	H19. 3. 1	9, 359, 868	随意 契約	本調査は、上海特別市を中心とした 華東地区の経済事情や投資環境につ き現状をフォローするものである が、当協会は過去に同様の調査を実 施しているため本調査内容にも精通 している上に、過去の委託時に当協 会が構築したネットワーク及び調査 体制を引き続き活用することができ ることから調達規程第3条第2号（契 約の性質又は目的が指名競争契約に 適さない場合）に基づき、当協会と 随意契約することとしたもの。（調 達規程第3条第2号）	随意契約によらざるを得ないもの 【投融资先として適切かを調査しているこ とは公にできない等守秘義務がからまない一般 的な調査は基本的に企画競争とする方針であ る。ただし、この特定の人物しかエキスパー トがいない、前回調査のアップデート、著作 権の問題があるという場合には例外的に随意 契約としている。】		6	競争入札に 移行（総合 評価）（平 成20年度契 約から）	一般競争契 約	—
国際 協力 銀行	i	1100	語学研修契 約書	H18. 9. 6	1, 375, 920	随意 契約	当社とは、平成11年5月の語学研修 契約締結以後、語学研修を委託して おり、本研修の教材・内容面に特段 問題がなく、研修内容の継続性の観 点から、本行調達規程第3条第4号 （契約の金額が250万円以下である 場合）に基づき、当社と随意契約す ることとしたもの。（調達規程第3 条第4号）	随意契約によらざるを得ないもの	国において定 める随意契約 の限度額を超 える契約で、 本行調達規程 の定める限度 額を下回る契 約	10	競争入札又 は企画競争 に移行（平 成20年度以 降）	一般競争契 約	競争入札又は企 画競争への移行 を検討
国際 協力 銀行	i	835	財務分析研 修に係る費 用支出依頼 の件	H18. 6. 26	1, 197, 000	随意 契約	本契約が250万円以下である場合に 該当することから、調達規程第3条 第4号に基き随意契約としたもの （調達規程第3条第4号）	随意契約によらざるを得ないもの	国において定 める随意契約 の限度額を超 える契約で、 本行調達規程 の定める限度 額を下回る契 約	10	—	一般競争契 約	競争入札又は企 画競争への移行 を検討
国際 協力 銀行	i	1088	自動車運行 管理請負契 約の件	H18. 4. 1	1, 996, 491	随意 契約	契約の性質又は目的が指名競争契約 に適さないもの（調達規程第3条第2 号）	随意契約によらざるを得ないもの 【幹部や外国要人が乗車すること、また、商 談が行われる場合もあることからセキュリ ティ確保のため随意契約によらざるを得ない （13台保有し、全数を委託）】		12	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成21年度契 約から）	一般競争契 約	—

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 （単位：円）	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
国際 協力 銀行	i	25	診療所 平 成18年度医 薬品代	H18. 5. 1	2, 300, 000	随意 契約	複数社より見積を徴求し、医薬品目 ごとに、最も低廉な価格を提示 した者から発注する形式をとるも の。（調達規程第3条）	随意契約によらざるを得ないもの 【他機関と共同（持ち分35パーセント）運営 なので、単独で方針を決めるわけにはいか ず、随意契約やむなしとした。】	他機関との共 同契約（単 価）。医薬品 目、メー カー、規格、 及び容量ご とに定められ た単価表に基 づく	14	—	一般競争契 約	随意契約でなけ ればならないと いう理由はない と考えるが、当 行の公庫（診療 所あり）との統 合を控えている こと等から、調 査時点では方針 未定
国際 協力 銀行	i	159	消費税還付 予定額算出 に係る支出 依頼の件	H18. 9. 20	1, 291, 500	随意 契約	当社は我が国税理士法人大手の一つ であり、これまで仕事振りも良好で ありかつ信用力に懸念がないこと。 また契約金額が小額であること。 （調達規程第3条第4号）	随意契約によらざるを得ないもの	国において定 める随意契約 の限度額を超 える契約で、 本行調達規程 の定める限度 額を下回る契 約	14	競争入札に 移行（価格 競争予定平 成20年度）	—	競争入札又は企 画競争への移行 を検討
日本 私立 学校 振興・ 共済 事業 団	i	114	九州会館機 械式駐車場 設備保守	H18. 2. 28	1, 032, 000	随意 契約	本件は国内において設置台数が少な い設備の保守であり、設置業者以外 では部品の調達及び故障時の対応等 が履行できないため。（会計規程第 30条第5号）	随意契約によらざるを得ないもの 【同設備は国内で設置台数が少なく、しかも 古い設備であり、設置業者以外では適正な履 行は望めない。たとえ他社が可能な部分が あったとしても、主要なところは設置業者に 再委託をしなければならず、再委託せずに対 処すると設備の寿命を短縮させることになり かねない。なお、現在では故障・不調も多発 していることからなおさらに営業に支障を及 ぼさないよう対処することが必要である。】		1①	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成20年度か ら）	公募	—
日本 私立 学校 振興・ 共済 事業 団	i	26	私学振興事 業本部の私 学サーバ ファームシ ステム・業 務システム の運用管理 支援業務	H18. 4. 1	56, 385, 000	随意 契約	既存システムを熟知していなければ 適正な履行が不可能であること及び 受託者以外に既存システムの内容を 閲覧等させることはセキュリティ面 においてリスクが生じることによ り、既存システムの作成者以外の者 では履行できないため。（会計規程 の特例を定める規程第11条第3号）	随意契約によらざるを得ないもの 【原則的には一般競争契約入札へ移行するこ ととしているが、外部との接続が可能である 私学振興事業本部のシステムは、随時設定変 更を要する強固なセキュリティシステムを独 自に構築しており、そのシステム仕様を他者 へ開示することはセキュリティ上適切ではな いため、現行システムの開発業者以外には履 行不能として随意契約によらざるを得ないも のとしている。】		2②	企画競争又 は公募を実 施（平成21 年度から）	一般競争契 約	現行システムを 根本的に変更す る場合は、一般 競争契約入札に より調達が可能

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方式 又は講ず る措置		各府省での 契約方式
日本 私立 学校 振興・ 共済 事業 団	i	28	ソフトウェア 保守	H18.4.1	1,145,550	随意 契約	既存システムを熟知していなければ 適正な履行が不可能であること及び 受託者以外に既存システムの内容を 閲覧等させることはセキュリティ面 においてリスクが生じることによ り、既存システムの作成者以外の者 では履行できないため。（会計規程 第30条第5号）	随意契約によらざるを得ないもの 【原則的には一般競争契約入札へ移行す ることとしているが、外部との接続が可能である 私学振興事業本部のシステムは、随時設定変 更を要する強固なセキュリティシステムを独 自に構築しており、そのシステム仕様を他者 へ開示することはセキュリティ上適切ではな いため、現行システムの開発業者以外には履 行不能として随意契約によらざるを得ないも のとしている。】		2②	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成19年8月 から）	一般競争契 約	現行システムを 根本的に変更す る場合は、一般 競争契約入札に より調達が可能
日本 私立 学校 振興・ 共済 事業 団	i	164	金融情報シ ステムの利 用契約	H18.4.1	4,684,680	随意 契約	本件は業務に必要とする情報を提供 している者が契約相手方以外に存在 しないため。（会計規程第30条第1 号）	随意契約によらざるを得ないもの 【当事業団が保有する年金資産等の運用を行 ううえで、特に海外有価証券の個別情報にお いて国際的な金融経済情報メディア企業であ る同社が配信する情報を必要としているもの であり、契約の目的が競争を許さない案件で ある。】		3	公募を実施 （平成21年 度契約か ら）	公募	—
日本 私立 学校 振興・ 共済 事業 団	i	14	内視鏡検査 機器に係る 年間保守業 務	H18.4.1	2,170,875	随意 契約	本件は機器の管理システム等メー カー固有の性能についての知識を要 すること及び保守に必要な部品の随 時供給並びに緊急時の即応体制の整 備状況を鑑みて、本機器及びシステ ムのメーカー以外の者では適正な履 行が不可能であるため。（会計規程 第30条第5号）	随意契約によらざるを得ないもの 【医療機器については、人命に関わる業務で あり、適正な履行を確保することが最優先さ れるものであるため、メーカー以外が実施す ることについて完全否定することはできない ものの、厳密にどのように仕様書整備・入札 参加資格要件設定を行えばメーカー以外の者 でも適正に履行できるかの確認が得られない ため、随意契約によらざるを得ないものとし ている。】		7	—	公募	—
放送 大学 学園	i	17*	放送大学学 園東京連絡 所運営業務	H18.4.3	7,578,805	随意 契約	本件業務は、教材編集に係る諸会議 の運営のほか、主務官庁等の外部関 係機関や学生からの照会業務など多 岐にわたっているため、中央省庁の 組織や学園業務全般について熟知し ているなどの資質が必要であり、振 興会以外への委託は不可。（放送大 学学園契約事務取扱規程第29条1 号）	随意契約によらざるを得ないもの		1③	一般競争に 移行（平成 21年度以 降）	一般競争契 約	競争性の高い契 約方式に移行す る方向で検討中
放送 大学 学園	i	15*	平成18年 度第1学期 通信指導問 題編集	H18.4.7	11,829,662	随意 契約	機密性の確保（放送大学学園契約事 務取扱規程第29条1号）	随意契約によらざるを得ないもの 【印刷局・所管公益法人だけが機密性がある わけではないが、漏洩リスクを出来るだけ低 くすることが肝要であるため、より高い機密 性を求めて随意契約としている。今後、競争 性の高い契約方式に移行する場合には、機密 性等の確保についての検証が必要となる。】		8	—	一般競争契 約	—

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法 人での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
放送 大学 学園	i	25*	試験問題 第1047 号	H18. 8. 1	51,071,199	随意 契約	機密性の確保(放送大学学園契約事 務取扱規程第29条1号)	随意契約によらざるを得ないもの 【印刷局・所管公益法人だけが機密性がある わけではないが、漏洩リスクを出来るだけ低 くすることが肝要であるため、より高い機密 性を求めて随意契約としている。また、「公 共調達の適正化について」（H18. 8. 25財務大 臣通達）における「印刷局が行う試験問題の 印刷」についての検討状況も踏まえて対応す る必要がある。今後、競争性の高い契約方式 に移行する場合には、機密性等の確保につい ての検証が必要となる。】		8	公募を実施 (平成21年 度から)	一般競争契 約	—
放送 大学 学園	i	126	外国雑誌外 140点	H18. 4. 19	6,317,319	随意 契約	外国雑誌は暦年で年間購読するのが 商慣習であり、前年11月には予約 手続きが必要であるが、予約時には 大半の雑誌の価格確定していないた め価格競争は不可(放送大学学園契 約事務取扱規程第29条1号)	随意契約によらざるを得ないもの		9	—	一般競争契 約	競争的契約方式 (見積競争公 告)を実施して いるところであ るが、更なる競 争性の高い契約 方式への移行に ついては、契約 先との対応を含 めて検討
農林 漁業 金融 公庫	i	93	ホストコン ピュータ等 賃借	H18. 4. 1 (16. 3. 1)	147,420,000	随意 契約	企画性が強く競争による調達では不 利と判断されたため(経理規程45条 ただし書き)	随意契約によらざるを得ないもの		2①	競争入札に 移行(価格 競争予定)	一般競争契 約(総合評 価方式)国 庫債務負担 行為を利用	平成16年3月の 導入時は一般競 争契約入札によ り調達契約して おり、以後毎年 4月には随意の 自動継続により 調達している。 今後の更新時の 調達についても 一般競争契約を 予定
農林 漁業 金融 公庫	i	70	住宅関係C OMPAN Yシステム 調達	H19. 2. 28	1,575,000	随意 契約	予定価格が小額のためであり経理規 程第45条の5第4により契約	随意契約によらざるを得ないもの 【経理規程第45条の5第4号の小額随意契約に 該当すること及び公募にて調達した給与シス テムの一部として稼動することから同システ ムを構築した業者との随意契約としてい る。】		2①	一般競争契 約	一般競争契 約	—
農林 漁業 金融 公庫	i	69	オペレー ション作業 委託	H18. 4. 1	49,965,300	随意 契約	対象システムの開発企業であり経理 規程第45条の5第11により契約	随意契約によらざるを得ないもの 【業者が独自に開発したシステムであり、他 社が保守・改善を行うことは基本的には困難 なものと認識している。】		2②	企画競争又 は公募を実 施(平成21 年度から)	一般競争契 約	—

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 （単位：円）	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
農林 漁業 金融 公庫	i	2	ネットワー ク設計・構 築委託	H18. 4. 26	11, 231, 325	企画 競 争・ 公募	一定の要件・開発能力が必要なため 経理規程45条の5第1により契約	随意契約によらざるを得ないもの 【業者が独自に開発したシステムであり、他 社が保守・改善を行うことは基本的には困難 なものと認識している。】		2③	企画競争又 は公募を実 施（平成21 年度から）	一般競争契 約	—
農林 漁業 金融 公庫	i	22*	調査研究委 託	H18. 5. 25	6, 000, 000	随意 契約	独立行政法人との契約のため経理規 程45条の5第9により契約	随意契約によらざるを得ないもの 【本案件についての的確に対応できるのは、同 機構において他にはないと考えている。また、 本案件を事前確認公募等競争性の高い契 約に移行させる趣旨は理解できるものの、移 行に伴う事務処理の効率性や経済性も考慮す べき。】		6	競争入札又 は企画競争 を実施（平 成20年度契 約から）	一般競争契 約	—
農林 漁業 金融 公庫	i	10	通信回線 サービス電 話料	H18. 6. 1	9, 535, 000	随意 契約	対象システムの開発企業であり経理 規程第45条の5第11により契約	随意契約によらざるを得ないもの 【ネットワーク回線サービスの調達について は、導入に際して一般競争契約によってお り、以後の事務所開設に伴う回線増加につ いては随意契約によっている。】		14	競争入札又 は企画競争 に移行（平 成21年度か ら）	一般競争契 約	—
日本 中央 競馬 会	i	724	阪神競馬場 エスカレー ター整備工 事	H18. 9. 14	43, 995, 000	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの 【これらの整備工事に関しては、制御部分に ついては当該設備メーカー以外では内容が把 握出来ておらず、既存機器との互換性まで確 保しなければならないことから、当該設備 メーカーに契約相手を特定してきた。】		1①	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成20年度か ら）	一般競争契 約又は公募	公募制の導入や 仕様書の整備等 で競争契約への 移行が可能かを 再度検討中
日本 中央 競馬 会	i	51*	小郡場外発 売所総合管 理業務	H18. 1. 1	76, 236, 000	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの ※一部業務の見直しを検討中 【JRAが施設を保有する場外発売所の総合 管理契約であり、競馬施行上重要かつ特殊な 施設の設備保守であり、また勝馬投票業務に 係る資産（トータリゼータ機器、投票券用 紙）の保全や多額の現金の搬送ルート秘匿 性等から随意契約としてきた。】		1①	一般競争契 約	一般競争契 約	業務内容等を精 査し、競争入札 等への移行が可 能かどうか再度 検討中

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
日本 中央 競馬 会	i	57	美浦トレ セン関係 者利用 施設管理 業務	H18. 1. 1	37, 237, 485	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	競馬の公正・中立性の確保上支障があるため、随意契約によらざるを得ないもの 【厩舎実習期間中の競馬学校騎手課程生徒及び独身騎手用の寮として運用している「若駒寮」の施設管理業務である。従来本業務は、競馬の公正確保上特に厳重な管理が求められ、公正確保をはじめとする本会業務に精通している必要があることから、競馬の公正・中立性の確保上支障があるため随意契約としてきた。】		1③	企画競争を 実施（平成 20年4月か ら）	一般競争契 約	業務内容を公正 確保に支障の ない範囲で見 直すことで、 競争入札等へ の移行が可能 かを再度検討 中
日本 中央 競馬 会	i	382 *	地元住民等 外部利用 施設管理 業務	H18. 1. 1	8, 132, 856	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの 【函館競馬場のスポーツランドの管理運営業 務：本施設は、競馬会職員のみならず、地 域住民にも地域社会との融和を図る観点から 開放しており、職員と外部利用者の利用希望 を調整する等の事務作業であり、施設の利用 方法や申請事務、各種点検など管理業務に精 通し、かつ地元とも有効な関係を築いている 現行業者と契約しているものである。】		1③	一般競争に 移行	一般競争契 約	競馬会職員のみ ならず、地域住 民にも地域社会 との融和を図る 点を維持しつ つ、競争入札等 への移行が可能 かを再度検討中
日本 中央 競馬 会	i	383 *	立川場外発 売所附帯 設備管理 業務	H18. 1. 1	31, 663, 800	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	業務の見直しを検討中 【当該業務は、平日（競馬開催日以外の日） における立川場外発売所に付帯する駐車場の 管理業務である。】		1③	一般競争入 札に移行 （平成20年 度契約から 一般競争に 移行）	一般競争契 約	業務内容等を精 査し、競争入 札等への移行が 可能かどうか再 度検討中
日本 中央 競馬 会	i	689	美浦トレ ニング・セ ンター汚 水処理設 施整備工 事	H18. 6. 9	88, 200, 000	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの 【既存機器との互換性の観点から、既存機器 メーカーに委託している。】		1⑤	—	一般競争契 約	公募制の導入や 仕様書の整備等 で競争契約への 移行が可能かを 再度検討中
日本 中央 競馬 会	i	478 *	トータル ゼータシ ステム関 連機器借 上（新潟 競馬場L ANシス テム）	H18. 4. 25	927, 432	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの		2①	一般競争契 約	一般競争契 約	現在は契約中の 物件を更新する 際にリースでは なく機器を買い 取る調達方法に 変更できないか を検討中。買取 については一般 競争契約入札に よる調達方法を 検討中

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法 人での契 約方式又 は講ずる 措置		各府省で の契約方 式
日本中央競馬会	i	346	JRAホームページD Bサーバ機器の購入	H18.12.6	89,880,000	随意 契約	既存互換性を確保する必要から契約 相手が特定され、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの 【当該機器の調達に関して、他のメーカーで は既設機器との互換性等により代替性がない ことから随意契約を実施してきた。】		2①	競争入札に 移行	一般競争契 約	次回機器更新時 から、公募制あ るいは仕様書の 整備等で競争入 札へ移行する予 定
日本中央競馬会	i	693	総合計算セン ターIP AT（PC 用）設置工 事	H18.5.1	23,940,000	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの 【本件工事は、一般競争契約入札によって調 達した電算機器を本会が指定する施設内に設 置することを目的としているものであり、シ ステムに最適なレイアウトや設置後の機器の 調整はメーカー以外の施工は不可能であるこ とから随意契約としていた。】		2①	—	一般競争契 約	今後は機器調達 と併せて競争入 札を実施するこ とを検討中
日本中央競馬会	i	631	ワークス テーション 保守	H18.1.1	1,785,000	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの 【当該機器は馬の病理診断用検査機器であり その保守業務はメーカー代理店に特定される ことから、同機器の保守業務を随意契約で実 施してきた。】		2②	競争入札に 移行（総合 評価）（準 備期間を経 たのち平成 22年度か ら）	一般競争契 約	当業務について は競争契約への 移行を再度検討 していたところ 、当機器での 検査が平成20 年度で終了する ことになったた め、当契約も打 ち切りとなる予 定
日本中央競馬会	i	486	システム運 用及び開発 業務に関する システム エンジニア リング支援	H18.1.3	24,552,640	随意 契約	既存互換性を確保する必要から契約 相手が特定され、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの 【既存システムの運用及び開発であり、既存 システムを開発した業者に契約相手が特定さ れる。】		2③	企画競争又 は公募を実 施（平成21 年度から）	一般競争契 約	再度検討を行 い、平成21年度 から公募制あ るいは仕様書の 整備等で競争入 札へ移行する予 定
日本中央競馬会	i	159 *	東京競馬場 案内業務	H18.1.1	56,777,843	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	業務の見直しを検討中	単価契約	5	一般競争に 移行（平成 21年度以 降）	一般競争契 約	平成21～22年に 一般競争契約入 札に移行する予 定
日本中央競馬会	i	84	横浜場外発 売所案内業 務	H18.1.1	22,610,194	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	業務の見直しを検討中	単価契約	5	一般競争に 移行（21年 度以降）	一般競争契 約	平成21～22年に 一般競争契約入 札に移行する予 定

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 （単位：円）	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
日本 中央 競馬 会	i	387 *	新潟競馬場 指定席発売 補助	H18. 4. 20	5, 200, 000	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	業務の見直しを検討中 【お客様からの問合せに的確に対応し、レース発走までの限られた時間内で多くのお客様の希望を聞き分け、入場券発売作業員を指揮する等で迅速に発売を実施する必要がある業務のため、業務に精通した現行業者と契約している。】		5	競争入札又は企画競争を実施（準備期間を経たのち平成21年度契約から）	一般競争契約	公募制の導入や仕様書の整備等で競争入札への移行が可能かを再度検討中
日本 中央 競馬 会	i	219	新潟競馬場 入場券発売 業務	H18. 4. 21	2, 559, 510	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に適さないため、随意契約によらざるを得ないもの 【当該契約は、開門からレース発走までの限られた時間内にお客様の希望を聞き分け、競馬会が指定席を振り分ける指定席入場券発売方式であったため、業務に精通した現行業者と契約している】	単価契約	5	一般競争に移行（平成21年度以降）	一般競争契約	公募制の導入や仕様書の整備等で競争入札への移行が可能かを再度検討中
日本 中央 競馬 会	i	36	複写機保守	H18. 1. 1	1, 273, 928	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に適さないため、随意契約によらざるを得ないもの 【保守部品等の互換性により代替性がないことから、特定メーカーおよび販売代理店に業務を委託してきたものである。】	単価契約	7	競争入札に移行（価格競争予定平成20年度）	一般競争契約	公募制の導入や仕様書の整備等で競争入札への移行が可能かを再度検討中
日本 中央 競馬 会	i	42	外国専門書籍の購入	H18. 1. 1	2, 929, 653	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に適さないため、随意契約によらざるを得ないもの 【馬の獣医学などの極めて専門性の高い書籍であり日本国内において取扱いのできる代理店が限られるため、現行業者と契約している。】		9	—	一般競争契約	公募制の導入や仕様書の整備等で競争入札への移行が可能かを再度検討中
日本 中央 競馬 会	i	475 *	京都競馬場 大型映像装 置借上	H18. 9. 9	66, 864, 276	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	業務の見直しを検討中		14	競争入札に移行（価格競争予定）	一般競争契約	現在契約中の物件を更新する際にリースではなく、機器を買い取る調達方法に変更できないかを検討中。買取については一般競争契約入札による調達方法を検討中

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 （単位：円）	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
日本中央競馬会	i	468	G I レース告知新聞広告	H18. 1. 1	1, 987, 218	随意契約	特定の契約相手が排他的権利を有していることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。（日本中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に適さないため、随意契約によらざるを得ないもの		14	一般競争契約	一般競争契約	再度検討の結果他の「新聞広告」案件と同様平成21年度に競争入札に移行
日本中央競馬会	i	273*	京都競馬表彰式の企画・進行業務	H18. 1. 1	2, 935, 553	随意契約	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。（日本中央競馬会会計規程第31条）	業務の見直しを検討中 【各種イベントの実施については従前より一般競争入札を実施しているが、個別的な理由により随意契約によらざるを得なかったものについてのみ随意契約としていた。】		14	競争入札に移行（平成20年度）	一般競争契約	今後についても特段の理由がないものについては一般競争入札を実施するとともに、そもそもイベントの実施において随意契約とせざるを得ない個別的な理由ができるだけ発生しないように留意
中小企業金融公庫	i	133	コンピュータシステムSE支援業務委託	H18. 9. 19	45, 423, 000	随意契約	システムの継続性を確保し安定的な運用を行うため（計理規程第30条第1号）	随意契約によらざるを得ないもの 【本プログラム開発等は基幹システムと密接に関連しており、システムトラブルを回避するには、本システム開発に精通している必要がある。万が一システムトラブルが発生した場合は、システム全体に影響を与え、業務停止等の甚大な被害を及ぼすことになる。これは金融機関としては致命的であり、全顧客に多大なリスクを与えることとなる。したがって、プログラム開発、運用管理は、基幹システムのベンダーである社又はその関連業者等に限定される。】		2②	企画競争又は公募を実施（平成21年度から）	一般競争契約	—
中小企業金融公庫	i	134	融資業務統計表変更等プログラム開発	H18. 6. 9	1, 050, 000	随意契約	少額の随意契約（計理規程第30条第4号）	随意契約によらざるを得ないもの 【No.133と同じ】		2③	企画競争又は公募を実施（平成21年度から）	一般競争契約	—
国際協力銀行	ii	—	タクシー借上げ	—	22, 340, 030	随意契約	—	【随意契約見直し計画に未計上であるのは、見直し計画策定時に主務省から平成15年度以前に締結した契約の更新契約については見直し計画に計上しなくともよいとの教示を受けたためである。】	随意契約見直し計画に未計上（契約金額は、平成18年度利用実績）	4	公募	公募又は企画競争	今後契約方式の見直しについて検討

法人名	事例 類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約 類型 番号	他特殊法人及び各府省 での契約方式等の例		今後の契約方式 の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締 結した年 月日	契約金額 （単位：円）	契約 種類	随意契約によることとした理由（平 成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置） 【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人 での契約方 式又は講ず る措置		各府省での 契約方式
日本 私立 学校 振興・ 共済 事業 団	ii	—	タクシー借上げ	—	3,425,990	随意 契約	—	—	随意契約見直 し計画に未計 上(契約金額 は、平成18年 度利用実績)	4	公募	公募又は企 画競争	平成21年度中 には公募を行う予 定
農林 漁業 金融 公庫	ii	—	タクシー借上げ	—	7,331,460	随意 契約	—	【タクシーの利用について、単年度ごとに契 約を締結するという認識はない。】	随意契約見直 し計画に未計 上(契約金額 は、平成18年 度利用実績)	4	公募	公募又は企 画競争	—
日本 中央 競馬 会	ii	—	タクシー借上げ	—	113,233,530	随意 契約	—	—	随意契約見直 し計画に未計 上(契約金額 は、平成18年 度利用実績)	4	公募	公募又は企 画競争	平成21年から公 募制に移行予定
中小 企業 金融 公庫	ii	—	タクシー借上げ	—	55,176,650	随意 契約	—	【タクシーチケットについては、使用した都 度支払債務が発生するものであり、「随意契 約の見直し計画」の作成当初は、見直し対象 外と整理】	随意契約見直 し計画に未計 上(契約金額 は、平成18年 度利用実績)	4	公募	公募又は企 画競争	より一層の透明 性を確保する との観点から、公 募による調達へ 移行することを 検討
日本 中央 競馬 会	iii	359 *	競馬場馬場 等施設管理 業務（馬事 公苑）	H18.1.1	47,149,200	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの 【当該施設が競走馬や厩舎関係者が立ち入 ることが無い施設であることから、競馬の公 正・中立性の確保上は支障がないものの、芝 馬場等の管理技術を擁する業者が特定される ため】	—	1①	競争入札に 移行（価格 競争）（平 成19年度契 約から実施 済み）	公募	再度検討を行 い、平成21年 度中に公募制 あるいは仕様 書の整備等 で競争入札 へ移行する予 定
日本 中央 競馬 会	iii	354	芝馬場土壌 調査	H18.6.29	5,617,500	随意 契約	技術的な理由から契約相手が特定 されることにより、契約の目的又は 性格が競争に適さないため。（日本 中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に 適さないため、随意契約によらざるを得ない もの 【当該業務は専門性の高い技術を要求される ため、特定の業者と随意契約としてきたもの である。】	—	6	—	公募又は競 争契約	再度検討を行 い、平成21年 度から公募制 あるいは仕様 書の整備等 で競争入札 へ移行する予 定

法人名	事例類型	随意契約見直し計画（平成18年度に締結した随意契約の点検見直しの状況）							契約類型番号	他特殊法人及び各府省での契約方式等の例		今後の契約方式の変更内容等	
		No.	契約件名	契約を締結した年月日	契約金額（単位：円）	契約種類	随意契約によることとした理由（平成18年度）	点検・見直しによる結果（講ずる措置）【契約方式に関する法人の考え方】		備考	他特殊法人での契約方式又は講ずる措置		各府省での契約方式
日本中央競馬会	iii	485	走査型電子顕微鏡保守	H18. 1. 1	1, 018, 500	随意契約	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。（日本中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に適さないため、随意契約によらざるを得ないもの 【機器が特殊であり代替性がないことから、特定メーカーに業務を委託してきたものである。】		7	—	公募	公募制等の導入や仕様書の整備等で競争入札への移行が可能かを再度検討中
日本中央競馬会	iii	650	従事員等退職慰労記念品の購入	H18. 1. 1	65, 575, 000	随意契約	価格競争性がなく、契約の目的又は性格が競争に適さないため。（日本中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に適さないため、随意契約によらざるを得ないもの 【全国の従事員を対象とした記念品であり、全国をカバーする旅行代理店である社の旅行券を選定し、随意契約してきた。】	単価契約	11	公募を実施（平成21年度契約から）	一般競争契約	再度検討を行い、平成21年度から公募制あるいは企画競争等へ移行する予定
日本中央競馬会	iii	421	定期健康診断	H18. 2. 17	14, 672, 113	随意契約	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。（日本中央競馬会会計規程第31条）	代替性などから契約の性格又は目的が競争に適さないため、随意契約によらざるを得ないもの 【健康診断業務委託にあたっては、職員の健康保持増進の観点から、健診データは一元化した上で継続保有し続けることが不可欠であると判断されること、また、全国各地に事業所が点在している競馬会にとって、健診業務を総体的に委託可能な業者と契約する必要があることから、対応が可能な現行業者と契約している。】	単価契約	13	競争入札に移行（価格競争予定平成20年度）	一般競争契約又は公募	公募制の導入や仕様書の整備等で競争入札への移行が可能かを再度検討中
日本中央競馬会	iii	49	美浦騎手輸送（地方）	H18. 1. 1	4, 388, 468	随意契約	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。（日本中央競馬会会計規程第31条）	競馬の公正・中立性の確保上支障があるため、随意契約によらざるを得ないもの 【騎手輸送業務は、騎乗予定騎手に義務付けている「調整ルーム」の延長に位置することから、長年の業務遂行実績を考慮し現行業者と契約している。】	単価契約	14	公募	公募又は企画競争	公募制や仕様書の整備等で競争契約への移行が可能かを再度検討中

(注) 1 本表は、各特殊法人が平成20年4月に公表した「平成18年度に締結した随意契約の点検・見直し状況」（以下「点検・見直し状況表」という。）に基づき当省が作成した。

2 「事例類型」欄は、次のとおりである。

「i」：各特殊法人に共通する契約について、見直し後も競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているが、各府省又は他の特殊法人では競争性の高い契約方式によっている契約

「ii」：見直し計画に計上されておらず、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているが、各府省又は他の特殊法人では競争性の高い契約方式によっている契約

「iii」：見直し計画の策定に当たり、一般競争契約の導入を前提に検討し、競争性のある随意契約方式への移行の検討が十分でなかったことから、一般競争契約を導入したもの以外は、随意契約によらざるを得ないものとなったとしている契約

3 「No.」欄は、点検・見直し状況表の番号を示す。また、「No.」欄の「*」印は、「同一所管公益法人等との契約」又は「子会社等との契約」を示す。

4 「点検・見直しによる結果（講ずる措置）」欄の【契約方式に関する法人の考え方】は、調査時点のものである。

5 「契約類型番号」欄は、総括表（内訳）の番号（「No.」、「補助No.」）を示す。

6 「他特殊法人及び各府省での契約方式等の例」欄は、他の特殊法人及び各府省の同種・類似の契約について、競争性の高い契約方式を採っている例や、点検・見直し状況表で競争性の高い契約方式へと移行するとしている例を記載した。

表3-⑮ 契約に係る情報の公表に関する法令

○ 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）〈抜粋〉

（機関の義務に係る情報及び検討）

第18条

- 1 機関は、附属書Ⅱに掲げる適当な出版物により第13条から第15条までの規定に基づく落札の決定後72日以内に公表を行う。この公示には、次の事項を含める。
- (a) 落札に係る産品又はサービスの特質及び数量
 - (b) 契約を締結する機関名及びその所在地
 - (c) 落札の日
 - (d) 落札者の名称及び住所
 - (e) 落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額
 - (f) 適当な場合には、第9条1の規定に基づき行われた公示を確認するための方法又は第15条の手続の使用を正当化する同条の規定に基づく理由
 - (g) 使用された手続

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）〈抜粋〉

（国による情報の公表）

第4条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第5条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

（特殊法人等による情報の公表）

第6条 特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあつては、その長。以下同じ。）は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

- （注） 1 政府調達に関する協定については、調査対象特殊法人のすべてが適用対象となっている。
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律については、日本中央競馬会が適用対象となっている。

表3-⑯ 特殊法人における契約に係る情報の公表対象基準（契約金額）の見直し状況

特殊法人名	契約の種類 (国の基準)	工事又は製造 (250万円)	財産の買い入れ (160万円)	物品の借り入れ (80万円)	その他の役務 (100万円)
沖縄振興開発金融公庫		△	△	△	△
国民生活金融公庫		○	○	○	○
国際協力銀行		△	△	△	△
日本私立学校振興・共済事業団		×	×	×	×
放送大学学園		○	○	○	○
農林漁業金融公庫		△	△	△	△
日本中央競馬会		×	×	×	×
中小企業金融公庫		○	○	○	○

- (注) 1 各特殊法人の資料等に基づき当省が作成した。
 2 「契約の種類」欄の()は、国の基準(予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号)に示されている額を示す。
 3 表中の印は、次の内容を示す。
 ○： 国と同一の基準で公表を実施しているもの
 △： 国の基準に適合させることとしているが、その実施に時間を要するとしているもの
 ×： 公表範囲が国の基準を下回っているもの

表3-⑰ 契約に係る情報の公表範囲が国の基準を下回っている例

	公表範囲の内容が国の基準を下回っている内容	理由等
日本中央競馬会	一般競争契約のうち、物品役務等の契約について政府調達以外の契約情報を公表していない。	同会では、政府調達以外の物品役務等の一般競争契約については、入札公告をホームページ上に公表していることをもって、契約情報の公表目的（契約の透明性・公正性・競争性を高めること）は達せられると判断し、入札結果については公表しなかったためとしている。 なお、同会は、今後は一般競争契約のうち、政府調達以外の入札結果も公表するよう見直しを図るとしている。
日本私立学校振興・共済事業団	一般競争契約のうち、以下の契約情報を公表していない。 ① 直営病院が発注する政府調達以外の契約 ② 施設（1病院、8会館、4宿泊所、4保養所、1総合運動場）が発注する契約金額が500万円以下の契約	同事業団では、政府調達以外の契約についても、ホームページに入札公告を掲載した案件については、その結果を公表することとしている。しかし、当局の調査によると、入札公告のホームページへの掲載は、財務部契約課取扱案件のみが対象とされており、左記の契約は非公表となっている。

(注) 当省の調査結果による。

(参考) 国の基準に適合させるまでに時間を要している理由等

特殊法人名	理由等
沖縄振興開発金融公庫	同公庫では、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫等の統合の時期（平成20年10月）に合わせて、経理規程第32条第1項5号の規定（予定価格が250万円を超えない工事、役務の供給又は物品の製造をさせる場合）のうち役務の供給を100万円に改正することとしたため、随意契約に関する情報の公表を、改正直後の新年度（平成21年度）から実施するとしている。
国際協力銀行	同行では、平成20年10月に、組織の分離・統合（注）が予定され、その円滑な実施を考慮して、見直し計画の施行時期をそれぞれの新組織発足後としている。その際、国の基準や公共調達をめぐる議論等に配慮しつつ、一般競争契約を調達の原則とすることや、予定価格の適切な設定を行うほか、統合予定各機関の業務特性や現行実務を十分に認識し、それを踏まえた上で、国の基準に準拠した統一的な調達基準を策定し、透明性・公正性・効率性が確保されるように運用に努めていくこととしている。 このようなことから、契約情報の公表についても同様の時期から実施するとしている。 (注) 国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫へ、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構へそれぞれ分離・統合
農林漁業金融公庫	同公庫では、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫等の統合の時期（平成20年10月）に合わせての実施を目指しているためとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表3-⑩ 特殊法人の契約に係る情報の公表事項の見直し状況

【i 競争契約】

公表事項 特殊法人名	国の基準							
	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率
沖縄振興開発金融公庫	○	○	○	○	○	○	○	○
国民生活金融公庫	○	○	○	○	○	○	○	○
国際協力銀行	△	△	△	△	△	△	△	△
日本私立学校振興・共済事業団	○ (注3)	×	×	○	×	×	○	×
放送大学学園	○	○	○	○	○	○	○	○
農林漁業金融公庫	△	△	△	△	△	△	△	△
日本中央競馬会	○	○	○	○	○	×	○	×
中小企業金融公庫	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 1 各特殊法人の資料等に基づき当省が作成した。

2 表中の印は、次の内容を示す。

○： 随意契約見直し計画等において、国の基準に適合させるとしているもの

△： 国の基準に適合させることとしているものの、その実施に時間を要するとしているもの

×： 公表事項としていないもの

3 日本私立学校振興・共済事業団は、「公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量」のうち、期間は公表しないとしている。

表3-⑱の付表 契約に係る情報の公表対象としていない事項

【競争契約】

区分 特殊 法人名等	公表事項としていない 事項名	理由等
日本 私立 学校 振興 ・共 済事 業団	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	同事業団では、契約担当者はすべて理事長であることから、省略することとしたとしている。
	契約を締結した日	同事業団では、入札日が契約締結日であることから、省略することとしたとしている。ただし、当該年度の契約で前年度中に入札した案件は4月1日付けで契約している。
	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	同事業団では、すべて一般競争であることから、省略することとしたとしている。
	予定価格 落札率	同事業団では、競争契約に係る情報の公表については「工事における入札及び契約過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について」（平成19年9月19日付け19文科施223号）に基づいて公表項目を定めている。同通知において、「予定価格」及び「落札率」の公表については、「事後の契約の予定価格を類推されるおそれがあると認められるもの又は国の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがあると認められるものを除く」とされており、事業団の調達案件は同じ内容で毎年度繰返して調達するものが大多数であると判断したためであるとしている。
日本 中央 競馬 会	予定価格 （物品役務等）	同会では、公表した場合、次年度以降の同一業務の契約等の予定価格を類推されることとなり、今後の契約に支障をきたすおそれがあるためであるとしている。
	落札率 （物品役務等）	

(注) 当省の調査結果による。

【ii 随意契約】

公表事項 特殊法人名	国の基準								
	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
沖縄振興開発金融公庫	△	△	△	△	△	△	△	△	△
国民生活金融公庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国際協力銀行	△	△	△	△	△	△	△	△	△
日本私立学校振興・共済事業団	○ (注3)	○	○	○	○	×	○	×	×
放送大学学園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農林漁業金融公庫	△	△	△	△	△	△	△	△	△
日本中央競馬会	○	○	○	○	○	×	○	×	×
中小企業金融公庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 1 各特殊法人の資料等に基づき当省が作成した。

2 表中の印は、次の内容を示す。

○： 随意契約見直し計画等において、国の基準に適合させているもの

△： 国の基準に適合させることとしているものの、その実施に時間を要するとしているもの

×： 公表事項としていないもの

3 日本私立学校振興・共済事業団は、「公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量」のうち、期間は公表しないとしている。

表3-⑱の付表 契約に係る情報の公表対象としていない事項

【随意契約】

区分 特殊 法人名等	公表事項と していない 事項名	理由等
日本 私立 学校 振興 ・共済 事業 団	予定価格	<p>同事業団では、随意契約に係る情報の公表の基準である「日本私立学校振興・共済事業団 随意契約公表基準」（平成18年10月25日理事長裁定）を策定するにあたり、「随意契約に関する事務の取扱い等について」（平成17年2月25日付け財計第407号）（注1）の様式を参考に行っているが、当該様式では「予定価格」、「落札率」、「再就職の役員の数」が公表事項に含まれていなかったためであるとしている（注2）。</p> <p>（注）</p> <p>1 財務省主計局長通知（文部科学省大臣官房会計課長宛）</p> <p>2 18年8月財務大臣通知では、左記3項目は公表事項とされている。</p>
	落札率	
	再就職の役員の数	
日本 中央 競馬 会	予定価格	<p>同会では、公表した場合、次年度以降の同一業務の契約等の予定価格を類推されることとなり、今後の契約に支障をきたすおそれがあるためであるとしている。</p> <p>同会では、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）に基づき、同会の子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員等の状況をホームページにおいて別途公表していることから、省略することとしたとしている。</p>
	落札率	
	再就職の役員の数	

（注）当省の調査結果による。

表3-⑱ 特殊法人における契約に係る情報のホームページでの公表の実施状況

【i 競争契約】

特殊法人名	公表事項	国の基準								
		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率
					商号又は名称	住所				
沖縄振興開発金融公庫		○	×	×	○	○	○	×	○ (注4)	×
国民生活金融公庫		○	○	○	○	○	○	△	○	△
国際協力銀行		平成20年10月1日の新組織移行時点に施行予定								
日本私立学校振興・共済事業団		○	/	/	○	×	/	/	○ (注4)	/
放送大学学園		○	○	○	○	○	○	○	○	○
農林漁業金融公庫		平成20年10月1日の新組織移行時点に施行予定								
日本中央競馬会	公共工事	○	×	×	○	×	○	○ (注5)	○	/
	物品役務	○	○	×	○	○	○	/	○ (注4)	/
中小企業金融公庫		○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注) 1 平成20年9月1日時点での各特殊法人のホームページにおける競争契約に係る情報の公表状況（平成20年4月分～6月分）について、当省が調査した結果である。
- 2 表中の印は、次の内容を示す。
 ○： 公表されているもの
 △： 公表事項欄は設けられているが、当該情報が全く公表されていないもの
 ×： 公表事項欄が設けられておらず、当該情報が全く公表されていないもの
- 3 表中の斜線は、見直し計画等において、公表の対象としていないものである。（表3-⑳参照）
- 4 沖縄振興開発金融公庫、日本私立学校振興・共済事業団及び日本中央競馬会（物品役務等の契約）においては、落札金額が公表されている。
- 5 日本中央競馬会は公共工事の予定価格については、ホームページ上で別途公表している。

表3-⑱の付表 契約に係る情報の非公表の理由等（平成20年4月分から6月分まで）

【競争契約】

特殊法人名	非公表の事項	非公表の理由等
沖縄振興開発金融公庫	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	同公庫では、入札公告に掲載されていることから省略したとしている。 なお、同公庫は、平成20年10月以降の契約については、国が公表している様式に合わせて公表するとしている。
	契約を締結した日	同公庫では、他公庫の公表様式を参考に公表したためであるとしている。 なお、同公庫は、平成20年10月以降の契約については、国が公表している様式に合わせて公表するとしている。
	予定価格	同公庫では、当該年度及び翌年以降に同種の契約が見込まれる場合に当該の契約の予定価格を類推されるおそれがあり、支障があるためであるとしている。 なお、同公庫の調達の中には、以下のとおり、同一業務の契約等が繰り返して発生するとは考えにくい契約がみられた。
	落札率	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 平成20年9月1日時点で、同公庫ホームページにおける競争契約に係る情報の公表状況（20年4月から6月分）をみると、4件の契約が公表されているが、予定価格及び落札率は非公表としている。しかし、これらの契約の中には、「本店LANケーブル等更新工事」（落札金額：7,500,000円）のように、同一業務の契約等が繰り返して発生するとは考えにくい契約がみられた。</p> </div>
国民生活金融公庫	予定価格	同公庫では、当該年度及び翌年以降に同種の契約が見込まれる場合に当該の契約の予定価格を類推されるおそれがあり、支障があるためであるとしている。 なお、同公庫の調達の中には、以下のとおり、同一業務の契約等が繰り返して発生するとは考えにくい契約が散見された。
	落札率	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 平成20年9月1日時点で、同公庫ホームページにおける競争契約に係る情報の公表状況（20年4月から6月分）をみると、57件の契約情報が公表されている。 同公庫は、そのうち2件について、契約の相手先から公表について同意を得られなかったことを理由に予定価格及び落札率を非公表としているが、予定価格の公表について、契約先の了解を得ることに合理的な理由は考えられない。 他方、残り55件については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため非公表としているが、これらの契約の中には、以下のとおり、同一業務の契約等が繰り返して発生するとは考えにくい契約がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福島支店店舗間仕切等改修工事（契約金額：22,575,000円） ● 宮崎支店店舗新築工事（契約金額：469,350,000円） ● 店舗用什器等一式の購入（契約金額：3,080,805円） </div>

特殊法人名	非公表の事項	非公表の理由等
日本私立学校振興・共済事業団	「契約の相手方の商号又は名称及び住所」のうち「住所」	<p>同事業団では、契約情報の公表の参考としている「工事における入札及び契約過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について」（平成 19 年 9 月 19 日付け 19 文科施 223 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、「契約の相手方の商号又は名称及び住所」とされていたものの、同通知が根拠とする公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 6 条においては「契約の相手方の商号又は名称」となっていたことから、名称を公表すれば相手方は特定されるものと判断し、住所の公表は省略することとしたとしている。</p>
日本中央競馬会	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地（公共工事）	<p>同会では、「工事入札に係る規程」（平成 13 年 7 月 1 日付け日本中央競馬会理事長決裁。以下、本表において「工事入札規程」と言う。）に基づき、契約情報を公表しており、左記の事項については、入札公告に掲載していることから省略することとしたとしている。</p> <p>なお、同会は左記事項のホームページでの公表について見直しを行い、今後は掲載するとしている。</p>
	契約を締結した日	<p>同会では、工事の契約については、「工事入札規程」に基づき、着工日及び竣工日を公表しており、また、物品役務等の契約については、「日本中央競馬会契約事務取扱要領」（平成 19 年日本中央競馬会理事長達第 55 号。以下、本表において「事務取扱要領」と言う。）及び「日本中央競馬会 物品又は役務の調達に関するホームページ基準」（平成 18 年 2 月 16 日付け日本中央競馬会理事長決裁。以下、本表において「ホームページ基準」と言う。）に基づき、落札決定日を公表していたことから、左記事項については省略することとしたとしている。</p> <p>なお、同会は当該事項のホームページでの公表について見直しを行い、今後は掲載するとしている。</p>
	「契約の相手方の商号又は名称及び住所」のうち「住所」（公共工事）	<p>同会では、工事の契約情報については、「工事入札規程」に基づき公表を実施しており、左記事項について、官報に公表することとされていたことから、ホームページでの公表は省略することとしたとしている。</p> <p>なお、同会は当該事項のホームページでの公表について見直しを行い、今後は公表するとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

【 ii 随意契約】

公表事項 特殊法人名	国の基準									
	公共工事 の名称、場 所、期間及 び種別若 しくは物 品・役務等 の名称及 び数量	契約担当 者の氏名 並びにそ の所属す る部局の 名称及び 所在地	契約を 締結し た日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所		随意契約 によるこ ととした 根拠条文 及び理由 (企画競 争又は公 募)	予定 価格	契約 金額	落札率	再就職 の役員 の数
沖縄振興開発 金融公庫	平成 21 年度以降に実施予定									
国民生活金融 公庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
国際協力銀行	平成 20 年 10 月 1 日の新組織移行時点に実施予定									
日本私立学校 振興・共済事業 団	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△
放送大学学園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農林漁業金融 公庫	平成 20 年 10 月 1 日の新組織移行時点に実施予定									
日本中央競馬 会	公共 工事	○	○	○	○	○	△	△	○	△
	物品・役 務等	○	○	○	○	○	△	△	○	△
中小企業金融 公庫	○	○	○	○	○	○	△	○	△	—

- (注) 1 平成 20 年 9 月 1 日時点での各特殊法人のホームページにおける随意契約に係る情報の公表状況（平成 20 年 4 月分～6 月分）について、当省が調査した結果である。
- 2 表中の印は、次の内容を示す。
 ○： 公表されているもの
 △： 公表事項欄は設けられているが、当該情報が全く公表されていないもの
 （ただし、日本中央競馬会については、随意契約によることとした会計法令上の根拠条文及び具体的理由が公表されていない。）
 —： 該当する情報がないもの
- 3 表中の斜線の事項は、見直し計画等において、公表事項としていないものである。
 (表 3 - ㊸参照)

表3-⑱の付表 契約に係る情報の非公表の理由等（平成20年4月分から6月分まで）

【随意契約】

特殊法人名	非公表の事項	非公表の理由等
国民生活金融公庫	再就職の職員の数	<p>同公庫では、役職員の退職後の再就職について関与しておらず、その状況についても把握していないため、契約相手方における同公庫の職員であったものの役員として在籍の有無や、在籍している場合その人数が分からないためであるとしている。</p>
日本中央競馬会	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	<p>同会では、工事契約及び政府調達契約について、「工事入札規程」、「事務取扱要領」及び「ホームページ公表基準」に基づき、官報に公表している情報と同じ情報をホームページ上に公表しており、これら規程では官報公示の際に会計法令の根拠条文や具体的理由を公表することとしていないためであるとしている。</p> <p>なお、同会は当該事項のホームページでの公表について見直しを行い、今後は掲載するとしている。</p>
中小企業金融公庫	予定価格	<p>同公庫では、i) 契約の相手先から公表について同意を得られなかったため、ii) 当該年度及び翌年以降に同種の契約が見込まれる場合に当該の契約の予定価格を類推されるおそれがあり、支障があるためであるとしている。</p> <p>なお、同公庫の調達の中には、以下のとおり、同一業務の契約等が繰り返して発生するとは考えにくい契約が散見された。</p>
	落札率	<p>○ 平成20年9月1日時点で、同公庫ホームページにおける随意契約に係る契約情報の公表状況（20年4月から6月分）をみると、442件の契約情報が掲載されている。同公庫は、これらの契約について、上記理由で予定価格及び落札率を非公表としている。</p> <p>しかし、予定価格の公表について、契約先の了解を得ることに合理的な理由は考えられない。また、これらの契約の中には、以下のとおり、同一業務の契約等が繰り返して発生するとは考えにくい契約がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経理システムに係る開発（契約金額：452,550,000円） ● 大学法学研究課「金融と法 東京講座」参加費用（契約金額：1,080,000円） ● 大阪支店移転に伴う物品調達（契約金額：13,020,000円） ● 名古屋支店新店舗間仕切工事（契約金額：18,055,296円）

(注) 当省の調査結果による。

参 考

参 考 目 次

1 衆議院、参議院、国立国会図書館及び最高裁判所における契約の適正化の取組状況	
（1）契約の適正化に向けた取組の概況	
ア 随意契約見直し計画の策定状況	1
イ 契約の締結状況	2
（2）随意契約の見直し等	
ア 随意契約見直し計画の進ちょく状況	8
イ 各機関共通的な業務の契約方式	12
ウ 再委託の適正化の取組	19
（3）監視体制	
ア 契約を監視する第三者機関	21
イ 内部監査等	23
2 日本放送協会における契約の適正化の取組状況	
（1）随意契約見直し計画の内容等	26
（2）契約に係る情報の公表	32

1 衆議院、参議院、国立国会図書館及び最高裁判所における契約の適正化の取組状況

衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所及び会計検査院は、随意契約の適正化に向け、自主的に、平成17年度に締結した随意契約を点検し「随意契約見直し計画」を策定するなどの取組を行っている。

今回、総務省では、各府省の随意契約の適正化に向けた取組の参考とするため、総務省設置法（平成11年法律第91号）第6条第5項の規定（注）に基づき、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所及び会計検査院に対し、契約の適正化の取組状況等に関する資料の提供に関し協力を求めた。

提供された資料を取りまとめた結果は、以下のとおりである。

（注）総務省設置法（平成11年法律第91号）（抜粋）

第6条 1～4（略）

5 総務大臣は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

6～8（略）

（1） 契約の適正化に向けた取組の概況

ア 随意契約見直し計画の策定状況

衆議院、参議院、国立国会図書館及び最高裁判所（以下「国会及び裁判所」という。）は、連絡会議における契約の適正化に向けた累次の申合せを踏まえ、各府省と同様に、平成18年6月に所管公益法人等（注）との「随意契約見直し計画」を、また、19年1月に所管公益法人等以外の者との「随意契約見直し計画（改訂）」を策定し、公表している。

（注）国会及び裁判所は「所管公益法人」がなく、平成18年6月に策定した随意契約見直し計画の対象となる契約の相手方は、東日本電信電話株式会社、日本郵政株式会社（当時は日本郵政公社）等（特殊法人）、独立行政法人国立印刷局等である。

〔随意契約見直し計画（改訂）の概要〕

国会及び裁判所の随意契約見直し計画（改訂）においては、表1－①のとおり、平成17年度に締結した競争性のない随意契約のうち、衆議院は14億円、参議院は29億円、国立国会図書館は25億円、最高裁判所は60億円を競争性のある契約方式にできるだけ速やかに移行することとしている。

表1-① 随意契約見直し計画（改訂）の概要

（単位：件、億円、％）

機関名	契約方式		平成17年度実績		随意契約見直し計画		差引き	
			契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
衆議院	随意契約	競争性のない随意契約	225 (98)	51 (97)	142 (99)	37 (91)	△83	△14
		企画競争・公募等による随意契約	5 (2)	2 (3)	2 (1)	4 (9)	△3	2
		小計	230 (100)	53 (100)	144 (100)	41 (100)	△86	△12
	競争契約等			86	12	86	12	
	計		230	53	230	53	—	—
参議院	随意契約	競争性のない随意契約	220 (97)	39 (99)	72 (99)	10 (80)	△148	△29
		企画競争・公募等による随意契約	6 (2)	0 (1)	1 (1)	2 (20)	△5	2
		小計	226 (100)	39 (100)	73 (100)	12 (100)	△153	△27
	競争契約等			153	27	153	27	
	計		226	39	226	39	—	—
国立国会図書館	随意契約	競争性のない随意契約	209 (99)	58 (100)	151 (99)	33 (100)	△58	△25
		企画競争・公募等による随意契約	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	△1	△0
		小計	211 (100)	59 (100)	152 (100)	33 (100)	△59	△25
	競争契約等			59	25	59	25	
	計		211	59	211	59	—	—
最高裁判所	随意契約	競争性のない随意契約	1,013 (89)	97 (78)	592 (89)	36 (68)	△421	△60
		企画競争・公募等による随意契約	126 (11)	28 (22)	72 (11)	17 (32)	△54	△11
		小計	1,139 (100)	125 (100)	664 (100)	53 (100)	△475	△72
	競争契約等			475	72	475	72	
	計		1,139	125	1,139	125	—	—
合計	随意契約	競争性のない随意契約	1,667 (92)	245 (89)	957 (93)	117 (84)	△710	△128
		企画競争・公募等による随意契約	139 (8)	30 (11)	76 (7)	23 (16)	△63	△8
		小計	1,806 (100)	275 (100)	1,033 (100)	139 (100)	△773	△136
	競争契約等			773	136	773	136	
	計		1,806	275	1,806	275	—	—

(注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

イ 契約の締結状況

平成17年度から19年度における国会及び裁判所の契約の締結状況は、次のとおりである。

(契約件数及び契約金額の推移)

国会及び裁判所が締結した契約の契約件数及び契約金額の推移は、表1-②のとおりであ

り、平成17年度と19年度の契約金額を比較すると、衆議院と参議院は減少し、国立国会図書館と最高裁判所では増加している。

表1-② 国会及び裁判所が締結した契約の契約件数と契約金額の推移

(単位：件、億円、%)

機関名	区 分	平成17年度	18年度	19年度	増減 (B-A)	増減率
		A		B	C	C/A
衆議院	契約件数	307	248	267	△40	△13
	契約金額	64	58	62	△1	△2
参議院	契約件数	289	233	302	13	13
	契約金額	56	45	45	△11	△20
国立国会図書館	契約件数	307	326	295	△12	△4
	契約金額	83	84	85	2	2
最高裁判所	契約件数	2,243	2,354	2,663	420	19
	契約金額	223	453	384	161	72
合計	契約件数	3,146	3,081	3,527	381	11
	契約金額	426	622	576	150	35

(注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

(契約方式別の状況)

契約方式別の契約金額及び契約件数の推移は、表1-③及び④のとおりであり、平成19年度の契約方式別の契約金額をみると、衆議院、参議院及び国立国会図書館は競争契約より随意契約が多く、最高裁判所では競争契約が随意契約より多くなっている。

また、平成17年度と19年度の競争性のない随意契約金額を比較すると、衆議院及び参議院は競争性のない随意契約が1割強減少しているが、国立国会図書館及び最高裁判所では微増している。その理由について、国立国会図書館では随意契約によらざるを得ない情報システム等の契約を行ったこと、最高裁判所では工事における変更契約が増加したこと等を挙げている。

表1-③ 国会及び裁判所における契約方式別の契約金額の推移

(単位：億円、%)

機関名	区 分	平成17 年度 A	18年度	19年度 B	増減額 (B-A) C	増減率 C/A
衆議院	競争契約	11	13	19	9	79
	一般競争契約	5	11	19	14	255
	指名競争契約	5	2	0	△5	△100
	随意契約	53	44	43	△10	△19
	競争性のある随意契約	2	1	1	△1	△66
	競争性のない随意契約	51	43	42	△9	△17
参議院	競争契約	17	12	8	△9	△52
	一般競争契約	2	7	4	2	123
	指名競争契約	15	5	4	△11	△72
	随意契約	39	33	37	△3	△6
	競争性のある随意契約	0	1	3	2	549
	競争性のない随意契約	39	32	34	△5	△13
国立国会図書館	競争契約	25	30	23	△2	△8
	一般競争契約	25	30	23	△2	△8
	指名競争契約	0	0	0	△0	△57
	随意契約	59	54	62	4	6
	競争性のある随意契約	0	2	2	2	605
	競争性のない随意契約	58	52	60	2	3
最高裁判所	競争契約	98	315	236	138	141
	一般競争契約	59	274	203	143	241
	指名競争契約	39	41	33	△5	△14
	随意契約	125	138	148	23	18
	競争性のある随意契約	28	33	49	21	76
	競争性のない随意契約	97	106	99	2	2
合計	競争契約	151	371	287	136	90
	一般競争契約	91	323	249	158	173
	指名競争契約	59	48	38	△22	△36
	随意契約	275	270	289	14	5
	競争性のある随意契約	30	36	55	24	79
	競争性のない随意契約	245	233	234	△10	△4

(注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

表1-④ 国会及び裁判所における契約方式別の契約件数の推移

(単位：件、%)

機関名	区 分	平成17 年度 A	18年度	19年度 B	増減数 (B-A) C	増減率 C/A
衆議院	競争契約	77	74	95	18	23
	一般競争契約	55	66	95	40	73
	指名競争契約	22	8	0	△22	△100
	随意契約	230	174	172	△58	△25
	競争性のある随意契約	5	6	7	2	40
	競争性のない随意契約	225	168	165	△60	△27
参議院	競争契約	63	76	95	32	51
	一般競争契約	20	38	57	37	185
	指名競争契約	43	38	38	△5	△12
	随意契約	226	157	207	△19	△8
	競争性のある随意契約	6	7	12	6	100
	競争性のない随意契約	220	150	195	△25	△11
国立国会図書館	競争契約	96	99	90	△6	△6
	一般競争契約	94	97	88	△6	△6
	指名競争契約	2	2	2	0	0
	随意契約	211	227	205	△6	△3
	競争性のある随意契約	2	8	7	5	250
	競争性のない随意契約	209	219	198	△11	△4
最高裁判所	競争契約	1,104	1,195	1,488	384	35
	一般競争契約	1,000	1,050	1,373	373	37
	指名競争契約	104	145	115	11	11
	随意契約	1,139	1,159	1,175	36	3
	競争性のある随意契約	126	103	142	16	13
	競争性のない随意契約	1,013	1,056	1,033	20	2
合計	競争契約	1,340	1,444	1,768	428	32
	一般競争契約	1,169	1,251	1,613	444	38
	指名競争契約	171	193	155	△16	△9
	随意契約	1,806	1,717	1,759	△47	△3
	競争性のある随意契約	139	124	168	29	21
	競争性のない随意契約	1,667	1,593	1,591	△76	△5

(注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

(契約種類別の状況)

契約種類別の契約金額及び契約件数の推移は、表1-⑤及び⑥のとおりであり、平成19年度の契約種類別の契約金額をみると、衆議院、参議院及び国立国会図書館は物品役務等の占める割合が約80%を超えており、最高裁判所では公共工事等が52%、物品役務等が48%となっている。

表1-⑤ 国会及び裁判所における契約種類別の契約金額の推移

(単位：億円、%)

機関名	区 分	平成18年度	19年度	増減額 (B-A) C	増減率 C/A
		A	B		
衆議院	公共工事等	9 (15)	14 (22)	5	59
	一般競争契約	4	13	9	215
	指名競争契約	2	0	△2	△100
	随意契約	2	1	△2	△63
	物品役務等	49 (85)	48 (78)	△1	△1
	一般競争契約	7	7	△1	△8
	指名競争契約	0	0	△0	△100
	随意契約	42	42	△0	△0
	合計	58 (100)	62 (100)	4	8
	参議院	公共工事等	13 (29)	6 (13)	△7
一般競争契約		6	1	△5	△87
指名競争契約		3	2	△1	△38
随意契約		4	3	△1	△22
物品役務等		32 (71)	39 (87)	7	△22
一般競争契約		2	3	1	△83
指名競争契約		1	2	1	△58
随意契約		29	34	5	△17
合計		45 (100)	45 (100)	0	△0
国立国会図書館		公共工事等	1 (1)	1 (2)	1
	一般競争契約	0	0	△0	△25
	指名競争契約	0	0	0	-
	随意契約	0	1	1	152
	物品役務等	84 (99)	84 (98)	△0	△0
	一般競争契約	30	23	△7	△24
	指名競争契約	0	0	△0	△12
	随意契約	54	61	7	13
	合計	84 (100)	85 (100)	1	1
	最高裁判所	公共工事等	181 (40)	201 (52)	20
一般競争契約		112	127	14	13
指名競争契約		40	33	△7	△18
随意契約		28	42	14	48
物品役務等		272 (60)	182 (48)	△90	△33
一般競争契約		162	76	△86	△53
指名競争契約		1	1	△0	△15
随意契約		110	106	△4	△4
合計		453 (100)	384 (100)	△70	△15
合計		公共工事等	203 (32)	223 (39)	19
	一般競争契約	122	140	18	15
	指名競争契約	46	35	△11	△24
	随意契約	35	47	12	34
	物品役務等	437 (68)	353 (61)	△84	△19
	一般競争契約	200	108	△92	△46
	指名競争契約	2	3	1	33
	随意契約	234	242	8	3
	合計	640 (100)	576 (100)	△65	△10

- (注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

表1-⑥ 国会及び裁判所における契約種類別の契約件数の推移

(単位：件、%)

機関名	区 分	平成18年度	19年度	増減数 (B-A)	増減率
		A	B	C	C/A
衆議院	公共工事等	15	18	3	20
	一般競争契約	5	15	10	200
	指名競争契約	7	0	△7	△100
	随意契約	3	3	0	0
	物品役務等	233	249	16	7
	一般競争契約	61	80	19	31
	指名競争契約	1	0	△1	△100
	随意契約	171	169	△2	△1
合計	248	267	19	8	
参議院	公共工事等	31	29	△2	△7
	一般競争契約	7	2	△5	△71
	指名競争契約	15	14	△1	△7
	随意契約	9	13	4	44
	物品役務等	202	273	71	35
	一般競争契約	31	55	24	77
	指名競争契約	23	24	1	4
	随意契約	148	194	46	31
合計	233	302	69	30	
国立国会図書館	公共工事等	4	5	1	25
	一般競争契約	1	2	1	100
	指名競争契約	0	0	0	-
	随意契約	3	3	0	0.0
	物品役務等	322	290	△32	△10
	一般競争契約	96	86	△10	△10
	指名競争契約	2	2	0	0.0
	随意契約	224	202	△22	△10
合計	326	295	△31	△10	
最高裁判所	公共工事等	268	331	63	24
	一般競争契約	31	79	48	155
	指名競争契約	135	109	△26	△19
	随意契約	102	143	41	40
	物品役務等	2,086	2,332	246	12
	一般競争契約	1,019	1,294	275	27
	指名競争契約	10	6	△4	△40
	随意契約	1,057	1,032	△25	△2
合計	2,354	2,663	309	13	
合計	公共工事等	318	383	65	20
	一般競争契約	44	98	54	123
	指名競争契約	157	123	△34	△22
	随意契約	117	162	45	38
	物品役務等	2,843	3,144	301	11
	一般競争契約	1,207	1,515	308	26
	指名競争契約	36	32	△4	△11
	随意契約	1,600	1,597	△3	△0
合計	3,161	3,527	366	12	

- (注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。
 2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

(2) 随意契約の見直し等

ア 随意契約見直し計画の進ちょく状況

① 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合

競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合について平成17年度と19年度を比較すると、表1-⑦のとおり、衆議院及び最高裁判所は10%強減少しており、参議院及び国立国会図書館は若干増加している。

また、随意契約見直し計画における当該割合の達成目標と比較すると、表1-⑧のとおり、衆議院と最高裁判所は60%前後の目標達成率となっている。

表1-⑦ 競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた随意契約見直し計画の進ちょく状況

(単位：億円、%、ポイント)

機関名	平成17年度実績			19年度実績			17年度の割合と19年度の割合の増減 (F-C)
	総契約金額 A	うち競争性のない随意契約金額 B	競争性のない随意契約の割合 (B/A) C	総契約金額 D	うち競争性のない随意契約金額 E	競争性のない随意契約金額の割合 (E/D) F	
衆議院	64	51	80.0	62	42	67.6	△12.4
参議院	56	39	68.9	45	34	75.3	6.3
国立国会図書館	83	58	69.9	85	60	70.8	0.9
最高裁判所	223	97	43.5	384	99	25.7	△17.8
合計	426	245	57.5	576	234	40.7	△16.7

- (注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

表1-⑧ 随意契約見直し計画における目標の達成状況(競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合からみた場合)

(単位：%、ポイント)

機関名	競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合					目標達成率 (減少割合ベース) (E/C)
	平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B	17年度実績との差 (B-A) C	19年度実績 D	17年度実績との差 (D-A) E	
衆議院	80.0	58.3	△21.8	67.6	△12.4	57.0
参議院	68.9	17.2	△51.7	75.3	6.3	—
国立国会図書館	69.9	40.0	△29.9	70.8	0.9	—
最高裁判所	43.5	16.4	△27.1	25.7	△17.8	65.6
合計	57.5	27.4	△30.1	40.7	△16.7	55.6

- (注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

② 競争性のない随意契約金額

競争性のない随意契約の契約金額について平成17年度と19年度を比較すると、表1-

⑨のとおりであり、(1)イ(契約方式別の状況)のとおり、衆議院及び参議院では1割強減少し、国立国会図書館及び最高裁判所では微増している。

また、随意契約見直し計画による目標額と比べると、その目標達成率は、衆議院は64%、参議院は17%となっている。

表1-⑨ 競争性のない随意契約金額からみた随意契約見直し計画の進捗状況 (単位: 億円、%)

機関名	競争性のない随意契約金額							目標達成率(金額ベース) (G/D)
	平成17年度実績 A	随意契約見直し計画における達成目標 B	19年度実績		17年度実績との差(E-A) F	減少割合(F/A) G		
			17年度実績との差(B-A) C	減少目標割合(C/A) D				
衆議院	51	37	△14	△27.2	42	△9	△17.4	64.1
参議院	39	10	△29	△75.0	34	△5	△12.8	17.1
国立国会図書館	58	33	△25	△42.8	60	2	+3.1	—
最高裁判所	97	36	△60	△62.4	99	2	+1.7	—
合計	245	117	△128	△52.4	234	△10	△4.2	8.1

(注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。
2 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

③ 競争性のある契約方式への移行実績(主な契約例)等

国会及び裁判所において、平成18年度以降、随意契約見直し計画において競争性のある契約方式に移行することとしたもの及び随意契約によらざるを得ないとしたものの概要は、表1-⑩のとおりである。

表1-⑩ 競争性のある契約方式への移行実績(主な契約例)等 (単位: 件)

機関名	随意契約見直し計画の内容		措置状況及び今後の方針	
	区分	主な契約の例等		
衆議院	競争性のある契約方式に移行	清掃等維持管理関係の契約のうち4月を契約期間とする契約	8	平成18年度に一般競争へ移行した。
		議員、公設秘書及び職員の健康診断	2	平成19年度に一般競争へ移行した。
		憲政記念館特別展関係業務	3	平成18年度に2件を一般競争へ、1件を企画競争へ移行した。
		仕様等の詳細の明示等が可能な設備等の保守点検	19	平成20年度までに競争性のある契約へすべて移行するものとしていたが、一部移行できていないものがある。
	随意契約によらざるを得ない	設備等の保守点検契約	9	平成19年度に一般競争へ移行した。
		招へい外国議員団ハイヤー借上げ契約及びクリーニング契約外	3	平成20年度に一般競争へ移行した。
		法令の規定により相手方が定められているもの 官報・法律案・予算書又は決算書の印刷等(議案、公報等)	130	見直し後も競争性のない随意契約によらざるを得ない。

機関名	随意契約見直し計画の内容			措置状況及び 今後の方針	
	区分	主な契約の例等	件数		
		提供を行うことが可能な業者が一つである長期供給継続契約			
		目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの			
		当初年度において入札により相手方を決定した複数年度を前提とした機器等の後年度分の契約			
		知的財産権の所在により相手方が定まるもの			
		システム及び設備等の運用及び保守等の契約のうち、システム等の構築等当初において競争を前提にしなかったため、当該契約の仕様等を競争に付する程度に詳細化することが現時点では不可能であるか又は極めて時間を要するもの			
		国会審議日程等により納期が事務的に定められないため、対応できる相手方が限定されるもの			
参議院	競争性のある契約方式に移行	健康診断委託業務	3	平成 19 年度までに一般競争へ移行した。	
		建物の清掃・警備業務	5	競争性のある契約へ移行した。	
		システム用機器及びコピー機の賃貸借、保守契約等当初より複数年度契約を前提とした契約については、機器の更新等、次期の調達時に競争契約を行う	29	12 件は競争性のある契約へ移行した。	
		既存設備等の保守契約	消防用設備保守、非常照明保守等	9	競争性のある契約へ移行した。
			警備用設備保守	1	検討の結果、競争性のある契約への移行は不可能と判断
	随意契約によるものを得ない	設備の保守・点検	設備の構造及び機能の特性上、専門的な知識を有する製造業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないもの	28	見直し計画公表後、再度の検討を行い、11 件について競争性のある契約に移行した。
		インターネットホームページコンテンツ作成業務		2	平成 20 年度に一般競争入札に移行した。
		装飾用活花提供請負契約		13	公募を実施予定
		J R 各社との議員の列車等の利用契約及び航空会社との航空機利用に係る契約等相手方が法令の規定により明確に特定されるもの		10	見直し後も競争性のない随意契約によらざるを得ない。
		NHK 受信料等の特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの		9	
		官報等の印刷等当該契約相手方でなければ契約の目的たるサービスの提供を受けられない等の理由による契約 (予算書、決算書等)		27	
		健康診断、図書館資料の製本等、行政補助的な役務契約		8	
国立国会図書館	競争性のある契約方式に移行	回線使用契約	3	契約内容を見直して競争入札に移行した。	
		ヘルプデスク業務、大型汎用機の賃貸借契約	2	仕様を見直して競争可能な部分を切り出して	

機関名	随意契約見直し計画の内容			措置状況及び 今後の方針	
	区分	主な契約の例等	件数		
				競争入札に移行した。	
		設備保守契約	5	毎年度入札を実施している建築保全契約に含めた。	
		職員採用試験問題の作成・採点(企画競争等に移行)	1	平成 19 年度に公募を実施した。	
	随意契約によらざるを得ない	遠隔研修システム追加開発、ウェブサイト運用等の役務契約	7	仕様を見直して競争入札に移行した。	
		情報システム機器の賃貸借契約	7	機器の更新に当たり競争入札に移行した。	
		設備保守契約	10	毎年度入札を実施している建築保全契約に含めた。	
		情報システム・設備等で開発者や製造者のみが履行できる改修・保守	79	見直し後も競争性のない随意契約によらざるを得ない。	
		初年度に一般競争入札による契約相手方と次年度以降随意契約しているリース契約	32		
		供給元が一の場合における出版元等からの書籍購入等	21		
最高裁判所	競争性のあり方に移行	裁判記録作成のための録音テープ反訳業務委託(競争契約に移行)	69	平成 21 年度分から一般競争へ移行予定(20 年 10 月に官報公告済み)	
		電気・ガス料等、供給可能な業者が一であるとして行った契約(競争契約に移行)	51	需要量が自由化の範囲にある庁から順次一般競争へ移行中	
		システム設定保守・改修(競争契約に移行)	86	入札条件の検討・仕様書等の見直し等により、競争性のある契約に移行できるものから順次移行中	
		庁舎機械警備(機器の更新時に競争契約に移行)	57	46 件は平成 19 年度までに競争性のある契約に移行した。	
		エレベーター保守(企画競争に移行)	26	平成 19 年度までに競争入札に移行した。	
		民事執行事件・破産事件の事務処理の補助事務、記録の分離及び廃棄業務及び家事相談業務(企画競争に移行)	26	平成 19 年度までに委託廃止又は企画競争に移行した。	
		タクシーの借上げ(企画競争に移行)	5	平成 19 年度までに公募を行った。	
		随意契約によらざるを得ない	性質又は目的が競争を許さない場合	電気・ガス・水道・電話料	295
	後納郵便			85	
	日本放送協会受信料			1	
機器調達時に、使用期間内の保守料を見込んだ競争入札を行った乾式複写機の 2 年目以降の保守	132				
工事における設計変更をするもの	46				
著作権等排他的権利に関するもの	2				

(注) 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

イ 各機関共通的な業務の契約方式

国会及び裁判所においても、電子複写機の保守等の各機関共通的な業務に係る契約が締結されている。各機関共通的な業務に係る契約のうち、各府省においては競争性のある契約方式によっている例があるもの（電子複写機の保守、情報システムの賃貸借、情報システムの保守・運用、情報システムの改修・機能追加、電気施設等保守、健康診断、物品購入、タクシーの借上げ、会議通訳、印刷等の役務契約）について、国会及び裁判所における平成19年度（衆議院は19年6月から20年5月）の契約方式をみると、競争性のない随意契約となっている例があったことから、その理由と今後の対応方針を聴取した。その結果は、表1-⑪のとおりである。

表1-⑪ 各機関共通的な業務について競争性のない随意契約としている例

(単位：件)

契約の内容	機関名	件数	随意契約によることとした会計法令上の根拠条文及び理由	各機関における対応状況と今後の方針	(参考) 各府省における主な契約方式
電子複写機の保守	衆議院	5	会計法第29条の3第4項 契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるとともに、相手方の入札意思が不明確なため、随意契約としている。(平成20年度においても同様)	公募による随意契約又は一般競争契約
	参議院	6	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 当該契約相手方でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	当初契約締結時に一般競争入札を実施し複数年契約を前提とした契約を行っており、今後も当該期間中は随意契約を継続するが、次期更新時には国庫債務負担行為を活用した一般競争入札等の実施を検討する。	
	国立国会図書館	3	会計法第29条の3第4項 複写機に要する保守及び消耗品の供給は、製造元である契約相手方のみからしかあり得ない。	現在の契約相手方の他当該複写機の保守を行い得ると想定できる者がなく、一般競争への移行を行ったとしても実効性のある入札とはならない見込みであることから、やむなく随意契約を継続するものである。 ただし、公募等を実施して真に他の応札者がいないことを確認し得るかについて、平成21年度以降検討する。 なお、これらの複写機の購入に当たっては、一般競争入札によって契約相手方を決めている。	
	最高裁判所	113	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 複写機の販売市場は、納入業者との間で売買契約に加えて保守契約をも締結することを前提に構成されており、納入業者以外の者が保守業務を請け負うことはない。したがって、購入した複写機の保守業務を行い得るのは、当該複写機の納入業者である契約の相手方に限られる。	従前、本体のみの調達を競争入札で行い、保守契約については、メーカーでなければ迅速な修理対応等ができない、又は、納入業者が保守を行うことを前提に本体の価格が設定されている等の理由により随意契約を行っていたが、見直し計画策定以降は、本体調達時に本体価格と次期更新予定時までの予定保守料を合わせた価格により競争を行わせ、最も安価な者と契約することにより、保守料についても競争性を担保する調達方法に移行することとしている。	

契約の内容	機関名	件数	随意契約によることとした会計法令上の根拠条文及び理由	各機関における対応状況と今後の方針	〈参考〉 各府省における主な契約方式
情報システムの賃貸借	衆議院	1	会計法第29条の3第4項 契約の目的とする物品の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(LANデータアクセスシステム 端末設置業務(事務局用)) 競争入札にて契約した相手方によって設計・製造された機器及び制御方式で組み立てられた設備(あるいは、相手方によって開発・製造されたコンピュータプログラムで制御された設備)であり、製造者でなくては知り得ない固有技術があり、契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は、当該設備を製造・開発・設置した当該相手方に限られるため、随意契約としている。	国庫債務負担行為を活用し、一般競争契約
		13	会計法第29条の3第4項 契約の目的とする物品の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(平成20年度衆議院LAN用パーソナルコンピューター式(職員用)に係る機器等の賃貸借外) 当初年度において入札により相手方を決定した複数年度を前提とした機器等の後年度分の契約であるため、随意契約としている。	
	参議院	10	会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 当該機器等を前年度より引き続き継続して借り受ける必要があるため	当初契約締結時に一般競争入札を実施し複数年契約を前提とした契約を行っており、今後も当該期間中は随意契約を継続するが、次期更新時においては国庫債務負担行為を活用した一般競争入札等の実施を検討している。	
	国立国会図書館	36	会計法第29条の3第4項、政府調達に関する協定第15条1(d)、特例政令第13条第1項 当該システムを運用する上で必須のものであり、システムの継続性を考慮すると、契約相手方は当初契約相手方しかあり得ない。	(国立国会図書館東京本館来館者用閲覧端末機器等の賃貸借外) 国庫債務負担行為を活用した賃貸借が奨励される以前の賃貸借案件又は国庫債務負担行為に相当する金額規模にまとめることが困難な小額案件である。 なお、平成20年度以降機器の賃貸借については大規模なものから国庫債務負担行為による契約へ移行しているが、予算の縮小に対応するため大半の既存案件については当面このまま再リースを繰り返す想定である。	
	最高裁判所	5	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本契約の対象機器は、平成18年度に44か月間のリース契約を前提に一般競争入札により調達されたものであり、本契約は当初リース期間内で相手方以外との契約ができず競争を許さないため。	督促手続オンライン処理用ソフトウェアの賃貸借 外 当初年度において入札により相手方を決定した複数年度を前提とした機器等の後年度分の契約であるため、随意契約としている。	

契約の内容	機関名	件数	随意契約によることとした会計法令上の根拠条文及び理由	各機関における対応状況と今後の方針	〈参考〉 各府省における主な契約方式
情報システムの保守・運用	衆議院	13	会計法第29条の3第4項 契約の相手方によって設計・開発し保有する制御方式が組み込まれた設備であり、開発者でなくては知りえない固有技術があり、契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は、当該設備を開発・設置した当該相手方に限られるため	(憲政記念館憲政史シアター他映像展示設備点検設備外) 競争入札にて契約した相手方によって設計・製造された機器及び制御方式で組み立てられた設備(あるいは、相手方によって開発・製造されたコンピュータープログラムで制御された設備)であり、製造者でなくては知り得ない固有技術があり、契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は、当該設備を製造・開発・設置した当該相手方に限られるため、随意契約としている。	一般競争契約
		4	会計法第29条の3第4項 契約の目的とする物品の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(平成20年度会議録議事情報システムに係る保守業務及び運用管理業務外) 保守業務及び運用管理業務に当たっての必要不可欠なシステムの技術的仕様等システム全般への通曉の条件を充足するのは、開発業者である契約相手方のみであるため。	
	参議院	19	会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	これまでおおむね、当該システムを構築した者でなければ契約の主たる目的たるサービスの提供を行うことができないことから随意契約としてきたが、これらについては、可能なものから公募による随意契約あるいは一般競争入札への移行を検討している。	
	国立国会図書館	32	会計法第29条の3第4項、 政府調達に関する協定第15条1(d)、 特例政令第13条第1項 当該システムの継続性を考慮すると、契約相手方は当該システムを熟知している当初契約相手方しかあり得ない。	(国立国会図書館電子図書館基盤システムの運用保守外) いずれのシステムについても現在の契約相手方の他当該システムの保守を行い得ると想定できる者がなく、一般競争への移行を行ったとしても実効性のある入札とはならない見込みであり、かつ複数者の応札を可能にするべく抜本的にシステムを改修するには金銭的負担が大きいことから、やむなく随意契約を継続するものである。 なお、公募等を実施して真に他の応札者がいないことを確認し得るかについては、平成21年度以降検討する。	
	最高裁判所	2	会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 システムを把握し、障害等の分析を的確に行い、それに見合った復旧作業を実施する必要があり、システムの内容に精通している者しか請け負うことが	(調停事件管理システムの保守一式外) 仕様書等の見直しにより、競争化可能なものについては競争化を図っている。	

契約の内容	機関名	件数	随意契約によることとした会計法令上の根拠条文及び理由	各機関における対応状況と今後の方針	〈参考〉 各府省における主な契約方式
			できず競争を許さないため		
情報システムの改修・機能追加	衆議院	4	会計法第29条の3第4項契約の目的とする物品の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(衆議院人事給与システムの機能追加(平成19年度人事院勧告等対応)外) ソフトウェアの知的財産権を相手方が有するため、随意契約としている。	公募による随意契約又は一般競争契約
		3	会計法第29条の3第4項契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(LANデータアクセスシステム(議員用)の機能増強外) 競争入札にて契約した相手方によって設計・製造された機器及び制御方式で組み立てられた設備(あるいは、相手方によって開発・製造されたコンピュータープログラムで制御された設備)であり、製造者でなくては知り得ない固有技術があり、契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は、当該設備を製造・開発・設置した当該相手方に限られるため、随意契約としている。	
		1	会計法第29条の3第4項契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(衆議院立法調査総合システムの機能追加) 稼働中のシステムへの機能追加を行うに当たり、議員への情報提供や他のシステムに対する影響を最小限に抑え実施しなければならないので、当該システムを開発・構築し、かつ保守・運用している者でなければ円滑に業務を遂行することができなかつたため、随意契約としている。	
		1	会計法第29条の3第4項契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(衆議院立法情報ネットワークシステムの機能増強) 衆議院立法情報ネットワークシステムは、契約相手方が開発・構築し、保守・運用に当たってきているものであって、現行システムからの移行作業を契約目的とする本契約においては、互換性の確保の観点から、同社に履行させざるを得なかつたため、随意契約としている。	
	参議院	24	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 当該システムを構築した者でなければ、契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	これまでおおむね、当該システムを構築した者でなければ契約の主たる目的たるサービスの提供を行うことができないことから随意契約としてきたが、これらについては、可能なものから公募による随意契約あるいは一般競争入札への移行を検討している。	
国立国会図書館	13	会計法第29条の3第4項 当該システムの継続性を考慮すると、契約相手方は当該システムをこれま	(文書管理システムの改修外) いずれのシステムについても現在の契約相手方の他当該システムの改修等作業を行い得ると想定で		

契約の内容	機関名	件数	随意契約によることとした会計法令上の根拠条文及び理由	各機関における対応状況と今後の方針	〈参考〉 各府省における主な契約方式
			で開発し、内容を熟知している当初契約相手方しかあり得ない。	きる者がなく、一般競争への移行を行ったとしても実効性のある入札とはならない見込みであり、かつ複数者の応札を可能にするべく抜本的にシステムを改修するには金銭的負担が大きいことから、やむなく随意契約を継続するものである。 なお、公募等を実施して真に他の応札者がいないことを確認し得るかについては、平成 21 年度以降検討する。	
	最高裁判所	22	会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号 設定に伴うシステム上の影響を的確に予測し、それに見合った設定を実施することが必要であり、システムの内容に精通している者しか請け負うことができず競争を許さないため	(最高裁判所ネットワーク機器の設定等一式外) 仕様書等の見直しにより、競争化可能なものについては競争化を図っている。	
電気施設等保守	衆議院	3	会計法第 29 条の 3 第 4 項 構築した製造者でなくては知り得ない固有技術により構築されているため、点検整備に際しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。	(衆議院本館構内変電設備点検整備業務外) 競争性のある契約に移行するための準備等に時間を要したが、平成 20 年度に、公募を実施の上、随意契約を締結している。	一般競争契約
		1	会計法第 29 条の 3 第 4 項 契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(本館外 3 か所機械設備用中央監視設備整備) 競争入札にて契約した相手方によって設計・製造された機器及び制御方式で組み立てられた設備(あるいは、相手方によって開発・製造されたコンピュータープログラムで制御された設備)であり、製造者でなくては知り得ない固有技術があり、契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は、当該設備を製造・開発・設置した当該相手方に限られるため、随意契約としている。	
	参議院	21	会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号 契約相手方となる業者でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	これまで設置している施設・設備の専門性及び独自性等から製造業者等による随意契約としてきたところである。このうち、昇降機保守 4 件、吸収冷温水器保守 2 件及び本館ほか自動扉保守については平成 20 年度に一般競争入札を実施している。 また、麴町議員宿舎東西棟議員室空調機保守及び本館構内他防犯カ	

契約の内容	機関名	件数	随意契約によることとした会計法令上の根拠条文及び理由	各機関における対応状況と今後の方針	〈参考〉 各府省における主な契約方式
				<p>メラ設備保守については指名競争入札を実施している。</p> <p>構内情報通信網設備保守については平成 21 年度からの一般競争入札への移行を検討中である。</p> <p>その他の案件については、平成 21 年度において公募による随意契約を検討している。</p>	
	国立国会図書館	9	<p>会計法第 29 条の 3 第 4 項（電話交換設備等一式の保守）保守作業に要する部品の調達及び技術は、製造元である契約相手方のみが有している。</p> <p>（エレベーターその他設備保守一式）当該設備の保守作業に要する部品の補給能力及び点検・整備の技術を有するものは、製造元の保守専門会社である契約相手方のみである。</p>	<p>（電話交換機設備等一式の保守、エレベーターその他設備保守一式外）</p> <p>いずれの施設・設備の保守についても現在の契約相手方の他当施設・設備の保守を行い得ると想定できる者がなく、一般競争への移行を行ったとしても実効性のある入札とはならない見込みであることから、やむなく随意契約を継続するものである。</p> <p>なお、真に他の応札者がいないことを確認する方法を含めて、平成 21 年度以降検討する。</p>	
	最高裁判所	1	<p>会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号</p> <p>当該設備は、設置業者が独自に開発した制御システムにより構成され、プログラムソフトは同社が著作権を有し、他社製品と互換性がなく、同ソフトを使用しなければ設備の保守管理ができない。</p>	<p>（空調計装関係設備点検保守）</p> <p>平成 20 年度から一般競争へ移行している。</p>	
健康診断	衆議院	—	—	—	一般競争契約
	参議院	1	—	平成 20 年度から一般競争へ移行している。	
	国立国会図書館	—	—	—	
	最高裁判所	—	—	—	
物品購入	衆議院	1	<p>会計法第 29 条の 3 第 4 項 再販価格維持制度の対象たる本契約物品を当該価格で提供することができる者は当該相手方に限られるため</p>	<p>（平成 19 年度版補助金総覧の購入）</p> <p>再販価格維持制度の対象たる本契約物品を当該価格で提供することができる者は当該相手方に限られるため、随意契約としている。</p>	一般競争契約
	参議院	8	<p>会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号 スタンドの設置場所、営業時間、決済の方法等本院が要求する条件をすべて充足する者が当該契約相手方しかなかったため</p>	<p>（レギュラーガソリン等購入外）</p> <p>一般競争入札を実施する一方で、一社系列のみの契約では本院自動車運行業務に支障が生ずることから、価格等同条件でサービスを提供できる者と随意契約を締結している。</p> <p>また、他の案件についてもおおむね競争性のある契約への移行を検討している。</p>	

契約の内容	機関名	件数	随意契約によることとした会計法令上の根拠条文及び理由	各機関における対応状況と今後の方針	〈参考〉 各府省における主な契約方式
	国立国会図書館	—	—	—	
	最高裁判所	—	—	—	
タクシーの借上げ	衆議院	2	会計法第29条の3第4項 契約の目的とする物品の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(タクシークーポン券の購入) 契約の目的とする物品の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるとともに、相手方の入札意思が不明確なため、随意契約としている。	公募又は企画競争による随意契約
	参議院	—	—	—	
	国立国会図書館	—	—	—	
	最高裁判所	—	—	—	
会議通訳	衆議院	—	会計法第29条の3第4項 契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	平成20年度中に指名競争契約に移行を図るべく現在検討中である。	公募による随意契約又は一般競争契約
	参議院	—	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 国際会議等における高度かつ専門的な通訳業務であることから、契約相手方の経験・信頼性、実績、本院との過去における業務の履行状況等を総合的に勘案して選定	本業務は本院議員と外国政府要人等との会議における通訳業務であるため、その内容に一定以上の水準確保が必要なことから随意契約としてきたところであるが、今後は可能なものから指名競争入札への移行を検討することとしたい。	
	国立国会図書館	—	—	—	
	最高裁判所	—	—	—	
その他の役務	衆議院	6	会計法第29条の3第4項 契約の目的とする物品の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(中央省庁等の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査報告書の印刷外) 国会審議日程等により納期があらかじめ決定されていたので、入札に付するいとまがなかったため、随意契約としている。	一般競争契約
		6	会計法第29条の3第4項 契約の目的とする役務の提供を行うことができる者は当該相手方に限られるため	(国会議事堂環境対策調査検討業務外) 公募手続を実施したところ、参加意思を表明する者が存在しなかったため、随意契約としている。	一般競争契約又は企画競争による随意契約
	参議院	1	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 当該契約相手方でなければ契約の目的たるサービスの提供を行うことができないため	(防衛省書類発送業務請負) 本院外交防衛委員会の決定に基づく業務であり、限定された時間内に確実に業務を遂行できる者が他になかったため、随意契約としている。	一般競争契約
	国立国会図書館	1	会計法第29条の3第4項 電子図書館基盤システム及びカード発行機との互換性にかんがみると、当該カードを作製できるのは、当該契約相手方のみであるため	(電子図書館基盤システム登録利用者カードの作製等一式) 平成20年度から一般競争入札へ移行している。	一般競争契約

契約の内容	機関名	件数	随意契約によることとした会計法令上の根拠条文及び理由	各機関における対応状況と今後の方針	(参考) 各府省における主な契約方式
	最高裁判所	3	会計法第 29 条の 3 第 4 項 機械警備機器は設置した警備会社独自の機器であり、他の警備会社では既存機器を使用して機械警備を行うことができません。かつ昨年、機器の更新をしており経済的合理性などを考慮すると更新もできないため、機械警備機器の設置業者である当該会社と契約せざるを得ない。	(庁舎の機械警備) 従前、当初設置する機器等の調達については競争を行い、以後の警備委託契約については、競争の結果設置された機器等を使って機械警備を行うことができるのは、機器設置者しかないとの理由で随意契約を行っていたが、平成 20 年度に、次回機器更新時までの警備委託料を含めて競争を行うことにより、警備委託料についても競争性を担保した上で、最も安価な者と契約する調達方法に移行した。	一般競争契約
		87	会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令 102 条の 4 第 3 号 録音反訳業務は、裁判における録音された供述を反訳するものであり、秘密の保持及び成果物の正確性が求められるところ、過去の実績において組織としての契約の相手方の信頼性、高品質の成果物が過誤なく納品されている実績があるところから競争を許さない。	(裁判記録作成のための録音テープ反訳業務) 裁判記録作成のための録音テープ反訳業務については、裁判所が求める裁判記録作成に相応しい高い品質、安定供給(迅速性、大量処理)、秘密保持態勢等が確保できる業者が限られていたことから、条件を満たす業者との随意契約を行ってきたものであるが、条件を満たすと思われる業者の調査、競争入札移行に向けた環境整備(条件も満たすと判断された業者の随時参入)及び裁判所が求める条件を確保するための入札方法の検討を進めた結果、平成 21 年度分から一般競争入札に移行することとし、20 年 10 月入札公告を実施している。	一般競争契約

(注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

2 表中の「特例政令」とは、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和 55 年政令第 300 号)のことである。

ウ 再委託の適正化の取組

国会及び裁判所は、再委託の適正化を図るため、契約の一括再委託を禁止し、再委託を行う場合には承認を必要とすることとしている。平成 19 年度における再委託の適正化を図るための措置状況は、次のとおりである。

① 一括再委託の禁止等に係る取扱い

契約書における一括再委託の禁止条項の設定については、表 1-⑫のとおり、4 機関のすべてで設定されている。

再委託の承認に係る申請書様式、審査基準及び審査を省略できる場合の取扱基準については、4 機関のすべてで定められていない。その理由について、再委託の承認実績がほとんどないこともあり個別案件ごとの事情に応じて適宜の審査を実施すれば足りるため等としている。

表 1－⑫ 国会及び裁判所における再委託に関する取扱いの状況

再委託の承認申請等に係る規定状況	衆議院	参議院	国立国会図書館	最高裁判所
契約書における再委託禁止条項の設定の有無	有	有	有	有
再委託の承認に係る申請書様式の設定の有無	無	無	無	無
無の場合、その理由	契約書に必要な記載事項を明記しているため	契約相手方の任意様式としている。	再委託を要する事情に沿って適宜の申請を提出させることで足りるため	案件ごとに個別対応
再委託承認に係る審査基準の設定の有無	無	無	無	無
無の場合、その理由	審査基準を設定する必要があると判断するほど承認申請件数があるとは推測されないため	実績がないことから特段の基準を設けていない。	再委託を要する事情に応じて適宜の審査をすれば足りるため	案件ごとに個別対応
審査を省略できる場合の取扱基準の設定の有無	無	無	無	無
無の場合、その理由	審査基準を設定する必要があると判断するほど承認申請件数があるとは推測されないため	実績がないことから特段の基準を設けていない。	審査を省略することは想定していないため	案件ごとに個別対応

(注) 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

② 再委託の承認

平成 17 年度以降の再委託の承認実績は、表 1－⑬のとおり、衆議院が平成 18 年度に 1 件及び 19 年度に 5 件、国立国会図書館が 17 年度に 1 件となっており、参議院では承認実績がない。

表 1－⑬ 国会及び裁判所における再委託承認実績

(単位：件)

機関名	年度	一般競争契約	指名競争契約	随意契約	合計
衆議院	平成 17 年度	0	0	0	0
	18 年度	0	0	1	1
	19 年度	0	0	5	5
参議院	平成 17 年度	0	0	0	0
	18 年度	0	0	0	0
	19 年度	0	0	0	0
国立国会図書館	平成 17 年度	1	0	0	1
	18 年度	0	0	0	0
	19 年度	0	0	0	0

(注) 1 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。
2 裁判所では、再委託の承認件数を集計していない。

(3) 監視体制

ア 契約を監視する第三者機関

① 国会及び裁判所においては、表1-⑭のとおり、平成20年4月までに、4機関のすべてにおいて、契約を監視する第三者機関が設置されている。

表1-⑭ 第三者機関の設置状況

機関名		設置年月日	監視対象範囲
衆議院	契約監視委員会	平成20年4月23日	工事、測量、建設コンサルタント業務、物品の製造、販売及び役務の提供等（予決令第99条第1号～第4号、第7号を除く。）に係る契約
参議院	参議院契約監視委員会	20年3月7日	すべての契約
国立国会図書館	国立国会図書館契約監視委員会	20年3月27日	すべての契約
最高裁判所	契約監視委員会	19年11月28日	物品・役務等に係る契約
	入札監視委員会	14年8月16日	公共工事に係る契約

(注) 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

② 平成19年11月以降に新たに設置された第三者機関（以下、本項目において同じ）の委員数は、表1-⑮のとおり、4機関のいずれも3人となっている。これらの委員の主たる役職は、大学教授等が6人と最も多く、次いで公認会計士が3人、弁護士が1人、その他が2人となっている。

表1-⑮ 国会及び裁判所における第三者機関の委員構成

(単位：人)

機関名		対象機関	監視対象範囲	委員数	委員の構成			
					弁護士	大学教授等	公認会計士	その他
衆議院	契約監視委員会	院全体	全契約	3	—	2	1	—
参議院	参議院契約監視委員会	院全体	全契約	3	—	1	1	1
国立国会図書館	国立国会図書館契約監視委員会	図書館全体	全契約	3	—	2	1	—
最高裁判所	契約監視委員会	裁判所全体	物品・役務等に係る契約	3	1	1	—	1

(注) 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

③ 第三者機関において審議する案件の抽出は、表1-⑯のとおり、4機関のいずれも、指定された委員が行うこととされている。

表 1 - ⑯ 国会及び裁判所における第三者機関の審議案件の抽出方法

機関名		審議案件の抽出方法
衆議院	契約監視委員会	指定された委員が入札・契約方式別案件一覧表の中から抽出する。
参議院	参議院契約監視委員会	入札及び契約方式別一覧表(個別)の中から、委員会開催2週間前までに抽出委員が無作為に行う。
国立国会図書館	国立国会図書館契約監視委員会	契約案件の抽出は、案件一覧表の中から委員が行う。
最高裁判所	契約監視委員会	あらかじめ指定した委員に、設置要領に規定した抽出に関する事務を委任する。

(注) 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

- ④ 第三者機関は、表 1 - ⑰のとおり、平成 20 年 1 月以降同年 7 月末までの間に、それぞれにおいて 1 回ないし 2 回開催されている(契約案件の審議が行われた場合に限る)。また、1 回当たりに抽出された審議件数は 3 件から 30 件となっている。

表 1 - ⑰ 国会及び裁判所における第三者機関の審議状況(平成 20 年 1 月以降 7 月末まで)

(単位: 件、時間、%)

機関名		開催月日	審議時間	対象期間	対象となる件数(母数)	抽出審議した件数	抽出割合
衆議院	契約監視委員会	平成 20 年 4 月 23 日	0.2		委員長の互選等		
		20 年 6 月 25 日	2.5	19. 4. 1 ~ 20. 3. 31	267	5	1.9
参議院	参議院契約監視委員会	20 年 3 月 24 日	3.0	19. 10. 1 ~ 19. 12. 31	30	4	13.3
		20 年 7 月 18 日	3.5	20. 1. 1 ~ 20. 3. 31	28	7	25.0
国立国会図書館	国立国会図書館契約監視委員会	20 年 4 月 23 日	2.0	19. 4. 1 ~ 20. 3. 31	初回のため契約情報一般に関する報告のみ		
最高裁判所	契約監視委員会	20 年 3 月 17 日	3.0	19. 4. 1 ~ 19. 9. 30	642	30	4.7
		20 年 7 月 11 日	2.5	19. 10. 1 ~ 20. 3. 31	410	3	0.7

(注) 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

- ⑤ 第三者機関の権限については、表 1 - ⑱のとおり、4 機関のすべてにおいて、各機関の長等への意見具申又は勧告を行うことができることとされている。ただし、これまで、意見具申又は勧告が行われた例はない。

表 1－⑱ 国会及び裁判所における第三者機関の権限

機関名		意見具申の権限の内容
衆議院	契約監視委員会	入札・契約方式別案件一覧表の中から抽出した案件に関し、一般競争入札方式に係る競争参加資格の設定理由及び経緯、指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯又は随意契約に係る選定理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと（契約監視委員会要領）。
参議院	参議院契約監視委員会	参議院が締結した契約に関し、入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況並びに談合情報への対応状況について報告を受けて、委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由及び経緯等について審議を行うとともに、契約のあり方等についての意見の具申又は勧告を行うこと（参議院契約監視委員会設置要綱）。
国立国会図書館	国立国会図書館契約監視委員会	国立国会図書館が締結した契約に関し、入札及び契約に係る手続の運用状況並びに指名停止の運用状況等について報告を受け、その中から委員会が事前に抽出したのものに関し、一般競争参加者の資格の設定理由及び経緯等、指名競争参加者の指名の理由及び経緯等並びに随意契約によることとした理由及び経緯等についての審議を行い、総務部長に意見の具申又は勧告を行うこと（国立国会図書館契約監視委員会内規）。
最高裁判所	契約監視委員会	経理局長の諮問を受け、裁判所が締結した物品及び役務等に関する契約について、経理局長から入札及び契約手続運用状況について説明を受け、そのうち委員会が抽出指定した契約に関し、競争性の確保の状況等その適正性について検討し、経理局長に対して意見を述べる（契約監視委員会設置要領）。

（注）国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

⑥ 第三者機関の審議概要は、4機関のすべてにおいて、ホームページで公表することとされている。

イ 内部監査等

国会及び裁判所は、随意契約の適正化を図るため、内部監査の充実と契約事務手続における決裁体制の強化を行うこととしており、平成 19 年度におけるそれらの措置状況は、次のとおりである。

① 内部監査

i 参議院、国立国会図書館及び最高裁判所においては、表 1－⑱のとおり、監査マニュアル等が策定されている。

表 1－⑲ 国会及び裁判所における内部監査の実施体制等

機関名	内部監査の担当課室	監査マニュアル等	
		名称	内容等
衆議院	庶務部（会計課、営繕課、電気施設課）	—	契約関係書類の監査において、審査基準により根拠法令等に則した審査項目を定めており、各項目に照らして契約手続の合規性等について契約監査係が事前に審査している。
参議院	庶務部会計課	・会計監査実施要領 ・参議院会計	監査の対象者を定義し、監査の実施方法（チーム編成、実施手順、監査調査の作成）について具体的に定め、監査結果に是正又は改善事項がある場合の措置並びに最終的

		監査規程	な報告についてまとめている。
国立国会図書館	総務部会計課	会計監査の実施について	予算執行に関わるすべての業務及び部署を対象とし、会計検査院が「決算検査報告」を公表後翌年度の監査計画を策定、出納整理期間後直近の会計実地検査開始までに実施する。書面監査を原則とし、監査報告書を会計課長が総務部長に提出する。
最高裁判所	事務総局経理局監査課	会計監査等チェック項目集（平成19年度版）	会計監査を行う際の具体的なチェック項目等を記載している。

(注) 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

ii 参議院及び最高裁判所においては、表1-⑳のとおり、平成19年度の監査計画等で随意契約が重点監査事項とされており、監査の結果、改善事項の指摘も行われている。

国立国会図書館では、平成19年度においては契約に関する事項を重点的監査事項としていないが、18年度に随意契約理由の適正性及び公表の状況を重点的監視事項として監査を実施しており、20年度にそのフォローアップを行う予定としている。

表1-⑳ 国会及び裁判所における内部監査の実施状況（平成19年度）

機関名	監査対象部局課等	重点監査事項	契約に関する主な指摘事項
衆議院	3か所 (庶務部会計課、営繕課、電気施設課)	なし	事前監査が中心であり、気付きの都度、書類の是正の措置を講じている。
参議院	3か所 (庶務部会計課、管理部営繕課、管理部電気施設課)	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札に関し、入札公告の内容や入札、開札、落札の方法が適正であるか。 指名競争に関し、指名競争契約とした理由は適正であるか、具体的な指名基準を定めて、適正に指名しているか。 随意契約に関し、契約の性質・内容等から競争になじむものでありながら安易に随意契約としているものがないか。 平成18年度会計監査において、改善すべきものとされた事項について適切な措置が講じられたか。 	<ul style="list-style-type: none"> 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号又は第4号に基づき、随意契約を行う場合には、必ず随意契約理由書を作成すべきである。 議員の健康診断業務及び鉢植木貸借契約については、一般競争入札に移行することを検討すべきである。 予決令第99条の6に規定された見積書の徴取については、複数の者からの徴取が徹底されておらず、その基準金額について内規等を策定して適正に事務処理が行えるよう検討すべきである。 入札公告は必要な事項をすべて掲載するようにすること。(管理部営繕課・電気施設課契約係分)
国立国会図書館	総務部人事課	旅行命令の正確性 なお、平成18年度においては、随意契約理由の適正性を重点的監視事項として設定。また、平成20年度は随意契約理由の適正性のフ	復命書の記入の不備

機関名	監査対象部局課等	重点監査事項	契約に関する主な指摘事項
		オローアップを重点的監視事項とする予定。	
最高裁判所	14か所 (下級裁判所)	随意契約の手續について(重点項目) ・ 随意契約の理由は適切か(会計法29の3、予決令99～99の3、102の4第3号)。 ・ 少額随契以外の随契について、その理由を適切に説明できるか。特に、性質随契の場合の理由は合理的か。	特になし

(注) 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

② 決裁体制の強化

衆議院及び最高裁判所においては、表1-②のとおり、決裁において、契約担当課以外の者(監査課等)の合議を必要とするなどの仕組みを設ける措置が講じられている。参議院及び国立国会図書館においては、部局の長まで決裁をとることとして厳しく審査することとされている。

随意契約に関して決裁前に官房会計課等の職員により随意契約とする理由等について審査するため、国立国会図書館及び最高裁判所においては、随意契約審査会等を設置し、一部の契約について審査を行っているが、衆議院及び参議院は、未設置又は設置を検討中であるとしている。

表1-② 国会及び裁判所における随意契約に関する決裁体制の強化の状況

機関名	決裁体制の強化に係る措置状況	随意契約審査会等の設置
衆議院	契約全般について会計課の審査・決裁を経る体制を強化した。また、決裁の審査過程に契約監査係及び契約監査主幹を設置し、事前の監査を中心とした審査体制とし、審査に当たっては、審査基準を策定し、それに基づき、競争契約及び随意契約の適正性をチェックすることとしている。	未設置
参議院	事務総長までの決裁で厳しく審査することとしている。	設置を検討中
国立国会図書館	総務部長までの決裁で厳しく審査することとしている。	情報システムに係る調達については、情報化推進委員会事務局(CIO補佐官を含む。)の審査を経ることとしている。また、工事等に係る調達を随意契約による場合と認める「国立国会図書館公正入札調査会議」を設置している。
最高裁判所	経理局の決裁において、契約担当課以外の監査課の合議が必要としている。	経理局に物品及び役務の調達を随意契約による場合と認める「指名業者選定委員会」を設置している。

(注) 国会及び裁判所から提出された資料に基づき当省が作成した。

2 日本放送協会における契約の適正化の取組状況

日本放送協会は、所管官庁である総務省の協力要請も踏まえ、随意契約の適正化に向けて次表のような自主的な取組を行っており、平成 20 年 4 月には随意契約見直し計画を策定・公表している。

表 2-① 契約の適正化に向けた日本放送協会の主な取組

取組項目	取組事項	取組内容
随意契約見直し計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○随意契約の点検・見直し ○随意契約によることができる場合を定める基準の見直し ○随意契約の公表の基準及び項目の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○随意契約見直し計画の内容（平成 20 年 4 月公表） <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の見直し計画の対象範囲、一般競争入札等への移行計画 ・随意契約によることができる場合を定める基準 ・随意契約の公表の基準及び項目 ・随意契約見直し計画の達成に向けた具体的取組及び移行時期 ・随意契約見直し計画の今後の改定 ・その他（随意契約に関する重点的な内部監査の実施と事前審査及び決裁体制の強化、調達に関する問合せ窓口の設置等）
契約の監視の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○監査役等による入札・適正な実施についてのチェック 	<ul style="list-style-type: none"> ○監査委員会（監査委員 3 人）による職務執行監査の実施。 ○外部有識者からなる入札契約委員会（経理局長の諮問機関）を設置し（平成 13 年）、契約の適正性をチェック。審議対象は、3,000 万円を超える建設工事の契約及び 3,000 万円を超える随意契約で、一定数の契約を抽出して審議し必要な指導・助言を受ける。当該委員会の開催回数は年 4 回ないし 5 回

（注）日本放送協会の資料等に基づき当省が作成した。

当該計画の内容及び契約に係る情報の公表状況は、次のとおりである。

（1） 随意契約見直し計画の内容等

① 日本放送協会は、次表のとおり、平成 18 年度に締結した随意契約について一般競争入札等への移行を検討し、理事会の決定及び経営委員会への報告を経て、20 年 4 月に随意契約見直し計画を公表している。

ただし、当該計画によると、その対象範囲は平成 18 年度に経理局等の契約担当部局が締結した随意契約に限られており、今後、業務担当部局が締結した随意契約（放送料や委託契約収納員等に係る契約）について点検・見直しを行うとともに、番組の企画制作については、さらに企画の公募や審査の透明性等のルールを整え、企画競争を順次拡大することを検討した上で、全契約を対象とした改定計画を日本放送協会の次期経営計画の策定に合わせて策定することとしている。

なお、日本放送協会は、番組の企画制作については、番組 1 本ごとに内容や制作手法がすべて異なるという特性があり、競争入札にはなじまないため、企画提案の内容によって採否を決定している。平成 18 年 8 月から、番組制作会社を対象にホームページで放送メディア・放送時間帯、番組ジャンル、予算の上限等を示して企画を公募し、内容審査の上、委託先を決める方法を導入し、企画競争を進めているとしている。

表 2-② 日本放送協会における随意契約見直し計画の策定方法

区分	内容
策定担当 部局	プロジェクトチーム（総合企画室、経理局、放送総局、視聴者総局、人事総務局、技術局）。 なお、監事事務局（当時）がオブザーバーとして参加
策定方法	契約事務の流れに合わせて工事・役務案件と業務委託案件に分け、工事・役務案件は経理局が、業務委託案件は関係部局がそれぞれ見直し案を作成し、これをプロジェクトチームが取りまとめて、理事会で決定
随意契約 の点検・見 直しの方 法等	経理局等の契約担当部局が平成 18 年度に締結した随意契約を対象に、経理規程等に定められた「プロポーザル」、「競争見積」、「随意契約」等に区分し、一件ごとに点検・見直しを実施 業務担当部局の権限で締結した随意契約（放送料や委託契約収納員等に係る契約）についても、契約方式の見直しを検討することとしており、平成 20 年 10 月を目途に、全契約を対象とした改定計画の策定を予定

(注) 日本放送協会の資料等に基づき当省が作成した。

② 随意契約見直し計画においては、平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約 1,371 億円のうち 151 億円 (11%) を、順次可能なものから一般競争入札、企画競争等に移行し、これにより、競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合を、18 年度実績 (70%) に比べ 8 ポイント減少させ 62% とすることとしている。

表 2-③ 日本放送協会の平成 18 年度契約実績

(単位：件、%、億円)

区分	競争入札	うち競争入札		随意契約	うち企画競争等	うち競争性のない随意契約	合計
		うち一般競争入札	うち指名競争入札				
件数	122	8	114	6,832	2,187	4,645	6,954
割合	2	0.1	1.6	98	31	67	100
金額	21	3	18	1,937	565	1,371	1,958
割合	1	0.2	0.9	99	29	70	100

(注) 1 日本放送協会の資料等に基づき当省が作成した。
2 日本放送協会の平成 18 年度契約においては、公共工事等の実績はない。
3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

表 2-④ 日本放送協会の随意契約見直し計画の内容

(単位：件、億円、%)

契約方式等		平成 18 年度実績 (A)		随意契約見直し計画 (B)		差引き ((B) - (A))	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
随意契約	競争性のない随意契約	4,645(67) <100>	1,371(70) <100>	3,051(44) <66>	1,220(62) <89>	△1,594 <34>	△151 <11>
	企画競争等	2,187(31)	565(29)	2,642(38)	606(31)	455	41
	計	6,832(98)	1,937(99)	5,693(82)	1,826(93)	△1,139	△111
競争入札へ移行				40(1)	15(1)		
事業取りやめ				1,099(16)	96(5)		
計				6,832(98)	1,937(99)		
競争入札		122(2)	21(1)				
平成 18 年度契約の合計		6,954(100)	1,958(100)				

(注) 1 随意契約見直し計画に基づき当省が作成した。
2 () は、平成 18 年度実績を 100 とした場合の割合を示す。また、< > は、競争性のない随意契約の平成 18 年度実績を 100 とした場合の割合を示す。
3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

また、この計画を達成するため、随意契約見直し計画において、次のような措置を講ずるとしている。

- i 随意契約によることができる場合の基準並びに随意契約の公表の基準及び項目を国の基準と合わせるよう改正し、平成 20 年度から施行する。
- ii 企画競争の拡大と公募手続の導入を図るほか、複数年度契約の活用、電子調達等の入札手続の効率化を行う。
- iii 契約の適正性を確保するため、随意契約に関する重点的な内部監査を平成 20 年度から実施する。
- iv 契約の透明性を確保するため、随意契約の公表の基準及び項目の見直しに合わせて、競争契約に係る契約情報の公表についても平成 20 年度から実施する。
- v 平成 20 年度から、随意契約に関する事前審査及び決裁体制の強化を図る。
- vi 調達に関する問合せの窓口を平成 20 年度に設置する。

表 2－⑤ 随意契約の適正化の達成に向けた具体的取組等

No.	項目	内容
1	企画競争等の拡大	番組の企画制作を除き、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の拡大や、参加者の有無を確認するための公募手続きの導入を図る。
2	複数年度契約の導入	放送機器の保守、施設管理関係については、質の確保を図りつつ、長期利用によるコスト削減を図る観点から導入済みで、更に積極的に活用していく。
3	入札手続等の効率化	電子調達の拡大や公告の方法等について検討を行うとしており、既に NHK 調達ページをホームページに立ち上げている。
4	随意契約に関する事前審査及び決裁体制の強化	随意契約の理由については、事前審査及び決裁を複数部局で行うこととしているが、この適用基準を 100 万円超（従来、本部は 250 万円超）の契約に引き下げ、審査・決裁体制を強化し、契約の適正化を推進

(注) 日本放送協会の資料等に基づき当省が作成した。

- ③ 平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約 1,371 億円のうち 1,023 億円 (75%) は子会社等との契約である。随意契約見直し計画においては、この子会社等との競争性のない随意契約 1,023 億円のうち 97 億円 (9%) を一般競争入札、企画競争等に移行することとしている。

表 2－⑥ 子会社等との契約状況

(単位：件、%、億円)

区分	平成 18 年度契約	うち随意契約		随意契約見直し計画		減少率 (b)/(a)
		企画競争等	競争性のない随意契約 (a)	一般競争入札、企画競争等 (b)	競争性のない随意契約	
件数	6,954	2,187 (100)	4,645 (100)	1,594 (100)	3,051 (100)	34
うち子会社等		153 (7)	1,061 (23)	635 (40)	426 (14)	60
金額	1,958	565 (100)	1,371 (100)	151 (100)	1,220 (100)	11
うち子会社等		27 (5)	1,023 (75)	97 (64)	926 (76)	9

(注) 1 随意契約見直し計画に基づき当省が作成した。

2 「うち子会社等」欄の () は、全体に占める子会社等の割合を示す。

見直し後も子会社等との競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているものとしては、番組の企画制作等の業務委託が大半を占めており、他に特殊な設備・技術を持つ者が子会社等以外にはいないもの等がある。

表2-⑦ 競争性のない随意契約によらざるを得ないものとしている例

(単位：件、億円)

区分	件数	金額
1 子会社等との随意契約によらざるを得ないもの	426	926.1
(1) 子会社等のノウハウ活用が不可欠な業務委託	161	868.7
○番組制作関係の業務委託 ・ 番組の企画制作業務 ・ 番組制作の美術業務、制作技術業務 等	100	681.8
○番組制作以外の業務委託 ・ 受信料関係の情報処理業務 ・ 視聴者コールセンター業務 ・ テレビ中央送信室の運用監視業務 等	61	186.9
(2) 特殊な設備・技術を持つ者が子会社等以外にはいないもの ・ 中継放送所等の地上デジタル化改修工事 ・ 音声多重ニュース等における通訳・翻訳業務 等	226	49.5
(3) 既設設備・システムの関連業務で子会社等以外では著しい支障があるもの ・ データ放送関連システムの保守・改修業務 等	36	1.6
(4) 供給可能な会社が一しかないもの ・ 放送衛星の一元的な運用業務	3	6.3
2 子会社等以外との随意契約によらざるを得ないもの	2,625	294.0
(1) 特殊な設備・技術を持つ者が他にないもの ・ 報道取材用航空機の使用契約 ・ 国際放送送信施設の運用業務 等	1,007	131.2
(2) 既設設備・システムの関連業務で他社では著しい支障があるもの ・ 放送用VTRの定期補修 等	1,210	133.7
(3) 特許権等の関係で供給可能な会社が一しかないもの ・ テレビ視聴率の調査 等	164	14.9
(4) その他 ・ NHKアーカイブスの建物管理業務（共同事業の施設で業者が一に指定） ・ 放送技術研究所における機密性のある研究開発業務 等	244	14.2

(注) 日本放送協会の資料に基づき当省が作成した。

④ 平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの結果、競争性の高い契約方式（企画競争）に移行することとした例としては、コンピュータプログラムの設計開発、放送局の受付、業務用資料等の協会内各局への配達等の業務契約がある。

表 2-⑧ 競争性のない随意契約から競争性の高い契約方式に移行することとした例

契約内容	見直した状況等
コンピュータプログラム設計開発 (非基幹システム)	子会社 (NHK コンピュータサービス (当時)) との随意契約 (単価契約) としていたが、競争性の高い契約方式 (企画競争) に変更し一般事業者も参入させる契約とした。
受付業務 (広島放送局)	受付業務のほか、見学案内、視聴者対応・理解促進業務等も担当するため、業務の理解度の必要性から、子会社との随意契約としていたが、業務を整理して、受付業務の部分を競争性の高い契約方式 (企画競争) とした。
業務用資料等の協会員各局への配達等業務	子会社との随意契約としていたが、競争性の高い契約方式 (企画競争) とした。

(注) 日本放送協会の資料等に基づき当省が作成した。

他方、見直し後も競争性のない随意契約によらざるを得ないとしているものの中には、各府省や他の地方放送局では一般競争入札等を行っている例のある契約 (業務用自動車の運行管理、受信不具合等の苦情相談・改善等) がみられた。

表 2-⑨ 各府省では競争性の高い契約方式としている契約を競争性のない随意契約としている例

契約内容	放送局名	理由
業務用自動車の運行・管理業務	北見放送局	緊急放送等のため、24 時間対応できることが必要であり、地域的に対応できる事業者が限られる。 ただし、他放送局では企画競争等を実施しているところがあり、可能な限り、競争化していかなければならない契約と認識している。
電気・空調委託業務	岡山放送局	他の機関と同居している関係もあり、管理会社が特定されるため
設備管理業務	北九州放送局	他の機関と同居している関係もあり、管理会社が特定されるため

(注) 日本放送協会の資料等に基づき当省が作成した。

表 2-⑩ 類似の契約内容であるが部局によって契約方式が異なっている例

契約内容	契約方式		競争性のない随意契約によらざるを得ないとした理由等
	競争性の高い契約 (一般競争入札等)	競争性のない随意契約	
個別受信対策	さいたま放送局	札幌放送局	受信不具合等の苦情受付、受信改善などの業務であることから子会社との随意契約としているが、例えば、電気店など対応できる事業者もある可能性はあるので、今後は競争化していかなければならない契約と認識している。
撮影補助業務	名古屋放送局、岐阜放送局、長崎放送局	高松放送局	技術力、経験、知識等専門性が必要であり、地域的、物理的にも対応できる者が限られる場合があるため
公開放送の音響操作等	大阪放送局	経理局	番組によっては技術力、経験、知識等特に専門性が必要な場合があるため
一般番組の編集	大阪放送局	経理局ほか	同上

(注) 日本放送協会の資料等に基づき当省が作成した。

⑤ 日本放送協会は、平成 20 年 10 月末に「随意契約見直し計画（改定計画）」（以下「改定計画」という。）を策定・公表している。

改定計画においては、次の変更・追加等が行われている。

- i 業務担当部局の権限で締結する契約を追加
- ii 番組の企画制作については、今後さらに、企画の公募や審査の透明性などのルールを整え、順次、企画競争を拡大することとし、今後 5 年間で企画競争を編成時間の比率で、委託番組の 25% から 30% 程度に高めていくこととし、改定計画とは別扱いにして、番組編成時間上の外部制作比率等によりフォローアップすることとする（平成 18 年度番組制作関連の業務委託契約 総額 683 億円）。
- iii 出演料、文芸・音楽委嘱料などは、編集方針に基づき決定する創作活動であり、番組の編集そのものであることから、改定計画の対象外とする。
- iv 平成 25 年度を目途に改定計画の達成に努めていく。

以上により、日本放送協会では、改定計画においては、平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約 942 億円のうち 245 億円（26%）を、順次可能なものから一般競争入札、企画競争等に移行し、これにより、競争性のない随意契約金額の総金額に占める割合を、18 年度実績（50%）に比べて 13 ポイント減少させ、37% とすることとしている。

表 2-⑪ 日本放送協会の改定計画の内容

（単位：件、億円、%）

契約方式等		平成 18 年度実績 (A)		改定計画 (B)		差引き ((B) - (A))	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
随意契約	競争性のない随意契約	6,354(73) <100>	942(50) <100>	4,226(48) <67>	697(37) <74>	△2,128 <33>	△245 <26>
	企画競争等	2,258(26)	920(49)	3,061(35)	1,052(56)	803	132
	計	8,612(99)	1,862(99)	7,287(83)	1,749(93)	△1,325	△113
競争入札へ移行				40(0)	15(1)		
事業取りやめ				1,285(15)	97(5)		
計				8,612(99)	1,862(99)		
競争入札		122(1)	21(1)				
平成 18 年度契約の合計		8,734(100)	1,883(100)				

(注) 1 日本放送協会の資料等に基づき当省が作成した。

2 () は、平成 18 年度実績を 100 とした場合の割合を示す。また、< > は、競争性のない随意契約の平成 18 年度実績を 100 とした場合の割合を示す。

3 計数はそれぞれ四捨五入しているため、計算結果において一致しない場合がある。

また、平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約 942 億円のうち 353 億円（37%）は子会社等との契約である。改定計画においては、この子会社等との競争性のない随意契約 353 億円のうち 127 億円（36%）を一般競争入札、企画競争等に移行することとしている。

表2-⑫ 改定計画における子会社等との契約状況

(単位：件、%、億円)

区分	平成18年度契約	うち随意契約		改定計画		減少率 (b)/(a)
		企画競争等	競争性のない随意契約 (a)	一般競争入札、企画競争等 (b)	競争性のない随意契約	
件数	8,734	2,258 (100)	6,354 (100)	2,128 (100)	4,226 (100)	33
うち子会社等		154 (7)	1,079 (17)	750 (35)	329 (8)	70
金額	1,883	920 (100)	942 (100)	245 (100)	697 (100)	26
うち子会社等		27 (3)	353 (37)	127 (52)	226 (32)	36

(注) 1 日本放送協会の資料等に基づき当省が作成した。

2 「うち子会社等」欄の()は、全体に占める子会社等の割合を示す。

(2) 契約に係る情報の公表

① 上記(1)の②のiのとおり、日本放送協会は、随意契約見直し計画において、随意契約の公表の基準及び項目を国の基準と合わせるよう改正し平成20年度から施行するとしている。

また、上記(1)の②のivのとおり、契約の透明性を確保するため、随意契約の公表の基準及び項目の見直しに合わせて、競争契約に係る契約情報の公表についても平成20年度から実施するとしている。

② これらの改正事項については、日本放送協会の定める「経理規程実施細則」に規定され、いずれも必要な措置が講じられており、平成20年4月から施行されている。

ただし、平成20年9月1日時点での日本放送協会のホームページにおける契約情報の公表状況をみると、公表することにより支障を生じるおそれがあるなどを理由に公表の対象外とし、公表様式に必要な項目を設けていないもの(随意契約に係る予定価格や落札率等)がある。

表2-⑬ 日本放送協会における契約に係る情報の公表の実施状況

公表事項	公共工事の名称、場所、期間及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
				商号又は名称	住所						
契約方式											
随意契約	○	○	○	○	×	○		×	○	×	×
競争契約	○	○	○	○	×		○	○	○	○	

(注) 1 本表は、平成20年9月1日時点での日本放送協会のホームページにおける契約情報の公表状況を示したものである。

2 公表事項欄の各事項は、国の基準と同じものを示す。

3 「○」は公表する項目が設けられていることを、「×」は公表する項目が設けられていないことを示す。

表 2 - ⑭ 契約に係る情報の未公表の理由等

未公表項目 (契約方式)	未公表の理由等
予定価格及び 落札率 (随意契約)	日本放送協会は、当該年度及び翌年度以降に同種の契約が認められる場合に、同種の契約の予定価格を類推させるおそれがあり支障が生じること、また、放送設備においては、メーカー等の技術力・開発力を取り入れるため、技術提案を求め、技術と価格を総合的に評価して契約者を決定する場合も多いこと、などにより公表していないとしている。
再就職の役員 の数 (随意契約)	日本放送協会は、子会社等については、役員一覧として、役員の役職・氏名・役職就任年月日・経歴についてホームページで別途公表しているため、契約情報とリンクさせて公表することは行っていないとしている。
契約の相手方 の商号又は名 称及び住所(競 争契約及び随 意契約)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「株式会社」であることのみを記載し、名称(商号)は公表していないものがある。また、具体的な契約相手先の住所は公表していない。 ○ 日本放送協会は、「番組編集権や守秘義務の制約があるものについては、契約相手先の名称や具体的な案件名の表示を差し控えました。」としている。

(注) 日本放送協会の資料等に基づき当省が作成した。